PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

HF
3776
S46
1938

Senjika Shina no boeki kin'yu

East Asia

日本銀行副總裁津島壽一序
エドワード・カン監修
森澤昌輝譯

戰時下支那の貿易・金融

慶應書房版

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/senjikashinanobe00mori

日本銀行副總裁津島壽一序
森澤昌輝譯
エドワード・カン監修

戰時下支那の貿易・金融

慶應書房版

HF
3776
S46
1938

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

序

對支聖戰の戰果は擴大され、吾人は今や東亞永遠の安全を確保すべき新秩序の建設といふ、有史以來未曾有の大業完成に邁進しつゝある。勿論、私は如何にそれが長期に亘らうとも、又如何なる難關が横はらうとも、わが國民の創意と努力と忍耐とが、よくこの歴史的覇業を成し遂げ得るものと確信するが、これがためには、先づ支那經濟の發展の經路並に精細の事實を知悉し、其の實相を根本から把握することが何よりも必要であらうと考へる。

事變勃發以來、支那經濟の動向に就ては、朝野各方面に於て眞劍に討究せられ、且つ右に關する眞面目なる研究的論策も多く公刊せられた。私は今後共、熱心なる學究及びジャーナリスト諸君がこの方面に精進を勵み、幾多貴重なる示唆を與へられんことを希望するものであるが、この秋に當り友人森澤昌輝君が、上海に於ける權威ある經濟雜誌「金融商業報」の飜譯編輯といふ新しい試みに成功し、玆に「戰時下支那の貿易・金融」と題し公刊に附せられることは、洵に時宜に適したものと謂ひ得べく、敢て本書を江湖に推奬する所以である。

日本銀行副總裁　津島壽一

譯者例言

本書はE・カン氏の主宰する週刊誌「金融商業報」"Finance and Commerce" の最近號に掲載された諸論文を拔萃反譯したものである。

最初の計畫では、戰時下支那の貿易及び金融の推移を取扱つた諸論文のみを拔萃し、これを編輯するつもりであつたが、E・カン氏自分の筆に成る "The development of China's foreign trade" 及び "Modern Banknotes in China" の二つの論文をも、この書の第一部及び第四部にそれ〴〵收錄した。これら二つの文獻は、何れも非常に貴重なものであつて、支那の貿易及び通貨の歷史的發展を理解する上に裨益するところ多大であらうと思ふ。

周知の如く、E・カン氏は銀問題の世界的權威者であるのみならず、また支那の財政・金融通を以て聞えてゐる。氏は嚴密な意味における論客或はジャーナリストではなく、むしろ實務家であるが、その言說には注目すべきものが多い。從つてその主宰する「金融商業報」も亦世界的に名がある。なかんづく、同紙の貿易、金融、外國爲替に關する諸論文は、いづれも高く評價されてゐる。

「金融商業報」は、上海の危機が切迫した昨年の八月中旬から下旬にかけて二回休刊したゞけで、戰時下の困難な狀態を克服しつゝ今日まで發行をつづけて來てゐる。本書に採錄したものは、昨年の八月四日號から本年の八月三十一

日號までゞある。これによつて、戰爭勃發後一年間の支那經濟の動きを紹介しようと努めた。漢口攻略後における新情勢を取扱つた諸論文に、別の機會に讓ることにした。新情勢を理解する鍵は、それに先立つ一ヶ年の推移のうちに自ら發見されるであらうと考へたからである。

支那に關しては、曾てR・C・レーマーが對支投資の精細な分析を發表してこの領域に巨大なる足跡を殘してをりまた社會史及び經濟史の方面にあつては、アジア的社會の究明に志すウィットフォーゲルの野心的勞作がある。更に支那における農業を理論的に體系づけたものにマヂャールの卓越した分析が發表されてをり、最近ではロッシング・バックによる諸研究までがわが國に紹介されつゝある。しかし乍らこの國の最近における金融通貨、外國爲替及び外國貿易の推移並びに現狀に關する權威ある論策は、未だわが國に何一つ紹介されてゐない。しかしてこの領域における研究についてはE・カン氏を以て第一人者とする。

カン氏の支那における通貨制度並に金・銀に關する研究は既に公刊されたが、その後においてもその主幹する「金融商業報」誌上を通じて興味ある研究論文が幾多發表されて來てゐる。しかしてそれらについては、これまでも斷片的には、わが國の或る種の新聞並びに雜誌に反譯紹介されはしたが、本書の如くそれらの諸論文を一つの集大成として刊行することは初めての試みに屬する。既に支那大陸の長期建設が具體的に議事日程として取り上げられ、且つ更生支那における新幣制の確立及び新貿易體制の創出が焦眉の急とされてゐる現下の時局においては、極めて意義ある試みであると自負するものである。

本書は竪山利忠、國領芳文、谷口啓次、森澤昌輝の四名の共勞に成るものである。第一部及び第二部は竪山と森澤第三部は國領、第四部は谷口がそれぐ〵分擔反譯し、最後に森澤がそれらを整理編輯した。編輯に當つては譯語の整理並びに文體及び用語の統一に努力したが、未だ不充分の感あるを免れない。なほ分擔者の都合上、第三部の後半は友人石川英夫君の協力を仰いだ。

この種の試みは初めてのものであり、それだけ多くの困難に遭遇したが、われ〵〵共勞者はともかくそれを克服して、一先づこれを完成した。しかし初めての試みだけに、最大の努力を拂つたにも拘らず、不滿足の點が多々ある。大方讀者の好意ある叱正を得れば幸甚である。

本書の譯出に當つては、幾多疑問の個處につき横濱正金銀行調査課次長守田藤之助氏の御世話になつた。こゝに記して御禮申上げる。

なほ本書の出版に當つては、序文を寄せられた日本銀行副總裁津島壽一氏に對して厚く感謝の意を表する次第である。

昭和十三年十一月二十日

森　澤　昌　輝

戰時下支那の貿易・金融

目次

序 ……………… 一
譯者例言 ……………… 一
第一部　支那對外貿易の歷史的發展
——古代から現代まで—— ……………… 一—一三
第一章　支那對外貿易の起源 ……………… 三
對外通商の發達……廣東の公行制……對支阿片貿易の起源……支那が結んだ最初の對外條約……南京條約へ導いた危機……條約港の開放……外國人支那海關に參與す……更に二つの戰爭……一八五八年及び一八六〇年
第二章　太平天國の亂とその後の二十年 ……………… 一八
太平天國の亂とアメリカの內亂……組織化されゆく支那の對外貿易……海關事務の統一……稅務司の任務……三年の飢饉と貿易の進展……阿片第一位を保持す

第三章　十九世紀末貿易と拳匪の亂……一四
一八八二―九一年の十年間……十九世紀最後の十年間……拳匪の亂……叛亂の勃發
第四章　世界大戰前後の對外貿易……五〇
廿世紀最初の十年……一九一二―二一年
第五章　阿片……六三
有害な阿片の役割……阿片貿易……阿片と銀の喪失……阿片取引の禁止……支那條約港の阿片輸入統計
第六章　滿洲事變前の十年間……七三
一九二二―三一年の十年間……支那の國際收支
第七章　最近六ヶ年の對外貿易……八八
一九三二―一九三七年……世界恐慌……滿洲事變……幣制改革……國内の統一成る
第八章　茶貿易……一〇二
茶貿易の衰退……支那茶の輸出統計……輸出の分布情況
附、支那の主要輸出入品價額一覽表

第二部　戰時狀態下における支那對外貿易の動向

第二部　戰時狀態下における支那對外貿易の動向……一二一—二七〇

第一章　上　海　の　危　機……一二五

一九三七年八月の上海における危機……上海は常態に復するか

第二章　戰禍の上海と貿易の前途……一三八

戰爭勃發後一ヶ月間の經濟活動の要約……上海の復舊への努力……上海の損失と貿易の杜絕……將來の貿易上の可能性……上海の中立と貿易の前途

第三章　一九三七年度における全支貿易の動向……一五八

一九三七年度全支貿易概觀……支那貿易港の比重の變化……戰爭は各國の對支貿易に如何なる影響を與へたか

第四章　一九三八年度第一四半期貿易……一八五

第一四半期全支貿易概觀……香港貿易の推移

第五章　一九三八年上半期全支貿易概觀……二〇〇

第六章　上海・香港貿易をめぐる日・英・米・獨……二一三

一九三八年上半期上海貿易概觀……上海貿易をめぐる日英米獨……一九三八年上半期香港貿易概觀

第七章　日本の海關接收と「支那の信用」……二三六

支那の關稅收入と債務……支那法律家の見解――取極めは「無効」……支那關稅收入の管理と「支那」の信用……日本の關稅收入管理に對するイギリス側の論評

第八章 關稅收入と內外債務……二七三

一九三七年度の關稅收入とその處分……債務擔保としての支那關稅收入

第三部 支那戰時金融の推移……二九一―四一五

第一章 事變勃發と金融情勢……二九三

金融情勢とその對策……通貨及び金銀の輸出入狀況……鈔行券……救國公債の發行

第二章 爲替市場と爲替對策……三一三

事變勃發と爲替維持對策……爲替維持政策の放棄と回復……その後の爲替市場と爲替對策

第三章 滙劃出現の意義と形態……三二六

滙劃の意義、滙劃に就ての二、三の問題……滙劃漸廢論……滙劃の利用とその推移

第四章 爲替統制と爲替市場の動向……三五八

爲替市場の動向……爲替と貿易の關係……輸出と爲替……爲替統制政策の批判……政府爲替計畫の失敗……通貨價値の維持……爲替制富増加
第五章　戰爭第二期における金融事情……三七八
政府公債と灘割……廣東の通貨問題……新「南京」通貨……漢口銀行家會議……金銀の動向……通貨情勢について……南支の通貨狀態
第六章　支那の鐵道借款調査……四〇六
支那の鐵道借款……鐵道前貸金……鐵道建設に與へられたクレデイツト
第四部　支那における近代通貨の變遷……四一七—六〇九
—一九〇一—一九三七年—
序論……四一九
第一章　發券銀行としての國立銀行……四二一
戶部銀行……大清銀行……銀行法規細目設定の嚆矢
第二章　發券銀行としての中國銀行……四三五
附、中國銀行の紙幣一覽表
第三章　發券銀行としての交通銀行……四五〇

三　交通銀行の創立……紙幣發行……支拂猶豫令……

第四章　中央銀行の紙幣發行……四六四

創立事情……紙幣發行の中央集權化……中央銀行の兌換券章程……海關金單位銀行券……中央銀行兌換券の流通高統計……中央銀行の兌換券記錄……主要各銀行の兌換券流通高

第五章　發券銀行としての省市立銀行……四八一

山西省銀行……陝西省銀行……四川地方銀行……江南農工銀行……新富滇銀行……湖南省銀行……湖北省銀行……河北省銀行……浙江省銀行……廣西省銀行……貴州省銀行……廣東省銀行……安徽地方銀行……寧夏地方銀行……山東省銀行……山東省民生銀行……江西裕民銀行……南昌市民銀行……青島市農工銀行……廣州市立銀行……察哈爾興業銀行……綏遠特別行政區……裕商並びに裕民官設銀行

第六章　發券銀行としての商業銀行……五〇一

特殊銀行……浙江興業銀行……中南銀行……華美商業銀行……支那爲替銀行……中國通商銀行……四明商業儲蓄銀行……浙江實業銀行……江蘇銀行……中國農工銀行……中國實業銀行……中國墾業銀行……農工銀行……中國農民銀行……北洋保商銀行……四川美豐銀行……江蘇省農民銀行……陝北地方實業銀行……江西建設銀行……福建南東銀行……山東商業銀行……山西濬沘銀行……南京商業儲蓄銀行……大中銀行……中國勸業銀行……西北銀行……錢莊その他

第七章 滿洲における通貨事情……五二三
北滿における元紙幣……南滿における元紙幣……奉大洋票……現大洋票
第八章 北支及び中支における紙幣……五三四
河北……山東……江蘇……浙江……四川……湖北……湖南……江西
第九章 支那特殊地域の通貨事情……五四五
邊疆地方における銀行券……非認可發行の通貨……外國銀行の發行せる銀行券
第十章 南支における紙幣流通情況……五五二
廣東省……共和制確立後廣東で發行された銀行券の種類……廣東における銀行券についての海關報告……汕頭……拱北……江門……三水……北海……瓊州……廣西省における銀行券についての海關報告……梧州……南寧……龍州……雲南省……貴州省……福建省
第十一章 幣制改革と通貨の統一……五九八
支那に於ける銀行券發行取締規則……銀行券印刷及運送管理規則……銀行券發行税……一九三五年十一月三日の緊急布告……發行準備管理委員會章程……發行準備管理委員會分會章程……發行準備委員會檢査規則

第一部　支那對外貿易の歷史的發展

―古代から現代まで―

第一章　支那對外貿易の起源
第二章　大平天國の亂とその後の二十年
第三章　十九世紀末貿易の拳匪の亂
第四章　世界大戰前後の對外貿易
第五章　阿　　　　片
第六章　滿洲事變前の十年間
第七章　最近六ケ年の對外貿易
第八章　茶　　　貿　　　易

序

「今がちやうど潮時である」これは、一九三七年の下半期が始まつてほんの未だ間もない頃、或る高級稅關吏が、私に語つた言葉である。この言葉の意味は、當時支那の海關稅收入は素晴らしく多額に上つたばかりでなく、またこの第一位を占める政府の歲入機關が、今後とても現在より更に一層良くなるだらうといふことであつた。消息通のものがひとしく抱いてゐたかうした樂觀に溢れた見解は、支那ばかりでなく海外でも、金融商業界では一般に共通してゐた見解であつて、旣に地平線の彼方から上海に向つて動きつゝあつた暗雲さへも、この前途に對する樂觀論を打ち挫くことができず、このため貿易業者たちは相も變らず支那對外貿易の目前の見込に夢中になつてゐたのである。しかしながら日支大戰爭は、この觀察とは全く異つた道を選ばしめたのである。

第一章　支那對外貿易の起源

對外通商の發達

古代支那では統計の目的といふことを理解することが出來なかつた。そして統計がないために、支那と海外諸國民

との間の通商關係の起源に就いては、現在でも殆んど全く知られてゐない。しかし既に西暦紀元前に於てさへ、この國の生産品、特に生絲は、陸路によつて旅行し、遙か地中海の沿岸諸國にまで進出してゐた。西暦九世紀になると、波斯灣岸に住んでゐたアラビア商人が東方に航海して、古代支那との通商關係を結ぶに至つてゐる。この關係が幾世紀に亘つて育成され、そして擴張されたことは、アラビア年代記にも、この點の記述があることに徴して明白である。そして廣東がこの支那アラビア貿易の要地であつた。十三世紀の初めになると支那の對外貿易は、西は紅海諸國南はフイリツピン群島、ボルネオ、北は日本、朝鮮と直接の關係をもつことが出來るようになつた。

註　もつと詳細な記録が欲しければ次の書を參照されたし。
エイチ・ビー・モース著「支那の貿易と行政」H. B. Morse "The Trade and Administration of China" 支那海關「一九二二—三一年十年間報告」Chinese Maritime Customs "Decennial Repo.t 1922-31"

最初に歐羅巴の旗を掲げて支那に來たポルトガル人は、喜望峰を廻航して、一五三七年澳門に小さな錨地を設けたが、それは次第に發達してポルトガル租界となり、幾多の歷史的事件を經て今日に及んでゐる。

スペイン商人は初めアメリカ及びフイリツピンを經て極東にやつて來た。スペイン人と支那人との間でなされた商賣の大部分は、主として支那の戎克船によつてゐた。支那からの大勢の移民がフイリツピンに居留したが、不幸にして一六〇三年と一六三九年の二回に亘つて大殺戮を受けた。其後、支那の役人達は一切の外人に對して極端な壓迫政策を以て臨んだが、これについては、スペインのかうした殘忍な蠻行と併せ行はれた初期のポルトガル人、イギリス人、オランダ人商人の半海賊的行爲が責任を負はねばならぬことはいふまでもない。

一六二二年オランダ人は澳門を襲ひ、その後間もなくペスカドアスを占領したが、更にそこを去つて臺灣に移り、そこへ要塞化された貿易場を築いた。その後四十年間同島に據つてゐたが（その頃同島は丁度支那人居留民の手で植民地化されかけてゐた）臺灣土人の或る海賊首領のため放逐された。

最初のイギリス船が澳門に着いたのは、一六三五年であつたが、ゴアのポルトガル總督の免許狀によつて商業をはじめた。二年後ジョン・ウエッデル船長の率ゐる四隻の船舶が到着した。廣東當局が、この新來者に通商を許與することを拒絶するや、ウエッデル船長は、大砲を以てボーグ要塞を攻撃し、これを占領した。その結果、廣東で貿易を開始することを許されたが、その範圍は局限されたものに過ぎなかつた。一六七〇年、廈門とそれにまた臺灣との貿易が開始された。そして一六八五年には支那の海港全部が勅令によつて外國貿易のために開放されたのである。

支那の海外諸國との通商關係は、東印度商會と取引を開始するに至り、著しく重要性を增した。同會社の船が初めて廣東に到着したのは一六八九年であつたが、一七一五年には早や商館（貿易場）が永久的基礎を得て廣東に設立された。其後、東印度商會と支那との通商關係は着々と增進し、十八世紀を通じて發展して後、一八二五年同會社の獨占が停止されるに至る迄、支那の對西歐の商業關係を完全に支配して來たのである。

廣東の公行制

後に發達して「行」（Hong）即ち「商館」組織となつた制度を、廣東で初めて作らうとする計畫をしたのは、一九〇二年のことであつた。當時は「皇帝の商人」と稱する高級官吏があつて、廣東に任命せられ、その手を經るほかに

外人は賣買することが出來なかつた。一七一五年、東印度商會は、戸部（Hoppo）と稱する廣東海關稅關長との協定に基き、定期的な貿易の中心地を廣東に設けるといふ取極めを行つた。それは、個人と無制限に賣買する權利を規定し、召使の雇入、解雇に關する特權をも包含してゐた。一七二〇年支那の商人は、公行（コーホン）即ちギルドを形成した。それに續く數年のあひだは、外國商人と戸部との間で、貿易に對する次々の苛稅に關し、紛爭が反覆されるのを常とした。諸種の制限は、ときの經つにつれて、嚴格を加へ、一七五四年には、外國船は一隻毎に、保證の商人一人を要するといふ規則が實施された。一七五七年敕命が發せられ、廣東以外の海港で、對外貿易を營むことが禁止された。公行は、その會員の大部分が破產狀態になつたため、一七七一年には解散する外はなかつたが、それは一七八二年になつて再建された。それと同時に一種の整理基金が設定され、從前の支那商人の損失及び負債を補償するため、對外貿易に對して三%の課稅を行ふことを規定した。

公行は初めは十二名の會員であつたが、のち一名が加はつて十三名となつた。六十年間獨占權を保持し、また政治上でも外交上でも、外國商人と支那の當局者との間の唯一の仲介者としての役割を果した。公行の商人は、外國商人が善良な擧措を保つことに就いて、自國政府に對して責任をもつた。外國商人は、當時の規定によつて、移動についても、個人的自由についても。嚴重な制限を受けた。當時、支那の主要輸出品は、絹織物であつたが、茶もヨーロッパに需要があつた。それから南京木棉物も。創業の當初、東印度商會は銀塊及銀貨を持つて來なければならなかつた。何故ならば支那人は、西歐人が支那人から買つたほど多額なものを、西歐人から買はうとはしなかつたから。當時は支那製の綿織物の方が、歐州品より遙かに優秀であつた。茶の輸出は、年々增加し、十八世紀の最後の十ヶ年間に、

廣東からイギリスに輸出された茶は、年平均一千九百萬封度に上つた。

對支阿片貿易の起源

支那における經濟生活、政治生活および保健生活にとつて極めて重要な一項は阿片問題であつた。一七二九年以降は輸入を禁ぜられたので、澳門から行はれてゐた阿片貿易も、その後の二十年間は言ふに足らぬものであつた。然るに東印度商會は、十八世紀の終りの三十年間支那への輸入數量を增加させることをその政策としたので、一八〇〇年には輸入高は約二千箱に達した。當時皇帝は、輸入を全く禁止してゐたのであるが、東印度商會並に支那の官吏が禁令の裏をかいたのであつた。

十九世紀の初期、支那茶の需要は步一步增加したが、然し一方阿片輸入は、それよりもずつと急速度に增加した。十九世紀の最初の十年間に輸入された阿片の年平均高は、四千五百箱と見積ることができよう。さて一八二一―一八二八年の期間までは年九千七百箱に增進したに止つたが、一八二八―一八三五年間の數量は、一萬八千七百箱へと飛躍した。當時支那へ輸入されたその他の製品及び原料（棉花を含む）は、阿片の賣込よりも價額に於ては少かつたのである。

一八三三年まで支那の貿易尻はつねに逆調であつた。支那が購入した阿片の費用は、一八三〇年までに數量に於て三千萬封度に達したところの茶の輸出代金によつて支拂れた。その他には少量の生絲が輸出されたが、收支勘定は外國人に銀を渡すことによつて償はねばならなかつた。一八二〇年の直後から現はれ出したこの貿易尻の逆調――これ

はいふまでもなく阿片に對する需要が急增したためである――を決濟する可能性は、そのほかには何もなかつたからだ。たゞ幸ひなことに、アメリカ人は、賣手といふよりも、遙かに大口の買手（主として茶）であつたので、その購入代金を支拂ふため絕へず多量の銀を持つて來た。それにアメリカ貿易額の平均は、廣東に於ける東印度商會の賣上高の約三分の一に達してゐた。しかしアメリカも、間もなく、銀より阿片を手にすることの方が容易なことを看破し、その通りに振舞つた。一八三〇年と一九三三年との間に、支那から流出した銀塊は、年四、五百萬元に達した。のちに支那の高官を驚愕させ、また遂には極東の風貌を一變させた政治上の諸事件が相次いで勃發したが、それらの起因はすでにこの當時のかうした事實のうちに胚胎してゐたのである。註）

註　支那海關十年間報告、一九二二―三一年を見よ。

東印度商會の手によつて長期間握られてゐたイギリスの對支貿易の獨占も、對支自由貿易を擁護したイギリス諸會社の激しい反對論に屈して一八三四年終末を告げた。十三の公行は、商館（卽ち非常に狹い地區内にある「ファクター」又は代理人の居留地）と稱せられた幾組かの建築物となつて建立され、さうしてそれらはこの地域内に居住を制限された外國人に貸與されたのである。一九三七年には合計三百七名の外人がそこに居住してゐたが、その中に二百二十四名のイギリス人、四十四名のアメリカ人、二十八名のポルトガル人とその他の國籍人十一名が加はつてゐた。これらの商人達が廣東にやつて來たのは五月から十月といふ限られた季節の間だけであつて、大部分の連中は一年のうちの殘りの月日を澳門で送つてゐた。

東印度商會の獨占がなくなつた結果として、大勢の獨立商人は支那に阿片を持ち込み、珠江に沿ふてこれを密輸入

するのを助けた。一八三六―三七年の期間に印度は支那へ三萬四千箱を輸出したが、一八三八―三九年にはその數量は四萬箱にのぼつた。北京では阿片輸入禁止令を發布した。從來默許料として相當の金を掴まされてゐた地方官吏も、外國人が特別仕立ての小舟のなかに設計された祕密の場所へ阿片を積んだりして次第に密輸入業者となつてゆく事實を目撃せざるをえなかつた。商賣がすつかり犯罪化したので、イギリスの監督官も、阿片の取引を繼續するイギリス人民に對しては、一切の保護を撤去しないわけにはゆかなくなつた。

支那が結んだ最初の對外條約

マカートニー卿の率ゐる最初の英國使節が北京に到着したのは、一七九三年のことであつた。北京では非常な歡迎を受けたが、實際的な成果を擧げることは出來なかつた。一八一六年アムハースト卿が第二回目の計畫を實行したが誤解のため謁見を許されなかつた。それよりも重要なのは一八三四年のネーピア卿の使命であて、卿は自國の主權と威嚴とを終始一貫主張して已まなかつた。事件の必然の結果として、彼の活動は支那とこの西洋の一强國との間の最初の戰爭を惹起し、次いで一八四二年の第一次對英條約を生んだのである。

隣邦ロシアは、陸路を經て支那に接近した。その最初の使節は、一五六七年北京に到着したが、成功しなかつた。そのほか更に一六一九年と一六五三年と二回に亘つて計畫が行はれたが、これまた否定的な結果に終つた。ロシアとの最初の條約が調印されたのは、一六八九年であつた。尤も隊商はこれよりも旣に數十年前に北京に到着してゐたのではあるが。支那側では、陸路貿易を規制する必要があつたのと、ロシアが占據してゐた滿州の或る地域を回復した

かつたので條約に同意したのである。その後も屢々ロシアから使節が派遣され、遂に一八九八年確定的な條約の調印となつた。

フランスの宣教師達は、十三世紀の終り頃に支那を旅行したヴェニスの冒險家マルコ・ポーロの書いた著述に鼓舞されて早くから支那には入つて來てゐた。しかし公式にフランスが支那との關係を開始しようと試みたのは、一六六八年のことで、その年ルイ十四世は康熙帝に信書を送つた。貿易はかくて一七二八年穩かに開始された。最初の外交使節は一八四四年支那に到着したがそれが最初の條約調印として記憶されることになつた。

アメリカが直接對支貿易を始めたのは、一七八四年のことであつた。支那との最初の條約は一八四四年に調印された。その他の諸國も漸次之に追隨し、そして廣東の「商館」生活に參加した。そのうち主なるものは、スウエーデン人、デンマルク人、ベルギー人、それにハンザ同盟の諸都市であつた。

南京條約へ導いた危機

一八三八年、支那皇帝は阿片貿易を全面的に禁遏しようと決心し、帝國最高委員（註 欽差大臣）に林則徐を任命して一切の阿片取引を絶滅させやうとした。この決定は當然のことながら、阿片の大ストックを抱へてゐた外國商人間に、大きな不安を惹き起した。それに加へて、外國人の間の種々の不平、特に公行に貸付けた莫大な債權が一向に回收出來ぬといふ不平などが捲き起つて來た。更に、公開市場に於ける賣買の權利の否認とか、また專橫な貿易課稅、輸出入品關稅標準の祕密主義とかいふ不平があつた。さうして最後には、廣東の商館に於ける外國人の個人的自由を

束縛するが如き規程に對して反對運動が勃發した。

一八三九年の三月、目的に對して極めて誠實な人物たる林委員は外國商人に對して、支那の領海内にある一切の船舶に積込まれてある阿片は、一オンスも殘らず引渡すよう命じたが、その阿片は二萬箱を越えてゐた。イギリスの監督官エリオットは決斷力のある性格の持主で、また甚だ勇氣のある人物であつたから、この命令に即座に反對した。そこで支那側は、廣東商館を封鎖し、召使を全部撤退させて、その要求を强要した。支那官憲はかゝる手段を以て阿片を全部引渡させてのち之を直ちに燒却した。こゝにおいて、エリオット艦長は一切の英國民を澳門に引揚げさせ、英支通商を全く禁止することを命令した。

林委員の行動は阿片取引を大いに減退させはしたが、密輸入業者は直ちに活動を開始し、彼等はその惡辣な商賣を繼續するため武裝船を使用した。一八三九—四〇年財政年度の印度から支那への阿片の輸出高は、二萬箱に低下したが、一年後には再び三萬四千箱に增加した。密輸入を阻止し得ないことに氣付くや林委員は他の方法で問題を解決しようと努めた。彼は外國商人全部に對して、自己及び自國民が現在はもとより將來も阿片の賣買はやらないといふ誓約書を提出することを要求した。この誓約書の文句について悶着が起り、それはまる一ヶ年續いた。外國人達は、自ら進んでその誓約に署名したけれど、將來廣東にやつて來る一切の外國人に强要し得るような集合的な證書を提供する方法を發見することはできなかつた。それでも多くは署名したが、イギリス人はそれを拒絕し、香港及び湯化島にあつた自國船に引揚げた。

とかくするうち、廣東當局は、イギリス人所有の多量の阿片ストックを勝手に押收したばかりでなく、イギリス商

人及び官吏を全部投獄したので、イギリス政府とイギリス國民の激昂を買ふことになつた。そこでイギリスは十六隻の軍艦及び運送船（このうちの四隻は蒸氣船）を派遣し四千名の軍隊を送ることに決定した。これらの艦船は、支那領海に集結し、一八四〇年六月二十八日には廣東を封鎖した。此種の行動は、その後同年末まで次々に行はれ、それは寧波、厦門、揚子江口に及んだ。そして遂に北支白河河口に於て、在北京代表者と直接交渉が行はれた。その間香港はイギリス軍隊の手で占領されてゐた。

一八四一年八月、エリオット艦長とヘンリー・ポッティンヂャー卿が交迭した。ポッティンヂャー卿が赴任するや戰爭が再開され、イギリス軍は猛烈に攻撃した。厦門及び舟山島は同軍の手で再び占領され、鎭海及び寧波も奪回された。浙江省の奥地まで遠征が行はれ、乍浦、吳淞、上海及び鎭江が占領された。支那側も乍浦と鎭江とでは英雄的な防禦をしたが、徒勞に歸した。そして遂に、イギリス軍が南京城を包圍すると共に、一八四二年八月二十九日條約調印となつたが、これこそ實に支那の對外貿易の全過程を急激に且つ劇的に一變せしめる要因となつたのである。

條約港の開放

南京條約は次のような主要條項を内容としてゐる。

（一）廣東、厦門、福州、寧波、上海の諸港を外國貿易のため開放すること、これらの各港にイギリス領事を任命すること。

（二）香港島は永久にイギリスに割譲すること。

(三) 支那は總額二千百萬銀弗の賠償金を支拂ふこと。そのうち一千二百萬弗は戰費、六百萬弗は廣東に於て沒收された阿片、三百萬弗は公行の破産せる會員の未濟債務の代償たること。同時に公行の獨占は廢止され、イギリス國民はその好む何人とも自由に交易し得ること。

(四) 公平にして正規の輸出入稅率表及びその他の關稅は條約港に於てこれを公表すること。

佛支間の條約は、合衆國の場合同樣、一八四四年に調印されたが、それはイギリスが未だ要求したことのなかつた特權たる治外法權の原則を條件としてゐた。對アメリカ及び對フランスの條約は、兩者共、今一つの條項(對イギリス協定にはない)即ち條約の改訂は十二年を經過して後要求されるといふことを內容としてゐた。この條項はその後論爭の中心となり、またもや戰爭を惹起した。

支那人は當時國際法といふものについては全く何も知らなかつた。新條約は、幾年かの間、或る程度の成功を見せたが、支那の役人も人民も實際に於てこれを遵奉するといふことはなかつた。ときの經つにつれ、根本的に相容れない見解の衝突が起り、相互の不平の原因となつて、遂に西歐諸國の手によつて新たに暴行と流血とが支那に對し强要されたのである。戰爭の裁決によつて、支那は諸外國が欲するやうな貿易條件に最終的に服する外はなかつた。

當時の支那の輸出は、殆んど獨占的に茶と生糸とから成つてゐた。支那茶の海外積出は、一八四四年の七千萬封度から一八五八年の一億三百萬封度に增加した。生絲輸出は、なほ一層の發達を遂げた。一八四三年には合計一千七百八十七俵だつたが、一八五八年には八萬五千九百七十俵に達した。そして同期間に、上海は廣東に代つて對外貿易の主要港となつた。言ふまでもないが、太平の亂は、前世紀の五十年代中、支那の大部分を荒廢させ、對外貿易の能力

を甚しく剝奪した。

外國人支那海關に參與す

太平の叛徒が一八五三年上海の支那人街に姿を現すや、清國官吏は町から逃亡した。フランス領事は、徵稅機關がなくなつたので、入港せる自國船舶に對し關稅を支拂はずに商品を陸揚げすることを許した。しかしイギリスとアメリカ領事は、關稅は支拂ふべきであるといふ裁決をした。上海地方では資金が缺乏したので、モラトリアムが公布された。アメリカ商人はフランス國民が關稅支拂を免除されてゐることに對し不滿だつた。そこで、結局、一八五四年六月、三國領事は、上海に於ける支那海關稅を徵收するため、三人の外國人監督官から成る委員會を任命することに意見が一致した。ティ・エフ・ウェイド海軍大佐は支那語に精通してゐたので、實際上行政は彼の双肩に掛つて來たその後一年にして彼の後任としてエイチ・エヌ・レイ氏が就任したが、のちに第一次の海關總稅務司となつた。支那政府のこれらの最初の外人使用人はその同胞から一般に嫌惡された。

外國人の發議によつて、燈臺船が揚子江沙洲に繫留され、外國船舶のため港務部長が上海で任命された。かく上海が重要性を得つゝあるに反し、廣東は一歩々々、その重要性を失つた。一八五六年、所謂「アロー」戰爭がイギリスとの間に勃發し、その結果、廣東にあつた「商館」の外人官舍は暴民のため燒打ちされた。それ以來對外貿易の本部は香港に開設され、香港は急速に重要性を獲得し、廣東は大損害を蒙つた、一八五七年八月廣東港は封鎖され、そして同年十二月には、二年間同市の行政をやつてゐた外國人委員の率ゐる英佛聯合軍のために占領された。一八五八年

聯合軍は太沽に進撃し、同年六月には英、米、露、佛との間に各種の條約が締結された。此等の協約は新しい貿易條件を作り、支那對外貿易史上新紀元を劃することゝなつた。（註）

一八五八年の媾和締結に續く時期に、支那稅關事務處理に就いて近代的制度が採用された。上海に於て、阿片、茶生糸を除き、一律に五％の基準による正規の稅率が初めて施行された。

註　支那海關十年間報告—一九二二—三一年を見よ。

更に二つの戰爭—一八五八年及び一八六〇年

一八五八年五月、英佛艦隊のため太沽砲臺が占領されて後、支那と諸外國との間の現存の條約は改訂された。同年六月、支那とロシア、同樣にアメリカとの間にも新協定が達成されたが、このうちには最惠國といふ條項があつた。その後數日にして、英佛との條約も亦調印された。長期の交渉中に起つた主要な難點は、商業の目的を以て內地を旅行せしめよといふ外人側の要求並びに北京に於ける外國使節の永久居留の問題であつた。清朝はこれらの要求に對し最後まで頑强に反對したけれども、結局讓步するよりほかはなかつた。外國人に對する治外法權の原則は一八五八年の條約中に極めて詳細に再確認された。

前述の如く新關稅率は輸出入共、一律に五％の關稅を基礎としてゐた。阿片は、一擔に付き三十兩が基準、即ち從價にして七乃至八％に等しかつた。茶は一擔に付き二・五兩の割合で課稅された。即ちイギリスに於て封度當り十七ペンス徵收されたに對して、封度當り一・五ペンスであつた。外國人は個人使用の家庭用日用品及び雜品ならば無稅

で輸入することを許されたが、この特權はその後四十四年間も續いた。支那から米、豆類、豆粕、銅貨を輸出することは絕對に禁止されたが、一方輸入の方では鹽と武器とが絕對の輸入禁制品であつた。

一八五〇年、最初に上海に設けられた外國人稅務司は、やがて條約諸港に擴張されねばならなかつた。この條約港は新たに十一港、即ち南京、九江、漢口、鎭江、臺灣、淡水、汕頭、瓊州、天津、牛莊、及び通州が加はることによつて擴大された。通州は未定のまゝであつたが、それに代つて芝罘が外國貿易のため開放された。九江の開市は、一八七六年まで、南京は一八九九年まで遲延した。既に納稅した輸入品は特に課稅されずに支那のその他の海港へ再輸出された。又海外への再輸出に向けられるならば、輸入外國貨物には戾稅が支拂はれた。通關稅と「沿岸貿易」稅は從價二・五%に釘付けられた。

天津條約は、南京條約の條款にくらべてみて、根本的に新規なものはあまりない。しかしそれは後者の諸規定を統一整備し、外國商人の地位を一層確固たらしめ、そして後に確實で且つ不斷に發展できるような貿易制度を創設した。

北京に於て信任狀を捧呈しようとした外國使節團の最初の計畫は、最も拙い結果になつた。一八五九年イギリスの使節が、天津を經由して北京へ進む目的で太沽に到着するや、北塘經由で行くよう要請された。直通路以外の道を行くことを拒絕し、通過を强行せんとするや、英人側は擊破され、四隻の砲艦を失つた。合衆國は北塘經由で赴いたが、謁見を拒絕され初期の目的を達せずして引返さねばならなかつた。

一八六〇年、イギリス及びフランスは再び對支宣戰を布告し、北支へ遠征軍を派遣した。八月二十一日に太沽砲臺が占領され、その四日後に天津も占領さた。九月八日聯合軍は北京城外を包圍した。こゝにおいて清朝は再び戰勝軍

に屈服するほかはなかつた。一八六〇年十月二十四日、北京條約が調印された。しかしそれは殆んど外國貿易とは關係なく、その條項は主として政治的性質のものであつた。卽ちこれによつて外國の代表者が北京に永久に居留しうる權利が遂に認められ、九龍は英國へ割讓され、賠償金は、參戰兩國たる英佛のそれ〳〵に對し八百萬兩に增額させられた

上海が支那の貿易中心地としての重要性を獲得したのは、この時であつた。一八五八年の上海對外貿易總價額は六千五百六十八萬三千兩であつたが、一八六一年までにそれは八千四百十六萬一千兩に達した。それ以來上海は、再輸出から判斷すれば、支那の對外通商に關係ある貨物の再分配の極めて重要な中心地となつたのである。

日本が對外貿易を開始し、支那から最初のヨーロッパ製品を輸入したのが一八五八年であつたことは、回顧してみて興味が深い。一方、一八五八―六一年の間は不當な對支樂觀論が漲り、その結果在支外國商人は過度の貿易をやつてゐた。彼等は奧地の事情に暗かつた。言葉さへ知らないで、一切を買辨に賴つてゐたのである。

第二章　太平天國の亂とその後の二十年

太平天國の亂とアメリカの內亂

支那が先づ最初に外國の手形支拂期限に從はうと試みた當時の對外貿易が、どんな基本條件にあつたかを考察する場合、考慮しなければならぬ事柄は太平の亂である。この叛亂は十年間に亙つて、全國を荒し廻つた後、破壞と殺戮の時期とも言ふべき一八六三年頃、江蘇省に於て、その絕頂に達した。そのため重要な生糸工業は殆んど拭つたやうに消滅してしまつた。そして慘害から復興するには、數十年を要したが、その間支那の生糸輸出額は減少して取るに足らぬ小額となり、一八六二年以前に占めてゐた最高位を回復し得なかつた。それから支那の對外貿易にとつて、重要な今一つの要因は、アメリカの內亂（一八六一—六五年）であつて、その結果世界の到る處で棉花飢饉が起つたのである。そのためイギリスの製造業者は、もはや支那織機の製品に太刀打ち出來なくなつた。そして少くとも一時は、棉花が支那の重要な輸出品となつたのである。

太平の亂後、數千の避難民は、再び上海を去つて鄕里に歸つたが、このため一八六六年には上海の地價が恐ろしい程暴落した。しかし、その一方では、一八六五—六九年の間に、貿易が概して復活していつた。殊に茶の貿易が大部分を占めてゐた。それと同時にイギリスからの綿、毛製品輸入が非常に急激に增加した。この頃支那に輸入された阿

片は、毎年約七萬五千箱に達したが、次の十年間には、何らの増加も認められなかつた。その主なる理由は、雲南、貴州、陝西、四川に罌粟を栽培したためである。

當時の支那對外貿易に著しい影響を及ぼしたものにいくつかの重大な事件があつたが、有名なのは一八六九年十一月のスエズ運河の開通であつて、それは帆船の廢止と通商路線の短縮をもたらしたのであつた。一八七一年六月には上海は、歐洲と直通電信線を以て連絡されつゝあつた。これまで支那は、世界の他の部分からは孤立して存在してゐたが、今や新な紐帶が創造され、支那を國際貿易の網目に結合し、世界の經濟機構の重要部分に連絡したのである。

上海海關が貿易統計を編成したのは、一八〇五年以降であつて、その他の諸港も、その後年はその例に倣つたけれども協力しなかつたので一定したものがなかつた。一八六四年以降において一切の海港を包括する海關統計を作成しようといふ試みがなされたが、これとても外國型船舶で運搬されて來た貨物のみを包含したものであつたから、不完全であつた。當時のもので戎克船に依るもの、または各種の內地稅關を通過する商業をも包含する統計は絕對に得られない。

序でに述べておきたいことは、廣東近傍の珠江埋立地にある沙面が、商館が燒打に遭つて三年後の一八五九年に外國租界として開放されたことである。外國軍隊による廣東占據は一八六〇年に終結したが、同年の特記すべき事柄は揚子江の開放と外國船舶の導入といふことであつた。この事實はまたもや貿易港としての上海を有利ならしめた。一八六二年にかなり大量の武器や軍需品が輸入されたことが、上海に於いて記錄された。許可された販賣價額は二十萬ポンドと記錄され、ほかに不法の武器が叛徒のために密輸入された。海港の開放はまたロシアとの茶貿易を促進した

（これまで同國は陸路を利用してゐた）。當時ロシアの茶消費量は年三千萬封度に上つてゐた。しかして一八六二年、福州は七千四百五十二萬七千封度の茶を輸出し、上海は五千九百七十四萬四千封度、廣東は三千百八十九萬四千封度を輸出した。

『一八三四―八一年外國貿易史』の編者（『一九二二―三一年十年間報告』五八頁を參照せよ）が一八六二年の支那對外貿易の內譯を計算せるものに依れば、次の通りである。

輸出	
茶	三五、〇〇〇、〇〇〇ドル
生糸	三三、〇〇〇、〇〇〇
輸入	
阿片	六八、〇〇〇、〇〇〇
綿製品	二七、〇〇〇、〇〇〇
その他の輸出入	三七、〇〇〇、〇〇〇
計	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

右に比し一八四四年の支那對外貿易額は六千萬ドル、一八五四―五五年は一億二千五百萬ドルであつた。

一八六三年の海外から上海輸入總額は八千二百萬兩であつたが、揚子江及び北支諸港の開港前の最後の年たる一八六〇年には丁度二分の一の四千一百萬兩に過ぎなかつたのである。

一八六四年の特筆すべき事件は、太平賊が最終的に敗北したことである。しかし貿易の恢復は、直ぐには行はれなかつた。當時、上海は支那對外貿易の二分の一を占めてゐたが、この地位は今日に於てもあてはまる。廣東は一八六四年に貿易減退を記錄に殘し、同年その對外貿易價額は一八六〇年の記錄たる三千四百萬ドルに對して、二千二百萬ドルに低落した。しかし一八六四年以降は、廣東の對外貿易も再び上向きになつた。

支那海關の手に成る見積りの示すところでは、同國の對外貿易價額は、一八六四年が一億九千二十四萬二千ドルであつたが、これは、前年に比し約五％の減退であつた。しかして對イギリス貿易は當時支那の對外貿易統計の十一分の十と評價された。一八六五年といふ年は、アメリカの內亂が終結した年であつたから、上海の對外貿易にとつて、狀態の改善を意味してゐた。この內亂が終結したため、棉花飢饉が終りを告げた。そしてこの原料の價格を激落させた。それにアメリカの內亂が終つたため支那茶に對する需要を復活させることになつた。一八六五年は上海及び廣東の對外貿易が增加を示した年である。同年はまた、支那政府による江南造兵廠の設立で有名であるが、同造兵廠は關稅收入から補助金を交付され、船舶修理、機關工作、小銃製造を目的としたものである。一八六五年の對外貿易は二億三千七百五十萬八千兩と海關によつて報告されたが、前年に比し顯著な增加ぶりであつた。

一八六六年はイギリスに非常な財政的危機が起り、その影響によつて上海に設立されてゐた十一の外國銀行のうち五行が閉鎖した。しかし上海の對外輸入は二二・五％增加して、四千七百萬兩以上となつた。その原因は主として、

イギリスの綿毛製品並に阿片の激增にあつた。一方、輸出はといふに一四%減退して二千五百萬兩となつた。その主たる原因は、生糸產額の不振であつた。天津への外國品輸入は次の統計から明白なやうに著々と增進した。

一八六三年	一、九八七、〇〇〇ポンド
一八六四年	二、四二一、〇〇〇
一八六五年	二、六九〇、〇〇〇
一八六六年	五、二五一、〇〇〇

一八六六年の支那の貿易總額（沿岸貿易を含む）は三億兩と評價されたが、一八六五年に比し一層の增進であつた。海外からの輸入額は七千六百九十萬兩に達し、輸出は四千六百萬兩と報告されたが、英國は依然として約九〇%を占めてゐた。

一八六七年は依然として不景氣であつて、これが北支の拳匪の亂によつて一層助長されてゐたにも拘らず、同年の上海生糸輸出は二五%增加し、茶は一九%增加した。興味あることは、明かに同年が輸入に對し輸出超過であつたことを指摘できることである。しかし海關統計の示すが如く、實際に支那にとつて有利な貿易收支であつたかどうかは疑問だ。生糸及び茶の地元商人は屢々香港所在銀行宛の小切手を請求し、その手取金を以て植民地たる香港の英國綿布や暹羅米を買入れ、戎克船で廣東にその貨物を輸送し、さうすることによつて海關の監視を逃れた。一八六七年の支那の對外貿易總價額は、一八六六年よりも約二%低下した。

ところで一八六八年、支那の國際貿易は顯著なブームを示した。支那に輸入された綿布價額は約五〇%增大して二千二百四十萬兩となり、一方阿片の輸入價額は六百萬兩減退した。一八六八年は輸出業者が大繁昌を謳つた年であつた。生糸輸出は五四%增加し價額にして二千四百四十萬兩となり、茶は八%增加の三千六百五十萬兩となつた。そして一切の條約港における支那の對外貿易總額は、一八六七年度よりも一千三百萬兩だけ多かつた。

前述の期間までは、支那茶は世界市場に於て獨步の地位を保つてゐた。海外から絕へず註文があつたため、價格も季節每に騰貴し、それによつて支那商人は大儲けをした。かうした狀態であつたから、彼等は新茶に古茶の殘りや柳の葉、その他の異物を混入するといふ近視眼的策略を弄した。

このやうに性質を劣惡化させたことが、有力な原因となつて、印度、日本茶の競爭を成功させることになつた。これこそ、支那をして世界の茶の需要に對する主要供給者として持つてゐた、殆んど獨占的な地位を喪失せしむるに至つた原因であつた。

一八六八年まで英國の支那對外貿易において占める割合は、總額の七分の六で依然壓倒的であつたけれども、そこには變化が生じつゝある徵候が認められるやうになつた。例へばフランスは、これまでロンドン經由で、大量の生糸を買つてゐたが、いまや支那からの直接購買者となつた。日本も亦大規模にこの國から輸出するに至つた。

海關事務の統一

一八六九年の支那の對外貿易は、その伸張は普通であつたけれども、着實であつて、その總價額は一億四千二百萬

兩と報告された。茶の混ぜ物は引續き行はれ、柳の葉の調製は上海の重要産業となり、この代用物が一八六八―六九年度の茶のシーズンに約四十萬封度も製造された。同期間は又「マルー混成品」が出現したことで有名である。それは上海の茶店から生ずる茶の葉を使用したもので、その葉の若干は恐らく床からの掃き集め物で、再び火にかけ、外國への輸出用に供せられたのである。當時、上海は支那對外貿易總額のうちの三分二を占めてゐた。ロンドン市場において支那產のものの競爭者として印度茶が出現し始めたのは、この頃であつた。一八六六年印度から英國へ船積されたものは、僅かに四百六十八萬封度に過ぎなかつたが、一八六九年にはその分量が一千五百萬封度に增加した。しかしそれは支那から外國が買入れる額の約一〇%に過ぎない。

一八七〇年は、一部は普佛戰爭のためと、一部は北支及び或る西部地域の叛亂のために、貿易の總額は減少した。ドイツ製品が支那市場に現れ同種のイギリス製品を驅逐し始めたのは一八七〇年のことであつた。同年はまたスエズ運河――從つて汽船が――利用できるようになつたので、「茶の快走帆船（クリッパー）」が終りを告げたことで知られてゐる。イギリスは依然支那對外貿易の八五%を占め合衆國は六・五%の分前を獲得し、そして日本も僅か乍ら三%を越え、歐洲大陸は二・五%であつた。

一八七一年は支那の貿易にとつて繁榮の年であつて、輸入、輸出共に記錄的數字、卽ちそれぞれ七千八百萬兩、七千五百萬兩を記錄した。漸次奧地又は外港から直接船積みせんとする傾向が著しくなり、その結果、上海は海外輸出に關してはやゝ重要性を失つた。スエズ運河を利用し得るやうになつたことは、黑海の港に有利になりオデッサの開港を招來した。このことは古くからのキャフタ經由の陸路貿易の停止をもたらした。價額に於て一億五千五百二十七

萬五千兩に達した一八七一年における直接の對外貿易のうち、上海は二千四十五萬七千兩、廣東は二千四十五萬七千兩、福州は一千五百八萬七千兩を占めてゐた。天津は、廈門、汕頭、漢口に次いで、二百四十六萬四千兩の位置にあり、九江の總額は八萬二千兩にすぎなかつた。

支那對外貿易における關係諸國の分布狀態は次の通りであつた。

イギリス及び植民地	一三一、七二八、〇〇〇兩
アメリカ合衆國	一二、〇九九、〇〇〇
ヨーロッパ大陸	四、三四七、〇〇〇
日本	三、四二五、〇〇〇
その他の諸國	三、六七六、〇〇〇
合計	一五五、二七五、〇〇〇

また同年の商品別構成は次のやうな分類を示してゐる。

輸入	
綿製品	二九、八〇四、〇〇〇兩
阿片	二九、二六一、〇〇〇
羊毛製品	四、七六六、〇〇〇
金屬製品	二、四三九、〇〇〇
雜品	一一、九二〇、〇〇〇

合計	七八、一九〇、〇〇〇兩
輸出	
各種の茶	四〇、三二六、〇〇〇兩
生糸	二八、五〇二、〇〇〇
雜品	六、〇三三、〇〇〇
合計	七四、八六一、〇〇〇

支那に於ける海關事務に外國人を雇傭しはじめたのは一八五四年であつた。時の經つにつれ三人の外人稅務司は收入の增加に關してばかりでなく、徵稅費の減少に關しても素晴らしい成績を擧げることが出來た。サー・ロバート・ハートの計算によると、支那式制度によれば、徵稅費は一〇〇%を越えてゐたが、上海の外人稅務司の下では、僅か二%を超えたに過ぎなかつた。一八五九年に任命されたエイチ・エヌ・レイが最初の總稅務司になつた。他の二人の外人稅務司は手當を與へて解雇し、エイチ・ティ・デビス氏が上海稅務司に任ぜられた。同年には制度が廣東まで擴張されたが、ロバート・ハート（當時イギリス領事館通譯官）が自己の官職を辭任して後支那海關事務に參加した所は、この廣東であつた。

稅務司の任務

稅務司の創設といふことが、政府の財政からみて必要であり、有益であるといふことは、間もなく一般に認められ

た。そして外國人が創始したやうな海關事務が行はれなければ、天津條約の條項も實施されず、また支那の國際貿易とても從前の如く殆んど發達することが出來なかつたであらう。一八六四年、總稅務司は、イギリス人委員五名、フランス人三名、アメリカ人三名、ドイツ人一名を部下に持つことになつた。それから一八七三年、內勤の收納部員は九十三名から成り、その中イギリス人五十八名、フランス人十二名、ドイツ人十一名、アメリカ人八名その他の國籍人四名であつた。

良く組織された關稅事務の力を借りることが出來なかつたら、北京政府當局は、支那が支拂ふべき賠償金に基く賦課金を支拂ふことは出來なかつたであらう。しかし、以前に關稅收入の分配に與つてゐた諸省は、この變更の結果屢々財政的困難に陷つた。新しい事務組織は一切の條約港で一律に關稅を賦課し、正確な記錄を作成する責任をもつことになつた。

海關當局も亦國內貿易（沿岸貿易）に對する賦課に與つた。そのほか條約に依つて一噸當り四匁の割合で噸稅を徵收しなければならなかつた。しかし噸稅は、四ヶ月の期限內ならば、支那のどの港でも二度支拂ふ必要はなかつた。また轉口稅或は子口稅（ハーフデューティ）（この稅には國內的な內地稅が混合されてゐる）を徵收するのも、海關の職務であつた。この稅は名義上では、內地に移動する外國輸入品及び海外への輸出を目指して移動する自國商品に適用されるのであるが、實際はたゞ一つの商品、即ち鴉片だけに適用されたのである。

能率的な海關事務を創始するといふ事業は大變な仕事であつた。にも拘らず立派に完成されたのは、大部分、サーロバート・ハートの努力に俟つものである。海關事務は支那の對外通商といふ全建築物に對する要石となつたが、若

しそれがなかつたら萬事は崩壞したことであらう。
その十年間に、海關事務は重要性からいつても、實際上の達成した程度からいつても發展がみられた。四十七年間總稅務司を勤めたサー、ロバートは嘗つてから語つたことがある。
『……同樣に廉直にして能率高き支那人自身の行政を産み出し、それがこれに代はるときが來た時、この仕事は終結することにならう』かうした方向への動きは、それ以來發展し、サー・ロバート・ハートの云つた條件が事實となりさうに思はれてきた。

三年の飢饉と貿易の進展

十九世紀の初めから一八七一年までの間は、支那に於て事件の瀕發した時代であつて、小說的といふよりも劇的といふべき歷史を以て滿たされた時期を作つてゐる。しかし外國貿易が大進步を遂げたのは、前述の期間中最後の十年間だけであつた。次の十年間は顯著な事件は殆んど發生しなかつた。換言すれば、概して國際貿易は注目すべき進展を示し得なかつたのである。一八七二年から一八七五年の年代は不況期を代表してゐたが、その原因の一半はスエズ運河の開通と電信の開始から過度の取引への新しい誘因が生じた結果起つた樂觀主義にあつた。以上の敍述は、先づ支那の輸入に關係したことであるが、しかし輸出も亦影響を受けた。そして一八七二年に輸出のレコードを作つたが、それに續く三年は沈滯の時期であつた。あとで再說するが、一八七三年といふのは、歐洲を席捲した經濟恐慌で有名な年であつた。それから一八七六年に今一度輸出のレコードを作つて後は支那は數年間、比較的安定した時期を

出現させた。

國內的には、一八七六年といふ年は、種々の不幸をその後に殘した。河南、山西、陝西、といつたやうな北支諸省は恐ろしい旱魃に襲はれ、約一千萬の人々を餓死させたといはれる三年續きの飢饉を惹起した。同年はまた銀價の暴落に見舞はれた。支那通貨の基礎をなしてゐたこの白色の金屬は、これまでの五十年間は價格に於て比較的に確實であつたが、七十五年頃から幾度かの激烈な變動が開始され、そのため商賣は非常に妨害された。

印度が茶の競爭に成功しはじめ、一方フランス及びイタリーが生糸の生産を開始したことから、支那が自己の市場を奪はれたのが丁度この頃であつたことを記述してみるのも興味が深い。海關統計に依れば、一八七二―七六年間は、輸出價額が輸入價額を超過してゐたから、貿易尻は好調であつた。しかし、統計が與へる描寫は、當時の金銀移動については何等認識するところがなく從つて不完全なものといへるだらう。

この十年間は、貿易尻の改善と國內平和の三年（一八七九―八一年）を以て終りを告げた。輸入額は增加して一ヶ年だけは新しい高記錄を作つたがその後の年は激減した。しかし概して支那の國際貿易額に確かに增加があつたことは何ら疑問の餘地がない。殊に同期が全世界にわたつて商品價格の暴落した時期であつたことを考慮すると、一層その感が深い。

こゝに特記しておきたいことは、一八七二年支那招商局が、支那沿岸貿易に從事することを目的として、特に天津向海路により貢納米を輸送するために、設立されたことである。その後これによつて支那の炭坑の發達と更に條約港の開放が招來されたのである。

支那への綿製品輸入は急激に増加し、一八七五年には一千七十五萬反に達した。阿片の輸入は依然底堅く、相當に高水準を維持してゐた。この最後の十年間に支那國內の阿片生産が二倍の數量に增加したといふ事實は、吸煙者數が甚しく增加したことを示してゐる。からした重要品を別にすれば、その他の製品の支那への輸入は些細なものであつた。棉花は時々輸入され、銑鐵及び製釘用鐵は政府の勘定で少量が輸入された。ヨーロッパでは同時代は新しい機械製品の消費が行はれたことで有名な頃であつた。マッチ、石油、縫針といつたやうな商品さへも、國內に輸入されるいはほんの少量に過ぎなかつた。一八七五年まで金屬及び雜品の輸入は全部で支那の海外からの購入總額の約二五%であつた。合衆國への綠茶輸出も漸次價額に於て減少したが（日本は支那との競爭に打ち勝つた）之に反し蒙古、シベリヤ向き磚茶の販賣は非常に急速に增加した。

一八七六年は綿製品一千二百萬反の輸入を行つたが、生糸にとつても同年はブームの年であつた。支那の輸出總額は八千一百萬兩の巨額に達した。前述の如く一八七六年は北支三省の恐ろしい旱魃の年であつたが、その作用は外國貿易にも直接に及んだ。しかしヨーロッパ甜菜糖の意外な凶作のため、南支は一八七六年ヨーロッパへ向けて砂糖を輸出することが出來たので利益を得た。

北支の旱魃と飢饉とにも拘らず、一八七七年の輸入額は、いくらか不振ではあつたが、依然滿足すべきものがあつた。一方生絲輸出は、大減少を示したが、これは主として市場價格の低落のためであつた。茶は數量の限りでは最も成功してゐたが、價額に於てはこれまた減少し商人は損害を蒙つたのである。

貿易にとつて最も重要なものといふのではないが、一八七七年に起つた若干の事件は述べておかねばならぬ。英支間の芝罘協約の條項に基いて、新條約港が宜昌、蕪湖、溫州及び北海に開かれた。次に揚子江汽船の先驅たる上海汽船航業會の船舶が支那招商局の所屬に歸し、淸國旗へ轉籍した。北支の旱魃、蒙古から、四川に亙る北支大平原を荒廢させた北支の旱魃は、第三年度も繼續し、約一千萬人を餓死せしめた。かうした狀態であつたから外國貿易は當然のことながら減少した。しかしそれにはただ一つ例外がある。阿片がそれで、その輸入額は飢饉年度中も相當に增加した。

かうした狀態の下では、一般的狀勢の改善を特徵とする年として一八七八年に期待するのは無理であつた。一八七九年には一六%以上の增加が記錄されたが、この增進には約四百萬兩も阿片が寄與してゐたのである。しかして國內の罌粟栽培が絕へず增加してゐるにも拘らず、殆んど每年輸入が增進するのは、明かにそれだけ夥しい阿片吸煙者が國內に增加して行つた證據だ。數年の困難を經て後一八七九年外國綿布は再び一千二百七十五萬反に增進し、また石油や外國製染料も、數量、價格共に著しい增加率を示した。旱魃と飢饉の三年を經た後の一八七九年は素晴らしい收穫で有名な三ケ年（一八七九―一八八一年）の第一年度であつた。イギリスは支那からの茶の買付高を減少させたが、これに反しロシアへの輸出は、四十萬擔といふ稀有の增加を示した。そのうち三分の一は紅茶、殘りは磚茶であつた。しかし、價格は甚しく低落した。例へば一八七六―一八七七年に十二兩で賣られた磚茶が、一八七八年には七

兩、一八七九年には僅か五兩になつた。

ロバート・ハート氏が歐州行の郵便事務を開始するため初めて海關を組織したのは、一八七九年のことであつた。同年、南朝鮮の海港たる釜山が、日本とだけの外國貿易のため開設された。

阿片の輸入は一八八〇年には一四％減少したが、もちろんそれは支那の罌粟栽培が大增加を告げた爲であつた。綿製品は價格に於て一七・五％まで膨脹した。茶の輸出額は二千萬擔に達し、磚茶價格の九兩への回復と共に顯著であつた。生絲にとつても素晴らしい一年であつて、價額は低落したが產額は增加した。また數年の停滯の後、支那は再びかなり大量の砂糖を歐米に向けて輸出することが出來た。この商品の大部分は臺灣から手に入れたのである。

一八八一年は繁榮の第三年目であつたが、前年に比し輸入價額が一六％も增加したのは外國製品に對して素晴しい需要が起つたことが原因であつた。綿製品は一千五年萬反も國內に輸入され、また金屬の輸入も增加したが、著しいものは鉛と錫であつた。雜品は價額に於て二八％增加したが、それは石炭、棉花、石油、マッチ、縫針の輸入が增加したためである。茶の輸出は記錄を作つた程の大量（二百十三萬七千擔）であつた。價額は單價の低落のため減少したが一方、生絲は支那及び海外に於ける產額減少のため高値を呼んだ。麥稈眞田が一八八一年五萬擔も海外に賣却され初めて注目すべき數量に增加した。

海關の役人であるテイ・アール・バニスター氏は、支那への外國品輸入額の平均百分率構成に就いて次のやうな分析を與へてゐる。

	一八七二―七六年	一八七七―八一年
阿片	三九・七五%	四二・六〇%
綿製品(綿糸を含む)	三〇・〇六	三六・八一
羊毛製品	六・七一	六・六三
金屬類	五・二一	五・四六
雜品	一八・四五	一八・五〇

更に一八六七―一八七一年代に溯つてみても、支那の國際貿易構成上の相對的變動は極く輕微なものであつたことに氣が付く。その後一八八一年までは阿片が第一位を保持し、金屬はいふに足らぬ役割しか果さなかつた。しかし金屬こそは雜品と共に、支那の輸入貿易を根本的に變革すべき運命の持主であつたのである。

第三章　十九世紀末貿易と拳匪の亂

一八八二―九一年の十年間

この期間にあつては支那對外貿易は更に一層の發展を遂げた。しかしそれも最初の四年間は非常に減退したのであつて、著しく增進したのはその殘りの期間においてであつた。この十年間の終りには、支那の國際貿易價額は六二%も增加したのである。

しかしこの顯著な發展も、實際は統計ほど著しくはなかつた。それは一八八七年に香港（九龍）と澳門（拱北）とに支那海關が設立されたためであつて、これら對外據點と本土の隣接地との間の戎克船貿易を通じて、初めて或る程度の統制が出來たのである。即ち、阿片、綿布のやうな大部分の商品輸入、並びに茶、生絲の輸出が共に對廣東關係に於て海關の監視下に入つたのである。支那へ輸入される綿布の數量は依然增加を續け、その增加率は四〇%乃至五〇%に及んだ。綿絲輸入は印度が極めて廉價に供給し始めた爲に、激增した。この十年の終りと初めとを比較して見ると六倍以上にも達した　綿製品全部について見ると十年間に倍加した。機械製の印度綿絲は家庭紡績絲より紡ぎ方が規則的であり、且つ强靱であつた。また日本は當時紡績工場の操業を開始し、支那から棉花を買入れたので、その値段をせり上げたのである。

一八八二年阿片は支那輸入總額の三分一となつたが、この期間の終りまでには五分の一へ低落した。その主要原因は、西北支那に於ける栽培の擴張であつた。同期間内の支那對外貿易の構成にみうけられる今一つの特徴は、いはゆる雜品輸入の伸張であるが、それは同期間の終りまでに總額の約三三%に達したのである。

輸出は膨脹の傾向があつても、それほど顯著ではなかつた。茶は最初の七ヶ年は從來通りであつたが、終りにかけて激しく凋落した。この分岐點が茶の歴史中、その後の衰退を劃するものである。イギリスはアッサムとセイロンから益々大量に買ひ、アメリカも一轉して日本から綠茶供給を受けることになつた。この變動の原因はさきに指摘した通りであつた。即ち品質の統一のないこと、混ぜ物のあること、外人の要求を一般に無視してゐたこと等によるものである。ロシアは依然支那茶、主として磚茶の最も有力な支持者であつた。銀價及び市中爲替は不斷に低落したが、農民は兩建で高値を要求することが出來たから、實質上の損失はなかつた。

茶の輸出は減少したが、生絲の輸出は大增加を見た。生絲は數量に於ても倍加したが、殊に繭、屑絲の輸出が豫想外に增加した。その他絹織物、殊に絹紬が海外で思惑買ひされた。かくてこの十年の後半には生絲輸出は、支那の全國際貿易に占むる割合に於て茶を凌駕するやうになつたのである。

約五十年間といふものは、生絲と茶とが支那から外國へ輸出される重要品であつた。しかし一八八七年以降は、雜品輸出の傾向が明白に認められるに至つた。その雜品のなかには、地球の到る處に住み增加する移民群のために送られた食料品、衣服、その他の物品があつた。支那棉花は日本の新設の紡績工場に確實な購買者を見出した。山東で製造される麥稈眞田も大需要があつた。また豆類、豆粕、獸皮、皮革、植物油、種子、羊毛、五倍子等のその他の商品

も外國の顧客に試驗され始め、その後における支那の生産の著しい發展を豫想させるものがあつた。減少した唯一の商品は砂糖であつて、これは外國の收穫とそれ以上太刀打ち出來なかつた。かくて一八八二――一八九一年の十年間に、雜品は重要性を倍加し、輸出總額の略一五乃至三〇％を占めてゐた。

この十年を特徴づけるものは、銀價の一層の低落であつた。かゝる低落は支那貿易の前途にとつて有利ではあつたが、一方、度々の變動や不安定のため對支貿易に投機的要素が持ち込まれた。外國爲替の駈引に堪能なことで有名な支那の商人達は、さうした要素に反對しなかつたばかりか、反對に大抵の場合、商品取引から生れる偶然の利益よりも自分の機敏さに深い魅力を感じた。しかし屢々賭博をやり過ぎた。例へば一八八八年、爲替決濟上堪へられぬ損失を蒙つたので、支拂拒絕といふ不可避的な結果を生じた。そしてこの事實は、信用を害することゝなつた。豫め取極められた爲替がかく逆の途を辿つたため、資力不充分な支那人の買手は、貨物が到着しても、爲替が或る程度昂騰すると屢々それを引取ることが出來なかつた。また一定の爲替基準に依つて商品を注文した後、市中相場が著しく低落し、しかも豫め爲替が手當してない場合は契約不履行者となつたことも屢々みられた事實である。

特に注意を要する點は、支那の國際貿易に於てイギリスの占める割合の減退である。同十年の終りには、イギリスの割合は支那の外國貿易總額の一八％にまで低下した。かくの如く激減した理由としては、支那茶に對しロンドンの需要が減少したこと並びにイギリスが從來のやうに支那生絲の仲介者として活動しなくなつたことが擧げられる。從つて支那生絲は西ヨーロッパが直接買入れることになつた。しかしロシア向きの輸出茶は確實に增進し、オデッサ經由の路線をとつて販賣された。この特殊品（茶）は非常に重要となり、その結果全輸出量の約一一％を占めるに至つ

た。アメリカの對支貿易は總額の約七%で從來通りであつたが、日本は未だ支那の外國貿易に自分の劇的な割込を始めてゐなかつた。

同十年間に於ける支那の外國貿易の發達を示すに次の如くである。（單位千海關兩）

	輸入	輸出	合計
一八八二年……	七七、七一五	六七、三三七	一四五、〇五二
一八九一年……	一三四、〇〇四	一〇〇、九四八	二三四、九五二

前掲の數字は海關兩で商品だけを表示したものである。特殊貿易は勘定に入れてゐない。總括して云へば、この十年間は繁榮と市民的並びに政治的な安定の時期であつた。

十九世紀最後の十年間

次ぎの十ケ年は以上の特性を持續することが出來なかつた。一九〇〇年には拳匪の亂が勃發して清帝國をその根底から震憾し、大規模の變動や改革を惹起した。しかしこの不祥事はこの時期の最後の年に起つたのである。われ〳〵は順序として初年度から始めてゆかう。

支那の輸出入は何れも前世紀の九十年代に倍加した。貿易は年々急速に伸張したから、貿易業者の目から見れば、全期間とも滿足すべきものだつたと云へるだらう。しかし輸入價額が倍加したと云つても支那に輸入された貨物は、數量に關する限り、それほどまでには伸張してゐなかつた。といふのは爲替が絶えず下落し續けたから、外見上、即

ち價額の上で急速に增進したのである。一言にして云へば、銀貨で表はされた價額が急速に增加したといふことになる。

けれども支那の海外輸出價額の增加には、もつと實質的なものがあつたと言へる。それといふのは支那產として知られてゐる原料品輸出の著しい伸張があつたからだ。綿製品、主として綿絲には、現實に增加が認められた。印度綿絲はその地位を維持してゐたに反し、イギリス綿絲は日本製品に漸次代られつゝあつた。一八九九年の輸入綿製品總價額は、一八八八年以前のどの年にくらべても、またその他の一切の商品にくらべてみても事實巨額であつた。一方、阿片は明かに減退と消滅の最後の時期に入つた。即ち一八九一年の支那への輸入高は七萬七千二百擔に達したが、世紀の終つた一九〇〇年には四萬九千二百擔まで低下した。

金屬や羊毛品の或る種の商品は漸次衰退したが、その他の商品、特に米、石油、砂糖、石炭、アニリン染料、鉄力板等はかなり活潑であつた。それに完成品または贅澤品よりも、半製品を輸入する傾向があつたことが明瞭に認められる。支那人はそれ〴〵の家庭で綿絲から土布を織る途を選んだ。

一八九四年において特記すべき事柄は、日清戰爭であつた。そしてその一つの結果として、臺灣島の日本への割讓が行はれた。從來臺灣島には、多くの茶が栽培され、主として合衆國に輸出されてゐたが、今や臺灣茶は、支那に關する限りでは、外國品となつた。支那茶の輸出は、さきに述べた諸理由のために減退しはじめた。がロシアは依然支那茶、特に磚茶、それから綠茶、紅茶の最良の顧客であつた。しかしその輸出(陸路)は、一九〇〇年拳匪の亂が勃發するや殆んど全く停止せざるを得なかつた。一八九七年アメリカでは新に雜物混入禁止法が通過し、支那からの綠茶

烏龍茶の輸入に明白な防遏を加へ、それによつて直ちに價額を三分の一方減少させてしまつた。ロシアはセイロン島及び印度に購買所を設立し、從來支那から得てゐた茶の數量を漸次減額せしめた。

絹絲の動きは非常な成功であつた。その海外輸出は、殊に生絲に關する限りでは、不斷の伸張を見せた。蒸氣工場製造の生絲は、一八九四年初めて海關輸出統計に現れて來たが、十九世紀末には、この等級品が同年の生絲輸出總額の約四〇％を占めてゐた。十九世紀の最後の九年をその前の十年と比べて氣付くことは、生絲及絹製品の價額が一八九九年には一八九一年の三千六百九十萬海關兩に對して、總額八千二百十萬海關兩に達したことがある。しかし一九〇〇年の拳匪の亂は、これらの商品をも激減せしめる原因をつくつたことはもちろんである。

しかしながら同期間内に全輸出貿易の三七％から五〇％以上に增加した茶、生絲以外の商品に於ても、非常な增進が見られた。從來は茶、砂糖、石炭の生産及び輸出地帶だつた臺灣を失つたにも拘らず、猶且つこの結果を生じたのである。增加は多くの商品に亙つてゐたが、豆類、豆粕、麥稈眞田、獸皮、毛皮、種子、羊毛、煙草、絨氈等において著しかつた。

この期間は銀及び支那爲替にとつて破局の時期であつて、相場の不斷の低落を特徴としてゐた。一八九四年、一兩に付き三シリング二ペンス、卽ち一八九〇年よりも約二シリング方安くなつて、ここに新しい最低水準が出現した。それだのに支那がかくの如く金本位諸國との貿易を繼續し得たといふことは稀有の現象と言はねばならぬ。特記すべきことは、海外に於ける銀價の投機的暴落に當面するや、支那側が價格水準を調整したことである。

右と關聯して一八九三年印度が造幣廠を閉鎖することによつて銀價の自由鑄造を停止し、以て金爲替本位を採用し

たことを想起する必要がある。更に記憶すべきことは、日本が一八九七年銀本位を廢止し、支那から得た戰爭賠償金によつて金本位を創設し之に代らしめたことである。かくて支那は殆んど唯一の銀本位國として取り殘され、銀價の不斷の崩落に當面させられたのだ。

拳匪の亂以前に貿易の伸張を助けた諸要因としては、新貿易港即ち龍州、蒙自、重慶、蘇州、杭州、思茅、三水、梧州、膠州、南京、三都澳、騰越の開設があつた。そして今一つの重要な改革は、一八九五年、條約港に動力運轉工場を設立することを外國人に許したことである。かうした工場のうちで最初のものは紡績工場、蒸氣製絲工場等であつて、はじめは外國人の手で運轉されてゐた。しかし漸次、支那人所有者が之を大規模に模倣した。この時期にまた鐵道建設が開始され、新しい運輸路が創設された。更に國際貿易の進展と共に、噸數が大いに増加したが、それは主として日本とドイツの兩國旗を掲げた船舶の増加のためだつた。貿易は不斷の伸張を見せ、それと共に將來も亦素晴しく好望なるかの如く見えた。ところが、天はこれと異つた道行を欲した。一九〇〇年、恐るべき拳匪の亂が勃發し支那の政治的經濟的全構造の上に深刻な痕跡を殘したのである。

拳匪の亂

十九世紀末は支那史上の一礎石を代表した時期である。蓋し同年に於ける拳匪の亂の勃發は、支那の生活の殆んど凡ゆる方面に亙つて、重大な變化を起した原因となつたからだ。一九〇〇年といふ年は、清朝の終焉と、支那政府の再形成とがはじまつた時期と考へて誤りないであらう。いふまでもなく、拳匪の亂は同國の經濟狀態、なかんづく最

も重要な外國貿易に對して直接の影響を及ぼした。この事件は、支那の經濟的發展の特徴を誤りなく理解するに際して決定的な重要さをもつてゐる。

一九〇〇年は、歐洲人の間では普通黎明期と考へられてゐるけれども、當時清朝は全努力を擧げて、中國を古代の標準に釘付けにしようとした。拳匪の亂を目して、國際的活動のあらゆる時期に亙つて生じた支那と諸外國國民との間の誤解の絶頂と見ることは正しい。しかしこれが凡ゆる點に於て失敗した結果は、現代支那の近代化を不可避的なものたらしめたのである。

拳匪の亂勃發の基調をなす動機を理解するためには、一六四四年明朝を征服してこれを繼承せる、アリアン種族たる滿洲統治者の目標を同時に理解すべきである。ポール・エイチ・クレメンツ教授はその著「拳匪の亂」において、その傾向について優れた要約を與へてくれる。

「地球上最も惠まれた地方の一つを支配する滿州人征服者は、人類の四分の一を占める聰明で法律を遵奉する種族に對する君臨者としての自分の利益を擁護するためには、外界から接觸すべき通路を一切閉鎖し、變革せんとする努力を一切禁止し、更に鎖國を行へば、外部の影響によつてこの種族が自己と同じ事業を反覆したり、または自己の支配に不滿を感じたりすることは不可能であらうといふ事實を間もなく理解したのである。換言すれば、彼等がもつてゐたこの國に關する觀念をそのまゝ現狀維持し、國の內外の何れからするものにせよ、かうした觀念をいくらかでも採用することを防遏することが清朝君主の政策であつた。かくて支那人生來の保守主義は無限に增長し、かくて古代は支那史上唯一の價値ある時代と稱讃され、支那古代の聖人は、生きた人間にとつて空前絶後の知識を

教へた師であると誇張された。かくて一切の國境が嚴重に警戒され、歐洲との交渉は實際上に禁止され、意氣沮喪せしむるほどの入國條件を冒してやつて來た少數の外國使節や商人に對しては、屈辱的な讓步が要求されたのである。このやうにして支那人の生來の偏見は、一世代毎に、この退嬰的政策の單調な反覆によつて鼓吹され、「天子」の口から出た以上に成功し、遂には傲慢な國民的自惚れと、理性や事實や體驗によつても動かされないほどの外界に對する愚劣な且つ徹底的な無智の時代が達成されたのであつて、西洋の進步及び啓蒙の時代とは全くの反對物であると云ふべきである。」

一九〇〇年の大事件の一層深い原因を探究するには、この論述のなかで既に述べたやうな一八四〇年から一八九五年の期間に亙る諸事件を考慮しなければならぬ。この期間の特徴は、支那政府が外國のものなら何んでも、それに對し理不盡な敵意をもつてゐたに對し、他方ヨーロッパ側では支那に對し不斷に侵略を行つたことである。一八四一年の阿片戰爭、一八五六年のアロー戰爭、一八五八年の英佛聯合軍による攻擊、一八六〇年の英佛聯合軍によつて再開された北支の戰爭、それから一八九四――九五年の日清戰爭を回想して見るとよい。また想起すべきことは、外國人が、北京に代表者を駐在させる權利と對等關係の承認を得たのが、聯合軍によつて支那政府の心臟部を攻擊した一八六〇年の北支戰爭の結果であつたことである。

一九〇〇年の事件が啓示したことは、要するに、一八四二年の南京條約以後、支那は表面的從順を裝つてゐたけれども、それを忘れたのでも、許容したものでもなかつたといふことである。一八九五年の敗戰は支那に巨額の賠償金を負擔させた。この不幸に加へるに、ヨーロッパによる淸帝國への地方的蠶食――即ちロシア、イギリス、ドイツに

よる旅順港、威海衛、膠州灣の租借――が行はれ、それが一九〇〇年の清朝の崩壞の原因の一部を作つた。

フランスの南支侵入に先だつてイギリスは、香港對岸の沿海地に對して、同樣の計畫を實行する口實を發見した。さうして支那は九龍の周邊をなす二〇〇平方哩の地域を九十九年間イギリスに對して租借せしめざるを得なかつた。そしてイギリスは一八九八年、揚子江流域を他の列强へ絶對に割讓せずといふ誓約を支那から得ることによつて、支那の最も富裕な部分を自國の勢力範圍とするに至つた。日本も直ちにこれに倣ひ、福建省に於て同樣の權利を要求し、そして獲得した。又そのほか厦門においても日本租界を得たのである。

フランスとても安閑としてゐなかつた。一八九八年四月、總理衙門に一書を送り、廣州灣を九十九年間租借することを要求した。次に雲南府から東京國境に至る鐵道敷設權を要求し、最後に、支那は廣東、廣西、雲南、並に海南島を他の列强に割讓せずといふ約束をも要求したのだ。そして膠州灣におけるドイツと同樣に、フランスも亦廣州灣に武裝兵を上陸せしめ、フランス旗を揭揚するや廿一發の禮砲を發して萬歲を三唱した。その後間もなく、フランスは上海においてフランス租界の延長を强要した。

かくて支那十八省の中十三省までもが、甲又は乙の國の『特殊な勢力範圍』としてイアマークされてしまつた。しかしてロシアは滿洲の諸省に對して同樣な要求を行ひ、ドイツは山東全省を自己の勢力範圍と考へ、一方日本は福建を自己の特殊權益地域として要求した。

光緖帝は非常に重要視すべき存在である。同帝は、資性善良であつたが、健康は脆弱で纎細で、多感な殆んど女性に近い容貌をしてゐた。また夢想家で、詩的、哲學的氣質を有してゐた。そして强固な性格や、大使命の遂行に邁進

すべき統治者に必要な大精力を持ち合せてゐなかつた。同治帝の崩御に際し、皇太后が彼を同帝の繼承者として選定したのも、却つて彼がとるに足らぬ人物であることと、年若いといふことのためであつたであらう。

しかし乍ら光緒帝は、一時世界を驚倒させた。既に一八九〇年に勅令を發して、基督教は條約によつて完全に保護を受ける權利があることを指摘したのである。光緒帝は外國の問題に關する書物は特に興味を以て熱讀したので、忽ちにして外國の文化や進化の思想を身自ら取り入れたのであつた。光緒帝の師傅たる翁同龢は、皇帝の熱望するところを少しも妨害しなかつた。一八九八年、彼に代つて近代思想家たりし康有爲が選ばれ、同帝に非常な影響を及ぼした。その時から眞の改革を開始する意圖をもつてゐたことは十七箇條の勅諭の公布によつても明らかである。この勅諭によれば、支那が凡ゆる方面に於て西洋に劣つてをり、また國防は無力であるばかりか、國富も缺乏してゐる事實を明白に承認してゐる。かくて官吏は、西洋に學び、凡ゆる部門の科學に於て最善の體系を選ぶよう要請され、支那の古い教育觀は、誤謬、無益であるといふ烙印を捺されたのであつた。

勅諭は、通商の重要性に鑑み、特別貿易部の設置を推奬してゐた。それから支那にとつては新機軸であつた次の如き諸提案が列擧されてゐた。卽ち國際的慣習に從つて官廷の各吏員は海外に旅行すべきこと、記錄のない遠い昔からの國民の誇りであつた支那の科學制度は廢止し、その代り西洋の科學に上達すべきこと、軍隊組織を改革し、大學を各省に設立し、支那國民は何れも上奏請願の權利を有すべきこと、新海軍を創設し、中央鑛山局を開設し、更に北京に農務局及び鐵道局を創設すべきこと等がこれであつた。

そればかりでなく、康有爲の示唆に基き、その他にも改革が正式に提議された。例へば支那も豫算制度をもつべし

といはれ、國家財政の最善の方法として內國公債が提唱され、無益な多くの事實上の冗職を廢止し、外國人及びその宗教は保護されることになつた。多數の支那寺院は學校に改變され、政府の行動に對する批判の自由が許容された。

慈禧皇太后は、數ヶ月の間は、甥の光緒帝の行動を默視してゐたが、實はその一切の改革運動を根絕すべき心理上の好機の到來を待つてゐたに過ぎなかつた。一八九九年九月、皇帝がその助言者康有爲に示唆されて、慈禧を幽閉せんとする計畫を建て、その計畫實行の任務に袁世凱を當らしめた。しかし袁は裏切つてしまつた。この行動の結果として、皇太后は光緒帝を退位せしめ、之を幽閉した。かくて九月二十一日皇帝は、國務の負擔に堪へざらんことを慮り、これまで皇太后に進言を求めてゐたといふ趣旨を述べた勅諭を發する外はなかつた。以上に續けて左の如く言つてゐる。

『余は國民の安寧を深憂するの餘り、皇太后が進んで政治に關し余に助言を與へられるよう懇請し、その同意を得たり。こは、官民の何れたるを問はず全國民に對し、繁榮を招來する保證とならん。爾今皇太后は、側近の廣間に於て執務を開始すべし』

康有爲は機を逸せず逃亡するよう警告を受け（彼が上海で死んだのは約三十年の後であつた）、かくてクーデターは流血の慘事を伴はずして完結し、それと共に改革運動は終焉を告げた。皇太后は今や確固として帝位に即いた。支那の國民大衆は、これと共に直ちに復古となり、彼等の生活習慣と異る西洋的な一切の事物を根絕し、また嫌惡すべき外國人及びその事業から、全國を一度に開放するために統一的な最高の計畫が發議されるであらうと喜んだのである。かうした大衆の努力が拳匪の亂であつたし、その序幕は宣教師、外國人に對する數多の發作的な襲擊となつて現

れた。これらの事件は、クーデーター後に起つたのであるが、精神及び動機は、このクーデーターまで直接溯ることが出來る。皇太后が攝政に任じたことは、後に支那及びその他の世界にとつて、最大の不幸事となつた。列强の飽くなき領土慾と共に、これこそが拳匪の亂の決定的原因であつた。少くともそれは、紛爭を著しく促進したのであつた。

叛亂の勃發

これまでに要約的に述べて來た事實及び要因が、かの有名な一九〇〇年の拳匪の亂の根底をなすものであつた。それに先立つ一年間は、大凶作、飢饉、及び租稅紛爭の年であつた。土匪は增加し、海賊は猖獗し、多數の不平分子は『義和拳』といふ團體の仲間に押しよせて來た。黃河は再び氾濫し、多數の人間が自分の家屋敷を失ひ、飢えと絕望の淵に陷れられた。そして一般に外國人、特殊的には宣敎師がこの慘事に責任があるものとして非難され、福音の傳道者は、各國政府の密偵と看做された。フランスの援助を受けたカトリック僧がその僧正職に相當する支那の官位を要求し獲得したといふ旣成の理由から、大衆の理性は疑惑で蔽はれてしまつた。カトリック敎師もプロスタント敎師も、被告が自己の信者である場合は、積極的に裁判に干涉した。拳匪の亂の主要原因を說明せる優れた要約がポール・エイチ・クレメンツ教授によつて行はれてゐるが、彼の述べるところによると――

『宣敎師の努力によつて得た一切の良き成果を覆滅し、改革の失敗を豫想せしめ、なかんづく最大の不幸たる拳匪の亂と密接な關聯をもつものは、ヨーロッパの政治道德、特にマキアベリ的道德律であつた。そして當時の錯誤は

大部分ヨーロッパの錯誤であり、最後の失錯たる太沽砲臺の砲撃と雖もさうであつて、西方諸國の侵略に對する叛逆的な排外的要素の一切を即座に結束させた。拳匪の亂の直接の決定的原因を列擧しようとすれば、他の如何なる資料を研究するよりも先づ外交文書を探究すべきであらう。租借地、商租權、最良港に對する主權喪失、釐金及び鹽税の擔保化、砲口によつて強要された企業家との契約及び宣教師への讓與、支那分割論、「勢力範圍」及び「權力均衡」に關する外交的紛爭、歐米では賠償金または謝罪をしないであらうと思はれる程度の行動に對し、最後の支拂可能な一錢までも賠償金として徵收すること等がそれであるが、支那のかゝる國辱に對する回答が一九〇〇年事件の勃發であつた。事實、ドイツが膠州灣を占領して、支那の政治の上に悲しむべき武力政策の端を發せしめた後は、拳匪の亂は當然の歸結であつたのであり、それに引續く諸事件に關して謝罪し非難さるべきものは、先づ第一にヨーロッパ諸國であつて、支那ではない。』

一八九九年の秋、山東省で支那人基督教徒と支那住民とが屢々爭論した。袁世凱が山東巡撫として轉任して來たがこの異動も國際的破局を防止するには立遲れてゐたやうである。かくて太刀會並に義和（鐵拳）團が新暴動と殺戮の原因となつた。その他の諸省でも重大な葛藤が勃發した。例へば沙市（湖南）では、近代的な支那の制度までも壞はされて何も殘らなかつた。海關、海關税務司の住宅、海關銀行、怡和洋行の建物、家財、日本領事館等も破壞された。又吉林、中央四川、福州、廣西、雲南府――何れも排外的反基督教的だつた――にも暴動が起り、それにかの恐るべき保定府事件や暴動があつた。北京はといふに、一八九八年九月には早くも、そこには何物かが醞釀しつゝあるといふ紛れもない徵候が認められた。一萬の甘肅軍が首府に駐在した。全支にわたる不斷の暴動情報に刺戟された外國代

表者達は、一八九九年甘肅軍の北京撤退を要求し、大公使館衞兵の必要を主張した。以上の二つの事柄は、支那との國際的紛糾の發端と考へてよいであらう。ところで、ヨーロッパ諸國は、來るべきものを正しく洞察することが出來なかつた。卽ち支那の不安は基督敎に對する初期の暴動を表現せるにすぎず、從つてそれは一時的狀態に過ぎないものと一般に信じてゐた。

ここでは拳匪の亂の經過や結果について仔細に論ずる積りではないが、この歷史上の事件に關しては、種々の信賴すべき資料が手に入つてゐるので硏究上非常に便利である。太沽から天津への進軍、北京外國使節を救出するための種々の計畫とこの目的の成功等は常識になつてゐる。皇太后はじめ全宮廷の西邊境諸省への蒙塵も亦さうである。

北京が救出され、聯合軍の占領するところとなつた後、列强は十二ヶ條から成る要求を提出し、支那はそれを全部的に承認せざるを得なかつた。これらの條件は、一九〇一年九月七日の平和議定書の中に詳細に敍述されてゐる。他の條件と共に賠償金が協定されてゐるが、その額は、四億五千萬海關兩に達し、それに利率年四分の利子があり、三十九ヶ年以内に支拂ふことになつてゐる。そして同賠償金は、海關稅收入を擔保とし、議定書に明記された基準に從つて關係列强に支拂はれたのであつた。

賠償金として受取つた金額の大部分を支那に返還し、その勘定を支那へ送金した最初の國はアメリカであつた。これは一九一一年のことであつたが、この場合アメリカは非常に組織的な或る企畫に從つて、それらの資金を支那人の敎育基金に使用することに決定した。世界大戰後は、その他の諸國の大部分もこれに倣つて、各自國分の團匪割賦金を免除することに同意したが、それは文化的及び敎育的目的に使用するといふことを條件としたのである。この取極

めは今なほ嚴守されてゐる。

拳匪の亂といふ事件は支那の歷史における一つの樞要點である。前述の如くその根本的原因は支那にあるばかりでなく、大部分は外國側にあつた。支那は不幸にも、公平な基礎に立つて商議しようとする誠實な努力の下に、二つの世界の調和を計るといふことさへ出來なかつた。一切の在支大公使及び外國人に對するかうした暴行は、滿洲王族の煽動したものであつて、そのため自國に甚大な損害を與へた。また拳匪の亂は淸朝沒落の先驅であり、同時にそれはまた支那における改革の發足點ともなつた。あとの點については、顯著な效果がこの國に於て達成された。それが對外貿易に及ぼした影響は否定すべくもなく、明確に認められるのである。

第四章　世界大戰前後の對外貿易

廿世紀最初の十年

新世紀の最初の十年は、拳匪の亂の鎭定から、淸朝覆滅までの時代を表すものであるから、歴史上、最も重要且つ興味ある年代である。海關十年觀は「二」をいふ數字を以て終る年に始まり、最後の數字が「一」になる年に及んでゐるのが慣例であるから、われ／＼の敍述を、海關が取扱つてゐる期間に一致させるのが最良の方法である。この意味から一九〇二—一九一一年の兩年をも含めた十年間に亙つて通商上の出來事及び特徴を敍述することにしよう。對外貿易が舊い商館時代の徴候から分離して、今日もつてゐるような特徴を帶びたのは、實にこの期間においてゞあつた。

この期間中に顯著だつた三つの重大要因は（一）鐵道建設の進展（二）日露戰爭後の滿洲の開放（三）日本の出現とその通商上の大進出であつた。

一八九五年まで支那には一本の鐵道もなかつたが、一九一一年には總計延長五千哩以上の鐵道を有するに至つた。次の諸線は、この十年間に全線開通となつたものである。

		延長（粁）
一九〇二年	東清鐵道	二、八二〇
一九〇四年	膠濟鐵道	四五三
一九〇五年	京漢鐵道	一、三一四
一九〇七年	京奉鐵道	四七八
一九〇八年	滬寧鐵道	三二七
一九〇九年	北京張家口綏遠鐵道	八七二
一九〇九年	滬杭甬鐵道	二八六
一九一〇年	開封洛陽鐵道	一八四
一九一〇年	雲南鐵道	六四六
一九一一年	廣東九龍	一四三
一九一二年	津浦鐵道	一、一〇二

一九〇四―五年日露戰爭の結果は、外國貿易に對し滿洲を事實上開放することになつた。この十年間に十二の新たな貿易港が國際貿易のために開かれたが、そのうち十港は滿洲にあつた。この發足は、滿洲の輸出の著しい發達に最も有利な影響を及ぼした。

日本は、滿洲において、ロシアに對し決定的な戰捷を得た結果、その重要國家としての名聲が著しく宣揚された。數千の支那留學生は、恐るべき大ロシアを打倒した方法を研究し、これに倣ふために日本へ押しかけた。かくて日本商品は支那に普及し、貿易は急速に増進した。貿易總額において日本の占める割合は、十年間に一一%から一六・五%へ伸張し、一方、日本船舶は二千萬噸から五千五百萬噸以上に増加し、全體の二二%を代表することになつた（註）

この期間中支那へ輸入された綿布の數量の增加は、年平均數が一千六百萬反から二千二百五十萬反へ增大したのであるから、注目すべきものであつた。しかして一九〇五年には三千五百萬反の綿織物の輸入があつた。これは最高記錄であつたが、いはゞ變態的であつて日露戰爭中の軍事的需要によつて惹起されたものにすぎない。綿絲は約四〇%の增加、タホル、ハンカチーフは殆んど二倍になつた。既にこのときから日本の綿製品の競爭上の勝利が明白に認められてゐた。一九〇五年に支那へ輸入された一切の綿製品の總價額は一億八千海關兩の價額を示し、支那の各種商品輸入總額の四〇%を代表してゐた。

阿片貿易について云へば、この期間においても顯著であつた。輸入高は、最初の八年間は約五萬擔を確保してゐたが、イギリス政府は一九一七年までに絕無にすることを目標として印度からの阿片輸入額を漸次制限するといふことを規定した支那との各種の協定に參加するに至つた。一九一一年に締結された同協定は、海外からの阿片供給を完全に停止すること、同時にまた、支那國境内に於ける罌粟栽培を中止することを約したものである。從つて一九一一年には支那へ輸入された阿片の數量は二萬八千擔に減少したのである。しかし價格騰貴のため、輸入價額の上においては高率を占める結果となり、一九〇七年阿片輸入額は總額の七%を示してゐたのが、一九一〇―一一年には支那の全對外輸入貿易の平均一一%に增加した。

一部は一九〇五年の日露戰爭の結果として、一部は鐵道建設のため、支那への金屬輸入が增大した。この特異な十年間の特徵ともいふべきは、各省に造幣廠が設立され、そのため一仙銅貨が過剩に鑄造されたことであつた。その鑄造があまりに亂暴だつたので、過剩生産及びその結果生じた仙銅貨の價値低落のため、一九〇八年造幣廠は全部仕事

を停止する他はなかつた。一般に認め得られることは、支那民衆の購買力が増加したことであつて、それは卷煙草及び石油消費の急速な增加によつても證明される。石油の年平均輸入高はこの時期に先立つ十年間に總計約二千萬ガロンに達してゐたが、この十年間には七千八百萬ガロンへ增進した。

購買力の增加と生活條件の改善を示す今一つの顯著な要因は、大量の外國產食料品が、支那へ輸入されたことである。僅か凡そ二代位前には官吏連中が支那には外國のものなど何一つなくてもよいと自負してゐただけに、之は顯著な變化である。例へば一九〇七年には、穀粉、砂糖、漁獲物の輸入だけでも、全國輸入總額の二〇%以上に及んだのである。

輸出に關して、ティ・アール、バニスター氏がその著『外國貿易概要』の中において指摘するところに依れば、一八九一年には全支輸出額の約六七%、一九〇一年には略〻四七%を、生絲と茶とが占めてゐたが、一九一一年になると、同年の生絲貿易は一九〇一年の價額の一倍半になつた事實があるにも拘らず、その割合は三五・五%に減少した。以上は雜多の產物の輸出額が非常に急激な割合で擴張しつゝあつたことを意味する。茶の輸出は、數量の上では殆ど增減なく維持されてゐた(年合計百五十萬擔)が、その價格は、顯著な騰貴傾向を示した。茶の最大顧客はやはりロシアであつて、一方イギリスの支那茶買入れは絕えず減少していつた。この時期に先立つ十年間に於てイギリスへ輸入された各種の茶の一六%は支那產であつたが、この十年間の後半に於ては、その割合は平均僅かに三%に低下した。屑糸及び繭に對する海外諸國の需要は急速に增加し、そのほか以前には有名でなかつた絹紬も急速な進步を遂げた。だから生絲及び各種生絲製品の全價額がさきの十年に比べて六〇%以上も增加したことは驚くに當らない。

大豆及び豆粕が支那――主として滿洲――から輸出され始めたのも、今世紀の最初の十年間においてゞある。それまではこれら商品の輸出は、無視してもよいほど小額であつたが、その後は海外諸國による買付けが飛躍的に增加し遂に大豆及び同製品（豆粕、豆油）は價額の上では支那輸出品中の首位を占めるに至つた。豆及び豆油をイギリスに向け積出したのは、漸く一九〇八年になつてからであつて、イギリスの石鹼製造業者はこの新商品が棉實及び亞麻實の代用品となりうることを發見したのである。それから三年後、大豆及び同製品の支那から海外への積出しは、總額五千四百萬兩に達し、全國輸出總價額の八分一以上に達した。かうした發達は、滿洲を對外貿易のために開放したこと及び滿洲に於ける鐵道の發達によるものである。

そのほか雜品も亦輸出價額において僅かながらも增加を示してゐる。獸皮、皮革、毛皮、棉花、種子、植物油、落花生等がこの部類に屬してゐる。それから種子、植物油の海外輸出と、他方の支那への石油輸入との間には直接關聯があつた。といふのは世界市場で種子及び植物油の價格が騰貴すれば、その程度に應じて、それまで照明用に用ひてゐた植物油の代りに、海外から輸入する低廉な鑛油を使用するようになつたからである。

この時代は亦卵及び卵製品の輸出をはじめたことで有名である。その輸出は最初のうちは僅かではあつたが、後には發達して侮り難き巨額に達した。廿世紀最初の十年間に於けるかゝる各種輸出の增進は、主として支那に於ける鐵道開設によるもので、多くの奧地市場との連絡が可能となつたことによつて促進されたのであつた。

この期間の銀相場が比較的しつかりしてゐたことは、次表に示す上海兩の最高、最低相場を見ても明らかである。

	最高	最低
一九〇一年	二シリング一〇ペンス1/2	二シリング五ペンス
一九〇二年	二〃六〃1/2	二〃一〃3/4
一九〇三年	二〃七〃1/4	二〃一〃5/8
一九〇四年	二〃八〃3/4	二〃三〃7/8
一九〇五年	二〃一一〃	二〃六〃1/8
一九〇六年	三〃二〃	二〃九〃1/2
一九〇七年	三〃〇〃	二〃四〃5/8
一九〇八年	二〃七〃	二〃二〃5/8
一九〇九年	二〃五〃1/4	二〃三〃1/2
一九一〇年	二〃六〃3/8	二〃三〃1/2
一九一一年	二〃五〃7/8	二〃四〃

出入船舶は、この十年間の出入噸數がさきの十年間の二倍以上になり、約二千五百萬噸の記錄を殘した。イギリス及びドイツ船舶は稍〻減少し、日本船の噸數は總噸數の二二％にまで增加した。

對外貿易の分布について述べてみると、先づその構成の上に明白な變化が行はれてゐる。直接の對イギリス貿易の割合は從來通り變化しなかつたが、香港の割合は甚しく減退したので、一九一一年には三〇％以下になつた。支那貿易におけるイギリス貿易の割合は、恐らく一世紀を通じてこの時はじめて半分以下に低落したのである。一九〇五年のブームを別にすれば、アメリカの對支貿易は從前と同樣の相對的地位に止まつてゐた。しかし歐洲大陸との直接通商は著しい增加を示した。特に對ドイツ貿易においてさうであつた。最後に日本の占める割合は、この十年間に一一

%から一六・五%に增加した。

工業企業も同期間において正常的に發達したが、この時期の終りにおいても支那の面積と居住人口に比べると依然としてその數も範圍も極めて僅少であつた。一九一一年の計算によれば、同國の新興綿絲紡績工業においては八十三萬二千三百錘と二千百臺の織機が操業してゐた。その他にも機械工場、石鹼工場、製粉工場、製油所、煙草、燐寸工場等が操業を始めてゐた。

この十年が終つたとき、支那は帝政を終焉せしむる他はなくなつた。淸朝の覆滅に次いで共和國の建設となつた。

註　支那海關十年間報告、一九二二—三一年、一五六頁以下參照。

一九一二—二一年

一九一二—二一年は、さきの十年間とは反對に、國際貿易の發展が阻碍されたことを特徵とする。卽ち支那に起つた革命とそれに續く統治形態の變革とは、當然のことながら重大な戰爭を伴ひ、その結果、內外貿易の崩壞を惹起した。一九一二年は「共和國第一年」と制定された。一九一三年には國內に第二革命が勃發し、それに續いて世界大戰が開始された。しかし當時支那は、やつと工業的生活を始めたばかりであつたので、ヨーロッパの交戰諸國に工業生產品を賣却することによつて利潤を獲得することは出來なかつた。原料生產物の輸出はあつたが、それも船腹不足のため數量の上では、普通の範圍內に止つた。

ヨーロッパの媾和締結に引續く二年間はブームの年であつた。しかしそのブームたるや、現實には各國がそれぞれ

戰前の繁榮狀態を取戻さうとする餘り、全世界の經濟機構を過度に驅使した結果生じたものであつた。從つて計畫はやり過ぎに終つた。その直後それに伴ふ不可避的な反動は恐ろしい不況を招來した。その影響をうけて支那は激烈な打撃を蒙つた。

しかし支那の苦惱は、これに止まらなかつた。一九一二年及び一九一三年の諸革命中にも激戰があつたが、それは扨て置くとするも、一九一六年には袁世凱の死に續いて內亂が勃發した。支那の國內でのこの相互殺戮といふ天罰は斷續して一九三〇年までも續いた。そしてこの長い期間に亘つて、支那の政治構造は累進的に崩壞し、秩序、安全、法律等の著しい惡化が生じた。またこの一九一二―二一年の十年間には銀價の最も甚しい變動が現實に示され、支那通貨制度の根底に深刻な打撃を與へたのである。

當時の世界銀市場が示した價格變動は甚しいものがあるので、茲に記錄しておいても無益であるまい。相場は世界戰爭中ポンドが低落したので合衆國のドル及びセントで表はしておいた。

	高	低
一九一二年	六五六二五セント	五五二五〇セント
一九一三年	六五一二五 〃	五八〇〇〇 〃
一九一四年	六〇八七五 〃	四九〇〇〇 〃
一九一五年	五八〇〇〇 〃	四七七五〇 〃
一九一六年	七九一二五 〃	五七二五〇 〃
一九一七年	一一六五〇〇 〃	七三一二五 〃
一九一八年	一〇一九三七 〃	八八九三七 〃

一九一九年	一三八二五〇〃	一〇一三七五〃
一九二〇年	一三七八七五〃	六〇三七五〃
一九二一年	七三八一三〃	五三一八八〃

ポンド貨で表はされた上海兩の電信賣爲替相場も、從つて、次の公定相場に立證されてゐるやうに大幅の變動を見せた。

	高	低
一九一二年	二シリング一〇ペンス$\frac{7}{16}$	二シリング五ペンス$\frac{13}{16}$
一九一三年	二〃一〇〃$\frac{11}{16}$	二〃六〃$\frac{3}{4}$
一九一四年	二〃七〃$\frac{5}{8}$	二〃一〃$\frac{7}{8}$
一九一五年	二〃七〃$\frac{3}{4}$	二〃二〃$\frac{3}{4}$
一九一六年	三〃六〃$\frac{1}{2}$	二〃六〃$\frac{5}{8}$
一九一七年	四〃一〇〃$\frac{1}{2}$	三〃三〃$\frac{1}{2}$
一九一八年	五〃七〃	四〃二〃$\frac{1}{2}$
一九一九年	七〃一〇〃	四〃六〃
一九二〇年	九〃三〃	三〃一一〃
一九二一年	四〃一〃$\frac{1}{2}$	二〃一一〃

かうした大變動が貿易に對してどんなに有害であつたかは、想像に難くないであらう。事實、それは暗礁であつたし、幾多の商社が乘りあげてしまつたのである。例として最高の一九二〇年の最高相場、即ち對上海兩九シリング三ペンスをとつて、同年の最低相場、即ち三シリング十一ペンスとを比較すれば、上海市場の變動が振つた暴威のほど

を評價することが出來るだらう。しかしさうした大障碍があつたにも拘らず、支那の對外貿易が往々にして活況を呈したことは、その貿易の根底が深いものであることを結論として實證するものである。

一九二一年の同國の貿易總價額は、十五億兩に達したが、それを一九一一年の數字と比較すると七七・五%の增加である。輸入は九二・五%を增加し、一方、輸出も六〇%まで增加した。だがこの增進は、數量に於ける增加よりも金銀比價の變動による方が大きかつた。この狀態を輸入數量を以て判斷するならば、世界戰爭の前年たる一九一三年と比較して約六%を增加したことになる。

輸入品目表に見られる著しい變化について述べれば、特に註釋を要する項目は、統計の中から全く姿を消してしまつた阿片である。國際協定に從つて阿片の合法的取引は一九一七年三月三十一日を以て停止したからである。綿製品の輸入は大幅の變動を起し、さきの十年間には二千二百萬反であつたに對し、一ヶ年に二千三百萬反平均であつた。この品目においても、貿易動向に著しい變化が見受けられる。それは特に一層低廉な等級品である日本綿製品が、この十年間に、これまでイギリスが支那市場で保持してゐた供給に取つて代ることに成功したからである。綿絲輸入は顯著な減退を示したが、その理由の一半は、この商品が今や同國内で製造されつゝあることに基くものだつたのである。

棉花、羊毛、金屬、阿片の如き原料品輸入を別にしても、その他の商品價額に著しい增加が明白に認められる。これらの謂ゆる雜品の支那への輸入は、一九〇一年には貿易總額の四五%を占めてゐたが、一九一一年には五二%に、更に一九二一年には六七%に增加した。それより一層重要な品目は米、砂糖、海產物、石油、卷煙草、機械であつた。

そのうち米は非常な變動をみせ、穀物の世界的不足の時期たるこの期間には、輸入を零にまで防遏したばかりではなく、逆に小麥及び小麥粉の輸出國へ轉じたのである。一九一八年に輸入された砂糖は、支那が購買した商品の總價額の約一〇%に增加した。休戰はブームの一時期を伴つたが、それは支那の沿岸にも及んだ。一九一二年と一九二一年の間に巨額の工業機械が海外から調達されたが、主として紡績及び製粉工業用のものであつた。運惡くも、それも一番高値のときに買つたのである。加ふるに、大抵の場合、支那の工業家はその注文に有利になるように爲替相場を安定させることを怠つたので、いよ／＼買ふ段になると銀價が暴落して、最初の見積りと比べて機械費用が二倍になり甚しきは三倍にすらなつた。そしてこの原因が有力な障碍となつて國內工業の發達を阻害し、かくて支那は外國の競爭者と對抗しても負けないほどの能力を獲得することが出來ずに終つた。一九二一年、支那には二百萬錘、織機一萬四千臺の設備のある七十の紡績工場が存在し、その他には、全國に百二十五の製粉工場があつた。

現在述べてゐるこの十年間における輸出の伸張といふことは、輸入よりも一層實質的に誤りのない事實であつた。しかし一つ著しい例外がある。茶が卽ちこれである。一九一六年までは船積された數量もさきの十ヶ年の水準、卽ち百五十萬擔を維持してゐたが、一九一七年以降は、ロシア革命の影響をうけて大暴落を演じ、一九一八年以降、ボルシエビキの統制のため支那茶は市場から閉め出された。また大戰中茶の輸入に關する制限がイギリスの手で實施され一九一九年以後は、イギリス帝國に屬する茶の生產者には、特惠關稅待遇が與へられ、そのため支那の製茶業は大損害を蒙つた。ためにこの時期の後半四年間に輸出された茶の平均額は、年四十五萬擔に過ぎず、全輸出額の辛じて二・五%を代表するに止つた。

支那の生絲輸出は、引續きかなり滿足すべき狀態であつたが、この十年間にいくらか減少した。一九〇二—一一年の間に占めてゐた年平均の割合は、輸出總額の約三〇%であつたが、一九一二—二一年の十年間に約二三%へと減退した。一九〇五年には早くも支那はアメリカ市場に於ける首位を失つて日本に讓つた。尤もヨーロッパでは依然先頭に立つてはゐたけれども、日本では科學的改良が政府當局の手で不斷に探求され、助成されたが、支那では不幸にも生產制度が劣惡であることが暴露された。劣惡化した原因の一は以前は農夫自ら繭から糸を紡いでゐたのに、今は最後には製絲工場に渡されたり、または海外輸出に充てられるにしても、とにかく仲介人に繭を賣ることになつた。農夫から繭を買ふ商人は、單なるブローカーに過ぎず、轉賣して儲けさへすれば、繭の良惡にも特別な關心を持たない連中であつた。かくして支那繭の性質に關する苦情は一般的となり、同量の生絲を紡ぐに、今では二倍の數量の繭を必要とすると噂された。それから少し後、支那の當局でも統制と指導との必要を認めるに至り、一九二二年上海で生絲檢査所が活動し始めたが、しかしこの間貿易は甚大な打擊を蒙つた。しかし十ケ年の終り（一九二一年）頃には器械製絲が約一二%增加しはじめ、同時に繭、屑絲、生絲製品も價額から見て一層增加し、生絲製品の如きは五〇%までも增進した。かくて一九二一年の輸出生絲總價額は約一億五千萬兩に上つた。

しかしながら支那の輸出において增加が認められたものは、茶でも生絲でもなかつた。一九一五年から一九一九年の間、油脂の需要がヨーロッパ大戰中著しかつたので、支那は莫大な數量の大豆及び植物油を積出すことを要求された。一九二一年には卵製品の大量販賣が行はれ、穀粉、小麥までもが支那から輸出される有樣であつた。船腹が不足したため、種子及び油の支那からの積出しは或る程度以上は制限されたが、しかしその數量は恐ろしく莫大なもので

あつた。それに支那の石炭さへ海外で需要があつた。そのほか豆、棉花、羊毛、駱駝毛、山羊皮、それに銑鐵のやうな商品までもが支那から外國の買手に供給されたのである。

近代的な支那商業銀行が設立されたのは、この十ケ年においてゞあつたが、その多くは滿足な發達を遂げ、舊式の錢莊に代つてその役割を果すことになつた。

これも當然のことではあらうが、ヨーロッパ大戰のため出入船舶は著しく減退し、一九一八年の外國諸港からの出入噸數は、一九一三年の水準を一千萬噸も下廻つて一千九百萬噸に落ちた。だが一九二一年中には、それは三千二百萬噸へ回復した。大戰が勃發するや、ドイツ船は全く姿を消し、一方日本の噸數が增加して、一九一八年の總噸數の三九％を算ふるに至つた。イギリス船は非常な復活力を示したけれども、次の十年に入るまでは、日本の噸數に追付くことは出來なかつた。一九二〇年アメリカの噸數は支那の總出入噸數の一一％に達した。また大戰の終りにかけて運賃は未曾有の高率に達し、上海からロンドンまで五〇ポンド、太平洋橫斷七〇ドルといふ相場であつた。これは一九一三年の通り相場であつた各二ポンド、五ドルに對して正に對蹠的であつた。

支那の對外貿易の動向に關して云へば、香港の占める割合は、一九〇三年には四〇％以上だつたのに、一九二〇年にはたゞの二二％にまで減退した。これに反してアメリカの割合は、この十ケ年の初めの八・五からその終りには一七％と二倍になつた。日本も有力な地步を獲得し、一九一八年には支那國際貿易の三八％を占めたが、しかしこの急激な增進をその後まで維持することは出來なかつた。對ドイツ貿易は、その他の多くの大陸諸國と共に全く消滅するか、甚だしく減退した。

第五章　阿　片

罌粟の國内栽培の禁止と共に、將來における支那への阿片輸入に關して公式の禁令が出たのは、二十世紀の二十年代であつた。從つて此の時期は支那に於ける阿片の歴史を回顧するのにもつとも格好な時期であらう。阿片がこの國土に悲慘、荒涼、怠墮、戰爭、荒廢、それに犯罪といふ顯著な烙印を殘したことは、改めて强調するまでもない。抑抑の初めは、外國の冒險家達がこの藥品を支那へ持ち込み、不注意なこの國の人民の間に蔓延させたのであつたが、當局が之に干渉しようとした時には戰爭を挑まれ、その結果は當局を逆に失意のどん底に陷入れたのであつた。この阿片の輸入が、支那から資本の大流出を起させたのは、自明のことである。

世界の進歩と世界の輿論とは、支那における阿片の害惡の絶滅令を餘儀なくしたが、裏の下層社會では法令に屈することを拒絶した。そして一九一七年以降も多年大規模の輸入が繼續し、阿片のほかにもその製品、特にモルヒネが全國にわたつて賣出され、多くの愛好家を得た。さうして結局、支那の邊境地方では大規模の罌粟栽培が屢〻政府役人、主に軍閥から十分の便宜を得て發展して行つたのである。文化團體、教會、それに國際聯盟も、支那における阿片やモルヒネの弊害を減少させるために努力したし、政府自身も痲痺劑の習慣を阻止し、そして最終的にそれを絶滅するために種々の努力を試みた。けれども一九二七年末までは、阿片喫烟者やモルヒネ狂が支那に一人も居なくなつたと宣言することは到底できない。それどころか、そのときもなほ、支那は夥しい阿片喫烟者や痲痺劑耽溺者を保護

してゐて、支那の進步や存立のために非常な害惡となつたのである。

阿片が演じた有害な役割について こゝで分析して見ることは、重要でもあり、また十分に興味のあることでもあらう。支那の文献から判斷すれば、唐朝（西暦紀元六〇八年）以前には、罌粟が支那の植物學者の間に知られてゐなかつたことは明白だが、しかしこの植物は八世紀の前半にはすでに存在してゐたといふ記述が支那人の著述家の手によつてなされてゐる。當時アラビア人は、既に數十年にわたつて支那と交易してゐたが、支那へその種子を持つて來たのもこのアラビア人であつた。西暦紀元九七三年には、罌粟の醫藥的價値が古い支那年代記の中に記述されてゐる。十二世紀には支那で莢の液汁が阿片に轉成されたが、この藥品はもつぱら下痢や赤痢の治療に使用されたのである。十四世紀の或る著述家は「……その效果は急速であるけれども、それを使用するに當つては大いに氣を附けなければならない。小刀のように人を殺すから」と語つてゐる。何百萬といふ人命がこの藥品を使用して、或る者は自殺するために多量を嚥下して死んでいつたが、一方では大多數のものが、規則的に漸次これを吸引して自分の生涯を短縮したので ある。「オピユーム」 といふ言葉は、ギリシャ語源のものだが、その支那名は「阿片（ヤーピエン）」といふ。

阿片吸引の習慣は、煙草よりも遲かつた。スペイン人は一五四三年フイリツピン群島を占領した後、つゞいて一五七五年までかれ等の最初の計畫たる支那との貿易を行つたが、それ以降は支那人が殘つてマニラと支那との間の貿易を發達させた。アメリカの痲醉劑たる煙草はフイリツピンを經て厦門へ、それから臺灣へ移入された。最後の明朝皇帝（一六二八―一六四四年）は、國內に於ける煙草の喫烟を禁止した。しかしこの敕令も、その後におけるその他の多くの敕令と同樣に遵奉されなかつた。

臺灣は濕地や叢林を內部にもつた島で、マラリヤが蔓延してゐた。オランダ人が一六二四―一六六二年にわたつて臺灣貿易を左右してゐたから、煙草と阿片を混合したものをすでに喫烟する習慣も移殖されてゐたであらうが、それは赤痢、虎烈剌の治療のためにジャバで流行してゐた習慣であつた。

さうしてその習慣は臺灣から廈門を經て本土に擴がつたのである。一六八三年に臺灣は康熙帝に征服され、同皇帝は阿片の弊風禁止の敕命を發布したが、これも遵奉されなかつた。阿片の販賣並に阿片喫煙室設置を犯罪と看做すといふ最初の禁令を發したのは、同皇帝の繼承者雍正帝であつて、それは一七二九年のことであつた。

當時、外國阿片の輸入は年二百箱で、その商人はゴアから交易してゐるポルトガル人であつて、他の國民は一七七三年までは關係しなかつた。イギリスの個々の商人達は、一八七一年東印度商會がその貿易を引繼ぐまでは同じく阿片取引には關係してゐなかつた。一七六四年に至る四十年の間に、海外からの阿片流入は漸次增加して一千箱に達したが、その一箱はマレーやペルシアからの自由貿易の阿片の場合は一三五封度、またベンガルの專賣局阿片の一六〇封度か、何れかの容量であつた。十八世紀の最後の三十年代の頃は支那に於ける阿片の價格は、一擔當五十兩それに對する輸入稅は三兩若しくは六パーセントであつた。一七九〇年に、海外から購入された阿片の數量は四千箱以上に增加した。この藥品の害はあまりに明白であつたので、一八〇〇年には外國痲醉劑の輸入を禁止し、それを喫煙する場合は、重い罰金を課するといふ敕命が發せられ、それと時を同じくして罌粟の栽培が禁止された。爾來阿片は禁制品となつたが、しかしそのため密輸入が廣東その他の沿海で、輸入業者と役人との間の協定によつて組織された。

皇帝は同貿易を禁止してゐたのであるが、皇帝の公式代表者達は、かれ等から得られる賄賂を念頭において、それ

を引續き許可したのである。エイチ・ビー・モースが記述するところによれば次の如くである。

『公定税率以外に課せられる不規則な入港税だけでも既に重税だつたが、人の歡心を得るために必要な支出に加へて默許料を支拂はねばならなくなつたので、一層の重税になつた。そしてそれは、官吏即ち戸部、總督、巡撫、布政使といつた順序にその間に分配されるのだが、法律上目をつぶつてゐて貰ふ保證のために一度の支拂で終るやうな賄賂ではなく、それぞれの役人に適當な割合で分配され、且つ一箱毎にさうしなければならない賄賂であつた。この種貿易は禁止されたのであるから、受取つた關税は正規の徴税收入報告書には記入出來なかつたのだし、國務大臣や北京宮廷官吏に對し、習慣に從つて贈られた新年の贈與――賄賂の大部分は右地方役人に歸するのであるから遙かに大きな負擔であつたが――も、その出所を證據づけるやうな彼等に關した變な評判は少しもなかつた。だから禁令を制定した上で、同貿易を繼續することが、稀れにある廉直な政治家を除いては、皇帝の下にあつた一切の關係官吏の利益であつたのである。』

當然のことながら、益々激增する外國阿片の輸入のため、支那からは銀資金の甚しい大流出を見た。印度への流出の甚しかつたことは疑問の餘地がないが、しかし官廳統計が示すほどには、即ち一八三八年に終る十ケ年間において、年一千萬兩といふほどの巨額ではなかつた。皇帝は林則徐を廣東に派遣し、阿片を絶對に禁止するための制度を設定させやうとした。あとで再說するが、彼は阿片二萬二千箱を破棄することによつて、一八四一年の戰爭を惹起したのであつた。

かくて推稱すべき皇帝の意圖も、役人の腐敗的行爲によつて水泡に歸した。一八一二年には李鴻賓が兩廣總督であ

つたが、彼が密輸入を阻止するよう任命した支那巡洋艦は、一ヶ月三萬六千兩の贈與を受け、その代償として自由に貿易を續けることを許してやつた。一八三二年、盧坤總督は腐敗があまりに根深く絶滅できないので、密輸入監視船の使用を停止してしまつた。一八三七年鄧廷楨は再び禁制品貿易を監視するため船舶を配置した。しかしこの陸軍大佐は、自分の利益になる計畫を樹てた。即ち通關を許可された阿片一萬箱毎に數百箱を貰つて、これを押收品だと報告した。それどころか、輸入業者のために阿片を運搬するのに、監視船を使用することさへした。そして遂にその報酬として孔雀羽毛と副少將を贈られ、彼の部下は凡て賄賂を貰ひ、阿片の輸入はために四萬箱乃至五萬箱に増加した。

註　ヂェィ・エドキンス「支那の通貨」（上海、一九〇一年）六一頁以下を參照せよ。

一八五〇年から一八六〇年の十年間に亙つて、太平の亂によつてもち來たされた荒廢は、阿片吸煙の増加を惹起した。一八五〇年には一年輸入額は五萬箱に増加し、のち十ヶ年に六萬箱にまで増加した。第二次戰爭の結果として一八五八年に締結された條約は、一八四二年の條約と同樣に阿片問題をなほ未解決のまゝに殘したのである。しかし一八五八年の新輸入稅率の中には、輸入阿片の稅率、即ち輸入港において一擔に付三〇兩を支拂ふべきことも含まれてゐた。そしてそれだけが支那人の手で、自分の財産として國内へ持ち込まれたものであつた。一八七六年、痲醉劑に對する國内稅（釐金）は、輸入稅と同時に、省ではなく中央の當局者の手で徴發されるといふことが協定に於て同意された。これは一八八五年に署名された追加條項によつて有效となつたが、その規定するところによると、釐金の額は一擔に付き八〇兩に釘付けされ、課稅總額は一擔に付き一一〇兩を政府に支拂ふべしといふのであつた。

一八七九年に阿片輸入の記錄は約八萬三千擔に達したが、この巨大な數字は、主として密輸入防止にからまる官吏

の惡德行爲によるものである。しかし看過してはならぬことは、そのほか支那自身が罌粟畑を增加させ、將來とても測知しえまいと思はれるほどの多量の阿片を製造してゐたことである。また考慮すべきは、阿片なるものは高價でしかも嵩張らない、それでゐて支那では重稅を課せられる商品であるといふことだ。從つて、普通の貿易路を回避し、その代り人跡稀れな山間路を越ゆる武裝せる隊商の手で運搬されたのである。沿海諸省、即ち廣東、福建、浙江、江蘇、山東、吉林、滿洲は大部分輸入阿片を消費し、揚子江岸諸省、即ち湖南、湖北、江西、安徽は、一部は輸入物を、また一部は國內產の阿片を消費した。そして奧地諸省、河南、山西、陝西、甘肅、四川、雲南、貴州、廣西は痲醉劑の大生產者であつた。エイチ・ビ・モースの計算するところでは、その生產は年三十二萬三千擔に達し、他の諸省における生產の若干を加へると、年總額三十七萬六千擔にも及ぶと云ふ。

阿片吸引の弊風と並行して、モルヒネ注射或ひはアルカリ分を含んだ阿片毒消丸藥の服用が行はれた。モルヒネ輸入の最初の記錄は比較的新しく一八九二年になつて漸く見られるが、稅關の記錄するところでは、當年の輸入高は一萬五千七百六十一オンスであつた。數量はそれから每年增加し、一九〇二年には十九萬五千オンスに達した。翌年初早々にモルヒネは從價五%の輸入稅を課せられたが、その後一オンスに付き三兩（即ち二〇〇%）といふ禁止的課稅が行はれた。この改訂の結果、一九〇三年中に輸入された數量は、十萬六千百四十八オンスに減退した。しかして一九〇四年には、百二八オンスに（公式では）激減し、それから一九〇五年には更に五十四オンスに減少した。一九一一年の海關統計は、醫療を目的とする僅か五百一オンスのモルヒネ輸入を示してゐた。しかし實際には、國際的な密輸入商――その大部分は外國人から成立つてゐた――の組織的な團體のからくりを通して法律を潛り、夥しい數量

が全國には入つて來てゐた。暴露した際の藥品沒收も、裁判所による峻烈な刑罰も、犯罪者仲間の熱を冷すことが出來なかつた。僅かなモルヒネにも、また「赤青」の製造やその販賣に對しても、支那は一八三五年頃には死刑の宣告を下した。そして事實、色々の犯罪者が主として北京で處刑されたが、しかし密賣買ははゞかるところもなく猶行はれた。當局が努力して見て非常に困難だつたことは、主犯も從犯も事實上では、支那の法律に服さなくてよい諸國籍の市民であつたからである。

阿片問題を改革し、同藥品の輸入及び使用を絕滅するため、支那側によつて色々な計畫が試みられたが、主として法律を潜つて得られる收入に直接利害關係のある官吏の貪慾のため無效なことがわかつて來た。一八八一年李鴻章がまたその取引を停止させやうとしたが、しかし罌粟の國內生產を防遏できることを示し得なかつたので、この計畫は失敗した。拳匪の亂の目的は、支那における色々な改革に關係がある。さうした改革の一つは、阿片の弊害絕滅を目的としてゐたが、このときは西洋諸國においても支那のその努力を助成する必要を認識したのである。

一九〇六年十一月二十一日、敕命が發布されたが、それには、十ヶ年以內に、當時罌粟を栽培してゐた畑はいつさい年割にして、耕作から除外してゆくようにといふのであつた。そして吸引する者は一切許可を受けねばならなくなり、阿片劑の販賣には制限が設けられ、政府の職務に服するものには何れも絕對に吸引が禁止され、外國からの同藥品輸入は、十年後には一切停止するといふ見透しを以て、漸次減少させてゆかねばならなかつた。イギリスは支那が罌粟栽培面積において自國側の制限を有效に遂行したことを三年後に實證できるならばといふ條件付きで、印度のために新條項に同意した。一九一一年五月八日イギリスは、兩國間の協力を繼續することを保證する條項について支那

側との協定に調印した。當時、印度阿片の支那への輸入は、一九〇八年、九年、十年の三ヶ年に毎年五千百箱まで減退してゐた。一九一一年印度阿片の關税は一擔に付き百十兩から三百五十兩に増課するが、同時に支那政府は國内の一切の阿片にも同額の内國税を賦課することに決定した。

更に一層嚴密な協定が、一九一二年正月二十三日、ハーグの第二回國際會議に於て調印されたが、同會議の協定するところは左の如くであつた――

『各國は、生阿片の生産及び配給の統制に關し、有效な法律または規則を制定すべし。

『各國は、精製阿片の製造、國内取引並に使用に關し、漸次、有效なる禁止の方策を實施し、輸出入を禁止すべし。

『各國は、モルヒネ、コカイン、またはその各合成鹽の取引及び使用を統制するため法律の通過を計るべし。

『各國は、これらの痲醉劑の對支密輸入を防止するため協力すべし。』

支那が一九一二年から一九三〇年までの間幾多の内亂に遭遇せざるを得なかつたが爲に、外國製阿片の不法貿易を嚴重に監視することが極めて困難になつたことは言ふまでもない。しかも中央政府の役人では、特に諸々の軍閥は、その取引から生ずる利潤に直接關係があつたから、奥地諸省に於ける罌粟の増加を統制することが出來なかつた。爾來、ジュネーヴの國際聯盟は阿片及びその抽出物に深い關心をもつたが、現在われ〳〵は支那國民が數世紀の間數百萬の同胞を抑壓してゐた桎梏を適切な短期間に打ち破ることが出來るだらうといふ期待をもつことができる。

次表は、一九一七年までに、支那本土へ公式に輸入された阿片の數量を示したものである――

條約港及び香港への阿片輸入高（單位擔）

年度	支那條約港	香港
一八八二年	六五、七〇九・六〇	八五、五六五・〇〇
一八八三年	六七、四〇五・一四	九四、〇三六・〇〇
一八八四年	六七、一八一・二一	八六、一六三・〇〇
一八八五年	六六、六四五・一三	九〇、三二九・〇〇
一八八六年	六七、七八七・七三	九六、一六四・〇〇
一八八七年	七四、三四九・九八	八九、三六九・〇〇
一八八八年	八二、四〇一・五五	八八、八三〇・〇〇
一八八九年	七六、〇四〇・五九	九〇、一九三・〇〇
一八九〇年	七六、六三六・〇三	八六、六二九・〇〇
一八九一年	七七、二二六・八六	八七、二六二・〇〇
一八九二年	七〇、九二八・九五	八三、二三五・〇〇
一八九三年	六七、九一二・二四	六三、九六五・〇〇
一八九四年	六三、〇五一・二四	六六、七七三・〇〇
一八九五年	五一、五二五・〇〇	五六、五五五・〇〇
一八九六年	四八、九三〇・〇〇	五二、八五九・〇〇
一八九七年	四九、二一七・〇〇	五三、五七六・〇〇
一八九八年	四九、七八五・〇〇	―
一八九九年	五九、一〇〇・〇〇	―
一九〇〇年	四二、二〇一・〇〇	―

一九〇一年	四九、四六六・〇〇	—
一九〇二年	五〇、八〇一・〇〇	—
一九〇三年	五八、四七八・〇〇	—
一九〇四年	五四、七六六・〇〇	—
一九〇五年	五一、八九〇・〇〇	—
一九〇六年	五四、二二五・〇〇	—
一九〇七年	五四、四七五・〇〇	—
一九〇八年	四八、三四七・〇〇	—
一九〇九年	四八、九一七・〇〇	—
一九一〇年	三五、三五八・〇〇	—
一九一一年	二七、八〇八・〇〇	—
一九一二年	二一、九三〇・四七	—
一九一三年	一八、一三七・五九	—
一九一四年	七、四八四・〇九	—
一九一五年	四、四四七・三〇	—
一九一六年	一、四九八・一八	—
一九一七年	一、〇七一・九四	—

註　以上は香港及條約港への印度の輸出統計から抜萃した

第六章　滿洲事變前の十年間

一九二二―三一年の十年間

この期間における支那の文化的發展は、顯著な進歩を遂げた。しかし政治的諸事件――なかんづく貿易及び産業に對するその影響――は、この國の能力の一般的開發にとつて、明かに不利なものであつた。絕へず相互殺戮の天罰が支那を隅から隅まで荒廢させ、社會機構を崩壞させた。一九二七年に南京で國民政府が樹立されるまでは、中央政府の片鱗さへ存在しなかつたと云つて過言ではない。しかしその後といへども、一九三〇年までは、新南京政府もその權限を主張するため、三ケ年以上も戰はねばならなかつた。しかもこの期間を通じて、南支及び揚子江流域の廣大な地方が共産主義化し、一九二七年に至るまで現政府に活潑に對抗した。また北支諸省の或るものは、長期に亙る軍事的占領によつて極端に荒廢し、以前の穩かな繁榮に代つて貧困が訪れ、しかもその後においても絕へず飢饉が切迫しかくして經濟生活は最低水準にまで落ち込むことになつた。また内亂の擴大は別としても、諸外國との紛爭がこの期間に起つた。一九二五年五月、上海工部局巡警による學生の射殺に端を發して、對英貿易の大ボイコットが宣言されその數年後には對日貿易にも同樣の手段が使用されることになつた。

かうした不利な諸前兆に當面しながらも、支那はあらゆる方面に於て著しい進歩を遂げた。主權の恢復を表す最も

重大な前進が達成されたのは、一九二九年正月、支那が關稅自主權を回收したときであつた。爾來、自國の財政上の必要並びに國內產業の助成に最も適した形で、諸外國との貿易に對し自由に課稅することが出來るやうになつた。

また支那がドイツの膠洲灣租借地を回收したのは、一九二二年のことであつたが、一九二七年には漢口英國租界をその三年後には威海衞軍港を回收した。バニスター氏は、一九二一―三一年の十年間に支那が達成した全般的進步について語つてゐるが、その中で、この狀態を極めて巧みに要約し、次のやうに述べてゐる(註一)。

『少しでも可能性のある場合、何時如何なるところにおいても、支那の貿易は繁榮し、發達した。一般國民の辛抱强さ、根氣、そして勤勉や商人の機敏さと企業心のお蔭で、同期間に起つた政治上の嵐が小止みになると、いつもそれを捕へては回復を計り、發展と進步とのために凡ゆる機會が利用された。過去十年間に道路が築造され、自動車運輸が組織され、多數の電燈設備や水道設備が地方の小都市に至るまで設けられ、到る處に工場、デパート、學校、大學その他各種の鐵筋コンクリート建造物が設立されるのを見たものは誰しも、生活と繁榮とが合理的に保證されてゐる地域では何處でも支那が急速度に近代化され、經濟的にも以前に增して改善され整備されつゝある事實を疑ふわけにはゆかない。』

幾多の不利な事情があつたにも拘らず、支那の國際貿易は、この時期の初期と末期の各總額について國內通貨で表したものを比較すると、その間に著しい增加を遂げてゐる。尤も海外からの輸入が五八%も增加し、一方輸出が五一%も增加したことを指摘する場合、考慮を要することは、海關稅收入統計を表示する銀及び爲替の激落といふことである。一九三一年の支那國際貿易價額は、一八九一年の十倍に達した。そして支那對外貿易の構成は、重大な變化を

遂げた。例へば綿布貿易の著しい減退が認められ、一九三一年には輸入總額の八・五%を代表するに過ぎなかつた。之は主として、國内綿絲紡績工業の強力な發展に因るものであつた。それでも綿布の平均輸入高は、巨額に達してゐた（卽ち前期の二千三百萬反に對し、二千百五十萬反）が、末期にかけ大激減が起り、一九三一年にはその總額は僅かに一千二百萬反になつた。それよりも一層顯著なのは、綿絲の項目に認められる減少であつた。同十年間の綿絲輸入高は、前期の毎年平均輸入の二百萬擔に對し、毎年五十萬擔以下であつた。しかして一九三一年以降は、支那は屢々綿絲の輸出國になつた。

この十年間に著しく回復したものは、羊毛、それに純及び混紡人絹纖維品の輸入であつた。また砂糖、石油、金屬機械、紙等の輸入も、數量價額共に著しい前進が記錄された。更に小麥及び小麥粉も回復し、これらの三商品は一九三一年までに支那輸入總額の八%に達した。同樣に顯著な增進をみせた今一つの商品は棉花であつて、一九三一年には四百五十萬擔も輸入され、支那輸入貿易總額の約一二・五%を占めるに至つた。卷煙草の輸入は甚しく減少したが、一方、葉煙草は多量に海外へ輸出され、その數量は前の十年の約五倍に達した。この變化は、高率關稅が幼稚產業に有效な保護を與へた結果、支那に大規模の卷煙草製造が起つたためであつた。その他の『雜品』も價額に於て躍進したが、なかんづく著しかつたのは、自動車、ガソリン、電氣用品、人造肥料、化學製品の如き近代的傾向を表はす商品であつた。それから政府當局に大いに考慮を促した驚異すべき事實は、支那が壓倒的に農業國であるにも拘らず、その輸入總額の約二五%までも外國產食料品を支那へ輸入する必要があるといふこと、これであつた。

輸出に關して注目すべきは、支那の生絲及び茶貿易が支那輸出總額中に占める割合において減退し、一九三一年に

は從來の「雜品」が却つて同國輸出總額の八二・五%を占めるに至つたことである。一九二五年にロシアへの磚茶輸出が回復し、綠茶輸出――主として北アメリカ向きも著しく發展したけれども、海外諸國への紅茶販賣は驚くほど激減した。生絲に關しては、少くとも一九二九年までは、輸出が旺盛で、前の十年間に比べると約五〇%の增加を示したが、しかしその發達テンポからすれば、他の重要商品との比較において決して好望とは云へなかつた。

この期間は支那、主として滿洲からの大豆及び同製品の輸出を以て有名であつて、同商品は輸出商品のうちで第一位を占め、一九二九年の如きは合計四千五百萬擔に達した。一九二八―三一年の數年間、大豆及び豆粕は、支那輸出貿易總價額のうちの二〇%以上に達し、同十年間に大豆及び同製品の價額は二倍以上になつた。この間に明瞭に認められる一つの傾向は、外國輸入業者が原形のまゝで大豆を餘計に買入れ、支那産の豆油を買ふ代りに、海外で油を壓搾するようになつたことである。

しかし大豆を除くと、海外諸國が支那から買入れる各種の油、主として落花生油及び桐油の數量は、益々增加しつゝあつた。殊に後者の桐油は洋々と發展し、且つそれは支那が生産獨占を要求し得るものであつた。胡麻子は從來みられたやうな大需要を再び回復しえなかつたが、一方菜種子の輸出は遙かに多量增大した。落花生の輸出（莢付き及び莢無し）に至つては、この十年の最後年までには最も重要な項目となり、同年四百萬擔以上が輸出され、價額も約二千八百萬兩に達した。一九三〇年及び一九三一年における種子及び植物油の支那輸出額は、輸出貿易總額の約一二%に及んだ。

また同十年間は、工業生産品わけても綿布（殊に最初の六年間）と、それより少いが綿絲の支那からの輸出を見せ

た。綿絲は一九三一年、價額において三千三百萬兩に達してゐる。この期間中、支那輸出貿易總額のうちにおいて占める纖維製品の割合は、總額の二%から八%以上へと歩一歩增加していつた（註二）

一九二六年の上海貿易における綿布の地位を示すと次の通りである。

輸入高　（單位反）

ヨーロッパ綿布	五、六〇八、〇〇〇
日本綿布	七、六〇四、〇〇〇
アメリカ綿布	三三、〇〇〇
合計	一二、六五一、〇〇〇

輸出高

支那綿布	五、五九四、〇〇〇
日本綿布	六、三三七、〇〇〇
ヨーロッパ綿布	五、六〇八、〇〇〇
アメリカ綿布	一二一、〇〇〇
合計	一七、六六〇、〇〇〇

次の數字によつても明かなやうに、上海において支那、日本、イギリスの工場によつて製造された綿布の輸出は不斷に增加した。

一九一九年	一、六九七、〇〇〇反	一九二一年	二、三九三、〇〇〇〃
一九二〇年	一、八八四、〇〇〇〃	一九二二年	二、八二二、〇〇〇〃

一九二三年	四、一三二、〇〇〇反	一九二五年	四、六二〇、〇〇〇〃
一九二四年	四、六五六、〇〇〇〃	一九二六年	五、六九四、〇〇〇〃

註一　ティ・アール・バニスター著「一八八二―一九三一年の外國貿易概要」一六五頁以下參照。

註二　ティ・アール・バニスター著「一八八二―一九三一年の外國貿易概要」參照。

また卵製品工業に於ても、著しい發展があつた。雞卵の選別、凍結、貯藏卵黄の分離、乾燥または鹽漬並びに卵白製造のために、多くの工場が開設された。かくて一九二九年及び一九三一年の卵及び同製品の輸出價額は、毎年五千萬兩以上に達し、輸出總額の約五%を代表してゐた。

輸出されたその他の工業製品としては卷煙草があるが、それは一九二八年に價額二千萬兩に及ぶ大量の製品となつて海外へ輸出された。しかしこの輸出は、それ以來は甚しく減少した。その他の重要製品には絨氈、レース、編物、刺繍、纖維帽子、人造絹絲等があつた。原料品は支那輸出品目のうちで依然として目立つてゐたが、注目に値ひするほどの増加は見せなかつた。この種の原料品に屬するものは、棉花、獸皮、毛皮、皮革、羊毛、駱駝毛、剛毛、石炭鑛石であつた。

鑛石について云へば、支那は産業上及び經濟上大きな進歩を遂げたにも拘らず、鑛業は殆んど顧みられなかつた事實を指摘しておかねばならない。この事實がよつて來るところを考へるに、運輸機關の不完全に伴ふ困難は別としても、屢々山賊や貧困な地方軍閥に左右されるやうな企業に巨額の投資を行はねばならぬからである。この十年間、長期投資が奥地では不安であつたといふ事實が、鑛業の發展を甚しく妨げたのである。かうした投資に必要な重要條件特に商租權の保證、契約の神聖、勝手な豫測し難い課税の免除、外國資本の獎勵（立法による）が行はれなかつたの

である。

銀及び爲替にとつて、一九二二―三一年は、最も慘澹たる年代であつて、それは一九三一年末にかけて記錄的な安値に落ち込んだのである。この五年間に銀は五〇％の暴落の記錄を殘した。その發端は印度が一九二六年、金爲替本位を廢止し、代つて金塊本位を採用したことに始まつた。それと同時に、ルピー貨の鑄潰によつて生じた印度の過剩銀を賣却することが決定された。數世紀間、世界における最大の銀消費國だつた印度が今や銀不要國に轉じたためこゝに恐慌の原因が作られることになつたのである。銀價は、恐怖と全世界に亙る白色金屬の著しい過度の生産とのために、急速に暴落した。支那が海外の銀の記錄的買入れ（十年間に六億三千八百萬兩）をやつたにも拘らず、白色金屬の世界相場の低落傾向を抑止することは出來なかつた。銀價及び爲替相場（年平均）がいかに激落したかについては次表を見よ――

	一標準オンス當りペンス	一ファイン・オンス當り米ドル	一兩當り上海公定電信相場
一九二二年	三四 13/32	.七五四〇三	三志四片 1/4
一九二三年	三一 15/16	.七〇〇二八	三志一片 3/8
一九二四年	三三 31/32	.七四四五六	三志三片 3/8
一九二五年	三二 3/32	.七〇三四六	三志一片 1/2
一九二六年	二八 11/16	.六二八七三	二志九片 9/16
一九二七年	二六 1/16	.五七〇七〇	二志六片 7/16
一九二八年	二六 3/4	.五八六二七	二志七片 1/4
一九二九年	二四 15/32	.五三六三一	二志四片 1/2

一九三〇年	一七$\frac{21}{32}$	・三八七二四	一志六片$\frac{1}{16}$
一九三一年	一四$\frac{19}{32}$	・三一九九五	一志四片$\frac{1}{2}$

出入船舶においては、さしたる増加はなかつたが、イギリス船が依然、最大の割合を占めてゐた。日本の噸數も亦以前の水準を確保したまゝであつた。ドイツは増加したが、戰前の重要さまでには達しなかつた。ノールウェー及びフランスの噸數は増加した。たゞ支那の出入船舶だけは甚しい減退を見せた。一九一八年には總噸數の二四%を占めてゐたか、一九三一年にはたつた九%に低落した。最初の數年間支那の諸港への入港平均噸數は約四千萬噸であつたが、期末には年五千萬噸へ増加した。

支那の對外貿易の動向について云へば、さきの十年に比して重大な變化はなかつた。ドイツは戰爭の慘禍から復興するにつれて、對支貿易において漸次その總額を増加させていつた。日本は概して停滯したまゝであつた。イギリスとの直接貿易は、支那の全對外貿易の八%といふ低い水準に落ちた。しかして香港との貿易は、一層の減退を示し、末期には總額の一六%になつてゐた。そして英帝國全體としても、支那の國際貿易の三分の一までには達しなかつたのである。

支那の對外貿易收支

支那と諸外國との間に行はれた貿易額を表示する統計を檢討して氣付くことは、貿易尻が殆んどきまつたやうに支那に逆勘定となつてゐたことである。従つて理論的に云へば、支那が他國に支拂はねばならぬ差引帳尻は、海外へ正

貨や金や銀を積出すことによつて決濟された筈である。ところが、後述するやうに、貿易尻が赤字にも拘らず、支那は過去數十年間にわたつて金銀塊の純輸入國だつたのである。この事實は、どういふ風に説明すべきであらうか。

商品及び金銀の何れについても、輸出に對し輸入が超過してゐるといふこの支那の貿易上の赤字勘定は、種々の項目を含む謂ゆる「見えざる輸出」によつて相殺されてゐるのである。この項目の主なるものは、外國主として馬來、暹羅、フィリッピン、蘭領東印度、アメリカ合衆國等に在住する支那人移民からの莫大な本國への送金なのである。この金額は毎年侮り難い總額となり、支那をして債務國ではなく、債權國として年度末を送らしめるに非常に役立つてゐる。支那の對外收支を構成してる各要素は、何時も推計に止らざるを得ない。しかし次に記述する一九三六年度における對外收支は、私が實情について熟慮研究したのち作成したものである。公表してから今日まで一度も疑問や意見の相異に接したことがないから、最も現實に近いものであると敢て考へたい。但し次表は一部は官廳統計に基き一部は私の研究の結果からなる推計に基いてつくられたものである。

支那の國際收支勘定に關する表と並んで一八八八年から一九三七年十月に至る金銀の輸出に關する海關統計を示しておいた。金銀の移動に關して、海關は一八八八年以前の分は記錄を保存してゐないが、けだしそれは金銀が課税品でなかつたからである。なほあとで判るやうに、一九三一年までの統計は海關兩で表示されてゐるが、一九三二年以降は、金だけは金單位で示してある。金の輸出を銀價で記錄することは、白色金屬の價格が恐ろしく浮動してゐるため根本的な誤謬を犯す危險がある。この缺陷を別にしても、考慮すべき點は、巨額の金が旅行者のポケットによつて支那へ入つて來たり、また小包郵便によつて持ち込まれたりしてそのため海關の監視を免れてしまつたことである。

以上の理由からして、金の移動に關する官廳統計は、愼重な考慮と調整が必要である。讀者はこれらの注意を念頭に置いて、一八八八―一九三七年（兩端の年を含む）の期間に亙る支那の金銀輸出入表を詳細に研究されたい。

一九三六年度の支那の國際收支

受取勘定

(一) 一九三六年の海外への商品輸出	七〇五、七四一、〇〇〇元
(二) 一九三六年の輸出價額の調整	五〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(三) 金銀の輸出	三三〇、二四三、〇〇〇〃
(イ) 金（純輸出計）	四〇、六二〇、〇〇〇〃
(ロ) 銀（〃〃）	二四九、六二三、〇〇〇〃
(ハ) 銀密輸出	三〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(ニ) 金密輸出	一〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(四) 海外移民送金	三二〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(五) 外國人敎會及び慈善事業	五〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(六) 外國陸海軍支出	五〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(七) 外國大公使館領事館支出	二〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(八) 支那各港に於ける外國出入船舶	二五、〇〇〇、〇〇〇〃
（港税、水先案内料、修繕、石炭、食糧品等）	
(九) 在支外國人旅客消費	六、〇〇〇、〇〇〇〃
(一〇) 外國證券（在支所有者による利潤、償還、利子の受入れ）	二〇、〇〇〇、〇〇〇〃
合計	一、五七六、九八四、〇〇〇〃

支拂勘定

(一) 一九三六年海外よりの商品輸入	九四一、五四五、〇〇〇元
(二) 一九三六年の對支貨物密輸入	二五〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(三) 外國借款處理費	一〇七、五〇八、〇〇〇〃
關稅收入	七六、七〇〇、〇〇〇〃
棉麥借款	六、五〇〇、〇〇〇〃
鹽稅收入	一三、三五八、〇〇〇〃
鐵道借款	一〇、九五〇、〇〇〇〃
(四) 海外支那大公使及び旅客消費	五、〇〇〇、〇〇〇〃
(五) 外國人への保險、運賃、傭船料支拂	三〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(六) 支那留學生海外消費	一〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(七) 海外へ輸出されたが、賣却されずに支那政府勘定として保有されてゐる銀	一四〇、〇〇〇、〇〇〇〃
(八) 國内通貨の外國通貨への乘換（資本逃避、海外投資等）	九二、九三一、〇〇〇〃
合計	一、五七六、九八四、〇〇〇〃

註

統計資料が手に入らないのだから、支那の國際收支に關する正確な敍述を試みることは何時の場合にも困難である。表中各項目の金額は、當然のことながら、推計と臆測によつて出來たものである。しかし以上は、支那事情通の最善の努力を示すものである。

以下はそれ〴〵の項目について註釋を試みたものである——

(一) 一九三六年の海關統計表から引用せるもので、從つてこれは推計ではない。

(二) 往々過少に評價せられる輸出價格の約七パーセントである。過少評價されるのは、國內の輸出税を免れる考へからよりも、むしろ輸入税を免れるための偶々の計畫に於て、海外の輸入業者を有利にするため行はれる。

(三)(イ)と(ロ)は海關統計表から、(ハ)と(ロ)はほとんど推計に近い。

(四) 當年の支那海外移民の送金は、世界不況回復の徴候を見せたので、過去四ケ年よりも多かつた。この項目は、適當な關係者によつて、之まで調査されても來たし、また可能なのである。

(五)から(九)までは特に註解は必要でなく、異論も殆んどないであらう。六つの項目のうち或るものは、稍〻多すぎるかも知れないが、一方また或るものは稍〻少なすぎるかも知れない。併し全體として見れば、極く實際に近いやうに思はれる計數とならう。

(一〇) 恐らく二千萬元といふ金額は少なすぎよう。支那居住者の保有せる外貨證券(支那の證券であらうと、他國の發行にかかるものであらうとを問はず)の金額が非常に多額に上るといふことは、既定の事實である。從つて利子收入並びに元本償還もそれに比して增加しつゝある。そのほか全體として一九三六年には、株式または債券及び商品の形における海外投資及び投機による利潤勘定が出來た。

(一一) この金額も亦海關統計表に據る。

(一二) この項目の金額は多いが、それ以下に計算するよりも實際に近いだらう。一九三六年中、北支に於ける「特殊貿易」は旺盛で停止させることが出來なかつた。

(一三) 實際を表すもので推計ではない。

(一四)から(一六)は推計で、議論の餘地がある。

(一七) この項目は政府の手でアメリカ及び香港に向け積み出され、今日まで殘存してゐる銀の價額である。賣却もされずまた擔保にも入つてゐないから、支那の財産として殘つてゐる。これまでそれを引當てに、何らかの形の等價物が獲得されたためしはない。

(一八) これが代表してゐる資本逃避も海外投資も、それほど多くはない。

一八八八年から一九三七年に及ぶ海關稅務署に於て記錄された金銀の移動　（單位千海關兩）

	金 純輸入	金 純輸出	銀 純輸入	銀 純輸出
一八八八年	—	一、六七三	—	一、九一〇
一八八九年	—	一、六二六	六、〇〇五	—
一八九〇年	—	一、七八三	—	三、五五八
一八九一年	—	三、六九三	—	三、一三二
一八九二年	—	七、三三二	—	四、八二五
一八九三年	—	七、四五九	一〇、八〇四	—
一八九四年	—	一二、七七四	二六、三八七	—
一八九五年	—	六、六二四	三六、六八五	—
一八九六年	—	八、一一四	一、七二〇	—
一八九七年	—	八、五一二	一、六四二	—
一八九八年	—	七、七〇四	四、七二二	—
一八九九年	—	七、六四〇	一、二七一	—
一九〇〇年	一、二〇二	—	一五、四四二	—
一九〇一年	—	六、六三五	—	六、〇九八
一九〇二年	—	九、四一〇	—	一三、八四五
一九〇三年	—	—	—	六、〇四五
一九〇四年	八、四四六	—	—	一三、六一〇

一九〇五年	七、〇五九	—	—	七、一九六
一九〇六年	三、八四〇	—	—	一八、六七八
一九〇七年	二、四五〇	—	—	三一、二〇八
一九〇八年	—	一一、五一八	—	一二、二六七
一九〇九年	—	六、八二一	六、八四一	—
一九一〇年	—	九七七	二一、七九五	—
一九一一年	一、五三三	—	三八、三〇六	—
一九一二年	七、四五八	—	一九、二四九	—
一九一三年	—	一、三八六	三五、九六八	—
一九一四年	—	一三、〇〇一	—	一三、六二三
一九一五年	—	一七、三九二	—	一八、三八二
一九一六年	一一、八〇一	—	—	二八、六七八
一九一七年	八、八四七	—	—	二〇、九八三
一九一八年	—	一、〇五三	二三、四九五	—
一九一九年	四一、一八二	—	五三、一二五	—
一九二〇年	—	一七、五〇二	九二、六三九	—
一九二一年	—	一六、四六一	三二、四三一	—
一九二二年	四、一二三	—	三九、五七三	—
一九二三年	—	五、六六七	六七、一九六	—
一九二四年	—	九、七三五	二六、〇〇二	—
一九二五年	—	一、〇三八	六二、五二四	—

一九二六年	—	七、五九八	五三、二〇四	—
一九二七年	—	一、二九九	六五、〇八四	—
一九二八年	六、〇五九	—	一〇六、三九五	—
一九二九年	—	一、九七一	一〇五、八二六	—
一九三〇年	—	一六、五三五	六七、〇〇六	—
一九三一年	—	三二、一一〇	四五、四四五	—
合計	一〇四、〇〇〇	二五三、〇四三	一、〇六六、七八二	二〇四、〇三八
差引	（出超）一四九、〇四三		（入超）八六二、七四四	
	金單位		元	
一九三二年	—	五九、二六八	—	一一、四四四
一九三三年	—	三五、五三六	—	一四、一一二
一九三四年	—	二六、二一六	—	二五六、七二八
一九三五年	—	二〇、七四四	—	五九、三九七
一九三六年	—	一七、九七三	—	二四九、六二三
一九三七年	—	二五、六五六	—	三九八、四九〇

註　一九三一年までの統計は千海關兩で表はされてゐる。その間銀は非常に浮動したから、銀通貨でこゝに表はされた金移動の金額は、實際の指標とはならない。しかし海關兩（一・五五八元替）を尺度とする外はなかつたのである。一九三二年以降は、金は海關單位（一單位六〇・一八六六センチグラム）で正しく表示されたが、一方銀の移動は、銀元で指示されてゐる。

第七章　最近六ケ年の對外貿易

一九三二——一九三七年

こゝで研究しようとしてゐる期間は、一九三七年末までであるから、十年の二分の一を少しく越えた程度である。

想へば一九三二年は、全年を通じて世界が、支那を除いた全世界が、恐ろしい經濟不況の呪縛に依然としてかゝつてゐたのであつた。ヨーロッパ諸國が保有してゐた金準備は、當時、合衆國とフランスに向つて、驚くべき速度で移動しつつあつた。この移動の結果、主として原料品を生産する諸國に於ける貿易上の逆勘定を激化させ、それを原料とする製造品輸出に依存してゐた諸國に於いても同時にその工業不況を加重せしめた。

この點においては、支那は、その他の世界が强要された悲劇の或る部分を演じなくとも濟んだ。支那は、通貨準備の中から送り出すやうな貨幣金は少しも持つてゐなかつたし、一方、支那の巨額の銀ストックは、どの國も望まなかつた。支那が何故、恐ろしい經濟的危機に關聯したこの恐怖から逃れ得たかを語る秘密は、この要因の中に見出すべきであらう。銀——特に强調するが、價値の低落したこの銀が、世界不況の慘禍から支那を救つたのだ。一九三二年中、卸賣物價指數は、その他のどの國に於ても低落してゐるのに反し、支那では低落しないで維持されたのである。

一九三二年を通じて支那は多くの試煉を受ける外はなかつたのであるから、右の如き結果は一層注目すべきものが

ある。同年一月二十八日「宣戰布告を伴はない戰爭」が上海に始まり、上海地方に於ける日本軍に對し、五週間の戰鬪が行はれた後、漸く終りを告げた。當時惹起された損害は、十五億と計算され、その半分は家屋及び家財の破壞と關聯して生じたものである。同年夏、コレラの傳染病が發生し、全支に蔓延した。そして十萬以上の人間が病氣に襲はれたのである。

一九三二年の支那銀行業務については殆んど註解を要しないが、ただ一つ上海戰爭中に金融逼迫に伴ふ取付が行はれたことである。しかし同年は一件の銀行破産も起らなかつた。新銀貨の鑄造は僅かであつたし、三つの政府銀行と上海に總行を持つ七つの商業銀行によつて發行された紙幣は、一九三二年末、二億八千七百萬元と報告されてゐた。

上海の公定爲替相場は、合衆國のやうな實質上の金通貨に對しては、記錄的低位を示した。ポンドと圓とは、二つとも一九三一年の第四四半期に金から離脱したから、比較の基準とはなり得ない。一九三二年の相場は次の通りであつた。

	最高	最低
ポンド	二ポンド〇 1/4	一ポンド七 1/2
合衆國ドル	三五ドル 1/4	二七ドル 1/8
圓	一一六兩	六六兩 3/4

クロス・レートも、一九三二年には甚しく動搖した。

	最高	最低
ロンドン——ニューヨーク	三ドル八三	三ドル一五 1/8

ロンドン——東京	二ポンド二シリング3/4	一ポンド二シリング3/4

支那の內國債は、一九三二年二月、完全な變形を蒙つた。政治上及び軍事上の目的のため、巨額の內國債が過去三年に互つて發行されて來たが、これは高利率で償還期限も亦極めて短いものであつた。それで支那の內國債業務にだけはモラトリアムが考究されざるを得なかつたが、結局、一律に六パーセントの利率と、證券年限の大擴張とを土臺として完全に再調整されることになつた。

一九三二年末、關稅收入を擔保とする支那の債務は、七千五百八十六萬三千ポンド、九千六百八十九萬二千米ドル、國內の十二億二千四百三十二萬元であつた。

一九三二年に徵收された關稅收入は、二億二十三萬海關兩であつたが、そのうち一億六千五百三十萬一千海關兩は輸入稅、一千九百萬八千兩は輸出稅からの收入であつた。一九三二年の收入は、一部日本軍による滿洲占領のため、前年より四千七百萬兩だけ少かつた。

支那の對外貿易に關しては、次のやうな內譯を知り得る。

一九三二年の海外よりの輸入總額	八九一、三〇〇、〇〇〇（金單位）
諸外國への輸出總額	四九二、一六〇、〇〇〇（海關兩）

註　金單位は〇・四〇米ドル。

一九三二年を一九三一年の實績（兩年とも總額に於て海關兩を基準としてゐる）と比較すると、次のやうな結果に達する。

	純輸入	純輸出	入超
一九三一年	一、四三三、四八九、〇〇〇	九〇九、四七五、〇〇〇	五二四、〇一四、〇〇〇
一九三二年	一、〇四九、二四七、〇〇〇	四九二、六四一、〇〇〇	五五六、六〇四、〇〇〇

かくして一九三二年の諸外國に對する支那の貿易は、一九三一年よりも著しく少額であつて、貿易上の逆調は一九三二年には一層惡化したことが知られる。この原因としては、三ケ年も持續したため消費者の購買力を奪ひ去つた世界不況や、宣戰布告なき上海の戰爭や東部三省が支那本土から分裂した等の事實が擧げられる。

一九三三年の世界貿易は何等の改善の跡もみられず、海外の政情には何らの安定も齎らされなかつた。二つの重要國が國際聯盟を脫退した。日本はリットン報告書が採擇されたため、一方ドイツは、軍縮會議で意見が相異したため、この二つの國は相次いで聯盟から脫退したのである。一九三三年は軍縮の目的を達する代りに、國民的憎惡の非妥協性を明るみに出し、戰爭心理の再發を促進した。一九三三年、空前の大規模な經濟會議に參加するため、六十六ケ國がロンドンに集合したが、殆んど凡ゆる目標、主として通貨安定の目標を達成することに失敗してしまつた。國際貿易に直接に影響を及ぼすに至つたものは、合衆國通貨の不安定といふことであつた。全國產業復興法の下に、價格の水準を引上げるための實驗が合衆國において始められたが、この目標が國際的な問題になり、全世界の注意はドル貨インフレションの戰術に集中された。國際政治上の協力を目指した諸計畫は、悉く悲慘な失敗に歸した。それに爲替切下競爭が大抵の國によつて行はれる限り、關稅、輸入禁止、特惠、數量割當、爲替制限等に關して國際的協定を達成しようと企てゝみても、所詮無意味であることが間もなくわかつて來た。

一九三三年三月三日、合衆國で金本位が停止され、四月五日には一種の金塊本位が創設された。そして大統領は五月五日、金本位廢止に署名するに至つた。それから九月八日、聯邦準備銀行は一ファイン・オンス當り二九・六二ドル（原基準は二〇・六七ドル）といふ最初の金値段を公表し、十月五日大藏省は三一・三六ドルで金の買入れを開始したが、次いでそれは十一月十四日に純金一オンスに付き三三・五六ドルといふ相場になつた。かくして一九三三年を通じて、アメリカ・ドルは四五％までも下落したのである。

云ふまでもなく、その他の國々の通貨も亦激しい動搖を見せ、同時に一樣に低落に向つて進んだ。日本の圓貨が同年を通じて、一シリング二ペンス1/2の基準を確保してゐたのは注目すべきである。

貧弱ながらロンドン經濟會議の一成果として、銀の大生產國と消費國との間に、銀協定が締結されたが、その效果は疑問であつた。それによると、支那は廢貨から生ずる銀を賣却しないこと、一方印度は四ヶ年の協定期限中は年二千萬オンス以上の賣物を出さないといふのであつた。

ところで、一九三三年には世界經濟恐慌が支那にも侵入して來た事實を認めなければならぬ。しかしこの根本原因を別にしても、內亂が四川に勃發し、また幸ひにして短命ではあつたが、福建省にも公然の叛亂が起つた。これにまたもや黃河の沿岸が氾濫し、その流域を甚しく荒廢させたのである。

支那の通貨制度にとつて非常に重要なことは、一九三三年三月三日、貨幣單位としての新しい本位貨、銀ドルに關する法律を採擇し、法幣元を制定したことであつた。新しいドル貨の重量は二六・六九七一グラムであるが、純銀八八％銅一二％を含有してゐるから、その純金分は二三。四九三四四八グラムといふことになつた。一九三三年四月五

目、中央政治會議は廢兩の法令を發布した。かくてその數日後、海關兩は廢止され、その代り輸入については海關金單位、輸出には標準元が價格表記と關稅支拂に採用されることになつた。

金融は上海市場では全年を通じて緩漫を持續し、年末諸銀行は五億一千萬元の現金を手持ちしてゐた。又、上海造幣廠が數年間の準備を終へて、一九三三年に操業を開始し、同年新しい銀元を鑄造したが、その貨幣は公衆に歡迎された。

一九三三年の支那對外貿易は、それに先立つ過去五ヶ年のどの年と比較して見ても、ずつと後退した。一九二八—三三年の期間につき百萬元で表した統計は次の通りであつた。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
純輸入	一、九二九	二、〇四一	二、二三四	一、六三四	一、三四五
純輸出	一、五八二	一、三九四	一、四一六	七六八	六一二
總貿易	三、五五四	三、四三五	三、六五〇	二、四〇二	一、九五七
入超	三九〇	六四七	八一八	八六六	七三三

一九三三年の結果が明かに貧弱なのは諸種の理由のためであるが、そのうち顯著なものは次の二つである。(イ)世界經濟恐慌の支那への波及(ロ)一九三三年度の關稅統計表は滿洲三省に關する計數を既に含んでゐないといふ事實。後の原因を考慮すれば、一九三三年の成績は、一九二九—三二年に比べて、そんなに悪いわけではないが、しかしこの期間のうちでは最低の貿易額である。

關稅徵收による收入(三三九、五二四、四九〇元)は、新關稅率が實施されたため、一九三二年の分より八・八三%も

多かつた。

世界經濟の諸條件は一九三四年になつても、實際上の改善を示し得なかつた。不安の徵候は確かに未だ去つてはゐなかつた。失業者數は激減したが、新しい就業は主として兵器、軍需品の製造に關係したものであつたから、常態への復歸などを口にすることは出來なかつた。その結果、大抵の國々の財政は——その著しい例は合衆國、フランス、日本であつたが——大不足を呈した。たゞイギリスとソヴエート・ロシアだけは好調の足取を示した。

金價格を引上げることによつて、人爲的に商品價格を昂騰せしめようとするルーズベルト大統領の採用したコースは、依然繼續された。一九三四年一月三十一日、金は紙幣に換算して更に引下げられ、一ファイン・オンスに付き三五合衆國ドルとなつたが、これは舊平價の五九・〇五七％へのドル切下げである。圓貨の下落に刺戟されて、日本の生產は一九三四年中に急速に增加し、生產指數は一九二八年を一〇〇とすれば、一九三四年十月には一四八へ增加した。

疑ひもなく、一九三四年といふ年は、支那に重大關係を有つ金屬たる銀にとつて最も重大な時期の一つであつた。銀國有を條件とする合衆國の銀買上法は、一九三四年六月十九日に立法化された。それによると、金準備に對し七五％對二五％の比率になるまで、大藏省は銀を蓄積することになつてゐた。で合衆國は、三對一に達するか、鑄造比價一オンス當り一・二九ドルが支配的になるまでは、銀の獲得を持續しなければならなかつた。

この方策は支那からの夥しい銀流出を惹起した。國府は深く注意を拂ひながらも、初めのうちはこの白色金屬の自由移動に干渉することを欲しなかつた。ところで、何等かの有效な對策が實施されない限り、國內は急速に銀供給に缺乏を來たすといふことがはやくも同年の秋に明白になつて來た。政府は十月十五日、爾今形式の如何を問はず、一

切の銀に一〇%の輸出税を賦課するが、銀貨はそれから除外し、それへの課税は七%3/4とすること、そしてこの課税に附加して平衡税を設けることを聲明するに至つた。平衡税は輸出税を差引いて後に生ずる理論上のロンドン銀比價と、支那中央銀行が公定した爲替相場との差額に等しくした。新しい法令は、支那からの銀輸出を殆んど全部停止させるほどの效果を生じた。密輸出も目立たぬ程度で持續されてはゐたが、輸出税を支拂ふべき十月以後は、支那の爲替相場は銀から乖離し、パリティ以下になつた。一九三四年の最高電信賣相場は一シリング六ペンス1/4、三七米ドル1/2で、最低は一シリング二ペンス1/2、三〇ドル7/8であつた。

一九三四年の世界貿易總額が、金に換算して一九二九年の三分の一に過ぎなかつたことを考へるならば、支那が國際貿易總額を増加させることの困難だつたことは理解され得よう。一九三四年の最初の九ケ月に、約一億八千萬元の銀が支那から積み出され、そのため金融市場は逼迫し、商品價格は低落した。全支十一省に亙る大旱魃のため、支那の小麥及び米の收穫高は平作以下に落ち込んだ。茶の產額は一九三三年より三〇%減少したが、棉花は却つて前年より數量に於て一〇%の增收となつた。支那の工業は一九三四年に殆ど缺損狀態であつた。なかんづく綿絲紡績、生糸製粉の諸工業がさうであつた。

元で表示された支那の對外貿易は、次のやうに報告されてゐる。

	一九三四年	一九三三年
輸入	一、〇二九、六六五、〇〇〇元	一、三四五、五六七、〇〇〇元
輸出	五三五、二一四、〇〇〇〃	六一一、八二八、〇〇〇〃

總貿易	一、五六四、八七九、〇〇〇元	一、九五七、三九五、〇〇〇元
貿易尻	四九四、四五一、〇〇〇〃	七三三、七三九、〇〇〇〃

一般的に云つて、一九三五年には、特に豫め通貨價値の切下げを行つた諸國において、恢復への前進がいくらか行はれた。一方、フランス、オランダ、スイス、ベルギーのやうな金ブロックに屬する諸國は金本位離脫諸國と競爭することも、亦デフレーションを回避することも困難になつた。一九三五年三月、ベルギーは本位通貨として金を廢止することなしに、そのフラン貨を二八%も切下げた。

銀價が昂騰したため、支那は幾多の不利な場面に遭遇し、デフレーションの影響に脅かされた。十一月三日、政府は愼重な考慮の後銀本位を廢止し、金爲替本位に變更することに決した。この改革は巧妙にして且つ愼重な手續きを經て、法幣一元を一シリング二ペンス1|2、または二九米ドル1|2に等價たらしめることを基準として實行されたのである。このレートは、その後極く僅か動搖しただけで、立派に維持された。

一九三五年中の支那の農村經濟は、黃河並びに揚子江に起源した大洪水のため、またもや不利な影響を受けた。農家の受けた損害は莫大なものであつた。穀物の被害は甚しく、收穫は一九三四年よりも減少することになつた。特に小麥、米、茶がさうであつた。しかし棉花と生絲の收穫は充分であつた。

銀價の昂騰並びに凶作のため、支那の經濟狀態には遺憾な點が多かつた。十月末までデフレーション運動が繼續したことは、卸賣物價指數の低落によつても明かである。一九二六年を一〇〇とすれば一九三五年十月には九一・一に低落してゐる。しかし新通貨制度の創設が成功するや、改善への變化が早くも認められるに至り、同指數は十二月には

はやくも一〇三・三へ上昇した。

一九三五年の改善は生絲、製粉の諸工業にも見られたが、綿絲及びセメントの生産は却つて一九三四年よりも減少した。十一月三日新通貨制度が實施せられるや、銀行券の發行權は政府系三銀行に制限され、銀貨の使用は嚴重に禁止され、銀貨は凡て法幣ノートと兌換せねばならなかつた。新通貨單位を安定させるために、政府系三銀行は無制限に外國爲替を賣買した。民國二十四年財政年度（一九三五―三六年）の豫算は、歲出九五七、一五四、〇〇六元であつたが、歲入のうち最大項目は關稅收入であつて、三四一、三六一、四〇〇元に達した。この年は鐵道及び公路建設の方面においても著しい進展が見られた。

一九三五年の出入船舶は增加を示した。支那各港への出入船舶數は七萬三千七百十一隻で、前年に比し百九十八隻の增加であつた。そして總噸數は、四八、一〇五、五七一噸、一九三四年よりも三、一八六、六四四噸を增大した。

次の統計によつても明かなやうに、貿易統計は、一九三五年には一層減少した。（單位千法幣元）

	一九三五年	一九三四年	一九三三年
輸入	九一九、二一一	一、〇二九、六六五	一、三四五、五六七
輸出	五七五、八〇九	五三五、二一四	六一一、八二八
貿易總額	一、四九五、〇二〇	一、五六四、八七九	一、九五七、三九五
入超	三四三、四〇二	四九四、四五一	七三三、七三九

一九三五年の關稅收入は、一九三四年の三三四、六四五、四〇八元に對し三一五、五一九、七一二元であつた。

商品の輸出入と密接に聯關して金銀の輸出入が行はれた。しかし一九三五年は支那からの輸出超過を見、その金額

も、輸出金は二〇、七四四、六六九金單位、輸出銀は五九、三九七、六二九元に達した。輸入品のうちでは米が最高位で、輸入總額の一〇%以上、即ち九千二百萬元であつた。第二位は金屬で、約一〇%、次いで機械、それから棉花、紙、石油の順序であつた。

一九三六年はそれに先立つ五ケ年とは反對に、明かに經濟的回復の途上にあつた。イギリス及びポンドと聯繫した諸國にあつては著しい發展が見られた。商品價格は全世界を通じて上向の傾向を示した。世界貿易は、更に改善されたが、なほ一九二九年よりも二〇%も下にあつた。しかし事態の改善はもつぱら、軍備に關聯する就業と消費とのためであつたことを考慮せねばならぬ。

一九三六年の秋、フランスもその通貨價値を切下げ、チエツコ・スロヴアキアも亦これに倣つた。殘つてゐた金本位國、スイス、オランダ、蘭領インドも、躊躇を重ねた後、通貨價値を切下げてしまつたので、それに伴ひイタリーも亦リラ貨を減價した。フランスとドイツとを除いて、凡ての國々はその金保有高を增加させた。合衆國の如きは、一年間にその保有高を二倍以上に增加させたのである。

支那だけについて云へば、一九三六年といふ年は、非常に有利な滿足すべき年であつた。國內の統一は大成功を收めつつあつたし、收穫は素晴らしく、農村人口の購買力を高めた。工業も同年中には復活し、新通貨は注目すべき確固さを保持してゐた。卸賣物價指數は一九三五年の九六・四から一九三六年の一〇九・五へと騰貴した。僅かながら綿絲及び生絲工業には、條件の改善が見られたが、之に反し製粉及びセメント製造は後退を見せた。卷煙草及び燐寸の產額は一九三六年を通じて非常に增加した。

關稅收入は三二四、五八三、三〇〇元に增加し、一九三五年に比べると九百萬元の增加であつた。鐵道及び公路建設も持續され、全年を通じそれは急速度で進捗していつた。更に一九三六年といふ年は、それまで長年に亙つて支拂不履行になつてゐた政府債（主として鐵道債務）の返濟が再開されたから、支那財政史に於て記憶すべき時期となるであらう。この一年間に航空路も非常に擴張され、長距離電話も設定された。

一九二九年に世界經濟不況が勃發して以來、支那の對外貿易も減退し、その下向運動は更に東三省の分離によつて加速度化された。しかし一九三六年は、次の統計によつても明かなやうに、或る種の改善を見せた。（單位法幣元）

	一九三六年	一九三五年	一九三四年
輸入	九四一、五〇〇、〇〇〇	九一九、二一一、〇〇〇	一、〇二九、六六五、〇〇〇
輸出	七〇五、七〇〇、〇〇〇	五七五、八〇九、〇〇〇	五三五、二一四、〇〇〇
貿易總額	一、六四七、二〇〇、〇〇〇	一、四九五、〇二〇、〇〇〇	一、五六四、八七九、〇〇〇
入超	二三五、八〇〇、〇〇〇	三四三、四〇二、〇〇〇	四九四、四五一、〇〇〇

一九三六年の輸入は二・五%しか增加しなかつたが、輸出は二二・五%も增加した。この結果を生じたのは、支那內地が豐作だつたため輸入穀物が激減したからである。一九三六年に海外から輸入された穀物及び穀粉の價額は、合計八六、六九八、〇〇〇元に達した。砂糖及び機械も亦減少した。一方、雜品は五千萬元以上に、車輛は二千百九十萬元に、金屬及び鑛石は二千六十一萬二千元に增加した。

一九三七年といふ年は、支那史上の一礎石となるべき運命の年である。素晴らしい前兆の裡に發足したが、運命は却つて支那の行先を未定のものにして置くことを望んだらしく見える。ちやうど實質上國民的統一が完成されたその

ときに、支那の對外債務の眞の整理が終つたその後に、また外國貿易や敎育、運輸、通貨安定等の各方面に亘つて一定の進歩に直面してゐるその只中で、七月七日、北支に戰爭が勃發したのである。そしてその五週間後には、戰火は、上海地方にまで擴大した。そして數十年の永きにわたつて仔々として築き上げられて來たものが、布告なき戰爭といふ緊急事件によつて絶えず破壞されていつた。

戰爭が始まつた頃は、支那の對外貿易は前年同期を著しく凌駕してゐた。そして一九三七年は、殊に棉花、米、その他穀物の大豐作のため此種商品の海外からの買入を不要ならしめる結果、支那の對外貿易にとつて記錄的な年になるであらうと期待されてゐた。然るに戰爭が勃發し、支那の鐵道、水路による貿易を妨害したから、全光景を一變させてしまつた。このため莫大な數量の米を印度支那から輸入することが絶對に必要となつた。また上海に於ける戰爭の勃發は、國際通商の中斷と同意義であつた。上海貿易は、八月十五日までに非常に滿足すべき事態にあつたが、その日以降は稍々ともすれば殆んど中斷されようとする有樣であつた。貿易統計を示せば次の通りである。

	一九三七年	一九三六年
輸入	九五三、三八六、〇〇七元	九四一、五四四、七三八元
輸出	八三八、二五五、七〇五	七〇五、七四一、四〇三
貿易總額	一、七九一、六四一、七一二	一、六四七、二八六、一四一
入超	一一五、一三〇、三〇二	二三五、八〇三、三三五

第八章　茶　貿　易

茶は今日でも、なほ永續的な支那輸出品となつてゐるが、もはや昔ほどの重要性はもつてゐない。支那は茶の創始者であつて、中世紀に廣東へやつて來た帆船が、主として熱中してゐたことは、この國から茶を買入れることであつた。一八八二年まで茶は支那輸出總額の約四七%を占めてゐたが、一九一八年以後は、その割合は三%乃至それ以下に落ちた。減退の理由は、他の諸國、わけても英領印度、ビルマ、セイロン、蘭領東印度、日本、コーカサス等で茶園が開拓されたことにあらう。支那には組織がなかつたため、標準化が妨げられた。支那の田舍の茶栽培者は、海外顧客の趣味に適合させることの必要を理解しなかつたし、もつと惡いことには、海外諸國の消費を目的として販賣される茶の僞造といふことが、農夫や商人の間ではありふれた習慣になつてゐたのである。

かく理解がなく、その上正直でなかつた結果として、茶の栽培に適した氣候に惠まれた海外諸國は、支那にとつて侮り難き競爭者となり、世界の茶の需要に對する供給者として支那を凌駕するに至つたのだ。

最初イギリスは支那茶の最大の需要先であつて、一八八二年までは支那の海外販賣總額の五〇%以上も占めてゐたが、最近ではその占める割合は約一〇%に減退した。この減退の理由と目すべきものは、一半はイギリス人の趣味がセイロン茶へ變化したことによるが、また一半は諸外國が直接支那から買ふようになつたことにもよるのである。過去五十年間、ロシアは支那茶の常顧客であつた。當時における割合は、支那の茶輸出總額の二〇%を稍々下廻る程度

であつたが、一九〇八年にはその割合は總額の六〇%を越え、積荷はシベリアの陸路を經て輸送されたのである。一九二〇年から一九二四年にかけての時期、即ちロシアの現政權が漸く生れた許りの頃はこの國は購買力をもたなかつたので、支那からの茶の購買高も、例へば一九二三年には支那の海外輸出總額の二%以下に低下した。しかしその後ロシアは、再び支那茶、主として磚茶の有力な顧客となり、今日では支那輸出總額の約四分の一を占めてゐる。この輸出總額は、過去數年間價額にして年約三千萬元であつたから、相當に大きな數量と云ふべきである。

外國への各種支那茶の輸出總額――一八八二―一九三七年（單位千擔）

年度	紅茶	綠茶	磚茶	雜	合計	價額(千海關兩)
一八八二年	一、六一二	一七九	二一九	七	二、〇一七	三一、三三二
一八八三年	一、五七一	一九一	二一九	六	一、九八七	三二、一七四
一八八四年	一、五六四	二〇三	二四五	四	二、〇一六	二九、〇五五
一八八五年	一、六一八	二一五	二八〇	一六	二、一二九	三二、二六九
一八八六年	一、六五四	一九三	三六一	九	二、二一七	三三、五〇五
一八八七年	一、六三〇	一八五	三三一	七	二、一五三	三〇、〇四一
一八八八年	一、五四二	二一〇	四一三	三	二、一六八	三〇、二九三
一八八九年	一、三五七	一九二	三一〇	一八	一、八七七	二八、二五七
一八九〇年	一、一四九	二〇〇	二九七	一九	一、六六五	二六、六六四
一八九一年	一、二〇三	二〇七	三二九	一一	一、七五〇	三一、〇二九
一八九二年	一、一〇一	一八九	三二三	一〇	一、六二三	二五、九八四
一八九三年	一、一九〇	二三六	三八三	一二	一、八二一	三〇、五五九

一八九四年	一、二一七	二三三	三九六	一六	一、八六二	三一、八五五
一八九五年	一、一二四	二四四	四八二	一六	一、八六六	三二、四五〇
一八九六年	九一二	二一七	五六七	一七	一、七一三	三〇、一五七
一八九七年	七六五	二〇一	五五八	八	一、五三二	二九、二一七
一八九八年	八四七	一八五	四九九	八	一、五三九	二八、八八〇
一八九九年	九三六	二一四	四七四	七	一、六三一	三一、四六九
一九〇〇年	八六三	二〇〇	三一七	四	一、三八四	二五、四四五
一九〇一年	六六五	一八九	二九四	一〇	一、一五八	一八、五一三
一九〇二年	六八七	二五四	五七〇	八	一、五一九	二二、八六〇
一九〇三年	七四九	三〇二	六一九	八	一、六七八	二六、三三四
一九〇四年	七四九	二四一	四四八	一三	一、四五一	三〇、二〇二
一九〇五年	五九七	二四二	五一八	一二	一、三六九	二五、四四六
一九〇六年	六〇一	二〇七	五八七	九	一、四〇四	二六、六三〇
一九〇七年	七〇八	二六五	六〇四	三三	一、六一〇	三一、七三六
一九〇八年	六八五	二八四	五九一	一六	一、五七六	三二、八八三
一九〇九年	六二〇	二八二	五八五	一二	一、四九九	三三、五六七
一九一〇年	六三三	二九六	六一七	一五	一、五六一	三五、九三一
一九一一年	七三四	二九九	四一七	一三	一、四六三	三八、三三五
一九一二年	六四九	三一〇	五〇六	一七	一、四八二	三三、七七八
一九一三年	五四二	二七七	六〇六	一七	一、四四二	三三、九三七
一九一四年	六一三	二六七	五八四	三二	一、四九六	三六、四五七

一九一五年	七七一	三〇六	六四一	六四	一、七八二	五五、五六三
一九一六年	六四八	二九九	五六〇	三六	一、五四三	四三、五六〇
一九一七年	四七二	一九六	四四四	一四	一、一二六	二九、一〇八
一九一八年	一七五	一五一	七五	三	四〇四	一四、〇六七
一九一九年	二八九	二五〇	一四三	八	六九〇	二二、三九八
一九二〇年	一二八	一六四	一二	二	三〇六	八、八七三
一九二一年	一三六	二六八	二三	三	四三〇	一二、六〇六
一九二二年	二六七	二八三	二三	三	五七六	一六、九六六
一九二三年	四五一	二八五	九	五七	八〇二	二二、九〇五
一九二四年	三八七	二七九	一九	八一	七六六	二一、一二七
一九二五年	三三〇	三二一	一四二	四〇	八三三	二二、一四六
一九二六年	二九二	三二九	一四二	七六	八三九	二六、一六五
一九二七年	二四九	三三三	一七三	一一七	八七二	三一、六一七
一九二八年	二六九	三〇七	二五七	九三	九二六	三七、一三四
一九二九年	二九五	三五〇	二四三	六〇	九四八	四一、二五二
一九三〇年	二一五	三五〇	一八二	四七	六九四	二六、二八四
一九三一年	一七一	二九三	一六七	七二	七〇三	三三、二五三
一九三二年	一四七	二七五	二一二	二〇	六五四	三八、五七九(以下價額元)
一九三三年	一六二	二八八	一九三	五〇	六九四	三四、二一〇
一九三四年	一五〇キンタール	一五二キンタール	一三〇キンタール	三九キンタール	四七〇キンタール	三六、〇九九
一九三五年	一〇五	一五四	九七	二六	三八一	二九、六二四

一九三六年	九六	一五六	九一	三〇	三七三	三〇、六六二
一九三七年	一一六	一五四	八七	五〇	四〇七	三〇、七八七

外國への支那茶輸出の分布割合――一八八二―一九三七年

年度	イギリス	香港	濠州	アメリカ	ロシア(歐)	ロシア(亞)	その他の諸國
一八八二年	五〇・三六%	八・二八%	七・三七%	一二・九五%	三・九五%	一五・二三%	一・八六%
一八八三年	五〇・八〇	七・八八	五・七五	一一・七八	四・三〇	一六・〇五	二・四四
一八八四年	四七・六七	六・九三	六・九二	一三・五五	四・四〇	一七・八四	二・六九
一八八五年	四七・五二	八・四四	七・七八	一三・四七	二・二五	一八・〇六	二・四八
一八八六年	四二・八二	七・〇三	六・七六	一三・七三	四・〇八	二二・九四	二・六四
一八八七年	三七・八七	八・二二	八・一一	一三・〇八	四・四六	二四・五二	三・七四
一八八八年	三二・八八	七・一五	八・七八	一四・四三	六・三四	二五・九一	四・五一
一八八九年	三三・四〇	七・二一	八・三八	一六・三九	七・六一	二二・〇八	四・九三
一八九〇年	二六・九一	七・〇一	七・一七	一六・六三	一〇・八〇	二五・五〇	五・九八
一八九一年	二五・一〇	六・〇一	六・四五	一六・八三	一一・五四	二七・三〇	六・七七
一八九二年	二三・〇一	八・八二	七・八二	一九・六〇	七・四七	二六・六五	六・六三
一八九三年	二一・三九	六・一四	五・三六	一九・九四	九・五六	三〇・二八	七・三三
一八九四年	一七・四七	五・五三	四・五八	二二・九〇	九・六一	三三・四一	六・五〇
一八九五年	一四・二六	四・二八	四・八三	一七・七二	一一・七八	四〇・四四	六・六九
一八九六年	一三・五七	四・六三	二・九一	一三・九八	一二・〇六	四四・五九	八・二六
一八九七年	一六・九六	三・八〇	二・三三	一四・四三	一一・七一	四四・七四	六・〇三

一八九八年	一三・七四	四・二九	二・九四	一〇・七七	一四・六三	四六・八七	六・七六
一八九九年	一五・三九	三・四四	二・九八	一四・二四	一二・七四	四三・九六	七・二五
一九〇〇年	一〇・三九	四・九四	三・五一	一九・六二	二〇・七一	三〇・四六	一〇・三七
一九〇一年	一二・四四	四・六七	一・一六	一六・八八	二二・二二	三二・三八	一〇・二五
一九〇二年	七・八三	五・二一	〇・〇五	一九・八五	一三・九二	四五・五四	七・六〇
一九〇三年	一二・二八	七・二八	〇・一九	一九・四四	一五・八六	三四・八四	一〇・一一
一九〇四年	二五・二九	七・九五	〇・五六	一五・五七	六・五一	二二・七四	二一・四〇
一九〇五年	二六・〇六	六・一一	〇・一四	一三・三〇	一一・一二	三二・七四	一〇・五三
一九〇六年	六・二一	六・五一	〇・一五	一〇・八三	一八・四五	四八・四四	九・四一
一九〇七年	九・七七	六・一六	〇・四四	一二・五三	一一・七四	四九・六七	九・六九
一九〇八年	七・五〇	五・六九	〇・三九	一三・二四	九・八一	五一・四二	一一・九五
一九〇九年	五・八二	六・八九	〇・二七	一四・一五	九・五四	五一・六八	一一・六五
一九一〇年	八・二八	七・一〇	〇・四八	九・四三	一二・四七	四九・九五	一二・二九
一九一一年	一〇・一〇	七・九七	〇・五五	八・九六	一五・八七	四〇・六六	一五・八九
一九一二年	六・六一	六・四七	〇・七三	一〇・六三	九・〇一	四七・五六	一八・八九
一九一三年	五・二八	七・一七	〇・七七	九・九七	九・〇二	五三・八一	一三・九八
一九一四年	九・四一	五・八一	〇・五二	一一・四〇	七・五三	五二・八二	一二・五一
一九一五年	九・五四	六・六六	〇・八六	七・七二	五・六二	五九・六二	九・九八
一九一六年	七・七九	八・四〇	〇・一六	九・四四	六・〇五	六二・〇一	六・一五
一九一七年	三・一一	六・九七	〇・〇五	一九・二五	〇・八七	六四・三一	九・四四
一九一八年	九・二三	二一・九九	〇・三四	一七・九一	—	二三・六八	二六・八五

一九一九年	三〇・九二	一四・一〇	〇・四八	一二・一一	〇・〇六	二三・八九	一八・四四
一九二〇年	一一・八六	三一・二五	一・一三	二三・三二	〇・〇八	三・七〇	二八・六六
一九二一年	七・三二	二八・〇四	〇・三九	二九・六四	一・五六	四・一九	二八・八六
一九二二年	一三・一八	一八・九九	一・〇八	二一・〇五	—	四・七九	四〇・九一
一九二三年	二〇・九〇	一六・四三	二・八〇	一七・五九	〇・〇三	一・四八	四〇・七七
一九二四年	二六・八三	一六・二三	一・一二	一〇・三八	—	六・九八	三八・四六
一九二五年	五・七六	一一・二五	〇・四六	一三・〇七	一・三一	三一・六五	三六・五〇
一九二六年	一二・七九	一一・二九	〇・五六	一一・二九	四・〇八	二二・九七	三七・〇二
一九二七年	一〇・一六	一三・四八	〇・二〇	一〇・一六	七・二八	二七・二三	三一・四九
一九二八年	六・四九	一三・三〇	〇・一八	八・二二	〇・二一	三八・三二	三三・二八
一九二九年	六・六三	一二・〇七	〇・二八	六・一一	二・二三	三七・一六	三五・五二
一九三〇年	九・五〇	一三・三六	一・〇六	九・〇九	—	三二・〇一	三四・九八
一九三一年	八・〇三	一二・八四	〇・三二	九・三八	—	三四・二四	三五・一九
一九三二年	六・二三	一二・四三	—	七・八七	—	三五・二三	三八・二四
一九三三年	八・五〇	七・二四	—	九・二八	—	三二・九三	四二・〇五
一九三四年	一七・一六	六・〇二	—	六・九八	—	三三・一〇	三六・七四
一九三五年	八・六八	六・〇九	—	八・七九	—	三〇・三一	四六・一三
一九三六年	九・四一	七・九一	—	七・六二	—	二五・八二	四九・二四
一九三七年	一三・九四	九・九一	—	八・〇三	—	二四・二八	四三・八四

支那の主要輸出入品價額

次表は一九三〇年一月以降一九三七年末までの支那主要輸出入品價額を示したものである。數字は千法幣元單位。

支那の主要輸入貿易品の純價額、一九三〇年—一九三七年(十月)累計

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
綿織物	二〇二、一六六	一六七、一三八	一一三、〇三四	五八、一五七	二六、七八一	二一、〇〇三	一四、四七七	一四、六九九
棉花	二〇六、〇七二	二七九、〇一〇	一八八、二八四	九八、七〇二	九〇、二四七	四一、七七八	三六、一四七	一六、〇〇五
綿絲	一五、六三六	六、三九一	一四、九二六	三、九二〇	二、九三九	二、二二一	三、七三七	三、四八九
亞麻、ラミー、大麻、麻及同上製品	三〇、九一一	四二、二三九	二八、六六一	一〇、八三三	一一、五〇七	一三、一三〇	一七、九八七	二〇、五一二
毛絲	一〇、一六九	二一、三八五	一四、〇一七	一三、九二〇	一三、七三三	二、八四六	一九、二〇五	二三、二六八
毛織物	一五、八一二	一六、九六一	八、九七九	七、七五五	一四、四一七	九、三四六	一〇、一〇六	七、三七七
人造絹絲	二三、二七七	二九、〇四八	二一、〇三〇	一三、二二一	六、四〇一	七、〇三八	九、三七一	九、九八五
金屬—								
鐵鋼	八八、二九二	一〇六、〇一七	七七、三〇〇	八一、八四一	八六、〇七二	七四、〇六五	九二、〇五〇	一〇八、六五四
その他	二九、三五五	三六、一七九	一六、六一七	一五、一九二	一三、七四〇	一三、八八九	一六、〇〇六	二三、九八四
機械工具—								
電氣機械	二一、八〇四	二一、五〇一	一六、一九二	九、〇九〇	五、七六二	五、八二二	四、六一六	四、六八一
紡績機械	五、五八三	五、七二八	六、六五二	五、〇〇一	一四、二〇六	一四、一三九	一三、九三九	二〇、九八六
その他	四四、七八二	四四、二九五	二六、九二七	二六、五二〇	三九、三三八	四四、九七三	四一、四二四	三九、三五六

車輛船舶―							
航空機及び同附屬品	五、一九九	六、二一七	三一、四三六	一一、八六九	八、七五四	一、八八五	―	一、三九三
鐵道、電氣軌道材料	二〇、二九八	二〇、六六二	六、三五三	五、八三七	五、八九三	九、三七二	一五、八六四	三四、九四六
自動車、トラック及び附屬品	一五、三四一	一二、八九〇	一四、一八八	一三、四七六	一六、六六八	一二、四三七	一四、一三三	一九、一八六
その他	五、六二三	五、四二六	五、五一二	五、〇九七	五、六四六	六、二八四	二三、四八六	六、五七七
その他の金屬製品	六七、一三四	六六、三二一	四四、三三〇	六三、一一三	五三、八四三	三四、五三七	四六、七二二	四一、四三八
漁獲物、海産物	四〇、二七九	三六、七〇九	三二、八〇三	二三、一一九	一八、二二二	一八、三三八	一七、七九三	一三、二五九
米	一八八、八八三	一〇〇、二九八	一七九、五八一	一四四、七三八	六五、六八五	九三、三三三	二六、七三六	四〇、七八一
小麥	一九、九九〇	一三六、五四二	八一、〇七八	八八、一三〇	三一、八六九	三六、三三八	―	六、〇七一
小麥粉	四七、二九三	四四、五七八	五五、五二七	二七、八三六	七、〇七五	五、九三六	四、六六九	六、一八三
砂糖	一三四、五九七	一三三、八一六	七三、五四八	四一、八七四	三二、六八六	二七、七四〇	二〇、五三四	二三、〇三〇
煙草―								
葉烟草	四八、二四三	七五、四八八	三六、三六八	二六、〇六二	三〇、九五九	八、〇一七	一四、九九八	一九、四四九
卷烟草	四〇、一四四	二〇、四〇八	五、三九三	二、七二三	二、〇三五	一、六六〇	七八二	八五六
その他	二、五五八	一、七六一	八九八	九一九	一、〇二三	一、一七〇	一、六〇九	一、五六九
化學製品―								
硫酸アムモニア	二八、一二五	二二、二六一	一六、三〇五	一三、五一二	六、一八六	七、五七九	一四、七四六	―
醫料、藥品	一〇、八一六	一五、二五九	一一、四三九	一〇、三七〇	一〇、四九五	九、五七一	一〇、五七四	一九、五八六
その他	三四、一三六	三八、三七六	二五、九四五	二六、九九一	二四、九一五	二〇、一二〇	二六、五一九	一〇、九九八
染料、顏料	四〇、一四三	六一、四五〇	三九、九一二	四〇、〇二三	三八、八七二	三七、四〇九	四一、一九三	二〇、六九八
石油	八五、四七九	一〇〇、五六八	九四、六七五	八七、四四九	三九、七五〇	三七、七二六	三九、八八五	二七、一〇五

液體燃料	六、〇四一	一四、三五七	一五、一一六	一八、八九二	二一、二六八	一八、九九六	一六、一七五	四七、八六〇
ガソリン	一九、三三〇	二二、八六〇	一八、六二七	二一、三五〇	一九、三一三	一九、四九四	二三、七三〇	一四、九六八
紙	五八、二四五	七〇、七四〇	五八、五八七	四九、七二七	三七、二六八	三八、三九四	五七、四六七	二七、六二三
木材	三六、一一一	五四、〇三九	三二、〇二八	三七、三二九	三四、一五二	三四、八三九	二八、九一一	四七、二八八
石炭	三八、八二五	三三、四六四	二〇、四四二	二三、一七九	一一、一一六	八、一九六	七、四五〇	二三、一三九
セメント	五、九八三	七、二〇七	八、八七九	四、〇〇二	三、〇三七	一、五六七	三、六九八	四、九八八
その他	三四七、九二五	三六五、八〇八	二三六、一三七	二二六、七二三	一八〇、八〇〇	一七九、〇三三	二〇六、八一五	三、四三八
合計	二、〇四〇、五九九	二、二三三、三七六	一、六三四、七二六	一、三四五、五六七	一、〇二九、六六五	九一九、二一一	九四一、五四五	九六三、三八六

支那の主要輸出貿易品の純價額、一九三〇年—一九三七年(十月)累計

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
剛毛	一五、〇〇一	一五、二〇七	一一、〇二七	一一、六八七	一五、一二七	一六、二二五	二五、三〇四	二七、九二一
卵及同製品	七九、七〇九	五八、八二六	四四、三〇二	三六、四八九	三〇、二四四	三二、〇六九	四一、八〇二	五二、八一三
羽毛	四、一八五	四、一七五	四、一四三	四、四二四	五、六一〇	五、五三八	五、二三八	九、一八五
内臓	六、七〇九	六、一二九	四、一八五	五、六六四	八、二七二	九、〇三九	一〇、八九三	一三、一一一
獸皮(水牛及び牝牛)	一〇、一二九	九、三〇〇	四、四八八	五、九七三	五、五七六	四、七〇五	一〇、五〇七	一三、六〇二
毛皮	四一、四〇八	四六、八〇七	二三、七三三	二五、一〇八	二三、七四四	一八、二九八	二九、九九五	一三、三一三
大豆	一四九、〇四九	一八八、〇〇六	六三、一三九	五五一	一一九	一五八	七五一	二四二
穀物及粉	六三、九〇五	五一、九六七	四〇、〇六四	一三、七一九	一九、三四八	一三、六九三	一七、三三二	九、〇五五
種子粕—								
豆粕	七七、一一三	八五、一〇六	三六、八二一	二五四	一七三	三一		

その他	九、二五三	八、七五五	三、一〇九	五、〇〇四	五、〇六六	五、一七五	七、四六〇	五、八〇八
薬材、香料	一五、二三六	一七、八一六	一〇、五八二	一〇、四四九	一〇、〇九四	九、一四八	九、八四五	一一、八四九
豆油	三四、八九四	二八、二〇一	七、四八四	—	二	—	二三〇	七六
落花生油	二一、三〇一	一九、八四〇	六、七九九	五、五八一	四、一九一	一〇、六六〇	一一、〇一三	一七、三三三
桐油	四七、五九二	三一、八〇八	二三、一六一	三〇、二六一	二六、二一七	四一、五八三	七三、三七九	八九、八四六
落花生	三六、〇九四	四三、五六二	三〇、二五七	一七、四七七	一二、三七二	一九、六〇二	一〇、三六二	一二、一三四
胡麻子	二三、四七四	二二、四二七	五、三七七	五、一九二	四、九九四	一六、五七八	一八、五六〇	一四、四九七
茶	四〇、九五〇	五一、八〇八	三八、五七九	三四、二二〇	三六、〇九九	二九、六二四	三〇、六六二	三〇、七八七
葉煙草	四、〇三九	六、三七〇	三、三九六	五、〇六四	七、二六六	九、〇五二	八、九八六	八、三〇七
石炭	四二、二四三	四八、三八九	一八、八四〇	五、〇七八	六、二八七	六、五九八	一一、〇二五	一三、五三三
紙	七、六七七	五、六七七	四、八六〇	六、一一五	五、一一九	四、八一〇	五、四九八	七、〇〇〇
棉花	四一、二八六	四二、〇〇五	三二、一八〇	三〇、二三九	一五、二〇一	二一、七三二	二八、一九八	三一、三〇一
大麻、黄麻、苧麻	八、五五五	一一、六〇七	七、六二六	六、二四八	九、九九九	九、七七九	一一、七一五	七、六八九
生糸	一七〇、一〇四	一三一、九三二	五〇、六九四	四七、八二一	二三、五一九	三五、六七九	三六、二九四	四五、八六四
羊毛	一三、九二九	一五、八六二	五、二二七	一四、九四九	一四、三六五	一七、四五六	二〇、〇二三	二三、五〇〇
綿糸	二九、五四八	五三、三一二	二九、八一五	四〇、〇〇七	三一、二九四	一九、二一三	一三、三九八	四、八四五
レース糸、十字縫物、刺繡、レース物	一七、二二九	二七、一三六	二一、二二六	一九、六三〇	一九、四二七	二〇、四一九	三一、三八四	四〇、七四九
絨氈	六、八八八	七、〇八七	四、九四三	五、〇〇五	四、八四五	四、〇五五	五、〇八六	八、一〇九
綿織物	一五、二五九	一九、〇五三	一六、七三六	一九、五六二	八、七六七	三、七一〇	八、七六七	七、九八〇
絹織物	三〇、四八一	三八、〇三五	二八、七九〇	二六、一五三	一四、三三三	一三、五〇七	一二、八二三	一二、五一六

鑛石——

鐵鑛	五、三七六	四、一七一	二、三九九	二、三九七	三、一六二	四、八一〇	五、〇〇九	二、二九四
ウォルフラム鑛	六、五〇五	四、七〇八	一、〇〇九	三、四八〇	六、三一五	六、六九八	九、三四二	四〇、七五九
その他	一、四二四	八七〇	五五九	二六六	一〇三	三八九	九八六	一、九八三
金屬及び同製品	三九、九九五	三二、二一九	一七、六七一	二六、五〇四	二一、一五八	三一、六七八	四一、四〇六	四五、〇三七
その他	二七七、六二六	二七八、七七七	一五七、八三六	一四一、二七五	一四六、八一九	一三四、一〇九	一五三、四七〇	二一七、四九二
合計	一、三九四、一六六	一、四一六、九六三	七六七、五三五	六一一、八二八	五三五、二一四	五七五、八〇九	七〇五、七四一	八三八、二五六

各年度の支那の對外貿易價額、一八七二—一九三七年（單位千海關兩）

	輸入	輸出	合計
一八七二年	六三、三一七	七五、二八八	一四二、六〇五
一八七三年	六六、六三七	六九、四五一	一三六、〇八八
一八七四年	六四、三六一	六六、七一三	一三一、〇七四
一八七五年	六七、八〇三	六八、九一三	一三六、七一六
一八七六年	七〇、二七〇	八〇、八五一	一五一、一二〇
一八七七年	七三、二三四	六七、四四五	一四〇、六七九
一八七八年	七〇、八〇四	六七、一七二	一三七、九七六
一八七九年	八二、三一七	七二、二八一	一五四、五〇九
一八八〇年	七九、二九三	七七、八八四	一五七、一七七
一八八一年	九一、九一一	七一、四五三	一六三、三六四
一八八二年	七七、七一五	六七、三三七	一四五、〇五二
一八八三年	七三、五六八	七〇、一九八	一四三、七六六

一八八四年	七二、七六一	六七、一四八	一三九、九〇九
一八八五年	八八、二〇〇	六五、〇〇六	一五三、二〇六
一八八六年	八七、四七九	七七、二〇七	一六四、六八六
一八八七年	一〇二、二六四	八五、八六〇	一八八、一二四
一八八八年	一二四、七八三	九二、四〇一	二一七、一八四
一八八九年	一一〇、八八四	九六、九四八	二〇七、八三二
一八九〇年	一二七、〇九三	八七、一四四	二一四、二三七
一八九一年	一三四、〇〇四	一〇〇、九四八	二三四、九五二
一八九二年	一三五、一〇一	一〇二、五八四	二三七、六八五
一八九三年	一五一、三六三	一一六、六三二	二六七、九九五
一八九四年	一六二、一〇三	一二八、一〇五	二九〇、二〇八
一八九五年	一七一、六九七	一四三、二九三	三一四、九九〇
一八九六年	二〇二、五九〇	一三一、〇八一	三三三、六七一
一八九七年	二〇二、八二九	一六三、五〇一	三六六、三三〇
一八九八年	二〇九、五七九	一五九、〇三七	三六八、六一六
一八九九年	二六四、七四八	一九五、七八五	四六〇、五三三
一九〇〇年	二一一、〇七〇	一五八、九九七	三七〇、〇六七
一九〇一年	二六八、三〇三	一六九、六五七	四三七、九六〇
一九〇二年	三一五、三六四	二一四、一八二	五二九、五四六
一九〇三年	三二六、七三九	二一四、三五二	五四一、〇九一
一九〇四年	三四四、〇六一	二三九、四八七	五八三、五四八

一九〇五年	四四七、一〇一	二二七、八八八	六七四、九八九
一九〇六年	四一〇、二七〇	二三六、四五七	六四六、七二七
一九〇七年	四一六、四〇一	二六四、三八一	六八〇、七八二
一九〇八年	三九四、五〇五	二七六、六六〇	六七一、一六五
一九〇九年	四一八、一五八	三三八、九九三	七五七、一五一
一九一〇年	四六二、九六五	三八〇、八三三	八四三、七九八
一九一一年	四七一、五〇四	三七七、三三八	八四八、八四二
一九一二年	四七三、〇九七	三七〇、五二〇	八四三、六一七
一九一三年	五七〇、一六三	四〇三、三〇六	九七三、四六九
一九一四年	五六九、二四一	三五六、二二七	九二五、四六八
一九一五年	四五四、四七六	四一八、八六一	八七三、三三七
一九一六年	五一六、四〇七	四八一、七九七	九九八、二〇四
一九一七年	五四九、五一九	四六二、九三二	一、〇一二、四五一
一九一八年	五五四、八九三	四八五、八八三	一、〇四〇、七七六
一九一九年	六四六、九九八	六三〇、八〇九	一、二七七、八〇七
一九二〇年	七六二、二五〇	五四一、六三一	一、三〇三、八八一
一九二一年	九〇六、一二二	六〇一、二五六	一、五〇七、三七八
一九二二年	九四五、〇五〇	六五四、八九二	一、五九九、九四二
一九二三年	九二三、四〇三	七五二、九一七	一、六七六、三二〇
一九二四年	一、〇一八、二一一	七七一、七八四	一、七八九、九九五
一九二五年	九四七、八六五	七七六、三五八	一、七二四、二一八

一九二六年	一、一二四、二二一	八六四、二九五	一、九八八、五一六
一九二七年	一、〇一二、九三二	九一八、六二〇	一、九三一、五五二
一九二八年	一、一九五、九六九	九九一、三五五	二、一八七、三二四
一九二九年	一、二六五、七七九	一、〇一五、六八七	二、二八一、四六六
一九三〇年	一、三〇九、七五六	八九四、八四四	二、二〇四、六〇〇
一九三一年	一、四三三、四八九	九〇九、四七六	二、三四二、九六五（以下單位千國幣元）
一九三二年	一、六四三、七二六	七六七、五三五	二、四〇[illegible]、二六一
一九三三年	一、三四五、五六七	六一一、八二八	一、九五七、三九五
一九三四年	一、〇二九、六六五	五三五、二一四	一、五六四、八七九
一九三五年	九一九、二一一	五七五、八〇〇	一、四九五、〇二〇
一九三六年	九四一、五四五	七〇五、七四一	一、六四七、二八六
一九三七年	九五三、三八六	八三八、二五六	一、七九一、六四二

海關兩の平均買相場

一八八二年	五シリング八ペンス1/2	一・三八米ドル
一八八三年	五〃七〃1/4	一・三五1/2
一八八四年	五〃七〃	一・三五
一八八五年	五〃三〃1/2	一・二八
一八八六年	五〃〇〃1/8	一・二二
一八八七年	四〃一〇〃1/4	一・二〇
一八八八年	四〃八〃3/8	一・一五
一八八九年	四〃八〃3/4	一・一五

一八九〇年	五シリング二ペンス$\frac{1}{4}$	一・二七
一八九一年	四〃一一〃	一・二〇
一八九二年	四〃四〃$\frac{1}{4}$	一・〇七
一八九三年	三〃一一〃$\frac{1}{4}$	〇・九六
一八九四年	三〃二〃$\frac{3}{8}$	〇・七七
一八九五年	三〃四〃	〇・八〇
一八九六年	二〃一一〃$\frac{3}{4}$	〇・八一
一八九七年	二〃一〇〃$\frac{5}{8}$	〇・七二
一八九八年	三〃三〃$\frac{1}{4}$	〇・七〇
一八九九年	三〃〇〃$\frac{1}{8}$	〇・七三
一九〇〇年	三〃一〃$\frac{1}{4}$	〇・七五
一九〇一年	二〃一一〃$\frac{9}{16}$	〇・七二
一九〇二年	二〃七〃$\frac{1}{5}$	〇・六三
一九〇三年	二〃七〃$\frac{2}{3}$	〇・六四
一九〇四年	二〃一〇〃$\frac{2}{5}$	〇・六六
一九〇五年	三〃〇〃〇・〇一	〇・七三
一九〇六年	三〃三〃$\frac{1}{2}$	〇・八〇
一九〇七年	三〃三〃	〇・七九
一九〇八年	二〃八〃	〇・六五
一九〇九年	二〃七〃$\frac{3}{16}$	〇・六三
一九一〇年	二〃八〃$\frac{5}{16}$	〇・六六

一九一一年	二〃	八〃	$\frac{1}{4}$	〇・六五
一九一二年	三〃	〇〃	$\frac{5}{8}$	〇・七四
一九一三年	三〃	〇〃	$\frac{1}{4}$	〇・七三
一九一四年	二〃	八〃	$\frac{3}{4}$	〇・六七
一九一五年	二〃	七〃	$\frac{1}{8}$	〇・六二
一九一六年	三〃	三〃	$\frac{13}{16}$	〇・七九
一九一七年	四〃	三〃	$\frac{13}{16}$	一・〇三
一九一八年	五〃	三〃	$\frac{7}{16}$	一・二六
一九一九年	六〃	四〃		一・三九
一九二〇年	六〃	九〃	$\frac{1}{2}$	一・二四
一九二一年	三〃	一一〃	$\frac{7}{16}$	〇・七六
一九二二年	三〃	九〃		〇・八三
一九二三年	三〃	五〃	$\frac{3}{4}$	〇・八〇
一九二四年	三〃	七〃	$\frac{15}{16}$	〇・八一
一九二五年	三〃	五〃	$\frac{7}{8}$	〇・八四
一九二六年	三〃	一〃	$\frac{3}{8}$	〇・七六
一九二七年	二〃	九〃	$\frac{13}{16}$	〇・六九
一九二八年	二〃	一一〃	$\frac{1}{16}$	〇・七一
一九二九年	二〃	七〃	$\frac{13}{16}$	〇・六四
一九三〇年	一〃	一〇〃	$\frac{11}{16}$	〇・四六
一九三一年	一〃	六〃	$\frac{7}{16}$	〇・三四

標準元相場

一九三二年	一〃二〃3/4	〇・二一1/2
一九三三年	一〃二〃13/16	〇・二六1/8
一九三四年	一〃四〃1/8	〇・三三3/4
一九三五年	一〃五〃3/4	〇・三六1/4
一九三六年	一〃二〃3/8	〇・二九11/16
一九三七年	一〃二〃5/16	〇・二九3/8

一八八二―一九三七年に於ける諸外國と支那との直接對外貿易の分布百分率

年度	イギリス	香港	印度及英領植民地	英帝國合計	アメリカ	ヨーロッパ	ドイツ	シベリア及び滿洲	日本	その他諸國（朝鮮、フィリッピンを含む）
一八八二年	二七・九七	三一・〇二	一六・六六	七五・六五	七・九七	八・三〇	—	二・七三	四・二三	一・一三
一八八三年	二八・五九	三三・〇三	一五・五一	七七・一三	六・九三	八・二四	—	二・九〇	三・五五	一・二五
一八八四年	二五・七四	三三・九三	一五・二二	七四・八九	七・五六	九・二五	—	三・一七	三・八五	一・二八
一八八五年	二九・七八	三三・一二	一四・一四	七七・〇四	七・五二	六・九七	—	二・六六	四・三八	一・四三
一八八六年	二五・一一	三四・五二	一三・三四	七二・九七	八・六一	九・七一	—	三・四七	四・一六	一・〇八
一八八七年	二三・一七	四六・八八	六・二三	七五・二八	六・四八	八・一三	—	三・三九	四・〇六	二・六九
一八八八年	二一・五一	四七・二三	七・三二	七六・〇六	五・五三	八・二八	—	二・五六	四・二六	三・三一
一八八九年	一七・五四	四六・九六	七・五〇	七二・〇〇	五・一九	一一・〇三	—	二・二一	六・二三	三・三四
一八九〇年	一七・四六	四八・六三	八・〇六	七四・一五	五・四八	八・五七	—	二・四八	五・六六	三・六六
一八九一年	一八・三二	四四・六七	八・五〇	七一・四九	七・〇七	一〇・九五	—	二・三三	四・八六	三・三〇

一八九二年	一六・三九	四六・〇五	九・〇〇	七一・四四	七・〇二	一〇・二七	—	二・一九	六・一五	二・九三
一八九三年	一四・七五	四七・八五	九・八九	七二・四九	六・三六	九・一九	—	二・四二	六・三七	三・一七
一八九四年	一四・一一	四五・三五	八・六〇	六九・四九	八・七五	九・九一	—	二・六七	六・二六	二・九二
一八九五年	一三・七八	四四・二三	一〇・〇三	六六・六一	六・三四	一〇・八二	—	三・四八	九・九〇	二・八五
一八九六年	一六・三〇	四二・四三	八・九〇	六八・七六	六・七三	九・八六	—	三・一六	八・三九	三・一〇
一八九七年	一四　一〇	四〇・〇六	七・六七	六三・〇六	八・〇六	一一・〇七	—	三・三八	一〇・四三	四・〇〇
一八九八年	一三・〇九	四二・一七	八・九八	六一・九三	七・七二	一一・〇六	—	三・四六	一一・五一	四・三三
一八九九年	一一・五三	四〇・四五	八・九八	六〇・九六	九・三六	一一・八二	—	二・八八	一一・三二	三・六六
一九〇〇年	一四・三八	四一・四一	七・二〇	六二・九九	八・二六	一三・〇四	—	一・六一	一一・二〇	三・九〇
一九〇一年	一一・一四	四三・九二	九・二八	六三・三四	八・九七	一三・一二	—	一・〇八	一一・〇七	三・四二
一九〇二年	一三・五九	四〇・〇五	八・六六	六一・三〇	一〇・二一	一一・六五	—	一・三八	一一・八七	三・九五
一九〇三年	一一・〇〇	四〇・九五	八・一一	六〇・〇六	八・二四	一一・四三	—	一・六四	一四・六五	三・九八
一九〇四年	一二・一四	三八・一九	七・六九	五八・〇一	九・四三	一二・六一	—	〇・三八	一四・七七	四・八〇
一九〇五年	一五・一七	三三・三一	七・二三	五五・七一	一五・〇九	七・六八	二・九四	〇・八六	一四・〇四	三・六八
一九〇六年	一三・八五	三四・二五	七・一八	五五・二八	一〇・五五	九・八三	三・四七	二・〇四	一四・一九	四・六四
一九〇七年	一三・九三	三六・四七	六・九九	五六・三九	九・一六	九・七八	三・二一	一・八六	一三・九六	五・六四
一九〇八年	一二・四〇	三五・三二	五・八八	五四・六〇	九・四八	一〇・一三	三・〇八	四・七九	一三・〇六	四・八六
一九〇九年	一一・四二	三二・一七	七・八五	五一・四四	八・四六	一〇・六六	二・九五	六・六〇	一四・五〇	五・三九
一九一〇年	一〇・四六	三二・六八	七・七五	五〇・八九	六・六六	一〇・七一	四・〇五	六・三七	一六・一四	五・一八
一九一一年	一二・四八	二九・三〇	六・九三	四八・七一	八・七〇	一〇・六四	四・二五	六・九四	一六・四六	四・三〇
一九一二年	一〇・六〇	二九・三四	八・四九	四八・四三	八・三二	一〇・二七	四・一四	七・一九	一七・〇八	四・五七

一九一三年	二一・四四	二九・一八	七・五六	四八・一八	七・三九	一〇・二六	四・五八	六・二四	一八・六八	四・六七
一九一四年	一三・五九	二七・九〇	六・八二	四八・三一	八・六六	八・四一	三・〇六	六・四一	三〇・三九	四・七六
一九一五年	一一・五五	二八・一九	七・五〇	四七・二四	一〇・九〇	六・三八	〇・〇二	八・〇二	三二・〇九	五・三五
一九一六年	一〇・三五	二六・八二	五・六九	四二・八六	一二・三八	四・八一	—	八・五五	二六・八八	四・五二
一九一七年	七・五一	二六・三八	五・八六	三九・七五	一四・九七	三・三八	—	五・八一	三一・四七	四・六二
一九一八年	七・〇七	二六・二五	四・四八	三七・八〇	一二・七七	四・〇一	—	一・九七	三七・八二	五・六三
一九一九年	九・二七	二一・七六	六・三九	三七・三二	一六・一三	四・三五	〇・〇一	二・六九	三三・七三	五・七七
一九二〇年	一三・二三	二二・〇五	六・六七	四一・九五	一五・六八	五・二九	〇・五三	一・八〇	二七・六六	七・〇九
一九二一年	一一・七九	二五・〇三	五・七二	四二・五四	一七・三〇	四・六三	一・三一	二・〇五	二四・九三	七・二四
一九二二年	一一・二八	二五・一二	五・五四	四一・九三	一六・三六	五・六一	二・一三	三・二八	二四・〇〇	六・七〇
一九二三年	九・六二	二四・九一	六・五九	四一・一二	一六・五三	五・八一	二・六一	二・五九	二四・〇七	七・二七
一九二四年	九・七三	二三・〇三	五・七八	三八・五四	一六・一一	七・七六	三・〇二	三・一一	二七・九一	七・三九
一九二五年	八・〇九	一六・七一	六・〇九	三〇・八九	一六・四一	八・二九	二・八一	三・五〇	二五・四四	一〇・一九
一九二六年	八・五七	一〇・八七	八・三七	二七・八一	一六・八一	八・四七	三・一六	四・二五	二四・八九	一二・一九
一九二七年	六・八一	一九・五八	五・八二	三二・二一	一四・七八	八・〇四	三・〇六	四・九五	二五・二三	一一・三二
一九二八年	七・九四	一八・五四	五・四七	三一・九五	一五・一二	九・二八	三・五七	五・三七	二四・四五	九・八四
一九二九年	八・四二	一六・九〇	六・七九	三二・一一	一六・〇五	九・一四	三・九〇	三・二五	二三・七九	一〇・三二
一九三〇年	七・六九	一六・九三	九・二二	三三・八四	一六・三九	八・四六	四・一六	三・三五	二四・四五	九・三五
一九三一年	七・六七	一五・九〇	八・三二	三一・八九	一七・六五	八・九三	四・一六	三・八五	二三・七九	九・七三
一九三二年	九・三七	一〇・五九	六・二五	二六・二一	一八・六九	七・〇二	六・三六	三・三六	一七・八六	二〇・五〇
一九三三年	九・六五	一一・六五	一〇・四四	三一・七四	二〇・一七	八・七九	五・六七	一・二八	一三・六八	一九・六七

一九三四年	一〇・六五	一〇・八六	七・六七	二九・一八	二一・九〇	八・九一	六・二八	〇・九四	一三・六九	一九・一〇
一九三五年	九・五三	九・三二	九・三八	二八・三三	二一・三四	八・八四	八・〇五	〇・七九	一四・六四	一八・一一
一九三六年	一〇・四四	八・四八	七・二八	二六・二〇	二三・〇〇	九・五六	一〇・七二	〇・三六	一五・三七	一四・七九
一九三七年	一〇・六三	一〇・七一	六・四七	二七・八一	二五・〇〇	九・五〇	一一・九八	〇・三二	一二・八九	一三・八三

（一九三八年二月二日――同三月三十日號に據る）

第二部　戰時狀態下における支那對外貿易の動向

第一章　上海の危機
第二章　戰禍の上海と貿易と前途
第三章　一九三七年度における全支貿易の動向
第四章　一九三八年度第一四半期貿易
第五章　一九三八年上半期全支貿易概觀
第六章　上海・香港貿易をめぐる日・英・米・獨
第七章　日本の海關接收入と「支那」の信用
第八章　關稅收入と內外債務

第一章　上海の危機

一九三七年八月の上海における危機

この時期はまさに一觸卽發の危機が藏されてゐたときではあつたが、わが金融商業報は平素と何ら變りなく八月十八日（水曜日）に發行されるよう手筈が進められてゐた。支那側の各銀行は、中央銀行をも含めて、八月十三日（金曜日）に休業したが、この休業は全く一時的なものに過ぎぬと聲明された。營業は週末休日が終れば再開されるとの見込であつた。そして當時は誰しも、それから四十八時間もたゝぬうちに、全市の一切の商業的活動が突如停止されるに至るだらうとは想像もしなかつた。併しながら、金曜日の午後、日支兩軍が閘北の境界で衝突したとき、不吉な銃聲が響いて來たのである。土曜日の朝、南京路の平和な車馬の往來は、眞上に支那側の飛行機が現はれ、高射砲の砲擊が始まつたため、大混亂に陷つた。そして同日の午後、無辜の市民が數千名も爆彈のために殺されたとき、南京路及びエドワード七世路には、思ひもよらぬ悲劇が展開されたのである。

包圍狀態

支那側諸銀行は月曜日に再開したにも拘らず、すべての外國銀行及び商館は鎧戸を下したまゝであつて、共同租界には鎧戸を下してゐない店舗は殆んど一軒も見當らなかつた。包圍戰に耐えるのに必要なだけの品物を準備しておか

うと云ふので、いつもとはちがつて商賣は俄然熱狂的狀態となつた。まづ安全警戒の一手段として、ガスの供給が斷たれた。これがため、印刷に必要なリノタイプ機の運轉が事實上とまつて、金融商業報は發行不可能に陷つた。一方日刊新聞も頁數を相當減じなければならなかつた。かうした異常な狀態が續いたため、再び本誌の八月二十五日號は發行不可能となつた。從つて本號では、二週間以上も切れてゐた糸をつなぎ合はし、上海史の全體を通じて最も悲劇的且つ慘澹たるこの十六日間に起つた諸事件を、ごく大づかみに記錄する必要があるだらう。

併し共同租界內の狀態は現在のところかなり平靜となつてをり、生命の危險は著しく減じたやうに見えるけれども本稿執筆中にも又もや猛烈な銃聲が聞えて來ると云ふ有樣である。そしてフランス租界の南部に接してゐる南市一帶の人口稠密な地方が爆擊された結果、目下悲報が續々と入つて來てゐる。上海北部の閘北地區における戰鬪は、數哩西方に移つたが、この事實は上海にいくらか休養を與へるものと信ぜられてゐる。併し戰鬪がいま南市においても開始されるとすれば、この大都市がこれ以上如何なる悲慘事に捲込まれるかを豫想することは不可能である。

第一次上海事變との比較

今日の狀態と、第一次上海事變（一九三二年一―三月）當時の狀態との間に、どこか似通つた點があるとしてゐる傾向が、或る方面には見うけられた。たしかに、空中戰によつて惹起された恐怖を除けば、似通つた點があるかも知れない。一九三二年には、支那側は全然爆擊機をもつてゐなかつた。ところが今度は、戰鬪が開始されてから二、三時間以內に、支那の飛行機は空中に姿を現はし、爆彈を投下したのだ。一彈は外國人商業區域の眞只中たるカセイ、パレス兩ホテルの間にある南京路に、他の一彈は共同租界の平素最も往來のはげしい區域、卽ちエドワード七世路と

處治郷路（以前の西藏路）の一隅に。われ〳〵はこゝで、敵を攻撃するためには多數の非戰鬪員に對する結果如何には構つてゐられないといふ交戰國側の主張しうる權利について論じようと云ふのではなく、それは偶然だつたとは辯明されてゐたがとにかく支那機から投下された二つの爆彈が、今日までの戰鬪の全時期を通じて兩軍兵士の間に生じた死傷者よりも、恐らく遙かに多くの犧牲者を生ぜしめたと云ふ事實を、こゝに記錄して置きたいと思ふ。死傷者數に關しては、いままでのところ全く公表されてはゐないが、千名以上の死者とそれ以上の負傷者を出してゐるのである。外人も數名殺されたが、犧牲者の大部分はもちろん支那人であつた。そしてその大多數は、避難所を求めて共同租界に集つて來た貧民であつたのだ。

發端

かうした事件をみただけでも、今度の戰鬪と第一次上海事變との間から相似點を引出すことは全く不可能である。土曜日の夕方、負傷者をのせた病院車、バス、トラック、及びあらゆる種類の車が、あちらこちらの病院へ驅けつけそして入院を拒絶された光景を目撃した人があるかも知れない。これは利用しうる限りの設備が、既に全部利用されつくしてしまつてゐたからである。消防隊、救援勞働者等が負傷者の救護にあたるため召集されたが、彼等の大部分は大戰に參加したことがあるにも拘らず、今度の場合には以前の經驗が役に立たなかつたのである。それは恐らく以前の如何なる戰爭にも例のない恐怖だつたからであらう。

戰爭の創り出した緊急事態に對處するために、上海は最善をつくしてこの衝撃から恢復しなければならなかつた。あらゆる婦女子を撤退させねばならぬと云ふことが、衆口一致叫ばれたのは、何ら怪しむに足りない。さうしてかれ

等ですらも高射砲の破片があたり一面に爆發してゐる間を、江を下つて安全な場所へ輸送されねばならなかつた。空襲が繼續されてゐたため、街頭は危險となり、砲彈の破片は絶えず家屋にぶつつかり、市中のあちらこちらに死傷者が生じつゝあつた。

大規模な破壞

しかしそれから九日も經たないのに、またも二個の爆彈が、作戰根據地以外の地域と考へられてゐた蘇州河南方の共同租界へ投下された。このとき、一彈は北四川路の帝國化學工業（I・C・I）のビルディングのすぐ背後にあるアメリカ人所有倉庫の屋根を突き破つて落下したが、甚だ幸運なことに、爆發はしなかつたのである。そこから二、三百ヤード離れたところに當時イギリス領事館の假事務所に充てられてゐたハミルトン・ハウスの大建築物があつたのだ。更にその近くにはアメリカ總領事の置かれてゐたディヴェロプメント・ビルディング、メトロポール・ホテル、及び工部局事務所等が軒を並べてゐたのである。もう一彈は二、三秒後に南京路の最も繁華な場所で爆發して再び街頭を修羅場と化し、數百名の死傷者を出した。この地點で交通整理の信號臺に立つてゐた印度人警官は、不幸にもその場所から吹き上げられ、その受けた負傷がもとで三時間後に息を引取つた。

戰爭には恐らくありがちなことだとされてゐるかうした狀態の下において、上海は日々の生活を續けねばならなかつた。

もちろん、貿易は輸出も輸入も全然行はれなかつた。本號には、大破壞が起る僅か二、三時間前に分析された七月の支那貿易報告の細目が掲載されてゐる。右の報告を讀めば、上海が丁度その頃繁榮の頂點に達してゐたことが判る

に滅茶々々に破壊された上海を復興するには、幾多の歳月を要するであらうから。

だらう。日本はこの繁榮の非常に大きい分前を得てゐたのであつた。併し、すべては終つたのだ。何故ならばこんな

金融

戰鬪が勃發してのち一兩日の間は、現金に對する需要——尤もその頃には殆ど需要らしい需要はなかつたが——があつたので、二、三の外國銀行では顧客の便宜をはかるために、バンドから離れてゐて比較的安全だと考へられてゐた支配人邸に事務所を開いた。多數のブローカーも、各自の私宅の電話へ用命するよう廣告した。現在では外國銀行は全部、從來の場所で營業を再開してをり、中央銀行、中國銀行及び大概の支那銀行はフランス租界の假事務所で、非常に限られた範圍の營業を續けてゐる。一般の金融狀勢については、他の場所で論評しておいたが、こゝでは、當時の狀態を十分に彷彿せしめるために、如何にして工部局がこの難局に處したかを簡單に附記しておく必要がある。

義勇軍

緊急事態に應じて義勇軍を組織すべき計畫は、既に數年前から作成されてゐたので、これを基礎として、共同租界の安寧福祉に必要な諸方策が急遽樹立された。義勇軍は八月十四日に動員された。義勇軍の動員が焦眉の急となつてゐることが判明するや、數百の人々が義勇軍參加のために馳せ參じた事實は、記錄に留めておく價値があらう。この增大した兵力は、共同租界に駐屯せる唯一のイギリス正規兵たる步兵第二大隊と聯絡をとつて、直ちに租界境域の警備に送られた。かれ等は最初の五日間は晝夜の別なくその地點で警備についてゐたのであつた。フランス當局及びアメリカの海軍陸戰隊は、前線守備任務の遂行にあたり義勇軍と間然するところなき協力を保つた。

特別警察隊が消防隊や衞生隊と共に召集された。この當時は、トラック運轉手、病院車付添人、あらゆる種類の勞働者に對する需要が日毎に增加した。しかしそれでさへ、平素交通整理に當つてゐた警官は、より緊急な仕事に從事せねばならなかつた。これと關聯して、共同租界に安全地を求めて流れ込んで來た凡そ五十萬餘の避難民のために、事態は一層錯綜して來た。窮乏の極に達し、寄邊のない避難民は、日中は街頭をうろつき、夜になると、どんな軒下にでも一夜の宿を求めると云ふ始末であつた。掠奪の可能性は絕えず存在してゐたし、事實醜劣な事件も尠らず惹起したのであつた。しかし別に成行が懸念されるほどの厄介な問題は起らなかつた。そしてそのうちには、一時に約十萬人位は收容し得る避難民收容所も設置され、こゝで彼等は食物を與へられ、醫療をうけた。

工部局行政參事會の職員たちは、事變勃發後最初の半月ばかりは、誇張していふわけではないが、殆んど晝夜ぶつ通しで働いた。色んな問題を處理するために、專門家委員會が組織され、食糧の供給、輸送、保護、金融等の諸問題が絕えず檢討された。殆んど一瞬の休みもなかつた。情勢は戰鬪が次第に擴大されるに從ひ、より困難となつてゆくやうに見受けられた。

風説

八月十五日、消燈令が公布された。同日、參事會議長は、交戰國が侵入し得ないものとされてゐる共同租界の一部を爆擊した大問題に關し、支那政府當局に嚴重抗議するよう長老議員に要求した。しかし時日が餘り經過し過ぎてゐたので、かうした抗議も效を奏しなかつたのである。虹口にある病院は八月十六日までに全部撤退を完了し、當時とり得べき措置としては一般民衆に對して、出來るだけ警戒手段を講ずること、街頭に集合するが如きは極力避けるべ

きこと等を勸說することにあつた。

上海は特に風說が亂れ飛び易い都市である。荒唐無稽にして且つ狂氣的な風說がまるで電光の如く流布され、無智文盲の大衆は直ちにこれを信ずると云ふ狀態であつた。徒らに小新聞が氾濫し、數千の新聞賣子たちは、これらの惡性極まる新聞を聲をからして賣り步いた。これがまた飛ぶやうに賣れて、民衆はまた一段と昂奮した。日本に買收された數名の間諜が、苦力たちに提供されてゐる公衆湯呑所に毒藥を投じたと云ふ話も傳へられ、これがため殺人事件すら惹きおこした。警察當局は新聞社及び無電局に對し、主管當局から確言を得ない限り、如何なる報道も行つてはならぬと嚴重警告した。二、三の新聞社が、その後間もなく閉鎖された。そこで工部局自身、每夕國內情勢に關するニュース放送を行ひ、同時に共同租界の安寧秩序を確保するためにとられてゐる措置、及び支那人や外人の食糧補給が適切に行はれてゐること等に關して出來るだけ詳細な報告を行つたのである。

ウエルシュ・フージリア聯隊第二大隊の來援に引續きウルスター小銃聯隊第一大隊が增援のため到着したことは、フランス租界に對する增援隊の到着や土嚢や鐵條網のバリケード防備の强化と相俟つて、被包圍都市に住む人々に一段と安心の念を與へたのであつた。市參事會は、既に實行に移された計畫によつて、もはや食物や必要品の供給が中斷される危險がなくなつた旨を公表することが出來た。そしてまた、戰鬪區域が次第に租界から遠くへ移動して行くに從ひ、一般民衆の胸には最惡の時期は過ぎたのだといふ、ほつとした氣持が訪れて來たのである。

事態の漸次的改善

八月二十七、二十八兩日には、共同租界に關する限り、事態は比較的靜穩となつた旨の報告が殆んど全部の警察署

から入つて來た。八月二十九日は、前後十六日に亙る緊張の時期を經て、初めて齎らされた文字通りの安息日であつた。既に一週間前からは、バスも二、三臺街路を走つてゐたが、八月三十日の月曜日には、工部局の採つた措置によつて、比較的常態に還つたとの報告の眞實性が幾分乍ら裏書きされることになつた。といふのは、その日に義勇兵が實際上その動員を解除されたからである。尤も若干の義勇兵はなほ警備についてをり、またあらゆる人々は一時間の餘裕があれば、再び完全に動員態勢に戻る用意をもつてはゐる。併し、動員解除と云ふ措置が市參事會によつて承認された事實は、緊迫狀態が全然過ぎ去つたと云ふのではないが、その重大性が非常に減少したと考へられてゐることを明瞭に示してゐる。

上海は常態に復するか

本週は上海事變の第一期、すなはち最も劇烈な段階の終末と見られた時期に次ぐ週間であるが、本稿では上海の直面してゐる比較的廣汎な經濟問題のうち、その二、三の問題について論じたいと思ふ。しかし九月三日には、黃浦江をはさんで戰爭開始以來もつとも猛烈な砲擊戰が展開されたのである。

凄絶なる光景

砲擊は午前九時がすぎると間もなく開始された。二、三名の乘客を乘せ、一支那婦人のあやつる棧板が、戰鬪勃發の直接の原因となつたやうに思はれる。この棧板が蘇州河入口の反對側に位置してゐたとき、二、三發の小銃が發射された。浦東にあつた便衣隊は小銃と機關銃を以てこれに應射し、その目標を日本總領事館及び旗艦出雲に向けたのである。これが日本軍艦からの砲擊開始の合圖と云つた形となり、砲擊は午後六時まで殆んど終日に亙つてバンドに

沿ふたビルディングを震撼させた。

埠頭とこれに隣接した共同租界地域に比較的平和な一週間が訪れたので、商業は再開されてゐたし、戰前の習慣に從つて、バンドには自動車が列をなして駐車してゐたのだが、戰闘が開始されたので、これらの自動車は泡をくつて逃げ出し、バンドには人影が見えなくなつた。しかし附近の事務所に居合はせた人々は、少しでも大砲の照準が横に外れたら砲彈がかれ等の眞中で炸裂するだらうと云ふ戰慄に襲はれながらも、この途方もない悽絶極まる光景を目撃する絶好の場所を與へられたわけであつた。

出雲は支那砲兵を沈默させようとして、大砲を遙か遠方に向けた。すると支那砲兵もこれに應射し、バンドの北端に沿ふたイギリス總領事館から北京路に至るビルディングは、甚だ氣味惡いことながら、支那軍砲撃の目標に非常に接近することとなつた。グレン・ビルディング及び怡和ビルディングは屢々砲彈の破片を見舞はれた。また同所の街頭で爆發した砲彈により工部局の外國人警官二名（イギリス人とロシア人）、印度人巡警、六、七名の支那人（うち一名は婦人）は負傷した。一臺の日本軍飛行機は、砲撃の結果を觀測するためか、悠々上空を飛んでゐた。高射砲がこの飛行機目がけて發射されてゐたので、砲彈の破片は共同租界の各所に散下してゐた。

事態はまるで幻想的とも云ふべきであつた。一方では重砲が數時間に亘つて咆哮し、多數の人々を鮮血に染め、あらゆるものを破壞してゐるのに、それから二、三ヤード離れたところでは、商店は平常通り營業を續け、自動車やバスが動いてゐた。街頭にはパニックを暗示するが如き徴候は殆んど見られなかつた。小數の群衆は觀戰のため重なり合つてゐた。人力を挽く苦力は平常の如く客を求めながら目敏く活潑に動いてゐた。併したしかに、蘇州河南方の共

同租界内における生活は、戰鬪が繰返される可能性がいくらかあつたにせよ、既に平常にかへつてゐた。

非常に限られた規模にせよ、平常の商業が再開されるには、河川航行の自由が確保されねばならない。戰鬪は共同租界の北部境界から次第に遠くへ移動しつゝある。前週の本誌には、既に最惡の時期は過ぎたと論評したのだが、河をへだゝて戰鬪されるならば、さうした論評は全然無意味となるであらう。

この點から云つても、今度の事變は、第一次上海事變當時蘇州河やバンドがかなり安全だつたのと比較すれば、殆んど問題にならぬ。

貿易の前途

貿易一般について云へば、何かの奇蹟によつて、日支兩國が上海地方のみならず、全國に亙つて適用し得る平和條件を速かに調整するのでなければ、その前途は全く暗雲に閉ざされてゐるものと云はねばならぬ。もし戰鬪がこの都市から永久に驅逐されるやうになれば、これが齎らす効果は絶大であらう。船舶は自由に上海港へ出入するであらうし、輸入業者は商品が貯へられてゐる倉庫に近づくことも出來るであらうし、金融に關する一切の問題を一應考慮外においても、外國貿易は比較的重要な恢復振りを示すに相違ない。しかし乍らもし戰爭が上海以外の地においても繼續するならば、この恢復も全く地方的恢復の域を出でぬであらう。三百萬市民の緊急の必要に應ずべき貿易の分量は從來の上海貿易額の十分の一にも達せぬこととならう。鎭江の下流に機雷が敷設されてゐることは、揚子江の航行を全く遮斷してゐる。またフランス租界のやゝ上流區域で黄浦江が支那軍のため閉鎖されてゐることは、かなり重要なジャンクによる輸送を妨害してをり、これがため上海に輸入さるべき商品は、鐵道か道路にのみ頼らねばならぬわけ

であるが、鐵道や軍要道路はいまや軍事輸送のために塞がつてゐるのみか、絶えず日本軍空爆の標的となつてゐるので、貿易上の點から云へば、上海は依然として孤立的狀態に置かれるのではないかと豫想される。第一次上海事變當時は、上海以外の支那は平和であつた。上海付近の戰鬪が一段落となるや、尨大な全ヒンターランドを通じて、貿易は通常の線に沿つて繼續されるに至り、戰爭によつて齎らされた損害は急速に恢復されたのである。現狀は、併し全くこれとは異つてゐる。戰爭に伴ふ危險や恐怖等の問題もあるにはあるが、これを解決することは些して困難ではない。しかし非常に錯綜した經濟的問題に直面せねばならぬと云ふ事態は、依然として續くであらう。この經濟的問題には、暴力による死傷、富の破壞と云ふ問題は含まれてはゐないが、何十萬と云ふ市民の生計手段に直接の關聯を有してゐるのである。しかもこれを救ふべき財源が現在では缺乏してをり、または全然存在してゐないのであるから、前途には長年月に亙る苦痛の時代が控へてをり、且つは多數の市民が事實上餓死すべき危險性も存在してゐるのである。

貿易商の諸困難

上海向けの貨物は日本各地の港や香港またはシンガポール等に停頓してゐる。荷受人は多くの場合、自己の受取るべき貨物が現在何處に停頓してゐるかを知つてゐない。しかしそれがどこで停頓してゐやうとも、倉庫保管料が絶えずふえてゐると云ふ一事だけは確實である。上海向け木材の船積の一部が日本で荷揚された。日本は宣戰布告なしの戰爭をしてゐる限り、嚴密な國際法上の定義から云へば、まさしく「中立國」である。だからこの木材は日本において賣却されるかも知れぬと考へられた。かうした賣却は、日本の國際法上の地位から云へば可能なことでもあつた。そ

して當然のことながら、上海の木材輸入商はドル又はポンドで代金を支拂ふべき旨を要求したのだが、日本の大藏省當局は本問題の干渉に乘出し、賣却は圓に限ること、またその代金は外國爲替の購入に利用し得ない旨を聲明した。尤もかうした性質の難問題は黄浦江の閉鎖が撤去されて航行が自由になれば自然消滅となるであらうが、戰爭が他の地方で繼續する限り、外國の港に停頓してゐた貨物が遲くなつて、到著したとき、或ひは倉庫保管料が不當に高額だと考へられる場合、上海貿易商のうちでこれらの貨物を受取り得るものが、半ばに達するかどうかは頗る疑はしいと云はねばならぬ。この結果、彼等の蒙る損害は莫大であらうと憂慮されてをり、もし出來ればその取引の規模を縮少した方が得策だと考へられる。

再び河川の航行が安全となり、艀船を利用して貨物を運ぶのに若干の保證が得られるやうになれば、上海の各倉庫に滯積してゐた輸出商品がいくらか動き出すこととならう。例へば、本年度の支那茶の生産高は昨年に比し約三割方の減少と推定されてゐるが、それでも目下輸出すべき支那茶は相當の量に上つてゐる。しかし何れにせよ、輸出商品の荷動きは、奥地からの商品供給が停止してゐる現在では平年の上海貿易額にくらべて、その割合は極めて小さなものでしかありえない。

常　態

共同租界内に比較的平和な日が訪れて來たので、キャバレーやナイト・クラブなどが二、三再開され、非常に制限されてはゐるが、とにかく慰安のプログラムを提供してゐる。またシネマも日中なら始められるのではないかとの噂もある。併しキャバレーやシネマが全部平常の營業を再開したとしても、かうした常態への復歸は表面上の事實にす

ぎないであらう。上海が以前の繁榮を取戻したり、正常の生活に復歸するなどと云ふことは、貿易が從來の規模において再開され、上海のみならず全國に亙つて平和が恢復するまでは、到底望み得ないところである。（一九三七・九）

第二章　戰禍の上海と貿易の前途

戰爭勃發後一ケ月間の經濟活動の要約

宣戰佈告を伴はない戰爭が、現在すでに一ヶ月以上も、上海附近で繼續されてゐる。そして租界の住民は、戰鬪行爲の勃發によつてうけた衝撃から或る程度恢復し、砲聲や爆彈の破片には段々と驚かなくなつたが、これを以て上海が正常な生活に還りつゝあるとみるのは、途方もない間違ひである。商業上の觀點からみると、事態は愈よ惡化してをり、平和が支那全土にわたつてもたらされない限り、更に惡化の一路を辿るほかはない。

籠　城

銀行はすべてドアーや窓をしつかと土嚢でかためて業務を營んでゐる。商人や色々の商會は、外見上は平常通りの仕事をつゞけてゐるが、しかし實際上のかれ等の活動はといへば、主として在庫品の損害の程度を調査したり、または事變前に取極めた契約の履行を縮減しようとしてゐる程度である。

ところが今や、日本がこの地域において決戰を準備してゐるとの報道が入つて來てゐる。重砲が使用され、戰鬪が愈よ酣の度を加へていつた場合に、租界がこの試練の痛手をうけないで切拔けてゆくだらうと期待するのは、無理な話である。しかしもしこの點に關して幸運が惠み、支那の軍隊が二、三哩も離れた他の防禦陣地に後退するだらうと

想像してみても、上海の貿易の前途は少しも明朗化するものではない。上海を圍繞する大中立地帶ですらも、たとへそれが來るべき幾年かのあひだ、信頼の維持に大きな寄與をなすかも知れぬとはいへ、今日では租界自體における個人的安全を保證するのに役立つ以外には、實際的には何らこれといつて役に立つものではない。曾て述べたやうに、上海の現狀を維持し、その巨大な金融上、商業上、及び工業上の諸機關を動かして置くためには、全國が平和な通商狀態に開放されねばならない。

現在の上海の構成からみて、上海はそれ自身の貿易によつて生活し得るものではない。そこで、いつも表面に出て來る疑問は、何時まで上海は持ちこたえ得るか、日支が和解するのを待ちながら、その貯えで何時まで食ひつながねばならないだらうかと云ふことである。

支那の抵抗力

これらの問題について容易に答へを得られさうもないことは明らかである。日本の總理大臣は「日本の根本政策は兩國民が幸福を享受し、一般福祉に貢獻するやう支那と協力することにある」と云ひ、この目的を達成するためには敵對行動が一九三八年まで續くかも知れないが、これまた止むを得ないとしてゐる。二、三週間以前に日本の國民は、支那での紛爭を戰爭勃發にまで導くやうな重大事件と見るべきでなく、急速に且つ多大の經費を用ひずして解決し得る事變に過ぎぬと見るべきだと說明されたものである。だから、この際日本の總理大臣が、日本の軍隊の逢着してゐる困難を過當に强調するなどのことはありさうにない。寧ろ、その聲明は恐らく內輪に云つてゐるのだらう

他方において、若し支那が、その指導者の云ふ如く、最後的抵抗をする決意を固めたとすれば、何時戰爭が終了す

るだらうかを判斷する方法はないことになる。何故なれば、日本が痛擊し得る致命的部分といふやうなものが支那にはないからである。

支那は、その沿岸が封鎖されてゐる結果として、彈藥の缺乏を來すかも知れない。支那政府は南京から、西安又は他の奧地の都市に移されるかも知れない。が、それによつて戰爭が終局に近づくだらうとは思へない。短い、奧地の戰線で戰ひ、ゲリラ戰術を採用するとなれば、支那の抵抗力は却々打ち壞し難いものとなり、事態はスペインのそれに似て來るだらう。そしてその結果は、外國貿易の大部分はなくなつてしまふであらう。日本の總理大臣は、日本軍が勝利を得て支那から撤退する時期を一九三八年としてゐるが、支那人は明かに今度の戰爭は一年以上はつゞくものと豫見してゐる。

これが外國商社の當面せねばならない前途觀である。そして戰鬪の續く間は、支那への又は支那からの商品の普通の動きは妨げられ、商賣は全く地方的な必需に應ずるだけに限定されるだらう。

上海の損失

一ケ月の戰鬪が上海の將來に與へた影響をみるためには、地方的な諸工業が蒙つた損害を檢討すれば、その大ざつぱな觀念だけはえられる。

正常狀態のときには、租界の內部だけについて見ても――租界外の多數の工場を勘定に入れないで――上海は、約十七萬五千人の工業勞働者に職を與へてゐた。そのうち現在では僅か一萬五千人だけが常傭されてゐるに過ぎないと見積られてゐる。その他のものは「田舍」へ行つてしまつたものがあり、何も持たずに避難所へ轉げ込んだものもあ

り、極く少數の倖せ者はその貯えを小出しに出しながら細々と食つてゐる。

上海の大規模工業の約六割は東部地域に、約四割は西部地帶にあつた。また小規模工業のうち約六割は東部地域に一割は北部に、二割は西部に、そして一割は中部地域にあつた。ところが、北部及び東部地域は實際に戰鬪の本舞臺となつてゐるから、そこにある工業企業は凡て——總數の六割五分に當る——操業を休止し、その多くはすつかり破壞されて了つた。これらのうちの後者は全くの損失であるが、また他のものも何時、如何なる狀態のもとに活動を再開し得るかに關する不安があるので、經營者の中には、勞働者に賃銀を與へてこれを解雇するものがあり、斯くて何時再雇傭されるか分らない有樣である。もちろん金融的背景のない小企業は、その勞働者に對して何らの報酬をも與へてやることが出來なかつた。大商社には不充分ながら生活費を支給したものがあり、とにかく或る會社では、その預つてゐた全賃銀のほかに三ケ月分の賃銀を支拂つたものもある。

以上が交戰區域にある工業の狀態である。では、殘つてゐる三割五分の工業企業——それらは或る程度戰禍の外にあり、多分運轉を續け得るものと期待される——に關する狀態は何うであるか。戰鬪行爲の續いた四週間の終りに、西部及び中央地域についてなされた調査によると、約九千人の職工を使用してゐる支那人所有の紡績工場十工場は一交替制で運轉を續け、そのうちには綿繃帶及び綿服の生產に從事するものもあつた。尤も賃銀の全額が支給されてゐたわけではなく、或る工場などは率直に、一日僅か二十セントしか支拂つてゐなかつたが、それは、何らの利益もないのに職工に補助金をやると云ふ永持ちのしないやり方よりは、この方がずつとましだからだと云ふのであつた。平常時にあつては、これらの工場は西部地域にある日本の工場と合せて三萬五千人に近い職工を使用し、常に二交替制

で運轉したものである。斯くて、交戰區域外の租界地域にあつては、綿織物職工の四分の一が未だなほ雇傭されてゐるやうであり、また九百人の職工を使用する或る大きな煙草工場もまた操業を續けてゐる。

危機の勃發した第一日に閉鎖した中部及び西部地域の小規模工業には、再開する兆が殆んど見えてゐない。これらの工業は、上海地域全體にわたる一般狀態から起つた商內の飢饉に惱まされてゐる。印刷業の中心地である山海關道路や山東道路にある印刷所は、その平常の一割乃至二割の所員で仕事してゐる。フエリー道路地域の絹織業は休止してゐる。交通車輛の修繕を主とする機械店の集つてゐる威海衛道路は、それが街の中央に位してゐるのと交通運輸の需要が急なのとで頗る活況を呈してゐるが、蘇州河近くの機械店は、地の利が劣るためまだ再開してゐない。大通路の機械店とゴードン、ライポ及びペナン道路の鐵工所は未だに仕事をしてゐるが、硝子器具、電球、ゴム靴などの消費商品を製造してゐる大企業の多くは操業を休止した。染色及び漂白工場も亦半休狀態である。二大製粉工場の一つは一交替制だけで運轉し、今一つは、蘇州河に近く且つ防材で租界への途が遮斷されたので運轉してゐない。

希　望

かやうに大ざつぱに調べて見ても、工業は直接又は間接に非常事態と關聯のある極く少數の小さなもの以外は、すつかり停止してゐることが明らかである。しかしてこのために生じた失業の問題は重大である。と云ふのは、若し各職工が二人の家族を養はねばならぬとすれば、いまや五十萬人近くの人々が生計の途を絕たれてゐることになるからである。また購買力の缺除と原料品に對する需要の杜絕の双方から商業が一般に蒙る打擊も莫大である。

商業的見地からみた狀勢は、單に交戰が租界地域から遠ざかつたといふだけでは、何ら根本的には變化しないであ

らう。かやうな交戰區域の移動は、地方的には人心を休ませ、社會が多くの方面においてもつとも合理的な生活形式に復歸することを助けるであらうが、大規模な商業復活の希望はたゞ平和の見透しからのみ來る。また戰鬪がどんな風に進行しようとも、いまのところ食料缺乏の危險はないやうである。戰鬪勃發の當初に、上海に向けて積送中であつた支那小麥の積荷は多く引返していつたが、それでもなほ當地には、四ケ月間は充分全必要を充たしうるだけのものがある。米も亦いろ〳〵な途を通つてぽつ〳〵ながら入つて來てゐる。それ故に上海は餓死しないであらうし、また主要食料品の價格が騰貴しなければならぬ特殊の理由もないやうである。

上海の復舊への努力

空襲續く

この地域における戰鬪が上海の境界から幾哩か遠ざかつたので、先週における租界の中央部及び西部地域の生活は戰鬪開始以來のどの週にもみられなかつたほど、常態に復歸するかの兆候を示した。しかし斯ういつたからとて、何も狀態が正常化してゐるとか、或は商業が「平常通り」に再開されてゐると云つてゐるわけではない。

土曜日の夜、支那機は日本軍の集結してゐた東部地域を襲撃し燒夷彈を投下したので、揚樹浦及び滙山は大破壞を蒙つたが、その結果は數多のイギリス商社の財産も大損害を受けた。この空襲は戰爭開始以來もつとも猛烈なものであつた。そして日本軍の陣地からは高射砲が火を吐いたが、その砲彈の破片は再び共同租界の遠く離れたところやフランス租界にさへも落下し、夥しい死傷者を出すに至つた。

工業再開

かうした中にあつても、上海は斷たれた商業の糸を拾ひ集め、そして以前の途の塞がれたところには他の方向に伸びてゆく方法と手段とを發見しようと努めてゐる。が不幸にして、何らか廣い意味における商業は改善されたといふことは出來ないし、また上海が現在のやうに、依然として凡ての主要市場や生産の中心地から孤立し、しかも戰爭が不斷に擴大しようとする脅威がある限り、いかにして改善しうるかの方法を見出すことは困難である。しかしながら數百萬人の住民を有する商業中心地は、いつまでも活動を停止してはゐられないし、またさうすれば存在をつゞけることもできない。そこで最近では、小規模工業を再び開始しようとして有効な努力をしてゐる證據が、段々多くなつて來てゐる。

先週は、租界地域内で九つの紡績工場が操業してゐる旨の報告があつたが、現在操業中のものは、怡和紗廠の公益工場をも含めて十一工場を數へてゐる。これらの工場は、通常午前六時から午後四時半までの一交替制で操業してゐる。そしてそれに吸收されてゐる勞働者は、租界地域の織物工業が平時に使用する勞働者のうちの極く小部分にすぎないことはもちろんであるが、しかしそれはともかくも口火を切るものであり、且つ手許にある原料だけで未だ當分やつてゆけるといふことは結構なことである。このほかに二百人の勞働者を使用してゐる煙草工場が、假設備で操業を開始した。この工場の經營者は僥倖か、それとも先見の明があつたのか、ともかくも以前は閘北にあつた設備を取拂つて、いまは蘇州河の此岸に本工場を建設中だ。その他、さきには交戰區域内にありながら一、二臺の旋盤だとか小さな機械だとかを持ち出すことができた小さな工場も亦、多數仕事をはじめて來てをり、かくて不滿足ながら、工

業の車輪は再びいくらか動きはじめつゝあるのである。

創意

他方、われ〳〵は多くの支那の商業人の機敏さ、工夫の妙、及び創意について語らなければなるまい。かれ等は通商取引や奥地の商人との商品の賣買を欲してゐるであらう。そしてまたかれ等は奥地から輸出商品を持込んだり、今度は逆に奥地へ必要な輸入商品を運び出す方法をあれこれと發見するかも知れない。八月の外國貿易統計を分析すると、この月の後半には事實上全取引が停止されたことはあまりにもはつきりとしてゐる。この狀態には若干好轉の兆がきざしては來たが、しかし九月中に目につく活動といつては、地方の倉庫に寢かされてゐた在荷を船積するぐらゐが精々であつた。ところが、かやうな在荷もいまでは著しく減少してゐるので、もし輸出をつゞけやうとするならば何處からか新たに供給を仰がねばならぬことは明白である。たまたま生絲取引は、比較的打擊を蒙ることが少かつた。そこでもし生絲が從來のやうに上海へ出荷されるならば、いろんな種類の生產物もそれに倣ふだらうと云ひうるかもしれない。からした見解は、あらゆる困難に當面してゐる現在としては、寧ろ樂觀にすぎた態度ではないかを惧れるものである。しかしながら斯ういふことは云へる、卽ちその全生活を成功的な解決の發見に賭けてゐる人々は、この問題の成行を絕えず注視してゐるのだと。たとへ上海は平和の恢復されるまで復舊に近づくことは何ら望めないにせよ、あちらこちらでは何らかの商內をつゞけ、命脈を絕たないやうにしてゆくだけの可能性はあるのである。

上海の損失と貿易の杜絕

被害は豫想外に僅少

海外から入るニュースを見ると、上海における外國系の工場設備が蒙つた損害について、誇大な印象が與へられてゐるやうである。

貿易上の損失は莫大であつて、若しこの上戰爭がなほ終熄せず、商業活動の再開が何時までも遲れるやうなことがあれば、これ以上巨額なものとなるかも知れないが、しかし乍らイギリス系諸會社の主要財產がうけた實際の損害について現在精細な計算をしてみる場合には、恐らくそれは驚くべき少額であることがわかるだらう。數箇の倉庫は全然破壞され、砲彈は多數のイギリス工場の塀を打ち拔いて構內に多大な損害を與へたに違ひないが、それだからと云つて、過去二ケ月間にわたる猛烈な砲擊を見て懸念され、且つ現にイギリス人が本國において想像してゐるやうに、交戰區域內の工業建築物がすつかり破壞されたと判斷する根據はない。

かやうな破壞の危險が尙存續してゐることは認めねばならないが、主要戰線が租界から稍遠ざかつたので、今日では一ケ月前に比して少なくなつてをり、若し何かの好機會に、敵對行動が突然終熄し、晝夜を分たずわれわれを惱ましてゐた砲聲が休戰によつておさまるならば、大部分の工場は直ちに操業を再開し得るだらうと云ふも過言ではなからう。何れにしてもこれらの工場は大がかりな修繕によつて再開を妨げられるやうなことはないだらうし、また最初の局部的休戰に續いて全支にわたる休戰が成り立つならば、この大中心地における貿易は一、二週間のうちに、再び旺盛な活動をはじめるだらう。その家庭から追ひ出され、持ち物總てを失つた幾千の避難民はしばらく措き、また巨大な生命上の損失を勘定に入れないならば、いまゝでのところ、上海戰爭による損害の主な被害者は住宅財產の所有

者である。閘北、虹口、滙山、揚樹浦地域にある小家屋は荒廢した儘に放り出されてゐる。煉瓦や漆喰の形をとつてゐた幾百萬元の價値は煙と化し去つたが、主な外國系の工業設備は比較的に難を免れた。これらの工場は、これまで幾千人の職工を使用してゐたのに、今日では門を閉ぢ靜まり返つてゐる。がこれも敵對行動がおさまり、持續性のある平和が恢復される寸前までのことに過ぎない。

悲觀は早尚

上海が現在當面してゐる多方面における荒廢が、今後もつゞくかどうかといふ見込は、爆彈や砲彈によつて與へられた有形の損害に直接基因するのではなく、戰爭の結果として、總ての商業上の普通の通路が事實上封鎖されてゐることから來る。貿易停止による日々の損失を推算することは出來ないが、經濟的觀點からすれば、これらの損失は現在の事態の最も悲劇的な樣相を現はすものである。數百萬人の住民を有する大都市がその生存手段を奪はれて、只管その貯えを引出して食ひ、再びその活動を取り戻す機會を列強が與へてくれるのを待ちながら、頑張るほか何の術もないのである。だから若し、この待つ間が短かければ恢復も早いだらうが、反對に一年乃至それ以上にも永引けば、この大きな社會はたゞわずかにその昔日の影を横たへるに過ぎないことにならざるを得ない。

旣にこれほどの被害があるからには、たとへ今直ぐ平和がもたらされたにしても、復興の事業はなか〳〵困難で、遲々として捗らないだらうとの見解が屢々行はれるが、われ〳〵はこの見方にくみしない。ヨーロッパ方面からの輸入業者は、今日では、上海とコロンボとの間の殆んど總ての港において、その貨物を庫入れして保管してゐる。とにかく、香港にはかやうな貨物が充滿してをり、シンガポールにも、支那向けの貨物のストックがある。そして、これ

らの貨物が早急に上海へ持つて來られたとしても、事態がこんなに惡く、且つ特別な諸掛りが高率では、肝腎の買手である商人達は貨物の引取りを拒むだらうとの議論が行はれてゐる。だがこの點に關しては、世界の物價が急騰して來てゐることを想起せねばならない。例外のあることは當然であるが、しかしながら一般的に言つて、また殊には、例へば總ての金屬類にあつては、たとへ積み換へや保管のための特別の費用をこめても、かやうな商品の上海陸揚げ後の原價は、何んな積戻しの費用よりも著しく低いだらう。だから、契約の履行を求められたとき、商人達が逃げを打つたり、これに應じないだらうと云ふ惧れは殆んどない。むしろ商人達は、恐らく待ちかねて商品を引取るだらうし、また若しさうでなかつたとしても、これらの商品を他處で好い利潤を見て處分することは困難なことではないだらう。今までのところ、既成の買付委託契約を履行して實際に損失をうけたこともないし、こゝ一、二ケ月は先づそんな危險も大してないやうである。

ボイコツトと經濟制裁

イギリス及びアメリカにおいては、支那での敵對行動を早く終熄させるために、政府は日本品の不買を始めるべきだと云つた凡そ馬鹿氣た煽動が行はれ、しかも多數の責任ある人々によつて支持されてゐるやうである。われ／＼は極めて眞摯に敵對行動が間もなく終熄することを希望してゐるものであるが、しかしこの目的は、決して不買運動などと云つた手段によつて實現されはしないだらう。普通の個人が或る特定の種類の商品を買ふのは、自分自身の利益のためであつて、その商品を製造してゐる國民を利するためではない。この簡單な、基本的な事實が見落されてゐるやうである。のみならず、若し人爲的に刺激された不買が或る一市場から商品を追ひ出すことに成功したとしても、

その商品は他の市場へ進出して行くだらう。斯うして惹起された分裂は多大な害は與へても、何ら好い結果をもたらさないことは確かである。幾百人と云ふ無辜の商人が計畫的に破産させられることは、他のものが利益するだけであつて、當の日本は些かも痛痒を感じないだらう。われ／＼は、國際紛爭を解決する武器としてかやうな運動に信仰をもたせるために、不買を喧傳することによつて、第三者が蒙つた被害をいやといふほど見てきてゐる。

　また經濟制裁の可能性を輕々しく口にする人々は、近代の商業世界においては、完全に効果のある制裁を加へるのは戰爭の宣言に等しいと云ふことを想起するがよい。イタリーに加へられた制裁は何ら先例にならない。それは、エチオピア戰爭においてイタリーに或る程度の不便と損失とを與へ得たかも知れないが、それの實行が時期として遲かつたし、またその性質が漠然としてゐたから、ムッソリーニは、これに猛烈に抗議する危險を冒すよりはむしろそれを承認し、さうして既定計畫を、さして不當な影響を蒙ることなく遂行する方が得策だと決めたのである。だから、もしこれらの制裁がムッソリーニの抱く目的を打ち壞すだらうと考へられたのであつたならば、當時の事態はすつかり異つてゐただらう。イギリスとアメリカが日本に對して嚴重に加へる經濟制裁は、日本にとつて缺くべからざる物資の供給を斷ち切る効果があるかも知れないが、しかし日本がかやうな壓迫に屈する前に報復手段に出でないだらうなどと想像することは出來ない。平和を愛好する國民は、世界の大火を惹起するやうな火花を弄ぶ危險は冒さないものである。戰爭を阻止するには壓倒的に優れた力を必要とするが、今日のやうに世界の政治情勢が緊迫してゐては、かやうな目的のためのかゝる力は到底望みうべくもない。

　それ故に、不幸にして上海は、他の列強の干渉によつて現在の難局から救ひ出されることを希望することは到底出

來ないのである。

將來の貿易上の可能性

九月の貿易

九月の上海對外貿易は、概算で、輸入三百八十萬金單位、卽ち八百五十五萬元、輸出二千八百萬元に達するものと諒解されてゐる（譯者註・上海海關の公表では輸入七百三十二萬元、輸出二千七百九十三萬二千元であつた）。かくて上海は、またもやいはゆる貿易上の受取勘定を示したのであるが、一體何と云ふ悲慘な狀態の下においてであらうか！

九月の輸出貿易は、食料庫を補給するために家財道具を賣拂ふやうなものかも知れない。常態の下では、一ヶ月間の輸出品の供給は上海の倉庫の中にあるのが常であつて、その商品の價額は約五千萬元であるが、九月の積出しはこれらの貯藏品の中からと、一定額の積換へ貨物とによつて行はれたのである。

十月に積出される貨物も、九月と略〻同樣な數量だけあることは明らかで、この故にこそ上海から出帆する汽船が船腹をすつかり膨らませて出てゆけるのであるが、十月の終りには、倉庫は心細い狀況を呈し始め、事態が好轉しない限り、輸出業者の商內も輸入業者のそれと同じ水準にまで低落してしまふだらう。

換言すれば、われ〳〵は岩床に降り立つたやうなもので、われ〳〵はこの地方で供給される產物を賣つて、この地方の人々の必需品を購ひながら生存するほかはない。この地方的貿易も相當大きなものではあるだらうが、しかし四

億五千萬人の人口を持つ國の全貿易の大半を取扱ふやうに設備された商業機關を維持してゆくには充分でない。

七月には、上海の輸入は七千七百萬元以上に達し、輸出は五千二百萬元を超え、輸出入合計は一億三千萬元の巨額となつた。本年の一―七月間の月平均貿易額は一億六千萬元であつた。そしてこの大きな取引があつてこそ、上海、殊に外國居留民が榮えて來たのである。然るに輸入は既に從前の量の十分の一そこ〳〵に減退した。若し、現在の在庫品がなくなつて、輸出もまたこの轍をふむならば、上海港の貿易總額はいくら大まかに見ても、千四百萬乃至千五百萬元を出でず、右の月平均額の凡そ一割四分にしか當らなくなるだらう。さうすると上海は、商業上の重要性の觀點から見て、一小港と同列に低下することになる。これは不快極まる見透しではあるが、しかし戰爭の繼續する間は何うしても避け得られないものである。たとへ上海の近郊で敵對行動が終熄したにしても、それは大局にさしたる變化をもたらすものではないだらう。上海商業の殷盛を取戻すには揚子江を開き、奥地の大市場に途を通ずることが必要であり、しかもこの閉ぢられた扉の再開は、全國に平和が訪れるまでは夢想することも出來ない。

上海の前途

戰爭は長期にわたり、且つ苦鬪を免れないだらうと云ふ陰氣臭い豫言が一般に行はれてゐる中に、少くとも上海在留の外國人間には、遠からず、例へば三、四ヶ月內に、何らか妥協の基礎が得られるだらうと云ふ希望が伏在して來たものである。卽ち日本は、長い且つ廣く散在した交通線を持ち、巨額の經費を背負ひ、仲々に決定的な打擊を加へ得ない。他方、支那は軍事的に云つて裝備不充分で、精々頑强な抵抗を續ける以上のことは出來ないと云ふ見透しに當面してゐる。かう云つたことから、鬪爭の詰らなさを感じ、双方とも協定條件を考へるやうになるだらうと思はれ

たのであつた。かやうなぼんやりした希望も、蔣介石將軍が最近その國民に行つた要請を額面通りに受取るならば、はかない運命にあるやうである。

將軍は云ふ「われ〳〵は、敵對行動がこゝ三、四ヶ月に終熄する望みの絕對にないことを知らねばならぬ、われわれは、この激しい鬪ひがつゞく限り彌益す困苦と苦難とを覺悟せねばならず、今日當面してゐるより十倍も困難にして悲慘な事態と經驗とに打ち向ふ用意をせねばならぬ」

もしこの宣言に流れる精神が維持され得るならば、來るべき十二ヶ月間における上海の商業狀態には根本的變化が殆んどないやうであり、それが何を意味するかを熟考せねばならない。貿易の數字は前揭の通りである。現在の輸出活動は人爲的であるが、しかしそれが絕えたからと云つて、これ以上の後退もあるまいから、昨年の月平均約七千五百萬元、一昨年の七千二百萬元に對し僅か月額千四百萬元の外國貿易額を永久に豫想してもいゝだらう。從前の大きさの五分の一に縮小した外國貿易が一ヶ年にわたつて存續すると云ふのでは、多數存在する商社が分け合ふに足りないこと勿論であり、基礎の不安なものは打ち克ち難い難局に陷るだらうが、上海全體として云へば何も世の終りを意味するわけではない。

たとへ閘北及びそこから八方へ擴がつてゐる線が交戰區域の一つとして殘るとしても、地方的貿易活動に關しては現狀以上に惡化しないだらう。外國人居留者の數が或る程度減少するのは當然豫期される。現在休止してゐる旅行者の往來はじめ小賣商人の利害に關した事柄は却々復活しないだらう。現在失業者の多くは漸次奧地へ入つて行き、そしてまたそれに續くものも多數に上るかも知れないが、しかしとにかくこゝ一年以內に一般的な退去があらうとは思

へない。

これは上海の人々がお互ひに他人の洗濯物を引受けてゞも食つてゆけると云ふ意味ではなく、たとへ毎月の外國貿易が五千萬乃至六千萬元に激減し、大部分の工場が閉鎖した儘であつたとしても、なほそこには近隣市場の需要に應じて活動を續ける小工業が澤山殘存すると云ふことである。上海は廣い平らな商業活動が停止されてゐる限り、孤立してゐることになるが、商品はたとへ揚子江が封鎖されたにしても、無數のクリークから上海へ出入しようと努めるだらう。それは從來の滔々と流れて人々を養つた流れに比較すれば、ほんの小さな、しかも屢々阻害される滴りに過ぎないかも知れないが、それでもわれ〳〵がこの危難の期間を切拔けてゆく助けにはなるだらう。

これは、われ〳〵が今後なほ十二ヶ月間も砲聲の中に過さねばならない運命にあることを前提とした前途の暗い半面である。だが上海附近の軍隊が十二ヶ月もの永い間そこにぢつと停滯してゐることはあり得ないことだし、もし軍隊が戰場を更に外へと轉ずれば、それによつて支那全土の貿易狀況はさして變らないにしても、上海の前途は直ちに好轉するだらう。船舶は再び貨物を運び込み、商人の販路は擴がり、工場は再開して、もとのやうな規模ほどではないにせよ、仕事をなし得る機會も出來て來よう。

海關收入

今日人々は、支那が戰爭によつて蒙つた損失を海關收入だけについて推算しようと努めてゐる。その損失の大きいことは當然な話である。がしかし、稅關は今では戎克船、鐵路、道路の何れによるを問はず、總ての國內的な貨物運輸から收入を得てゐることを見逃してはならない。これは非常時局の結果として生れた新らしい發展である。それ

は、本質的には、釐金の一形態であり、その釐金が直接中央政府に納められて地方當局に入らないだけのことである。
もつと身近かなことに關しては、上海市工部局がその全支出に充分なだけの收入を徵收することが出來るか何うかについて疑問がもたれてゐる。がこの場合も、懸念が誇張されてゐるやうである。なるほど收入は正常のものに比して著しく少ないかも知れないが、しかしあらゆる場合に、滿足と認め得るやうな風に徵收されてゐる。實際の話、刻下の主な困難は凍結資産が莫大な額にのぼつてゐることから起つてゐる。一般原則として、市は滙劃小切手の受入れに同意することが出來ない。それは、かやうな信用劵が市の支拂ひに當てる點において何らの役に立たないと云ふ單純な理由からである。工部局は一定額の滙劃貨幣を受入れ得るやうな仕組みを案出することが出來るかも知れないし、さうすれば、その收入は恐らく著しく好くなるだらうが、料金や租稅をこの特殊な形態で支拂つてよいと公式に布告することはてんで問題にならない。
多數の交通路が未だなほ閉鎖されてゐるに拘らず、電車や乘合自動車の會社は、毎日三、四年以前の正常時の交通と殆んど同じ數の乘客を運び、また上海電力會社及び電話會社は、北部地域の荒廢と工業設備の閉鎖とで非常な打撃をうけてゐるとは云へ、未償還債務の元利拂ひを保證するに充分以上の收入をもたらすだけの大きな操業分野を保持してゐる。
だから、若し戰爭が長引けば上海は窮境に呻吟せねばならないことを否定し得ないにしても、かやうな窮境は、決して崩壞乃至はそれへの接近を意味するものではない。確かに上海の狀態は極めて困難な場面にある。が、これとて他の列强の干渉があつた場合のことを考へればとるに足りない。

上海の中立と貿易の前途

上海戰爭終る

上海をめぐつて展開されつゝあつた軍事行動が、目ざましい速度を以て終末を告げたので、こゝ數日にわたつて共同租界及びフランス租界は、戰爭の恐怖から逃れて生色を取戻して來てゐる。しかし多くの困難な、しかして錯雜した諸問題は、依然として未解決のまゝに取殘されてゐる。それはなかんづく住むに家なき窮民や貧困化した避難民の保護、或は武裝解除された幾千の支那兵の監視等の問題であるが、ともかくも現實の戰鬪から生ずる死と破壞との危險は過ぎ去つてゐる。支那軍は遙か遠距離に後退を餘儀なくされ、これに代つて揚子江から杭州灣に至る線を確保してゐる日本軍は、この地域全體の軍事的占據を有効化すると共に、上海をば、支那のその他の地方に至る陸路による交通から孤立化せしめることに成功した。

現　狀

未だ硝煙の臭ひが燻るまゝに廢墟と化した上海の近郊は別として、外國の行政下にある上海の大部分は、その日常生活に關するかぎり、いまではほとんど常態に歸つてゐる。しかし今の上海は跛を引いた上海であつて、その金融環境は締めつけられ、また外國貿易とても昔にくらべれば殆んどみる影もなくなつてゐるが、けれども現在當面してゐる問題は主として政治的かつ經濟的な問題であつて、一時のやうに戰爭の重壓下において如何にしてその存在を維持してゆくべきかといふやうなことは、もはや問題ではなくなつてゐるのである。既に外國汽船は黃浦江を溯江してを

り、またその船客を上陸させ、或は貨物を船積みするために埠頭に碇泊してゐる。各種の工業にも恢復の兆候がみえて來て、今日では租界内の工場で働いてゐる勞働者は、一ヶ月或は六週間以前にくらべてずつと多く、その數は恐らく二萬人乃至三萬人に及んでゐるだらう。しかしはつきり知つておかなければならないことは、この恢復過程の繼續及びその着實な發展は、殆んどもつぱら日本の政策如何にかゝつてゐるといふことである。日本はこれまでも再三再四外國の權益に干渉する意志がないといふことを聲明した。そしてこれまでのところ日本側には、戰爭によつて荒廢した各地域が――軍事上の技術的用語に從へば――「清掃」されてしまつたあとでも、河川の航行に直接妨害を加へたり、または工場の再開を邪魔したりする意志は全くないやうである。しかしながら、商品が日本軍の戰線を横切つて奥地へ入つてゆけるやうな或る捌け口が提供されない限り、船が貨物を上海に持つて來ても、または工場が再開してもそれは所詮無駄であらう。

貿易の再開

支那の國内市場との商品の交換に關する限り、貿易上の見地からみて上海は孤立化してゐる。そして日本は、商業が何らか從前の規模において再開するのを妨げうる地位にある。且つ日本は外國權益を何ら侵害することなしに、または租界の行政權に指一本も干渉することなしにさうすることが出來る。現在貿易商品は揚子江を溯つて江陰へゆきそこで戎克船に積換へられ、そしてその戎克船が支那軍の機雷施設の間を縫ふて商品を奥地へ持つてゆくのであるがこの捌け口ですらも、日本側ではやらうと思へば、多大の困難もなしにこれを停止せしめることが出來るであらう。これが現在當面してゐる嚴然たる事實である。しかし上海に關する限り、この狀態にも唯一の希望が存在する。即ち

その貿易が現在の國民政府に收入を提供し、ひいてその抗日戰爭に財源を供給することにならないかぎり、日本は支那の現政權の變更といふその公然の目的を達成するためには、支那國民の外國貿易を防止する必要を認めないだらうといふこと、これである。

空爆が熄んでから未だ五日にしかならないが、將來に關する或る程度の樂觀論が、去る八月以來この上海を蔽ふてゐた銷沈した感情を歩一歩放逐しつゝある。(一九三七・九―一一)

第三章　一九三七年度における全支貿易の動向

一九三七年度全支貿易概觀

事變の影響程度

一九三七年度の全支貿易は、後半五ケ月が事變の影響をうけたにもかゝはらず、一九三六年にくらべて八・七%の增大となつた。すなはち輸入は一・二%、輸出は一八・七%をそれ〴〵增加したのである。

この如き結果をみたのは、支那貿易がこの年の前半七ケ月のあひだに目ざましい發展を示したからに他ならない。一九三七年の支那は明かに有利な環境の下に出發した。そこには繁榮の時代が目近かに迫つてゐると信ずべき充分の根據があつたのである。七月末までに、輸入は前年同期にくらべて三六・七%、輸出は同じく四五・五%をそれ〴〵增加してゐた。月平均の貿易額は一億八千五百九十萬元で、この數字は一九三一年以來のどの月の平均額よりも遙かに多いものであつた。ところが、事變が勃發してからといふものは、局面はがらりと一變してしまつた。すなはち八月から年末にかけての月平均の貿易額は、實に四七%を激減して僅かに九千七百九十萬元に落ちてしまつたのである。

周知の如く、また以下の統計が極めて明瞭に實證してゐるやうに、戰爭の影響をもつともひどく蒙つたのは上海でそれは支那の他の諸港とは比較にならぬほど深刻なものがあつた。そして不幸にもその後に至るも何ら改善の徵候は

示されてをらぬ。しかしそれと同時に、貿易の全般的な見透について云へば、上海を除けば支那からの輸出は、事變中の八月から十二月に至る五ヶ月のあひだにおいてさへ、前年同期にくらべて九百十萬元、割合にして五・九%だけ增加を示したといふことは、明かに前途に光明を投ずる事實として摘記しておかねばならぬ。かくの如き結果は、たとへ將來の條件が如何樣であらうとも、方法如何によつては、支那の生產物を海外市場へ送り出す途が發見されるであらうといふことを示唆するものであらう。比較統計を示すに次の如し――(△入超)

	一九三七年十二月	同十一月	前年十二月
輸入	五二、六〇九、二二一元	四四、六八二、一二三元	九二、一五八、三三二元
輸出	五五、二二九、〇四四	五〇、二六九、七四七	七九、八七四、九六四
合計	一〇七、八三八、二六五	九四、九五一、八七〇	一七二、〇三三、二九六
入出超	二、六一九、八二三	五、五八七、六二四	△一二、二八三、三六八

	一九三七年一―十二月累計	前年同期累計
輸入	九五三、三八六、〇〇七元	九四一、五四四、七三八元
輸出	八三八、二五五、七〇五	七〇五、七四一、四〇三
合計	一、七九一、六四一、七一二	一、六四七、二八六、一四一
入出超	△一一五、一三〇、三〇二	△二三五、八〇三、三三五

事變勃發以來の各月の貿易額は、八月一億六十萬元、九月一億百二十萬元、十月八千五百萬元、十一月九千四百九十萬元、十二月一億七百八十萬元であつて、それは過去三ヶ月を通じてかなり着實な發展を示してゐる。

一九三七年十二月貿易の對前月比較増減（△減）

	全支貿易		（うち上海貿易）
貿易總額	一二、八八六、三九五元	一三・五%	一三・七%
輸入	七、九二七、〇九八	一七・七	三二・四
輸出	四、九五九、二九七	九・八	三・〇

一九三七年十二月貿易の對前年同月比較増減（△減）

貿易總額	△六四、一九五、〇三一元	△三七・三%	△六二・六%
輸入	△三九、五四九、一一一	△四二・九	△七三・四
輸出	△二四、六四五、九二〇	△三〇・八	△四六・四

一九三七年一―十二月累計の對前年同期比較増減（△減）

貿易總額	一四四、三五五、五七一元	八・七%	△〇・一%
輸入	一一、八四一、二六九	一・二	△八・〇
輸出	一三二、五一四、三〇二	一八・七	一一・八

左表は、上海と支那のその他の諸港とにつき、平和時と戰時下における貿易の發展をそれ〴〵比較對照したものである。

貿易總價額

		一九三七年一―七月	一九三六年一―七月	同上比較增減(△減)	同上割合
事變前	上海	七四二、四九〇、七二九元	五二〇、〇七二、九五二元	二二二、四一七、七七七元	四二・七％
	その他支那	五五九、三〇五、一〇一	四〇六、五〇五、〇八三	一五二、八〇〇、〇一八	三七・五
	全支合計	一、三〇一、七九五、八三〇	九二六、五七八、〇三五	三七五、二一七、七九五	四〇・四
		一九三七年八―十二月	一九三六年八―十二月	同上比較增減(△減)	同上割合
事變後	上海	一七〇、七四八、八二一	三九四、四二二、五七一	△二二三、六七三、七五〇	△五六・七％
	その他支那	三一九、〇九七、〇六一	三二六、二八五、五三五	△七、一八八、四七四	△二・二
	全支合計	四八九、八四五、八八二	七二〇、七〇八、一〇六	△二三〇、八六二、二二四	△三二・〇

輸入

	一九三七年八―十二月	一九三六年八―十二月	同上比較增減(△減)	同上割合
上海	六八、二四九、三四四元	二三六、二八八、四一七元	△一六八、〇三九、〇七三元	△七一・一％
その他支那	一五四、九八一、三八七	一七一、三四〇、九九一	△一六、三五九、六〇四	△九・五
全支合計	二二三、二三〇、七三一	四〇七、六二九、四〇八	△一八四、三九八、六七七	△四五・二

輸出

上海	一〇二、四九九、四七七	一五八、一三四、一五四	△五五、六三四、六七七	△三五・一％
その他支那	一六四、一一五、六七四	一五四、九四四、五四四	九、一七一、一三〇	五・九
全支合計	二六六、六一五、一五一	三一三、〇七八、六九八	△四六、四六三、五四七	△一四・八

出超轉換の可能性

支那貿易の過去九ヶ年における月平均額は、左の如き推移を示してゐる――(單位百萬元)

一九二九年	二二四・二	一九三五年	一二四・六
一九三〇年	二二二・五	一九三六年	一三七・二
一九三一年	二四三・一	一九三七年	一四九・三
一九三二年	一七四・五	同(但し一―七月)	一八五・九
一九三三年	一六三・〇	同(但し八―十二月)	九七・九
一九三四年	一三〇・四		

右表のうちには滿洲國の貿易額は含まれてゐない。卽ち一九二九年から三二年に至る同國の貿易額は、同三二年以降の數字との比較を正確ならしめるために、本表中から除外した。

支那貿易の過去六ヶ年における入超額は、左の如き推移を示してゐる。

一九三二年	八六七、一九〇、九六四元	一九三五年	三四三、四〇二、二六二
一九三三年	七三三、七三九、一九八	一九三六年	二三五、八〇三、三三五
一九三四年	四九四、四五〇、九五四	一九三七年	一一五、一三〇、三〇二

一九三二年七月以來、それまで輸出の大きな源泉であつた滿洲貿易は、支那海關の統制から離れた。だから若し同じ基礎の上で一九三三年と比較するために、一九三二年度の貿易額のうちから滿洲の分を差引くとこの年の全支入超額は、右表の八億六千七百萬元ではなく九億五千五百萬元となる。

一九三七年について云へば、同年の七月末の入超額は一五八、五一四、七二二元であつたが、その後八月から十二月にかけて四三、三八四、四二〇元の出超をみたので、かくて差引右表の如く全年度の入超額は、一億一千五百十萬元と

なつたわけである。そこで斯ういふことが云へる、戰爭が繼續するあひだぢう出超は維持されるだらう、そしてそれは必然に支那の國際收支に有利な影響を及ぼすであらうと。

輸入商品

十二月の輸入額は、前月に比較して七百九十萬元を增加してゐるが、それは主として次の如き諸商品の輸入が增加したからである。

	對前月比較增加額		對前月比較增加額
雜品	四、四七九、四八三元	羊毛その他	一、〇〇六、六四八
鑛物油及び脂肪その他	二、四二三、五四四	書籍、地圖、紙類	七六四、〇九五
煙草	一、八六八、七三八	化學藥品及び藥材	六二三、一一三

一九三七年度貿易の主要輸入品につき一九三六年度との比較增減を示せば次の如くである。

	一九三七年度輸入總額	對前年比較增減(△減)
金屬及び鑛石	一三一、六三七、六三七元	二三、五八二、一五二元
鑛物油、脂肪その他	一一八、五五六、二八一	一三、四二三、七〇四
雜品	九五、九二四、七六〇	△二四、〇〇二、二九七
書籍、地圖、紙類	六五、三〇二、〇〇四	七、八三四、八五二
機械及び器具	六五、〇一三、一〇六	五、〇三二、四九二
化學藥品及び藥材	六一、二八二、一一四	九、四四二、二九九

ところで、一九三六年度における主要輸入品は、一億一千九百九十萬元の雜品、同じく一億八百萬元の金屬及び鑛石、並びに鑛物油及び脂肪の一億五百十萬元であつた。ところが一九三五年度についてみると、輸入の大宗は一億三千五百九十萬元の穀物及び穀粉で、それに次いで鑛物油及び脂肪が第二位でその輸入額は一億百六十萬元であつた。

一九三七年を通じて、金屬及び鑛石の主なる供給者はアメリカ、イギリス、ドイツ、日本、それに次いではベルギーであつた。一九三六年においては、ドイツがこの貿易商品の最大の供給者で、日本がそれに次ぎ、イギリス及びアメリカがそれ〴〵第三位及び四位を占めてゐたのである。

一九三七年七月末において、日本からの輸入はほゞ一千六百萬元に達したが、しかしそれにつゞく五ケ月のうちで日本は僅かに百萬元そこ〳〵の商品を支那へ輸出したにすぎなかつた。

從來鑛物油を大量に供給してゐたのは蘭領印度とアメリカで、殊に蘭印はアメリカを遙かに凌いでゐたが、一九三七年を通じてアメリカはその輸出を最大の競爭者たる蘭印以上の割合で增加させることに成功した。即ちアメリカは一九三六年の一千三百四十萬金單位から三七年には一千七百七十萬金單位に增加させたのに對し、蘭印は同じ期間に二千六百二十萬金單位から二千八百五十萬金單位に增加せしめたに過ぎなかつた。

一九三七年度において雜品の輸入額が減少してゐるのは、いはゆる「雜貨」の輸入がこの年に二千二百萬元も減つたからである。此種商品の供給についてはアメリカ及びドイツが主なる利害關係國であるが、此種貿易が戰爭によつてどの程度の影響をうけたかを決定することは困難である。七月末においてドイツからの輸入額は四百五十萬金單位で、前年同期の九百二十萬金單位にくらべると約五割の減少であるが、他方、アメリカからの輸入は四百三十萬金單

位から五百三十萬金單位に增加した。その後年末にかけての五ヶ月のあひだに、ドイツからの輸入はほゞ二百五十萬金單位で、かくて全年度の輸入累計は七百萬金單位に達したが、それと同時に、この同じ期間においてアメリカからの輸入額は百萬金單位足らずで、一ヶ年の累計は六百二十萬金單位に止まつた。これらの謂ゆる雜貨なるもののうちに陸海軍の所要物資が含まれてゐることは、周知の事實である。

輸出商品

十二月の輸出額は十一月にくらべて四百九十萬元を增加してゐるが、これは金屬及び鑛石並びに動物製品の積荷が增加したためで、その金額は、前者は三百三十萬元、後者は二百八十萬元にのぼつた。しかしこれらの增加は、植物油（百十萬元）織物纖維（八十六萬元）および雜貨（三十八萬九千元）の輸出減少によつて或る程度相殺された。

いま主要輸出品につき前年度との比較增減を示すに次の如し――（△減）

	一九三七年度輸出額	對前年度比較增減
織物纖維	一二八、二二七、二一四元	一五、二四七、四七四元
植物油	一二七、〇三九、九〇二	三五、六五三、〇三六
動物製品	一二四、四九三、九七六	二〇、五〇八、五四五
金屬及び鑛石その他	一〇二、四五二、六〇五	四五、七〇九、八〇五
獸皮、鞣皮、毛皮	五三、七八五、三三六	一三、二八三、四一三

織物纖維の項目の中で目立つた增加を示したものは、機械製糸（白繭糸）の八百萬元、羊毛の四百萬元および棉花

の三百萬元であつた。最大の購買者はアメリカであつて、一九三七年の購入額は一九三六年の三千二百五十萬元から四千三十萬元に增加してゐるのである。

アメリカはまた植物油の最大の市場でもある。即ち支那からアメリカへの輸出額は、一九三六年には六千三百四十萬元、同三七年には更に增加して七千六百九十萬元であつた。尤もこの間にドイツの需要額は倍增してゐるが、しかしその取引額は至つて少く、一九三六年の五百二十萬元から三七年の一千二百十萬元に增加したゞけにすぎない。植物油の輸出總額のうち七〇％以上は桐油が占めてゐる。桐油の一九三七年における輸出額は、一九三六年の七千三百三十萬元にくらべて更に增加して八千九百八十萬元にのぼつてをり、このうちアメリカの分前は、前年の五千二百三十萬元に對し、三七年のそれは五千八百五十萬元であつた。

動物製品の輸出が增加したのは、もつぱら各種の鳥卵及び同製品に對するイギリス人の嗜好が高まつたからであつて、イギリスの輸入額は一九三六年の一千四百八十萬元に對し、三七年には二千二百五十萬元に激增してゐる。右のほか山羊皮の輸出は三百萬元、羊皮は二百萬元、及びその他各種の敷物用毛皮は約四百萬元をそれ〴〵增加したが、主なる購買者は何れもアメリカであつた。

鑛石、金屬、及び金屬製品の一九三七年度の輸出は何れも顯著な增加を示し、三六年度に比較して四千五百七十萬元の增大となつたが、これは殆んどもつぱらウオルフラム鑛（タングステン鑛）に對する需要增大に基くもので、この鑛石の支那からの輸出は、三六年の九百二十萬元から三七年には四千七十萬元に激增した。香港を除けば、ドイツがその最大の購買者であつた。

次表は十一月及び十二月における輸出入品の細目であるが、一九三七年度の累計を同三六年度のそれと比較して置いた（金額單位元）

〔輸入〕

（A）十二月の輸入額が十一月に比較して増加せるもの

	十一月	十二月	一—十二月累計	前年同期
綿製品、雜	四九、〇二〇	一七二、五〇四	二、三四三、七二七	二、三八六、七四二
棉花、綿糸、縫糸	二二九、三七三	三二二、八二八	二〇、五五〇、一八四	三九、八八三、四七八
綿布、晒又は染色	一二九、五六一	一七〇、五四四	五、九二八、四五二	六、七九〇、五七四
綿布、捺染	一、二三七	三、八〇〇	五二四、〇四一	六七七、四五〇
書籍、地圖、紙、パルプ	一、六三七、三八六	二、四〇一、四八一	六五、三〇二、〇〇四	五七、四六七、一五二
動物製品、罐詰、その他食料品	四一五、四九八	五三一、三〇六	八、三九九、四四一	九、三七〇、七〇一
陶磁器、琺瑯製品、ガラスその他	一二九、五一一	一七一、四二八	五、五二七、〇八九	四、八〇三、六七四
獸皮、鞣皮、毛皮その他各種毛皮	一三〇、七三〇	一九四、一九八	四、四五三、八二九	四、七七八、四九九
蠟燭、石鹼、油、脂肪、蠟、ゴム、樹脂	八、一二〇、一二二	一〇、五四三、六六六	一一八、五五六、二八一	一〇五、一三二、五七七
石炭、燃料油、瀝青、瀝油	二九八、二二六	四〇四、二八七	五、九九五、一一九	七、四四九、七三一
機械及び器具	二、三三一、四四三	二、六三〇、八二八	六五、〇一三、一〇六	五九、九八〇、六一四
化學薬品及び薬材	二、五三九、四六二	三、一六二、五八五	六一、二八二、一一四	五一、八三九、八一五
製薬及び香料	四九六、一一九	五三三、二七二	七、二三五、二三五	八、七二九、八二五
木、竹、籐、莚、麥稈	一六五、五三〇	二二二、一一五	六、九二八、二四五	七、六二二、〇三一

魚介、海産物	三八一、一八九	五六九、三六五	一三、二五八、二五九	一七、七九三、二三二
石材、泥土、砂、及び同製品	一〇五、七二八	一七一、四四二	三、四三七、九一七	三、六九七、七〇六
煙草	四八三、一一八	二、三五一、八五六、	一七、三八九、三三七	二一、八七四、二八三
果實、種子、野菜	一四二、九四七	一八二、八八七	五、八二一、七八三	五、六〇五、四七五
羊毛及び同製品	六四二、二八〇	一、六四八、九二八	二九、三一〇、七一一	三五、六〇四、三五九
雑品	五、四七八、七九四	九、九五八、二七七	一一九、九二七、〇五七	九五、九二四、七六〇

（B）十二月の輸入額が十一月に比較して減少せるもの

雑綿布	三三、四五六	二一、七〇六	一、〇五五、〇〇六	一、三〇五、〇二二
綿布、生地	九、五九五	二、九六七	七、一六一、五三二	三、三一六、七九〇
穀物及び穀粉	六、〇六〇、九九六	五、二九八、五二九	五八、五五五、六〇二	四九、二一九、六五三
染料、顔料、塗料、ワニス	一、一二六、三六六	七七七、六七三	三七、一〇五、三五八	四一、一九三、〇九九
金屬製品、各種	二、七九五、五一八	二、一三三、〇三八	四一、四三七、八八六	四六、七一二、三二二
亞麻・ラミー、大麻、黄麻	一、一八七、二三三	九四四、三六五	二〇、五二一、五三六	一七、九八六、七〇四
金屬及び鑛石	五、一一九、九〇四	四、一三二、六五五	一三一、六三七、六三七	一〇八、〇五五、四八五
車輛及び船舶	二、三五八、八三七	一、八九〇、七八六	四二、一〇二、一〇三	五二、四八三、六四〇
酒、酒精、麥酒、飲料水	六二、七六八	五六、二一二	一、二二〇、五三五	一、六〇三、一一二
生絲（人造絹糸を含む）及び同製品	七五、九二九	五六、二六一	一三、五七五、六七八	九、三七〇、六九九
砂糖	六四六、八九五	四三六、八九三	二二、〇三〇、六四五	二〇、五三四、七六一
木材	一、二九七、三五二	五一〇、五三九	二三、二三八、五六九	二八、九一〇、七六二

〔輸出〕

（A）十二月の輸出額が十一月に比較して増加せるもの

竹	二一五、二五二	二三五、六六三	二、九八〇、三二三	二、九三四、五九五
石材、泥土、砂（陶磁器並に琺瑯製品を含む）	三一六、七八一	三五八、四〇九	四、七〇九、九五一	四、〇七四、四九〇
鑛石、金屬、金屬製品	七、七三七、七七三	一一、〇五六、一四九	一〇二、四五二、六〇五	五六、七四二、八〇〇
砂糖	六、五一六	七、四五三	六、七七〇	三、九九五
魚介及び海產物	一一四、〇七二	二〇二、七四七	二、七四四、三七二	三、一七九、五四一
木材、硬木及び同製品	一八九、七九八	二五九、三九八	三、五三五、九七一	三、〇〇六、五三〇
穀物及び穀物製品	一一、八一〇	一三二、四五八	一五、一六九、七九八	二四、七九二、二二九
植物性染料	一四八、五三二	一七六、五七三	一、八一五、〇八七	一、五一四、七〇一
火酒	一一六、〇八四	一六五、八二七	一、五三六、二二九	一、一二九、一五二
ガラス及びガラス細工	一四、四三〇	四三、六一六	四三二、二一八	三七二、三二九
紙類	四七六、一一一	五〇二、九一七	七、〇〇〇、一六一	五、四九八、三四五
煙草	一〇九、〇三九	七二四、九三九	九、三〇四、九七五	一〇、一三七、五四〇
生菓、乾菓、製果	四四九、三五五	六五二、六四六	一一、〇五九、三三五	九、九〇一、六九六
その他の蔬菜	三五〇、七五八	四五一、九〇一	八、四一三、五〇六	七、一四六、五二六
動物及び（獸皮、鞣皮、毛皮、魚動物製品介、海產物を含まず）	七、一二六、八三二	九、九四七、〇四四	一二四、四九三、九七六	一〇三、九八五、四三一
製藥及び香料（化學藥品を含まず）	七九四、三七二	八八一、四四五	一一、八四八、六九六	九、八四五、四五三
野菜	四〇二、五七九	五〇九、三三九	一〇、八七三、八六九	九、四一三、五七七
燃料油	一、二一四、二一七	一、三八七、八三六	一五、六四六、八三二	一三、〇〇二、〇三六
豆類及び豌豆	六三、七八四	一七一、四五九	六、四六五、一八四	八、二七七、六二八
雜品	二、六六二、六五三	三、〇〇〇、〇五一	二七、六五七、一九三	二四、六三八、六七六

（B）十二月の輸出額が十一月に比較して減少せるもの

植物油、脂肪、蠟	六、八六九、〇三六	五、七〇八、三七〇	一二七、〇三九、九〇二	九一、三八六、八六六
織絲、縫糸、同刺繍	五、一一九、三九二	五、〇二九、四四九	四八、六九六、三九二	四七、四七五、八七四
印刷品	二四九、二〇一	二四〇、五三六	二、五六〇、五一二	二、三八九、一一四
獸皮、鞣皮、及び毛皮	一、二四八、四九〇	一、〇一一、四八四	五三、七八五、三三六	四〇、五〇一、九二三
化學藥品及び藥材	五九六、七九八	四四八、五四七	七、六二一、〇六六	六、一七五、五二九
雜貨	一、五七〇、七二九	一、一八〇、九五九	二二、四二五、六二六	二四、一四八、七九二
種子	一、五六三、七五五	一、一八〇、〇七一	三五、八八〇、九六四	四〇、八〇四、八二五
茶	二、六四七、〇六七	二、五三四、〇六一	三〇、七八七、二七四	三〇、六六一、七一一
織物纖維	六、九二七、一五五	六、〇六六、九九八	一二八、二二七、二一四	一一二、九七九、七四〇
籐	八、七六三	八、二三一	一五九、〇七八	二〇〇、一三八
その他の纖維製品	九六一、六四五	九五二、四六八	一二、九二五、二八九	九、四一九、六六一

支那貿易港の比重の變化

事變勃發以來、支那の主要貿易港の全支貿易のうちにおいて占める割合が、如何に變化したかを示せば、次の如くである。左に掲げる十港の貿易額は、去る七月末において、全支輸入貿易の九一％以上、輸出貿易の九四％以上を占めてゐた。ところが、十月における輸出入額の全支貿易に對する割合は、八五％に低下したのである。貿易の損失額について云へば、上海はその他の地域よりもより一層深刻な打撃を蒙つてゐるが、しかし上海が正常な狀態の下では

この國の全貿易の約六〇%を占有してゐた事實を考へるとき、それはけだし當然の成行であらう。これに反して、左表の海關統計にもあるやうに、南京の商業活動は實際上停止してゐる。主要港の十月における貿易額について、七月のそれとの比較増減を割合にして示せば次の通りである。(△減)

南京(江蘇)	△九七%	青島(山東)	△三四%
上海(〃)	△八二	九龍(廣東)	八二
漢口(湖北)	△七四	廣東(〃)	七六
天津(河北)	△六〇	梧州(廣西)	五七
汕頭(廣東)	△四七	蒙自(雲南)	三六

右の如く南支における諸港は、事變勃發後十月末までに北支及び長江沿岸の諸港の凋落にくらべて異常なる躍進を示してゐる。しかしかうした傾向が維持されるかどうかといふことは問題であつて、特にそれは廣東と九龍の場合がさうである。といふのは、この二つの港をつなぐ鐵道が最近になつて猛烈な空爆の洗禮を受けるに至つてゐるからだ。福州(福建)の十月の貿易額は、輸入の猛烈な減退にもかゝはらず、七月にくらべて倍以上も増加したが、これは大部分季節的な茶の輸出によるものであつた。福州の貿易統計は左の如くである。

	七月	十月	同上比較(△減)
輸入	七九一、二二八元	二七一、七〇九元	△五一九、五一九元
輸出	二三〇、四八三	二、三六六、六五五	二、一三六、一七二
計	一、〇二一、九一一	二、六三八、三六四	一、六一六、四五三(一五八%)

		七月	八月	九月	十月
上海	輸入……	七七、八二九、七〇二元	二八、二九〇、九三五元	七、四六七、四〇一元	八、六六二、三五〇元
	輸出……	五二、九一六、七七二	二三、七七五、二〇二	二七、九三二、五四〇	一四、二三一、一四二
	計……	一三〇、七四六、四七四	五二、〇六六、一三七	三五、三九九、九四一	二二、八九三、四九二
天津	輸入……	一二、六四九、四〇〇	六八五、八六五	四、七三五、三九二	二、四八七、一七三
	輸出……	一二、七四五、六七二	一、七四四、九五八	七、七六九、六八三	七、六三六、六一一
	計……	二五、三九五、〇七二	二、四三〇、八二三	一二、五〇五、〇七五	一〇、一二三、七八四
青島	輸入……	五、二〇七、八二七	四、〇二九、七八〇	一、四一三、六五二	二、八四八、五五四
	輸出……	三、五六五、四六五	二、五七一、六〇二	四、六二三、〇二六	二、九〇五、三九六
	計……	八、七七三、二九二	六、六〇一、三八二	六、〇三六、六七八	五、七五三、九五〇
漢口	輸入……	三、九八二、二四七	三、五七一、一四五	一、六三一、二二一	一、八九二、八七七
	輸出……	三、八六六、五二二	六五七、二八九	六八、三二九	一三五、五四二
	計……	七、八四八、七六九	四、二二八、四三四	一、六九九、五五〇	二、〇二八、四一九
汕頭	輸入……	五、八九八、九九六	一、一六六、六七六	二、五七八、三八八	一、五三〇、三九三
	輸出……	一、六三六、六七二	一、一四一、四四九	六、四四〇、二一八	二、四四九、三五三
	計……	七、五三五、六六八	二、三〇八、一二五	九、〇一八、六〇六	三、九七九、七四六
廣東	輸入……	二、四七五、六六八	三、三二三、九四三	三、〇〇三、九四三	六、一二一、九〇〇
	輸出……	四、四五〇、六六三	五、九三二、二〇五	七、七六二、九一七	六、一三七、五〇四
	計……	六、九二六、三三一	九、二五六、一四八	一〇、七六六、八六〇	一二、二五九、四〇四
九龍	輸入……	三、五〇一、四〇九	六、二一二、二四一	三、七九三、四五四	五、九七八、三九四
	輸出……	四九〇、五七一	七四一、五九九	五一九、六三五	一、三二三、〇三八
	計……	三、九九一、九八〇	六、九五三、八四〇	四、三一三、〇八九	七、三〇一、四三二

梧州	輸入	七二一、四一一	四八五、五六九	九七四、〇五〇	一、二四五、一五七
	輸出	二、三六八、八五一	二、二八〇、七〇一	一、六三二、五九七	三、六二四、〇二八
	計	三、〇九〇、二六二	二、七六六、二七〇	二、六〇六、六四七	四、八六九、一八五
蒙自	輸入	八五七、二一五	四三八、一七六	二九三、九〇九	七一二、一一〇
	輸出	二、一二五、七一五	二、一五九、九七一	四、四五八、二〇一	三、三四九、一二七
	計	二、九八二、九三〇	二、五九八、一四七	四、七五二、一一〇	四、〇六一、二三七
南京	輸入	一、五八〇、三三五	―	一、一七四、九五一	六三、四三五
	輸出	五九四、〇八六	―	三四、七五二	―
	計	二、一七四、四二一	―	一、二〇九、七〇三	六三、四三五

戰爭は各國の對支貿易に如何なる影響を與へたか

戰時狀態下におかれた昨年の八月から十二月に至る五ヶ月間の全支貿易を、同じく昨年の三月から七月に至る平和時代の五ヶ月間のそれとを比較すると、貿易總額において四九％の激減を示してをり、このうち輸入は六〇％、輸出は三四％をそれぞれ減少してゐる。統計を示すと次の如くである。

貿易總額

三月	一八一、三七九、五九四元	八月	一〇〇、六八八、三二〇元
四月	一八八、九一五、五一三	九月	一〇一、二九九、八七三
五月	一八九、三二七、四七三	十月	八五、〇六七、五五四

六月	一九九、五〇五、六四五	十一月	九四、九五一、八七〇
七月	二一二、九二一、六一四	十二月	一〇七、八三八、二六五
計	九七二、〇四九、八三九	計	四八九、八四五、八八二（四九・〇%減少）

輸入

三月	一〇八、七七四、七二七元	八月	五五、四六五、〇一五元
四月	一〇九、一三四、五一一	九月	三四、一四〇、五九九
五月	一一〇、九九〇、六三六	十月	三六、三三三、七七三
六月	一一四、六七五、七三六	十一月	四四、六八二、一二三
七月	一二四、一四〇、三一一	十二月	五二、六〇九、二二一
計	五六七、七一五、九二一	計	二二三、二三〇、七三一（六〇・〇%減少）

輸出

三月	七二、六〇四、八六七元	八月	四五、二二三、三〇五元
四月	七九、七八一、〇〇二	九月	六七、一五九、二七四
五月	七八、三三六、八三七	十月	四八、七三三、七八一
六月	三四、八二九、九〇九	十一月	五〇、二六九、七四七
七月	八八、七八一、三〇三	十二月	五五、二二九、〇四四
計	四〇四、三三三、九一八	計	二六六、六一五、一五一（三四・〇%減少）

右の十ケ月のうち、戰時狀態下の五ケ月の間に、アメリカは一億三千六百五十萬元の貿易額を失つたが、それと同時に、日本の損失額も亦一億二千六百四十萬元に達した。しかし戰爭の結果として一層深刻な影響をうけたものは、

アメリカよりも寧ろ日本の製造業者である。といふのは、日本商品の支那への販賣額は九、二八〇萬元も減少したにもかゝはらず、アメリカ生產物の販賣高は五、七三〇萬元だけ減退したに止まつてゐるからだ。アメリカの貿易價額が減少したのは、支那からこの國へ輸出される金額が甚しく減退したことがその主要な原因である。即ち對米輸出は、右の戰時五ケ月の間に平時の五ケ月にくらべて七、九一〇萬元だけ減少した。これに反して、從來對米輸出額のほゞ三分の一であつた對日輸出額は、三、三六〇萬元を減少したにすぎない。八月以降十二月に至るアメリカ、日本、ドイツ、イギリスの貿易累計額を三―七月のそれと比較すれば、左の如き割合で減少してゐる――

日　本	八二%	ド　イ　ツ	五七%
ア　メ　リ　カ	五七	イ　ギ　リ　ス	四二

周知のごとく、支那の貿易は一九三七年七月末まで急速な膨張をつゞけてゐた。一月以降七月に至る輸入額を前年同期に比較すれば、一九、六二〇萬元を增加し、しかしてこの增加額のうち日本の占める分前は著しく、實に五、七一〇萬元にのぼつてゐた。その他の諸國は何れもこの記錄に及ぶことができなかつた。即ち右の輸入增加のうちアメリカの占めた總高は、僅かに四、〇二〇萬元で、イギリスからの輸入額も一、九五〇萬元、ドイツは同じく一、九一〇萬元にすぎなかつたのである。

昨年八月から十二月に至る支那への輸入額は、一九三六年の同期にくらべて、一八、四三〇萬元の減少であつた。しかして從來增加額のうちの最大の割合を占めてゐた日本商社が、こゝでは減少額の最大部分を負擔する運命となつた。日本はこの年の最初の七ケ月に五、七〇〇萬元を增加したのであつたが、それに續く五ケ月のあひだに六、〇〇〇

萬元を減少することによつて、それまでの增加は完全に帳消にされ、その結果一九三七年における支那への輸入は、一九三六年と比較してもなほ正味三〇〇萬元の損失となつた。この場合においても亦、他の諸國はいづれも日本の記錄に近づくことができなかつた。アメリカ及びイギリスからの輸入は事變勃發以來甚だしく低下したけれども、兩國共に既往の增勢はこれを保持したので、一九三七年度における支那への輸入額は、一九三六年度よりも僅かながらも增大した。ドイツも右と同じ期間に一、九一〇萬元の增加額を帳消しにし、結局同年の支那への輸入額は、一九三六年度よりも約三〇〇萬元見當を減少したが、しかしもちろん、その貿易價額を日本のそれと比較することは出來ない。といふのは、昨年八月から十二月に至る期間において、ドイツからの輸入額は一九三六年の同期と比較して二、二〇〇萬元を減少したのに對して、日本は六、〇〇〇萬元も激減してゐるからである。

次表は主要貿易國の各月の輸出入統計であるが、これは今次の戰爭のもたらした諸變化を示してゐる――(單位元)

〔輸入〕

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス
三月	二〇、六九五、六六五	二三、五七五、〇九〇	一五、一五八、四九一	一一、三七一、三一七
四月	一九、六三三、二八一	二一、四一六、三五六	一七、〇八四、〇八四	一三、三〇八、一五四
五月	二三、一一九、六六一	一九、六六四、八九六	一七、二〇〇、三九七	一二、七一一、五八四
六月	二一、八三三、二七二	一九、五七八、七九八	一七、九九二、二六〇	一〇、九〇八、四五七
七月	二一、三二〇、八二五	二三、三〇七、九一六	二〇、六〇三、三三六	一四、一七八、七〇八
八月	七、二八三、七五九	一三、〇二〇、六六一	七、六五一、六二五	四、九五二、八七五
九月	二、五九二、〇九一	七、四二三、九〇二	四、三三二、五一五	五、一七四、九五六

十月	一、〇九九、七二八	六、九〇一、八一八	五、五〇一、四六七	四、三一五、三九三
十一月	九二〇、一一二	九、五二〇、二五八	八、六二一、五五〇	六、八二〇、三三五
十二月	一、八五〇、三八七	一三、二九八、四二五	九、〇五〇、五五六	七、四四一、三九四

〔輸出〕

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス
三月	一〇、〇八八、九八〇	二三、一〇二、八九二	七、二九〇、六五〇	四、三九九、八三四
四月	九、七〇八、三一七	二八、四〇三、八一六	九、六七九、三八四	四、七八二、三二七
五月	八、九一九、五二二	二五、七五七、一〇五	九、二五二、二八三	六、三〇〇、九七六
六月	九、二三七、二〇九	二六、七四九、二九三	八、六四七、三七九	八、九二〇、二四八
七月	八、四二〇、七五〇	二五、五〇九、四四一	七、七七四、三五七	一四、三〇九、〇〇二
八月	四、二六〇、一二八	九、〇九四、八九九	三、四三五、九九二	四、六四四、七二八
九月	三、三一三、六三〇	一五、〇四一、二〇三	四、五四六、七八九	七、〇五二、六一七
十月	一、三四七、八三七	九、一九五、四三九	三、五八九、三四五	五、九七四、三五五
十一月	一、六二二、四二七	九、〇九三、一八三	四、一四八、〇〇五	四、二二四、四六一
十二月	二、二一六、一一〇	七、九一三、〇二五	五、〇五一、六一七	八、〇一八、八三四

各國の支那との貿易は、一、二の例外はあるにしても、總じて戰爭によつて顯著な減少を示した。戰時狀態下の五ヶ月を通じて、それに先立つ平時の五ヶ月よりも輸出入共に增加したのは、フランスの廣州灣租借地、英領北ボルネオおよび澳門であつた。輸出のみが增加をみたのは、香港、佛領印度支那、チエコスロヴアキア、アルゼリア、及びアルゼンチンで、これとは反對に輸入の增加を記錄したものはフランスであつたが、しかしこれらすべての場合にお

いて、その增加額はいづれも比較的僅少であつた。

香港への輸出貿易額の推移は、次の統計のうちに示されてゐる（單位元）

香港への輸出額

三月	一〇、六七一、二一六	八月	一一、〇九〇、六一一
四月	一〇、八三四、六九三	九月	二一、一三六、六〇五
五月	九、八七八、一七〇	十月	一七、三二九、四八〇
六月	一一、八二二、〇八三	十一月	一七、六二四、四四二
七月	一〇、五四二、九六二	十二月	一八、五六六、六〇一

各國別統計（單位元、△減）

		三―七月	八―十二月	同上比較增減	同上割合
アメリカ合衆國	輸入	一〇七、五四三、〇五六	五〇、一六五、〇六四	△五七、三七七、九九二	△五三
	輸出	一二九、五二二、五四七	五〇、三三七、七四九	△七九、一八四、七九八	△六一
	計	二三七、〇六五、六〇三	一〇〇、五〇二、八一三	△一三六、五六二、七九〇	△五七
日本	輸入	一〇六、六〇二、七〇四	一三、七四六、〇七七	△九二、八五六、六二七	△八五
	輸出	四六、三七四、七七八	一二、七六〇、一三二	△三三、六一四、六四六	△七二
	計	一五二、九七七、四八二	二六、五〇六、二〇九	△一二六、四七一、二七三	△八二
ドイツ	輸入	八八、〇三八、五六八	三五、一八七、七一三	△五二、八五〇、八五五	△六〇
	輸出	四二、六四四、〇五三	二〇、七七一、七四八	△二一、八七二、三〇五	△五一
	計	一三〇、六八二、六二一	五五、九五九、四六一	△七四、七二三、一六〇	△五七

イギリス	輸入	六二、四七七、二二〇	二八、七〇四、九五三	△三三、七七二、二六七	△五四
	輸出	三八、七一二、三八七	二九、九一四、九九五	△八、七九七、三九二	△二二
	計	一〇一、一八九、六〇七	五八、六一九、九四八	△四二、五六九、六五九	△四二
香港	輸入	八、二二九、二五四	七、五四四、二四三	△六八五、〇一一	△八
	輸出	五三、七四九、一二四	八五、七四七、七三九	三一、九九八、六一五	五九
	計	六一、九七八、三七八	九三、二九一、九八二	三一、三一三、六〇四	五〇
蘭領印度	輸入	三八、一二八、一一〇	二四、四一〇、〇三三	△一三、七一八、〇七七	△三五
	輸出	三、三六四、八八五	一、五五三、一一一	△一、八一一、七七四	△五三
	計	四一、四九二、九九五	二五、九六三、一四四	△一五、五二九、八五一	△三七
佛領印度支那	輸入	一六、六三二、七三四	一一、三九七、九〇〇	△五、二三四、八三四	△三一
	輸出	四、〇七八、四三四	七、二一八、七九七	三、一四〇、三六三	七六
	計	二〇、七一一、一六八	一八、六一六、六九七	△二、〇九四、四七一	△一〇
フランス	輸入	五、九五五、四一四	六、六九三、一〇四	七三七、六九〇	一二
	輸出	一四、七五〇、八七二	一一、二〇九、三一〇	△三、五四一、五六二	△二四
	計	二〇、七〇六、二八六	一七、九〇二、四一四	△二、八〇三、八七二	一三
英領印度	輸入	一一、三九六、五八〇	六、三九四、四二二	△五、〇〇二、一五八	△四三
	輸出	六、五九八、〇二五	五、二六八、四五八	△一、三二九、五六七	△二〇
	計	一七、九九四、六〇五	一一、六六二、八八〇	△六、三三一、七二五	△三五
ベルギー	輸入	一七、三七八、五三七	六、六七二、九一五	△一〇、七〇五、六二二	△六一
	輸出	二、七九七、三九五	一、六二四、六七〇	△一、一七二、七二五	△四一
	計	二〇、一七五、九三二	八、二九七、五八五	△一一、八七八、三四七	△五八

暹羅	輸入	一〇、七一四、四〇〇	四、〇一六、六二九	△六、六九七、七七一	△六二
	輸出	二、二〇一、五六四	一、二五四、九二二	△九四六、六四二	△四二
	計	一二、九一五、九六四	五、二七一、五五一	△七、六四四、四一三	△五九
關東州	輸入	六、七〇一、七〇九	六八五、一五七	△六、〇一六、五五二	△八九
	輸出	六、六五五、三七一	四、〇一〇、三八五	△二、六四四、九八六	△三九
	計	一三、三五七、〇八〇	四、六九五、五四二	△八、六六一、五三八	△六四
カナダ	輸入	一〇、七九二、一八三	二、九一〇、五七五	△七、八八一、六〇八	△七三
	輸出	四、〇八六、五九五	九八三、一二九	△三、一〇三、四六六	△七五
	計	一四、八七八、七七八	三、八九三、七〇四	△一〇、九八五、〇七四	△七三
海峽植民地	輸入	五、七二一、五〇九	一、九九〇、六一一	△三、七三〇、八九八	△六五
	輸出	九、一〇五、二九九	六、六八一、六七三	△二、四二三、六二六	△二六
	計	一四、八二六、八〇八	八、六七二、二八四	△六、一五四、五二四	△四一
オーストラリア	輸入	一一、九二〇、六七二	二、九八七、五九六	△八、九三三、〇七六	△七五
	輸出	二、八四四、七六七	一、六八二、二五七	△一、一六二、五一〇	△四一
	計	一四、七六五、四三九	四、六六九、八五三	△一〇、〇九五、五八六	△六八
イタリー	輸入	六、三二八、四〇五	二、〇六三、五九一	△四、二六四、八一四	△六七
	輸出	二、七六七、一五四	二、一八二、七七五	△五八四、三七九	△二五
	計	九、〇九五、五五九	四、二四六、三六六	△四、八四九、一九三	△五三
チェッコスロヴァキア	輸入	七、一二八、六五二	一、八三九、二五三	△五、二八九、三九九	△七四
	輸出	八五、三八一	九五、八三七	一〇、四五六	一二
	計	七、二一四、〇三三	一、九三五、〇九〇	△五、二七八、九四三	△七三

オランダ	輸入	三、〇五一、五九九	二、〇二七、〇一一	△一、〇二四、五八八	△三三
	輸出	六、三六一、〇六五	三、一六六、二七一	△三、一九四、七九四	△五〇
	計	九、四一二、六六四	五、一九三、二八二	△四、二一九、三八二	△四五
スイス	輸入	五、二九六、九九七	三、三四七、五九二	△一、九四九、四〇五	△三七
	輸出	一二〇、九七九	五九、〇八五	△六一、八九四	△五一
	計	五、四一七、九七六	三、四〇六、六七七	△二、〇一一、二九九	△三七
フイリツピン	輸入	二、三四八、四一八	八三一、三九一	△一、五一七、〇二七	△六五
	輸出	三、三七六、〇五四	一、八四九、九二四	△一、五二六、一三〇	△四五
	計	五、七二四、四七二	二、六八一、三一五	△三、〇四三、一五七	△五三
スウェーデン	輸入	四、〇七五、五三四	一、六七七、一一〇	△二、三九八、四二四	△五八
	輸出	一、九九五、一四一	二四五、七〇九	△一、七四九、四三二	△九〇
	計	六、〇七〇、六七五	一、九二二、八一九	△四、一四七、八五六	△六八
オーストリア	輸入	五、〇二〇、九一三	一、二六八、八四二	△三、七五二、〇七一	△七四
	輸出	二五、〇六三	一五、六八一	△九、三八二	△三七
	計	五、〇四五、九七六	一、二八四、五二三	△三、七六一、四五三	△七四
朝鮮	輸入	一、六二六、九六一	四二三、九六〇	△一、二〇三、〇〇一	△七四
	輸出	四、八三四、五八五	一、二九四、一五四	△三、五四〇、四三一	△七三
	計	六、四六一、五四六	一、七一八、一一四	△四、七四三、四三二	△七三
臺灣	輸入	二、四五〇、〇六八	四七四、三六四	△一、九七五、七〇四	△八〇
	輸出	一、七九〇、〇七七	三一六、四〇三	△一、四七三、六七四	△八二
	計	四、二四〇、一四五	七九〇、七六七	△三、四四九、三七八	△八一

ノールウェー	輸入	三、二五〇、〇四七	一、二二九、九一三	△二、〇二〇、一三四	△六二
	輸出	六七三、五七八	二三〇、九九六	△四四二、五八二	△六五
	計	三、九二三、六二五	一、四六〇、九〇九	△二、四六二、七一六	△六二
ルクセンブルグ	輸入	三、六二〇、八六〇	四一二、〇四五	△三、二〇八、八一五	△八九
	輸出	—	—	—	—
	計	三、六二〇、八六〇	四一二、〇四五	△三、二〇八、八一五	△八九
エヂプト	輸入	三、五三〇、七〇四	一一一、九五五	△三、四一八、七四九	△九七
	輸出	一、〇八七、三四七	八二二、七三七	△二六四、六一〇	△二四
	計	四、六一八、〇五一	九三四、六九二	△三、六八三、三五九	△八〇
モロッコ	輸入	七一六	一、〇八二	三六六	—
	輸出	二、一四二、八六二	四、二三三、五〇九	二、〇九〇、六四七	九七
	計	二、一四三、五七八	四、二三四、五九一	二、〇九一、〇一三	九七
ロシア（極東）	輸入	二八八、七〇四	四〇、三六一	△二四八、三四三	△八六
	輸出	二、〇一五、五一三	一、三三〇、六一五	△六八四、八九八	△三四
	計	二、三〇四、二一七	一、三七〇、九七六	△九三三、二四一	△四〇
澳門	輸入	三三三、二二四	四七一、一六三	一三七、九三九	四一
	輸出	一、二〇八、二〇五	三、二八七、六八七	二、〇七九、四八二	一七二
	計	一、五四一、四二九	三、七五八、八五〇	二、二一七、四二一	一四三
フインランド	輸入	一、六〇六、二一八	二八〇、二一八	△一、三二六、〇〇〇	△八三
	輸出	九二、八〇八	一八、四五五	△七四、三五三	△八〇
	計	一、六九九、〇二六	二九八、六七三	△一、四〇〇、三五三	△八二

英領北ボルネオ	輸入	一、〇三一、五〇〇	一、八〇三、八八三	七七二、三八三	七五
	輸出	四、二四三	四、四二五	一八二	四
	計	一、〇三五、七四三	一、八〇八、三〇八	七七二、五六五	七四
デンマーク	輸入	四五八、三〇二	・九九、三三〇	△三五八、九七二	△七八
	輸出	一、一三二、九四六	六九八、七八六	△四三四、一六〇	△三八
	計	一、五九一、二四八	七九八、一一六	△七九三、一三二	△五〇
アルゼリア	輸入	三七、九〇九	一、六三七	△三六、二七二	△九五
	輸出	五四九、三二八	一、〇二六、六七三	四七七、三四五	八七
	計	五八七、二三七	一、〇二八、三一〇	四四一、〇七三	七五
東アフリカ	輸入	八四五、〇三五	九五、三八一	△七四九、六五四	△八八
	輸出	二五一、二五五	九一、二〇二	△一六〇、〇五三	△六四
	計	一、〇九六、二九〇	一八六、五八三	△九〇九、七〇七	△八三
アルゼンチン	輸入	八五四、四七一	二四二、三三〇	△六一二、一四一	△七一
	輸出	六二、四五四	一三七、一三八	七四、六八四	一二一
	計	九一六、九二五	三七九、四六八	△五三七、四五七	△五八
アラビア	輸入	三九、五五五	一〇、三六〇	△二九、一九五	△七四
	輸出	三九九、五〇二	九八、七八一	△三〇〇、七二一	△八〇
	計	四三九、〇五七	一〇九、一四一	△三二九、九一六	△七五
セイロン	輸入	一六七、一七四	五〇、九〇〇	△一一六、二七四	△七〇
	輸出	三二〇、四〇三	一三七、六一六	△一八二、七八七	△五七
	計	四八七、五七七	一八八、五一六	△二九九、〇六一	△六一

廣州灣租借地（佛領）	輸入	一〇、九八五	一一、七一七	七三二	六
	輸出	三五〇、五三四	七三六、〇〇二	三八五、四六八	一一〇
	計	三六一、五一九	七四七、七一九	三八六、二〇〇	一〇七
スペイン	輸入	八九、一五七	四七、六三四	△四一、五二三	△四六
	輸出	二三、〇九二	七、八三八	△一五、二五四	△六五
	計	一一二、二四九	五五、四七二	△五六、七七七	△五一
トリポリ	輸入	一一三	—	△一一三	—
	輸出	三一、二五七	二九、九一〇	△一、三四七	△四
	計	三一、三七〇	二九、九一〇	△一、四六〇	△四
イラン（ペルシヤ）	輸入	二八、九七七	九、四五一	△一九、五二六	△七〇
	輸出	—	二、二八〇	二、二八〇	—
	計	二八、九七七	一一、七三一	△一七、二四六	△五九
ロシア（ヨーロッパ諸港）	輸入	三一二、〇〇五	三、四八〇	△三〇八、五二五	△九八
	輸出	一二五	九〇、九七〇	九〇、八四五	—
	計	三一二、一三〇	九四、四五〇	△二一七、六八〇	△六九
その他	輸入	六、六四六、〇一五	一、七八七、二六九	△四、八五八、七四六	△七三
	輸出	五、二六四、四五八	三、一三三、九七〇	△二、一三〇、四八八	△四〇
	計	一一、九一〇、四七三	四、九二一、二三九	△六、九八九、二三四	△五九

第四章　一九三八年度第一四半期貿易

第一四年期全支貿易概觀

上海の凋落

三月中の全支對外貿易額は、二月にくらべて輸入は二千六百八十萬元、輸出は九百二十萬元をそれ〴〵増加し、輸出入合計において三千六百萬元の増加となつた。これらの數字を昨年三月のそれと對比すると、全貿易は一七・六％の減退、このうち輸入は八・七％、輸出は三〇・九％の低下であるが、しかしながら大規模な敵對行動がこの國の廣汎なる地域にわたつて進められてゐる事實を考慮すれば、この如き減退は非常に輕微なものである。されど平時ならば全支貿易の半分がそこを經由して行はれる門戸たる上海は、全土貿易のこれらの數字が示すよりも遙かに重大な影響を蒙り、本年三月の輸入額は前年同期に比較して七一・七％、輸出貿易も亦六三・五％をそれ〴〵激減してゐるのである。

ところで、全支輸入取引の大部分は、直接もしくは間接に現存の戰時狀態から生じた結果であつて、從つてこの輸入増加の事實を目して、それが經濟的常態に立ち還る傾向の端初を示すものとみることができないことも亦明白である。

三月中の輸出貿易も亦、現在の抗戰の影響を反映し、桐油、獸脂、および蠟は絲や織物と同様に僅かながらも增加したが、原料品、金屬類、並びに鑛石類の積荷は減少してゐる。

本年三月末の貿易尻の赤字は、一九三七年の第一四半期末に示された入超額の三倍以上にのぼつたが、これは全支貿易に對する戰爭の妨害的影響の現はれであつて、遠からず輸入に對する一層進んだ制限が行はれさうに思はれる。比較統計を示すに次の如し――

	一九三八年三月	同二月	前年三月
輸入	九九、二五九、八一七元	七二、三六八、八四七元	一〇八、七七四、七二七元
輸出	五〇、一五二、三四〇	四〇、九一二、三六八	七二、六〇四、八六七
合計	一四九、四一二、一五七	一一三、二八一、二一五	一八一、三七九、五九四
入超	四九、一〇七、四七七	三一、四五六、四七九	三六、一六九、八六〇

	一九三八年一―三月累計	前年同期累計
輸入	二三〇、七一八、五〇三元	二七一、二一四、〇八二
輸出	一三四、一六二、九九四	二三九、九一一、五〇三
合計	三六四、八八一、四九七	五一一、一二五、五八五
入超	九六、五五五、五〇九	三一、三〇二、五七九

一九三八年三月貿易の對前月比較增減（△減）

		全支貿易	（うち上海貿易）
貿易總額	三六、一三〇、九四二元	三一・八％	一五・三％

輸入………………	二六、八九〇、九七〇	三七・一	一二・〇
輸出………………	九、二三九、九七二	二二・五	二〇・七

一九三八年三月貿易の對前年同月比較增減（△減）

貿易總額………………	△三一、九六七、四三七元	△一七・六%	△六九・〇%
輸入………………	九、五一四、九一〇	△　八・七	△七一・七
輸出………………	二二、四五二、五二七	△三〇・九	△六三・五

一九三八年一—三月累計の對前年同期比較增減（△減）

貿易總額………………	△一四六、二四四、〇八八元	△二八・六%	△七〇・五%
輸入………………	△　四〇、四九五、五七九	△一四・九	△六八・五
輸出………………	△一〇五、七四八、五〇九	△四四・〇	△七三・一

ところで上海貿易を支那のその他の地方から分離すると、次表の如くである。

貿易總價額

	一九三八年一—三月累計	一九三七年一—三月累計	同上比較增減（△減）	同上割合
上海………………	三五、四一七、七八八元	二八九、八二八、〇七七元	△二〇四、四一〇、二八九元	△七〇・五%
その他支那………………	二七九、四六三、七〇九	二二一、二九七、五〇八	五八、一六六、二〇一	二六・〇
全支合計………………	三六四、八八一、四九七	五一一、一二五、五八五	△一四六、二四四、〇八八	△二八・六

輸入

上海………………	五一、七八四、〇〇一	一六四、六四六、五四一	△一一二、八六二、五四〇	△六八・五
その他支那………………	一七八、九三四、五〇二	一〇六、五六七、五四一	七二、三六六、九六一	六七・九

全支合計	二三〇、七一八、五〇三	二七一、二一四、〇八二	△四〇、四九五、五七九	△一四・九
輸出				
上海	三三、六三三、七八七	一二五、一八一、五三六	△九一、五四七、七四九	七三・一
その他支那	一〇〇、五二九、二〇七	一一四、七二九、九六七	△一四、二〇〇、七六〇	一一・五
全支合計	一三四、一六二、九九四	二三九、九一一、五〇三	△一〇五、七四八、五〇九	四四・〇

以上の分析が示してゐるやうに、昨年の第一四半期を通じて、上海は實に支那の對外貿易總額の半分以上を取扱つたのに對して、本年は一——三月貿易の四分一足らずが同港を經由しただけで、このうち輸入は一九三七年のそれにくらべて三分一以下に、輸出も同じくほゞ四分一に減少した。支那の他の諸港を經由する輸入貿易額は、本年は昨年に比較して六七・九%の增加を示してゐるが、しかし輸出は（上海を除外して）一一・五%の減少となつてゐる。以上引用せる統計は、上海が敵對行動によつてもたされた妨害的事情のために如何に不利な打擊をうけたかを示すと共に、また支那第一の海港がそれによつてもつとも深刻な影響をうけたことを明かにしてゐるのである。

輸入商品

三月中の全支輸入が二月にくらべて二千六百八十萬元の增加となつてゐることは、たゞ制限された意味においてのみ滿足感を與へるだけであつて、この增加のうちの一千五百八十萬元が穀物、穀粉、および雜品の追加輸入から成立つてゐる事實を知るならば、右の統計は何ら前途に好望をもたらすものではないのである。ところで、穀物および穀粉の輸入增加九百萬元のうち五百萬元は米の追加を、四百萬元は特別の製粉輸入を代表してをり、兩項目とも平時狀

態の下では國內生產によつて供給され得てゐたものなのである。

雜品輸入の六百七十萬元の增加も亦異常狀態に基くものである。何故かなら右のうち五百九十萬元までもが、軍事的必要のために輸入された物資から主として成立つてゐると想像されうる各種雜品を、その內容としてゐるからである。三月中チエコスロヴキアからの積荷が四百萬元を超へてゐる事實は、這般の事情を物つてゐる。以下は三月を通じてもつとも顯著な增加を示した重要商品である――

穀物及び穀粉	(增)九、一六八、二二〇元
雜品	(〃)六、七九六、〇四三
鑛物油その他	(〃)三、八三五、八二四
綿織物(各級)	(〃)二、〇一五、二六八
書籍、地圖、紙等	(〃)一、七一四、四〇九
砂糖	(增)一、一四七、五〇六元
金屬及び鑛石	(〃)九四三、六三九
染料、顏料、塗料その他	(〃)九二六、七六〇
羊毛及び同製品	(〃)六六五、〇六九
合計	(〃)二七、二一二、七九二

これらの增加は、車輛および船舶の輸入減一、〇二一、八八九元、煙草の輸入減一、三四一、八一三元によつて、或る程度まで相殺された。

三月中の綿織物輸入は顯著な增加を示し、總額は二月のそれの四倍以上にも達した。詳細は次の如くである――

	二月	三月
織物、生地	七、五六〇元	一、四七二、三一三元
晒または染色	一三八、五二三	五〇〇、二〇三
捺染	三、七四二	三七、八〇四
各種	五四、四一五	五六、一二二

雜	……四一一、七七〇	五六四、八三六
合計	……六一六、〇一〇	二、六三一、二七八

三月における棉花輸入は一二七、三六七元に達したが、これを二月の一九七、七三二元に比較すれば七〇、三六五元の減少となつてゐる。

雜品輸入について二月と三月とを比較する場合、特にこの項目の下に軍事的目的のために輸入された物資の或る物を含んでゐることを了解するならば、そこに興味ある變化がみられる。

	二月	三月
ベルギー	一、三五四、〇五七金單位	五五三、六〇四
ドイツ	三、七七五、二九四	三、八四二、一七五
イタリー	二、三四八、〇二三	八〇五、八四〇
アメリカ	七四八、七九八	一、一六一、〇九五
イギリス	一一四、七五〇	七二八、五三三
日本	二五、二七六	一二、九二四
チエッコ	三一	一、八〇六、九九一

最後の項目たるチエッコスロヴァキアからの輸入は、大雜把にみて四、〇六五、六六〇元と評價される輸入品を代表してゐるわけで、同じ評價に從へば、前月の輸入額はたつた七〇元にすぎなかつた勘定である。二月において雜品として分類された輸入品價額は一九、六二七、四三一元であつたが、三月にはそれが二五、六一一、八六四元となり五、九八四、四三三元を増加したが、それは主として上述の如きチエッコスロヴァキアからの輸入が顯著な增大を來たしたこと

によるものである。

輸出商品

三月の輸出額が二月に比較して九、二三九、九七二元を著增したのは、主として次の如き變化によるものであつた。

鑛石及び金屬その他	（增）三、九〇四、八一六元	獸皮、鞣皮、毛皮	（增）　四六七、六六二
動物製品	（〃）一、六五七、四一一	藥材	（〃）　四五六、四五五
植物油	（〃）　九六九、八二五	合計	（〃）八、一七五、一四四
雜品	（〃）　七一八、九七五		

鑛石及び金屬の輸出增加は、實際には世界のあらゆる國々の再軍備計畫のために必要なタングステンに對する需要が、不斷に增加してゐるためである。上記の三月における鑛石及び金屬の輸出增加額三九〇萬元のうち、三一〇萬元までもがタングステン鑛の巨額な積荷によるものである。

三月中の全支からの主要輸出品は左の如くである。

鑛石、金屬その他	一〇、一九二、七五〇	植物油	五、七〇五、〇三五
織物纖維	七、八三〇、〇二二	織絲その他	四、一九三、八三三
動物製品	六、二七六、〇二一		

本年第一四半期における主要輸出品の金額および前年同期との比較增減は左の如くである。（△減）

主要輸出品	一九三八年一―三月	前年同期比較增減
鑛石、金屬其他	二七、一一七、二一八	五、〇六二、二九八

織物・纖維	二〇、九一五、二三四	△二五、七九六、七五八
動物製品	一七、〇一七、七九一	△八、三七七、二四七
織絲等	一〇、四〇二、五七五	△六八一、八四四
植物油	一四、一二七、七七六	△二二、三二四、六九七

以上によつても判るとほり、織物纖維、植物油、及び動物製品の輸出減退だけでも、全支輸出貿易の減少總額一億五百七十萬元のうちの實に五〇%以上を占めてゐるのである。

貿易の動向

戰爭行爲が開始されて以來、支那貿易の動向には或る種の顯著な變化が生じたが、そのうちでももつとも注目すべきものは、香港を除くと、日本が支那の生產物の第一位の購買者として登場しつゝあるといふ事實である。この際香港への輸出はあまり重要ではない。けだし英領植民地としての香港は最後の仕向地ではないからである。そこは他の諸國への輸出品が集散する清算所として役立つてゐるにすぎない。

アメリカは長いあひだ依然として支那商品の最良の市場であつたが、本年第一四半期中に日本が代つて支那の指導的な顧客となつた。平和時において支那貿易に關係の深かつた四ヶ國の相互の地位についてみると次の如くである。

輸出先	一九三八年一―三月累計 金額	總額に對する割合	一九三七年一―三月累計 金額	總額に對する割合
日本	一四、七〇二千元	一〇・九五%	三五、二六〇千元	一四・六九%

アメリカ	一四、〇五〇	一〇・四六	七四、六九一	三一・一二
ドイツ	九、〇七一	六・七六	一六、三二五	六・八〇
イギリス	九、〇四五	六・七四	一六、一五二	六・七三

他方、輸入はこれとは異つた光景を呈してゐる。一九三七年第一四半期においては、アメリカが支那に對する指導的な輸出國で、日本がそれに追すがつて第二位を占めてゐたが、本年はアメリカが依然第一位を保持してゐることに變りはないにしても、第二位にはドイツが押し上り、第三位はイギリスが占め、これに反し日本は長中第四位に辷り落ちてゐる。詳細の數字は次の如くである。

支那への輸出國	一九三八年一—三月累計		一九三七年一—三月累計	
アメリカ	四七、二六七千元	二〇・三九%	五四、七二六千元	二〇・一三%
ドイツ	四三、五三五	一八・七八	三八、三〇六	一四・〇九
イギリス	二二、二五一	九・六〇	三一、八八三	一一・七三
日本	一八、六九一	八・〇六	五〇、七七九	一八・六八

香港貿易の推移

貿易額増大の跡

香港の二月における貿易統計は最近一ヶ年の最低水準に達したが、この激落のあとをうけた三月の輸出入貿易額の統計は、顯著な恢復ぶりを示し、かくて本年の第一四半期の總額は、一九三七年度の同期よりも相當な増加となつて

ゐる。すなはち一九三八年第一四半期の商品輸入額は、一九三七年同期の一三、一七〇萬ドルに對して一六、二一〇萬ドル、そして同じく輸出額は、昨年の一〇、五七〇萬ドルに對して一三、五四〇萬ドルに達した。増加率についてみると、香港ドルで輸入は二三・一%増、輸出は二八・一%増であつて、これをポンドに換算すると、それぞ〲一三・五%二九・二%の増加となつてゐる。

香港の三月における貿易統計のうちで特に興味のあるものは、佛領印度支那及び暹羅からの輸入が著しく増加してゐることである。三月の支那からの輸入總額は一月のそれよりも四〇〇萬ドル多く、イギリスからのそれは同じく二五〇萬ドル多かつたが、アメリカからの輸入は一月の記錄たる九三〇萬ドルに比較して確實に減少してゐる。次表は三月の輸入額を前月と比較し、その増減を示したものである。(單位香港ドル、△減)

	一九三八年三月	同年二月	同上比較増減
輸入總額	五八、九八六、七三三	四一、三九八、八九〇	一七、五八七、八四三
國別內譯			
支那	二三、八五四、九二九	一四、八四七、七二〇	九、〇〇七、二三九
合衆國	四、九四四、二五九	六、〇五三、五四八	△一、一〇九、二八九
イギリス	一〇、一二三、六三四	六、六二三、七五三	三、四九九、八八一
ドイツ	一、六五〇、九三三	一、七八七、九三六	△一三七、〇〇三
蘭領印度	一、八〇四、〇一八	一、六八四、一二八	一一九、八九〇
日本	一、六九二、二五三	一、四二三、六七七	二六八、五七六
佛領印度支那	四、六六一、七九八	二、三八八、〇二九	二、二七三、七六九

暹羅…………	六、八三七、二八八	二、七五五、四七五	四、〇八一、八一三

北支那（上海を含む）からの綿布及び綿製品の輸入は、二月の二三〇萬ドルから五一〇萬ドルに、核子及び種子は一〇〇萬ドルから一七〇萬ドルにそれぞれ增加したが、これら二品目が支那からの輸入增加をもたらした原因となつてゐる。アメリカからの輸入減退は主として、金屬類が二月の一一〇萬ドルから三月の二〇・二萬ドルに激減したのと、また車輛の輸入が同じく二三〇萬ドルから一七〇萬ドルに減少したためである。濠洲からの食糧品輸入は、二月の四八・一萬ドルから約一三〇萬ドルに增加し、また同じくビルマからのそれは三一・五萬ドルから一一〇萬ドルへ、更に英本國からのは二月の二九〇萬ドルから三月の四二〇萬ドルへ各々增加した。次に佛領印度支那についてみると、食糧品輸入は二月の一三〇萬ドルから三月の三〇〇萬ドルに增加し、雜品は三一・七萬ドルから一〇〇萬ドル以上に增大してゐる。同時に暹羅からの食糧品輸入も、二月の二四〇萬ドルにくらべて三月は六三〇萬ドルであつた。

三月の貿易總額を前月及び前年同期と比すれば次表を得る。（單位香港ドル）

	一九三八年三月	同年二月	前年三月
輸入…………	五八、九八六、七三三	四一、三九八、八九〇	五三、三五五、二七八
輸出…………	五七、五四〇、二一〇	三八、四五一、六二四	四〇、六八五、九九一
計…………	一一六、五二六、九四三	七九、八五〇、五一四	九四、〇四一、二六九

なほ本年一月以降三月に至る累計を前年同期と比較すれば左の如し（單位香港ドル）

	一九三八年一—三月	前年同期
輸入…………	一六二、〇八五、六七三	一三一、七〇一、六三二

輸出	一三五、三五五、三九五	一〇五、六八八、九六三
計	二九七、四四一、〇六八	二三七、三九〇、五九五

一九三八年第一四半期における輸入は、一九三七年第一四半期にくらべて二三・一%の増加、輸出は二八・一%の増加となつてゐる。次表について見られたい。(單位香港ドル、△減)

	三月貿易額の對二月比較增減	同上割合
總額	三六、六七六、四二九	四五・九%
輸入	一七、五八七、八四三	四二・四
輸出	一九、〇八八、五八六	四九・三

	三月貿易額の對前年同月比較增減	同上割合
總額	二二、四八五、六七四	二三・九%
輸入	五、六三一、四五五	一〇・五
輸出	一六、八五四、二一九	四一・四

	一九三八年第一四半期貿易額の對前年同期比較增減	同上割合
總額	六〇、〇五〇、四七三	二五・三%
輸入	三〇、三八四、〇四一	二三・一
輸出	二九、六六六、四三二	二八・一

一九三八年三月末を以て終る十二ヶ月間における香港の商品貿易總額は、一九三七年三月末を以て終る十二ヶ月間

の八六、五〇萬ドルに對し、一一四、四〇〇萬ドルに達した。このうち輸入は、前年同期の四八、五九〇萬ドルに對し六四、七四〇萬ドル、輸出は同じく三八、〇六〇萬ドルに對し四九、七〇〇萬ドルであつた。この時期を通じての輸入の増加率は、香港ドルで三三・二%、ポンドに換算して三一・六%で、同時に輸入は香港ドルで三〇・六%、ポンドで二九・〇%の増加率であつた。

一九三七年初以來の香港の月別輸出入貿易額を示せば次の如くである。(單位香港ドル)

一九三七年一月	七三、九九三、三九三
二月	六九、三五五、九三三
三月	九四、〇四一、二六九
四月	八八、九八三、四三二
五月	八九、九六〇、二二六
六月	八八、九八四、〇六四
七月	八六、三七九、九二三
八月	九三、九一八、六六二
一九三七年 九月	一〇四、一五〇、五〇〇
十月	九五、三七八、二四〇
十一月	一〇四、八九九、五二八
十二月	九五、一二三、五一八
一九三八年 一月	一〇一、〇六三、六一一
二月	七九、八五〇、五一四
三月	一一六、五二六、九四三

分布の變化

三月の貿易額を地域別について前月と比較すれば次表を得る。(單位香港ドル、△減)

輸入國別	一九三八年三月	同年二月	同上比較増減
イギリス本國	四、二〇八、一七五	二、九七四、二四九	一、二三三、九二六
自治領その他	五、九一五、四五九	三、六四九、五〇四	二、二六五、九五五

英帝國合計	一〇、一二三、六三四	六、六二三、七五三	三、四九九、八八一
支　那	二三、八五四、九五九	一四、八四七、七二〇	九、〇〇七、二三九
その他諸國	二五、〇〇九、一四〇	一九、九二七、四一七	五、〇八一、九二三
右合計	四八、八六四、〇九〇	三四、七七五、一三七	一四、〇八八、九五三
總　計	五八、九八六、七三三	四一、三九八、八九〇	一七、六八七、八四三
輸出國別			
イギリス本國	一、七二七、六一六	一、四〇九、九三五	三一七、六八一
自治領その他	五、六三二、三三七	四、四八七、八九四	一、一四四、四四三
英帝國合計	七、三五九、九五三	五、八九七、八二九	一、四六二、一二四
支　那	三二、二四三、二四八	一七、五七七、七九八	一四、六六五、四五〇
その他諸國	一七、九三七、〇〇九	一四、九七五、九九七	二、九六一、〇一二
右合計	五〇、一八〇、二五七	三二、五五三、七九五	一七、六二六、四六二
總　計	五七、五四〇、二一〇	三八、四五一、六二四	一九、〇八八、三八六

三月における桐油の輸出は、二月の樽入りで一二、四八七、バラで六二、七〇六擔であつたのに對してそれぞれ九、四一三及び七九、九〇三擔であつた。これを金額にすれば、三月は二月の樽入りで六八八、四三四ドル、バラで三、三七一、四五二ドルに對しそれぞれ四七一、三三四ドル及び三、九七六、〇二三ドルであつた。香港の昨年三月の桐油輸出額は一〇〇萬ドル足らずであつたが、これは當時にあつては桐油の大部分が漢口及び上海から輸出されてゐたからである。しかるに現在ではこれらの諸港は役に立たないので、香港經由で海外に積出されてゐるわけである。

南支那に對する三月中の揮發油の輸出は、昨年同月の二三八、〇〇〇及び本年二月の四四七、〇〇〇イギリス・ガロンに對して九七三、〇〇〇イギリス・ガロンに躍增した。

香港への各輸入國の輸入總額に對する分前を、最近年の第一四半期を通じてみるに次の如し――

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
支那	二八・三%	三三・五%	三三・八%	三三・四%	三三・八%	三六・二%
日本	四・二	八・一	一〇・三	一二・三	一二・四	二・七
蘭領印度	七・一	九・〇	五・六	七・九	九・三	五・四
英本國	一二・〇	八・八	七・五	六・六	六・三	七・一
合衆國	九・〇	五・九	八・四	九・五	五・一	一二・五
印度支那	八・三	七・六	八・六	五・一	六・〇	六・〇
暹羅	一〇・〇	七・九	五・二	六・五	五・七	七・九
ドイツ	三・七	二・九	四・一	五・三	五・〇	六・七
海峽植民地	一・一	一・一	一・九	二・〇	一・七	一・四
印度	四・八	三・二	二・四	一・一	一・三	二・〇
濠洲	一・六	一・六	二・一	一・五	二・五	二・〇
ベルギー	一・五	一・〇	二・〇	一・四	一・五	一・〇
その他	七・九	九・四	八・一	七・四	九・四	九・一

第五章　一九三八年上半期全支貿易概觀

戰爭の影響漸く深刻

支那對外貿易の六月の統計が發表になつたから、われ〳〵は一九三八年の上半期貿易を概觀し、しかしてそれを前年同期――この時期は支那に何らの敵對行動も行はれてをらず、輸出入貿易はいづれもその繁榮を謳つてゐたのだが――の統計と比較することにしよう。

先づ六月の數字を眺めてみると、それは五月に比し貿易總額において一〇・五％を増加し、そのうち輸入は四・一を減少してゐるが、輸出は實に二九・五％を增加してゐる。そこで統計の上では二七〇萬元の輸出超過となつてゐるわけだが、しかし實のところこの數字は擬制的なものであつて、これは海關金單位の換算方法によつて輸入金額が實際よりも著しく少く見積られてゐるからである。

六月の輸入額を主要國別についてみれば左の如くである。（單位千元）

日本	一八、三七二	ドイツ	六、〇九三
アメリカ	一〇、九五四	イギリス	四、八四二

なほこのほかに關東州からの輸入が六、八四八千元に達してゐる。

六月の輸出貿易は主として次の主要國に對して行はれた。(單位千元)

日本……一六、五七七　イギリス……五、二三七
アメリカ……六、五五三　ドイツ……五、二〇三

關東州に對する輸出額は四、八一二千元であつた。

六月の統計を前月及び前年同期と比較し、併せて本年一月以降六月末までの累計を前年同期と比較し、その增減を示せば次の通りである――(△入超)

	一九三八年六月	同年五月	前年六月
輸入	七一、六二五、五三五元	七四、七〇九、二九二元	一一四、六七五、七三六元
輸出	七四、三八五、八九八	五七、四一七、九二一	八四、八二九、九〇九
計	一四六、〇一一、四三三	一三二、一二七、二一三	一九九、五〇五、六四五
入出超	二、七六〇、三六三	△一七、二九一、三七一	二九、八四五、八二七

	一九三八年一―六月累計	前年同期累計
輸入	四四四、〇七一、六三四元	六〇六、〇一四、九六五元
輸出	三二二、六〇五、九三一	四八二、八五九、二五一
計	七六六、六七七、五六五	一、〇八八、八七四、二一六
入出超	△一二一、四六五、七〇三	△一二三、一五五、七一四

一九三八年六月貿易の對前月比較增減(△減)

	全支貿易		(うち上海貿易)
貿易總額	一三、八八四、二二〇元	一〇・五%	一二・一%

輸入	△三、〇八三、七五七	△四・一	二・六
輸出	一六、九六七、九七七	二九・五	二六・六

一九三八年六月貿易の對前年同月比較增減（△減）

貿易總額	△五三、四九四、二一二元	△二六・八%	△六八・六%
輸入	△四三、〇五〇、二〇一	△三七・五	△七〇・八
輸出	△一〇、四四四、〇一一	△一二・三	△六五・四

一九三八年一—六月累計の對前年同月比較增減（△減）

貿易總額	△三二二、一九六、六五一元	△二九・五%	△七一・〇%
輸入	△一六一、九四三、三三一	△二六・七	△七一・二
輸出	△一六〇、二五三、三二〇	△三三・一	△七〇・七

一九三七年上半期末の支那對外貿易は、一九三六年の同期にくらべて三七・五%を增進したが、一九三八年上半期末における統計は、一九三七年の同期よりも逆に二九・五%を減少してゐる。一九三七年の一月から六月に至る間に記錄された輸入の增加率三二%のうち、上海の分前は三一・三%を下らず、他方同期間内における輸出の增加率四五・一%のうち、上海を經由したものは四三・三%にのぼつた。昨年の上半期を通じて、支那はその輸出を一九三六年度よりも一五、〇〇〇萬元以上を增加し、さうしてこの增大した購買力を使用することによつて、同じ期間内に海外市場からの購買高を一四、七〇〇萬元だけ增加せしめることが出來た。左表の數字は、戰爭の繼續によつて生じた慘憺たる變化を示すものである。（△減）

貿易總價額	一九三八年一—六月	一九三七年一—六月	同上比較増減	同割合
上海	一七七、〇三四、二〇一元	六一一、九五四、八四六元	△四三四、九二〇、六四五元	△七一・〇%
その他支那	五八九、六四三、三六四	四七六、九一九、三七〇	一一二、七二三、九九四	二三・六
全支合計	七六六、六七七、五六五	一、〇八八、八七四、二一六	△三二二、一九六、六五一	△二九・五
輸入				
上海	一〇四、一七一、八〇二	三六二、九四九、五五九	△二五八、七七七、七五七	△七一・二
その他支那	三三九、八九九、八三二	二四三、〇六五、四〇六	九六、八三四、四二六	三九・八
全支合計	四四四、〇七一、六三四	六〇六、〇一四、九六五	△一六一、九四三、三三一	△二六・七
輸出				
上海	七二、八六二、三九九	二四九、〇〇五、二八七	△一七六、一四二、八八八	△七〇・七
その他支那	二四九、七四三、五三二	二三三、八五三、九六四	一五、八八九、五六八	六・七
全支合計	三二二、六〇五、九三一	四八二、八五九、二五一	△一六〇、二五三、三二〇	△三三・一

一九三八年一月から六月に至る輸入累計を主要各國別について前年同期と比較するに左の如くである。（單位千元）

	一九三七年上半期	總額のうち占める割合	一九三八年上半期	總額のうち占める割合
合衆國	一一五、三八六	一九%	八六、一八二	一九%
日本	一一五、三六五	一九	六二、六六六	一四
ドイツ	九〇、五八三	一四	六四、七四八	一四
イギリス	六八、八一一	一一	三九、八六一	八

同樣に右を輸出について示すと次の通りである。（單位千元）

合衆國	一五五、六〇一	三二	三一、六七七	九
日本	六三、一二五	一三	五五、六一九	一七
ドイツ	四三、九三一	九	二三、三九七	七
イギリス	三六、一五六	七	二三、二一八	七

輸入商品

日本からの生地綿布輸入高は、五月には二八六、〇〇〇金單位だつたものが六月には四四四、〇〇〇金單位を突破したのに對し、イギリスからの輸入は、七、七〇〇金單位から僅かに一、〇〇〇金單位に減少した。日本綿布の晒または染色は、四八九、〇〇〇から七〇二、〇〇〇金單位に增加したが、反對にイギリスのそれは、五月の七三、〇〇〇から六月には約三二、〇〇〇金單位にまで減退した。しかし日本綿布のうちでも捺染綿布は、五月の一七六、〇〇〇から六月の六二、〇〇〇金單位にまで減少した。日本からの雜綿布輸入は、五月には四、〇〇〇金單位であつたものが六月には一六、五〇〇金單位に著增し、これに反し同じイギリス製品は一〇、七〇〇から五、四〇〇金單位にとほゞ半減したのである。

棉花輸入についてみると、六月は五月の統計にくらべて大增加を示した。即ち英領印度は一、三八八から五、一一三キンタルへ、ビルマは三、一二三から四、九四〇キンタルへ、そしてアメリカ合衆國は四六八から一三、〇〇〇キンタ

ルへと、それ〴〵増加したのであつて、このほかに五月には何らの輸入もみなかつたエヂプトと日本とが六月には新たな供給者として現はれ、エヂプトから三、三〇〇キンタル、日本からは一、一六七キンタルの輸入が行はれた。六月の綿糸（生地）輸入は、五月の總額に對して殆んど三倍以上に達した。即ち英領印度七八、〇〇〇キロ（五月は九、四〇〇キロ）、ビルマ一一三、〇〇〇キロ（五二、〇〇〇）、イギリス八、二〇〇キロ（五、四〇〇）、そして日本は一三、四〇〇キロ（九、〇〇〇）であつた。

羊毛（カードまたはコームしたるもの）の輸入は、五月の八八、〇〇〇から六月には四六、〇〇〇キロへ減少したが、六月の輸入品のうち實際上その凡てがイギリス製品であつた。サーヂ類の日本からの輸入は、五月の七、八〇〇から六月の一四、〇〇〇キロ以上に増加したが、イギリスとドイツとは何れも僅かに四〇〇キロ餘を供給したにすぎなかつた。オーバーコート類は同じ期間に一一、〇〇〇から二八、〇〇〇キロに増大したが、そのうち二一、〇〇〇キロはポーランドから、そしてほゞ一二、〇〇〇キロはイタリーから輸入された。イギリスからの輸入は三、四〇〇キロ、そして日本は七〇〇キロに止まつた。毛織物の六月の輸入高は七、九〇〇キロであつたが、このうちの大部分はイギリス（即ち四、〇〇〇キロ）と日本（一、八〇〇キロ）であつた。しかしこの數字は、五月の輸入高がそれ〴〵一四、〇〇〇及び四、五〇〇キロであつたのにくらべれば遙かに小額である。

穀物及び穀粉の輸入は、五月の統計にくらべて僅かながらも増加したが、しかし米及び籾は八〇〇、〇〇〇キンタル以上から六月の七一七、〇〇〇キンタルへ減少した。この米及び籾は大抵は暹羅及びビルマ産のものであつて、印度支那からの輸入は一一三、〇〇〇から僅かに三〇、〇〇〇キンタルへ激減した。小麥は五月と同様に何らの輸入もみなか

つたが、その他の穀物は二二八、〇〇〇から七四四、〇〇〇キンタルへ增加した。このうち日本からの輸入は四七、〇〇〇から七四、〇〇〇キンタルへ、關東州は一六九、〇〇〇から六八一、〇〇〇キンタルへ增加したのである。小麥粉の輸入は三八七、〇〇〇から二七八、〇〇〇キンタルへ落ちたが、しかし日本からの輸入は一七八、〇〇〇キンタルで、これは五月の總額一九六、〇〇〇キンタルと比較してさして遜色あるものではなかつた。その他の穀粉及び澱粉は、五月が九〇三、〇〇〇キロであつたのに對して、六月は一、一〇二、〇〇〇キロへと增加したが、このうち日本の分は二四〇、〇〇〇から六〇六、〇〇〇キロへ激增し、蘭領印度は六一一、〇〇〇から一八八、〇〇〇キロへ激減してゐる。しかしてアメリカからの輸入は、五月の五、〇〇〇から六月の一〇四、〇〇〇キロへと躍增を示した。

板紙の輸入は、五月の一一、〇〇〇から六月の九、七〇〇キンタルへと減少したが、しかし日本の供給額はこの間に一、二〇〇から六、〇〇〇キンタル以上へ增大した。日本の卷煙草用紙の入荷は、總輸入高二八六、〇〇〇キロのうち實に二五七、〇〇〇キロを占めた。(なほ五月における日本からの入荷高は僅かに一五、〇〇〇キロであつた)。一般印刷用紙及び新聞印刷用紙の輸入は、五月の四九、七〇〇から六月には約二四、〇〇〇キンタルへ減少した。

次に黃麻の輸入についてみると、それは五月の九〇〇から二、七〇〇キンタルへ增加したが、新麻袋は一一、四〇〇から五、八〇〇キンタルへ、また舊麻袋は五、〇〇〇見當から二、一〇〇キンタルへそれぞれ減少し、同時に亞麻及び大麻製品も、五月の一二〇萬元から六月の六九・二萬元に減退した。

電氣器具の輸入は、五月の三〇萬元見當から六月には一三萬元に著減したが、しかし電氣動力及びその部分品は、一七・三萬元から二六・三萬元に增大した。しかしてそのうち四五%は、日本から輸入されたものである。紡織機械の

五月における輸入は、一五〇萬元（そのうち三分二は日本製品）で、六月のそれは一二〇萬元（日本製品が總額のうち八〇%を占めてゐる）であつた。印刷機械の輸入は、三三〇、〇〇〇から一四七、〇〇〇元に落ちたが、このうち半分以上は日本が供給したもので、また原動機の總輸入額四五・四萬元のうちのほゞ二分一も日本からの輸入になるものであつた。更に日本はまた、六月中に輸入されたタイプライター機械、價格三・五萬元のうち半分以上を供給してゐる。六月に輸入された機械及び同部分品の金額は、九〇萬元（五月は六六・四萬元）餘であつて、このうち四五%以上は日本から輸入され、アメリカ合衆國及びイギリスはそれ〲一五%見當を供給しただけである。次に機械器具類は、五月に七・八萬元輸入されたのであるが、六月の輸入額は七・四萬元で、このうち約半分は日本から輸入されたものであつた。

石炭輸入は、五月の二五、八〇〇佛噸から六月の一八、九〇〇佛噸に低下したが、總輸入額のうち一三、〇〇〇噸は印度支那から、また三〇〇〇噸は蘭領印度から輸入された。

五月のガソリン輸入總高は一、〇七〇萬リツトルに達したが、これが六月には七八〇萬リツトルに減少、柴油は一七、三〇〇佛噸から一五、一〇〇佛噸へ、煤油は一、五九〇萬リツトルから一、二三〇萬リツトルへ、そして潤滑油は二四〇萬から一八〇萬リツトルへそれ〲減少した。更にパラフイン蠟は五月の二五、六〇〇から六月の一一、二〇〇キンタルへ減退した。

モーター付トラクター、拖車（リヤカー類）、及びトラックの輸入臺數は、五月の三八三に對し六月は三二三臺で、このうち二四八臺がアメリカ製、四五臺が日本製であつた。自動車及びバスは、同じく五月が一三三臺であつたものが

六月には一二四臺に減じてをり、そのうち一〇五臺までがアメリカ製であつた。しかして自動車部分品及び附屬品、これが價額三三・一萬元のうち、アメリカがその半額を供給し、日本が約三分一を輸出した。輸入された自轉車一、六〇〇臺のうち、一、二〇〇臺までは日本から入つて來たもので、また自轉車部分品及び附屬品、これが價額二一・二萬元のうち、約半分はドイツから、そしてそれよりやゝ少いものが日本から輸入されたのである。

輸出商品

六月における豚毛の輸出は五月の約一、六〇〇から三、一九〇キンタルまで増加したが、總輸出高のうち三分一はアメリカ合衆國に仕向けられ、フランス、イギリス、及びドイツもそれぞれ四〇〇キンタル以上を支那から輸入した。乾卵（殼を割り卵黄と卵白とに分たざるもの）の輸出は五月には約三、〇〇〇キンタルであつたものが、六月は一、一〇〇キンタルにまで減少したが、しかし生卵黄及び冷凍卵黄（濕凍蛋黄）は、七、二〇〇キンタルからほゞ一一、〇〇〇キンタルへ増加した。しかして鷄卵（殼を割り卵黄と卵白とに分たざるもの）の輸出は三二、〇〇〇から四二、〇〇〇キンタルへ増大したが、それらの殆んどすべてはイギリスへ仕向けられたものであつた。殼付き卵の輸出は一五、〇〇〇千個から二七、〇〇〇千個へ、そして貯藏卵（皮蛋鹹蛋）のそれは一、三〇〇から一、九〇〇千個へそれぞれ増加した。

豚脂は數量で五、一〇〇キンタル（五月は二、五〇〇キンタル）が輸出されたが、そのうち五、〇〇〇キンタルまではドイツへ積出された。

白蠟及び黄蠟の輸出は、七、〇〇〇から三〇、〇〇〇キロへ激増した。

繭繭について云へば、その五月における輸出總額が二四、八〇〇キロであつたのに對し、六月は四〇、〇〇〇キロ以上に増加したが、このうちドイツへの輸出高は實に三九、六〇〇キロ（五月には全部がドイツへ輸出された）を占めた。棉花輸出は五月の一五五、〇〇〇から二〇一、〇〇〇キンタルへ増加したが、このうち日本が一七一、〇〇〇キンタルを輸入した。生糸（機械製）輸出についてみれば、それは九一、〇〇〇から二二五、〇〇〇キロ見當へ増加してをり、そのうちフランスが三分一以上を輸入し、また英領印度も六一、〇〇〇キロと大量的に輸入した。

羊毛の輸出は總額で一九九、〇〇〇キロで、このうち日本が一二三、〇〇〇キロ、ドイツが七三、〇〇〇キロと殆んど全部をこの兩國で占有してゐる。

牛皮の輸出は五月の四、四〇〇キンタルに對し、六月は七、五〇〇キンタルへ増加したが、仕向先は關東州四、八〇〇キンタル、香港一、九〇〇キンタルであつた。鞣皮も四〇〇キンタルから約一、九〇〇キンタルへと輸出を増大したが、そのほとんど凡ては關東州へ積出された。

大蒜、生薑、および蔬菜（鮮、鹽漬、罐詰）は、どの商品もすべて五月と比較して輸出の増加をみた。

絹織物の輸出は、五月の三〇、〇〇〇キロ以上から六月には約二四、〇〇〇キロへと低下したが、しかし生糸と人絹との交織物は、五月の七、二〇〇から九、八〇〇キロへ増加してゐる。しかして河南省の繭紬は二一、〇〇〇から約一七、〇〇〇キロへ低下したが、山東省のそれは五月の三二、〇〇〇から四五、〇〇〇キロへ増大した。

綿糸は五月の總計七、〇〇〇キンタルから一四、五〇〇キンタルへ増加し、しかして木綿短靴下及び長靴下の輸出は、

五月における三二、〇〇〇ダースから三五、〇〇〇ダースへ殖えたが、しかしレース編及び飾編みは七八九、〇〇〇元から四二二、〇〇〇元に減少した。

工夫紅茶は五月における四、四九五キンタルから四、八〇〇キンタルへと、その輸出增加は極く僅かではあつたが、その他の紅茶は七七八から二、二九五キンタルへ激增した。しかして磚茶の二、五〇〇キンタルは世界各地へ仕向けられた。小珠綠茶の輸出は一、九〇六から二、七八〇キンタルへ增加し、このうちモロッコが一、五〇〇キンタルを輸入したが、これは五月にくらべて僅かばかりの減少となつてゐる。雨前綠茶の輸出は三、〇〇〇から四、〇〇〇キンタルへ增加し、またその他の綠茶も五月の一、九四五から四、六四六キンタルへ激增してゐるが、このうち一、四〇〇キンタルはモロッコへ輸出された。

鐵鑛石は總計で一一九、〇〇〇キンタル（五月は七、八〇〇キンタル）の輸出をみたが、それはすべて五月と同樣に日本へ輸出された。タングステン鑛の輸出は、五月が四、〇〇〇キンタル以下だつたのに對し六月は一三、七〇〇キンタルに達したが、それはすべていつたん香港で積換へられて海外へ積出された。その他の鑛石輸出は、五月の一、八〇〇に對し六月は二、一〇〇キンタルへ增加してゐる。アンチモニー塊は五月の輸出高が一五、〇〇〇キンタルだつたのに對し、六月は僅かに五、四〇〇キンタルへと激減したが、しかし錫の塊及び錠は五月の八、五〇〇から九、三〇〇キンタルへ增加し、しかして各種金屬及び同製品は、同じく五月の三七八、〇〇〇元から六〇〇、〇〇〇元へ增加した。なほ右の輸出額のうち日本への輸出は一〇五、〇〇〇元、關東州へは二七七、〇〇〇元であつた。

化學藥品等のうちでは白明礬の輸出增加が素晴らしく、それは五月の一、三〇〇キンタルから七、〇〇〇キンタル以

上へ激增してゐる。また鹽の輸出も顯著であつて同じく一六六、〇〇〇から九九二、〇〇〇キンタルへ激增したが、それらはすべて日本及び朝鮮へ輸出されたものであつた。

これに反し殼付落花生は、五月の二五、〇〇〇から六月の一五、〇〇〇キンタルへと輸出の減退をみた。しかし落花生仁は六、七〇〇から一擧に六二、〇〇〇キンタルへ激增し、そのうち一七、〇〇〇はデンマルク、一六、〇〇〇はオランダ、そして一〇、〇〇〇はカナダへ輸出された。棉實の輸出は七八、〇〇〇から一二二、〇〇〇キンタルへ增加し、そのすべては日本へ仕向けられたが、またその輸出額が一六、〇〇〇キンタルにのぼつた亞麻仁も亦すべて日本へ輸入されたのである。胡麻子の輸出は五月の八、二〇〇から六月は一一、〇〇〇キンタル以上に達したが、このうち日本へは四、六〇〇キンタルが輸出された。

落花生油の輸出は、五月の九、二〇〇から六月の三六、五〇〇キンタルへ著增してゐるが、そのうちドイツが過半の二六、〇〇〇キンタルを輸入してゐる。茶油も亦三、五〇〇から六、七〇〇キンタルへ增加した。激減を示したのは桐油の輸出であつて、それは九四、〇〇〇から四六、〇〇〇キンタルへ減少してゐる。しかして此種貿易における香港の分前は、五月の八五、〇〇〇から四一、〇〇〇キンタルへ低下したが、香油は五月の二八、〇〇〇から六月の四一、四〇〇キロへ增加した。

國別輸出入

本年上半期における輸入貿易を概觀してみるに、ビルマ、佛領印度支那、及び暹羅からの輸入增加が目立つてゐるが、これは國內生產高の不足を補ふために、これらの諸國から米及び籾を多量に輸入したからである。しかしフラン

ス及びイタリーからの輸入も亦、一九三七年の上半期にくらべて相當の增加を示してゐる。輸入貿易においてもつとも猛烈な減少を演じたのは日本からの輸入であつて、それは前年同期の一億一千五百萬元から本年は僅かに六千二百萬元と半減してゐるのである。イギリスからの輸入も前年同期の六千八百萬元から本年は六千四百萬元に、同じくドイツも九千萬元から六千四百萬元に、そしてまたアメリカも一億一千五百萬元から八千六百萬元にそれ〴〵減少してゐる。

輸入貿易の總額に對する割合について云へば、アメリカの占める割合は、一九三七年の一九%から本年は一九・二八%へ增加してをり、またフランスも同じく一・〇九%から三・一〇%へ、そしてイタリーも一・〇四%から三・二四%へ何れも增加してゐる。ドイツは一四・九二%から一四・四九%へ落ちたが、しかしその減少率は極く僅かでほゞ前年の水準を維持してゐるのに對して、從來は總額の一九%を占めてゐた日本が本年は一四%を保持したにすぎなかつた。しかしてイギリスの輸入貿易總額に對する分前は、昨年の一一・三三%から本年上半期は八・九二%に低下してゐる。香港を經由して支那へ輸入されたもの(このうちには世界の各諸港からの輸入品が含まれてゐる)の占める割合は、昨年の一・六〇%から二・七〇%に上昇し、從つてその金額もほゞ三分一を增大してゐるのである。左表は、本年上半期における輸入累計を主要各國別につき前年同期との比較增減を示すと共に、それ〴〵の國が輸入總額に對して占める割合を明かにしたものである。(單位千元、割合%、△減)

輸入國別	一九三七年一—六月 金額	一九三七年一—六月 同割合	一九三八年一—六月 金額	一九三八年一—六月 同割合	同上比較增減
オーストラリア	一一、〇〇九	一・八一	八、四八三	一・九〇	△二、五二六
ベルギー	一七、八一一	二・九三	一一、九五八	二・六八	△五、八五三
英領印度	七、四一三	一・二二	四、二四八	〇・九五	△三、一六五
ビルマ	三、〇四八	〇・五〇	一〇、二二二	二・二九	七、一七四
カナダ	一二、二三六	二・〇二	四、一四五	〇・九三	△八、〇九一
フランス	六、六三二	一・〇九	一三、八三九	三・一〇	七、二〇七
佛領印度支那	一五、五四五	二・五六	一九、一〇二	四・二七	三、五五七
ドイツ	九〇、五八三	一四・九二	六四、七四八	一四・四九	△二五、八三五
イギリス	六八、八一一	一一・三三	三九、八六一	八・九二	△二八、九五〇
香港	九、七二〇	一・六〇	一二、〇七五	二・七〇	二、三五五
イタリー	六、三一二	一・〇四	一四、四七八	三・二四	八、一六六
日本	一一五、三六五	一九・〇〇	六二、六六六	一四・〇二	△五二、六九九
オランダ	三、三三八	〇・五五	二、四九三	〇・五六	△八四五
蘭領印度	四八、七七六	八・〇三	二一、八八三	四・九〇	△二六、八九三
フィリッピン	二、四〇七	〇・四〇	一、七五五	〇・三九	△六五二
暹羅	一〇、一七九	一・六八	二一、四六三	四・八〇	一一、二八四
合衆國	一一五、三八六	一九・〇〇	八六、一八二	一九・二八	△二九、二〇四

他方、輸出についてみるに、もつとも顯著な特長は香港に對する輸出の激增であつて、それは昨年の六千六百萬元

から本年は一億一千二百萬元に激増してをり、その輸出總額に對する割合も一九三七年の一三%から本年の三五%へ急上昇した。これに反し急減したものはアメリカへの輸出であつて、總額に對する割合では三二%から實に九%へと萎縮したのである。支那の輸出貿易のうちでドイツの占める割合は九%から七%へ低下したが、イギリスに對する輸出は、たとへ金額の上では約一千三百萬元の減少をみたとはいへ、その占める割合は七・四九%から七・一九%へ微減したゞけで、依然として着實な進展をみせてゐる。しかしながら注意すべきことは、支那から香港へ輸出されたものはこの港から世界の諸港へ再輸出されるといふ事實である。從つて次表の各國別の輸出額及びその割合も、右の觀點から吟味する必要がある。(單位千元、割合%、△減)

輸出國別	一九三七年一―六月 金額	同割合	一九三八年一―六月 金額	同割合	同上比較增減
オーストラリア	三、一八七	○・六六	一、六六七	○・五二	△一、五二○
ベルギー	三、三一八	○・六九	一、○八七	○・三四	△二、二三一
英領印度	六、七五七	一・四○	五、七四三	一・七八	△一、○一四
ビルマ	二、七○七	○・五六	三、一九七	○・九九	四九○
カナダ	五、四九八	一・一四	一、五五二	○・四八	△三、九四六
フランス	一六、四八一	三・四一	七、五一七	二・三三	△八、九六四
佛領印度支那	四、六○六	○・九五	五、六六一	一・七五	一、○五五
ドイツ	四三、九三一	九・一○	二三、三九七	七・二五	△二○、五三四
イギリス	三六、一五六	七・四九	二三、二一八	七・一九	△一二、九三八

香港	六六、六一三	一三・七九	一一二、四六五	三四・八三	四五、八五二
イタリー	三、二四〇	〇・六三	七二六	〇・二三	△二、五一四
日本	六三、一二五	一三・〇七	五五、六一九	一七・二二	△七、五〇六
オランダ	一〇、一二四	二・一〇	三、〇七〇	〇・九五	△七、〇五四
蘭領印度	三、九七七	〇・八二	二、六五三	〇・八二	△一、三二四
フィリッピン	四、四〇四	〇・九一	一、八八九	〇・五九	△二、五一五
暹羅	二、五四一	〇・五三	二、四六六	〇・七六	△七五
合衆國	一五五、六〇一	三二・二一	三一、六七七	九・八一	△一二三、九二四

貿易の動向

支那の多くの貿易港が日本の支配下におかれた結果として、支那の對外貿易の方向は、今次事變の勃發に先立つ一九三七年の上半期と比較して、そこに數多の變化が行はれた。從來まで輸入貿易の最大港として上海が保持してゐた地位は、九龍によつて取つて代はられた。昨年の六月末には、同年の上半期を通じての支那の輸入貿易の殆んど六〇%は上海を經由したものであつたが、それが本年は割合にして二四%以下、金額では二億五千七百萬元を激減したのである。中支及び北支におけるその他の貿易港も、天津を除いてはすべて同樣に減少してゐる。ひとり天津のみはその輸入割合を昨年の九%から本年の二一%に高め、かくて金額も三千九百萬元を增加してゐるのである。南支では汕頭の輸入貿易額が僅かばかり增加し、その割合も三%から約六%へ高まつたが、しかし廣東の增加は顯著であつて、金額にして一千九百萬元の增加、割合も三%から八・五%に上昇した。同時に九龍經由の貿易額も約九千萬元を增大し、

その總輸入額に對する割合も昨年の五％から本年は二七％に上進した。輸入額を各港別に比較對照すれば次の如くである。（單位千元、割合％、△減）

港名	一九三七年一―六月 輸入金額	同割合	一九三八年一―六月 輸入金額	同割合	同上比較增減
天津	五六、三八四	九・二九	九五、九八九	二一・四八	三九、六〇五
青島	三一、八〇〇	五・二四	七、三三八	一・六四	△二四、四六二
漢口	二〇、七〇九	三・四一	一、七五九	〇・三九	△一八、九五〇
南京	五、七七七	〇・九五	—	—	△五、七七七
上海	三六三、八二〇	五九・九二	一〇六、六五六	二三・八七	△二五七、一六四
福州	三、〇七八	〇・五一	二、九一八	〇・六五	△一六〇
厦門	七、一六九	一・一八	四、八〇二	一・〇七	△二、三六七
汕頭	一九、三〇一	三・一八	二六、六二八	五・九六	七、三二七
廣東	一八、四八二	三・〇四	三七、九九一	八・五〇	一九、五〇九
九龍	三二、四四〇	五・三四	一二二、二六一	二七・三六	八九、八二一

輸出貿易の主要港の中では、天津が現在では從來まで上海が保持してゐた首位を獲得し、いまや支那の輸出貿易のうちでこの港を經由する輸出額は二五％以上に達してゐる。上海は昨年よりも一億七千六百萬元を減少し、その割合も二二％へ低下して第二位に落ちた。輸出貿易の增加をみせたのはひとり南支の諸港のみであつて、例へば汕頭の占める割合は昨年の三％から本年の約五％に增加してゐるし、また廣東の如きは金額において三千三百萬元以上を增加

することによつて、その割合も五・五%から約一九%へ上昇してゐるのである。廣東貿易の多くは珠江を下つて香港へゆき、そこで積換へされて世界の諸港へ積出されるのである。輸出額とその割合とを各港別に比較對照すれば、次表の如くである。(單位千元、割合%、△減)

	一九三七年一―六月		一九三八年一―六月		
	輸出金額	同割合	輸出金額	同割合	同上比較増減
天津	八五、二七八	一七・六六	八二、〇六一	二五・四一	△三、二一七
青島	四二、七五二	八・八五	八、二七七	五・五六	△三四、四七五
漢口	四、二七八	〇・八九	二七三	〇・〇九	△四、〇〇五
南京	五六六	〇・一二	—	—	△五六六
上海	二四九、〇八九	五一・五七	七三、〇四九	二二・六二	△一七六、〇四〇
福州	一、七五九	〇・三六	一、二四二	〇・三九	△五一七
厦門	二、一八六	〇・四五	二、〇一六	〇・六二	△一七〇
汕頭	一四、四一二	二・九八	一五、七九二	四・八九	一、三八〇
廣東	二六、九〇四	五・五七	六〇、三〇三	一八・六七	三三、三九九
九龍	三、五六〇	〇・七四	一三、二三九	四・一〇	九、六七九

〔輸入〕

(A) 六月の輸入額が五月と比較して増加せるもの

	五月	六月	一―六月累計	前年同期
綿布、生地	七四六、七四五元	一、五四八、六六六元	三、八八一、八〇六元	五、七四三、五五〇元

綿布、晒又は染色	一、二七七、〇三六	一、七二九、七五六	四、四八六、九七一	四、〇七三、四〇八
綿　布、雜	四五、七四〇	五五、一三九	二四八、二九三	七八七、六一〇
綿　製　品、雜	一七三、〇八〇	一九七、四八四	一、六六九、三九六	一、五八七、〇五五
棉花、綿糸、縫糸	九二一、六四五	二、七一〇、七四三	六、五九六、二〇一	一五、二〇八、七一四
穀物及び穀粉	二〇、〇二一、一五七	二〇、四四三、二〇〇	八四、四五五、九四九	三二、六九六、六七五
木、竹、籐、莚、麥稈	六二〇、三五五	七四三、三七〇	二、七四五、五九七	四、六三二、二七一
獸皮、鞣皮、其他動物各種毛皮	四五五、二七九	五五〇、四七七	一、九八四、七五九	三、〇二五、三四二
生糸(人造絹糸を含む)及び同製品	三八一、二四五	五九三、五九六	一、三九九、五七一	一〇、〇七一、八二三
石材、泥土、砂、及び同製品	三四三、四四八	三五三、八一六	一、五〇四、四四〇	二、三三七、一八〇
陶磁器、琺瑯製品、ガラスその他	二六一、七五五	二八七、四八三	一、五六五、六五五	四、〇二八、二三〇
果實、種子、及び野菜	八三七、五六八	九五三、四四五	四、一九六、五〇一	三、九六〇、八九五
羊毛及び同製品	六九六、五六九	七一八、七三七	四、七一四、一三一	二四、八七六、一九六
金屬製品、各種	一、九〇六、七二二	一、九九三、五〇一	一四、三四四、五九五	二七、四二〇、五二五
雜　品	三、三三八、四六九	三、六〇五、六四九	七八、六〇七、六一八	五五、七五九、八七二

（B）六月の輸入額が五月と比較して減少せるもの

綿　布、捺　染	四一五、四七三	一四七、七一六	八〇二、〇〇八	四五〇、六二〇
酒、麥酒、酒精、飲料水	二八八、九五〇	二〇四、七二八	九〇五、八二五	七八九、六〇四
化學藥品及び藥材	四、八四七、三七七	四、五五二、三九四	一三、七二三、三〇八	三六、七〇一、六八六
製藥及び香料	七三〇、九三七	四七〇、五二九	三、〇四九、四七三	四、七五七、九四四
煙　草	三、九〇四、五六五	二、三五六、九〇四	一二、七四六、三二三	一四、七八四、九五三

書籍、地圖、紙、パルプ	四、一三九、八〇一	三、四〇八、四九三	二一、九九七、二八二	四五、四一三、九四三
亞麻、ラミー、大麻、黄麻	二、一五七、七三八	一、二五〇、五八〇	九、〇二一、五九六	一三、九二一、四五六
金屬及び鑛石	五、八五二、二九六	五、〇九〇、三〇九	三五、七三九、二七七	八八、三七六、六一三
動物製品、罐詰及び各種食料品	八九五、三七二	七八二、九五六	三、九一五、七五九	五、三四七、七五五
魚介及び海產物	六四五、七七九	四一一、一一〇	三、六二五、八四六	九、四八八、五三七
染料、顏料、塗料、ワニス	二、三一〇、八四八	二、二五二、三一五	九、三〇二、六四九	二六、〇二二、七六三
機械及び器具	四、〇三五、七九九	三、七六四、〇〇四	二二、六六〇、六五六	四三、六三八、三五六
石炭、燃料油、瀝青、瀝油	七一八、九三四	四九二、四四九	三、八一五、七七三	四、〇六四、〇一〇
砂糖	一、三〇四、一三二	一、一八六、三三八	六、六六七、三三〇	一三、六一八、五三六
木材	一、六七七、三四九	一、五〇八、〇二二	七、三二三、七四三	一〇、三九八、九五八
蠟燭、石鹼、油、脂肪、蠟、ゴム、樹脂	六、六七三、〇一四	五、二六一、七九一	四六、九四七、八六七	六六、八〇六、八四〇
車輛及び船舶	二、〇八四、一一五	一、九九九、八三五	一九、四二五、四三六	二五、二二三、〇四五

〔輸出〕

（A） 六月の輸出額が五月と比較して増加せるもの

動物及び動物製品（獸皮、鞣皮、毛皮、魚介、海產物を含まず）	九、三八四、八四九	一二、〇一九、四六三	四五、八八〇、一三〇	六一、九六〇、五八三
織物纖維	一四、五九二、一四三	二〇、一四三、二六四	六九、四四〇、四七五	八〇、八九八、八二五
綿布	二、〇六〇、三〇二	二、二六一、七七〇	九、六九八、八三五	一二、六八二、九一九
獸皮、鞣皮、及び毛皮	二、六〇八、八九六	二、九三一、九一九	一〇、九〇八、一八三	四四、〇七四、五六六
穀物及び穀物製品	一一八、九四四	一七〇、七一九	五一三、四七四	一二、二五五、九四三
野菜	八一五、四七〇	一、一三〇、二一〇	四、七四八、二三九	五、九二二、三三〇

綿糸、縫糸、同刺繡	四、三二七、七五三	五、八二七、九四一	二三、七八〇、二三九	二三、七八七、五八五
茶	一、一八四、二七二	一、九七五、一八九	八、九二五、三一六	一一、四九三、三一三
煙草	五八一、〇三三	六八二、九三五	三、四六五、三一三	五、三五二、二六三
砂糖	二、四四九	五、〇三八	二七、七三三	二、七八四
紙	四七九、二七一	七一七、四七七	三、四三二、五六九	三、四四四、六〇二
鑛石、金屬及び金屬製品	六、三三四、四八五	九、三一二、九七三	五三、三八三、五八三	四八、七五〇、九五九
ガラス及びガラス細工	五一、一三五	六五、四八八	二九四、八三八	二五一、七二四
製藥及び香料（化學藥品を含まず）	一、〇六九、一一三	一、三九四、〇六六	五、八三六、三八一	五、九〇〇、一一四
化學藥品及び化學製品	四〇六、五六八	九一〇、八五〇	二、五四三、三二四	四、二八二、二四一
石材、泥土、砂及び同製品（陶磁器及び琺瑯製品を含む）	三三五、九三一	四九三、六一〇	二、二三九、九五三	二、六〇七、五三五
木材、硬木、及び同製品	二〇二、七三三	二八一、七八九	一、五一〇、九二五	一、八九三、八九五
豆類及び豌豆	五七、七七五	六二、〇二六	四五三、七〇八	四、三八八、六三一
種子	一、四五七、三〇六	二、七三八、〇四〇	八、二九八、八三四	二六、三一四、八九七
その他の纖維製品	八六一、八六六	一、二二五、三一四	五、二四五、七二一	六、六四七、一一四
火酒	一一〇、五三一	一二〇、八一三	六四一、八〇〇	七一三、七四七
生果、乾果、製果	六一一、七二一	六四一、〇九一	四、九六九、一五七	七、八八七、〇〇六
燃料油	四四三、五一四	九七六、七八九	六、二六五、六九二	七、八八二、二二九
雜品	二、四四二、六七三	二、九一五、一五四	一五、五七八、一八二	一三、三五九、七四三

（B）六月の輸出額が五月と比較して減少せるもの

魚介及び海産物	二七五、五七〇	二七二、二二一	一、三三七、一六四	一、八二一、三五八

その他の蔬菜	四九八、八〇三	四六九、八三六	一、九五一、一二〇	四、三四五、四五一
植物性染料	二〇〇、七九九	六八、三三六	六〇四、七四一	九七五、一九八
植物油、脂肪、蠟	五、四一七、一九三	四、一七八、〇六四	二七、六九一、三六〇	七九、七〇一、六六八
印刷品	二六二、四八〇	一九五、九四四	一、六一五、四三三	一、三八六、五六一
竹	二一二、九五九	一八九、五一〇	一、二七二、六二四	一、八〇二、〇五〇
籐	九、三八四	八、〇五九	五〇、八八五	七一、五一七

第六章　上海・香港貿易をめぐる日・英・米・獨

一九三八年上半期上海貿易概觀

入超七割減

六月における上海の輸入額は、五月とくらべて五十萬元足らずの增加であつたが、他方、輸出は三百萬元以上も增加して本年中の最高額を記錄した。右の如き增加は、ほゞ五十萬元以上も增加した茶を筆頭に、綿糸、生糸、綿布、及び動物製品の輸出が大いに振つたからである。從つて六月の入超額は、五月の六百三十萬元に對して三百六十萬元と約半減し、昨年同月の二千三十萬元と比較すれば素晴しい減少ぶりである。そこで本年上半期末の入超は三千百三萬元となり、それは一九三七年上半期の約一億一千四百萬元に比して大收縮を示してゐる。いま六月の貿易統計を前十月及び前年同月と比較すれば次の如くである。(單位元、△減)

	一九三八年六月	同年五月	前年六月
輸入	一八、七七五、五〇一	一八、二九七、六一三	六四、四一三、一五[illegible]
輸出	一五、一四六、六〇〇	一一、九五五、五二一	四三、八四二、七一〇
計	三三、九二二、一〇一	三〇、二五三、一三四	一〇八、二五五、八六七
差引入超	三、六二八、九〇一	六、三四二、〇九二	二〇、五七〇、四四七

	六月貿易額の對前月比較増減	同上割合
貿易總額	三、六六八、九六七	一二・一%
輸入	四七七、八八八	二・六
輸出	三、一九一、〇七九	二六・六

	六月貿易額の對前年同月比較増減	同上割合
貿易總額	△七四、三三三、七六六	△六八・六%
輸入	△四五、六三七、六五六	△七〇・八
輸出	△二八、六九六、一一〇	△六五・四

なほ本年一月以降六月に至る累計を前年同期と比較すれば次の如し――

	一九三八年一―六月	一九三七年一―六月	同上比較増減	同割合
輸入	一〇四、一七一、八〇二	三六二、九四九、五五九	△二五八、七七七、七五七	△七一・〇%
輸出	七二、八六二、三九九	二四九、〇〇五、二八七	△一七六、一四二、八八八	△七〇・七
計	一七七、〇三四、二〇一	六一一、九五四、八四六	△四三四、九二〇、六四五	△七一・〇
差引入超	三一、三〇九、四〇三	一一三、九四四、二七二	△八二、六三四、八六九	△七三・〇

事變勃發以來十ヶ月間にわたる上海の各月貿易額を示すと次の通りである。（單位元）

	輸入	輸出	合計
一九三七年 八月	二八、一六二、二九四	二三、七五六、九三五	五一、九一九、三二九
九月	七、三一九、七一四	二七、九三二、四四七	三五、二五二、一六二

十月	八、六一〇、二〇七	一四、二一三、八四〇	二二、八二四、〇四七
十一月	一〇、三九〇、九一五	一八、〇二七、一七一	二八、四一八、〇八六
十二月	一三、七六六、二一四	一八、五六九、〇八四	三二、三三五、二九八
一九三八年　一月	一五、三九〇、二三八	一〇、六八一、三〇〇	二六、〇七一、五三八
二月	一七、一六〇、二六四	一〇、三九八、二六二	二七、五五八、五二六
三月	一九、二三三、四九九	一二、五五四、二二五	三一、七八七、七二四
四月	一五、三一四、六八七	一二、〇八六、四九一	二七、四〇一、一七八
五月	一八、二九七、六一三	一一、九五五、五二一	三〇、二五三、一三四
六月	一八、七七五、五〇一	一五、一四六、六〇〇	三三、九二二、一〇一
計	一七二、四二一、一四六	一七五、三二一、八八六	三四七、七四三、〇三二

一九三七年といふ年は、事變勃發前までは幾分ブームに似た樣相を呈した年であつたが、いま本年及びこの昨年の數字を更にその前年たる一九三六年と比較すれば次表を得る。(單位元、△減)

	一九三八年六月	一九三七年六月	一九三六年六月
輸入	一八、七七五、五〇一	六四、四一三、一五七	四四、七一八、九八三
輸出	一五、一四六、六〇〇	四三、八四二、七一〇	三二、六五八、五六九
計	三三、九二二、一〇一	一〇八、二五五、八六七	七七、三七七、五五二
差引入超	三、六二八、九〇一	二〇、五七〇、四四七	一二、六六〇、四一四

	一九三八年一―六月	一九三七年一―六月	一九三六年一―六月
輸入	一〇四、一七一、八〇二	三六二、九四九、五五九	二七六、三三二、五一九
輸出	七二、八六二、三九九	二四九、〇〇五、二八七	一七三、七〇八、九九八

計	一七七、〇三四、二〇一	六一一、九五四、八四六	四五〇、〇四一、五一七
差引入超	三一、三〇九、四〇三	一一三、九四四、二七二	一〇二、六二三、五二一

	一九三八年六月貿易額の對一九三六年同月比較增減	同割合
貿易總額	△四三、四五五、四五一	△五六・一%
輸入	△二五、九四三、四八二	△五八・〇
輸出	△一七、五一一、九六九	△五三・六

	一九三八年一―六月累計の對一九三六年同期比較增減	同割合
貿易總額	△二七三、〇〇七、三一六	△六〇・六%
輸入	△一七二、一六〇、七一七	△六二・三
輸出	△一〇〇、八四六、五九九	△五八・〇

輸入商品

六月における輸入のうちでもつとも目立つて增加したものは、棉花、染料、顏料、金屬及び鑛石、並びに雜品である。棉花は五月の二、二六二キンタルに對し二二、九四四キンタルに達したが、このうち合衆國から一二、〇〇〇、印度から五、一一三、そしてエヂプトから三、三七三キンタルをそれぞれ輸入したのである。アニリン染料の輸入は五月の三四二、〇〇〇元から五八八、〇〇〇元に增加したが、大部分はドイツから仕向けられたものである。アニリンの增加に對し人造藍は五月の一八四、〇〇〇元からたつた八一、〇〇〇元に減少した。

アルミニウムの輸入は五月の一七三、〇〇〇キロから六月の四四六、〇〇〇キロに著增したが、このうちカナダが半

分以上を供給し、スイスも亦一五一、〇〇〇キンタルを上海へ向けて送り込んでゐる。アルミニウム箔の輸入も五月の僅か四キロに對し約七九、〇〇〇キロに達したが、三九、七〇〇キロはドイツから輸入されたものであつた。六月中に輸入された鐵鋼は、山形鋼、I形鋼、橋梁建設材料（桁）を含めて、五月の總高よりも增加を示した。

輸入商品のうち五月の總額よりも減少を示したものは、煙草、穀物及び穀粉、機械及び器具であつた。尤も五月の煙草輸入額は甚だ大きなもので、四月のそれよりも四倍も多かつた。ビルマ及び印度支那からの米及び籾の輸入も亦目立つて殖えてゐたが、六月の食料品輸入は非常に減つて、例へば米及び籾の輸入高は、五月の九七、〇〇〇キンタルに對し六月は僅かに一〇、〇〇〇キンタル足らずであつた。しかし小麥粉は七、〇〇〇から約一〇、〇〇〇キンタルに增加し、その他の穀粉も五四、五〇〇キロから三九二、〇〇〇キロに增大したが、このうち日本は一五五、〇〇〇、合衆國が一〇二、〇〇〇キロであつた。輸入商品のうち穀物及び穀粉の項目の中では、カナダの四八、〇〇〇金單位、印度支那四三、〇〇〇金單位、及び合衆國三四、〇〇〇金單位がその主なるものであつた。

機械及び器具の輸入について云へば、イギリスが一五六、〇〇〇、日本一一九、〇〇〇、アメリカ八七、〇〇〇、ドイツ八三、〇〇〇各金單位をそれ〴〵供給してゐる。日本からの五月の輸入額は、イギリス及びドイツがそれ〴〵一〇八、〇〇〇及び一二〇、〇〇〇金單位を供給し、また合衆國からの輸入額も一七三、〇〇〇金單位に達したにもかゝはらず、僅かに七、三〇〇金單位にすぎなかつたのである。

ドイツからの金屬製品の輸入は、五月の一〇九、〇〇〇から六月の八五、〇〇〇金單位へ低下したが、しかしドイツはまた此種商品の主なる供給者であつた。しかしてイギリスからの金屬製品輸入は四一、〇〇〇から三〇、〇〇〇金單

位に減少したが、日本からは五月の二、〇〇〇金單位足らずの輸入額に對し、六月は約五〇、〇〇〇金單位のものが輸入された。この種の商品貿易に對するアメリカの分前は、五月の八九、〇〇〇に對して六月は六四、〇〇〇金單位に減つたが、スイスは五月の總額よりも僅かばかり增加して七五、〇〇〇金單位を記錄した。

六月における化學肥料の輸入高は五月よりも倍增して二、〇〇〇キンタルに達したが、それらはすべてドイツの供給したもので、また化學藥品の前月の三五、〇〇〇金單位に對する六二、〇〇〇金單位も、ドイツから輸入されたものであつた。イギリスの分前は一九、〇〇〇から三、〇〇〇金單位に落ち、これに反して日本は二、〇〇〇から約二二、〇〇〇に金單位增加せしめた。

アメリカのガソリン供給高は、五月の二二〇萬リツトルから二五〇萬リツトルへ增加したが、蘭領印度からの輸入も同じく八三・五萬リツトルに殖えた。また蘭印からの煤油輸入は些少の變化を示してほゞ二四〇萬リツトルであつたが、合衆國の分は二三〇萬リツトルから一二〇萬リツトルに激減した。

日本は板紙の輸入總高六、五〇〇キンタルのうち五、四〇〇を、また卷煙草用紙の二一九、〇〇〇キロのうち一九八、〇〇〇をそれぞれ供給した。即ち紙及び紙製品の輸入總高二四、〇〇〇金單位のうち一二、〇〇〇金單位までは日本から輸入されたものだつたのである。

アメリカ及びオーストラリアの靴底革の供給は、それぞれ一〇、〇〇〇及び五、三〇〇キロに達したが、前月の五月にはアメリカからの輸入は皆目なく、またオーストラリアからの輸入も四、〇〇〇キロ以下であつた。

輸入された石炭の總高一四、〇〇〇佛噸のうち佛領印度支那は一〇、〇〇〇トンを供給してゐるが、しかしこれは五

月の一五、七〇〇トンにくらべれば減つてゐる。

次表は、本年及び前年の上半期輸入額を、各商品別について比較對照したものであるが、これによつて事變勃發以來上海の輸入額がいかに減少したかゞ判る。(單位百萬元)

	一九三七年	一九三八年
綿布	九・三	一・〇
棉花	一三・三	三・六
羊毛及び同製品	二二・三	三・四
金屬及び鑛石	六三・六	一三・五
機械及び器具	二四・九	八・二
車輛及び船舶	一四・三	三・〇
金屬製品	二一・一	三・八
穀物及び穀粉	六・七	九・〇
煙草	一二・一	一〇・三
化學薬品及び製藥	一九・三	四・〇
染料及び顏料	一七・九	三・六
油、脂肪、その他	二三・九	一二・五
紙及びパルプ	三三・五	一〇・一
石炭及び燃料油	二・一	二・五
雜品	三四・八	四・〇

一九三八年上半期を通じての上海の輸入總額は、前年同期の三六二、九四九、五五九元に對して一〇四、一七一、八〇二元であつて、これが減少率は七一%に達した。

輸出商品

六月の上海からの輸出商品のうち五月に比較して増加を示した主要な項目は、織物製品と茶とであつた。

生糸再製品の輸出は五月の一三、〇〇〇キロから二一、〇〇〇キロへ増加したが、大抵はフランス及び合衆國へ積出されたものであつた。しかして機械製糸の輸出は七、八〇〇から七七、五〇〇キロへ増加したが、このうち五七、〇〇〇まではフランスへ仕向けられた。

木綿製短靴下及び長靴下の輸出は、五月の二七、六〇〇ダースにくらべて三二、〇〇〇ダース以上に達し、大部分はフイリツピンへ船積された。また綿糸輸出は、五月の六、七五〇キンタルに對し六月は一四、一二七キンタルに增大したが、そのうちの半分は英領印度へ輸出され、また蘭領印度にも三、五〇〇キンタルが積出された。

工夫紅茶の六月の輸出高は、五月の二四二キンタルに對し一、二〇〇キンタルで、このうちの大部分たる八〇〇キンタルまでがオーストラリアに仕向けられた。その他の紅茶は、五月の二六三に對し一、三五〇キンタルに達し、そのうちの半分以上がイギリスへ輸出された。小珠綠茶は一、九〇六から二、七八〇キンタルへ增加し、このうち一、五一三キンタルがモロツコへ仕向けられたが、雨前綠茶の輸出も五月の三、〇〇〇から四、〇〇〇キンタルへ增加し、このうち二、八一一キンタルはモロツコへ積出された。その他の綠茶の輸出も、五月の一、二〇〇から二、二七五キンタルへ殖え、かくて六月の茶の輸出總額は、五月の六八四、〇〇〇元に對し一、一一〇、〇〇〇元に激增したのである。

濕凍蛋黃(卵黃)の輸出は、五月の六〇〇から一、八二四キンタルへ增加したが、また卵白も六二四から一、六六六キンタルへ增加した。濕凍鷄卵(殼を割り卵黃と卵白とに分たざるもの)は一九、〇〇〇から一五、〇〇〇キンタルへ落ちたが、殼付卵は九九二千個から四、〇〇四千個に增加し、そのうちの全部がドイツへ積出された。

次表は、本年上半期及び昨年同期における上海の輸出額を、主要商品別について比較對照したものである。(單位百萬元)

	一九三七年	一九三八年
動物製品	三四・五	一五・九
獸皮、毛皮その他	二一・七	二・四
油及び脂肪	五五・三	三・六
種子	一一・七	〇・二
茶	九・〇	五・八
織物纖維	三四・五	五・五
綿糸及び刺繡	一五・一	一四・一
綿布	一〇・一	七・〇
その他織物	二・四	一・一
鑛石及び金屬	二二・四	一・五
雜品	六・三	七・六

上海貿易を繞る日英米獨

本年六月及び同上半期における上海の外國貿易に關する數字は、前節において明かであるが、こゝではそれを補促する意味で、上海貿易のうちにおいてイギリス、合衆國、ドイツ、及び日本が占める分前について詳細に論究することにする。本年の上半期を通じての日英貿易の詳細なる比較統計は、本章の末尾に採錄しておいた。

日本の新輸出市場

本年々初來（一月以降四月まで）日本の對外貿易が輸出入ともに激しい低落を演じつゝある事實を記すことは興味がある。次表をみよ。（單位千圓）

	一九三八年の最初の四ヶ月	一九三七年同期
輸出	八三七、八四三	一、〇一一、四六七

輸　　入	九五〇、三六二	一、四〇七、三一四
計	一、七八八、二〇五	二、四一八、七八一
入　　超	一一二、五一九	三九五、八四七

輸入の減退が際立つてゐるのは、政府が強度の輸入統制を實施してゐるためであつて、輸出の減少は、世界貿易の全般的收縮と相俟つて、一部分は疑ひもなく、原料輸入の制限に伴ふ輸出商品價格の割高に基くものである。本年の最初の四ヶ月における輸出は、一九三七年の同期とくらべて一七%の減少であつて、四月における減少について云へば、前年四月よりも一六%低かつた。

本年第一四半期における詳細なる輸出統計が大藏省から發表されたが、それによると、輸出貿易總額の甚しい低落にもかゝはらず、南アメリカへの輸出は四〇%を增大し、他方オーストラリアに對する輸出も一〇〇%を增加してゐる。合衆國への輸出は、一九三七年第一四半期の一五七、六六三、〇〇〇圓から本年の八六、八一六、〇〇〇圓へ低落したが、この減少のうち約一五、〇〇〇、〇〇〇圓は生糸輸出の不振によるものであつた。滿洲國、關東州、及び支那への輸出は增加したとはいへ、對アジア洲貿易ですらも四五、〇〇〇、〇〇〇圓の減少を示してをり、しかして右のうちもつとも顯著な低落を演じたのは、蘭領東印度の二八、〇〇〇、〇〇〇圓、英領印度の一八、〇〇〇、〇〇〇圓―尤もこの數字は、現在は別箇の項目として發表されてゐるビルマの數字を加算すると、一四、〇〇〇、〇〇〇圓となるわけだが―、海峽殖民地の一三、〇〇〇、〇〇〇圓、及び香港の一二、〇〇〇、〇〇〇圓等であつた。海峽殖民地に對する輸出の減退は、一七、一二一、〇〇〇圓から四、三三二、〇〇〇圓へ、そして香港のそれは一五、四〇八、〇〇〇圓から三、七七一、〇〇〇

圓へであつた。この海峽殖民地と香港との數字は、輸出統計表の中で邦品ボイコツト運動の結果を示す唯一の數字である。合衆國でも州によつては、大衆の壓倒的支持をうけて日本製生糸の不買運動が行はれてはゐるが、アメリカの日本製生糸に對する購買額の減少の程度は、實際においては、同じくアメリカの雜品を含む各種の日本製品に對する購買額の減少よりも遙かに少いものであつた。中央アメリカ及びアフリカに對する輸出は、一九三七年の第一四半期よりもそれ〳〵二五％を減少した。アフリカは最近獲得された新市場であるが、それが本年は一九三七年の同期にくらべて實に三分一に減少してしまつたのである。

アメリカの極東貿易

アメリカ商務省では去る八月十二日に、過去六ケ月における對支及び對日貿易暫定數字を發表した。即ちそれによれば、日本に對する輸出は、前年同期の一六五、六一一、〇〇〇ドルに對し、本年は一二四、九五八、〇〇〇ドルで、同じく支那に對する輸出は、昨年の三一、二九七、〇〇〇に對し本年は二一、五五〇、〇〇〇ドルであつた。他方、日本からの輸入は、前年同期の一一一、〇三〇、〇〇〇に對し本年は五八、五四二、〇〇〇ドルとほゞ半減してをり、また支那からの輸入は、昨年の六一、九八五、〇〇〇に對し本年はたつた二一、八三八、〇〇〇ドルに過ぎなかつた。これに反し香港に對する輸出は增加して、昨年の七、七三九、〇〇〇から本年は一二、〇〇五、〇〇〇ドルに達したが、しかし一方輸入は、昨年同期の五、六七七、〇〇〇から一、九四三、〇〇〇ドルへ急減してゐる。

日本との戰爭によつてつくり出された諸困難にもかゝはらず、支那がその主要生產物の輸出を維持してゐるその能力は、ニユーヨークの財界でも少からず驚嘆の的であつた。例へばジヤーナル・オブ・コムマース誌は、その最近號

の社說において次の如く述べてゐる――

「いまから一年前に日支の抗爭の勃發したとき、日本は間もなく支那の諸港を占據し、さうして少くとも一時的にも支那の輸出を阻害するだらうと信じられたので、われ〳〵が支那から手に入れる諸商品の相場は急騰を演じた。われ〳〵の支那からの主要輸入品たる桐油の相場は、事變勃發直後の二ケ月のあひだに約七〇%を騰貴し、そしてその後は二倍の値段となつた。アンチモニー、卵白、タングステン、及び精卵の價格も亦、猛烈に騰貴した。

しかし時が經つに從つて、海外へ船積みするために、これらの生產物を持ち出す手段と方法とが發見された。これらの生產物は、以前は主として船で揚子江を下り、それから上海でバラで積換へられて海外へ積出されたものであつた。ところが現在ではこの上海が日本軍によつて支配されてゐるので、これらの商品を奧地から運び出すのに、主として粵漢鐵道を賴むことになつた。最初は、容器の不足が重大な障碍であつた。さうして日本軍の飛行機による鐵道に對する不斷の爆擊も亦、これが鐵道による輸送を妨害した。しかしそのうちに必要な容器も手に入り、また支那人は、鐵道の空襲によつて破壞された個處を修理することに熟練するようになつた。それ故に、年が變つて今年になると、巨額の商品が再びこの國へ積出されたのである。

その他の商品と同樣に、われ〳〵の支那から輸入する生產物のストックは、將來の價格騰貴を見越して、昨年の事變直後頃には非常に殖えた。しかし消費が減少するや價格は低落し、且つ支那からのこの國に對する供給は今後もつゞくであらうといふ事實が明瞭となつた。そこで支那の桐油の價格は、事變前の相場以下に低落した。そして相場が强調を呈したのはこの六月になつてからであつて、これはアメリカの景氣恢復と日本軍の漢口への進擊とを材料に容れ

たからである。

もしも日本軍が漢口を攻略するか、或は粤漢鐵道を効果的に遮斷するならば、支那は事實上その商品を大量的に海外へ積出すことはできないかも知れない。事實、最近になつて、廣東航路の貨物輸送は甚しく制限され、時としては不可能でさへあると報じられてゐる。だからしてこれら商品の流れは、現在支那で戰爭が繼續されてゐる結果として一時的にもなほ甚しい妨害をうける可能性が存在するのである。」

獨支貿易の變調

支那事變勃發の一週年記念日にベルリンの日刊新聞ゲルマニアは、ドイツの對支及び對日貿易の戰爭による影響を調査してゐるが、その調査の結果によると、支那に對する貿易は非常に興味ある發展を示してゐる。同紙は次のやうに書いてゐる――

「日支戰爭は既に、これら兩國に對するドイツの經濟的關係に深刻な影響を及ぼしてゐる。これらの影響は或る程度まで實際に武力衝突が惹起される以前においてすら感じられてゐた。といふのは支那と日本とは何れも――特に支那においては――ヨーロッパの工業生産物は戰爭が現實に開始されたあとでは不足を告げるだらうと見越して、その不足狀態に對應するために、ドイツ製品を含むヨーロッパの工業生産物を豫めストックしてゐたからである。

支那は最初から、日本海軍によつて自國の港が封鎖される可能性を考慮しなければならなかつたので、躍氣となつてストックの蓄積に努めたのである。戰爭が勃發し、そしてこの國の多方面にわたる經濟的に重要な部分が日本軍によつて占據された後は、支那への輸入は極めて急速な、しかも顯著な低落を演じた。支那からの輸出も亦、最初は甚

しい收縮を來たしたが、しかし間もなく、戰爭材料の缺くべからざる輸入を維持するために外國爲替を獲得するといふ絶對的必要性は、支那をしてその輸出を再び增加せしめるように驅り立てたのである。

この如き發展は、特に昨年の數ヶ月のあひだにおいて、獨支の貿易尻に極めて顯著に影響した。一九三六年には、ドイツの支那への輸出は、總額一三二、五〇〇、〇〇〇マルクで、他方、支那からの輸入は僅かに一一三、五〇〇、〇〇〇マルクであつた。それが一九三七年になると、支那への輸出は一四八、三〇〇、〇〇〇マルクへ增加し、これに反し支那からの輸入は九三、六〇〇、〇〇〇マルクへ減少した。ところが、一九三七年の第一四半期を一九三八年の同期と比較する場合、いまやこの傾向が逆になつた事實がみられるのである。一九三七年の第一四半期において、ドイツは支那へ三五、一九〇、〇〇〇マルクを輸出し、しかしてこれと同じ時期に總額一七、七四〇、〇〇〇マルクを輸入した。ところが一九三八年第一四半期には、ドイツの支那に對する輸出は僅かに二一、六八〇、〇〇〇マルクにすぎなかつたのに、支那からの輸入は、一九三七年同期の輸入額よりも約七〇%を增加して、二九、八六〇、〇〇〇マルクと報告されてゐるのである。」

右は、一九三七年におけるドイツの支那への輸出が一九三六年と比較して增加した——それらの輸出品はほとんどもつぱら工業生産物から成立つてゐたわけだが——にもかゝはらず、支那の輸出力が減退した結果として支那からの輸入が減つた事實を意味してゐるのである。このことはドイツの貿易上の受取勘定をして三倍に增加せしめたのだ。しかしながら一九三八年の第一四半期には、戰爭のための原料や機械が必要であるといふことは暫らく別として、ともかくも支那市場が殆んど何物をも輸入する力がなく、その結果ドイツの支那に對する輸出も目立つて減少したが故に

情勢は一變してしまつた。

他方において、ドイツの支那からの輸入は顯著な増加を示した。このやうに傾向が完全に一變してしまつた結果として、ドイツの對支貿易ははじめてドイツ側に逆調をもたらすやうになつて來た。

ドイツの支那からの輸入商品は、主として棉花、羊毛、苧麻、及び大麻の如き織物原料並びに鷄卵、乾卵白、及び黄卵等の食料品から成立つてゐる。ドイツの支那に對する輸出品では硫安、紙類、板紙、アニリン染料、鑄鐵及び鍛鐵針金、鐵道建設材料等がその主なるものである。最近數ヶ月におけるドイツの支那への輸出に關しては、香港へ積出された商品の大部分が、その最後の仕向地は支那であつても、對支貿易統計の中には恐らく採錄されてゐないだらうといふことを、念頭に止めておく必要がある。

國別輸入商品細目(單位海關金單位)――一九三七年一―六月累計對一九三八年一―六月累計比較

	イギリス(但し上海のみ)		日本(但し上海のみ)		アメリカ(但し上海のみ)		ドイツ(但し上海のみ)	
	三七年上期	三八年上期	三七年上期	三八年上期	三七年上期	三八年上期	三七年上期	三八年上期
綿製品	二九七、八四五	一九二、八四八	二、七九四、八五三	五〇、六九六	五三、一五七	二九、一四三	六五、五七一	一八、一六八
棉花、綿糸、綿縫糸	四三八、九三一	一七七、八一八	二一九、〇一七	五一、三八九	一、一四五、四六二	五〇八、六一三	一、五九〇	四九
亞麻・ラミー、大麻、黄麻及び同製品	七〇七、三二四	一六九、三七九	四六九、三一五	九、九二四	二、〇三九	三、一九七	一三、四三三	一、五〇二
羊毛及び同製品	五、六一五、三七四	一、〇七六、三三六	二、六八〇、四八五	三二、一五〇	二三、九八五	三、九八二	一六八、七八一	八九、一四七
生糸(人造絹糸を含む)	二六、一九六	一一、五八二	一、九一二、七八六	七六、五六六	二三、一二七	九、三三八	二六、九三七	一五、三三三

金屬及び鑛石	三、七二八、五〇五	一、三二九、二五四	三、二八八、一三一	三六、二四四	五、九九七、五八八	二、〇六六、八六〇	四、四〇〇、一三〇	八九七、四八三
機械及び器具	二、七三五、五五二	一、七一八、五六四	三、六二三、六九五	一三三、九四四	一、八二三、七九四	七五八、八一四	二、〇六八、七〇四	七八五、〇一五
車輛及び船舶	八四一、五二八	三三〇、五九五	四三五、一〇一	二七、七六五	二、八七七、一二〇	八七〇、六五一	一、八五六、六八八	一一八、六五四
各種金屬製品	五三五、八五七	三〇〇、〇一四	一、一九六、四一七	六八、一一九	三、七二八、二〇七	四七六、五六五	二、四五六、五八八	六一五、七五四
魚介及び海産物	五、四一七	六、一五三	一、〇二三、七七三	二〇、〇八一	九一、六五五	四六、二二三	—	—
動物製品、罐詰、及び各種食料品	一二八、一八三	八九、〇六一	七九、四七八	三三、八〇五	四〇六、五三九	二三七、一二三	八、七五五	六、五八一
穀物及び穀粉	六、三〇八	四、四四七	二一七、〇八二	七、三〇一	一三九、五六三	一三七、八五五	一七四、三三六	一八、〇九七
果實、種子、野菜	二、九〇六	一、九五一	二七一、八四四	一一、九五〇	二八九、九〇〇	一三六、八二一	—	—
製藥及び香料	三、五八六	九、八一九	八六、六六〇	一、〇〇三	三一、七六二	二三、九五一	三七、五五四	二五、七六六
砂糖	一五、五二三	四〇〇	二六八、二五〇	六、三六〇	二二四、六四一	二八、四五五	四二、九六〇	一九、一二三
酒、麥酒、火酒、清涼飲料水	一三七、五七五	八八、二七八	二六、一九九	三、一一〇	七五三	八七〇	七、二四九	五、八五〇
煙草	一七六、一五〇	八八、三三六	二七二、一八八	三	四、六九九、四一〇	四、四三八、一九九	一、二八〇	三二〇
化學藥品及び藥材	一、二〇六、七三八	二二四、九四一	一、五四三、五四七	八三、二二七	一、三五五、〇〇五	三三九、一九九	三、一六五、七五〇	六二八、八八六
染料、顔料、塗料及びワニス	六〇四、二一九	九二、二六〇	六九三、四八六	二二、六四二	一、八九一、四九四	四八二、九五〇	三、六三二、四四五	六六八、〇七七
蠟燭、石鹸、油、脂肪蠟、ゴム、樹脂	二〇三、九一〇	一五五、二〇四	八〇七、四八二	二四、六六四	三、〇五八、八一五	一、四一六、二六〇	二二一、四二〇	六五、二二五
書籍、地圖、紙、及びパルプ	一、四八四、五八七	二二六、〇一九	一、三四六、四八八	七四八、〇三九	一、七二九、六五八	五三七、六五四	三、七二五、一四八	一、二〇三、三八〇
獸皮、鞣皮、その他動物纖維	三五、二二五	二〇、七二八	九四、七〇七	七、一七九	一二三、七五九	五三、八三二	一六三、六七三	七四、〇八九

木材	一、三七七	六九八	一四二、〇四四	八、〇六六	六五六、八〇〇	一四八、〇二七	—	—
木、竹、籐、莚、麥稈及び同製品	六、〇四六	四、七〇四	九一、三四二	四四、〇三七	一六、四四一	七、〇九六	一、〇七八	六三六
石炭、燃料油、瀝青、瀝油	五、一八〇	七、七九四	一八〇、七六六	一、〇〇三	一三四、五四八	八、四四九	—	—
陶磁器、琺瑯製品、ガラス等	三七、八二五	四一、〇〇六	一六四、六三六	三五、三七五	七〇、七八二	二六、七四六	三五二、八三四	四八、七六八
石材、泥土、及び同製品	一六一、二七一	二〇、九四七	一五六、二四〇	七、三三二	九三、七一八	四八、二八六	九一、〇四六	一九、六三一
雜品	一、一三六、九六九	二七四、〇九二	二、〇六八、九三七	一五九、〇四七	五、二七五、四二六	五六二、六二四	三、三六五、三三三	四四三、九八四
合計	二〇、三三六、一〇八	六、六五三、二一七	二六、一四一、九四九	一、七七九、〇二二	三五、九六五、一四八	一三、三九七、八七〇	二五、九四九、二八三	五、七六九、四七八
一金單位二・二五元で換算（單位元）	四五、八二三、七四三	一四、九六九、七三八	五八、八一九、三八五	四、〇〇二、八〇七	八〇、九二二、五八三	三〇、一四五、二〇七	五八、三八五、八八六	一三、九八一、三三五

國別輸出商品細目（單位元）——一九三七年一—六月累計對一九三八年一—六月累比較

動物及び動物製品（獸皮、鞣皮、皮革、魚介及び海產物を含まず）	一一、〇八三、四六六	七、八四八、八五三	三、一三一、一四七	四五、〇七八	七、〇四四、二七四	一、一九三、一四二	六、三六九、二四二	四、八五一、二四〇
獸皮、鞣皮、毛皮	一、〇八二、八三七	一四〇、七〇五	二、四〇四、六七五	一、一七五	一三、六一九、三一九	一、八六三、五〇三	二、三三八、五四二	一七八、七七三
魚介及び海產物	—	—	一五三、五七〇	三、一一七	—	—	—	—
豆類及び豌豆	一四〇、八九一	四〇	一、二八六、七三一	—	—	—	一五、〇七八	—
穀物及び穀物製品	一一、六七七	—	五、六九二、六〇二	二、五五六	二五、五九二	—	一三一、四四三	—
植物性染料	六〇、三一五	一六、三三三	一六八、四九八	—	一四三、六〇六	一三、〇七七	一二〇、九三三	四、〇六四
鮮菓、乾菓、製果	—	—	四五九	一〇	一九九、六一一	二	—	—
製藥及び香料	二六、八〇七	二、〇九九	一〇六、四一六	七〇三	七一、六〇八	六、六七五	三五、三三四	一三、九三三

油、獸脂及び蠟	一、九四六、六五三	一八一、一六四	七一六、二五九	四、五二〇	四五、三八二、二三〇	一、七九四、二七〇	三、五六三、九四六	二八二、九九九
種子	五、〇八〇	—	三、二二八、二四三	二四、〇〇四	九三八、〇六五	三〇、七〇一	二、三三四、〇六六	一、六一五
火酒	—	—	二六、九九八	—	四二七	—	一三	九
砂糖	—	—	—	—	—	—	—	—
茶	九六九、〇九九	一九四、三三七	一、五〇五	一六、二三三	八三〇、一三四	七五五、五八二	五五、三八四	八七、七三三
煙草	—	—	四三、九一四	四四、六七一	—	—	九六、八四五	二三、〇六九
蔬菜	一〇三	六	一五〇、七一〇	二〇	一、七九二	一、四八〇	—	—
その他野菜	—	—	八六、〇一五	—	三三、五一六	一三六、四三五	一九〇	一四
竹	二、九六七	六五	五九、六四二	—	四、二四〇	一、一〇八	三	—
燃料油	—	—	六一、三〇九	二、〇三三	一〇	—	一八四	四、〇六四
籐	一三	—	—	—	一、七二一	一七六	—	—
木材、木、及び同製品	三八、三二二	一六、三一六	二八、四六九	三、七九〇	一二四、二三六	五七、二一〇	三、四二九	九七四
紙	—	—	七七、二二〇	八六〇	二、四一八	三、三〇一	—	—
織物纖維	二、八一九、五五五	六〇三、六三八	三、八二二、八一四	三三、一五三	一五、四七六、七一八	六八九、一八〇	三、〇一五、九〇二	一、六七四、六三一
綿糸、縫糸、及び同刺繡	七六〇、七四九	三三四、九六三	七九、三六三	一八、一〇六	六、一六五、一一七	三、三三四、〇七七	六二一	四、二七九
綿布	五四七、五五四	二一九、五二五	六六、九三四	四〇、三四一	一二七、四六五	一七、四八四	五七、一六三	二八、〇一五
その他織物製品	四一一、一八四	九五、五六七	一三一、三三一	二、五七九	四八九、八一八	七七、四三五	一六、六三五	九、六七八
鑛石、金屬、及び金屬製品	三、七〇八、五五三	七、七〇九	一、五一五、〇〇八	二八、六六五	三、八一二、一九三	二九、九二一	六、八六五、〇一九	三、九五五
ガラス及びガラス製品	三、一三五	五三五	六四九	—	五、〇六〇	一、一八五	—	—
石材、泥土、砂及同製品	七三、七四一	一六、四〇三	二三九、二七四	二、七九九	三二四、一一八	一六三、五九九	三六、四七〇	七〇五

化學藥品及び同製品	一、六二一	二、〇六二	五七八、三三三	三、〇四三	一、三二一	六一、九二四	二一、二四九	一二七、三六八
印刷品	六、八九六	二〇、四六三	一一、五六三	三、二九七	一六、一五三	一六、五七九	—	—
雜品	五三七、七一五	八〇九、二八七	四二三、四二八	二三、九八一	一、四六一、五三八	二、一三〇、五八二	一一一、〇四三	三〇四、〇〇三
合計	二四、二三七、九三二	一〇、四九九、八五九	二四、三八〇、〇五九	三九三、七二三	九六、六〇二、二八〇	一三、三五八、九二八	二五、一五八、八二二	七、六〇〇、一〇八

一九三八年上半期香港貿易概觀

漸減の傾向現はる

香港の對外貿易は三月以降引續き減少を示してゐたが、六月貿易も五月につゞいて低落した。五月の輸出は前月にくらべて一〇％を減少したが、六月における輸出はこの五月の水準にくらべて更に一九％以上も下廻つた。輸入貿易も亦前月にくらべて微減したが、しかし本年第一四半期の香港貿易は、一九三七年の同期と比較して輸入は一九％、輸出は二三％、しかして貿易總額においては二一％の增加となつてゐる。六月貿易を前月および前年同月と比較し、更に本年一月以降六月に至る累計を前年同期と比較對照すれば次の如くである。(單位香港ドル)

	一九三八年六月	一九三八年五月	一九三七年六月	一九三八年一—六月	一九三七年一—六月
輸入……	五七、五三五、一九〇	六三、二八五、一〇二	五〇、〇六四、三三六	三四二、二〇六、二四五	二八六、四四九、一二九
輸出……	三六、九八五、八一九	四六、一〇六、三五四	三八、九一九、七一八	二六九、八七四、三〇六	二一八、八六九、一八八
計……	九四、五二一、〇〇九	一〇九、三九一、四五六	八八、九八四、〇六四	六一二、〇八〇、五五一	五〇五、三一八、三一七

一九三八年上半期における輸入は、一九三七年の同期にくらべて一九・四％增、輸出は同じく二三・二％增であつた

次表をみよ――（單位香港ドル、△減）

	六月貿易額の對前月比較增減	同割合	六月貿易額の對前年同月比較增減	同割合
貿易總額	△一四、八七〇、四四七	△一三・五%	五、五三六、九四五	〇・六%
輸入	△五、七四九、九一二	△〇・九	七、四七〇、八五四	一四・九
輸出	△九、一二〇、五三五	△一九・七	△一、九三三、九〇九	△四・九

	一九三八年一―六月貿易額の對前年同期比較增減	同割合
貿易總額	一〇六、七六二、二三四	二一・一%
輸入	五五、七五七、一一六	一九・四
輸出	五一、〇〇五、一一八	二三・三

六月の輸入貿易を各國別につき前月との比較增減を示すと次表の如くである。（單位香港ドル、△減）

	五月	六月	同上比較增減
計	六三、二八五、一〇二	五七、五三五、一九〇	△五、七四九、九一二
支那	二一、六五九、八三六	一七、九九五、六四四	△三、六六四、一九二
合衆國	四、八〇一、九五六	五、一〇四、六八〇	三〇二、七二四
イギリス	一二、一〇二、六七三	一〇、七八六、五一〇	△一、三一六、一六三
ドイツ	三、四七三、六四八	五、二九七、六九九	一、八二四、〇五一
蘭領印度	四、八九二、一九一	三、一一九、一三八	△一、七七三、〇五三
日本	二、四〇〇、九〇一	一、七〇六、九九六	△六九三、九〇五
佛領印度支那	四、一九七、七四四	三、四一三、九九二	△七八三、七五二

暹　羅	五、五四八、四四七	四、八六五、六一一	△　六八二、八三六

香港の輸出入貿易を一九三七年一月以降本年六月までの各月別額を示せば次の如し(單位香港ドル)。

一九三七年	一月	七三、九九三、三九三
	二月	六九、三五五、九三三
	三月	九四、〇四一、二六九
	四月	八八、九八三、四三二
	五月	八九、九六〇、二二六
	六月	八八、九八四、〇六四
	七月	八六、三七九、九二三
	八月	九三、九一八、六六二
	九月	一〇四、一五〇、五〇〇
	十月	九五、三七八、二四[illegible]
	十一月	一〇四、八九九、五二八
	十二月	九五、一二三、五一八
一九三八年	一月	一〇一、〇六三、六一一
	二月	七九、八五〇、五一四
	三月	一一六、五二六、九四三
	四月	一一〇、七二七、[illegible]一八
	五月	一〇九、三九一、四五六
	六月	九四、五二一、〇〇九

六月の輸出入貿易を各地域別につき前月と比較すれば次表を得る(單位香港ドル、△減)

輸入先	六月	五月	比較増減
イギリス本國	四、七四二、四八八	五、三七七、一三六	△　六三四、六四八
自治領その他	六、〇四四、〇二二	六、七二五、五三七	△　六八一、五一五
英帝國合計	一〇、七八六、五一〇	一二、一〇二、六七三	△一、三一六、一六三
支　那	一七、九九五、六四四	二一、六五九、八三六	△三、六六四、一九二
その他の諸國	二八、七五三、〇三六	二九、五二二、五九三	△　七六九、五五七
計	四六、七四八、六八〇	五一、一八二、四二九	△四、四三三、七四九

總計	五七、五三五、一九〇	六三、二八五、一〇二	△五、七四九、九一二

輸出先

イギリス本國	一、二八四、四九五	一、四八四、一五七	△一九九、六六二
自治領その他	五、二四〇、二三三	四、五八一、七四六	六五八、四八七
英帝國合計	六、五二四、七二八	六、〇六五、九〇三	四五八、八二五
支那	一八、三三四、五七九	二五、四二五、九一三	△七、〇九一、三三四
その他の諸國	一二、一二六、五一二	一四、六一四、五三八	△二、四八八、〇二六
計	三〇、四六一、〇九一	四〇、〇四〇、四五一	△九、五七九、三六〇
總計	三六、九八五、八一九	四六、一〇六、三五四	△九、一二〇、五三五

輸入商品

次に六月の輸入額が五月に比較して增加した主要商品を示すと左の如くである（單位千香港ドル）

	五月	六月		五月	六月
建築材料	七六二	一、〇七六	金物	四五〇	七六〇
化學薬品及薬材	八二六	一、六四八	金屬	三、四九六	四、四五一
染料及びタンニン材料	九九八	一、五〇二	鑛物及び鑛石	二九〇	七一九
燃料油	一、六九二	二、六四七	紙及び紙製品	一、三〇〇	一、八三一

なほ同じく五月に比較して減少した主要商品は左の如し――

食料品	一八、五四〇	一四、七一〇	核子及び種子	一、九二一	八一四

機械及び汽罐	一、〇四九	九七七		油及び脂肪	七、一八四	五、三一五
肥料	二、八六七	一、八六〇		車輛	一、七一八	七六九

建築材料の項目の中では、セメント輸入が五月の五二、八七五から一一一、〇〇〇擔以上に增加してゐるが、これはすべて佛領印度支那から來たもので、また敷物及び窓ガラスも百萬フィートから二百二十萬フィートに增加してゐるが、このうち九五九、〇〇〇はベルギーから、五八一、〇〇〇はドイツから輸入されたのである。

藥材（漢藥は除く）は二八三、〇〇〇から四一九、〇〇〇ドルへ殖えたが、この內譯はドイツ一三三、〇〇〇、イギリス一〇三、〇〇〇、及び合衆國三二一、〇〇〇ドルであつた。鹽化加里の輸入は五月の一、四四六から三、一〇五擔に增加したが、製品の殆んどすべてはドイツから仕向けられたものである。更に苛性曹達も一、三四七から三、一五四擔へ、また珪酸鹽は七四〇から一、二〇七擔へ、しかして硫酸曹達も九九七から四、〇〇〇擔以上へそれ〴〵增加した。

アニリン染料（藍を含む）の輸入總額は、五月の三六三、〇〇〇に對し六月は五五八、〇〇〇ドルであつたが、このうち四七七、〇〇〇ドルまではドイツ製品であつた。ドイツはまた人造藍の四、二八三擔のうち三、二八二擔（五月も三、六一八のうち二、〇〇〇）までを香港へ輸出したのである。各種の染料及びタンニン材料も六月は五月にくらべて增加した。

黑炭の六月における輸入は、五月の五六、四八七に對し一〇五、〇〇〇トンへ增加したが、その內譯は南アフリカ三九、〇〇〇、日本三〇、〇〇〇、オーストラリア七、〇〇〇、印度五、〇〇〇、蘭領印度約一〇、〇〇〇、しかして北支那一三、〇〇〇トンであつた。また佛領印度支那は無煙炭を五月の一二、〇〇〇トンに對し六月は一五、〇〇〇トン以

上を香港へ積出した。

金物の項目の中では、琺瑯製品の輸入が五月の三一、〇〇〇から六月の六四、〇〇〇ドルへ増加してゐるが、そのうち四〇、〇〇〇ドルはスウェーデン、四、〇〇〇ドルは日本であつた。洋裁機（ミシン）は一一、〇〇〇から四〇、〇〇〇ドルへ殖えたが、このうちアメリカ製品は三一、〇〇〇ドルを占めた。工具類は四八、〇〇〇から七〇、〇〇〇ドルへ増加したが、大抵は合衆國、イギリス、及びドイツの製品であつた。各種金物類は五月の二三八、〇〇〇ドルから四四四、〇〇〇ドルに増加したが、このうちドイツが二五四、〇〇〇ドル、そして日本は三、五五一ドルを占めた。

條鐵及び條鋼は一二、〇〇〇から二八、〇〇〇擔へ増加したが、大抵はベルギー及びフランスから輸入された。ブラック・シートは八八から三、一七〇擔（主としてベルギー製品）へ、また波形のブリキ板も二、二九六から六、二八七擔（これも大抵はベルギー製品）へ増加し、他方、亞鉛板も一、六六九から四、五八四擔へ増加したが、そのうち三、四〇〇擔まではベルギー製品で、その他一、一一一擔はドイツから輸入された。針金（鍍金したるもの）は三、四〇〇から五、四六〇擔へ、また鐵線は九、六〇〇から一四、五〇〇擔へそれぞ〲増加してゐる。屑鐵及び屑鋼の輸入は六、七〇〇から二〇、七〇〇擔へ増大したが、そのうち一六、〇〇〇擔まではアメリカからの輸入にかゝるものであつた。錫板は一〇、六〇〇から一八、五〇〇擔へ増大したが、大抵はアメリカから仕向けられたもので、また各種の銑鐵及び銅鐵も二、三〇〇擔足らずから五、四二〇擔へ増加した。

南支からのマンガン鑛、ウルフラム鑛、及びその他の鑛石の輸入は、五月の數字以上に増加してゐる。

印刷用紙の輸入は、五月の二九三、〇〇〇から七一九、〇〇〇ドルへ増加してゐるが、その内譯はドイツ二〇九、〇〇

〇、ノールウエー一一二、〇〇〇、オランダ六八、〇〇〇、イギリス一二一、〇〇〇、及び日本一〇、〇〇〇各ドルであつた。また包裝用紙も七二、〇〇〇から二〇八、〇〇〇ドル（スウエーデン六八、〇〇〇ドル、ドイツ六四、〇〇〇ドル）へ增加した。

食料品の項目の中では、大豆の北支からの輸入が二〇、〇〇〇から四六、〇〇〇擔へ、その他の豆類も一八、〇〇〇から二三、〇〇〇擔へ增加し、更に小麥粉も一三四、〇〇〇から一七七、〇〇〇擔へ殖えた。このうちオーストラリアから一三五、〇〇〇、アメリカから三〇、〇〇〇、カナダから一〇、〇〇〇擔が輸入された。その他の穀粉の輸入は前月の約二三、〇〇〇から六月の七、七〇〇擔へ落ちたが、これは主要輸出國たる蘭印からの入荷が減つたからである。白米の輸入も六五二、〇〇〇から三二八、〇〇〇擔へ、屑白米も六八一、〇〇〇から五七五、〇〇〇擔へ、更に糯も二六、〇〇〇から二〇、〇〇〇擔へそれぞれ減つたが、しかし籾の輸入は五月の一〇、八〇〇から六月の二四、五〇〇擔へ增加した。赤砂糖は七六から一、六三六擔へ殖えたが、これはすべて蘭領印度から輸入された。バタの輸入は八五、〇〇〇から二二〇、〇〇〇ドルへ增加したが、そのうちオーストラリアから一四五、〇〇〇ドル、ニュージイランドから五七、〇〇〇ドルが輸入された。しかしてチーズも三、〇〇〇から約一七、〇〇〇ドルに殖えたが、このうち半分以上の八、九〇〇ドルはオーストラリアの供給にかゝるものであつた。コンデンス・ミルクは一八、〇〇〇から一四、〇〇〇箱（うち一二、〇〇〇箱はオランダ）へ、また罐詰ミルクも五月の一一、二五〇から九、八四〇箱（このうち七、九〇〇箱は同じくオランダ）へ減少した。

發電機械は七九、〇〇〇から一〇二、〇〇〇ドルへ、各種電氣機械は四四、〇〇〇から八〇、〇〇〇ドルへ、內撚機關

は八五、〇〇〇から一二二、〇〇〇ドルへそれぞれ增加したが、その他の工業機械は二七〇、〇〇〇から一四二、〇〇〇ドルへ減少した。ポンプ機械は七、九〇〇から六〇、〇〇〇ドルへ殖えたが、各種機械類は五月の二〇六、〇〇〇から一三〇、〇〇〇ドルへ減少した。

硫安は三六七、〇〇〇から二一〇、〇〇〇擔へ低下したが、このうちドイツは一七九、〇〇〇擔を供給した。

北支から落花生仁の輸入は、一四〇、〇〇〇から六六、〇〇〇擔へ落ちたが、これが價額は五月の一五〇萬ドルに對し六月は五二六、〇〇〇ドルであつた。

ガソリンの輸入は四二五、〇〇〇から一、三四九、〇〇〇イギリス・ガロンへ激增し、燃料油も一二、〇〇〇から二五、〇〇〇ガロン以上へ著增した。煤油の二、〇〇三、四八六ガロンは五月の總額にくらべてなほ一、〇〇〇ガロンだけ少なかつた。しかして五月の輸入はもつぱら蘭印から仕向けられたのであるが、六月の蘭印の分は一一〇萬ガロンに減少し、殘餘の八一三、〇〇〇ガロンは合衆國から輸入された。機械油は一五五、〇〇〇から二三五、〇〇〇ガロンに殖え、アメリカの供給額も一七四、〇〇〇ガロンと五月のそれよりも二倍も多かつた。

北支からの落花生油の供給は一二、九〇〇から一四、八〇〇擔へ增加したが、しかし桐油の輸入は五月の九一、〇〇〇から三一、〇〇〇擔へ激減してゐる。

イギリス製自轉車の輸入は四七、〇〇〇から六五、〇〇〇ドルへ、また日本製自轉車も三八三から一、六六四ドルへ增加したが、ドイツからの輸入は六、四〇〇ドルと實際上前月と變らなかつた。自動車は五月の一〇三から五四臺に落ちたが、そのうち二七臺はアメリカ製、二一臺はイギリス製であつた。貨物自動車は五月に四二臺の輸入をみたが、

六月は皆無であつた。そして貨物自動車の車臺（シャシー）は四二四から八〇臺に減つたが、このうち五〇臺はアメリカ、一八臺がドイツ、二臺がイギリス、そして一〇臺がカナダから輸入されたものであつた。發動機部分品は五月の二一八、〇〇〇から一七一、〇〇〇ドルへ落ちたが、このうちアメリカ一二三、〇〇〇、ドイツ二五、〇〇〇、及びイギリス一四、〇〇〇各ドルであつた。

輸出商品

六月の輸出額が五月にくらべて增加せる主要輸出品は左の如くである。（單位千香港ドル）

	五月	六月
染料及びタンニン材料……	九八七	一、四六六
綿布及び綿製品…………	五、六四四	六、〇四四

	四月	五月
車輛…………	四六八	五四五
機械及び汽罐…………	四二五	四五一

アニリン染料（藍を除く）の北支への輸出は、五月の二四〇、〇〇〇から七四六、〇〇〇ドルに增加したが、これは北支における工業が復活しつゝあることを示すものである。

綿貿易においては、モスリンの暹羅への輸出が二六、〇〇〇から四七、〇〇〇ヤードへ增加したが、飾付き金巾の輸出は三三、〇〇〇から五、〇〇〇ヤードへ減少した。綾木綿（染めたるもの）は三一三、〇〇〇から五〇八、〇〇〇ヤードに殖えたが、このうちシャムへの輸出增加著しく、五月の二九一、〇〇〇に對し六月は三七九、〇〇〇ヤードであつた。染色無地木綿は五三〇萬ヤードから四八〇萬ヤードに減つたが、しかし暹羅に對する輸出は七五二、〇〇〇ヤードから一〇〇萬ヤード以上へ增大した。絹織物の輸出は、五月の四一三に對し六月は四一二擔と數量においては殆んど

變らなかつたが、金額は五月の二七四、〇〇〇に對し六月は三六一、〇〇〇ドルであつた。生糸輸出は五月の二八七、〇〇〇に對し六月は三九七、〇〇〇ドルで、このうち印度支那への輸出は二八九、〇〇〇ドルと五月の數字よりも倍増した。棉花の六、六〇〇擔以上は北支へ仕向けられた。なほ五月の對北支輸出は僅かに一八擔にすぎなかつたのである。

南支に對して輸出された自動車臺數は、五月の一三臺から六月の六臺に落ちたが、しかし北支に對する輸出は一臺から一三臺に殖え、同時に貨物自動車の對北支輸出も、五月の六臺に對し六七臺へ激増した。貨物自動車の車臺（シャシー）の輸出は四七臺で、その凡ては南支へ仕向けられたが、五月の六六臺にくらべれば六月は減少となつてゐる。

機械の項目の中では、電信機及び電話機の輸出が増加してをり、例へば南支は五月の五一、〇〇〇に對し六月は七六、〇〇〇ドル、北支も同じく五月の四〇、〇〇〇に對し四八、〇〇〇ドルであつた。

六月の輸出額が五月にくらべて減少した主要輸出品を示せば次の如し――（單位千香港ドル）

	五月	六月		五月	六月
食料品	一三、一〇九	九、六一〇	核子及び種子	一、三〇八	八一八
鑛物及び鑛石	一、〇六九	四〇四	油及び脂肪	五、九一二	四、五五五

小麥粉の輸出は一六六、〇〇〇から四〇、〇〇〇擔に落ちたが、このうち北支への輸出は五月の一一二、〇〇〇から六月の七三五に激減してゐる。他方、北支に對する白米の輸出も一三七、〇〇〇から六、六〇〇擔に低落し、また屑米も五五、〇〇〇から一、三〇〇擔に減つた。

六月における鷄卵の輸出は一五一、〇〇〇ドルであつたが、これは五月の總額一五二、〇〇〇ドルと比較して殆んど

變化はない。しかしドイツへの輸出は七八、〇〇〇から三〇、〇〇〇ドルへ減少し、これに反しイギリスへの輸出は七、四〇〇から二五、七〇〇ドルへ增加し、またフイリッピンへも五月の二四、〇〇〇に對し六月は六四、〇〇〇ドルを輸出した。

茶の輸出は五月の三五〇、〇〇〇から四〇六、〇〇〇ドルへ增大したが、その內譯は海峽植民地一一七、〇〇〇（五月四〇、〇〇〇）、佛領印度支那九三、〇〇〇（同じく一四〇、〇〇〇）、合衆國二三、〇〇〇（同じく四二、〇〇〇）、及びオーストラリア一八、〇〇〇（同じく七、五〇〇）ドルであつた。

アンチモニーは六月には何らの輸出も行はれなかつたが、五月には二、〇〇〇擔以上が船積され、すべてイギリスへ仕向けられた。ウルフラム鑛は四、一〇〇から二、四〇〇擔に落ちたが、そのうちの約半分はフランスに向けて積出された。

殼付落花生の輸出は、五月の五、四〇〇に對し二、七六〇擔で、また落花生仁も同じく八八、〇〇〇から五四、二一〇擔に減少した。胡麻子は五月の二、九五五に對し三、五六〇擔であつたが、合衆國に對する輸出は五月よりも倍增して二、五〇〇擔で、他方、日本に對しては五月の一、三八〇に對し僅かに六一八擔が輸出されたにすぎなかつた。

茴香(ウイキョウ)油の輸出は一四四から三一三擔（イギリス向き二〇八擔）へ、桂皮油は八三から一二一擔へ、そして落花生油は一一、四五〇から約一三、〇〇〇擔へそれぞれ增加した。更に胡麻油の輸出は五四から一三二擔へ殖えたが、茶子油は五、三七七から五、一六〇擔へ僅かながら減少した。桐油は罐入りで七、八六四から八、六七六擔へ增加したが、なかんづくオーストラリアへの輸出增加は目ざましく、五月の八〇八から六月は三、一九三擔へ躍增してをり、ドイツへの

輸出も亦二、二四八擔にのぼつた。桐油のバラでの輸出は六一、〇〇〇から四三、〇〇〇擔へ減少したが、その凡ては合衆國に對して仕向けられたものである。

六月貿易の動向

六月におけるイギリスからの輸入は、綿布輸入が一一〇萬ドルから一四〇萬ドルに增加したにもかゝはらず、五月の五三〇萬ドルに對し五一〇萬ドルで、これに對しイギリスへの輸出は、五月の一四〇萬ドルに對し八三〇萬ドルへ急增したが、しかしこのうち七〇〇萬ドルは銀塊であつた。

フランスからの輸入は三四一、〇〇〇ドルで、五月の六二五、〇〇〇ドルに比較すれば激減してゐるが、これは化學藥品及び藥材が一一三、〇〇〇から三八、〇〇〇ドルへ急減したためである。この國に對する輸出も亦、五月の七一一、〇〇〇から二八一、〇〇〇ドルへ激減してゐるが、これは主として油及び金屬輸出が不振を極めたからである。

日本からの輸入は二四〇萬ドルから一七〇萬ドルに低落したが、この原因としては綿布及び綿織物が一、四〇〇、〇〇〇から七四二、〇〇〇ドルへ、また雜品が二六三、〇〇〇から一七二、〇〇〇ドルへ減少した事實が擧げられる。他方、輸出の一一四、三三一ドルは、五月の總額よりも僅かに一六一ドルを低下してゐるにすぎない。

これに反しドイツからの輸入は、染料、化學藥品、及び金屬類の輸入增加をみたので、五月の三四〇萬ドルから六月は五二〇萬ドルへ增大した。しかしながらこの國に對する輸出は、食料品、鑛物、及び油の輸出が減少した結果、七八八、〇〇〇から五〇五、〇〇〇ドルへ減少してゐる。

最後に、アメリカからの輸入も四八〇萬ドルから五一〇萬ドルに殖えた。これは石油が一三九、〇〇〇ドルから一

〇〇萬ドル以上へ増加し、また化學藥品及び藥材が一一〇、〇〇〇から五四二、〇〇〇ドルへ増加（但し車輛は五月の一二〇萬ドルから六月は三三四、〇〇〇ドルに激減）したことによるものである。合衆國への輸出も五六〇萬ドルから五九〇萬ドルに増加したが、このうち二八〇萬ドルは銀塊（五月の銀塊輸出は二〇〇萬ドル）であつた。從つて商品輸出では植物油の二三〇萬ドルから一八〇萬ドルへ、雜品の五二三、〇〇〇から一八八、〇〇〇ドルへの減少がみられる。

一九三七年及び一九三八年の上半期の貿易統計を比較すると、次の如き事實がみられる。卽ち香港の輸入貿易におけるアメリカの分前は約一、九〇〇萬香港ドルの増加、イギリスも約一、八〇〇萬香港ドルの増加、しかしてドイツも七〇〇萬香港ドルを増加してゐるのに、日本の分前は二、七〇〇萬香港ドル以上を激減してゐること、これである。他方、輸出貿易ではアメリカへの輸出は六五〇萬香港ドル、ドイツへは四六〇萬香港ドルをそれぞれ増大してゐるに對し、イギリスへの輸出は一七〇萬香港ドル、日本へのそれも一、一四〇萬香港ドルをそれぞれ減少してゐる。詳細は次表にみられよ。（單位香港ドル、△減）

輸入

	一九三七年一―六月累計	一九三八年一―六月累計	同上比較増減
イギリス	四二、〇二六、八〇九	五九、八六八、二六〇	一七、八四一、四五一
ドイツ	一六、一一六、五一七	二三、二〇五、六六九	七、〇八九、一五二
日本	三八、一七九、六七〇	一一、〇一一、六五三	△二七、一六八、〇一七
アメリカ	一四、九〇九、〇二六	三三、八六〇、三〇七	一八、九五一、二八一

輸出

イギリス	四一、二九六、〇三五	三九、五一九、八八六	△一、七七六、一四九
ドイツ	二、八七〇、六八〇	七、五一〇、三二八	四、六三九、六四八
日本	一三、一六〇、八一〇	一、六八一、五七〇	△一一、四七九、二四〇
アメリカ	一七、八七〇、二二〇	二四、四五六、五八八	六、五八六、三六八

日英對支貿易商品別細目

輸入（支那へ）單位海關金單位

	イギリス		日本	
	一九三七年一―六月	一九三八年一―六月	一九三七年一―六月	一九三八年一―六月
綿製品	八四二、〇六一	一、二四六、〇〇八	四、三四九、三一八	二、七五二、四六三
棉花、綿糸、縫糸	七五七、八六一	五四一、三〇三	二八七、一九八	九四、二二七
亞麻、ラミー、大麻、黃麻、同製品	二、五七一、四八九	二、一〇〇、七二〇	九二六、三三二	一三八、七八八
羊毛及び羊毛製品	五、九一九、五九五	一、二四七、二九八	二、九九九、六二八	三一三、二五八
生糸（人造絹糸を含む）	三〇、五五二	一七、五五一	二、九六六、四二六	四七九、一九九
金屬及び鑛石	六、〇七八、四九三	三、一〇八、六一二	六、二九一、三八一	一、一四七、五五〇
機械及び器具	三、六三六、〇四九	二、六〇三、六七二	七、一九一、一六一	三、一二二、六六七
車輛及び船舶	一、一六三、八二一	八一一、二五二	二、〇九八、六六四	四二八、二二五
各種金屬製品	八一八、四六一	六一八、五七四	二、一三八、七二四	一、〇五一、三九二

魚介及び海產物	五、七五九	七、五八五	二、四二七、六七八	三八八、七一二
動物製品、罐詰、及び各種食料品	一五三、三八九	一一七、〇六二	一四八、一七四	二二〇、一〇七
穀物及び穀粉	一一、〇〇六	七、七九九	三二一、六八一	八、四九五、五〇五
果實、種子、野菜	三、一七八	二、四七六	三九七、三六九	三三四、八〇四
製藥及び香料	四、八〇六	一〇、四五八	一四八、二八七	一八、九七一
砂糖	一八、一五一	七、四四五	二、二五二、三五二	一、一八〇、七〇七
酒、麥酒、火酒、清涼飲料水	一五〇、四一八	一三八、一二三	三七、二七〇	一五九、一四二
煙草	一九〇、〇一四	一三二、五六九	二九一、五二八	一八、二五六
化學藥品及び藥材	二、五六一、八五九	二、一四二、九〇六	三、三八八、六九二	八三五、一七九
染料、顏料、塗料、及びワニス	八五〇、七二七	四五四、四一八	一、三三〇、〇八〇	一八三、七〇一
蠟燭、石鹼、油、脂肪、蠟、ゴム及び樹脂	三三二、七一三	二二六、九三八	一、二八九、三一八	一、二二〇、〇七〇
書籍、地圖、紙、及びパルプ	二、三二四、八一五	三五一、六八八	二、八七〇、四九六	一、七五七、〇二〇
獸皮、鞣皮、その動物纖維	四三、四五四	四八、五三八	一三七、七一一	二九、八六〇
木材	一、三七七	八二七	六九三、三二二	九八一、〇八〇
木、竹、蓮、籐、麥稈、同製品	八、三六六	八、〇三五	四三二、九四一	四三五、三〇二
石炭、燃料油、瀝青及び瀝油	一〇、九九一	一二、七七一	二二二、八五一	一八、三二二
陶磁器、琺瑯製品、ガラス等	五三、一六五	四六、六八九	五二三、四〇六	一六七、七七六
石材、泥土、及同製品	二二九、四五八	四一、六三五	三〇〇、一〇四	二二三、一八一
雜品	一、三八五、四一六	一、五九六、五九七	四、一一五、三六八	一、五一八、三二三
合計	三〇、一五七、四四四	一七、六四九、五四九	五〇、五七七、四六〇	二七、七一三、七八七
一金單位二・二五元で換算	六七、八五四、二四九元	三九、七一一、四八五元	一一三、七九九、二八五元	六二、三五六、〇二一元

輸出（支那から）單位元

動物及び（獸皮、鞣皮、毛皮、魚介動物製品（及び海產物を含まず））	一五、五一九、二六三	一二、〇四五、八三〇	五、九九〇、五五五	七九八、二三九
魚介及び海產物	—	—	四七四、六四六	一〇六、六九九
獸皮、鞣皮、及び毛皮	一、五五八、八六四	三四八、七四四	三、五三七、五八七	八八五、九九一
豆類及び豌豆	一四〇、八九一	四〇	一、五一二、九九七	二四四、四六九
穀物及び穀物製品	一四、五一五	七七三	七、四九〇、四三六	三八七、八六九
植物性染料	七三、四九八	一六、二二二	一六八、五一七	九四九
鮮果、乾果、製果	—	—	一〇〇、五一二	七七、五七六
製藥及び香料（化學藥品を含まず）	五五、五三五	一二、一二八	三〇八、一一六	二一七、八六〇
油、獸脂、及び蠟	二、二一〇、四三四	二四三、九八四	二、六八四、七六七	四、六二八
種子	五一一、一八一	二七七、四四五	六、三〇三、三〇七	二、七二五、五九四
火酒	—	—	三三、九八九	七一六
茶	一、〇五三、九三〇	三二五、四七六	九九、三二六	一六、二二三
煙草	—	—	七〇九、五八一	二六一、〇六一
蔬菜	三四、五九〇	一、二〇六	一六六、六二二	一、七五七
その他野菜產品	—	—	一四三、三一〇	二六、八四一
竹	二九〇、四九六	七〇、八〇五	六三、五五一	—
燃料油	—	—	五、二七二、七三五	四、五四四、三一七
藤	四、一五一	三、九一八	—	—
木材、木及び同製品	三九、七九一	二一、〇四一	二七五、一八五	三〇、二一一
紙	—	—	七八、四〇九	一、一二九

織物纖維	四、一三〇、二〇〇	一、五八一、八五二	二〇、五九六、一一七	四三、〇四四、〇三四
綿糸、縫糸、刺繡	一、〇〇六、六九六	八四九、一〇三	二六三、七三三	二七、七九九
綿布	五七〇、六四九	七八六、九四五	七一、一九六	四〇、三四一
その他織物製品	一、三七四、〇四一	六四九、一六〇	一九四、一一九	一四、七八九
鑛石、金屬及び金屬製品	五、九五七、七八六	四、一三三、七四〇	三、〇九二、二九四	九一九、五五九
硝子及びガラス製品	四、〇一三	一〇、七二六	一、二九九	――
石材、泥土、砂及び同製品（陵磁器及び琺瑯製品を含まず）	一二三、四八一	六三、一七〇	四一八、九四三	二二八、八五四
化學藥品及び同製品	一、九四六	三、六五四	二、四四六、一八三	八九七、六五三
印刷品	八、四九九	二〇、五六三	一三、四九六	四、四三六
雜品	一、四四一、九九四	一、七一三、三四三	六一三、二三五	一〇九、五三九
合計	三六、一二六、四四四	二三、一七九、八六八	六三、一二四、七六三	五五、六一九、一三三

備考　支那のイギリス及び日本――またはその他の諸國――との實際上の貿易額は、支那海關の報告書の中には完全に示されてゐない。といふのは、他國に對する物資の一大集散地である香港が、報告書の中では一つの「國」として現はれてくるからである。海關統計によれば、昨年の上半期における全支の輸入總額のうち一・八〇%及び輸出總額の一三・七九%が香港貿易であつたが、それが本年は同じく六月までに、支那の輸入の二・七%及び輸出の三四・八三%が香港の占めるところとなつてゐる。しかしそれらの貿易商品は積換のためにこの港を利用するだけで、實際には各國との間で取引が行はれてゐるのである。本表は一九三七年及び一九三八年上半期におけるイギリス及び日本の對支貿易を比較對照したものであるが、この場合海關統計に示された數字のほかに、香港を經由して行はれたイギリス及び日本の貿易額をも併せて計算されなければならぬ。しかしこゝでは單に、一九三七年及び一九三八年の上半期におけるイギリスの香港への輸入額がそれぞれ約四千二百萬及び五千九百萬香港ドルであり、他方、この同じ期間における日本からの輸入額がそれぞれ三千八百萬及び一千百萬香港ドルであつた事を摘記するだけで充分であらう。イギリス及び日本の對支貿易の分析をより一層完全にする爲には、これらの

香港に關する數字をも亦計算に入れなければならない。こゝに掲げた統計表は支那海關報告書から編纂されたものであるが何れにしろわれ〳〵はこの統計から、この國において現在行はれてゐる戰鬪行爲の結果として、イギリス及び日本の對支貿易のうちに大きな變化が行はれた事實を汲みとることが出來る。

第七章　日本の海關接收と「支那」の信用

支那の關稅收入と債務

交戰期間中、支那の海關稅收入を擔保とする對外債務の暫定的處理に關して、有効なる日英協定が、五月三日ロンドンと東京とで公表された。その取極めによれば、日本の占領地域から集められた收入は、一切、橫濱正金銀行に預託されるが、對外借款割當額だけは總稅務司に送られて對外借款に關する完全な處理に充當せられる。そしてその分は、徵稅費を控除した收入に對して第一位の債權として取扱はれることになるのである。

また九月以來香港上海銀行に保存されてゐた團匪賠償金のうち日本の受取分を日本政府に支拂ふことに關して取極めが行はれた。

合衆國やフランスが、以上の取極めの暫定的適用に關して、何等反對の申入れを行はなかつたことは言ふまでもない。

コムミユニケの原文は次の通りである。

一、去る二月以來、支那海關稅を擔保とする對外債務處理及びその他の關係事項に關し、イギリス大使と外務次官との間において非公式の會談を遂げ來れり。

一、この意見交換の結果、前述の事項を處理せんがために、交戰期間中とるべき暫定的措置案に關し日本政府から、英本國にあるイギリス政府にあて通告する所ありたり。

一、その回答として日本政府は、前述期間中同措置が適用せらるゝにつきイギリス政府側において何等の反對の申入れを行はざる旨の保證を得たり。

一、更に經濟狀態において急激なる變化の生じたる場合、再考することとし、以上の取極めを暫定的に適用することに關して、合衆國及びフランス兩政府においても何等反對の意嚮なきこと明白となれり。

一、日本軍占據地域にある各港海關の徴收にかゝる收入は一切、橫濱正金銀行に預託することゝなれり。

一、かく預託されたる收入中、對外借款割當分は總稅務司に送られ、關稅收入を擔保とする對外債務及び賠償金の完全な處理に充當すべし。

一、かゝる對外債權及び賠償金に關する處理は、關稅行政維持費、特定の稅關支拂及び使用料を控除せる收入に對し第一位の債權として取扱はるゝことゝなれり。

一、各港に對する外國借款割當額は、先月中の全港徴收總額に於て同港の占むる割合に比例して毎月決定せらるべし

一、昨年九月以來香港上海銀行に保有せられたる團匪賠償金中日本受取分殘額の日本政府に對する支拂に關しても取極めを行ふことゝなれり。

一、また以下の事項に關し諸種の取極め行はるべし。

(イ) 團匪賠償金中日本受取分及び一九一三年の整理借款中日本割當額の今後の支拂履行に關する事項

（ロ）對外借款處理の上海割當額に關聯し總稅務司の手で行はれた一月以來の貸越勘定にして、上海の香港上海銀行に蓄積され來れる勘定の拂戻に關する事項

（ハ）日本軍占據各港における香港上海銀行に對する海關の收支勘定を、橫濱正金銀行へ振替へること並にそれを今後の對外債務履行に利用することに關する事項

此のコムミュニケにおいて述べられたる取極めは、去る二月以來東京駐在イギリス大使、ロバート・クレーギー氏と日本政府とによつて行はれたる商議の結果成立せるものなり。

一、以上の取極めは、極東における軍事狀勢に鑑みれば、關稅收入を擔保とする支那の對外債務の所有者の利益を擁護するに當り、能ふかぎりの最善の保證を提供するものであると共に、支那の信用維持をも助成するものなりとイギリス政府は思考するものなり。

支那法律家の見解――取極めは「無効」

漢口の著名な一支那人法律家は、第三國の主權及び行政權に關し、兩國間において締結される協定は、それが如何なるものにせよ、國際法から見て全く無効であることを指摘し、この見地から支那が以前にも東支鐵道所有權の移轉に關する日ソ協定を拒否したことを回想してゐる。

イギリスは支那の主權を尊重する旨を宣言し、日本との現在の取極めが日支交戰期間中のみ有効であることを條件として要求したが、この法律家は、この取極めは支那政府の同意を得て締結されたものではないから、支那關稅行政

の保全を害するものでないと言つてゐる。

この法律家はまた支那は日本軍隊によつて非法に占據された一切の地域における日本の行動を承認してゐない旨を附言してゐる。そして彼の意見に從へば、支那は支那の主權及び行政權保全の原則に關しイギリスの注意を促すべきであり、また支那政府は、日英協商がかゝる原則の文言及び精神に違反して締結されたものであるといふ關係をばイギリス政府に對し明らかにすべきであると言ふのである。

日本に對する無税品

五月七日（土曜日）南京「維新政府」の新任總監による關税行政接收に對する抗議として、上海海關の支那人被傭人が罷業を行ひ、税關ビルの内部で行はれた大衆集會において、漢口の國民政府に對し訓令を求むる電報を發する件を決議した。そして回答の來るのを待つことにして、支那人職員は再び執務した。この報道を書いてゐる瞬間は、平常通り海關内で事務が運ばれてゐる。

五月九日「上海及び中支の日本軍占據地域に存在する支那海關は間もなく平常通り職務を開始するであらう」と日本大使館のスポークスマンが語つた。彼が附言するところによれば、食料品の如き上海在住日本人居留民の使用を目的とする商品に對する關税は、まだ徴收してゐないが、しかし上海に入つて來る通常の商品は無税輸入の特典を與へられてゐないと彼は言つてゐる。軍隊向の商品を除き、現在無税で入つて來る商品も今後は必要な關税を支拂ふことにならう。

支那關稅收入の管理と「支那」の信用

どんなに皮肉な會計士でも、對照表の資產の中に善意といふものが現れて來ることを、時には認めるであらう。しかし事務といふものには感情が存在しないのであつて、商工業の經營に從事するものは、自分のことでも、他人のことにでも事務に關する限り、極めて現實主義的な見方をするのが通例である。世界各國の政治家や外交家が、重要な國際問題に關し、以前にくらべて益々「現實主義的」な考へ方をする傾向が多くなり、條約上の義務の違反や不遵守も、もはや實際上重大な犯罪とは考へられなくなつたやうであり、さうした態度が緊迫した狀勢を緩和することになりさうな場合には、許されさへするといふことについては、最近少からぬ事實が見受けられた。だからもちろん、實業家が、一定の行爲の履行を契約しながらその約束が破棄された場合でも、相手方に對し法律上の手續を行ふまでもないと思つてゐなければならぬ場合が屢々あらう。そして妥協に成功することによつて、狀勢が「緩和」されるとか損害が輕減されるとかして、不利になつた仕事に最善の方法が講ぜられて來るのである。

「支那」の信用

先週ロンドンと東京とで同時的に聲明書が發表されたが、それによると、駐日イギリス大使と外務次官との非公式の會談の結果、支那の海關稅を擔保とする對外債務の處理に關し、日本の提案になる或る暫定的措置を日本政府から「英本國」のイギリス政府あて通告し來つたのである。そしてこの通告に對する回答として、日本政府がイギリス政府から――英本國から直接發せられたと想像される――受取つた保證は「交戰期間中」の措置として提議された方法

に關しては何等反對の意思を有せずといふのであつた。更にフランス及び合衆國が「經濟狀勢に急激な變化が生じた場合には再考する」といふ日本の暫定案に對して反對しないと申出でたことはもちろんである。ただ一つ同案に對する反對論が支那側から出たのである。その抗議に對し、イギリスはその取極めがこの際行ひ得る最善のものあることを回答したが、同國政府が支那の信用維持を助けることについては從來と變りがないと傳へられてゐる。日本が申出でた取極めが、關稅收入を擔保とする支那證券の外國人所有者のため、その利益を保護するに有効だといふ豫測は全く正しいことであるが、嚴密に言つて、そのため信用を高められるものは誰であるかといふことは、それとは別の問題である。でロンドン駐在の國民政府代表者は、反對の聲を擧げたが、彼等がその資格なしと考へてゐるものに信用が與へられることを懼れたことは明らかだ。

支那の三つの「政府」

さきに南京において創設された國民政府が支配力を失つた上海及び北支諸港は、これまでこの政府が海關稅收入の大部分を徵收して來た地方であつた。一九三七年について見ても、上海だけで總額の四一・四四％を寄與してゐるが、それに天津が九・七四％、青島が七・一一％寄與してゐた。これに漢口の寄與してゐた七・五三％を加へると、合計で海關稅總收入の殆んど六六％に達してゐる。目下その重要な河港への通路が遮斷されてゐる漢口を除外すれば、重要歲入を徵收するところの右の如き中心は、殘らず北京の臨時政府又は南京の維新政府の支配下にある地域のうちに存在してゐる。しかるに、海關稅收入を擔保とする對外借款事務に關する新措置を說明してゐる日英兩國政府發表のコムミュニケの中には、この二つの政府について述べてゐるところはなく、また同じ點について國民政府に言及してゐる

箇處もない。同案は、關稅收入が特定の支那諸港で徵收され、その資金の一部が特定の對外債務を辨濟するためイヤマークされてゐるといふ事實を根據としたものである。この債務は國民政府の負ふべきものであるが、國民政府は徵收することも支拂ふことも出來ないので、その重要な事務が日本軍占領地帶においては、日本の手で行はれてゐるのである。しかもその地帶の中に偶々包含されてゐる諸港はと言ふに、債權者がその中から支拂を受けるものと期待してゐる海關稅收入の六六%を債務者としての國民政府が徵收してゐたのである。

健全なる實務

ビジネスマンの見地即ち現實主義の見地から觀察すると、日本が提議し英國がこれを是認した取極めなるものは、極めて健全である。だから海關稅收入を擔保とする支那證券の所有者は、自分の金を回收できるだらう。誰れが收入を集めて支拂ふかといふことは、彼等にとつてさう重大な事柄とは思はれぬ。肝心な點と言へば、利子支拂や元本償還を完全且つ定期的にやつて貰ふことだけであつて、この問題さへ解決すれば、證券所有者達が小さな問題だと見てゐる點については、彼等と最も近い關係にある人達の手で解決されるまゝにしておくだらう」下院における質問に答へてチエムバレン首相が述べたところによれば、英國政府が日本の申出でを承認したのは、支那海關稅に關して「日本のとつた行爲の適法性を承認するものでは全然ないが」同案は、外國人證券所有者の利益を擁護し「併せて支那の信用維持を助成するために」利用しうる最善の保證を申出でたものゝやうであるといふのである。恐らく證券所有者に關する限りでは事實であるが、海關稅務署が存在する芝罘、南京、杭州、蕪湖、蘇州、秦皇島、威海衞、青島、その他の支那の中心地に、橫濱正金銀行の新支店を開設することによつて「支那」の信用が高められるかどうかと言ふこと

は、それとは別の問題である。突然イギリスの銀行に代つて日本の銀行が「支那」の歳入金庫になつたことが、それが極東における大英國の威信を高めるとは考へられない。

外交における「現實主義」

この日英協定が東京においてイギリス大使と外務次官との「非公式」の會談の結果であるといふ事實や、この協定が「英本國にある」イギリス政府に對し（恐らく東京にゐるイギリス大使ではなく、ロンドン駐在日本大使の手を通じて）日本政府がその意嚮を通告した結果生じたといふ事實や、またこの「暫定的な」支那海關の外人管理は、布告せざる戰爭が行はれてゐる間作用するよう計畫されたものであつて「經濟」狀態に（支那の政治的狀態の變化については少しも言及されてゐない）急激な變化が起つた場合は、再考せられるといふ事實――以上の奇妙な諸事實は、何れも現實主義の精神が最も複雜した事態に適用されてゐることを示すものである。しかし、大英國、フランス、合衆國、その他の歐米諸國が平常の外交關係を維持してゐるその「支那」は、日本が承認してゐる「支那」とは別のものである。では一體、支那海關稅收入の今後の措置に關する日英協定によつて信用を博するものは何者であらうか？日本が倒壞を決意してゐると宣言してゐる國民政府の代表する「支那」か、それとも日本の軍事的保護を受けて成立するに至つた臨時及び維新兩政府の代表する「支那」であらうか、或ひはまた全支的な「信用」向上がこの三つの政府の間に配分されるのであらうか。

鍵を握るものは日本

日英のコムミユニケが長い間に樹立された支那海關稅の國際管理の原則を維持するかどうかといふことについては

何等觸れるところがない。しかして日本は海關が徵收してゐた總收入の通例六六%を提供してゐた上海及び北支諸港に對し、完全な軍事的支配權を持ち、戰爭が終るまではこれらの資金を管理しておく意圖をもつてゐる。可能であると共に、且つ多分この取極め改訂を必然的なものにする唯一の考へられる發展は「經濟」狀態における「急激な變化」といふことである。國際狀態に或る急激な變化があつても、日本が起草し、二つの强國が是認したこの案の改訂を要求することにはならないだらう。日本は關稅金庫の鍵を握り、支那の交戰が終結するまでそれを預つておく考へでゐるのだ。證券所有者の狹い見地からすれば、この取極めも全く十分なものに思へようが、しかし早晚關稅改訂についての次の問題に打突からざるを得ない。一體誰れが「支那」の關稅を改訂すべきか、列强が承認してゐる政府か、それとも日本の庇護の下に樹立された之と對抗してゐる二つの政權であらうか？　これは證券有所者にはさう重大には思はれぬ問題であるけれども、この國にある日本を除く外國人の商工業會社にとつては死活の問題なのである

日本の關稅收入管理に對するイギリス側の論評

近着のイギリス諸新聞は、支那の關稅收入を擔保とする對外借款に對する利子支拂に關し、先月締結された日英協定に關する評論を掲載してゐる。五月十一日、金融商業報が發表した意見は次の通りであつた。證券所有者は當然滿足したらうが、しかし「支那」の信用がこの協定のお蔭で高められるかどうか、日英協定が「支那」關稅改訂の問題に對してどんな影響を及ぼすかといふことは、支那證券の海外所有者がこの事實を理解してゐないにしても、在支イギリス事業會社にとつては死活の重要性をもつた事柄であるといふのであつた。マンチエスター・ガーディアン紙も同樣

の意見を述べてゐるが、その他の諸新聞も、借款支拂の不履行を恐れてゐた人達を滿足させはしたが、他方、關稅行政に對する今後の管理につき重大な不安を殘してゐる日英協定の內容に關して、熱狂し過ぎることはなかつた。次に引用して見よう。

證券所有者には「滿足」

支那の關稅收入に關する日英兩國政府間の協定が、支那及び海外諸國の支那證券所有者たちを滿足させたことは、驚くまでもない。要するに、その以前には支拂ひを受けないまゝにあきらめてゐたところへ、今後支拂を繼續されることになつたからである。しかしながら協定には愼重な注意が必要である。どんなに不利な年でも——日本側の密輸入行爲が旺盛を極めてゐた一九三六年の如き——關稅收入は支那の歲入總額の約二分の一を占めてゐた。有利な年なら四分の三にも達すると言へよう。しかし支那政府は、この收入を使用するに先立ち、大抵はずつと以前に契約された對外借款の支拂ひに必要な一定の部分を保留する義務を條約によつて負はされてゐる。日本は戰爭の結果、上海、天津、青島等の如き諸港を占領することによつて、現在支那海關稅機構の五分の四を支配してゐる。まだ支那政府の下にある五分の一も、貿易の一般的な衰微のために非常に減少し、對外借款の債務を辨濟するには、も早足りなくなつてゐる。だから、支那政府は對外借款支拂に關しモラトリアムを宣言するの已むなきに至るものと一般に想像されてゐたのである。しかるに新協定によつて、日本政府はその手に入り來る支那關稅收入の中から支拂ひを繼續することを確約するに至つた。そしてその後に殘ると想像される金額——かなり巨額の額にならう——は、日本政府のポケットに入り、かくして商取引が兩者共滿足させることになるのは明白だ。

但し支那には不利

しかし支那政府の立場からも協定を考へて見て始めて公平になる。きのふ本紙の金融記者が書いたやうに、證券所有者は「價値の多い土地から小作人を追拂つてしまつて、寧ろ農園栽培物の賣上代金を得てゐるものから地代をとつてゐる領主の地位になるだらう」しかし法律上之はどういふ種類の小作人なのであらうか？　イギリス政府は公式の聲明の中で協定が「支那の信用を助成する」であらうと言つた。これは或る意味では眞實である。もしさうでなければ支那政府は借款不履行の已むなきに至るであらうから。が他の一方では「交戰期間中」日本が關稅管理をやることを協定も亦承認してゐる。その點言ふべきことはないでないかと議論されるかも知れないが、しかし交戰が終結したと宣言するのは何者であらうか？　少くとも、支那が奥地の大部分を征服し直すと同時に、日本がその海軍力のお蔭で諸港の支配權を握つてゐる。日本は今後もなほ海關を管理しようと欲するであらうか？　こゝに今一つのポイントがある。支那の政府はイギリス政府を怒らせることを希望してゐないし、と言つて自分で相當額を支拂ふ能力はないのであるから、今回の協定に抗議することも困難であらう。それにしても支那の國民は、イギリス政府が自國の通貨を救ひ出してくれたことを感謝するに先立ち、以上のやうな諸事實を念頭に思ひ浮べるに違ひない。（五月四日のマンチエスター・ガディアン紙）

情勢の然らしめる「道義」

支那證券の價格が數ポイント急激に昂騰したのは、支那海關稅を擔保とする借款の利子支拂繼續に關してイギリス政府及び日本政府間に行はれた取極めに對する市場の反響を示すものである。東洋の兩國民が實質はともかく正式に

戰爭をしてゐるのでなく、從つて日本が國際法上支那の收入を處理する權限があると認められ得ないのに、イギリス政府がイギリス人證券所有者の利益を擁護する最善の方法として、日本と取極めを行ふことを便利であると考へたといふことは、極東における奇妙な變則的狀態を示すものであらう。もちろん交戰が進展する限り、支那の特定の諸港における收入を日本に管理させておくといふ事實に變りはないが、利子として證券所有者に支拂はるべき部分の資金がその本來の使途から轉用されぬように、イギリスの代表が保證させ得たといふことは、一般狀態が要求する道德についてどんなことが考へられようとも、證券所有者にとつて少くとも慰めになつてゐる。

協定された措置は、言及されてゐる通り、交戰期間中の暫定的なものであつて、一定の程度まで經濟狀態の如何に左右されるものである。その規定するところによれば、日本軍占據地域における各港の稅關吏によつて徵收された收入は、橫濱正金銀行に預託されその中から對外借款割當額が、關稅擔保の對外借款を完全に處理するために、總稅務司に送金される。その割當額は每月決定されるのであるが、三月分として四十九萬三千ポンドに相當する五百萬元（支那側）が割當てられたことに注意すると興味が深い。占據地域の關稅收入は、聲明通りに增加して、現在では全支那總額の三分の一以上を示してゐる。三月分の統計は、一月の一千五百四十一萬四千元、二月の一千四百三十萬五千元に對し、二千二百三十六萬元であつた。（五月七日株式取引所報）

それ以外に方法なし

外交においても、經濟においても、事實といふものは、法律がいつたん獲得した王位でもこれを奪ふことは承認せざるを得ないように思はれる。支那の關稅に關する公式の聲明書は、先週私が豫言したことを確認してくれた。日本

政府は、對外借款辨濟を行ふに足る金額の關稅を橫濱正金銀行に預託し、その分の勘定を作つておくことに同意した。海關稅の五分の四は、目下日本の支配下にあると認められる諸港――その主要なものは上海、天津、靑島――から徵收されるのであり、あとの五分の一では辨濟を果たすことが出來なくて支那は不履行の餘儀なきに至つたらうから、證券所有者はこの協定で救はれることにならう。每年の處理には、現在約四百五十萬ボンドが必要であるが、昨年の關稅總額はこの金額の殆んど四倍であつた。爾來貿易が著しく減退してゐることはもちろんであるが、占據地域の三月分の關稅收入は百十萬ボンド以上であつた。そのうち日本は四十五萬ボンドを借款處理のため保留した。この行爲が繼續され、貿易の減退が急激に起るようなことがなければ、その結果證券所有者も當然樂觀できるだらう。

協定は「交戰期間中」の日本の關稅管理を承認してゐるが、恐らくそれ以外に方法はなからう。それと同時に疑問に思はれるのは、一體誰れが交戰の終結を決定し、そうなつた時の狀態はどうであらうかと言ふことである。今回日本人が上海の稅務總監に任命されたが、多分總稅務司フレッドリック・メーズ氏と肩を並べるのであらう。總監が外國人稅務署員中の最高官となるのは確かだ。東洋人の關稅管理は過去において常に慘めな結果に終つたが、希はくば、過去において營々として築き上げて來たこの機構全體を變更してしまふやうな飛んでもないことにならぬやうにして貰ひたいものだ。それはとにかく、支那における地位に關し公式の承認を得たといふことは、日本にとつて都合の好いことはわかつてゐる。日本とても自己の權限を亂用して自己の地位を危くすることを好むものではない。金融逼迫のためさうせざるを得なくならない限りは。（投資評論五月七日）

便宜主義の問題

去る二月以來の日英當局間の交渉の結果、交戰期間中、支那關税借款償還を保護するための「暫定的措置」が今週發表された。この取極めは、支那に對する日本の要求を承認する意味のものではなく、事情困難な狀勢の下にあつて、支那に對する債權者を保護するため計畫されたものであつて、その解決のためには當然便宜主義を必要とする。協定は、經濟狀態に急激な變化が生じた場合、再考されることになつてゐるが、次のやうに要約されよう。現在、日本軍の支配下にある諸港において集めた關税收入全部は横濱正金銀行に送金される。その後、對外借款割當額が、關税を擔保とする對外借款及び賠償金の完全な辨濟を果すに足るだけ、總税務司の下に送金される。しかしこの割當額は、一定の徵税費を控除して後の收入に對する第一次割賦金である。對外借款割當額は、前月中の徵收額において各港が占める割合に比例して、毎月決定される。日本の保有にかゝる支那側の債務の未濟額は辨濟され、現在香港上海銀行の手元にある諸勘定は横濱正金銀行へ移轉されるといふのである。

協定は、支那海關の職員或ひは行政について何等言及してゐない。しかし事實上、總税務司は、第一位の收關官といふよりも、今度はこれらの諸港の收入における一關係者に過ぎなくなるだらう。鹽税、鐵道の兩借款もその條件通りには支拂はれてゐない。かうした協定がなかつたら、まだ支那の支配下にあるその他の諸港から徵收される收入によつて辨濟する支那政府の能力を、金融上の重壓のために自ら進んで、頼りにせざるを得なかつたであらうことは、もちろん事實である。それが如何に重要であるかは、昨年度の關税收入の主要源泉及び割當を示す次表から判斷されよう。

關稅收入		支出	
上海	一四二・一百萬元	對外借款等	七六・九百萬元
天津	三三・四	アメリカ借款	八・七
青島	二四・三	國內借款	一二九・一
その他の諸港	一四三・一	政府への剩餘	一二八・二
合計	三四二・九	合計	三四二・九

右の三港は全部日本の支配下にあり、昨年度收入の優に二分の一以上に達する。本年度の數字は、もちろん、上海貿易の成行によつて大部分左右されるだらうが、同港貿易は一九三八年の最初の二ヶ月において一九三七年に比し七〇%の減少である。一九三七年の最後の五ヶ月の收入を基礎として、內外債務を大體辨濟することが出來るといふ計算は、收入の大部分が稅關の手によつて直接受入れられなくなつてゐた狀勢に對しては、勿論、見當違ひであつた。新たな協定はその履行を約束してゐるが、日本政府が支那における他の關係列强との友好關係を維持するかどうかに關し、一定の懸念を表明してゐるように思はれる。從つて投資家達は支那海關の現在の職員の地位がこれ以上明白に決定されてゐないことを遺憾とはしてゐるが、このニュースに對して支那の發行債が直ちに反響するのを期待してゐるであらう。(エコノミスト五月七日號)

第八章　關稅收入と內外債務

一九三七年關稅收入とその處分

過ぐる五ヶ月間の全國內狀勢をふりかへつて見て、注目されるのは、一九三七年において支那が關稅收入を擔保とする全債務を辨濟するばかりでなく、一般行政費のために、前年より一千五百九十萬元も多い金額を關稅收入より受入れることが出來たと思はれる事である。此の結果からすれば、若しも平和さへ維持されたならば、今終つたばかりの昨年度が支那歷史上、最も繁榮を見せた年の一つであつたらうことは、あまりにも明白である。最初の七ヶ月の如き、商工業は凡ゆる方面に擴張されつゝあつた。それに大豐作が大衆の購買力を增加させ、不景氣の徵候は悉く消滅しつゝあつた。そこへ勃發したのが今度の戰爭であつて、そのため、旱魃や飢饉のどの最惡の時期に比べても、之を凌ぐほどの無數の窮乏し切つた群衆が國內に生じたのである。

七ヶ月間特別に貿易が良好だつた結果、海關徵稅額は、二億六千二百二十六萬元、一ヶ月平均約三千七百五十萬元に達した。戰爭狀態にあつた殘りの五ヶ月間は、收入八千六十四萬元、卽ち一ヶ月一千六百十萬元であつたので、大體全年分として總額三億四千二百九十萬元になつた。サー・フレッドリック・メーズが財政部への報告において、指摘したやうに、此の數字（蘇州及び杭州で行はれた年末の徵收金を含んでゐない）は、若しも七月北支に、八月上海に

おいて、戰鬪が勃發しなかつたならば、一九三一年に作られた徵收のレコードを破つたらうといふ想像に對して、十二分の理由を與へるものである。

收入總額

次表は、過去十二年間の海關稅收入並びに每年のロンドン向平均爲替相場における元相場である。

		平均爲替相場
一九二六年	一二五、三一九、二二九元	二シリング ―
一九二七年	一〇七、一六二、一六三	一シリング 九ペンス $\frac{11}{16}$
一九二八年	一二八、二七四、〇七六	一シリング一〇ペンス $\frac{1}{2}$
一九二九年	二三八、一〇九、二八五	一シリング 八ペンス $\frac{7}{16}$
一九三〇年（註一）	二八一、四〇五、五八三	一シリング 二ペンス $\frac{9}{16}$
一九三一年	三八五、〇〇二、六七三	〇シリング一一ペンス $\frac{13}{16}$
一九三二年	三一一、九七六、二一〇	一シリング 二ペンス $\frac{15}{16}$
一九三三年	三三九、五二四、四九〇	一シリング 二ペンス $\frac{13}{16}$
一九三四年	三三四、六四五、四〇八	一シリング 四ペンス $\frac{1}{8}$
一九三五年	三一五、五一九、七一二	一シリング 五ペンス $\frac{3}{4}$
一九三六年（註二）	三二四、六三〇、〇〇〇	一シリング 二ペンス $\frac{1}{4}$
一九三七年	三四二、九〇〇、〇〇〇	一シリング 二ペンス $\frac{1}{4}$

註一　輸入稅は一九三〇年二月一日以來金單位を基準として徵收される。

註二　通貨が安定したのは、一九三五年十一月である。

前述の如く、一九三六年は一九三五年に比し、九、〇六三、五七九元、即ち二・八の增加があつたが、これは支那の對外貿易の金價額の增加によるものではなく、專ら標準元の爲替相場が低落したためであつた。

借款債務

昨年度は關稅收入の六二%が、借款及び賠償支拂に奪はれたが、一九三六年にはそれが六五%、一九三五年には六八%、一九三四年には六五%であつた。實數は次の通りである。

支拂	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
外債及び賠償金	七五・四百萬元	六六・四百萬元	七六・七百萬元	七六・九百萬元
一九三一―三三年のアメリカ借款(小麥、棉花、麥粉)	一一・六	一二・七	六・五	八・七
內國債	一三二・六	一三七・三	一二九・一	一二九・一
合計	二一九・六	二一六・四	二一二・三	二四一・七

關稅收入總額

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
收入	三三四・六百萬元	三一五・五百萬元	三三四・六百萬元	三四二・九百萬元
控除	二一九・六	二一六・四	二一二・三	二一四・七
取得	一一五・〇	九九・一	一一二・三	一二八・

前表の如く政府取得額は、過去三年間に可成り增加したが、不幸にも、有益な企業に支出されないで、現在は武器軍需品の買入れに費消されざるを得ない。

收入類別

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
進口税	二六〇・二百萬元	二五〇・二百萬元	二五四・五百萬元	二六一・三百萬元
出口税	二四・七	二〇・七	二四・五	二九・〇
轉口税、子口税	一六・九	一三・二	一三・六	二〇・二
船鈔（噸税）	四・三	四・三	四・〇	三・二
附徴賑捐（水害救災附加税）	一四・三	一三・六	一四・〇	一四・六
歳入附加税	一四・二	一三・五	一四・〇	一四・六
計	三三四・六	三一五・五	三二四・六	三四二・九

主要港

一九三六年の北支諸港の收入大減少は、その地域において繼續された未曾有の大規模の組織的な密輸入のためであつたが、海關密貿易監視が、所謂非武裝地帶において、平常通り活動することが出來なかつた事實のために、この形勢が加重された。

昨年は密貿易がそれほど重大な面倒を惹起しなかつたのであるから、收入の減少は主として同年の後半における戰爭の影響による。一九三六年に比較した增減は次の通りである。

一九三七年			
上海	（一）六、七六〇、〇〇〇元	九龍	（＋）七、三六〇、〇〇〇
天津	（一）二、一三〇、〇〇〇	青島	（＋）四、〇〇〇、〇〇〇
芝罘	（一）八七〇、〇〇〇	漢口	（＋）一、九五〇、〇〇〇
厦門	（一）一六〇、〇〇〇	汕頭	（＋）二、一一〇、〇〇〇
		廣東	（＋）一、九三〇、〇〇〇

南支諸港の大部分及び青島、漢口は、年末までは戰爭地域には入らなかつたが、現在では青島、漢口貿易も殆んど完全に停止して居り、南支諸港は以前よりもずつと激しい困難に遭遇してゐる。實際、一九三八年の初頭には、貿易が平常通り行はれてゐる港は、全支を通じて一つも無いと言へよう。

次表にあるものは、數年間に亙る主要港の關稅收入年額である。

	上海	天津	青島	漢口	廣東	九龍
一九三二年	一四三、六一七、四二三元	三九、一〇〇、一七四元	二四・二千元	二二・七千元	一四・四千元	八・七千元
一九三三年	一七六、一九七、一七〇	四一、八〇四、一五六	二三・五	二〇・四	一〇・九	八・三
一九三四年	一七五、二六三、四七四	四一、一三八、七一〇	二〇・一	一九・三	八・〇	七・四
一九三五年	一四九、一二七、四三九	四一、〇八九、〇一一	二三・三	二三・三	九・六	七・三
一九三六年	一四八、八六九、一三六	三五、五一八、一一五	二〇・三	二三・八	一〇・九	九・一
一九三七年	一四三、一一〇、〇〇〇	三三、三九〇、〇〇〇	二四・三	一五・八	一三・八	一六・四

債務擔保としての支那關稅收入

支那の關稅收入を抵當とする同國の債務表は、いつ見てもいかにも關心を惹くが、現在は殊に價値あるものである。諸項に分けた以下の表は、一九三八年一月一日現在の狀態の明細書であるが、この結果は次の金額によつて明かにされるやうな狀態となつてゐる。

關稅收入擔保債務……三九、三二二、四八九ポンド　三六、五五〇、八二三米ドル　三、一五五、八九八、八九三元

團匪賠償金…………	七、〇六七、三五三ポンド	一〇、三七七、八一二米ドル
合　　計　……　……	四六、三八九、八四二ポンド	四六、九二八、六三五米ドル　三、一五五、八九八、八九二元

右は一九三八年から一九六〇年（但し兩年をも含む）までの期間に對する元利合計を示すものである。外貨債は時と共に、金額に於て著しく減少する傾向を示してゐるが、之に反し法幣元債務は益々增加し、遂に一九四六年にはその絕頂に達する。しかしその後は金額に於て、年々減少する。以下の二表はあまりに明瞭であつて、評註を要せぬ。たゞ註といふ形で注意するとすれば、それは津浦鐵路借款の利札を保證させることによつて、關稅收入に臨時の負擔を課した事であるけれども、實際は、鐵道收入を擔保としてゐるのだから、關稅による保證は萬一の場合だけ請求される。

國內借款の現狀は、一九三六年二月の整理後を玆では考究してゐるのである。一九三六年以降について支那政府はドイツ、ロシア、オーストリア、イタリーの團匪賠償金の殘額が存在してゐることを明らかに考慮してゐない。「團匪賠償金」の項にある支那の負債に關して反覆しておくべきだと思はれることは、賠償金が實際は關係受益者の手で返金されるのだといふことである。しかし支那は原表によつて、規定された通りの賦拂金を支拂つたので、債務は維持されてゐる。大抵の場合、その收入は教育及び文化的な目的に使用される。

次表は年々減少して行く關稅收入を擔保とする債務を示すものであるが、通貨に從つて次の如く分類される（元利合計）

	ポンド	米ドル	法幣元
一九三八年	三、三二四、二五六	六、三五一、九六八	一二八、九八七、四三七
一九三九年	三、三二三、七〇七	六、三四八、三九九	一三四、二〇五、一八七
一九四〇年	三、三二三、〇五三	六、三四四、八〇六	一三九、〇二五、七三七
一九四一年	三、〇一六、二二二	五、八二五、八九一	一四九、六七七、八八七
一九四二年	三、〇〇〇、七二五	三、五一〇、四五五	一五九、六九九、一三七
一九四三年	二、九九九、九一二	三、二七七、九六〇	一六三、九七六、五八七
一九四四年	二、一八二、七二〇	三、二七五、二九六	一六七、六三六、六三七
一九四五年	二、一八二、七四四	三、二七二、五九七	一七四、二八九、三八七
一九四六年	二、〇九二、四三九	三、一七九、八一三	一八〇、九九一、四三七
一九四七年	一、四九六、〇六〇	二、八一七、〇五二	一八〇、七四九、二八七
一九四八年	一、四九五、九一八	二、七二四、三九八	一七〇、九五七、〇三七
一九四九年	一、四九六、〇七四	—	一六三、七九五、七八七
一九五〇年	一、四九五、九一九	—	一六七、一八八、〇三七
一九五一年	一、四九六、〇〇九	—	一六三、五五九、九八七
一九五二年	一、四九六、〇六八	—	一五九、二八四、二三七
一九五三年	一、四九六、九二八	—	一五八、二九八、四八七
一九五四年	一、四九六、〇〇四	—	一三七、五二一、二〇〇
一九五五年	一、四九六、〇六五	—	一二〇、七五八、二〇〇
一九五六年	一、四九五、九二五	—	一二一、五五六、二〇〇
一九五七年	一、四九六、〇〇一	—	八六、六六〇、八〇〇

一九五八年	一、四九六、〇〇三	—	五一、八一八、〇〇〇
一九五九年	一、四九五、九八八	—	五〇、六二四、六〇〇
一九六〇年	一、四九六、一〇三	—	二四、六三七、六〇〇
合計	四六、三八九、八四二	四六、九二八、六三五	三、一五五、八九八、八九二

債務(元利合計)類別表 (ポンド)

借款名	英獨借款	整理借款	團匪賠償金				
年度	一八九八年	一九一三年	イギリス	日本	オランダ	スペイン	ポルトガル
	ポンド	ポンド			二〇三四四ギルダー	三九八六一フラン	
一九三八年	八二〇、八〇四	一、四九五、九二三	五九六、四八一	三九三、八九七	一四、八〇〇	五二四	一、〇八七
一九三九年	八二〇、一四四	一、四九六、〇三四	五九六、四八一	三九三、八九七	一四、八〇〇	五二四	一、〇八七
一九四〇年	八一九、四八一	一、四九六、〇四二	五九六、四八一	三九三、八九七	一四、八〇〇	五二四	一、〇八七
一九四一年	八一八、七五四	一、四九五、九七一	四一三、一二八	二七二、八一六	一四、八〇〇	—	七五三
一九四二年	八一八、〇二七	一、四九六、〇〇一	四一三、一二八	二七二、八一六	—	—	七五三
一九四三年	八一七、二九五	一、四九五、九二〇	四一三、一二八	二七二、八一六	—	—	七五三
一九四四年	—	一、四九六、〇二三	四一三、一二八	二七二、八一六	—	—	七五三
一九四五年	—	一、四九六、〇四七	四一三、一二八	二七二、八一六	—	—	七五三
一九四六年	—	一、四九五、九九八	五九六、四八一	—	—	—	—
一九四七年	—	一、四九六、〇六〇	—	—	—	—	—
一九四八年	—	一、四九五、九一八	—	—	—	—	—
一九四九年	—	一、四九六、〇七四	—	—	—	—	—
一九五〇年	—	一、四九五、九一九	—	—	—	—	—

一九五一年	—	一、四九六、〇〇九	—	—	—	—	—
一九五二年	—	一、四九六、〇六八	—	—	—	—	—
一九五三年	—	一、四九五、九二八	—	—	—	—	—
一九五四年	—	一、四九六、〇〇四	—	—	—	—	—
一九五五年	—	一、四九六、〇六五	—	—	—	—	—
一九五六年	—	一、四九五、九二五	—	—	—	—	—
一九五七年	—	一、四九六、〇〇一	—	—	—	—	—
一九五八年	—	一、四九六、〇〇三	—	—	—	—	—
一九五九年	—	一、四九五、九八八	—	—	—	—	—
一九六〇年	—	一、四九六、一〇三	—	—	—	—	—
合計	四、九一四、九〇五	三四、四〇七、九八四	四、四五二、五六四	二、五四五、七七一	五九、二〇〇	一、五七三	七、〇三六

	スウェーデン ノルウェー (ポンド)	合計 (ポンド)	團匪賠償金 アメリカ分 (米ドル)	一九二五年五分利 フランス借款 (米ドル)	一九二六年六分利 ベルギー借款 (米ドル)	合計 (米ドル)	民國十七年度 長期 (元)
一九三八年	七四〇	三、三二四、二五六	一、九一九、九六七	三、九六二、五八三	四六九、四一八	六、三五一、九六八	三、一三五、九三七
一九三九年	七四〇	三、三二三、七〇七	一、九一九、九六七	三、九五九、二五三	四六九、一七九	六、三四八、三九九	三、〇七九、六八七
一九四〇年	七四〇	三、三二三、〇五二	一、九一九、九六七	三、九五五、七三三	四六九、一〇六	六、三四四、八〇六	三、〇二三、四三七
一九四一年	—	三、〇一六、二二三	一、六八九、九〇四	三、九五二、一三三	一八三、八五五	五、八二五、八九一	二、九六七、一八七
一九四二年	—	三、〇〇〇、七二五	七六九、六五二	二、七四〇、八〇三	—	三、五一〇、四五五	二、九一〇、九三七
一九四三年	—	二、九九九、九一三	五三九、五八九	二、七三八、三七一	—	三、二七七、九六〇	二、八五四、六八七
一九四四年	—	二、一八二、七三〇	五三九、五八九	二、七三五、七〇七	—	三、二七五、二九六	二、七九八、四三七
一九四五年	—	二、一八二、七四四	五三九、五八九	二、七三三、〇〇八	—	三、二七二、五九七	二、七四二、一八七

一九四六年	—	二、〇九二、四三九	四四九、六五七	二、七三〇、一五六	—	三、一七九、八一三	二、六八五、九三七
一九四七年	—	一、四九六、〇六〇	八九、九三一	二、七二七、一二一	—	二、八一七、〇五二	二、六二九、六八七
一九四八年	—	一、四九五、九一八	—	二、七二四、三九八	—	二、七二四、三九八	二、五七三、四三七
一九四九年	—	一、四九六、〇七四	—	—	—	—	二、五一七、一八七
一九五〇年	—	一、四九五、九一九	—	—	—	—	二、四六〇、九三七
一九五一年	—	一、四九六、〇〇九	—	—	—	—	二、四〇四、六八七
一九五二年	—	一、四九六、〇六八	—	—	—	—	二、三四八、四三七
一九五三年	—	一、四九五、九二八	—	—	—	—	二、二九二、一八七
一九五四年	—	一、四九六、〇〇四	—	—	—	—	—
一九五五年	—	一、四九六、〇六五	—	—	—	—	—
一九五六年	—	一、四九五、九二五	—	—	—	—	—
一九五七年	—	一、四九六、〇〇一	—	—	—	—	—
一九五八年	—	一、四九六、〇〇三	—	—	—	—	—
一九五九年	—	一、四九五、九八八	—	—	—	—	—
一九六〇年	—	一、四九六、一〇三	—	—	—	—	—
合計	二、二三〇	四六、三八九、八四二	一〇、三七七、八一二	三四、九五九、二六五	一、五九一、五五八	四六、九二八、六三五	四三、四二四、九九二

內國債

	統一公債甲種	同乙種	同丙種	同丁種	同戊種	復興公債	合計 元
一九三八年	一三、〇八四、〇〇〇	一〇、三四二、五〇〇	二四、一三三、五〇〇	三七、九三三、五〇〇	一七、九七七、〇〇〇	二三、四四二、〇〇〇	一二八、九八七、四三七
一九三九年	一四、二六八、〇〇〇	一〇、八五三、五〇〇	二四、九七二、五〇〇	三九、二四三、五〇〇	一八、五五一、〇〇〇	二三、二三九、〇〇〇	一三四、二〇五、一八七

一九四〇年	一五、八二六、五〇〇	二一、九〇四、〇〇〇	二五、七一八、〇〇〇	四〇、四一四、〇〇〇	一九、一〇四、八〇〇	二三、〇二五、〇〇〇	一三九、〇五五、七三七
一九四一年	一七、三〇四、〇〇〇	一四、六九二、五〇〇	二八、八八二、〇〇〇	四二、〇八六、〇〇〇	一九、八九五、二〇〇	二三、八五一、〇〇〇	一四九、六六七、八八七
一九四二年	一九、〇九二、〇〇〇	一七、二三八、〇〇〇	三一、七三二、〇〇〇	四三、五六〇、〇〇〇	二〇、五九二、〇〇〇	二四、五七五、二〇〇	一五九、六九九、一三七
一九四三年	二〇、七一六、〇〇〇	一七、五六六、五〇〇	三三、〇七五、〇〇〇	四四、四一八、〇〇〇	二〇、七三七、六〇〇	二四、五八八、八〇〇	一六三、九七六、五八七
一九四四年	二三、二三六、〇〇〇	一七、八三六、五〇〇	三四、二三〇、〇〇〇	四五、一二七、五〇〇	二〇、八三六、四〇〇	二四、五七一、八〇〇	一六七、六三六、六三七
一九四五年	二三、五九二、〇〇〇	一八、六六一、五〇〇	三五、三二二、〇〇〇	四五、七八七、五〇〇	二〇、九一九、六〇〇	二七、二六四、六〇〇	一七四、二八九、三八七
一九四六年	二五、一〇四、〇〇〇	一九、五一九、五〇〇	三六、三二五、〇〇〇	四六、二九九、〇〇四	二一、四七六、〇〇〇	二九、六八二、〇〇〇	一八〇、九九一、四〇七
一九四七年	二五、八四五、〇〇〇	一九、七〇一、〇〇〇	三七、〇六五、〇〇〇	四五、一一一、〇〇〇	二一、四五〇、〇〇〇	二八、九四七、六〇〇	一八〇、七四九、三八七
一九四八年	二三、九七八、〇〇〇	一九、九六五、〇〇〇	三七、七一六、〇〇〇	四五、〇三三、〇〇〇	二三、四四八、四〇〇	三〇、二五三、二〇〇	一七〇、九五七、〇三七
一九四九年	—	二〇、〇〇七、〇〇〇	三九、 〇四、〇〇〇	四七、五八六、〇〇〇	二三、三〇六、四〇〇	三一、三七五、二〇〇	一六三、七九五、七八七
一九五〇年	—	一九、六九五、〇〇〇	四〇、〇四〇、〇〇〇	五一、五一八、五〇〇	二三、〇七七、六〇〇	三〇、三九六、〇〇〇	一六七、一八八、〇三七
一九五一年	—	九、七三三、五〇〇	四二、〇四二、〇〇〇	五五、一二一、〇〇〇	二三、八〇二、〇〇〇	三一、四五六、八〇〇	一六三、五五九、九八七
一九五二年	—	—	四二、六九七、五〇〇	五八、三九三、五〇〇	二二、五一〇、八〇〇	三二、三三四、〇〇〇	一五九、二八四、二三七
一九五三年	—	—	四一、三八七、五〇〇	六一、三三六、〇〇〇	二二、一七三、八〇〇	三一、一一〇、〇〇〇	一五八、二九八、四八七
一九五四年	—	—	一九、八二七、五〇〇	六三、九四八、五〇〇	二一、八一九、二〇〇	三一、九二六、〇〇〇	一三七、五二一、二〇〇
一九五五年	—	—	—	六六、七八一、〇〇〇	二二、四一八、八〇〇	三二、五五八、四〇〇	一二〇、七五八、二〇〇
一九五六年	—	—	—	六八、六八四、〇〇〇	二一、七八二、六〇〇	三一、〇八九、六〇〇	一二一、五五六、二〇〇
一九五七年	—	—	—	三三、九九〇、〇〇〇	二二、〇三〇、〇〇〇	三〇、六四〇、八〇〇	八六、六六〇、八〇〇
一九五八年	—	—	—	—	二一、七一七、八〇〇	三〇、一〇〇、二〇〇	五一、八一八、〇〇〇
一九五四年	—	—	—	—	二三、一一五、六〇〇	二八、五〇九、〇〇〇	五一、六二四、六〇〇
一九六〇年	—	—	—	—	一〇、九七九、八〇〇	一三、六五七、八〇〇	二四、六三七、六〇〇
合計	二〇九、〇六五、五〇〇	二三七、七一五、〇〇〇	五七五、〇六七、五〇〇	九八二、三四九、五〇〇	四七九、六七一、四〇〇	六三八、六〇五、〇〇〇	三、一五五、八九八、八九二

三、支那內國債未償還額（一九三八年一月一日現在）

一、關稅收入擔保、財政部直接負擔分

借款名	發行額（元）	一九三八年一月一日現在未償還額（元）	利率%	利子支拂	額面（元）	摘要
民國十七年度長期通貨借款—一九二八年十一月一日	四五、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	二1/2	三月三十一日 九月三十日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇 一〇	每回一、一二五、〇〇〇元の四十半期抽籤償還・自一九三四年至一九五三年九月。
民國廿五年度統一公債 甲種	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四七、一五〇、〇〇〇	六	一月三十一日 七月三十一日	五、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇 一〇	十二ヶ年償還。一九三六年七月三十一日開始、一九四八年一月三十一日終了。
乙種	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四七、七五〇、〇〇〇	六	右同	同	十五ヶ年償還。一九三六年七月三十一日開始、一九五一年三十一日終了。
丙種	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	三四四、七五〇、〇〇〇	六	右同	同	十八ヶ年償還。一九三六年七月三十一日開始、一九五四年一月三十一日終了。
丁種	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	五四一、七五〇、〇〇〇	六	右同	同	二十一ヶ年償還。一九三六年七月三十一日開始、一九五七年一月三十一日終了。
戊種	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	二五六、一〇〇、〇〇〇	六	右同	同	二十四ヶ年償還。一九三六年七月三十一日開始、一九六〇年一月三十一日終了。
民國二十五年度復興公債	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	三三四、九〇〇、〇〇〇	六	二月二十八日 八月三十一日	五、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇 一〇	一九三六年八月三十一日より一九六〇年二月二十九日迄の每半期。即ち（單位、元）

期間	每年千分の	各抽籤償還金	全期間
第1—5年度	一〇	一、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
第6—7年度	一六	二、七二〇、〇〇〇	一〇、八八〇、〇〇〇
第8—9年度	一八	三、〇六〇、〇〇〇	一二、二四〇、〇〇〇
第10—12年度	三六	六、一二〇、〇〇〇	三六、七二〇、〇〇〇
第13—15年度	四八	八、一六〇、〇〇〇	四八、九六〇、〇〇〇
第16—18年度	六〇	一〇、二〇〇、〇〇〇	六一、二〇〇、〇〇〇
第19—21年度	七二	一二、二四〇、〇〇〇	七三、四四〇、〇〇〇
第22—24年度	七八	一三、二六〇、〇〇〇	七九、五六〇、〇〇〇
合計			三四〇、〇〇〇、〇〇〇

自由公債(註一)	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四	八月三一日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	償還開始一九四一年、三十ヶ年以内に完了、特定の擔保一切指定なし。公定總額は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇元
合計		二、〇〇八、四〇〇、〇〇〇元				

二、擔保―省政府收入、中央政府保證

借款名	發行額(元)	一九三八年一月一日現在未償還額(元)	利率%	利子支拂	額面(元)	摘要
河北省海河護岸工事借款一九二九年四月廿一日(註二)	四、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	九・六	四月二〇日 一〇月二〇日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇	毎回二〇〇、〇〇〇元、二十回半ケ年の抽籤償還。一九三九年四月十五日終了。
民國二十四年度四川整理借款(註三)(一九三五年七月一日)	七〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、一一〇、〇〇〇	六	六月三〇日 一二月三一日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇 一〇	毎半期償還。卽ち(元) 三〇〇、〇〇〇―自一九三六年九月三〇日至一九四一年三月三一日 四五〇、〇〇〇―自一九四一年九月三〇日至一九四四年三月三一日 六〇〇、〇〇〇―自一九四四年九月三〇日至一九四八年三月三一日 七五〇、〇〇〇―自一九四八年九月三〇日至一九五一年三月三一日 の各半期。
民國二十五年度四川整理借款註四)(一九三六年四月一日)	一五、〇〇〇、〇〇〇	一四、一〇〇、〇〇〇	六	三月三一日 九月三〇日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇	毎半期償還 三〇〇、〇〇〇―自一九三六年九月三〇日至一九四一年三月三一日 四五〇、〇〇〇―自一九四一年九月三〇日至一九四四年三月三一日 六〇〇、〇〇〇―自一九四四年九月三〇日至一九四八年三月三一日 七五〇、〇〇〇―自一九四八年九月三〇日至一九五一年三月三一日
民國二十五年度廣東通貨整理借款(一九三六年二月一日)註五)	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一一六、四〇〇、〇〇〇	四	三月三一日 九月三〇日	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇〇 一〇	期限三十ケ年以内の償還。一九六六年九月三十日終了。最初の二十年間につき利率年三分(三、六〇〇、〇〇〇元 最後の十ケ年間に對ては年利率四分(四、八〇〇、〇〇〇元)
廣西通貨整理借款(一九三七年二月)	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	―	―	―	毎年一、二〇〇、〇〇〇元を廣西省鹽税により減債基金に供せられる。
合計	―	二〇六、二〇〇、〇〇〇				

備考　民國二十五年度統一公債、一、四六〇、〇〇〇、〇〇〇元の發行日は一九三六年二月一日、民國二十五年度復興公債三四〇、〇〇〇、〇〇〇元は一九三六年三月一日、一九三八年一月一日現在未償還內國債總額は二、二一四、六〇〇、〇〇〇元。

註一　一九三七年末までの正確な應募額に關しては、官廳統計が公表されなかつた。從つて二億元といふのは推定である。

註二　現在の五分の天津河捐の八%を擔保とす。

註三　初度月額四七〇、〇〇〇元、その後は月額九三〇、〇〇〇元に達する四川省の鹽稅收入への第一次賦課金。

註四　四川省の鹽稅、酒、煙草稅からの月額四〇、〇〇〇元の補助金並に同省交易稅からの月額五〇、〇〇〇元の支出す。

註五　廣東省統稅收入擔保。

支那政府擔保付外國債表（一九三八年一月一日現在未償還額）財政部所管

元……元金
利……利子

借款名	發行額	利子支拂期	一九三八年一月一日現在未償還勘定	一九三六年償還額	支拂不履行最後に實施された支拂	摘要
（一）海關稅收入擔保						
一八九八年清國政府四分半利金借款（英獨借款）	一六、〇〇〇、〇〇〇ポンド	三月一日 九月一日	四、三〇八、〇二五ポンド	元 六四一、一七五 利 一七九、四二九	—	減債基金として毎年〇・七二〇二〇一八%の抽籤償還。最後の支拂が一九四三年三月一日になされたまゝである。
一九一三年支那政府分五利整理金借款	二五、〇〇〇、〇〇〇ポンド	一月一日 七月一日	三〇、一七八、八六〇ポンド	元 四八六、九八〇ポンド 利 一、〇〇八、九四三	—	發行地 ロンドン…七、四一六、六八〇 パリ…七、四一六、六八〇 ベルリン…六、〇〇〇、〇〇〇 ペテルブルグ…二、七七七、七八〇 ブラッセル…一、三八八、八六〇 通貨の基準一ポンド＝二五・二五フラン＝二〇・四五マルク＝九・四ルーブル＝九・九六圓 一九二四年以降の三七年間に亘り毎年抽籤による償還 最終償還期日一九六〇年七月一日。 擔保—鹽稅及關稅收入剩餘金、現在優先權取扱を受く。五八六、六六八—七二五、五五六號のロシア（黃色）發行債券は無效と宣言されてゐる。

一九二五年支那共和國五分利金借款（中法實業銀行）	四三、八九三、九〇〇米ドル	一月一五日 七月一五日	二七、五六九、八五〇米ドル	元 二、六五〇、三一〇ドル 利 一、三一三、三三四ドル	—	フランス團匪賠償金を債券に轉換せる勘定で、消滅せる中法實業銀行に對する極東の債權者の要求を充足することと、教育上の目的とのためになされた。最終償還期限—一九四八年一月十五日。五三二、六八九—七八五、〇〇〇號はイギリス株式取引所のスタンプがあるが、五米ドル＝一ポンドの割合で評價される。
一九二八年支那共和國六分利金借款（ベルギー）	五、〇〇〇、〇〇〇米ドル	一月一日 七月一日	一、三三〇、三〇〇米ドル	元 三八九、九〇ドル 利 七九、五一八ドル	—	ベルギー團匪賠償金を轉換せる勘定。債券收入は次の割合で、使用される。 四〇%……隴海鐵路の擴張及修理 三五%……支那におけるその他鐵道の建設 三五%……教育及慈善事業 元金償還—各半年毎。最終支拂期日、一九四一年一月一日。
支那政府民國二十三年度（一九三四年）六分利磅貨賠償借款	一、五〇〇、〇〇〇ポンド	一月一日 七月一日	一、一六四、〇〇〇ポンド	元 一三六、〇〇〇ポンド 利 六七、九八〇	—	一九四七年一月一日までに各半期毎に抽籤る償還。 擔保—團匪賠償金のイギリス受取額。粤漢鐵路完成を目的とす。
一九三四年三月七日の六分利匯水（爲替料）に對するサッスーン借款	二三八、〇〇〇ポンド	一月一〇日 七月一〇日	三六、五九〇ポンド	元 二三、八六六ポンド 利 一三、二四三	—	擔保—イギリス團匪賠償金の五分の二。償還開始一九三七年七月十日、一九四七年一月一日完了。

（二）鹽税收入擔保

一九〇八年清國政府五分及四分半利金借款（英佛借款）	五、〇〇〇、〇〇〇ポンド	四月五日 一〇月五日	二五〇、〇〇〇ポンド	元 二五〇、〇〇〇ポンド 利 一一、二五〇	—	毎年二五〇、〇〇〇ポンド抽籤償還・一九二三年十月五までは年利五分、その後は一九三八年十月五日に來る最終償還まで四分半利。 擔保—鹽税收入最高二、三五〇、〇〇〇兩その他に浙江、江蘇、湖北、吉林各省の雜税。
一九一二年支那政府五分利金借款（假證券借款）	五、〇〇〇、〇〇〇ポンド	三月三〇日 九月三〇日	三、八〇二、一二三ポンド	元 二七七、〇〇〇ポンド 利 一八六、七二七	元—一九三三年九月十日以降 四二六、一六四	毎年抽籤償還。開始一九二三年、終了一九五二年九月、延滯金を處理するため、一九三五年以降毎年一ケ年分の代りに二ケ年分元金を支拂ふ計畫である。

一九一九年支那政府八分利民國十年ポンド國庫券（ヴイツカース）	一、八〇三、二〇〇ポンド	六月三〇日 一二月三一日	一、八〇三、二〇〇ポンド	利　三三、八一〇ポンド	―	一九三六年十月に行はれた政訂によれば、擔保―鹽稅、優先的請求權を有す、償還開始一九四一年六月三十日、最初の二ケ年間一%、次の四年は二%、次の八年は二1/2、次の十一年は三%、最後の九年は四%で、一九七五年に終了。利子―一九三七年七月一日に終る年は一1/2%、年率を1/4%づゝ引上げて、一九四二―四三年に三%に達し、それから期末までこの率を繼續す。
一九一八年八月二十七日支那政府八分利民國十年度國庫券（マルコニー）	六〇〇、〇〇〇ポンド	六月三〇日 一二月三一日	六〇〇、〇〇〇ポンド	利　二、二五〇ポンド	―	
六分利青島公有財產鹽業補償、日本金國庫券（一九二三年）	一四、〇〇〇、〇〇〇圓	三月三一日 九月三〇日	一三、〇〇〇、〇〇〇圓	元　五〇〇、〇〇〇圓 利　五七八、〇〇〇	元一三、五〇〇、〇〇〇。一九二五年三月三一日以降未拂 利九、三六〇、〇〇〇圓。一九二五年九月三〇日以降未拂	一九二二年十二月一日北京にて契約。五〇〇、〇〇〇圓宛の半期割賦償還。一九三八年三月十三日終了。擔保―鹽稅剩餘金及び關稅剩餘金。
支那政府內債及短期債償還八分債券（一九二二年）	三九、六〇八、七〇〇圓	一月三一日 七月三一日	三三、四七八、四〇〇圓	利　二、五九八、二七三圓	元一三、四七八、四〇〇圓。一九二四年一月三一日以降未拂 利一三、六六一、〇二四圓。一九二五年七月三一日以降未拂利札七	此れは一九二二年二月十一日九千六百萬元內國債中の日本部分。鹽稅收入、剩餘金を擔保として發行。十三回割賦償還。開始一九二三年一月三十一日、終了一九二九年一月三十一日。
一九二一年支那共和國六分利三年擔保付金借款國庫券	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	五月一日 一一月一日	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	利　一三七、五〇〇米ドル	―	一九三七年改訂。利子―一九三九年十一月一日までは年二分五厘。その後年利五分。償還開始一九四二年、終了一九五四年、即ち毎年一九四二―四三年四四〇、〇〇〇ドル、一九四四―四五年三三〇、〇〇〇ドル、一九四六―四七年、三八五〇、〇〇〇ドル、一九四八―四九年四四〇、〇〇〇ドル、一九五〇―五一年四九五、〇〇〇ドル、一九五二―五四年五五〇、〇〇〇ドル。擔保―鹽稅收入、優先權を有す。

一九二一年支那共和國三年有擔保付借款（假證券より）	一、一〇五、〇〇〇米ドル	無利子	一、一〇五、五〇〇米ドル	—	—	延滞利子の五分の一を無利子假證券に轉換せるものを示す。償還は前掲主借款に同じ。
一九一九年支那共和國六分利二年擔保付金借款國庫券	五、五〇〇、〇〇〇米ドル	六月一日 十二月一日	四、九〇〇、〇〇〇米ドル	利　九八、〇〇〇米ドル		擔保—鹽税餘剩金。毎年抽籤により一九四二年七月一日より償還を開始し、一九五四年二月一日にて終了。利子—一九三八年は二分、毎年1/2あて引上げ一九四二年四分に達せしむ。それより後は年四分利（一九三七年六月一日改訂）。
（三）雜種擔保						
一九一四年支那政府五分利金借款（浦口借款）	一〇〇、〇〇〇千フラン	三月一日 九月一日	一〇〇、〇〇〇千フラン	元（フラン）一、六三五、七九六 利（フラン）一、〇〇〇、〇〇〇	元一〇、五七二、四九二フラン始期より不拂 利八〇、〇〇〇、〇〇〇フラン一九三一年三月一日以降不拂。利札十五枚	一九三〇年三月一日に始まる三十五ケ年間毎年抽籤による平價償還。名目上の擔保—特定の工業企業、特定の北京市税收入、揚子江北岸のアルコール税。
一九二五年九月三十日支那政府八分利借款（スコダ借款）	六、八六六、〇四六ポンド	六月三〇日 十二月三一日	六、八六六、〇四六ポンド	元　六、八六六、〇四六ポンド 利　六、八七七、二四六 兩者共始期より未拂		一九二一年から一九二二年までに支那に對しなされたオーストリー（スコダ）舊借款を全部整理せるものである。名目上の擔保—北京入市税收入及び登錄税その他政府收入に對する第一次抵當權。但し常に不履行。一九二五年に今一つの整理案が實施され、その條項により本借款は現に前述の通りになつてゐるのである。
一九三三年六月支那政府五分利棉花及小麥借款	六、二二八、二二一米ドル	三月三一日 六月三〇日 九月三〇日 十二月三〇日	二、七〇〇、〇〇〇米ドル	元　二、八〇〇、〇〇〇米ドル 利　六五〇、〇〇〇		當初は、期限三ケ年として、復興金融會社及び穀物安定會社によつて、棉花、小麥、麥粉の形式で五〇、〇〇〇、〇〇〇ドルまで與へられたが、この債務勘定は一九三六年五月輸出入銀行の手に引繼がれた。償還—一九三七年には二、〇〇〇、〇〇〇ドル、一九三八—四二年には各二、八〇〇、〇〇〇ドル、毎四半期割賦。

一九三七年四月一日發行の六分利廣東港灣開發工事民國二十六年度米ドル借款	二、〇〇〇、〇〇〇米ドル	三月三一日 九月三〇日	一、[illegible]六〇、〇〇〇米ドル	元　八〇、〇〇〇米ドル 利　一一六、四〇〇	—	廣東の黃埔港及び珠江開發が目標。償還―毎半期、一九三七年九月三十日に始まる十六ヶ年以内。最初十回の償還は毎半期四〇、〇〇〇ドル、次の十回償還は六〇、〇〇〇ドル、第三次の十回償還は八〇、〇〇〇ドル、最後の一九五三年三月三十一日に終る二回の償還は、一〇〇、〇〇〇ドルの割合である。擔保―廣東で徴收される五%の輸入關稅附加稅。

未償還額合計

關稅收入に對し……	二五、八七七、四七五ポンド	二八、八〇〇、一五〇米ドル		
鹽稅收入に對し……	六、四五五、三三二ポンド	一一、五〇五、五〇〇米ドル		四五、四七八、四〇〇圓
雜種收入に對し……	六、八六六、〇四六ポンド	一五、六六〇、〇〇〇米ドル	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	
總計……	三八、一九八、八四三ポンド	五五、九六五、六五〇米ドル	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	四五、四七八、四〇〇圓

第三部　支那戰時金融の推移

第一章　事變勃發と金融狀勢
第二章　爲替市場と爲替對策
第三章　滙劃出現の意義と形態
第四章　爲替統制と爲替市場の動向
第五章　戰爭第二期における金融事情
第六章　支那の鐵道借款調査

第一章　事變勃發と金融情勢

金融情勢とその對策

事變勃發と金融界

われ〳〵は政府當局が現在の異常な狀態に對應するために採用した諸種の政策に對してとかくの批評を下さうとは思はないが、しかし金融部門について見ると、この領域では出來るだけ凡ての合法的商業活動を容易にすることが重大目的であるにもかゝはらず、政府があまりにも短兵急に各種の制限令を公布したため、その結果は、却つて當初極力回避しようとした事態を招來してしまつたかのやうである。

今日の上海に於ける金融狀勢はまさにこれであつて、財政部は資本逃避の防止策に憑りつかれたかの如くである。かやうな態度も容易に理解されるけれども、かうしたことは銀行間の協定によつて始めて實現されることであつて、また外國銀行も商取引を圓滑にし、且つ金融の安定を保證するためにはどんな協力も辭さない筈である。ところが、政府は徒らに混亂を增すやうな政策を採用し、遂には商取引を停止させたのである。

われ〳〵は日支兩國が、長期のしかも犧牲の多い戰爭を繼續せぬことを衷心から希望するものであるが、假に萬一の場合が起つたとしても、滿期日が到來し次第、契約を履行することによつて、信用を維持して置くことの方が遙か

に重要問題である。しかるに今日では支那側銀行に巨額の預金をもつてゐる貿易業者でも、それまでに取極めた契約を履行することによつて商品を受取ることが出來なくなつてしまつてゐる。これは早急に改善せねばならぬ。若しかうした事態が續くとすれば、支那の金融機構が蒙むる損害は、戰爭によるそれよりも遙かに大なるものと覺悟しなければなるまい。

恐　慌

この經過を明瞭にするためには、事變勃發直前の事情にたち返る必要がある。八月十二日（木曜日）の朝まで市場は平靜であつた。正確に言へば、七月初旬の日支事變勃發以後と何ら變つたところはなかつた。しかるにその後虹橋事件の解決が不調に終つたので、漸く事變は將來の擴大を見越されるようになり、この結果、金融界も先物の取引を拒否するに至つたのである。目下の恐慌期を通じて支拂停止を行つた銀行は僅かに二行であつて、それも銀行當局者が述べてゐるやうに一時的なものであつた。第一は二週間許り前に支拂停止をした大康銀行であつて、同行は一九三四年の創立にかゝり資本金は五十萬元全額拂込濟となつてゐる。第二は八月九日に支拂停止をした上海通商銀行である。これは一九二八年の創立、資本金は七十五萬元全額拂込濟、支那銀行公會の加盟銀行である。しかし兩行の支拂停止は何れも市場にさしたる影響を與へはしなかつた。

支那銀行の閉鎖

八月十三日（金曜日）、中央銀行を含む一切の支那銀行は閉店した。外國銀行は營業を續けたが、當然のことながら爲替取引は殆んど行はれなかつた。土曜日の朝には、從來錢莊が行つてきた手形交換は香港上海銀行で開始された。

中央銀行の閉鎖は豫期しなかつたところであるが、支那の商業銀行が採つたかうした措置は自衞上當然だと見られてゐた。ところで、どの銀行も八月十六日の月曜日には全部營業を再開するものと期待されてゐたのだが、週末にかけて不祥事件が續出したため、正常な狀態の下では再開することが不可能となつた。卽ち月曜日には外國銀行を含めて凡ての銀行、凡ての商店が閉店の狀態で、取引も殆ど行はれなかつた。かくて一晝夜のうちに、繁華な商業都市上海は一つの取引もない都市に變り、外國人は凡て一刻も早く避難するよう勸告された。

銀行券の缺乏

間もなく銀行券が全く缺乏した。これまで潤澤であつた支那紙幣も市場から姿を消し、そして人々の間に退藏されてしまつたやうである。また、支那側の銀行が巨額の爲替買入を行つたので通貨が拂底し、そのため現在の非常需要に應じることができないのだとの噂も飛んでゐる。かうした意見は、何故支那側の銀行が恐慌の起る前に閉店を命ぜられたかの理由の一つを說明するものではあるが、しかし無論これは一つの見方にすぎないのであつて、いまこれを實地に證明することはもちろんできない。

ともかく、銀行券の逼迫が甚しいので、香港上海銀行及び華南銀行はそれぞれ自己の紙幣發行を決定し、ナショナル・シティ銀行やその他の諸銀行も、必要ある場合は、それに順應するよう手筈をとゝのへた。何れも應急對策として考へられたものであるが、效果もなく、或る方面では評判も惡かつたのである。例へば、支那商會（商業會議所）は、この紙幣は法貨でないことを指摘し、更にこれを受納するものは處罰すべきことを一般に暗示しなければならぬと考へた。現金を持たねばならぬにもかゝはらず、支那側銀行はこれを供給しないので、外國銀行が乘出したまでで

ある。感謝されても非難される筈はないのであるが、どうも腑に落ちないことである。

八月十四日の空爆とその結果による混亂にも拘らず、前述の如く大抵の外國銀行は、月十六日まで營業を續行したが、暫くの間は銀行間の決濟が行はれないので夫々の得意先の手形取引だけに限つた。最近はかうした困難も、外國銀行に關する限りは除去されたので、爲替の先物取引以外は凡て平常通りである。

支那側銀行と非常時金融安定辦法

中央銀行、中國銀行、並びに交通銀行、及びその他の支那銀行は八月十四日以後は一時的に佛租界に移轉し、本稿執筆當時までは復歸の發表はなかつた。八月十五日、財政部の公布した非常時金融安定辦法は、支那側銀行の當時の事情を示してゐる＊。

この法令の公布に次いで、上海の銀行公會及び錢莊公會は財政部に四ヶ條の補足令を施行するよう陳情した＊。

＊　第三章「滙劃出現の意義と形態」參照

上海の銀行及び錢莊公會は、「市場を安定し商品の流通を圓滑にすることを衷心から希望する」と述べて、この法令が施行されることを希望した。果してさうした效果があるものであるかどうか疑はしいのであるが、財政部はこれを容れて法律として公布した。そこで、支那銀行と巨額の取引をしてゐた商人は、現在期限の到來した契約を履行するためには、支那の或る銀行から他の銀行への單なる信用の移轉を意味するにすぎないところの、この「振替通貨」によつてのみその勘定を支拂ふことができるといふことになつた。

中央銀行の金融對策

中央銀行が金融市場をフリーな狀態に置かうと熱望してゐる事實は指摘されねばなるまい。これは直接「滙劃」が
どうと言ふのではなく支拂勘定を現金拂で行はうとするためである。政府銀行が外國銀行に對して支拂つた金額は實
に一日で三千萬元に達してゐる。目下中央銀行が考慮してゐる政策を全國の銀行に適用することとなれば、情勢も非
常に好轉するものと思はれる。ともかく現行制限令が漸次緩和され、在庫品の引渡が現金で行はれるようになること
は殆ど確實と思はれる。政府當局は取引を出來るだけ圓滑に行はしめることが結局抗戰力を增す所以であることを認
めてゐるのであるが、不幸にも現在までは銀行相互の間に協力が缺けてゐる。

政府銀行の南京移轉

十月二日に四政府銀行本店がそれぞれ首都南京に移ると傳へられた。併し、これは實際的には大した意味をもつて
ゐない。政府銀行の主要部門は依然として上海に止り、從來と同じ經營と幹部の指導下にあり、事務は以前となんの
變化もなく續けられるであらう。首都南京には同地の財政部との連絡を緊密にするため本店幹部、主として祕書課が
移るだけだと思はれる。

右の南京移轉計畫は、實際上決定されたとはいへ、月曜日の午後になつても未だ確認されてゐない。併し實際上の
營業は現狀でも充分維持されてゐるのであるから、これが實現しようがしまいが、大して重要な意義を有するもので
はない。移轉が確定しても、上海を引拂ふのは政府銀行の管理部の一部に止まる模樣である。

外國商人及び支那商人の便宜と金融情勢の安定を圖るため、財政部は四政府銀行（中央銀行、中國銀行、交通銀行

中國農民銀行）の上海支店をして法律の定めるところにより、內外爲替の賣買を繼續すべきことを指令した。次に財政部發行の四銀行宛廻狀を飜譯して揭げてみる。

「各政府銀行本店ハ命令ノ定ムル所ニヨリ首都ニ移スベシ、既ニ（當該諸銀行ニ對シテハ）準據スベキ命令ヲ發シテヰル

國庫ノ歲出入及ビ政府ト銀行間ノ取引――從來三銀行（中央銀行、中國銀行、交通銀行）ニ認メラレテヰタ――ニ關スル事項ハ中央銀行ニ集中サレ且ツ首都ニ於イテ處理サルベシ

上海市ハ目下非常事態ノ下ニ置カレ、上海トノ交通ハ混亂シ取引ハ不安デアル、財政部ハ各行ガ營業上他ニ引移ツタ後モ各行本店ハ上海ノ內外商人間ノ貿易上ノ便宜ヲハカルタメ、且ツハ金融安定策トシテ內外爲替ノ取引ヲ繼續スルタメ市場安定ノ法令ニ順應シテ、上海支店ニ對シテ營業ヲ繼續スベキ訓令ヲ發スベキコトヲ希望スル、業務上ノ報告ハ財政部ニ提出シ檢査ヲ受クルモノトス」

地方金融及び庶民金融

一、九月一日から廣東の各銀行は廣東省紙幣の代りに法幣を正式に使用することとした。

二、八月二十七日、四政府銀行（中央銀行、中國銀行、交通銀行、及び中國農民銀行）に對し財政部はそれ〴〵奧地の支店所在地に四行貼放地方委員會を設立すべき命令を發した。

この目的は目下の非常時に奧地の資金流通を圓滑ならしめるにある。

三、上海商會は質屋を銀行預金拂戾制限令の適用外に置くよう財政部に陳情してゐる。

陳情の理由は制限令が適用されると、質屋の庶民階級――主として避難民――に對する金融が不可能となると言ふにある。

四、質屋の金融を受けてゐる貧民のために、過般上海商會（商業會議所）は、銀行預金引出の制限令から質屋を除外されたしとの陳情を行つてゐたが、最近財政部の許容するところとなつた。卽ち、同會議所へ寄せられた政府の電文によれば、次の如くである。

「質屋は從來通り營業を繼續すべし。預金の拂戾は特別に取扱ふこととする。上海の銀行及び錢莊公會に對しその加盟員に質屋の預金拂戾には特殊の取扱を爲すべきを通達し、且つこの決定を四政府銀行（中央銀行、中國銀行、交通銀行、中國農民銀行）の事務所に通告する外、質屋業組合にこの電文を傳達して知らしむべし」

通貨及び金銀の輸出入狀況

金銀の大量輸出始まる

年初來、支那の金地金輸出は二千四百五十五萬五千三百三十四金單位に達してゐるが、これは七月に入つてから行はれたもので、それ以前は皆無であつた。銀は多少事情が違ふが、ともかく、金銀の輸出は危險を回避するためとクレヂットを設定するため七月に入つて顯著となつた。

他方、七月中の金地金輸入は二百九十二金單位であつた。前年同月の輸入は四萬九千六百六十六金單位、輸出は五百十八萬二千四百三十八金單位であつた。

銀の七月中の輸入は二十一萬一千元、輸出は五千四百九十五萬七千二百五十六元であるが、このうち現銀は二千三百七十七萬五千元、銀地金は三千百十八萬二千五百五十六元であつた。

前年同期の數字と比較對照すれば次の如くである。

		一九三六年一―七月	一九三七年一―七月
金	輸入	九二七、〇〇〇	五四、九七八
	輸出	五、一八二、四三八	二四、五五五、三三四
銀	輸入	四、〇九五、二二七	五四九、八八〇
	輸出	一一四、八一一、九三〇	五四、九七三、八〇三

（備考）單位、金は金單位、銀は元。

右表の如く、本年の金銀輸出超過は、前年同期の金四百二十五萬五千四百三十八金單位、銀一億一千七十一萬六千七百三元に對して金は二千四百五十萬三百五十六金單位、銀は五千四百四十二萬三千九百二十三元である。

本年の金輸入は凡て英國及び香港からであるが、銀は香港四十八萬七千元、日本六萬二千八百八十元であつた。銀の輸出は香港五千四百九十七萬三千百九十六元、日本六百七元である。本年の金銀輸出は凡て上海を通じて行はれ、たゞ銀は輸出總額五千四百九十七萬三千八百三元のうち一萬五千九百四十元だけが廣東その他を通じて輸出された。

上海の現銀及び法幣の對香港輸出

九月一日の本誌に公表した海關報告によると、本年度の支那の金銀輸出は凡て七月中に行はれてゐる。香港の七月の貿易統計に依るとその輸入が詳細にわかる。一九三六年度は十月になつて上海から四千三百萬元に達する巨額の支那の現銀が入つて來たが、それでもなほ香港は金銀の輸出超過となつてゐる。卽ち金銀輸入總額は七千二百七十二萬八千四百八香港ドルであつたが、輸出は一億四千三百八十一萬五千四百三十三ドルであつた。本年の上半期を通じてみても同樣の傾向を示し、輸入の五百六十六萬三千百七十一香港ドルに對し、輸出は一千八百二十九萬六千五百五十五香港ドルであつた。ところが七月になつて、主として上海から一億三千三百六十萬七千七百五十香港ドルの巨額流入を見たに拘らず、輸出は二百十三萬七千百六十二香港ドルに過ぎず、かくて一九三七年の一月以降七月までの累計は輸入一億三千九百二十七萬九百二十一香港ドルに對し、輸出二千四十三萬三千七百十七香港ドルとなつた。これらの數字から、七月末に香港は法幣及び現銀で上海の現金を一億七千萬香港ドル乃至一億八千萬香港ドルを保管してゐたといふことが合理的に推定出來る。八月になつて約五千萬元の巨額の法幣を戻したので、現在香港は約一億二千萬元に及ぶ上海の現金及び地金銀を持つてゐることになる。七月中の香港の金銀の輸出入は次表の如くである――

銀行券

輸入	六二、六三三、七七八香港ドル
うち北支	六〇、七四〇、一九五
中支	一、四七一、一七六
南支	四一二、一五二
廣州灣租借地	二、二四〇
澳門	一、八〇〇
フイリッピン	六、二一五
輸出（各地へ）	七一七、〇二二

現銀

輸入	四九、九五〇、〇六〇香港ドル
うち北支	四九、七七一、三一〇

中　支	八〇、七五〇
南　支	九八、〇〇〇
輸出（北支へ）	二一、〇〇〇

補助銀貨

輸　入	一四、四八八、五六〇香港ドル
うち北　支	一二、八五〇、〇〇〇
中　支	一、六三四、七六〇
澳　門	三、八〇〇
輸　出	二、一三二
ちらカナダ	一三二
北　支	二、〇〇〇

銀地金

輸　入	三、九九一、八二八香港ドル
うち北　支	三、九八三、七〇〇
廣州灣租借地	八、一二八
輸　出	—

金地金

輸　入	二、四九九、九二三香港ドル
うち北　支	二、二四九、九二三
佛領印度支那	一四、〇〇〇
シャム	二三六、〇〇〇
輸　出	一、一五三、七二六
うち海峽植民地	二五九、九四〇
北米合衆國	八九三、七八六

銅　貨

輸　入	四三、六〇一香港ドル
うち中　支	四〇〇
日　本	八二四
澳　門	四二、三七七
輸　出	一三九、三五二
うち獨　逸	一一五、四一六
日　本	二三、九三六

英金貨

輸　入	—
輸　出	三七、三六五香港ドル

外國金貨

輸　入	—
輸　出	一一、三一六香港ドル

金　箔

輸　入	—
輸　出	四九、四二九香港ドル

現　銀（支那以外のもの）

輸入…………—　輸出…………三、八二〇香港ドル

（備考）北支は上海、天津、青島を含む。

七月の香港における金銀輸入總額一億三千三百六十萬七千七百五十香港ドルのうち北支、主として上海が供給した金額は次の如くである。

銀行券	六〇、七四〇、一九五香港ドル	銀地金	三、九八三、七〇〇香港ドル
現銀	四九、七七一、三一〇	金地金	二、二四九、九二三
補助銀貨	一二、八五〇、〇〇〇	計	一二九、五九九、一二八

本年初から七月に至る各月の香港に於ける金銀の輸出入を前年同期と比較すれば次の如くである。

金銀輸出入高

		一九三六年	一九三七年
輸入	一月	三、二〇九、二〇六	一、三四一、九四六
	二月	四、六八三、八六六	八五六、七六七
	三月	七三三、五五一	一、〇八八、三六六
	四月	三、八〇七、五七一	八〇五、六五五
	五月	二、六二四、一九〇	八二二、五一六
	六月	三、六九五、二七一	七四七、九二一
	七月	三、二七五、〇四七	一三三、六〇七、七五〇
	計	二二、〇二八、七〇二	一三五、二七〇、九二一
輸出	一月	三四、四九九、九九九	一、五三一、七六四

二　月	六、八八八、八二六	二、二二八、一七九
三　月	六、七九四、五七三	八、四二二、三九九
四　月	一〇、三五六、四四〇	二、〇九九、八九六
五　月	四四、四五二、一一五	一、七〇四、二五三
六　月	五、六四六、四三四	二、三〇九、九六四
七　月	一〇、六一二、九〇三	二、一三七、一六二
計	一一九、二五一、二九〇	二〇、四三三、七一七

（備考）單位香港ドル。

上海の現銀及び法幣の輸出

上海の大規模な金銀流出は七月に行はれた。この影響をうけて香港は、この月に約一億五千萬の現銀及び法幣を受け入れたのである。それにもかゝはらず、八月にもなほ相當額の輸出が行はれ、上海から香港へ輸出された金地金は、價額にして百一萬九千六百三十七金單位、銀も同じく百四十一萬九千元に達した。銀輸出の中には百二十六萬五千元の支那現銀が含まれてゐる。更に百四十萬元のニッケル及び銅補助貨、並びに額面五千五百萬元の銀行券が外國主として香港へ輸出された。

八月更に五千五百萬元の銀行券が輸出されたことは、同月半頃五千萬元の法幣が香港から當地に逆輸入された事實に鑑みて驚くべきことである。これは恐らく支那政府が出來るだけ現銀及び法幣を引揚げるため、同月初めに更に法幣五千五百萬元を輸出してから二、三日後に緊急な需要に應じ得なくなり、遂に五千萬元を取戻すことになつたもの

だと考へる外はないやうである。この場合に輸送は何處かの沿岸で行はれてゐたのであらう。

香港の倉庫は上海向の貨物で充滿してゐる由である。香港の銀行の地下室も上海の現銀で一杯になつてゐると思はれる。昨年の十月に約四千三百萬元に上る支那現銀が上海から香港へ積出された事實が想起されるであらう。さて、七月に北支主として上海から香港へ輸入された法幣は六千七十四萬百九十五香港ドル、支那現銀は四千九百七十七萬一千三百十香港ドル、銀補助貨は一千二百八十五萬香港ドルに上つてゐる。既に述べた如く、八月には補助貨以外に百五十萬元の現銀と五千五百萬元の法幣が增加し、他方また五千萬元の法幣とが回收された。それ故、當時、香港は上海の通貨を一億七千萬元以上保管してゐたわけである。

九月中の金銀輸出入

支那の九月中の金貨及び金地金の輸入高は、四萬八千八百八金單位であつたが、他方、百八十萬二千六百四十金單位の金地金が輸出されてゐる。輸入は香港からであり、輸出も凡て香港であつた。

銀に就いて見ると、現銀輸入三千九百萬元に對し、輸出は現銀で二億六百四萬七千百五十三元、銀地金で二百六十一萬三百九十三元に上り、結局二億八百六十一萬八千五百四十六元の輸出超過であつた。輸入の內譯は日本三萬元、香港九千元となつてゐる。輸出は總て香港向である。

三萬九千元の現銀輸入の外、なほニッケル及び銅貨一萬八千元、額面八百五萬一千四百六十三元の法幣及び五萬二千三百十四ドルの香港貨幣が輸入されてゐる。

銀輸出は二億八百六十萬元であつたが、このほか、ニッケル及び補助銅貨一萬元及び額面三百十一萬一千四十六元

の銀行券が輸出されてゐる。

なほ本年一月以降九月までの金銀輸出入累計を、前年同期と比較對照して示せば次の如くである。

金銀輸出入表

		一九三六年	一九三七年
金	輸入	九五四、三七八	一四一、一二三
	輸出	九、一八七、七四六	二七、三七七、六一一
	差引輸出超過	八、二三三、三六八	二七、二三六、四八八
銀	輸入	四、五八八、七七七	五八八、八八〇
	輸出	二一七、八二五、九三〇	二七一、六二四、七一〇
	差引輸出超過	二一三、二三七、一五三	二七一、〇三五、八三〇

備考　單位、金は金單位、銀は元。

銀行券

七月の銀行券發行高

七月中に政府銀行が相當巨額の外貨を賣却したので、それだけ紙幣發行額も收縮したのではないかと見る向がある。

ところが、七月廿五日に四行準備庫の發表した數字によると、六月末に比較して殆ど三千八百萬元を増加してゐる。

次表の如く、これは四發券銀行の凡てに見られる現象である。

紙幣發行高

	一九三七年七月末	同 六月末	一九三六年七月末
中央銀行	三八二、七五八	三七五、八四〇	三〇〇、八七二
中國銀行	五一七、七二三	五〇九、八六三	三六五、六七四
交通銀行	三三五、九九九	三一三、五四八	二一〇、四一〇
中國農民銀行	二〇八、四三六	二〇七、九五一	八七、二〇三
七商業銀行	×七〇、〇〇〇	×七〇、〇〇〇	×一一二、〇〇〇
計	一、五一四、九一六	一、四七七、二〇二	一、〇七六、一五九

備考 單位千元、×印は推定。

なほ、一九三七年七月二十五日現在における主要發券銀行の正貨準備高は次表の如くである。

發券銀行正貨準備高

	外貨及地金	有價證券
中央銀行	二四九、二八四、〇〇〇	一三三、四七三、〇〇〇
中國銀行	三二四、〇〇四、〇〇〇	一九三、七一八、〇〇〇
交通銀行	二〇一、六七八、〇〇〇	一三四、三二一、〇〇〇
中國農民銀行	一六四、四〇九、〇〇〇	四四、〇二七、〇〇〇

備考 單位元。

中國銀行調査局によれば、一九三七年六月三十日現在の紙幣流通高は次表の如くである。

主要都市紙幣流通高

天津	二六二、四三六、〇〇〇	九江	二、〇四〇、〇〇〇
青島	二五、四〇〇、〇〇〇	福州	一六、七五六、〇〇〇
漢口	二三、四一〇、〇〇〇		

備考　單位元、但し中國農民銀行の紙幣流通高を除く。

右の數字は多くの場合、前出の總發行高のうちに含まれてゐる。但し、河北省銀行の天津に於ける發行分は除外されてゐる。七月末に於ける支那銀行の上海に於ける紙幣流通高は三億三千六十一萬二千元に達してゐる。六月末は三億三千五萬五千元であつた。

夏季休暇のため造幣顧問委員會の會議は開催されないが、六月中の補助貨の發行高は次の如くである。

補助貨發行高

一仙貨	四六、二〇〇、〇〇〇	十仙貨	二、八六〇、〇〇〇
五仙貨	一、七二〇、〇〇〇	計	五〇、七八〇、〇〇〇

備考　單位箇。

斯くて補助貨の發行高累計（十九ケ月間）は次の如くなつてゐる。

補助貨幣發行累計高

	個數	金額
半仙（銅貨）	五三、二〇〇、〇〇〇	二六六、〇〇〇
一仙（〃）	五七三、二〇〇、〇〇〇	五、七三二、〇〇〇

五　仙（白銅貨）	七一、一二〇、〇〇〇	三、五五六、〇〇〇
十　仙（〃）	六八、一四〇、〇〇〇	六、八一四、〇〇〇
二十仙（〃）	四九、一一〇、〇〇〇	九、八二二、〇〇〇
計	八一四、七七〇、〇〇〇	二六、一九〇、〇〇〇

備考　單位、金額は元。

右の發行高は造幣廠から中央銀行へ引渡された數字である。白銅貨に對する需要は引續き旺盛であり、一仙銅貨の需要も目覺しい。

六月中に中央銀行に引渡された廠條（各個一千元）は百四十五に達してゐる。その他併せて造幣廠の引渡した銀貨總額は次の如くである。

鑄造現銀	一四七、三九五、〇〇〇元
銀地金（各個一千元）	六三、七五九、〇〇〇
計	二一一、一五四、〇〇〇

八月の銀行券發行高

上海が戰時狀態にあるため、一般に八月は銀行券の發行はかなり增大するだらうと考へられてゐた。しかしなるほど記錄的な增加はしたが、特に驚く程の數字でもない。

公式の發表數字によると八月末は七月末に比較して次の如き增加を示してゐる。

中央銀行	一二、六一六、〇〇〇元	中國農民銀行	一、一九四、〇〇〇
中國銀行	一八、一四七、〇〇〇	計	六六、七九九、〇〇〇
交通銀行	三四、八四二、〇〇〇		

中國農民銀行は現在政府銀行に列してゐる。同行は四行準備庫の統制下に入つたので、筆者はその發行に係る紙幣は法貨の資格を具へてゐるものと見做してゐる。

この點を更に說明する前に、豫め茲で一九三七年八月二十九日の公表數字を前月及び前年同月と比較して示せば次の如くなつてゐる。

	一九三七年八月末	同　七月末	一九三六年八月末
中央銀行	三九五、三七四	三八二、七五八	三〇五、九五五
中國銀行	五三五、八七〇	五一七、七二三	三六七、四二六
交通銀行	三七〇、八四一	三三五、九九九	二〇六、四七六
中國農民銀行	二〇九、六三〇	二〇八、四三六	九六、二七七
七商業銀行	×一〇〇、〇〇〇	×七〇、〇〇〇	×七三、〇〇〇
計	一、六一一、七一五	一、五一四、九一三	一、〇四九、一三九

備考　單位千元、×印は推定。

最後の項目に就いては少し說明する必要がある。この數字（七商業銀行の）は、單なる推定である。これらは八月に紙幣の回收が續いたにも拘らず增加してゐるが、それは恐らく次の事情に依るものと思はれる。卽ち七月には政府銀行の上海における手持が不充分であつたのに銀行券の需要が急增したので、政府が商業銀行に舊發行券を大量的に再發行せしめるのが必要だと考へたものであらう。かういふ方法を採用しても、當該紙幣が全く政府保證の下に置かれてゐたから少しも不利ではなかつた。從つて法律的には、緊急發行に係るものが政府銀行券から成らうと、商業銀行の舊信用發行券から成らうと問題ではない。筆者は舊紙幣の再發行を云々してゐるが、これは確たる證據がある譯

はない。けれども商業銀行特に中國實業銀行、中國通商銀行、中國墾業銀行、四明銀行の發行に係る紙幣が大量的に再出現したことは既に述べたごとくである。ところで、中南銀行の發行券は右の何れよりも遙かに多かつたが市場に再現してゐない。

そこで、七月及び八月の紙幣發行額の増加は併せて一億元と推定してよい。外貨獲得のため數百萬元が政府銀行に渡されてゐるのに何故紙幣の發行が増加するのか。これは政府銀行が國債買入のため金融する必要に迫られたといふ事實——同様のことは戰時中にあつては他の省立銀行にもあてはまる——を考へれば大體説明がつくと思ふ。

紙幣發行準備に關する公表數字を掲れば次の如くである。

	外貨及地金	有價證券
中央銀行	二五六、九〇五、九七〇元	一三八、四六七、六〇〇元
中國銀行	三四四、二一三、六九七	一九一、六五六、五〇四
交通銀行	二二二、五九六、六〇六	一四八、二四四、三二四
中國農民銀行	一三〇、六〇二、七六一	七九、〇二七、一八〇
計	九五四、三一九、〇三四	五五七、三九五、六〇八

九月の銀行券發行高

九月二十六日現在の數字について見ると、九月中の銀行券の流通高は八月末に比較して三千二百萬元の増加を示してゐることがわかるが、その内譯は次の如くである。

中央銀行……………二〇、〇〇〇、〇〇〇元　　交通銀行……………一、〇〇〇、〇〇〇

中國銀行……	八、〇〇〇、〇〇〇	中國農民銀行……	三、〇〇〇、〇〇〇

七商業銀行の舊發行券は、九月二十二日の本誌で概略した如く八月末の再發行以來、增加してゐない。

次に九月末現在の數字を既往のそれと比較對照すれば次の如くである。

	一九三七年九月末	一九三七年八月末	一九三六年九月末
中央銀行	四一五、六七八	三九五、三七四	三一三、四三五
中國銀行	五四三、五三四	五三五、八七〇	三七七、七六八
交通銀行	三七一、七一四	三七〇、八四一	二一七、一一〇
中國農民銀行	二一三、五三二	二〇九、六三〇	一〇八、五〇三
七商業銀行	×一〇〇、〇〇〇	×一〇〇、〇〇〇	×七〇、〇〇〇
計	一、六四四、四五八	一、六一一、七一五	一、〇八六、八一六

備考　單位千元、×印は推定。

十月初に於ける四政府銀行の銀行券發行準備高は次の如くなつてゐる。

	外貨及地金	有價證券
中央銀行	二七二、七三三	一四二、九四五
中國銀行	三五〇、五一五	一九三、〇一九
交通銀行	二二三、一一五	一四八、五九八
中國農民銀行	一三四、五〇四	七九、〇二七

備考　單位千元。

右のうち、中國銀行上海支店の保有高を示すと次の如くである。

九月末…………三三二、二三八、六六一元　八月末…………三三一、九〇四、四二四元

このほか多額の補助紙幣が流通し、上海造幣廠が閉鎖されてニッケル貨が鑄造されないので漸次これに取つて代つてゐる。支那政府は現在ウィーンの造幣廠にニッケル貨一億二千萬個の鑄造を依賴したが、此處を選んだのは第一に數ケ月前ベルンドルフ（オーストリア）のクルップからニッケルの註文を受けたためで、ウィーン造幣廠が世界的に名聲があるからと言ふよりも、新しく他國へニッケルを送つてそれを鑄造させるよりも、既にこれを買入れた國に依賴した方が合理的であると考へたからである。

商業銀行の發行券に就いて

一、此等の銀行券は政府銀行券によつて回收され、代替されることになつてゐた。しかしてこれが實施されてから一九三七年七月までに約一億一千七百萬元が回收され、殘りは僅か七千萬元となつてゐる。上海に於いては恐慌期間中銀行券の需要が急激に增加したため、政府は餘儀なく回收濟の商業銀行券を一部分再發行することを餘儀なくされた。これらの再發行銀行券に完全な法貨の資格が與へられ、政府銀行券と事實上同一であることは、一九三五年十一月三日の貨幣法の關係條項を見れば明かである。卽ち次の如くである。

第二條　財政部ニヨツテ既ニ其ノ銀行券發行ヲ認メラレタル中央銀行、中國銀行、交通銀以外ノ發券銀行ノ銀行券ハ引續キ流通ヲ許容セラルベシ　但シ民國二十四年十一月三日現在ノ流通額ヲ超エザルモノトス　而シテ此等ノ殘存銀行券ハ財政部ノ定ムル期間內ニ漸次回收サレ且ツ政府銀行券ト交換サルベシ　同殘存銀行券ノ準備金ハ未發行券及ビ回收銀行券ト共ニ遲滯ナク發行準備管理委員會ニ提供スルモノトス　尙既發行及ビ印刷

中ノ銀行券モ亦銀行ガ之ヲ引取ルトキ發行準備管理委員會ニ提供スルモノトス

第三條　發行準備管理委員會ハ法定銀行券ノ發行及ビ回收ヲ統制シ殘存銀行券ニ對スル準備金ノ監督ヲナス目的ヲ以テ設置サルモノトス　右發行準備管理委員會ニ關スル規定ハ別ニ定メ之ヲ公布スベシ

右は一九三五年十一月三日の政府令の一部であるが、上海の七商業銀行の發行銀行券が政府(發行準備管理委員會)によつて引繼がれてゐたことを明瞭に裏書するものである。銀及び有價證券準備も亦政府に引渡されたので、政府は爾來全く法貨の資格を具へるに至つたそれらの紙幣を回收する責任をとることになつた。この點何らの疑問も曖昧さもないであらう。

なほ、參考のため、一九三五年十一月三日現在、七商業銀行の名稱の下に流通した銀行券の內譯を示せば次の如くである。

中南銀行	七二、二八二、〇〇〇	浙江興業銀行	九、四四九、〇〇〇
中國實業銀行	四四、四六三、〇〇〇	農工銀行	八、三四四、〇〇〇
中國通商銀行	二六、六一七、〇〇〇	中國墾業銀行	七、四九六、〇〇〇
四明銀行	一九、二二一、〇〇〇	合計	六七八、七二〇、〇〇〇

備考　單位元

二、上海の七商業銀行の發行券に就いてもう一度述べておきたい。この問題は先週の本誌上で取扱つたが、その後、某外國銀行家は私の議論の合理的な點は認めるが、支那政府が該銀行券を法貨として認めてゐるといふ點は贊成出來ないと言つてゐる。

この問題は該銀行券がなほ再發行されてゐるだけに切實である。八月央頃から總額五千萬元の該銀行券が再發行されてゐるとのことである。

この問題を凡ゆる角度から考へても、當該銀行券が政府銀行券と何ら差別なく取扱はれてゐることは疑ふ餘地がない。これは私が充分考へた上の意見であるが、もちろんこれは單なる私見に過ぎない。にも拘らず、私は次の如く主張するものである。

（一）先週の本誌に引用した法律には、七商業銀行の銀行券は一九三五年十一月三日の流通高を超えざる範圍内で引續き流通せらるべき點が明かに述べられてゐる。これは總流通高は增加せず、しかも一億八千七百萬元を超えてはならぬことを意味するものである。現在の流通高は一億二千萬元と見積られてゐる。

（二）政府（發行準備管理委員會）は七商業銀行から銀及び有價證券準備を引取つてゐるから當然、該銀行券の回收の責任を負ふものである。

（三）當初の計畫に從つて政府はこれら七銀行發行券を漸次回收し、政府銀行券を之に代らしめてゐる。この總額は一億一千七百萬元に達し、流通殘高は僅か七千萬元に過ぎない。最近、五千萬元の該銀行券を發行したのは政府（七商業銀行には既に責任はない）である。この事實のみで回收の責任が何處にあるか明かである。云はんや政府が全準備を引繼いでゐるに於いては猶更である。

つまり商業銀行券の流通及び受授には何らの困難もないと言はれるべきである。必要なことは事態を明瞭にすることである。特に理論的にも實際的にも「法貨」の定義に關してそれが必要である。

十月の銀行券發行高

十月中の主なる支那銀行の銀行券流通高は九月末に比較して一千二百萬元の增加を示してゐる。この數字は最初商業銀行が發行し、その後政府の手に移つた銀行券が一億元であるといふ私の推定の正しいことを證明するものである。私は最初の發行高は一億八千七百萬元であつたが、目下の流通高は一億元であると推定してゐた。實際と多少開きがあるとしても精々一千萬元であらうと思ふ。

十月末の銀行券流通高の增加內譯を示せば次の如くである。

中央銀行	七、〇〇〇、〇〇〇元
中國銀行	六、〇〇〇、〇〇〇
中國農民銀行	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	二一、〇〇〇、〇〇〇
交通銀行の減少高	九、〇〇〇、〇〇〇
差引純增加	一二、〇〇〇、〇〇〇

なほ十月末の數字を既往のそれと比較對照すれば次の如くである。

	一九三七年十月末	同　九月末	一九三六年十月末
中央銀行	四二三、二八〇	四一五、六七八	三〇七、二九五
中國銀行	五五〇、三七二	五四三、五三四	四一一、〇七四
交通銀行	三六一、二七七	三七一、七一三	二四四、六二一
中國農民銀行	二二一、四三一	二一三、五三二	一三一、九一〇
七商業銀行	×一〇〇、〇〇〇	×一〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇
計	一、六五六、三六一	一、六四四、四五八	一、一五九、八九八

備考　單位千元、×印推定。

一九三七年十月末における四政府銀行の發行準備高は次の如くである。

	外貨及地金	有價證券
中央銀行	二七一、五一三千元	一五一、七六六千元
中國銀行	三五六、三九〇	一九三、九八二
交通銀行	二一六、八四五	一四四、四三二
中國農民銀行	一四二、四〇四	七九、〇二七

補助貨幣鑄造に就いて

中央造幣廠のある蘇州河の北部地區に於ける戰闘に鑑みて、造幣設備は他へ引移す方がよいと考へられてゐたが、適當の時期に實現された。新鑄造のニッケル及び銅貨の需要が多かつたので、武昌造幣廠を再開することになり、目下銅貨と共にニッケル貨もこゝで鑄造されてゐる。舊い鑄型が用ひられてゐるが、これはやはり上海の中央造幣廠がやつたやうに統一されることが希望されてゐる。

十一月の銀行券發行高

十一月中の銀行券に對する需要は相當巨額に達したので、十一月の銀行券流通は收縮したのではないかと見られたが、却つて目覺しい増加を示した。ところで私は、緊急對策として再發行された七商業銀行に屬する相當額の銀行券が最近に至つて回收されたのではないかと思ふ。しかしこの銀行券は市場になほ八千萬元見當は殘存してゐるであらう。

十一月中の政府銀行券發行高の増加内譯は次の如くである。

中央銀行……………六、〇〇〇、〇〇〇元　　中國銀行……………二三、〇〇〇、〇〇〇

交通銀行	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七商業銀行の舊銀行券の減少	二〇、〇〇〇、〇〇〇
中國農民銀行	八、〇〇〇、〇〇〇	差引純増加	二七、〇〇〇、〇〇〇
増加合計	四七、〇〇〇、〇〇〇		

中國銀行の増加が特に著しかつたのは主として上海の増加によるもので、十一月の數字は十月末の三億三千六百四十七萬二千二百八十五元に對し三億五千三百五萬六千二百十六元であつた。

十一月二十七日現在の數字を既往の實績と比較對照すれば次の如くである。

	一九三七年十一月末	同　十月末	一九三六年十一月末
中央銀行	四二九、三八二	四二三、二八〇	三一二、九四一
中國銀行	五七三、二一八	五五〇、三七二	四三九、八九五
交通銀行	三七一、二七九	三六一、二七七	二七二、八四五
中國農民銀行	二二九、五九〇	二二一、四三一	一四三、一一四
七商業銀行	×八〇、〇〇〇	×一〇〇、〇〇〇	×六〇、〇〇〇
合計	一、六八三、四六九	一、六五六、三六〇	一、二二七、八〇三

備考　單位千元、×印は推定。

なほ、十一月末に於ける政府銀行の發券準備高は次の如くである。

	外貨及地金	有價證券
中央銀行	二七七、三六七千元	一五二、〇一六千元
中國銀行	三七二、八三一	二〇〇、三八七
交通銀行	二二二、八三七	一四八、四四一

中國農民銀行……………………一四三、四六五　八六、一二五

中國農民銀行券に就いて

某銀行家が中國農民銀行の發行する銀行券の法貨としての性質並にその規定について質問を寄せてゐるが、これについては一九三七年二月の財政部公布の命令を掲げて解答に代へることとする。

一、中國農民銀行發行券ハ法貨ノ資格ヲ附與サレヲルタメ發行準備ハ發行準備管理委員會ニ保有サルベク、同委員會ハ其ノ發行高及ビ準備有高ヲ毎月檢査シ其ノ結果ヲ一般ニ報告スルモノトス

二、中國農民銀行ノ銀行券發行ハ自行ノタメト否トヲ問ハズ發行準備管理委員會ノ規定ニ嚴密ニ準據スベシ

三、中國農民銀行ハソノ發行準備ノ一部タル外貨ノ使用ニツイテハ中央銀行ト協議スルモノトス

四、銀行券發行ニ當リ中國農民銀行ハ農村地方及ビ僻遠の地域ニ充分注意スベシ

五、農民ニ有價證券乃至土地擔保ニテ融資スル場合、中國農民銀行ハ財政部ノ公布セル規定ニ準據スベシ

救國公債の發行

救國公債の發行

財政部は救國公債として知られてゐる公債五億元を發行すべきことを公布した。その法令は次のごとくである。

一、中央政府ハ救國ノ財源トシテ救國公債ヲ發行ス

二、救國ノタメ金錢ソノ他ヲ國家ニ寄附セントスルモノハ個人タルト團體タルトヲトハズ寄附額ニ相當スル公債ヲ

交附サルベシ

三、救國公債ノ發行總額ハ民國二十六年九月一日及ビソレ以降額面發行ニテ五億元トス

四、公債ノ利子ハ年四分トシ民國二十七年以降毎年八月三十一日ヲ以テ支拂期日トス

五、救國公債ノ償還期ハ民國四十年以降三十年以內トス

六、利子支拂及ビ元本償還ノ減債基金ハ財政部コレヲ國庫ノ收入ヨリ支辨スルモノトス

七、救國公債ノ額面ハ一萬元、一千元、百元、五十元、十元、五元ノ六種トシ、且ツ無記名トス

八、救國公債ハ財政部ノ指定シ且ツ公表スル機關ヲ通ジ申込ムベシ

九、救國公債ヲ擬造シ又ハ信用ヲ阻害スル行爲又ハソノ企圖アル場合法律ノ定ムル所ニヨリ處罰サルベシ

十、本法令ハ裁可ノ日ヨリ施行サルモノトス

財界の支持

右の救國公債は上海市民から熱烈な支持を受けてゐるやうである。行政院及び財政部宛の電報に於いて上海商會（商業會議所）は戰勝を得るためには抗戰の資金が豐富でなければならぬ點を指摘し、更に政府が救國公債五億元の發行を決定したことは寔に時宜を得たものであつて上海市民は擧げてこれを支持する旨を力說してゐる。

國債の全國的應募

新たに發行された救國公債の消化を促進するため、上海の支那商會々頭王曉籟を戴く團體と上海市民協會理事長杜月笙を指導者とする團體とが全國委員會の指導の下に結成された。前者は小賣商をも含む全商業機關を公債消化のた

めに動員し、後者は專ら公共團體の間に國債應募運動を喚起しようとするものである。

また最近教育界の人々に依つてもこの種の團體がいま一つ結成されるが、、この指導には交通大學總長の黎照寰博士が當る模樣である。

なほ、地方にも省政府委員の指導でそれぞれ應募促進機關が結成されてをり、山東省及び浙江省では既に進行中である。

公債の應募に際しては、宋子文を議長とし陳立夫を副議長とする全國家委員會から受取證書が發行される筈である。中央銀行、中國銀行、交通銀行、中國農民銀行、上海商業儲蓄銀行、浙江興業銀行及び浙江實業銀行を含む數多の銀行が政府により國債の拂込取扱場所と指定されてゐる。尤も、今のところ海外からの申込は中國銀行のみで取扱つてゐる。

在外支那人の國債應募を奬勵するため在外外交官及び領事などが夫々の在留地の支那人に働きかけるよう指令を受けてゐる。なほ、そのうち、全國委員會の特使が歐洲、及び北南米に公債應募奬勵のため派遣される模樣である。

救國公債消化の實績

一、申込受付第一日の九月一日に中國銀行は一千萬元を買入れたが、これはまとまつたものでは最も大きいものであつた。また中國銀行はこのほか更に一千萬元の應募を義務づけられてゐると云はれてゐるが、それらはすべて中國銀行から以下の銀行及び會社に割當てられることになつてゐる。即ち中國建設銀公司（三百萬元）廣東銀行（百萬元）中國保險股肪有限公司（百五十萬元）和大棉行（二百萬元）淮南煤鑛公司（七十五萬元）揚子江電氣公司（七十五萬

元）湖南米穀公司（五十萬元）漢口既濟水電公司（二十五萬元）南洋兄弟煙草公司（二十五萬元）銀行の申込以外に全國の中國銀行の幹部が個人的に應募してゐる。多くのものは一ヶ月分の俸給をこれに充て、或者は定期預金を公債に振替へてゐる。申込第一日に於ける個人の最高額は五萬元であつた。當日中國銀行本店の幹部が申込んだ金額は十四萬元を超えてゐる。

二、救國公債五億元の第一回發行分一億元は申込超過となつたことが公表された。江蘇省委員會は二千萬元を申込んでをり、最も活動的で勢力のある點で認められてゐる廣東幇は更に多額の申込をなすものと期待されてゐる。全國委員會の事務當局によると廣東幇は一單位で最高額を達成するため廣東の政界及び財界の要人連と協力してゐる由である。（金融商業報、一九三七・八・一一——一二・一五日號）

第二章　爲替市場と爲替對策

事變勃發と爲替維持對策

事變勃發當時の爲替市場

北支に於ける日支紛爭の重大性は充分考慮されてゐるが、爲替市場は全く恐慌の接近を感じてゐないかのやうである。支那は自己の意志に反して世界外交舞臺の中心となり、ロンドン、ワシントン、東京の外交的駈引の對象となつてゐる。北支には軍隊が行進し、そして凡ゆる取引を根こそぎ覆し、しかも抗戰國を破滅せしめるやうな戰爭の勃發する氣配が濃厚となつて來てゐる。

かうした事情の下に於いて支那法幣の處分が行はれるのは當然であるが、取引は殆ど平常と變りはない。不安と焦慮の存在することは事實であるが、先週中央銀行が爲替の賣に應じたのは僅か二日であり、金額にしても六十萬磅と米貨百萬弗、即ち、總額八十萬磅ばかりに過ぎなかつた。

更に有力な金融業者の間では、日支戰爭が勃發しても、通貨には直接混亂が起るやうなことはあるまいといふ見方が廣くおこなはれてゐる。爲替業者は、萬一さうした混亂が起つた場合には、政府はまづ第一に法幣の爲替相場を豫め切下げるだらうとみてゐるが、むろん政府當局には贊成するものは誰もない。爲替基金は非常時にはいくらでも使

へる程多額にあるとみられてゐる。無論、爲替操作は制限され、買手はそれが果して必要なものであるかどうか、またはその用途は何であるかを吟味されるだらうが、併し、法幣は動搖しないと考へられてゐる。こゝでは暫くこの問題には論及しないこととする。最近の報道によると、支那軍は河北省へ移動を開始してゐるが、これは日支紛爭の現地解決が困難となつて來てゐることを暗示するものであり、そして目下上海の中央銀行はその帳簿を外國銀行の保管に移してゐるとのことである。尤もこれが事實であるとしても、それで一切が終りだといふわけではない。政府が平和的解決の努力をしてゐるからだ。

先週は資本逃避の傾向が多少現はれた。これは支那人が一ケ月前の日支紛爭勃發以來始めて大規模な外貨買を行つたためである。併し爲替相場には何ら影響がなかつた。と言ふのはこれは直取引であつたばかりではなく、市場に對する中央銀行の對策が宜しきを得たからである。併し、戰爭の擴大は必至だと傳へられてゐるために依然として不安人氣である。

北支の日支紛爭勃發以來、政府銀行が賣應じた外貨は大體四百萬磅乃至六百萬磅であつて、このうち二百萬磅は八月の第一週に賣却されたものとみられる。この數字は勿論、これまで行はれた取引から算定されたものであつて、政府の公表にもとづいたものではない。ところで、六百萬磅は最高數字であるが、一部では正確だと言つてゐる。一般に支那人は四百萬磅と見るのが正しいとしてゐるが、他方、外國銀行筋では大體五百萬磅と押へてゐる。

爲替維持の努力

環境は益々悪化してゐるので、支那側の諸銀行は外國銀行に對して九月物の乘換を認めるか、云ひ換へると一ヶ月先物の賣爲替を期近で買爲替することを認めるか、さもなければ輸入業者に對して、支那側銀行の發行した法幣を支那における輸入品の買手から直接受取れるやうにしてやらねばならぬ。七、八月の爲替は巨額に上つてゐたが、七月物は既に決濟期が到來し、八月物も本誌の發賣される頃には期限が來てゐるものと思はれる。外國銀行は何れも當面の緊急な需要に應ずるため賣持ちしてゐるので、萬一中央銀行が八月限を九月限に乘換へることを許さぬやうなことがあると品攻めにされる懼れが充分ある。銀行としては最近のやうな高いレートで爲替の賣持ちなどしたくない。買戻さずに賣持ちすることは危險である。從つてもし、殆ど無價値な滙劃に代るべき融通手形でも提供されないとすれば、銀行としては爲替契約を取消すよりほかに途はない。中央銀行は依然一志二片四分の一賣、一志二片二分の一買の法幣相場を維持してゐる。

政府系の諸銀行の外貨需要が目立つて來た七月十日から八月十二日までに、政府銀行が賣應じた外貨は七百五十萬磅に達してをり、このうち約百五十萬磅は恐慌前に行はれたものである。尤もこのうち大部分はマーチャント筋の買物で、極く一部分が資本逃避と見られてゐる。

八月十七日以降及び恐慌期を通じて、政府銀行は法幣賣、磅及び弗買に出動したが、昨日までに買つた額は總計四十萬磅に上るものと推定されてゐる。

中央銀行は爲替水準の維持を決議したばかりでなく、そのためには凡ゆる困難を冒して實行してゐる。八月十三日より九月六日までは政府銀行は外貨の賣却を求められなかつた。然るに八月末頃になつて對英一志二片二分の一、對

米は米英クロス如何で三十弗八分の一乃至三十弗で賣應じた。これは中央銀行が磅相場を基準とし、對米相場はクロスの動きに應じて建値を變へようと考へた最初の場合である。

政府銀行の買爲替は比較的尠く總額四十萬磅が精々であつた。併し、賣爲替を求められなかつたことは成功と言へよう。九月四日(土曜日)までは市場は腔りを示し、九月一杯の取引は一志二片四分の一で行はれた。

九月七日(火曜日)には爲替市場は硬化し、キヤッシュで一志二片八分の三の賣手があり、九月物はそれより三十二分の一片下鞘であつた。ニューヨーク宛電信賣爲替相場は一覽拂で二十九弗八分の五、九月物は二十九弗十六分の九であつた。

けふまで乘換の問題は何らの發展を示してゐないが、引續きその努力はされてゐるものと思ふ。さもなければ、政府銀行が卽時渡並に翌月渡のものを賣ることを許されるようにしなければならない。このうちどちらかゞ實現されるならば、現先物取引の爲替市場は緩和されるであらうが、さもないと九月末頃には再び資金が不足して、このために爲替相場も昂騰を演ずるものと思はれる(金融商業報、一九三七、七、二一――九、八號)。

爲替維持政策の放棄と回復

爲替水準の引下

支那政府が戰爭勃發後の困難な一、二ケ月の間、よく爲替を高水準に維持して來たことは特筆してよいことであるが、更に最近中央銀行が所謂「市場安定の唯一の方策」としてその對英の公定率を一志二片四分の三から、一志二片

二分の一に引下げたことも稱讃に値するものと思はれる。併しその前に豫め凡ゆる角度から檢討して見る必要があり、しかも外國銀行及び外國商人の間には、これまでこそ餘儀なく乳牛の役を勤めて來たが、これはもとより彼等の好むところではなく、そして結局支那の爲にも好ましいものではないといふ感情が存在してゐるのである。

もともと外國銀行は勿論公定率で中央銀行にキャッシュで爲替を賣り、そして多少割引を附して一ケ月先物でそれを買戻すことが出來た。かういふ場合には信用して取極めが出來たし、爲替の先物賣買も行はれた。ところが突然、これが不可能となり、然も同時に資金の回收は嚴重な制限を受けることとなつた。併し爲替の取極めはしなくてはならない。にも拘らず現金はなく、且つ最近のやうな貿易狀態ではビルも手に入らぬから、爲替に對する需要が殺到するのも當然である。未濟勘定を持つてゐる外國銀行が賣應ずるように要求されることは屢々であつたし、前述の如く賣爲替をカバーする買爲替を行ふ機會がなかつたにもかゝはらず、或る程度まで無謀にもそれに應じてゐた。

加ふるに、外國銀行は支那人からの預金は受入れずに支拂のみに應ずると言ふ紳士協約を支那當局と結んでゐる。これをみても資金流出の危機にあることが容易に判るであらう。

かかる狀態の下に於いては爲替相場の高いことは不思議ではないが、これが永續するものだと思つてはならない。最近のやうな市場の狀態は遲くも十月末までには解消するものと思はれるが、若し戰爭が續くならば、爲替取引も小規模な地方的な貿易に全く限定されるであらう。尤も法幣は一志二片四分の一の公定率を割るようなことはないと考へられてゐる。支那は凡ゆる困難を冒して一志二片四分の一を維持するだらうといふ强氣的意見が支配的である。しかも支那諸銀行は現に十月限の磅爲替を大體一志二片四分の一乃至一志二片三十二分の九で賣應じてをり、また最惡

の場合でも十月には一志二片四分の一でキャシュで買戻すことが出來るであらう。われ〳〵も支那が公定率を維持するものと確信してゐるが、萬一戰爭が長引くと何處からか援助でもないと困難ではないかと思ふ。孔博士が歐米でクレヂットの設定に成功したと傳へられたのは七月であつた。當時はあまりこの報道も重大視されなかつたが、事實とすれば支那の通貨の維持に有力な支援を與へることは明かである。

舊水準への復歸

こゝ數週間ばかりの間、爲替銀行筋では果して中央銀行は爲替の公定相場を舊公定率に引戻すかどうか、また若し引戻すとすればその時期は何時かと言ふ點について議論が行はれてゐる。

周知の如く、舊公定率は對英一志二片四分の三、對米三十弗二分の一であつたが、恐慌勃發に當つて市場安定のため中央銀行は對英一志二片二分の一、對米三十弗で買出動したのである。

舊公定率復歸の可能性如何については議論は二つに別れてをり、特に皮肉な見方をするものは金融が引締り、そしてスクウヰーズの起る可能性がある今月末頃には舊公定率に復歸するであらうと見てをり、また他面政府は爲替を極力入手しようとしてゐるから引續き一志二片二分の一の現狀で滿足してゆくであらうとの見解をとるものもある。

ところが月曜日の朝、中央銀行は對英一志二片四分の三、對米三十弗二分の一の舊公定率復歸を公表した。これで議論は解消したわけであるが、市場は驚愕し、思ひやりのない遣方だと眞向から非難するものもすくなくなかつた。

實際、心理的結果如何の見地からすれば、中央銀行の措置はこの場合、無分別のやうにみえたわけである。

が、かゝる熱狂的な個人的意見は暫らく措くとして、冷靜に觀察すると公定率の變更は本稿執筆當時まではほとん

ど影響らしいものを現はさなかつた。市場は月曜日の蓋開けから既りし、對英一志二片三十二分の十七、對米二十九弗三十二分二十七で取引された。しかし間もなく大手筋の買物があつたので、對英一志二片三十二分十五、對米二十九弗三十二分三十一に低落し、さうして正午になると、十月限で對英一志二片十六分の五の賣手すらが出て來た。かうした比較的氣配軟調の狀態の下では、當然のことながら、中央銀行も對英一志二片四分の三、對米三十弗二分の一で買ふ機會もなかつたであらう。從つて何の目的で公定率を變へたか、譯の判らぬものとなつた。もちろん一般的に云ふと、爲替は高くならうとする傾向を示し、餘儀なく賣らうとする者には多少不利となつてゐるやうである。月曜日の朝にマーチヤント筋から大量の需要が出たのは謂はゞ偶然であつたのである。輸入商は先物を淸算せねばならぬから、尙暫くは買物よりも賣物の方が相當に多いやうに思はれ、從つて損をするであらう。旣にこれまでにも彼等の損害は大きいから、この成行は今後の障害となるやうに考へられる（前揭、一九三七、九、二二—九、二九日號）。

その後の爲替市場と爲替對策

（一）

先週の爲替市場は日毎に漸次安定していつた。これは一般の信用が幾分たかまつたためであり、通貨の狀態が、少くとも上海に關するかぎり、多少とも改善されたことを示すものである。戰爭が全國的に相當長期に亘つて繼續されるかどうかといふ將來の見透しなどは誰にも出來ないが、現狀から見ると、今後奇蹟が起つて平和が明日にも到來するとすれば、上海の復舊も大規模に且つ迅速に實現されるであらう。

中央銀行が「乘換」――云ひ換へれば、外國銀行が不當な危險を冒さずに貿易金融を行ふことを認めること――を容易にするため講じた手段は、一般の滿足するところとなつてゐる。政府が一ヶ月先物の爲替を買戻すため、毎月對英で八分の一片、對米で四分の一仙の割引で買入れる買爲替の總額は、五百萬元に制限されてゐる。一度に五千磅、または二萬五千米弗を超ゆるを得ず、しかも一ヶ月一銀行に許される額は合計二萬磅、乃至それに相當する米弗である。正常な狀態の下にあつては、これ位の金額では需要のほんの一部分しか充たすことはできないが、現在の非常時に於いては幸か不幸か貿易の必要とする所も極めて尠く、從つて五百萬弗でも相當に役にたち、從つてこの種の資金が全然なかつた當時よりもたしかに數段の進步と言ふことが出來る。市場における當月物から先物への「乘換」の割引は、三週間前乃至それ以前は八分の三片であつたが、最近は八分一片より尠く、この乘換の許可された金曜日に中央銀行は約一萬磅の融通を要請されたが、次の日はかなり減少した。

（二）

先週は上海の戰爭も重要な變化を遂げたが、爲替市場は軟化後再び恢復し、目下取引は茲三ヶ月間と殆ど變りなく行はれてゐる。尤も間斷ない爆擊や砲擊こそなくなつたが、これで戰爭が終つたのでもなければ、また平和に立返つたのでもないし、從つて上海には今後解決せねばならぬ政治上、金融上、及び商業上の難問題が山積してゐる。例へば支那軍の撤退後、日本軍の最高指揮官たる松井將軍の新聞記者との會見に於いて發表したステートメントを巡つて外國の金融商業界の人々の間では各樣の議論が行はれてゐる。松井將軍は今や上海は日本軍の占據するところであるそしてある場合には、宣傳、檢閱、支那海關、及び其他を處置する必要のあることを强調してゐる。

このため、爲替は更に幾分軟化し、或る方面にはパニックを惹起する氣配もみえるが、松井將軍の觸れたところだけでさうなるやうなことはない。結局、先週中は特に狼狽するやうな性質のものはなかつたわけである。

（三）

先週の爲替市場は弱く、中央銀行が月初來賣應じた金額は、各國の通貨を含めて、約五十萬磅と評價されてゐる。これは主として、農產物の買入資金が目下の戰爭で全く使へなかつたためである。そこでその資金はそれぞれ本國に還流し、その額は一日で三十萬磅に達した。それ故にこれらの特殊資金は今では市場から姿を消してしまつてゐるわけで、恐らくこれほど多額の買爲替は輸入貿易の恢復するまでは出て來ないやうに思はれる。しかし他方、一志二片四分の一で取組まれた在外華僑の救國公債に對する買入資金が相當市場を潤ほした。これは爲替取引には何等利益はないが、これで政府が貿易業者の需要に應じてなほ餘る程度の爲替の餘裕を得てゐることは明かである。更に前述の如く、支那諸銀行と外國銀行とでは、中央銀行に對し賣爲替のカバーを申込む場合に相違があり、しかも外國銀行は屢〻政府の統制賣値よりも不利な相場で公開市場で買入れてゐる。この政策は一方に於いて爲替供給の問題に關する政府の困難を救ひ、そして銀行が一般に戰時下の營業に困難のつきまとふことは當然である點を認識し、出來得る限り取引機構を圓滑にするため政府に相協力してゐることを示すものである。既に述べた如くこの協力は稱讚さるべきである。

（四）

いま一度、直接的な爲替問題に觸れることゝするが、政府銀行は先週中、外貨を公定率で賣應するよう要求され、

そして木曜日正午に或る外國銀行は、その賣持ちを買埋するためと思はれるが、二十萬磅を買つたと言はれてゐる。そこで、先週中、政府の賣爲替は內輪に見ても總額五十萬磅には達してゐると思はれる。しかし、凡ての需要が充たされたわけではない。既に述べたやうに、暫く前から政府の統制賣が支那銀行と一部の外國銀行との間で一樣に行はれず、その間に或る差別が設けられてゐたために、外國銀行は市場で政府の提供するものよりも不利な相場で買入れてゐた。かうした買入は先週も行はれたが、このことは市場が全く正常な狀態でない證據のやうにとられるかも知れぬ。が、二、三週間前に比較して特に變つたといふわけではない。コールは三分で取引されてゐる。

（五）

爲替は再び興味のある動きを示して來たが、これは取引量の如何によるのではなく、寧ろレートの地位が微妙な所にあるからである。最近、この金融上のバロメーターに對しては、こゝ一年半ばかり曾て見なかつたやうな注意が向けられてゐる。ところで、最近は屢〻動搖こそしてゐたが、これまでのところでは特に警戒を要すべき實際上の根據はなかつたのである。

われ〳〵は前號で、軍事行動の發展と南京陷落の懸念により惹起された不安人氣のため外貨需要が漸增し、その結果爲替の軟化したことを指摘した。この週末には多少回復の兆が見えたが、十一月十八日（木曜日）までは外貨需要は尙熄まず、市場は著しく不安裡にあつた。併しその後外貨需要もかなり衰へ、翌金曜日には寧ろ爲替は強くなつて來た。更に十一月二十日（土曜日）は取引も殆どなかつたので變化もなかつた。

先週中、對英十二月限は一志一片八分七の安値を示現したが、間もなく一志一片三十二分の三十一に恢復した。

爲替の需要には凡て政府系の銀行が喜んで應じてをり、そして平時とたゞ一つ違ふところは、外國銀行が相互の間で買爲替を出來るだけ差控へるよう自發的に協定を結んだことである。この協定は、讀者の既に知つてゐるやうに、一般市場で政府銀行の建値よりも高いレートで爲替を買入れた點で評判が好かつた。「灑割」が出現したためつくり出された間接的な制限を除けば、これと云つた制限は何一つとしてなかつたから、從つて信賴がなほ缺けてゐるとしても、それは政府の方針に歸せられるべきではない。勿論、上海が孤立した現在では、今後の成行に對し不安もあり議論も多い。政府銀行は首腦部を南京に移したが、南京は既に撤兵を開始してをり、政府は遙か四川省の重慶に移らうとしてゐる。かうした狀態を反映して爲替の先物は軟調を呈してゐるのである、事態の推移は極めて不安であるが、一部には單に用心のため爲替を買つて置かうとする傾向がある。しかし乍ら若し單に過去三ヶ月間の政府の財政狀態から判斷すると、いまこゝで外國爲替を買つて置かねばならぬ表面上の理由は見當らない。更に「灑割」を一分の割引で現金とし、それで爲替を買ふ試みもいまのところはまづないやうである。併し萬一、通貨の安定に關して恐怖人氣が擴がれば、確かにさうした諸傾向も現れて來るだらう。

（六）

既に豫想した如く、先週の爲替市場は主として金融引締の影響を受けた。暫らくの間、各人とも現金の必要があつたので當然法幣は強く、相場は漸次强調を呈した。併しこれは月末としては普通であつて驚くにも當らないし、特に意味があるわけでもない。たゞ、資金逼迫のため何時もより多少強く現れただけであり、キヤシユ・レートは跪りし

てゐるが、それも先物には反映してゐない。

商業銀行は十一月の初めの三週間を通じて政府系銀行に對する買手であつたが、先週は月末金融に應ずるため、賣手となつて市場へ出て來た。十一月三十日のコール市場の金利は八分であつたが、これは月末の金融逼迫期であつたためで、翌日は舊に復し、目下三分である。取引はかうした月末の一時的繁忙を除くと、全く閑散なものであるが、恐らく一、二ヶ月前と異つて「滙劃」も漸次尊重されなくなるであらう。「滙劃」は現在一分半の割引率で取引されてゐるが、最近では餘り利用するものも見當らない。

（七）

爲替市場の狀勢を概括することは週を追ふて益す困難となつて來てゐる。一般的な狀態は周知の如くで、こゝで繰返す必要もない。爲替仲買人の活躍を要する取引などはない。先物相場には信頼なく、先物取引は嫌はれてゐる。政治上、軍事上の見透しは全く不安であつて、またさう見るのが本當である。併し他方、色々の報道を綜合すると、銀行の當座勘定は極めて巨額である。定期預金は期限が到來すれば、漸次なくなるだらうと見るのは當然のことであるが、これも單なる憶測である。それだから、確實に言ひ得ることは、われ〳〵は舵のない船の如く事件の起るのを待つて漂流してゐるのだと言ふことであり、しかも如何に有能にして、且つ熟練せる金融上の航海者もわれ〳〵の行く方を指摘し得ないであらう。

（八）

十一月の初めの一週間を通じて、政府銀行が賣應じた外貨は五十萬磅に上ると推定されたが、第二週においても同

じ程度の需要があり、しかも先週の木曜日まで大體同じやうな増加振りを示してゐた。それ故、十一月初めから先週（木曜日）までに、政府は外貨約百五十萬磅の資金を以て統制賣をしなければならなかつたわけである。この數字はかなり内輪であつて、一部ではもつと多いものとみてゐるが、まづ妥當なところと思ふ。前述の如く或る商人は殆ど一人で一日に三十萬磅を買つたことがあるが、しかしこれは例外的な現象である。といふのは、その商人は穀物買入資金として豫め右の金額だけ用意して置いたのだが、貿易が周知のやうな狀態であるため使途がなくなり、その結果送金爲替を組んだためである。しかしかうしたことは別とし、また米の輸入業者の需要を除けば、爲替に對する需要は、イギリス銀行乃至支那銀行筋ではなくて、主として歐洲大陸系の銀行から起つてゐるが、その理由は正確には判らない。しかし若しかうした需要が存在し、しかも相當長く續くとすれば、それは一種の資本逃避と見做されねばならないであらう。最近は普通の意味における爲替投機と言ふものはないし、輸入も一般に商業社會の必要を充たしうる最低水準にまで低下してゐるのである。（前掲、一九三七、一〇、六——一二、二二日號）

第三章　滙劃出現の意義と形態

滙劃の意義

滙劃問題の重要性

「滙劃」(Wei-Wah) 問題はこれまでも屢ば討論されて來たが、いまこゝで更に詳論することは必要でもあるし、又それだけの價値もあることである。滙劃手形の使用は先週から大分改善され、輸入稅の支拂に際しては一日につき一千海關金單位の範圍内で使ふことが出來るようになつた。その上、輸出稅に於いても一日に一千元を限り使用することを許されてゐる。八月十六日(モラトリアム實施)に市場に存在したこの種の資金總額は、殆ど六百萬元に達するものと推定されてゐる。このうち、かなり多くの部分が兌換され、直ちに勘定尻は殆ど決濟されてゐたやうである。

かなり遲れてから莊票、卽ち錢莊によつて發行された支拂指圖書(個人の當座勘定で振出された小切手ではない)は、一九三七年八月十三日以前のものに限つて兌換が許容される旨發表された。しかしこれ等の莊票の大半は今までに輸出及その他の目的に使用され、他の滙劃勘定に組入れられたので折角の手心も餘り効果がなかつたわけである。

他面、滙劃問題にはまだ解決されてゐない點が殘つてゐる。卽ち支那銀行に於ける巨額の預金がこれである。この流動性如何は上海貿易の前途を決定するだけに極めて重要な要素である。そこでこの複雜な問題を掘下げ、そしてそ

の特徴を明確に示すことが必要である。

濫劃の本質

最近濫劃に就いては色々と議論もされ書かれもしてゐる。併しよく考へてみると、そんな貨幣は存在してゐないことが明かとなる。上海商人の十中八九までがこれまで濫劃は貨幣ではないといふこと、そしてまた支那政府がその存在を全然知らない、従つてその機能を認めてゐないといふこと、且つその造出は通貨制度と關係はなく、單に銀行の操作に係るものであるといふことなどを充分理解できなかつた。遺憾乍ら私もさうした一人だつた。

實情を知る鍵は、かつて同時に公布された三法令の中に潜んでゐたのだ。一般に見逃されてゐるのであるが、第一は八月十五日の法律第三十四號で政府の名で發布された部分的モラトリアム、第二は支那側銀行が財政部から認容された請願に基くもの、第三は八月二十日支那側銀行の要請で許容された手續上の統制に關するもの、これである。第四、即ち法律第八十九號は、單に小額預金に部分的モラトリアムの條件適用を原則上排除しようとするだけである。

法律第三十四號のモラトリアム令の內容を檢討すると、政府當局が凡て支那銀行の預金取付を極力防止しようとしたことが判る。もう少しはつきりいふと、その意圖は支那側銀行に尠くとも非常時期のあひだ、凡て預金拂戻の義務を免ずるにあつたのだ。たゞ小額預金者には僅か乍ら拂戻すべきことを命じてゐるが、ともかく「濫劃」即ち「封鎖された法幣」のことは考へてもゐなかつた。この點は後に引用してあるモラトリアム令の文句から明かである。

それ故、預金勘定は――一週最高百五十元を限度として――支拂を停止され、そして第五條によつて規定されたもの以外には引出し得ぬことも議論の餘地がないほど明瞭である。

簡單な例を示すと、會社でも個人でも支那銀行に一九三七年八月十三日午前十時十五分現在に（支那銀行はこの時鐵戸を閉めた）十萬元の預金勘定を持つてゐた場合、每週引出し得る金額はその總額の五分、即ち百五十元である。しかし、第五條が規定してゐる恩惠に與るため銀行に出頭すれば、特別の用途向としてなほ若干の法貨を引出すことは出來る。これこそ支那に於いて通貨の資格を具へた――無論海關金單位を除いて――唯一の公定通貨である。財政部令第三十四號においては滙劃として一般に知られて來た貨幣の存在に就いては何等觸れてゐない。

財政部令第八十九號は三百元以下の預金には五分の制限を除いてゐるが、併し根本的な事情は變つてゐない。財政部令は何等通貨に關聯するものではなく、專ら銀行を對象とするものであることを充分理解してをかねばならない。

財政部令第三十四號及第八十九號を通じて指摘されることは、銀行は除外例で引出すことを認められてゐる以外、預金の全部を「封鎖」して支拂はぬといふことである。かうした事情に鑑みて、財政部は一九三七年八月十六日の法律第三十七號に於いて支那銀行及錢莊公會の請願を默諾してゐるが、この請願は明かに預金勘定の全部又は一部を「封鎖」勘定から他の勘定へ移し、しかもこの振替の實際的な方法として銀行間の決濟に適する權威ある證券を發行すべく四つの手段を考案してゐる。

政府及びその他如何なるものも、かうした振替證書を期限到來の資金の辨濟に受取る義務があるなどとはおくびにも出してゐないし、又この證書が「貨幣」であるとも、又は法貨「法幣」の資格を持つてゐるとも言つてゐない。法令第三十七號の定義によると、この證書は「銀行間の決濟のみ」を目的としたものである。

更に、財政部令第三十四號によつて見ても、銀行は預金勘定を「封鎖」勘定から他に振替へることを命ぜられては

ゐない。と言ふのも法律第三十四號第一條及び第五條の規定並びに法律第八十九號の修正に該當する以外のものは、これを拒否する權限を與へられてゐるからである。法律第三十七號の規定は、單に「封鎖された」預金勘定を振替へることの出來る點を示唆しただけであつて、銀行に對して振替證書の發行を命令してゐるものではない。

以上の分析から次の諸點が明かである。即ち、

（a）滙劃は通貨ではなくて銀行の決濟手段である。

（b）「封鎖された」法幣ではなく、封鎖された預金勘定である。

（c）支那政府はその存在と何らの關係もない。

（d）支那銀行の預金は凡て法貨であるが、直ちに所有者の自由にならぬ。

（e）支那銀行に對する債務は法貨勘定である。換言すれば、支那側銀行は所謂滙劃又は滙劃の現金手形を受入れる義務がない。

（f）銀行は滙劃で小切手及び支拂指圖書を發行するように強制されることはない。

次に實際の例に就いてこの間の事情を考へて見ることゝする。

（一）或る人が支那銀行に米貨五千弗の定期預金を持つてをり、それを三月に預けて九月に期限が來るものとする。爲替は六月において九月物として取きめられてゐる。そこで支那銀行は滙劃でそれを支拂ふ權利があるか、又は法幣で支拂はねばならぬかと言ふ問題が起る。この場合には、私の意見に從へば、外國貨幣を銀行が入手するのは期限前であるから滙劃で差支えないと思ふ。

（二）或る商社が六月に支那銀行と九月限の輸出ビルの取極めをしてゐたと假定する。そのうち八月にモラトリアムが實施された。この場合、支那銀行は法貨を支拂ふ義務があるか、又は滙劃で決濟してもよいか。私見によれば、前者でなければならないと思ふ。何故なれば、輸出ビルの引渡は九月に行はれ、支那銀行はモラトリアム令の公布後引渡しを得るのであるが、モラトリアムは預金にのみ關するもので、公布後に支拂はるべき價値物或はそれと等價のものに關するものではないからである。

（三）一九三七年五月に或る商社が上海の支那裁判所に對して十萬元の損害賠償の訴訟を提起したものとする。原告は保證金として五萬元の供託を要求される。九月に判決の結果、原告の勝ちとなり、五萬元の保證金を返濟されるが、この場合、裁判所は法幣元で支拂ふべきか、それとも滙劃の名で通つてゐる小切手で提供してもよいか。恐らく裁判所はこの保證金を支那銀行に預け入れてゐるものと思はれる。そこで返濟する時には裁判所としては滙劃で支拂ふより外に途はない。何故ならば、裁判所はこの保證金に限らず、どんな有價證券でも、紙幣の形で手許に置くことは出來ないからである。

法律的な見地からすると、この問題は裁判所の取引銀行が中途で破産した場合とよく似てゐる。換言すると、裁判所當局は代理人として——本人としてではなく——忠實に活動したことを主張するだけである。

以上何れも上海の財界人には興味あることゝ思はれる。

なほ、參考のため、最近の金融事情に關係のある四法令の本文を掲げて置く。

財界部令第三十四號

支那ノ非常時金融安定策トシテ財政部ハ次ノ七ケ條ノ規定ヲ公布ス

一、民國二十六年（一九三七年）八月十六日以降、支那銀行及錢莊ニ於ケル當座勘定ノ拂戾ハ毎週ソノ五分ヲ限度トス、而シテ一預金者ノ法貨ニヨル拂戾額ハ毎週百五十元トス

二、八月十六日及ビソレ以後ニ於イテ法貨ニヨリナサレタ預金ハ拂戾ノ制限ヲ設ケズ

三、期限前ノ定期預金ハ拂戾シ得ズ、預金者ガ滿期ニ當リソノ繼續ヲ欲セザルトキハ當該資金ハ銀行及錢莊ノ當座勘定ニ繰入レラレ且ツ第一條ノ規定ニ準ズベキモノトス

四、取引銀行ノ贊成アリタルトキハ預金者ハ預金證書ヲ擔保トシテ法幣デ一千元以下ノ借入ヲナスコトヲ得、二千元以下ノ定期預金ハ預金ノ五割ヲ超エザル借入金ノ擔保トナスコトヲ得、但シ、コノ種ノ借入金ハ如何ナル場合モ預金期間ヲ通ジ一回トス

五、工場、會社、商店、及ビ公共團體デ俸給、賃銀及ソノ他軍事上ノ經費支辨ヲナストキ、ソノ預金ハ法幣デ拂戾スコトヲ得、コノタメ銀行ト預金者ハ各自協定スルモノトス

六、銀行及ビ錢莊間並ニ銀行ト預金者トノ間ノ送金ハ法貨ヲ以テス

七、右ノ規定ハ民國二十六年八月十六日ニ實施シ、戰爭終了ニ至ルマデ繼續スルモノトス

銀行ハ凡テコノ法令ノ複寫ヲトリ支店出張所ニ廻付スベシ

支那共和國二十六年八月十五日

財政部長　孔　祥　熙

財政部次長　鄒　　林

財政部令第三十七號

上海の支那銀行公會及び錢莊公會の陳情に基き

一、支那銀行及錢莊ニ依リ發行サレタ支拂指圖書ハ「銀行間相互ノ決濟ノミ」ナル印ヲ具エ、コノタメ法幣ノ拂戾及ビ外貨ノ買入レニ使用シ得ズ

二、民國二十六年八月十二日以前ノ支拂指圖書及ビ預金者小切手モ銀行及ビ錢莊相互間ノ決濟ノミニ使用サルベキモノトス

三、前財政部令ニ依リ預金者ニ許容サレタル當座勘定ノ五分ヲ限度トスル拂戾ノ外、商取引ヲ圓滑ナラシメルタメ支那銀行及ビ錢莊ニ於ケル勘定ノ拂戾モ亦銀行及ビ錢莊間相互ノ決濟ノミニ適スル信用證書ヲ以テスベシ

四、支那銀行及ビ錢莊ニ於ケル新規ノ預金及ビ增額サレタ預金ハ法貨勘定トシテ分離シ、法幣ノ拂戾ハコレヨリ行フモノトス、而シテ銀行及ビ錢莊間相互ノ勘定ハソノ拂戾シヲ行フ場合銀行及ビ錢莊相互間ノ決濟ノミニ支拂ハレルモノトス、依ツテ茲ニ財政部ハ右ノ補足的規定ヲ即時施行シ、且中國ノ金融安定ヲ促進セシメルタメ支那銀行公會及ビ錢莊公會並ビニ聯合準備庫ハ今後中央銀行、中國銀行、交通銀行ノ嚴重ナ統制下ニ置クベキコトヲ公布ス

支那共和國二十六年八月十六日

財政部長　孔　熙　祥

財政部次長　鄒　　林

支那銀行に於ける預金を對象とする第三の法令は、支那銀行の要請に基き八月二十日に發布された。

第一條　銀行及ビ錢莊ノ現金手形ハ「滙劃」（振替通貨）ノ印ヲ有スルモノトス、當該現金手形ハ上海銀行間ノミニ振替ヘラレ且ツ法貨又ハ外貨ノ何レトモ兌換サラレ得ズ

第二條　民國二十六年八月二十日以前ノ銀行及ビ錢莊ノ現金手形及ビ預金者小切手ハ同様ニ「滙劃」證書ト見做サレ且ツソレニ應ジタ取扱ヲ受ク

第三條　非常時金融安定辦法ニヨリ許容サレタ額以上ノ營業資金ハ「滙劃」ヲ振出シテ支辦スベシ、但シ銀行及ビ錢莊ニ當座勘定ヲ有スル預金者ノミソノ資格アルモノス

第四條　預金ハソノ如何ヲ問ハズ支拂ノ形式ニ應ジテ「法貨」又ハ滙劃トシテ記入サレ拂戻ノ場合モソレニ準ズルモノトス

民國二十六年八月二十日

第四の法令は小額預金者に特例を設定し、また定期預金利子を對象とするものである。

財政部令第八十九號

小額預金者ノ便宜ノタメ三百元以下ノ預金ハ五分ノ制限規定ヲ免除ス、本規定ハ民國二十六年九月一日ヨリ實施サルルモノトス

滿期ノ定期預金利子ハ毎週拂戻スベシ、但シ一年ハ五十二週、半年ハ二十六週トス、コノ拂戻金モマタ同様ノ制限規定ヲ受ケ毎週百五十元ヲ超ユルヲ得ズ、換言スレバ半年ニ三千九百元、一年七千八百元ヲ限度トス、尚コノ支拂

ハ法幣ニテ行ハルベク、コレヲ超過スルモノハ定期預金ニ振替ヘラレルカ、又ハ特別勘定ニ繰入レラレルモノトス

民國二十六年八月三十一日

滙劃に就いての二、三の問題

金融商業報の九月二十九日號に於いてイー・カン氏は滙劃に就いて新解釋を下したが、早くも一般の注目するところとなつて讀者より次の如き二通の寄書を得たので、イー・カン氏のこれに對する解答と併せて掲載することゝした。

（一）滙劃と現金に就いて（某英國商人寄）

金融商業報九月二十九日號でイー・カン氏は滙劃は貨幣ではないと言つてゐるが、私は滙劃は貨幣であるとの見解をとるものである。

まづ八月十三日に支那銀行に預金勘定を有し、しかして毎週百五十元の法貨と更に賃銀、俸給等に充當する金額を拂戻すことを許されてゐた商社を例にとつて說明する。該商社は未濟貸付金を取立てゝ來たが、この未濟金は殆ど滙劃による銀行爲替で取立てたものである。これ等の銀行爲替は新規の勘定（又は舊勘定の別口）として銀行に拂ひ込まれてゐたが、制限令の結果、どうあつても法貨で拂戻すことが出來ない。滙劃爲替は新勘定として預金され、現金は現金勘定として預金されてしまふのであるから、營業を續けてゆくには現金のある場合はそれでよいが、ない場合にはどうあつても滙劃でやつてゆくより外はない。かうした事情に置かれた二つの商社――一方は輸出業者で他方は輸入業者――を考へてみると、前者は滙劃を充分利用出來る立場にあるが、後者は必要以上に持つことゝなる。兩者

とも二つの銀行勘定を有し、しかもそれは名目上は法貨となつてゐるが、實際上は効用の異つたものであり、從つて價値も異つたものである。そこで輸出業者は、輸入業者が利用出來ずに持て剩してゐる過剩の滙劃に對しては、これを割引いて買ふこととなる。

かうした事情の下では、「滙劃貨幣」とか「實物貨幣」とか言ふ日常用語は全く正しい名稱であると思はれる。この新らしい貨幣は、南京政府が直接發明したものではなかつたが、しかし南京政府の公布した制限令の結果必然的に生れ出たものである。

イーカン氏の説明

論者は「輸出業者が滙劃をいくらでも利用出來る立場にある」と言ふ前提の下に立論されてゐるが、これは問題である。さうした立論をなす時は、既に物産取引業者は輸出業者から滙劃で支拂を受けるものだと言ふことを認めることゝなるが、實際はそんな義務がない許りでなく、そんな理窟もないわけである。若しあるとすれば、支那銀行にある負債勘定を決濟する必要上滙劃を手に入れようとするか、又は投機のため割引して滙劃を得ようとするか、何れかの場合に限られてゐる。物産取引業者なら誰でも滙劃を受取ると思ふと間違である。或る者は勘定の四割なら滙劃で受取らうと言ふが、萬一支那銀行に於ける負債勘定が清算でもされてゐれば一文も受取らぬであらう。又、彼等が自由に滙劃を受取ることがあれば、既に賣値を滙劃の割引されるだけ豫め引上げて置くものと思つて差支えない。

（二）實際的並びに法律的見解（辯護士、エー・グロスマン博士寄）

私はカン氏が金融商業報、九月二十九日號において述べられた見解、特に「滙劃」は實在的なものではなく、しか

して負債の決濟に際して滙劃で表示された證券は全く受取る義務なしとの見解には贊成するものであるが、なほ二、三疑問とする點を批摭したいと思ふ。

(一) 先づ第一に、財政部令は、第三十四號及第三十七號並びにこれに引續く諸法令を通じて、何れも支那銀行に於ける預金のみを對象とするものであり、他面、この預金の法貨(法幣)による拂戻を統制せんとする規定を含んでゐる。

それ故に、貨幣の形であらうとさうでなからうと、個人又は銀行に對するものであらうと、或は前述の如き統制令の規定によつて制限されてゐる預金の拂戻を必要とせぬものであらうと、凡て義務は敍上の法令に依つて何等影響を受けるものではなく、依然たる強制力と效力とを有するものである。

換言すれば、非常時金融安定辦法は預金者に對する義務に關して支那側銀行を保護せんとするものであり、從つて財政部令第三十四號その他の範圍内で有效なものであつて、支那銀行の得意先に對するそれ以外の義務や、乃至は如何なる性質のものにせよ、支那銀行以外の銀行の義務に對して適用されてゐるものではない。

更に、敍上の財政部令は預金を現金で拂戻す點のみを對象としてゐるものであつて、銀行が現金以外の支拂に際して、どの程度まで預金者の要求に應ずべきかは規定してゐない。

私は敍上の政府令は廣義に解すべきではなく、取引の安全と繼續とを確保するために、出來るだけ狹義に解すべきものと思ふ。

(二) 以上述べたところに依つて、カン氏の所謂『銀行は「滙劃」で小切手又は現金手形を發行するよう強制され得

ない』と言ふ結論は、次の如き意味に於いてのみ正しいことが判る。即ち、支那銀行は預金者に何れは現金拂を必要とするやうな證券の發行を强制されてゐるのではなく（前述せる法令の限度內で）「滙劃」の相互振替を行ひ、更にかかる「滙劃」勘定が他の銀行にある場合にその振替をなす義務を課せられてゐると言ふ意味に於いてゞある。更に銀行は、預金者の要求あり次第、かゝる振替が今後とも從前通り行はるべきを確認する義務がある。

（三）カン氏の設例について言ふと、第二例の見解には贊成するが、第一例及び第三例には承服しかねる。

（イ）第一例に就いて私見を述べると、爲替を決濟するといふことは一つの獨立した取引であつて、外貨の賣手が偶々支那銀行の預金者であるといふこと、またそこに同じ通貨の預金勘定を持つてゐるといふ事實とは全く無關係であると考へる。更に讓つて、爲替手形が決濟される場合、支那銀行は滿期日に米貨五千弗に相當する一定額の「法幣」を支拂はうとする。そしてこの場合は、預金者と銀行とは賣手と買手の關係に置かれる。銀行が顧客（賣手）名義の定期預金勘定を持つてゐることは、後日になつて當該外貨の引渡を受けるその他の買手の立場とは異つてゐて、これは單に銀行が實際上滿期日前に外貨を手に入れることを意味するだけである。しかし一九三七年八月十三日以前及び一九三七年九月限の手形決濟は、どう考へても「法幣」預金が造出されたことを意味するものではない。

（ロ）第三例に就いて見てみよう。裁判所が恐らく「滙劃」で支拂ふかも知れないといふ見方には贊成するが、原告は現金の代りに滙劃を受取る義務なしと私は考へる。裁判所は銀行ではない。それ故「滙劃」を規定し、さうして前述の如く「銀行の特定義務」を直接對象としてゐる法令に遵據することは出來ないわけである。施行されてゐる法令の下においては、被供託者たる地位にあり、しかも必要のなくなつた場合、當該供託金を返濟すべき立場にある者は、

裁判所であらうと普通人であらうと何ら相異はない。

若しカン氏の說が正しければ「法幣」の債務を有する者は「指定の支那銀行に預金をしてゐる」と言ふ理由で、現金の代りに滙劃を提供して支拂つてもよいこと丶なるであらう。敢ていふが、裁判所は普通の個人とは異つて寄託金を返還する力は十二分に持つてゐるものである。

最後に私はカン氏が重要な問題を提起し、多數のものに示唆するところ多き議論を喚起したことに衷心から敬意を表するものである。

イー・カン氏の解答

グロスマン博士の（一）及び（二）の論點に關して言ふと、AがBの振出したC銀行宛の小切手を得、これをC銀行に預金する場合、C銀行がAに或る帳簿上の「信用」を與えねばならぬことは何ら疑問の餘地がない。そしてAはこの「信用」をば相殺といふ普通の權利に基いて、C銀行に負ふてゐる債務を支拂ふことができるであらう。しかし、C銀行がAに對して、D銀行に向けられる滙劃手形を提供するか、或はしないか、何れにしても、――私見に依るとC銀行には斯かる義務はないが――D銀行はC銀行の發行する滙劃手形を受取り、しかもそれと引換にAに對し何等かの「信用」を附與する義務のないことは言ふまでもなく明かなことと思ふ。從つて、BがC銀行宛に振出した小切手でAがD銀行宛の債務を辨濟しようとしても、それは何らの効力をもないであらう。

果して然らば、銀行に滙劃を發行する義務があらうとなからうと、――私見に依ればさうした義務はないと思ふが――相互に協定して滙劃を使用すれば、一銀行の「封鎖」勘定は他銀行の「封鎖」勘定に振替へられ得るのである。

グロスマン博士の（三）の（イ）の見解について一言するが、私は顧客の同意なくして、銀行が現存の米弗預金及び爲替契約をば、滙劃のみで支拂をうける法幣の預金に振替えることが出來るなどといつた覺えはない。私は、顧客が新しく取極めをしなかつた場合には、銀行は米弗の「殘存」勘定と滿期の爲替契約をそのまゝ持越し、さうしてそれらの勘定は、公開市場において米弗を買入れることによつて相殺さるべきであらうと考へてゐる。第三例に就いて述べると、裁判所が「封鎖」勘定で振出された小切手を交附して債務を辨濟することが出來るといふことを私の意見だと考へて貰ひ度くない。寧ろ裁判所はかゝる場合、その責任を規定する法規がないかぎり、供託資金の保管を命じた銀行が破産しても「法幣」（法貨）で支拂ふ義務があると言ひ度いのである。

滙劃漸廢論（陳鐘秀 Chen Chung-sieu 寄）

滙劃漸廢の一提案

支那が戰時金融體制下に入つたのは、現存の預金勘定の五分以上の拂戻を禁止した八月十五日の銀行モラトリアム令が公布されて此方のことである。拂戻禁止の現金は滙劃に振替えられるが、實際にはこの滙劃による決濟はしばしば拒否された。滙劃が通用せぬ場合は、その額だけ戰前の預金が凍結し、戰爭中引續き封鎖されてしまふことになる。この解決策として政府系四銀行は、共同して貼放委員會（Loans and Discounts Committee）を組織し、國債及び一定の商品を見返り擔保として貿易業者に必要資金を融通することゝした。相憎統計がないので、右の委員會によつてどの程度まで、凍結資金が解放されることが出來たかどうかは、正確には判らないが、遺憾ながら、この對策は不適當で

あつたやうである。中央銀行調査局の算定によると、一九三六年の預金總額は約四百億元に達してゐる。このうち半分は當座勘定と思はれるが、さらにモラトリアム令の規定から除外された三百元以下の預金を一割五分と押へれば、當座勘定の實に八割、即ち百六十億元は凍結してゐることになる。一歩を進めて、この百六十億元の一部が滙劃の形で流通するとしても、なほ約一千萬元の貼放金額を遙かに超過する。だからこそモラトリアム令の結果、ひどいデフレーションが惹起されてゐるのである。

滙劃の起源については熱心に穿鑿されてゐるが、モラトリアムの目的とするところは、明かに銀行をして恐慌勃發當初の衝動を回避せしめるにあつた。その後、衝動は漸次おさまつたが、モラトリアムは國內資金の逃避を防止するため引續き實施されてゐる。これは何時まで續くは判らぬが、しかし、この間貿易業者としては買入資金が必要である。そこで滙劃の制度が生れたわけである。即ち、これで營業用に凍結した銀行預金を動員しようとしたのである。換言すれば、滙劃はモラトリアムの必然的な所產なのである。

しかし乍ら、凍結した預金が滙劃で動員される額は知れたものである。まづ第一に、イー・カン氏の指摘した如く、銀行は滙劃を發行する義務はない。かりに發行したとしても、既に事實の證明するやうに、それは必ずしも引換えられるものではない。ところで論者は、滙劃の引換えが極度に制限されたものであることを殆ど說明してゐないが、この點、理論的にも實際的にも重要であるから次に述べることにする。

一般的にいふと、滙劃は法貨でもなく、また法幣に兌換されるものでもないから、合法的な通貨ではない。と同時に他方において、貿易業者は內國爲替及び外國爲替をも含めて、その購買を法定通貨のみで行はなければならない。

併し、灘劃には直接戰前の預金に基くものと灘劃預金に基くものとの區別がある。前者——假に第一灘劃と言ふ——の不兌換性は法律的に決定されたものである。けれども小切手を振り出し得る現金勘定が灘劃と同一期間中になくなつても、次の期間中續き利用出來る點を考へると、法律の規定は何やら判らなくなるが、これは灘劃の制度をつくりあげた上海の銀行公會が、無意識に大衆の犧牲において、所屬銀行の安全を圖つてゐたためだと說明すれば納得がゆくと思ふ。

ところが、第二灘劃はまた別である。恐らく銀行は相手の振出した兌換不能の小切手を、期限前に現金で引取ることを嫌ふであらう。しかしこの主因は技術的な點にある。若しその限度如何に拘らず、灘劃預金が引換えられるならば、預金者はいくらでも法律の裏を潜ぐることが出來る。卽ち預金者は五分だけ現金の拂出しを受けてから、直ちに殘餘の灘劃を他の銀行に預金して新しい口座を開き、そこで再びその五分だけ拂戾すことも出來る。これを續けて行けば二、三日中に灘劃預金は皆無となり、モラトリアムは徒らに空文となつてしまふ。

モラトリアムを有効ならしめるためには、第二の灘劃預金をも兌換不能にせねばならない。しかしこれに代るべき方法もある。これ等の預金を全く兌換不能とせずに、預金した週に限つて兌換不能とすればよい。最初の兌換不能の期限が終つてから始めて五分づゝ拂戾され、無くなるまで續ける。換言すれば、灘劃預金は戰前の狀態に歸り、そしてそれと同樣の取扱をすることゝする。第一の灘劃に就いても同樣の手段を講ずる。これが私のいはゆる灘劃漸廢案の第一階梯である。しかし乍らこの階梯は、小額預金者に除外例を設けてゐる現行の制度と合致しない。卽ち若し三百元以下の預金が五分の制限から除外されてゐるとすれば、灘劃並びに戰前の預金所有者は、その預金を三百元の分

割勘定とし。直ちに全部現金で拂戻してしまふだらう。これと同樣に、最高制限も無用であり無効である。

五分と言ふ比率は、任意の割合であつて、社會の實際上の必要に基いて決定されたものではない。われ〳〵はさらに、次の諸點を考慮することによつてたえず修正するよう提案するものである。卽ち、(一)銀行所有の通貨數量(二)當座預金現在高(三)當座預金の回轉度(四)取引量。

もし五分の比率を維持すれば、滙劃並びに戰前の預金は今後五ケ月もたてば遂に姿を消すであらう。從つてこの比率を更に高めれば、それが市場から姿を消す日も早くなる道理であつて、恐らく一九三八年の一月央までには、常態が恢復されるものと思はれる。銀行券といふものは特殊な商品であつて、それが利用出來ない時に必要となり、豐富な時には必要視されない。モラトリアムが除かれ、退藏の傾向が弱くなるにつれて、銀行の狀態も恐らく最惡の場合よりも幾分よくなるであらう。

なほ、資本逃避の問題が殘されてゐる。しかし外國銀行も支那人の預金を受付けぬことに同意してゐるので、外國銀行への資金の流入は充分防止されてゐる。事實、資金の國外逃避は爲替取引が阻害されてゐるので極めて困難である。しかし乍ら萬全を期するため、われ〳〵は外國爲替手形の買入に際し、適當な書類を提出せしめるやうな簡單な爲替統制機關を設置すべきだと思ふ。國內送金に就いての現行規定は害あつて益なきものである。何故ならば、結果は逆に資金の奧地への流入を促進してゐるからである。それ故非常時金融安定辨法第六條、卽ち銀行及び顧客の送金は支拂及び拂込共に法貨に依るべしとの規定は、外國送金にのみ適用するよう修正し、國內爲替は滙劃でも買ひ得るようにすべきである。されど手形は滙劃に對して發行された場合にのみ、滙劃で買戻し得ることを規定し得よう。

滙劃漸廢案に就いて

先週の金融商業誌報で陳鍾秀氏は滙劃の漸廢を提案してゐるが、論旨徹底を缺いてゐる。まづ第一に前提が悪く、第二に推論も誤謬だらけである。上海に於ける支那銀行預金を四百億元など丶言つてゐる、これは支那全國としても一桁違えてゐる。四十億元精々と見るのが正しい。

さらに、氏は支那銀行の貼放勘定を一千萬元としてゐるが、これは二十五億元の間違である。

次いで氏は滙劃漸廢の方法を提案してゐるが、ここにも誤謬がある。氏によると、一週に五分づ丶拂戻せば、五ケ月許りで全部法貨になつてしまふさうであるが、これは毎週の拂戻が百五十元であることを無視した推論である、支那銀行に二萬元の預金勘定を有する人は、氏の推論にしたがつても、その凍結を解くことは出來ない。たとへ十の銀行と取引をしようとしても、銀行の方で既に事情を看破するからおいそれと承諾するものではないからである。

滙劃の利用とその推移

一

今週は、輸入稅又はその他の關稅の支拂に對する滙劃の利用振りには、何ら變つたところはなかつた。しかもそれを流通せしめようとする努力は執拗に續けられてをり、また人々は結局有利な結果が生まれるであらうといふ希望を棄てるべきではない。

これまで、滙劃の對法幣市場と言ふものは、實際上存在しなかつた。支那の銀行は、始めからそんなことは考へて

もゐなかつた。と言ふのは、さうすれば滙劃が現行通貨に劣つてゐることを公然と裏書するやうな結果になるからである。

併しながら、一般人は必要があれば滙劃で取引しても一向に差支えない。場合に依つて、輸出業者も支那側銀行と取引のある物産取引業者に對して滙劃で支拂ひをすることが出來る。とも角、目的はかうして完全に合法的に達成されてゐる。前述の如く、敍上の取引には正規の市場があるわけではないが、先週は三分の割引率で取引が行はれた。なほこの問題に關して注目されることは、數日前、滙劃を多額に有する某大商社が或る避難民委員會にこれを寄附しようとしたことである。尤もこの申出は奇妙にも謝絶されてしまつた。滙劃でも慈善的な目的には充分使用出來るにもかかはらず、どうしたことか拒絶されたのである。

（三）

混亂期においては、滙劃の問題、より適切にはその廢止の問題は、解決さるべくもない。疑ひもなく、困難を排除しようとの努力は行はれてゐる。例へば支那銀行と取引を持つてゐる團體とか、非常時金融安定辦法の規定に從つて營業上及び生活上の費用を充分引出し得ない連中の間では顯著に見られるところである。

或る特別な場合には、海關金單位を入手するため滙劃の使用を許容する辦法がある。さらに誰でも、一日に付き一千海關金單位は、滙劃で支拂ふことを直ちに許されてゐるやうである。尤もこの場合には支拂が納稅票（duty memo）に基いてゐると言ふ條件がついてはゐる。だが確かにこの方法は簡便で、大いに推奬さるべきである。將來は廢止されるからと云つて繼子扱ひのやうな使ひ方はもつと改善されるべきものと考へる。

國家富籤の第一等賞を獲得したものはどう扱はれるか。換言すれば、懸賞金を法貨で受けるか、それとも滙劃で受けるか。これは却々興味のあることだ。

上海の滙劃問題を論ずる場合、八月十六日のモラトリアムの突發によつて封鎖されてしまつた法幣資金——支那銀行發行のもの又は支那銀行宛のもので、八月十六日以前に期限の到來しないものか、又は取立てられないもの——と第二に支那銀行の凡ゆる預金とを區別しなければならない。前者について云へば、それらの資金は間もなく法貨に變つてゐたものと思はれる。一部分は既に滙劃を損害も不便もなく受取つた物産取引業者に對する支拂に提供され、他の一部分も同樣な方面で使用されようとしてゐるか、又は關稅、家賃等々の支拂に振向けられてゐるので、結局第一の問題は間もなく解決されるであらう。他方、第二の問題が殘されてゐる。これは却々大きな問題であり、恐らく戰爭が終結しなければ解決出來ぬであらう。なほ間接ではあるが、滙劃の維持は爲替統制の一部をなすものである。

(三)

滙劃、即ちトランスファー、マネーに就いて二、三附言する。工部局參事會は利子及び稅金の支拂を滙劃で受取るべきだと言ふ議論をなすものがある。この問題は解決されてゐないが、既に公益事業會社の一部は、この受入れを强制されてゐる。恐らく滙劃が政府によつて充分認められ、且つ支那に於ける凡ゆる目的のために使用され得るならば、何らの障碍もないと思はれるが、つひ先週、第二特別地區裁判所の訴訟事件に於いて、裁判所は訴訟費用の納入に當つて滙劃の受入れを拒否した。なほまた、或る商品販賣に對する統稅の支拂ひに滙劃を差出して拒絶されたことがある。これでは駄目だ。どんな理由によるのか、政府は外國人及び支那人から出來るだけ現金を要求し乍ら、しかもそ

の特殊な非常時通貨が認められ、且つ受入れられることを要求してゐるのである。

（四）

滙劃は今週を通じて、三%乃至四%の割引率で取引されてゐる。滙劃は或る制限内ではあるが、今や關稅の支拂に使用出來ることになり、そして輸出業者もまた取引先の支拂に利用出來るので、割引率も漸次低下するものと見られてゐる。

（五）

「滙劃」もひと頃は奇妙な存在のやうに思はれてゐたが、最近は寧ろ敬愛すべきものとなつた。數週間前には何時も嫌はれて、商人は六分の割引率で出來るだけ早く處分しようとしたものである。それが最近では、無論歡迎されてゐるといふわけにはゆかないが、ともかく、大分馴染まれ、持主も一分以上の割引率では手放さぬやうになつてゐる。この一分の割引率なら賣手も相當にあり、四分の三分方の割引率なら喜んで買はうとするものもある。勿論、これは「滙劃」が漸次廣く利用され、用途が開けて來たことを示すだけである。「滙劃」と言ふ名前では海外旅行券を買ふわけにはゆかないが、しかしこの滙劃なるものは支那の銀行や支那政府の保護を受けてゐる。從つて國民的な用途にはどんなものにでも使はれて差支えない筈である。

（六）

「滙劃」による取引總額は先週中は尠く、割引率は平均一分であつた。數週前の本欄では滙劃の本質を凡ゆる角度から分析したが、なほ前には述べなかつた點に附いて一言補足することゝする。

即ち財政部の公布にかゝる民國二十六年八月十五日の法律第三十四號は、現存預金勘定の拂戻を每週總額の五分とし、しかも一口百五十元を超えざることを規定するものであつた。大衆が法網をくゞつて自己の焦付いた預金勘定を資金として各銀行とそれぞれ新規の勘定を設け、かくて每週百五十元宛を何回となく拂戻すやうなことを阻止するため、支那の商業銀行は古い滙劃勘定をもとにして設定された新規勘定に對しては、每週總額の五分の拂戻を許すとの規定を適用しないことを決議してゐる。だからかゝる資金は法貨の形では引出すことが出來ず、結局支那商業銀行及び錢莊の範圍内においてのみ流通するに止まつてゐる。(金融商業報、一九三七、九、一五――一二、一日號)

第四章　爲替統制と爲替市場の動向

爲替市場の動向

爲替制限

前週は外國爲替の上で最も危險な時期の一つであつた。三月十四日の爲替需要は今後は香港經由漢口に於て割當てられるものとするとの意外な聲明に從つて、三月十七日に割當が行はれたが、右は若干の銀行に對して非常な不滿を感ぜしめた。これらの銀行は眞面目な顧客に實際に賣却した爲替を基礎として若干の割當てを要求し、しかも實際の需要金額のごく少ししか取得出來なかつたので、彼らは小額さへも賣却することを中止し、支拂受諾の分にもその義務を拒否したので、不安の感を增大せ　めたのである。その影響は二つあつた。先づ第一に、業務が全く混亂狀態を呈し、第二には、二、三の銀行が三月期限のものを一志一片半と云ふ低いレートで喜んで買入れたので、市場が餘儀なく軟化したことである。銀行が自行勘定で買手となつてゐるのではなく、同樣の低い相場で顧客からの需要を持つてゐたことは明かであつた。

爲替相場を一志二片四分一に堅持することは、中央政府の意圖するところであることは云ふ迄もない。併しながら最近の一般的な傾向は必ずしもこの目的に副ふものではない。若干の銀行は四ヶ月期限の輸出手形を一志一片四分三

の低いレートで買受ける手筈をしてゐたのである。

政府當局が五日間の需要に對して四十五萬磅を割當てた措置を推察すると、何人もこの讓步をけち腐いものだと云ふことが出來ないことを容認せざるを得ない。現在の上海貿易の輸出入の差引勘定――或は全支貿易に就いてみてさへも――を考慮に入れると、四十五萬磅といふ金額は裕に一ヶ月間の貿易支拂超過額を穴埋めするに足ることを知るであらう。併しながら、爲替の手當をすべきものは通常貿易ではなく、相當の期間國內に放置されてゐるか、乃至は應急措置として外國港に荷揚げしてある輸入財貨であることは留記すべきことである。この他にも、殊に海運業、保險業、投資事業などはさうであるが、多くの方面に外國通貨の割當を必要とする向があつたのである。

支那は常に自國の發展のために外國資本の流入を求めてきてゐる。巨額の資本が外國人の手によつて投資せられてをり、彼等は利子や配當を取得する權利が與へられてゐる。この基本的な安全保證がなければ、外國の資金は絕對に支那へはやつて來ないのである。最近の爲替上の脅威が發生したために、急速に流動化を行ひ得るやうな資金の回收策が講ぜられてゐる。最近數年間は、支那が海外で發行した外國證券に對して、支那在留の外國人及び本國人が巨額の投資を行つてきてゐる。此等の外國債券を取得するためには、外國通貨を購入しなければならなかつたのである。從つて、かくの如き操作を最早行ひ得る可能性がなくなつた以上は、支那の外國債券が暴落することは必然的なことであつた。爲替市場は數週間以前には極端に樂觀的であつたのが、一轉して底知れぬ悲觀氣分にとざされてゐる。

併しながら、自暴自棄になる理由は何ら存在しないのである。上海をして香港に代つて主要な「先物市場」の地位を獲得せしめるところに、匡救策が發見せられるであらう。香港は海外からの干涉に對しては無限な程の利益を享受

してゐるが、商業的首都として上海が提供してゐるより、廣汎な利便に缺如してゐるのである。この國の眞の財政上の必要に就いて通曉してゐる公平なる專門家を以て委員會を永久的に設置し、それを出來る限り長いあひだ支障なく活動し得るように取計ふことが必要である。さうなれば、恐らく利益は幾層倍かするであらう。

外國爲替を取扱つてゐる既存機關に就いては、都合の良いやうに配慮してやらねばならないが、殊にそれらが新しい規則が發布せられる以前から存在してゐる場合は尙更である。海外に外國株式を持つてゐる投資家の大部分は、所謂頭金で取引をやつてきてゐる。彼等は今や地方の仲介商社に借金をしてゐる譯であるから、彼らの借方勘定を外國通貨で漸次支拂ひ得るやうにしてやらねばならない。或はまた、例へば兩建の目的で商品を頭金で購入してゐる投資家は追ひ證を要求せられてゐる筈である。かくの如き正當な要求に對して應ずることが出來なければ、彼らは勘定を「閉鎖」して多額の損失を蒙らざるを得ないのである。また外國保險契約に對する拂込、或は海外應募の小額貯金については充分配慮さるべきである。また一方、資本の逃避については萬遺漏なく、これが防止に努めねばならない。しかし、上海は香港へ仲裁者の任務を以て投資をすべきである。若しもこのことが、遲滯なく且つ健全な組織でなされるならば、われ〳〵は信用の囘復をみることが出來るのであつて、これこそ支那の海外貿易に關係してゐる總ての人々が熱烈に希求してゐる要因なのである。

爲替銀行は、彼らの需要が木曜日の午前中に電信を以て香港に通じ、さうして漢口へ提出し得るように要求し、且つ金曜日の午前十時までに彼らの手許に割當額が到達し得るように期待してゐる。

滙劃は數日前、〇・九〇％の割引歩合にまで低下してゐたのが、三月二十一日（金曜日）には一・五五％に上昇した。

政府布告に就いて

三月十三日、財政部は外國爲替に關する次の如き布告並に細目を發表した。

「昨年八月上海に戰火開かれるや、外國爲替を正當なる用途に對するもののみに拂下げる目的を以て、政府の勸告に從つて各銀行間に紳士協定が締結せられた。

「協定の發動により、凡ゆる困難にも拘らず、貿易を遂行することが出來、また通貨の信用をも堅持することが出來た。

「紳士協定の精神に遵ひ、且つ又北支に於ける新事態に對處する目的を以て、政府は次の如く手續を改正した――

一、本年三月十四日より外國爲替の賣却は政府所在地たる漢口において中央銀行により行はるべし、なほ中央銀行は右に關し便宜を圖るために香港に辦事處を設置する。

二、正當な需要に對して外國爲替買入を希望する銀行は、別途記載の手續に從つて、中央銀行本店又は香港辦事處に申告すべし。

三、申告内容を審査の上、中央銀行は現行爲替比率を以て外國爲替を拂下ぐるものとす。

外國爲替取得に關しては、次の如き細目が發表せられた。

一、銀行にして爲替手形の買入、國内送金、及び通常市場取引により取得した金額以上に顧客のために正當な爲替需要を手當せんとするものは、中央銀行本店、又は香港辦事處を通じて申請すべきものとす。

二、右諸銀行は財政部所定の法式に則り中央銀行本店、又は香港辦事處に申請書を提出すべし。

三、右申請は每週（木曜日）午前十時以前に行はるべし。中央銀行當局はこれら申請書を審査の上、翌日午前十時に各申請者に對して回答を發するものとす。申請又は回答の日が休日の場合は休日明けに繰延べるものとす。

四、右申請に應じて給付される外國爲替は回答の發せられたる當日に受渡を行ふものとす。

五、中央銀行より外國爲替を賣却せられたる各行は取得したる爲替の處分につき中央銀行に報告書を提出すべし。

六、本手續規定は財政部布告の當日より實施せらるるものとす。

通貨價値の維持

去る木曜日に政府當局が外國爲替需要に對し相當額の交付を行つたにも拘らず、市場は軟調を呈し始めた。土曜日には銀行間取引は事實上一志丁度の低いレートで行はれ、ごく一部分の商人間では十一片八分の七の唱へもあつた。しかし輸出手形も相當出廻り始めたので、市場は次第に硬化に轉じた。

爲替市場が崩落した主なる原因としては、爲替を取得すべき市場人の驚愕感としかも實際に爲替を取得することが出來なかつた事實が擧げられるが、その他の一つの大きな原因は、三月期限を賣り過ぎてゐた連中が、如何なる値段でもよいから之れをカバーせねばならないと感じたことであつた。月曜日朝の公定爲替相場は對英一志、對米二四弗四分三であつたものが、尤も引際には多少反撥したとはいへ、對英十片半、對米二二弗に急落したのである。三月二十九日（木曜日）の寄付相場は對英十一片四分一、對米二三弗四分三であつたが、午前十一時迄には市場は相當騰貴し、賣手一方となつた。

この限りに於ては中央政府が再び市場に相當額の磅貨を供給したことを疑ふ理由はない譯である。換言すれば、當

局に通貨價値と僞幣市場を維持せんと欲してゐたと思はれるのである。

滙割は本週中高値を維持し、木曜日には二・五〇パーセントの割引歩合を以て閉ぢた。

徐州敗戰の影響

徐州敗戰の報に、土曜日午前僞幣は更に崩落し、對英一片十六分の七、對米二三弗四分三に低落した。前線からの報告が更に詳報せられゝば、相場は一段と惡化するものと何人も豫期してゐる。

外貨割當

僞幣市場が過去二週間、惡材料の山積に極端に惡化してきてゐることは、何人も否定出來ない。崩落の原因は一つには心理的なものであるが、又一つには、戰線からの敗報、徐州の陷落、政府の現在の據點たる漢口が危機に曝されてゐることにも歸せられるのである。もしも、政治的問題が解決せられないならば、金融界も依然として暗礁に乘り上げられたまゝに違ひない。

又その一方、支那政府當局が法幣の維持に全力を傾中してゐることも認めなければならない。金融梗塞の際に、毎週磅貨並に弗貨を上海市場に割當て——過去六週間をみるに毎週平均十八萬磅——を行つてゐるが、更にこれだけの金額を割當てれば、現在の輸入僞幣需要を充分カバーし得るものとみられてゐる。それ以外の需要は、資本の逃避を意味する。政府當局に、資本逃避を目的とする資金の供給を期待することは馬鹿げたことである。一般の心理狀態は過去數週間に僞幣市場にみられたやうな、一種の恐慌狀態に基くのであつて、この運動は全く捕捉し難いものであつた。

外國爲替を以てカバーせねばならないのは、單に最近に到着した物資のみでなく、過去數年間に貯藏されてきてゐる貨物も亦さうであることを强調すべきである。概言すれば、かくの如き貨物は平時に於いても、處分すべき市場を見出し得なかつたのである。どうして現在の如き動亂期に買手を見出すことが期待出來るだらうか？　だからして、上海に對する政府の外貨割當は、輸出代金が一般市場で利用される間は、正當なる需要に對して充分な金額でなければならないのである。

政府の市場への積極的支援

約二週間ばかり以前に、漢口からの入電によると、支那通貨に關する取扱上の新しい方法の實施が切迫してきたことを報じてゐたが、詳細は不明であつた。その間、新しい方法とは、當局が市場に對して積極的に援助することだと噂されてきてゐる。かくの如き援助は、若しも相場が、法幣元に對して八片四分の三にまで下落した場合に、公開市場で賣手となつて行はれるのである。この相場が多かれ少かれ永久的な限度を意味するか、どうかは明かではない。何れにしろ前週中、上海で見受けられた政府の行動はこの種の援助を現はすものであつた。

六月期限の外國爲替に對しては、非常な買持ち狀態を呈してゐた。かうした事情にあつた事、爲替市場が相當確り氣味を呈した原因であつて、六月物電信相場は九片四分の一まで昂騰した。この買持ち狀態が淸算せられると、直ちに市場は崩れ初めた。若しも八片四分の三に挺入れが行はれなかつたならば、恐らく實際にはもつと下落したであらう。この事態を要約すると、先づ第一には多額の外國通貨が、六月の後半に市場に賣込まれ、消化されたこと、第二には、買手が更に現はれたので、八片四分の三で、相當多額のカバーがとれたことである。換言すれば、爲替市場に

非常な巨額の外貨が存在したにも拘らず、それらが忽ちに消化されてしまつたと云ふことである。但しこのことはわれ／＼の爲替市場に關する限り、樂觀材料とはならないのである。

爲替と貿易の關係

爲替市場と輸入手續

本週の終りにかけて、爲替市場は依然として弱氣配を續けたが、これは主として懸案の輸入禁止に關する報告に基づくものであつた。輸入禁止は未だ組織化されてゐるわけでないが、戰時操作が繼續されてゐる間は、すべて實需に應ずるといふやうなことは出來ない。そこで、實際生じたことは何かと云へば、爲替に關して中央銀行に申請した際に、外國通貨を必要とする商社を記載し、且つ各個の商品の名目を列記することを要求せられると云ふことである。即ち爲替當局が贅澤品に對する爲替割當の交付を拒否し、必需品のみに限定することを決定した如くである。今までのところ何が必需品であるとか、どこまでが贅澤品に屬するのかと云ふ點については何らの公的基準も存在してゐない。たゞ何人も政府當局が資本の逃避を防止せんとする努力に對して諒承し得るのみである。當局が規定を急いでゐるのはこの資本逃避に關する方面である。

實際上の立場から新しい事態を眺めると、當然次の事實に關心が惹かれるべきである。即ち、大分以前に支那に輸入せられた商品に對する輸入手形が非常に多額に存在してゐることである。奥地へ該商品を配給することが出來ないので、多くの場合引渡が行はれず、ために、それらの諸商品は幾分でも通常の狀態に復歸するのを待つてゐる。その

間、右商品の爲替は未だに決濟されずにゐる。かくのごとき財貨の手續は新規に輸入せられたものと別個に取扱はるべきである。蓋し、これらは普通の狀態の下に支那に輸入されてきたものだからである。尙ほ又、この種財貨に對する輸入稅は、それが必需品であらうと贅澤品であらうと、ともかくも支拂はれ、支那海關で收納したのである。若しも登錄の日附に就いて確實な證明が必要とあらば、さして困難なことではない。しかし旣述した如く、新法規の主要目的は資本の逃避防止に置かれてゐるのである。

輸出と爲替

更に重要な問題は、支那からの輸出に關する將來の手續に就いてゞある。支那當局は、彼らが正當な必要輸入品に對して爲替を供給してゐる以上、海外輸出に對しても外國通貨で代金を取得する權利があると主張してゐる。この主張には大いに理窟があり、それと共に同情にも値するのである。しかし戰爭によつて、極めて複雜且つ特殊の事情が發生してゐるから、かくの如き政策を始める時期がうまく實現されるとは思はれないのである。以下實際的側面から本問題を論究してみたいと思ふ。

當局者が總ての交通機關を全部管理してゐる漢口に於いては、粤漢鐵道で南下する輸出の大部分――全部がさうではないが――は政府の代理機關たる中國銀行勘定で行はれねばならないのである。さもなくば、積出人は貨物列車を利用することが出來ないことになつてゐる。かくの如き輸出に對する爲替は公定利率、卽ち九十日期限一志二片八分ノ三、或はそれ以上に一定せられ、一般市場の健値を以てすることは出來ないのである。

上海では事情が大分異つてくる。中央當局は、占領地域から上海に入つてくるもの、或は上海で製造された貨物に

對して、その命令を强制的に遵守せしめることは出來ないので、地方政府當局と協力して非占領地域から上海に向ふ貨物が到着することを防止する立場におかれてゐる。

これは卽ち、積出人が當局の要求（中國銀行と爲替決濟を行ふこと）を遵奉することを拒絶した場合に、該貨物が上海、廣東或は香港に到着することを防遏せられると云ふことを意味してゐる。

このことは一體、支那にとつて如何なる意味があるのであらうか？　それは疑もなく、支那から輸出される貨物が何ら有效な働きをしないために大きな損失を蒙ると云ふことである。若しも現在の市場相場と十二パーセント程度の開きのある公定相場に爲替が一定された位では、多くの支那商品は、他の諸國から輸出される同様の商品と競爭することは到底出來ないであらう。例へば茶をとつてみれば、これは他の諸國の生産品と競爭せねばならぬ商品であり、又通常の事情の下でも、競爭することは極めて困難なことが知られてゐるのである。

しかし、新計畫の下では、輸出業が更に低下せざるを得ない事情が、他に存在してゐるのである。若干の實例をとゝにあげることが出來る。多くの輸出商、恐らく大部分のものは、彼らの取引銀行に對して輸出前貸保證を要求し、それを利用してゐるのであつて、この權利はどこの銀行からもすぐに得られると云ふものではない。中國銀行は果して、爲替銀行が現在認めてゐる全部の輸出商に輸出前貸を授與することに同意するであらうか？　更に又、多くの商會は支拂要求書（信用狀なしの）又は一覽後四ヶ月拂ひの商習慣に基づいた自社宛てのD/Aの振出に依つてさへも金融を行つてゐるのである。果して中國銀行は無條件でかくの如き手形の買受に同意するであらうか？　最後に、數ヶ月以前にフランスにみられた如き金融危機に際して、中國銀行は申込まれた通りのD/P條件のフラン貨の輸出手形を買入れるこ

とを認めるであらうか？　私はどうも「否」と云ふ答より他にないやうにしか思へないのである。フランス市場を熟知し、且つ常にフラン貨を取扱ひ慣れてゐるフランス銀行であつたならば、かう云ふ場合に、彼らの利益に對して偏見を抱くことなく行動し得るのである。併し乍ら、中國銀行には組織が完備してゐるとは云ふもの丶、果してフランス銀行と競爭し得るか、又は競爭する用意があるかどうかに就いて、多大の疑問を抱くものである。これはとりも直さず、支那から多くの各方面への輸出が阻害せられ、支那自身にとつて大きな損失であることを意味するのである。

爲替統制が制度化されてゐる諸國では、輸出業者が、輸出手形を、彼らの好きなどこの銀行へ持つて行かうが、それは自由なのである。しかし、銀行はその取得した外貨を財務當局へ移讓しなければならない。この手續は支那に於いては、實行が仲々むづかしい。その理由としては、一つには、廣大な領域が日本軍の手で占領せられてゐること、もう一つには、租界が存在してゐるがためである。だから、中途半端な計畫しか出來ないのであるが、その結果は、輸出增進を助長することはならないのである。むしろその反對に支那當局が欲しない事態を惹起するのだ。

新計畫樹立の報が傳はるや、これに對立する措置を講じた禁止令が、北支及び山東から發表された。青島からの新聞電報によれば、上海又は廣東への輸出品逡附は禁ぜられたとのことである。もしも、これが事實ならば、この措置は報復手段に酷似してゐる。それは中央政府が、北支から發出された輸出に基いて外貨を取得することを防止するのを目的としてゐるのである。加へて、それは又、日本軍隊に依つて占領されてゐる地域内に外貨を留保しておくことを目的としてゐるのである。

これらの各種の新しい措置を考慮してみると、殘り少い輸出の可能性が促進せられる代りに、それは逆に消滅する

惧れがある。戰爭によつて多くの人々が移動するために生產力は全體的に阻害されてゐる。交通機關の制限は支那の輸出業を促進する上にもう一つの大きな障碍である。これらの香しからぬ諸要因の他に、もしも現在更に怖るべき障碍が輸出の前途に横はつてゐるとすれば、その結果は不幸にして、増進しつゝあつた輸出は逆轉せざるを得なくなるであらう。

輸出と爲替（承前）

五月十一日號で上海の輸出を脅かしつゝあつた危險について既述した。云ふ迄もなく、該論文の目的とするところは、一個の計畫に對する指導的批判であつて、制度を批判したものではなかつた。私は立派なジャーナリストとしての凡ゆる資格を欠いてゐるし、又ジャーナリズムの世界に屬するものである風を裝つたこともない。だから時として對外的に、自分の意見を充分に披瀝し得ないことが起るのである。併し、かゝる表現の失敗は、この財政機構に好意を寄せてゐる一個の經濟人に許されて然るべきものであると考へる。

これらの言葉は、現在の問題に再び言及する辯解として役立つものと思ふ。私は中國銀行、或は他の銀行に對しても獨占的に骨折りをした憶えは絕對にない。私の言はんと欲したことは、輸出統制が戰時中、上海に實施せらるべきではないといふことである。さもなくば、現在殘留してゐる輸出見込まで潰滅し、諸外國への支那製品賣却に重大關係のある方面の長期間の連鎖が切斷されることになるからである。上海が現狀を維持してゐるといふことは、眞に滿足に堪えないところである。

海外への搬出のため、漢口から廣東へ積出される輸出貨物は、漢口で公定相場を基準にして、金融せられねばなら

ない。この手續は、大いに諒承し得るところであるし、又正當なものである。從つて私は、爲替は漢口に於て政府銀行の一つと取極めねばならないと云ふやうな考へ方をしてゐた。併し、現在信ずべき筋からの情報で、漢口に於いては如何な銀行と取極めることも出來ると云ふことを知つた。手續に關する唯一の條件は、輸出手形の買手は、該外國爲替を支那政府に讓渡しなければならないこと、これである。私はこの事實を知つて欣快に堪えず、前論文の謬見を訂正する次第である。

爲替統制策の批判

輸入の抑制

爲替の統制は、社會の或る一部門の立場からは、香しいものではないが、しかし乍ら全體としての國家の財政及び金融と云ふ點から重要なことは、この新しい措置が輸入の上に如何なる效果を齎すかと云ふことである。外國通貨の賣却に對するカバーは主として、輸出手形の買入によらなければならない。いまや輸出は極めて低調で、而も戰爭が繼續中は回復の見込もない上に、支那においては現在、輸入を手當すべき爲替がないのであるから、輸入を禁止するより他はない。換言すれば、爲替の手當のつかない物資は、それがどんなものであれ、輸入を抑制すべきであつて、その分量については政府の權限内にある。

窮屈な行動

道理にかなつたことが行はれるためには、この事態が愼重な政府の政策の結果ではないと云ふことが率直に認めら

れねばならない。一ヶ月前、各種の支那金融機關の當局者が香港で會議を開くために集合した際、如何なる犧牲を拂つても通貨價値の維持には凡ゆる努力を惜しまないことを決定したが、その結果法幣に對する信認は回復し、爲替レートも硬化したのであつた。われ〱の知つてゐる限りでは、この問題に關する政府の根本的目的には何らの變化を示してゐないのである。現在採用してゐる豫防對策を政府がとらざるを得なくなつたのは、支那銀行券が大量に流通してゐる北支において日本のとつた行動のためである。これらの兌換券が日本の保證する兌換券と交換せられ、更にそれが外貨取得のために中央銀行に賣却せられることを防止するためには、兌換を認めないと聲明することが必要であつた。しかし、政府は北支の兌換券を兌換しないことを聲明する代りに、新しい爲替統制を通じて、總ての兌換券の停止を發表した。

先週は、支那には滙劃卽ち國內用の送金信用と法貨とが存在してゐた。ところが、今日に於てはこの國は完全な滙劃の基礎と呼ばれ得るところのものゝ上にある。北支においては、支那兌換券は日本銀行券に兩替し得るにも拘らずこれらの支那兌換券で銀又は外國通貨を買入れることが認められてゐない。從つてどんな目的のためにかういふ措置がとられたのか、一寸諒解し難いのである。

爲替の軟化

先週の爲替レートの軟化は、旣に指摘せる如く、異常な買需要が擡頭したことに基因するのである。支那銀行は先物のアメリカ弗を非常に巨額に買入れた。それのみならず、煙草會社並に石油會社も相當額を市場に求めたのであるが、更に重要なことは、これらの爲替を低下せしめた力は香港に於ける取引であつたと云ふことである。大量の支那

法幣が香港から上海に向けて外國通貨と兌換するために現送されてきた。これらの紙幣は大部分漢口から、又若干は漢口と廣東間の地方から持ち込まれたものである。支那政府當局は漢口に外貨を用意してゐないので、法幣は香港に殺到し、こゝで香港弗或は磅貨と交換されたのである。そこで香港の諸銀行はカバーをとるため、それらの法幣を上海に現送したわけである。

爲替が軟化した上に、爲替統制に關する風說が飛んだために、ゴム株及び各種の證券が騰貴した。恐慌まがひの資本の逃避はみられなかつたが、それにも拘らず、動員出來ない資金を持つ危險に耐える代りに、利用し得る殘金を以て證券を買入れんとする傾向が顯著であつた。一月には、一千六百萬元弱の輸入超過であつたが、最近の爲替需要はこの金額よりも相當多いのである。支那銀行は、數週間前は、終始賣手であつたが、今やその地位を代へつゝあり、現在では買持ち狀態だと推定せられてゐる。

中央銀行の手持に對する需要は大きいが、しかし、金曜日には當局は喜んで週あけ月曜日期限に對しては、キャッシュで賣應じてゐたことは特記するに値する。土曜日は休日にあつてゐたので、これらの取引は、それを理由に拒絕されたが、商業用の正當な需要は總て賄はれた。

政府爲替統制計畫の失敗

過ぐる二週間を通じて支那政府は、爲替レートを一志二片強に維持する目的を以て百萬磅を上海に提供したけれども、先週金曜日には、若干の銀行は、取引先からの要求による二百元と云ふ極めて少額の兌換を拒絕し、月曜日には爲替取引は、一般市場では、十片半にまで低落したレートで行はれた位である。

最近法制化された統制計畫の下で、各銀行に割當てられた爲替は、正當な需要をも賄ひ切れないほどの少額であつたことは一般の認めるところである。これと同時にその金額は、統制が實施せられる以前、卽ち一ヶ月餘り前に中央銀行に對して行はれた需要額よりも相當多額であつたのであるが、現在の事情の下では、週末の市場を蔽ふてゐた潜在的な恐怖的感情がいかに發展していつたかを理解することは困難である。それは恐らく、大衆が一種の恐怖狀態に捲き込まれ、この恐怖と合した投機に依つて惹起せられたものであらう。

傳へられるところによれば、或る商社は三月期限のものを二十萬磅まで賣過ぎてゐるので、なんとかしてカバーをとらねばならなかつたと云はれてゐる。石油會社は大口買手で、彼らの取引は市場に相當惡影響を與へたのである。偶々彼らは「爲替の軟化の爲め」に石油價格が昂騰すると早くから宣傳してゐたが、それは彼らが外貨に對して支拂つた高いレートを埋め合すべく努力することが不當に遲延したことの非難を免れようとしたためである。しかしこれらは總て、何ら基本的な重要性をもたない表面的な局面である。同じやうな事態は、數ヶ月前には一般の金融狀態に何らの危險も與へずに起つたことであり、從つて特別の事情の起らざる限り、かういつた事柄は何れ再び惹起することは論を俟たない。總ての銀行は最近に取得した爲替金額の二倍乃至三倍まで、直ぐにも賣却することが出來るのであるが、二ヶ月前にも彼らはそれを賣らなかつた。當時の事態は今日と本質的に異るものではなかつたのであるが。

一般からの疑念

中央銀行から割當てられた資金はどこへ行つたのであらうか？　先にも述べた如く第二回の割當てが行はれた當日ですら、銀行は、小口預金者には十磅の兩替さへ拒絕したのであるから、個人の需要を賄ふために大衆の手に渡つた

のではないことは確かである。それは實に馬鹿氣たことであるが、しかし事實は正にその通りであり、かくの如き態度こそ最も信用を動搖させるものである。主なる爲替の賣手は何人であり、且つ彼らはそのカバーをどこで取得したのであらうか？　彼らは單に、以前から買持ちしてゐたオペレーターであつて、現在ではその利益が現金化したのであらうか？　若干の銀行は結局、中央銀行から公定レートでカバーを取得し得るとの假定の下に、賣應じゝあるのだと云ふことは、責任ある實業界方面から盛んに云ひふらされてきてゐるが、しかし、かう云ふ考へ方は、机上論として却下さるべきものである。いま敢えてこれをいふのは、懸念が懸念を生む狀態の下では、如何に急速に疑惑が生れるかと云ふことを示すためである。勿論、中央銀行は、自行から交付した爲替が、法幣の挺入れに使用せられる代りに、崩壞を急がせるやうなレートを以て、個人的利益の爲めに賣却せられてゐることを知つたならば、すぐにもその爲替供給を停止するに違ひない。この意味に於いて、たゞ一つ重要な點は、所期の目的のために、その爲替の利用について一般銀行から協力するとの保證をうけてゐながら、相當の金額が、維持せんと欲してゐる水準よりも遙かに下鞘で賣却せられつゝある際に、政府が、尚ほ且つ市場へ一志二片四分ノ一で爲替を提供することを繼續するかどうかと云ふことである。

通貨の不健全

事態を全體として觀察した結果えられる唯一の結論は、政府の爲替統制に關する計畫は、暫定的には失敗であつたと云ふことである。しかし通貨が健全性を欠いてゐると云ふ例證は、最近の發展のうちには見出せないのである。統制計畫が失敗であつた理由は、或る程度信用を低下せしめたこと、並に、現在既に露呈し、且つ最初から現はれるべ

き難局に對する自衞手段に關する愼重なる對策に欠けてゐたことである。既述せる如く、政府當局が間接的に輸入を抑制し、且つ資本の逃避を防止すべき手段を通じて、手持外貨に對する需要を制限し、法貨の安定を保持せんとした意圖には同感を禁じ得ないのであるが、しかし最初から、外貨の手持高は、正當な目的のものに使用される限り、事缺かないものであると云ふことを明示すべきであつた。統制の第一週において、爲替の割當をもつと寛大に行つてゐたならば、信用を維持し得ることも出來たであらうし、又、第二週に於いて爲替に對する需要も減少し、市場はその均衡狀態を維持し得たであらう。現在では、更に徹底した行動が必要であるが、しかし、若しそれが速かに實行されるならば、既に蒙つた損害も間もなく匡救せられ得るであらう。

匡救策

政府當局は、須らく、個人的な爲替需要に對しても總て、これに賣應ずる責任を直接的にとり、且つ一般民衆が利用し得る目的を以て上海に一局を設立することを聲明すべきである。銀行は貿易金融にその業務を制限せられやうし銀行の單なる貨物に關する取引は容易に阻止せられ得るであらう。爲替拂下げの要求は上海で審査し、割當は一週に一度以上行はるべきである。

最近の爲替事情

八月の最後の週の爲替事情は、先週の本欄で述べたと全く同樣の經過を示してゐる。法幣は「某方面」から依然として支援を受けてをり、從つて市場も全く健實であつた。併しながら、次に來るべきものがはつきりと見定められないことは、週末頃に八月と九月の相場の開きが擴大してきたことで示されてゐる。しかして實物取引が增加して來て

ゐることは「案ずるよりも生むが易し」の諺どほりに多くの人々が行動してゐることを示してゐる。しかし、實際には新しい悲觀材料はなく、日支間には豫期しなかつたやうな政治上、又は軍事上の變化もなかつた。又先週及びその數週間前から列擧して來た事情の繼續によつて、法幣の水準に大きな變化を期待する理由は存在しない。大阪每日新聞社の特派員が、八月十七日に法幣は「香上銀行が外貨を賣却してゐるので漸次回復しつゝある」事實を發見したことは興味のあることであるが、同記者は更に「磅貨を賣却してゐる銀行の眞意は未だ判然し難い」が、或る一部の人人は、同行が「法幣の安定を企圖」してゐるとみてゐるやうである、と附言してゐる。金融市場の梗塞氣配のために一週間を通じてコール・レートは普通の三パーセントから五パーセントに昂騰した。

爲替市場氣配

今週は日ソ兩國の衝突が突發した結果として、上海では勿論さうだが、それ以上にロンドン、ニューヨーク、パリでは非常な興奮狀態を示したが、停戰協定の發表で爲替市場も若干反撥した。本週初めの北方からの情報は次第に重大化し、ために數日中に大規模の交戰が行はれるものと信じてゐた向きも大部あつたやうである。日本軍がソ聯軍と對戰するために、支那戰線から大軍を移動したとの報道は、漢口への「大攻略」が更に延期せられるであらうとの印象を與へ、爲替市場にもそれが響いたが、更に停戰協定の報道に木曜日は遂に反落をつげた。緊張した二週間の結果が平和裡に終つたことは、遲延しただけ馬力をかけて更に活潑に漢口攻略が行はれることを示してゐる點で、支那にとつては不幸な含みを持つものと看做され、從つて木、金曜日には爲替氣配は軟化した。本週の最終日は、上海に於ける日支事變勃發の一周年にあたつてゐたので、支那銀行も休業したが、外國銀行は平常通り執務した。

爲替割當增加

中央銀行は今週はいつもよりも爲替の割當てが寛大であつたとの報告が入つて來たが、これに對して申込がいつもよりも少なかつたと發表されたのであるから奇妙である。今までの百二十五萬乃至百五十萬磅の申込に對して、今週は八十萬磅そこ〳〵で、これに對する爲替割當額は五萬三千磅であつた。この爲替申込の著しい減少は月曜日から施行されたところの、本年度において支那へ積出された貨物に就いては全然考慮しないとの新法規に基因するものであつた、八十萬磅と云ふ數字には、今週の個人需要の爲替申請も含まれてゐたのであるから、非常に少額だつたと云ふことになる。個人分の申請は現在では以前の一週毎の代りに一月毎に取扱はれることになり、今週は新しい取極めに基づく個人用資金の第一回割當が行はれたのである。個人の割當は九月中旬になつてゐるので、來週の爲替申請はもつぱら商人の需要から成り立つてをり、從つてその總額は、今週の兩者を含んだ八十萬磅よりも相當少いものとみられる。尙ほ個人の申請額は五十磅以上は絕對に容認せられないやうである。（金融商業報、一九三八、三、二三――八、三一日號）

第五章　戰爭第二期における金融事情

各種金融問題

政府公債と滙劃

滙劃に對する需要高は、供給高を相當凌駕してきてゐる。四分の三パーセントの割引歩合では買手續出の有様であつたが、しかし供給せられた金額は、その需要を滿足せしめるに充分ではなかつた。しかしながらこゝ數日中に、一月二十九日に政府から支拂はれた五千百十七萬五千元の國內債の償還金が出廻れば、事態は恐らく緩和され、しかして修正せられるであらう。政府は利子竝に元金の一部分を滙劃で支拂つたが、これに對して異議はなかつたし、又實際にかう云ふ事態の下ではこの措置はむづかしいことでもなかつた。しかし一方金融當局は、かうした卓越した措置をとることによつて、その信用を維持したことを祝福すべきである。第二十五年整理公債に關する狀態は次の通りで、支拂が行はれたのはこれらの公債に就いてである。(單位千元)

整理公債（利率六分）

	未濟殘高	元金支拂高	利息支拂高
第一次	一四七、一五〇	一、五〇〇	四、四一四・五
第二次	一四七、七五〇	七五〇	四、四三二・五

第三次	三四四、七五〇	一、七五〇	一〇、三四二・五
第四次	五四一、七五〇	二、七五〇	一六、二五二・五
第五次	二五六、一〇〇	一、三〇〇	七、六八三
計	一、四三七、五〇〇	八、〇五〇	四三、一二五

第二十五年復興公債（未濟殘高二億三千四百九十萬元）の利子一千四萬七千元は、二月二十八日に支拂はれる筈で、三月三十一日には、特別利率二割半の第十七年長期逓擠公債（未濟殘高三千六百萬元）の利子四十五萬元が支拂はれる豫定である。

廣東の通貨問題

六月十九日に香港弗で二千萬弗が廣東の各銀行の間に分配せられたので、香港弗は二・三〇弗まで低下した。若干反撥したが、その後强氣で、六月二十一日の引際には二・二一弗のレートが唱へられた。六月と十二月は華僑が何時も本國へ送金する時期で、先週はアメリカから弗貨で二萬弗が送金せられ、これが香港廣東相場を引下げる效果を與へたのである。外國爲替を取扱ふ各店は悉く、アメリカ紙幣を取扱ひ、それを香港弗に兌換するために急いで香港に送附したのである。廣東省政府財政部では、銀行家、兩替商組合に對して、法幣――これは廣東通貨に對して一元で一・四四元の交換價値をもつてゐる――を割引して兩替してはならないと指令した。廣東省銀行は總ての省發行の紙幣を一・四四元の公定相場で法幣と交換する準備を整へた。法幣の標準を統一し、且つ戰時體制下の通貨流通を維持すると共に、法幣に對する投機を抑制する目的を以て、廣東省財政部長は六月二十日に廣東の銀行界首腦者を招集

した。同會議で種々の重要決議を採擇し、翌日より直ちに實施した。左のものは重要決議の主なるものである。

一、省內の凡ての商取引における唯一の貨幣基礎は法幣に限ること。

二、海關は各個人の廣東通貨の輸出を二萬元に制限することを公告すること、右金額を超えた場合、發見次第に科料に處せられ右資金は沒收せられること。

三、海關收入は法幣のみに依つて支拂はるべきこと。

四、各種の省稅務司の支出及び收入は、その貨幣基礎として法幣を使用すること。

五、法幣は郵政局の出納に對して基礎的通貨であること。

六、法幣の變動は制止せられ、且つ廣東通貨に對して一四四元の比率に堅持せらるべきこと。

新「南京」通貨

日本の新聞に掲載された上海からの報道によれば、南京維新政府は「日本政府と協力して貨幣改革」を企圖してゐると傳へてゐる。詳細は不明であるが、傳へられるところによると、新通貨は圓と連繫せず、又銀本位のものでもないとのことである。中支の通貨計畫を定式化すれば、南京政府は「支那人竝に同地方の外國人の投資家の利害について適當に配慮する用意がある。尤も、イギリスの援助の下にある國民黨の通貨は南京の新通貨制度に席を讓らねばならないが、この新政策はイギリス資本家からも容認せられるやうに考慮せられてゐる。」上海のイギリス關係者は、一般的に南京計畫を支援せんとしてゐるが「ロンドンが同樣の支援を與へるかどうかと云ふことは、計畫中の改革が成功するか否かに非常に影響する別個の問題」である。

廣東通貨

八月十六日廣東では支那通貨に對する香港通貨の相場が大崩落をしたが、翌日には若干反撥した。變化の徵が現はれ始めた時には、十香港弗の買値は一九・四〇元であつたのが、八月十六日までに一八・七〇元となり、更に翌日は一八・六〇元にまで行つた。政府と協力する四銀行は小額紙幣と香港紙幣を發行することにより、事態の改善を圖つた。廣東に新設の外事處は各種の支那產物の海外の買手をみつける仕事を引受けるであらうが、相當の注文をとれば直ぐに異常的な爲替レートが回復する方向に轉ずることは豫想される。支那商人が外國取引を行ふことがむづかしいことを發見した際にも、政府が外國財貨を大量に買入れたので、異常事態が發展したのであるが、外事處が實際に活動することになれば、輸出入の均衡をとり戾すであらうと期待されてゐる。

漢口銀行家會議

財政部の召集

財政部長の招聘に基づき、支那一流銀行の代表者が、來る六月一日に漢口で開催する會議に對して、樂觀論者は非常な期待をかけてゐる。これらの樂觀論者は、爲替安定に關して何らかの措置が講ぜられるものと期待してゐるが、又一方には、爲替問題が漢口で充分に論議されるかどうかに就いて疑問を抱く向もあるのである。恐らく、論議の對象となるのは、純然たる國內問題――主として財政部に現金及び有價證券を預けてゐる銀行の發行する法幣及び補助紙幣に圍聯したものとみられる。漢口會議では、外國爲替の複雜な問題よりも國內の金融問題について論じられると

とは當然であらう。外國爲替問題は、國民政府がこれを討議せんと欲すれば、香港で遙に便宜に討議され得るからである。爲替平衡資金の設定をきめるのだらうとの風說もあるが、これはあり得ないことであるし、當分は不必要なことでもある。とに角、問題を討議するために漢口に會合が召集せられても議題がない。蓋し、上海が不況になつてからは、國際問題に關しては香港が非公式の金融の中心地となつたからである。爲替問題に關聯する凡ゆる問題が最も容易に論議せられ得るのは香港である。

會議の內容

六月一日及び三日の兩日に亙り、漢口に於いて次の題目に關して討論が行はれ且つ決議が採擇せられた。

（一）輸出產業の助成竝に華僑よりの支那向送金の利便を圖ること
（二）金並に銀の蒐集に一段と努力すること
（三）地方金融機關の數を增加すること
（四）儉約並に貯蓄の奬勵
（五）日常必需品の生產助成
（六）農村金融の助成
（七）信用附與の續行
（八）金融專門家として人材を養成すること

此等の題目は極めて時宜に適したものと考へられるが、しかしこの他に次のやうな事柄が報告されてゐる。

「明日（六月二日）終りを告げる銀行家會議で採擇せられた最も重要な決議は、日本軍占領地域への送金の禁止である。しかし、支那政府統制下の地域に對する送金に就いては凡ゆる便宜を計る」

この説明は明確を欠いてゐるので、何人も詳報を鶴首してゐる。果して、日本軍の手で占領された地域への送金を禁止するのであらうか、或は占領地域からの送金を禁止するのであらうか？　換言すれば、爾今、中央政府は上海に對する外國爲替の毎週の割當を停止する積りであるのか、どうか？

金銀の動向

十二月に金貨並に金塊約百四十六萬八千二百八十二金單位が支那に輸入せられたが、これらは全部香港から積出されたものである。同月中には金の輸出は全然なかつた。

價格一千五百八十九元の銀塊が十二月に輸入され、銀貨並に銀塊六千四百三十四萬二千百八十四元が輸入されたが輸入は大英帝國からで、輸出は總て香港に仕向けられた。

この他に同月中の移動としては、ニッケル及び銅補助貨一千元が輸入され、又銀行券としては法幣額面九百五萬五千七百三十九元、香港弗十三萬一千三百弗、一萬五千ピアスター、二千九百磅、五萬二千二十二アメリカ弗が輸入せられ、又一方法幣六千百十三萬四千十二元、三千五百ピアスター及び百萬香港弗の銀行券が輸出された。

一九三六年並に一九三七年の數字を比較すれば次の通り――

		一九三六年	一九三七年
△金（金單位）			
輸入先	印度	四、四一九	—
	イギリス	七六一、一三七	二九二
	香港	三〇八、七一一	一、七二一、二三四
	日本	一三、六〇二	—
	比律賓	三、七〇六	—
	計	一、〇九一、五七五	一、七二一、五二六
輸出先	イギリス	一九、〇六四、八五一	二四、五五五、三三四
	香港	—	二、八二二、二七七
	計	一九、〇六四、八五一	二七、三七七、六一一
	輸出超過	一七、九七三、二七六	二五、六五六、〇八五
△銀（元）			
輸入先	イギリス	二、五七九	一、五八九
	香港	四、五六八、〇五五	五〇二、〇〇〇
	日本	一〇九、七九八	九二、八八〇
	其他諸國	三三、〇五〇	—
	計	四、七一三、四八二	五九六、四六九
輸出先	イギリス	六六一、九六一	—
	香港	三六、七八八、〇三一	三九九、〇八五、五九六
	日本	三〇〇	六〇七
	アメリカ	二一六、八八六、四七一	—

		輸入	輸出
計		二五四、三三六、七六三	三九九、〇八六、二〇三
輸出超過		二四九、六二三、二八一	三九八、四八九、七三四

この他に一九三七年度の銀行券の輸出入は左の通り（單位元）

	輸入	輸出
ニッケル並銅補助貨	七六、九九一	二、四七六、〇〇〇
法幣	一七二、五六二、三二三	四八二、九九七、二八〇
香港弗	二四〇、二六四	一三、三〇〇
日本圓	一、一七一、二六七	三九、六六一
ピアストー	一五、〇〇〇	一三、九五〇
磅貨	三、四〇〇	——
弗貨	八二、〇二二	——

以上の如く、昨年中にニッケル並に銅補助貨の輸出超過が二百三十九萬九千九元、法幣の輸出超過が三億一千四十三萬四千九百五十七元あつた。

三月中の支那の金貨、金塊の輸入は二百三十一萬二千二百八十三金單位で、これらは總て香港から來たもので、たゞ二十三萬一千百八金單位は印度から輸入されたものである。三月中に金の海外流出移動――二萬八千五百五十二金單位――が起り、重要積出港にはいらない「其の他の港」から香港へ輸出された。三月中の金輸入量の約半分は上海へ齎らされ（百七萬九千四百三十四金單位）天津へは三十四萬三千金單位、廣東へ一萬六千三百金單位、殘りは小港へ分散された。三月中の金輸入のうち二十萬五千四百九十六金單位は金貨で、二百十萬六千七百八十七金單位は金塊

であつたが、輸出は金塊一式であつた。

本年三ヶ月間の輸入總高を、一九三六年及び三七年度のそれと比較すれば次の通り――

一月――三月金輸入（金單位）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
金貨	七〇、四二二	五三、八八六	九九五、四〇二
金塊	七六六、三三〇	八〇〇	三、八六八、四一四
計	八三六、六七五	二五、四六八	六、四八六、三八三

本年三ヶ月間の輸出は金塊で總額五萬九千百一金單位であるが、一九三七年同期中には金の輸出は全然みられなかつた。

三月中には、銀塊銀貨ともに輸入はなかつたが、銀貨二百四十一萬八千四百十五元、銀塊七萬八千三十元が全部香港へ輸出された。

本年第一四半期の銀移動の詳細を一九三六年及び三七年度と比較するに次の通り――

一月――三月銀輸入（單位元）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
銀貨	―	一八七、〇〇〇	―
銀塊	―	―	―
計	―	一八七、〇〇〇	―

一月——三月銀輸出（金單位）

銀貨	一六、六六四、四三二	八、〇〇〇	四〇、二九一、〇八二
銀塊	三〇〇	二二六	二四八、三三九
計	一六、六六四、七三二	八、二二六	四〇、五三九、四二一

三月中のニツケル及び銅補助貨四千七百六十一元、銀行券額面一千二百八十二萬三千五百六十法幣元、一萬八千五百四十ピアスター、四萬三百八十三磅が輸入され、同月中の銀行券輸出は額面一千六百八十三萬一千五十二法幣元、八百ピアスター、七百香港弗であつた。

ニツケル並に銅補助貨の輸入は一月から三月までの三ケ月間に一萬七千六百二十五元であつた。第一四半期中の輸入總量は三千三十二萬八千七百九十三支那元、一萬八千五百四十ピアスター、四萬八千百二十一磅、六萬七千四十七アメリカ弗であつた。

一九三八年第一四半期間の輸出は、ニツケル竝に銅補助貨が二十四萬元であつた。銀行券は額面で九千七百六十四萬四千六百四法幣元、八百ピアスター、七百香港弗であつた。

一月から三月までの四半期中の支那銀行券輸出入は、六千七百三十一萬五千八百十一元の輸出超過となつた。

過去十ケ年の銀流出高

或る銀行家は過去十年間に支那から銀がどの位流出したかを質問した。この間の事情は次の統計で窺知することが出來る。（單位千元）

	純流入	純流出
一九二八年	一六五、七六三	
一九二九年	一六四、八七五	
一九三〇年	一〇四、三九四	
一九三一年	七〇、八〇三	
一九三二年		一一、四四四
一九三三年		一四、一二二
一九三四年		二五六、七二八
一九三五年		五九、三九七
一九三六年		二四九、六二三
一九三七年		三九八、四九〇
差引流出高	四八三、九六九	
累計	九八九、八〇四	九八九、八〇四

前掲の數字は、支那海關發行のものから摘出したものである。一九三一年までは海關兩で發表されてゐるが、便宜のため元に換算したものである。

四億八千三百九十六萬九千元の純流出の他に、支那からの密輸出をも附加せねばならぬ。この密輸出は、支那からの輸出銀に總て課稅せられるに至つた一九三四年十月に始つたのである。一九三四年の最後の三ヶ月の密輸出推定額は二千萬元とみられてゐる。しかし、一九三五年には密輸出は更に活潑化したが、それは海外の銀價値と、爲替相場の開きが四五パーセントにも達したからである。一九三五年中に約一億五千萬元の銀が國外へ搬出せられた。一九三六年にもこの密輸出は依然繼續したが、規模は縮少し、一ヶ年の推定總額は三千萬元程度とみられる。一九三七年に

は、鞘がなくなつたので、密輸出らしいものは起らなかつた。

これらの點を考慮に入れると、過去十年間に支那からの銀の純流出高は約六億八千四百萬元と云ふことを知るのである。

尚ほ、同期間中の金の純流出高は六億元であつた。海關報告によると、一九二八年から一九三七年間の純輸出は四億三千七百六十三萬六千元である。一九三〇年三月の金輸出禁止後に密輸出が行はれはじめ、それは一九三六年末まで續いた。結局、この密輸出で一億六千萬元の金が流出したらしく、合せて五億九千七百六十三萬六千元と云ふ數字が出てくるのである。

金相場

數年前まで爲替市場を指導してゐた金塊問題に就いては、こゝしばらく何人も餘り議論の對象としてゐなかつた。最近爲替業務に對する悲觀的な見透しに基いて、有效な金が一層多く取引せられるようになつてきた。「紙上の金塊」“Paper Bars” は抹殺されてゐるが、實際の金は、金塊乃至金貨の形で活潑に取引されてゐる。金貨は小口取引者が買入れてゐるが、金塊よりも稍々高い打歩がついてゐる。

火曜日午後の相場を眺めてみるのに、〇・九九五の純分量の上海金塊のは、概算一法幣元に對して一志一片八分の三の比率で取引が行はれてゐた。次の計算は一オンス百四十志の倫敦相場を基礎としたものである。

[illegible]片＝一上海元

一二六〇元＝一金塊(純分量〇・九九五)

一　金　塊＝四八二・五六七グレーン
四八〇グレーン＝一トロイ・オンス
一トロイ・スンス＝一六八〇片（七磅）
X　＝一三・三九七片　卽ち一志一片八分三

上海に於ける金相場の將來は、若しも倫敦金相場が少しでも低落しない以上は、先高見越である。この見解は、天津が地方的に大口買手であると云ふ事實、及び香港で金代金を支拂ふための香港弗を上海市で取得することが困難であると云ふ事實に基づくのである。換言すれば、上海、香港のクロス・レートは香港に有利に動くことが確實であると云ふことである。

支那現銀の價格

倫敦銀價格が標準銀一オンスに付き十ル片の場合に、支那標準銀元が磅貨表價でどの位になるであらうか。この問答は支那元に對して十五片半强である。しかしこれには課稅、利息、平衡稅、鑑定料、溶解手數料を含んでゐない。單に次の公式に基いて算出したものである。

？　片＝一　標準銀元
一　標準元＝二三・四九三四四八純銀グラム
三一・一〇三五グラム＝一トロイ・オンス
一トロイ・オンス＝片　建銀價格
X　＝一五・五一四　九片

一九三七年の金

昨年度の金生産高は相當增加をみたが、一般に期待せられてゐた程に多くはなかつた。一九三六年の世界金生産總高は三千三百二萬二千オンスであつたのに對して、一九三七年度は三千五百五十萬オンスであつた。生産高の價格評價をする場合には一オンスはアメリカでは三十五弗（一定）、イギリスでは約百四十志（可變）に相當することを考慮すべきである。首位は南アフリカ聯邦で、第二次はソヴエート・ロシアであつた。ロシアの生産高は一九三二年以來約三倍になつてゐるが、最近にはその增産率は一般に豫想されてゐる程ではなかつた。

事實、各國はその程度は微弱であるが、何れも生産高が增加してゐる。昨年度における世界生産高のうち、イギリスの占める分前は五五・五パーセントで、南阿聯邦のみでも全世界生産高の優に三分の一を占めてゐる。

次表はサミユエル・モンターギユ商會の作成にかゝるもので、一九三一、三六、及び三七年の金生産高を比較してゐる。（單位純金一千オンス）

	一九三一年	一九三六年	一九三七年
南アフリカ	一〇、八七八	一一、三三六	一一、七三五
ソ聯邦	一、七五〇	五、四〇〇	六、〇〇〇
アメリカ	二、二一四	三、七六〇	四、〇八九
カナダ	二、六九四	三、七四八	四、〇五五
オーストラリア	五九五	一、一七〇	一、三六六
メキシコ	六二三	七五四	八四〇
南ローデシア	五三二	七九七	八〇四
日本	四〇一	六七七	七二〇

フィリッピン	一八二	五九七	七〇三
朝鮮	二九〇	五二一	五五八
ゴールド・コースト	二六二	四二八	五五八
コロンビア	一九四	三八九	四四五
コンゴー	二一五	三八四	三九五
印度	三三〇	三三三	三三一
智利	二一	二五七	三一七
ニューギニア	四四	二二六	二五〇
ニュージイランド	一三〇	一六五	一九〇
秘露	八〇	一五二	一六〇
瑞典	六二	一五八	一四〇
ルーマニア	八八	一三八	一四〇
ブラジル	一一五	一二五	一四〇
佛領西アフリカ	三三	一一六	一二〇
ヴェネズエラ	四二	一一〇	一一〇
其の他	六三〇	一、二八一	一、三二二
合計	二二、四〇五	三三、〇二二	三五、五〇〇
大英帝國	一五、五六三	一八、五九八	一九、六九一
その百分比	六九・五%	五六・三%	五五・五%
南アフリカ百分比	四八・六%	三四・三%	三三・一%

支那における銀

今から約七年前に、私は當時支那がどの位の銀を貯へてゐたかに就いて述べたことを想ひ出した。その論述は事實と數字とを基礎にした確實な主張だと思はれてゐた。當時私が算出した數字は非常に大きなものだとは考へられてゐたが、間違ひだとの批判は受けなかつた。時日の經過と共に、私の見解が正確なものであるといふ自信を得た。銀貨の尨大な量が法幣と交換に政府へ集中せられたが、それは支那の兌換券に對する有效な金屬準備を共へるためであつた。しかし、今尚ほ相當多額の銀が依然として國內に退藏せられてゐる。今や、再三の戰禍のために多くの支那人は困窮してゐる際であるから、銀貨が給養の目的で盛んに提供せられつゝある。事態の精密な觀察者として、私は各種各樣の現銀及び銀條が、吾々の市場へ流入してくるのを眺めた。此等の銀のあるものは、日常の裝飾用に用ひられたものもあり、明かに地中から掘り出してきた形跡のあるもの、或は大火の災害から免れてきたものもある。食卓から富民階級の裝飾から、剝奪されてきたそれらの銀も市場に殺到してきてゐるが、これは一つの時代相とも云ふべきである。

通貨情勢に就いて

十二月の銀行券發行高

政府の銀行兌換券の發行高に關する報告は、現在は漢口から提供されることになつてゐるために、十二月分の數字の發表は若干遲延した。一九三七年末の紙幣發行高は十一月末の數字に比較すると三千五百六十二萬八千元の增加を示してゐる。各銀行の發行高は十一月に比較して各々左の如き增加を示してゐる。(單位元)

中央銀行……(十)　一、二〇〇、〇〇〇
中國銀行……(十)三三、三〇〇、〇〇〇
中國農民銀行……(十)　一、二〇〇、〇〇〇

交通銀行發行分は十一月に比較して十三萬五千元減と若干の收縮を示した。

増加の最も著しいのは中國銀行で、十二月分の發行増加分三千三百三十萬元のうち、二千五百三十萬元は上海支店の發行増に基づくものである。十二月末の上海支店の發行高は三億七千八百四十三萬四千元であつた。

一九三七年末の通貨狀態を前月及び前年同期の數字と比較してみれば次の通り――(單位千元)

	一九三七年十二月	同　十一月	一九三六年十二月
中央銀行	四三〇、六〇八	四二九、三八二	三二五、五九二
中國銀行	六〇六、五四八	五七三、二一八	四五九、三一〇
交通銀行	三七一、一四四	三七一、二七九	二九五、〇四六
中國農民銀行	二三〇、七九八	二二九、五九〇	一四二、一一二
計	一、六三九、〇九八	一、六〇三、四六九	一、二二二、〇七〇
七商業銀行(推定)	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八九、〇〇〇
合計	一、七一九、〇九八	一、六八三、四六九	一、三一一、〇七〇

一九三七年十二月末に於ける兌換券發行高に對する四政府銀行の保有準備高は次の如く報告されてゐる。(單位千元)

	外貨及地金銀	有價證券
中央銀行	二七七、八二一	一五二、七八七
中國銀行	三九八、七二〇	二〇七、八二八
交通銀行	二二二、七五五	一四八、三八八

中國農民銀行	一四四、六七三	八六、一二五

一月の銀行券發行高

兌換券發行高に關する一月分の數字をみるに、十二月に比して一月末現在で約三千八百萬元の增加を示してゐる。

次の統計で明かな如く、この尨大な增加の主要原因は中國農民銀行の激增による。（單位元）

增加分			
中央銀行	一、六〇〇、〇〇〇	交通銀行	一、八〇〇、〇〇〇
中國銀行	一六、八〇〇、〇〇〇	中國農民銀行	一八、一〇〇、〇〇〇
		增加總額	三八、三〇〇、〇〇〇

一月末に於ける政府銀行券發行高の增加額は一九三七年十二月末の增加額と相應じてゐる。

次表は最近二ヶ月間と一九三七年一月分の發行額を比較對照したものである。（單位千元）

	一九三八年一月末	一九三七年十二月末	一九三七年一月末
中央銀行	四三二、二四四	四三〇、六〇八	三四一、七三三
中國銀行	六二三、三二四	六〇六、五四八	四九三、五五六
交通銀行	三七二、九二七	三七一、一四四	三〇七、三九四
中國農民銀行	二四九、一四二	二三〇、七九八	一六三、六一四
計	一、六七七、六三七	一、六三九、〇九八	一、三〇六、二九七
七商業銀行（推定）	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八七、〇〇〇
合計	一、七五七、六三七	一、七一九、〇九八	一、三九三、二九七

發行兌換券に對する準備高は左の通り――（單位千元）

	外貨及地金銀	有價證券
中央銀行	二七九、三四一	一五二、九〇三
中國銀行	四〇二、一二八	二二一、一九六
交通銀行	二二三、八二四	一四九、一〇三
中國農民銀行	一六三、〇一七	八六、一二五

二月の銀行券發行高

二月中には政府四銀行の兌換券發行高は一千五百五十萬元の增加を示した。この數字は一月中の增加高の僅かに二分の一に過ぎない。一月と同樣に中國農民銀行の增加が最も多く、交通銀行のみは二月中に收縮をみた。一月に比較して二月中の變化は次の通り――（單位元）

中央銀行	（＋）九、四〇〇、〇〇〇
中國銀行	（＋）九、六〇〇、〇〇〇
中國農民銀行	（＋）一二、三〇〇、〇〇〇
增加	（＋）三一、三〇〇、〇〇〇
交通銀行	（－）一一、一八〇、〇〇〇
純增加	（＋）一九、五〇〇、〇〇〇

次表は過去二ケ月の月末現在高と一九三七年二月のそれとを比較したものである。（單位千元）

	一九三八年二月末	同年一月末	一九三七年二月末
中央銀行	四四一、六五〇	四三二、二四四	五七四、四四四
中國銀行	六三二、九八六	六二三、三二四	五〇四、一〇四
交通銀行	三六一、一四三	三七二、九二七	三〇一、六五八
中國農民銀行	二六一、四〇九	二四九、一四二	一九一、七〇五
計	一、六九七、一八八	一、六七七、六三七	一、三五四、九一一

七商業銀行(推定)	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八五、〇〇〇
合計	一、七七七、一八八	一、七五七、六三七	一、四三九、九一一

準備保有高は左の通り—— 單位千元

	外貨及地金銀	有價證券
中央銀行	二八五、五〇二	一五六、一四八
中國銀行	四〇六、三四〇	二二六、六四六
交通銀行	二一六、八〇八	一四四、三三四
中國農民銀行	一七五、二八四	八六、一二五

三月の銀行券發行高

利用し得る報告より判斷すれば、三月末に於ける四政府銀行の兌換券發行高は一千八百萬元の減少となつてゐるやうである。これは二月末現在高との比較增減を示すことによつて明かとなる。(單位元)

中央銀行	(+) 二、七〇〇、〇〇〇	計	(+)二四、一〇〇、〇〇〇
中國銀行	(+)二一、二〇〇、〇〇〇	交通銀行	(−)四二、一〇〇、〇〇〇
中國農民銀行	(+) 二〇〇、〇〇〇	純減少	一八、〇〇〇、〇〇〇

交通銀行の發行高は、二月は一月に比較して一千百萬元の收縮を示してゐた。

次表は一九三八年二月及び三月末、及び一九三七年三月末を比較對照したものである。(單位千元)

	一九三八年三月末	同年二月末	一九三七年三月末
中央銀行	四四四、三五四	四四一、六五〇	三六一、八三五

中國銀行	六五四、一八八	六三二、九八六	五〇一、四〇四
交通銀行	三一九、〇一三	三六一、一四三	三〇八、五七七
中國農民銀行	二六一、六三二	二六一、四〇九	二〇〇、〇五三
計	一、六七九、一八七	一、六九七、一八八	一、三七一、八六九
八商業銀行（推定）	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
合計	一、七五九、一八七	一、七七七、一八八	一、四五一、八六九

四月の銀行券發行高

四月末現在における政府銀行の發券高は、若干延遷せられてのち正式に發表せられた。三月末に比較すると全體において多少増加してをり、その増加額は一千四百七十四萬二千元である。しかし四月末の全體發行高は本年二月二十八日現在よりも幾分收縮してゐる。

四月末までの兌換券發行増加高を前月に比較すれば左の通りである。（單位元）

中央銀行	（＋）一六、五二二、〇〇〇元	中國銀行	（－）一、九八〇、〇〇〇
中國農民銀行	（＋）一〇〇、〇〇〇	純増加	一四、七四二、〇〇〇
計	（＋）一六、六二二、〇〇〇		

次表は、一九三八年四月末、三月末及び一九三七年四月末を比較對照したものである。（單位千元）

	一九三八年四月	一九三八年三月	一九三七年四月
中央銀行	四六〇、八七七	四四四、三五四	三六七、六一四
中國銀行	六五二、〇二八	六五四、一八八	五一三、三五一

交通銀行	三一九、〇一三	三一九、〇一三	三一一、三一七
中國農民銀行	二六一、七五二	二六一、六三二	一九、六九一
計	一、六九三、八五〇	一、六七九、一八七	一、三八四、九七三
入商業銀行(推定)	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
合計	一、七七三、八五〇	一、七五九、一八七	一、四六四、九七三

準備保有高の詳細は次の通り――(單位同前)

	金屬準備及外國通貨	有價證券
一九三八年四月末	一、一〇〇、〇八〇、〇〇〇	五九三、七七〇、〇〇〇
一九三八年三月末	一、〇七七、八六二、〇〇〇	六〇一、三二六、〇〇〇

五月の銀行券發行高

四月末の通貨事情の發表が遲延したのに對して、五月末の諸計數はロイター通信を通じて漢口から急速に傳へられた。五月末の兌換券總高を四月末に比較すると約一千萬元程度の僅かな增加を示してゐる。詳細は次の通りである。

中央銀行	(+)一一、九三六、〇〇〇元	計	(+)一五、二九〇、〇〇〇
交通銀行	(+)三、一四一、〇〇〇	中國銀行	(−)三、八一八、〇〇〇
中國農民銀行	(+)二一三、〇〇〇	純增加	(+)一一、四七二、〇〇〇

次表は、一九三八年三月末、四月末、及び一九三七年三月末の兌換券發行總高を比較したものである。(單位千元)

	一九三八年三月末	一九三八年四月末	一九三七年三月末
中央銀行	四七二、八一二	四六〇、八七六	三七三、三一三

中國銀行	六四八、三九〇	六五二、二〇八	五一一、五二〇
交通銀行	三二二、一五四	三一九、〇一三	三一二、〇〇五
中國農民銀行	二六一、九六五	二六一、七五二	二一〇、七三九
計	一、〇七五、三二一	一、六九三、八四八	一、四〇七、五七七
七商業銀行(推定)	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
合計	一、七〈五、三二一	一、七七三、八四九	一、四八二、五七七

次表は過去二ヶ月における月末現在の準備高である。(單位元)

	金屬準備及外國通貨	有價證券
一九三八年三月末	一、一一三、八五〇、〇〇〇	五九一、四七〇、〇〇〇
一九三八年四月末	一、一〇〇、〇八〇、〇〇〇	五九三、七七〇、〇〇〇

五月の金、銀、通貨の流出入

五月の金貨、金塊の支那への輸入は、七十六萬一千十七金單位で何れも總て香港から齎らされたものである。同月中には輸出はみなかつた。金の總輸入額(金貨十一萬一千百九十六金單位、金塊六十四萬九千八百二十一金單位)のうち上海へは十九萬七千七百二十七金單位、天津へは二十四萬六千三百四十二金單位、廣東へは三萬九千六百九金單位、殘り二十七萬七千三百三十九金單位が各小港市へ輸入された。

本年五ヶ月分の輸入數量を一九三六年及び一九三七年の同期に比較すると左の通り――(單位金單位)

一――五月金輸入

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
金貨	九八、五一五	五三、八八六	一、二六八、一一三
金塊	六六六、三三〇	八〇〇	五、一九一、二二〇

一月より五月まで總輸出量は金塊で八萬四千六百二十一金單位で、一九三七年同期には輸出をみなかつた。

五月中に銀は銀貨銀塊ともに輸入をみなかつたが、九百九十二萬四千八百八十二元の銀貨が輸出され、天津からの分が五百萬元以上を占めてゐた。本年五ヶ月分の銀移動を一九三六―三七兩年度の同期に比較すると左の通り（單位元）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
銀貨	二、六一七、八四九	二一五、〇〇〇	―
銀塊	―	―	―
計	二、六一七、八四九	二一五、〇〇〇	

一―五月銀輸出

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
銀貨	三三、一六四、四三二	一五、九四〇	五二、三八五、二九七
銀塊	三〇〇	六〇七	四三二、八〇六
計	三三、一六四、七三二	一六、五四七	五二、八一八、一〇三

一九三八年度の輸出のうち約四千七百五十萬元は香港へ仕向けられた。五月中にニツケル及び銅補助貨四萬九千五百元及び銀行券で額面二千三百十三萬八千三百元が輸入された。同月中のニツケル及び銅補助貨の輸出額は九百十二

萬四千八百八十二元で、銀行劵は額面七百二十五萬三千五百二十三法幣元と二萬五千香港弗であつた。ニッケル及び銅補助貨の輸入は一九三八年の最初五ヶ月中に、十二萬五千百二十五元で、一方、銀行劵の輸入は七千四百九十五萬一千五百三十七法幣元、二萬一千四百圓、一萬八千五百四十ピアスター、四萬八千百二十一磅、十四萬二千四十七アメリカ弗であつた。一九三八年の最初の五ヶ月中に輸出されたニッケル及び銅補助貨は二十四萬元、銀行劵は一億五百四十八萬四千二百五十四法幣元、八百ピアスター、二萬五千七百香港弗であつた。

南支の通貨狀態

廣東の通貨動搖

廣東紙幣五千萬元の追加發行は、八月五日廣東に於て該紙幣の價値に動搖を起すに至つた。最初人民達は法幣を多少賣放したのであるが、それは彼等が廣東からの發表の心理的含蓄に反作用して、却つて法幣が軟調にあるものと結論したからである。事實は全くこれに反すると事情通は主張する。法幣が導入せられて以來、それは廣東元に抗して南支民衆の間に自存すべく戰はねばならなかつた。しかし乍ら、法幣は言葉の眞實の意味に於てその名に應はしいことを實證したのであつて、廣東元が引續き民間に流通してゐるにせよ、それは何ものかにバックされてゐるといふよりもむしろ誤つた感情に基くものであつた。國府をして法幣百元に對して廣東通貨一四四元の率を決定せしめたのもこの感情であつて、國府は回收過程に於て南支の大きな錢業商社にこの額を支拂つてゐた。日本の宣傳と軍事的爆撃も亦この比率を高位に保たしめることを謀つた。最近は廣東通貨は一三四元の相場にまで騰つた。しかし乍ら八月五

日には廣東元は法幣との比率を一擧に一四八にまで低下するに至つたのである。

通貨動搖の事情

法幣價値の最近までの下落は、「サウス・チャイナ・モーニング・ポスト」紙の記者に依れば、投機に基くものではなく、市場の增大する需要を賄ふには、廣東紙幣の供給が不適當であつたことに據るものである。この推定の根據は次の如くである。

粤漢鐵道の開通及びそれに引續く長江航行遮斷以來、湖南、四川、雲南、貴州の商人達は今や直接間接廣東よりの商品を注文することになつた結果、從來當省の人民にのみ使用せられてゐた廣東紙幣は今や擴大して數省の商人によつて使用せられる事となつた。商人達は廣東紙幣が廣東商人間の通貨基礎であるため法幣を廣東紙幣に替へて商品購入に充て、更にこれを香港紙幣に替へてゐる。日々購買する商品額は法幣五十萬元に近いのに、政府銀行の廣東紙幣總供給量は一四四の公定率に換算して法幣三十萬元と同額に達するに過ぎず、從つて日々法幣二十萬元と等價の廣東紙幣の不足をみてゐるわけである。この不足の結果は廣東紙幣が公定比率よりも低率で取引せられることである。他方に於て、その品物と交換に廣東紙幣を受取る商人は、その紙幣を原料の購入に使用するか、或は將來の必要に充てるために貯蓄するかして、これを法幣に替へやうとしない。

龍船祭の間ぢう、海外の華僑はその鄉家に巨額の送金をなし、この送金は廣東紙幣に替へられて鄉村に殘留する。更に空襲のために引揚げつつある都市民衆は巨額の廣東紙幣を携帶して行く。これら二つの因子は廣東紙幣の一層の不足とそれに基く價値高騰を呼び起すのである。

銀行の稀少

多くの地方民は未だ法幣に慣れてゐないために、またおそらくは、政府の兌換銀行がこの地方では不足してゐるために、これらの人達は法幣を見て喜ばない。一例を引いてみるのに、農夫がその作物を賣つて一四四の公定率で法幣を受取つたが、田舍の何人もがこの公定率でそれを受取ることを喜ばないために多少の損をして廣東紙幣に替へねばならなかつた。過去に於ては香港弗と廣東紙幣との間には酷い動搖があつたが、何等定率といふものはなかつたから後者の低落は前者の高騰のためであると説明せられた。現在に於ては法幣は多くの商取引に於て一役を演じ、且つそれと廣東紙幣との間には定率。即ち一四四が存在する。しかしながら、直接の取引は法幣で行はれては居ない。更に「輸出管理案」の實施以來、輸出業者はその外國爲替を中國銀行乃至交通銀行に引渡して一定率を以て法幣と交換しなければならない。かくして得られた法幣は、地方からの購入品に對する支拂のために廣東紙幣に替へられねばならぬであらう。こゝに廣東紙幣に對する一層の需要が創出されるのである。

解決への暗示

如上の所述に鑑み、廣東紙幣の比率を法幣に對して一三〇から一三五の間に低下してもいゝと考へられる。一四四の法定比率を維持するためには、（A）一時的收拾策と（B）根本的解決策とがある。（A）に關して言へば、市場の需要を賄ひ切れるだけの多額の廣東紙幣を發行すべきである。しかし乍ら、これは法幣の全國流通を企圖する政府の政策に反する。また何時の日か廣東紙幣の供給が過剩となれば、比率は逆に一四五乃至一四六に騰るかも知れない。（B）の根本策について言へば、銀行は兌換分行（エチェンシー）を九十六の地方都市に設立して、廣東紙幣を吸收し、一四四の率で

出來るだけ多額の法幣を發行し、かくして地方民衆を法幣に慣らすべきである。計畫は徐々に實施していゝが、その輪廓は次の通りである。

兌換分行

兌換分行は第一には廣東、汕頭その他の隣接都市に、第二には法幣が既に通貨基礎として採用されてゐる省に近接してゐる大都市に、第三にはもつと僻遠の地に設置され得る。法幣が實際上全國的に流通するようになつたならば、物價も料賃も何もかも一四四の公定率で計算して、些かの増減も許すべかきではない。例へば、廣東紙幣の一元は七角（七十仙）の法幣として計算せしめ、この交換制度を紊したものは嚴重に處罰する。かくすれば人民の生活標準には何等尖鋭な反動を生じないであらう。この計畫が遂行さるゝや否やは直接には政府によつて採られる行動如何に依存する。筆者の見解は上述の如くであるが、この場合どんな諸手段が採られてもそれが嚴格に遂行されなければ一四四の比率は續落を免れないであらうから、事態を自然の成行に任せた方が得策であるかも知れない。廣東紙幣の騰貴を惹起したのは常態ならぬ需要の問題で、より大きな信頼性の問題ではないから、若し廣東紙幣が大量的に增發されたにしても準備基金は大した問題にはならない。他方に於て、他日次の如き事態を生じた場合は廣東紙幣の需要は減少する。即ち（一）揚子江に沿ふて汽船航行が再開された場合、（二）粤漢鐵道の貨物運輸が阻害された場合、（三）その他何らかの事由によつて他省の商人が廣東への商品注文を中止した場合。かやうな場合には廣東紙幣と法幣との狀態は轉倒して、廣東の金融に大影響を及ぼすべき事態が廣東民衆を苦しめることとなるであらう。このやうな事態は注意深く避けられねばならない。（金融商業報、一九三八、一、二六―八、一七日號）

第六章　支那の鐵道借款調査

支那の鐵道借款（鐵道部管理）――政府鐵道債務――

一九三八年一月一日現在の狀態の研究　元――元金ノ略
イ・カーン及びヂエイ・ベイリン共編　利――利子ノ略

借款名	發行額	利子支拂日	一九三八年一月一日現在未償還額	一九三八年の償還額	一二月三十一日現在延滯及び未拂込後の支拂履行	摘要
清國鐵道（註一）一八九八年五分利付金借款（京奉鐵路）	ポンド 二、三〇〇、〇〇〇	二月一日 八月一日	ポンド 四二三、五〇〇	ポンド 元 五七、五〇〇 利 二一、〇〇〇	ポンド	五七、五〇〇ポンドの同額年賦償還にして、一九四四年八月一日に終了。擔保―京奉鐵路財産及收入。
清國鐵道（註二）京滬（上海―南京）線五分利一九〇四年及び一九〇七年	ポンド 二、九〇〇、〇〇〇	六月一日 十二月一日	〃 二、七八四、〇〇〇	〃 元 一一六、〇〇〇 利 一九、〇〇〇	元九二八、〇〇〇。一九三五年六月一日以降。利三〇八、八〇〇。一九三六年一二月一日以降。利札二〇六枚。	一九二九年十二月から一九五三年十二月に至る期限二十五年、毎年一一六、〇〇〇ポンドの同額年賦償還。擔保―鐵道財産及收入。一九〇四年に二、二五〇、〇〇〇（ポンド發行されたが、應募者は、割當てられた各證券毎に、所持者に對する純益副證券一枚を受取つた。それは鐵道純益の配當を受ける權利を附與したものである。
一九〇五年五分利河南鐵道路清國政府金借款（註三）	〃 八〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	〃 四七、五七〇	〃 元 一〇、〇〇〇 利 二一、八九三	―	一九三六年五月次のような條件で改訂された。期限十七年、償還始期―一九三七年七月。延滯利子の五分の四帳消し。殘りの五分の一に對し無利子假證券を發行し、その償還は原借款皆濟後之を行ふ。新取極によると一九三六―三八年は年利二分五厘その後は年利五分である。

河南鐵路借款（一九一六年）追加（假證券より）（註三）	ポンド 四九、九七〇	—	ポンド 四九、九七〇	—	—	之は假證券である。說明は前項の借款を參照せよ。利子を要せず、償還開始は二十七年後。
一九〇三年及び一九〇七年の五分利付支那政府金借款（汴洛鐵路）（註一）	フラン 四一、〇〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	フラン 三、五〇〇、〇〇〇	利 フラン 一、一七五、五〇〇	フラン 元三、五〇〇、〇〇〇。利七、〇〇〇、〇〇〇。元三[illegible]年六月一日以降利札二十四枚	一九一五年に始まり一九二五年に終る抽籤償還、實際償還が開始されたのは一九二〇年。毎回二、五〇〇、〇〇〇フランの七期割賦金が支拂はれて來てゐる。擔保―鐵道財產及收入。開封府より河南府に至る鐵道。
清國鐵道一九〇七年の五分利付廣九鐵路借款（註二）	ポンド 一、五〇〇、〇〇〇	六月一日 十二月一日	ポンド 一、〇二一、九〇〇	元 ポンド 五、〇〇〇 利 二七、五九八	—	償還は一九三七年六月一日開始。元金は最大限五十年の期間內に償還。一九三七年六月一日から支拂はれる利子は最初の二十年間は二分五厘であるが、鐵道純益、年二〇〇、〇〇〇元以上に達したならば、最大限五分まで利子を增加し、また償還を追加するために、餘剩金を利用する。一九三六年六月一日以降分として、五三〇、〇〇〇元の借款辨濟基金年額が交付される豫定で、そのうち三五〇、〇〇〇元は鐵道部が使用しうる資金の中から、二〇〇、〇〇〇元は收益から支出される。一九四一年六月以降は、鐵道部が此の基金を增額させ、元本償還に使用する。（一九三六年八月に新たな取極が行はれた）
一九三六年の廣九鐵路借款（追加）（假證券より）	ポンド 一二七、八二二		〃 一二七、八二二	—	—	假證券である。利子を要せず、原借款償還後卽ち五十年後になつて償還することになる。此の借款は延滯利子息の五分の一であつて、五分の四は帳消になる。
清國政府、一九〇八年及び一九〇九年五分利付津浦鐵路借款（註二）	イギリス 一、八五〇、〇〇〇 ポンド ドイツ 三、一五〇、〇〇〇 ポンド 計 五、〇〇〇、〇〇〇	四月一日 十月一日	イギリス 一、一三六、三二〇 ポンド ドイツ 二、四四三、一四〇 ポンド	利 ポンド 八九、九七五	—	一九三六年二月改訂。元金償還は一九四〇年に開始され、約四十ケ年間に完了する。イギリス分の利子は一九三六年四月一日、ドイツの分は一九三六年十月一日より開始、一九三八年までは二分五厘、それ以後は五分である。延滯利子の五分の四は帳消になり、五分の一だけ無利子の假證券に轉換さる。鐵道收入不足の場合に利子は稅關が保證。

一九一〇年ドイツ發行五分利津浦鐵路借款の追加發行債（註一）	一、一三四、〇〇〇ポンド	—	六七八、〇〇〇ポンド	利 一六、九五〇ポンド	—	一、八〇〇、〇〇〇ポンドに達する一九一〇年發行債券高は、〇〇〇ロンドン大部分のため、海外に持出す譯に行かなくなったのでその未發行債券は銀行に[illegible]一、二四〇、〇〇〇ポンドの一未發行債を擔保として保有した[illegible]前貸金を[illegible]するやう請求された[illegible]年十二月、津浦鐵路の一九三六年[illegible]行は[illegible]ドイツ銀行の六七八、〇〇〇ポンドを一部の擔保とし[illegible]債務を承認した。此等の證券は公募されなかった。五六、〇〇〇ポンドの證券は無效となる外はなかった。
假證券（一九〇八年度債再發行）から轉換された一九三六年度津浦鐵路借款（註二）	イギリス 一一五、八五五ポンド ドイツ 三六二、九五六ポンド 計 四七八、八一二	無利子	イギリス 一一五、八五五ポンド ドイツ 三六二、九五六ポンド 計 四七八、八一二		—	延滯利子の五分の一であるが、無利子借款に轉換された。一九四一年から償還、期限約三十年
假證券（一九一〇年度債再發行）から轉換された一九三六年度津浦鐵路借款（註二）	イギリス 一九三、二四〇ポンド ドイツ 二四〇、九六二ポンド 計 四三四、二〇二	無利子	イギリス 一九三、二四〇ポンド ドイツ 二四〇、九六二ポンド 計 四三四、二〇二	—	—	註は全く前項通り。詳細は一九三六年四月一日金融商業報を參照せよ。
支那政府發行五分利、湖廣鐵路減債基金借款（一九一一年度）	六、〇〇〇、〇〇〇ポンド	六月一五日 一二月一五日	五、六五六、〇〇〇ポンド	利 一四一、四〇〇ポンド	—	一九三七年四月條件改訂。一九三—三八年分利子は二分五厘、その後は年利五分、鐵道收益中より利子支拂。但し擔保は鹽稅收入、又一九四一年一月一日から關稅保、それに對して一九四一年終了して優先的賦課金となる。不足の場合は鐵道部一九七五年。鐵道收益充當。償還開始一九四一年一分。（一九三八年以前）の延滯利子之を補償す。一分償還開始一九四二年元金化し無利子假證券とする。償還期限は二十年。

假證券より轉換の各五分利湖廣鐵路借款（一九三七年）	ポンド 四二、六七六	無	ポンド 四二、六七六	―	―	延滞利子の二〇%である。一九四二―一九六一年間に償還。
清國政府一九一一年度五分利鐵路借款	圓 一〇、〇〇〇、〇〇〇	六月一日 二月一日	圓 一〇、〇〇〇、〇〇〇	利 五〇〇、〇〇〇 圓	千圓 元一〇、〇〇〇 始期より不拂 利八、〇一〇、一五〇 三年六月一日以降	自一九二二年六月一日至一九三五年の十五期間償還。毎年六六〇、〇〇〇圓。一九三六年二月一日の最後の償還額は一六〇、〇〇〇圓。擔保―京漢鐵路收入、その他江蘇省の納入穀物交易稅。
支那共和國政府一九一三年度五分利金借款（註）（隴海鐵路）	ポンド 四、二六八、二〇〇	一月一日 七月一日	ポンド 四、二六八、二〇〇	利 ポンド 八四、七七四	―	一九三六年八月に改訂。利子は、一九三六年七月一日に始まり、一九四一―四二年に四分に達するまで、毎年五厘宛引上げ、その後は最後まで四分に止める。最初の五ケ年間は利子は年一回、その後は一月一日、七月一日の如く半年毎に支拂はれる。元金償還は一九四七年七月一日に開始し、最大限三十五年間に完了のこと。汴洛鐵道借款　未濟勘定皆濟して後に、此の項は隴海鐵道に合體される。だからその手取金は追加證券の役をする。一九三六年の整理で、原借款の未發行債によつて得た、二八八、二〇〇ポンド及び七三三、〇〇〇ギルダーに達する舊前貸金の決濟も行はれた。この未發行債は有効となり、現在では舊債券と同等の地位にある。
支那政府一九二〇年度八分利國庫券（註二）（隴海鐵路）	ベルギー、フラン 一三七、七四三、〇〇〇	一月一日 七月一日	ベルギー、フラン 一三七、七四三、〇〇〇	利 ベルギー、フラン 二、七五四、八六〇	―	
支那政府一九二〇年八分利國庫券（隴海鐵路）（註二）	ギルダー 二、四八三、〇〇〇	一月一日 七月一日	ギルダー 二、四八三、〇〇〇	利 ギルダー 六二九、六〇〇	―	
支那政府一九二五年度八分利國庫券（隴海鐵路）（註一）	フラン 二、二五〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	フラン 二、二五〇、〇〇〇	利 フラン 四二五、〇〇〇	―	
一九一五年八分利付隴海鐵路（註二）	元 五、〇〇〇、〇〇〇	一月一日 七月一日	元 五、〇〇〇、〇〇〇	利 元 [illegible]〇、〇〇〇	―	
鐵路材料代給のため一九二二―二三年度支那共和國八分利國庫券	ポンド 八〇〇、〇〇〇	六月一日 二月一日	ポンド 八〇〇、〇〇〇	利 ポンド 六四、〇〇〇	ポンド 元一六〇、〇〇〇 利六四、〇〇〇 元始期より 利一九三二年二月一日以降	年額一六〇、〇〇〇の五ケ年賦償還―一九二八年より一九三二年まで。擔保―包寧鐵路のファースト・チャージ（第一次賦課金）並に平漢鐵路收入剩餘金。

膠濟鐵路六分利國庫券（一九二三年）	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	六月三〇日 一二月三一日	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	利 [illegible]、〇〇〇、〇〇〇圓	—	青島—濟南線の財産及收入。償還期一九三八年
道清鐵路車輛購入借款七分半利（一九一九年）（註三）	二三六、八三九ポンド	六月三〇日 一二月三一日	四三、六〇三ポンド	元 四、八五三ポンド	—	一九三六年五月改訂。四、八五二ポンドの同額年賦にて、一九三六年七月に始まる期限十二ヶ年の償還。その外に利子無し。
一九二〇年五分利清孟鐵路借款（註三）	一二〇、七四三ポンド	六月三〇日 一二月三一日	九〇、五二三ポンド	元 一〇、〇六三	—	一九三六年[illegible]月改訂により。三分の延滞利子を元本として成立。一〇、〇六三ポンドの同額年賦にて一九三六年七月に始まる期限十二ヶ年償還、その外に利子支拂なし。
一九三〇年二分利粤漢（南段）償還債券	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	六月三〇日 一二月三一日	二[illegible]、〇〇〇、〇〇〇元	元 一、〇〇〇、〇〇〇 利 [illegible]〇〇、〇〇〇	—	私人株主所有株式買入れを目的として發行、擔保—粤漢鐵路南段の收入。一九三八年—一九五四年にわたり毎年抽籤により償還、
滬楓鐵路振當償還借款（一九一三年）六分利（註二）	三七五、〇〇〇ポンド	二月二〇日 八月二〇日	二三五、〇〇〇ポンド	元 三七、五〇〇ポンド 利 一三、五〇〇	元一八、七五〇ポンド。一九三七年[illegible]月以降。利[illegible]。一九三七年七月以降不拂	大倉組の手で南京臨時政府に對しなされた三、〇〇〇、〇〇〇圓の借款を償還するため、中英公司より得た前貸金。
支那國民政府發行一九三六年度六分利滬杭甬鐵路完成借款（註二）	一、一〇〇、〇〇〇ポンド	六月一五日 一二月一五日	一、一〇〇、〇〇〇ポンド	利 六六、〇〇〇ポンド	—	擔保—滬杭甬鐵路收入。杭州—寧波間の完成と現有前貸金償還のため發行。償還は一九四一年に始まる二十ヶ年以內。
民國二十三年度六分利玉（山）萍（鄉）鐵路借款	一二、〇〇〇、〇〇〇元	五月三一日 一一月三〇日	九、〇〇〇、〇〇〇元	元 一、二〇〇、〇〇〇元 利 五三一、〇〇〇	—	半期償還 一九三五年一一月三〇日—一九三九年五月三一日 六〇〇、〇〇〇元 一九三九年一一月三〇日—一九四二年五月三一日 八四〇、〇〇〇元 一九四二年一一月三〇日—一九四[illegible]年五月三一日 九六〇、〇〇〇元 擔保—江西省鹽稅年一、九三〇、〇〇〇元。
民國二十三年度六分利鐵路改造借款	一二、〇〇〇、〇〇〇元	六月三〇日 一二月三一日	七、五〇〇、〇〇〇元	元 一、五〇〇、〇〇〇 利 四二七、五〇〇元	—	一九三四年一月發行、擔保—全政府鐵道剩餘金。一九三五年六月を始期とする六ヶ年以內償還。十六半期各金額七五〇、〇〇〇元玉萍鐵路借款債券と共に、中國銀行を筆頭とする中國銀行シンヂケートによつて、玉山—南昌鐵路建設費として貸付けられた八、〇〇〇、〇〇〇元借款並びに玉山—南昌鐵路建設及設備を目的とする合計八、〇〇〇、〇〇〇元に達する現物前貸に對する證券として使用さる。

一九三六年度、第二期鐵路建設六分利債券	二七、〇〇〇、〇〇〇元	六月三〇日 一二月三一日	二一、八六〇、〇〇〇元	元 二、五七〇、〇〇〇元 利 一、二七三、〇五〇	一九三六年三月一日發行、南昌—萍鄉鐵路建設費として支那八銀行—中國銀行及びオットー・ウォルフを筆頭とす—が貸付けた一〇、〇〇〇、〇〇〇元借款の證券、又價額にして約一〇、〇〇〇、〇〇〇元に達する現物前貸に對する證券として使用さる。半期抽籤償還期限十ヶ年半以内擔保—全政府鐵道剩餘金。
一九三六年度第三期鐵道建設六分利債券	八〇、〇〇〇、〇〇〇元	二月二八日 八月三一日	七八、〇〇〇、〇〇〇元	元 、〇〇〇、〇〇〇元 利 四、八六〇、〇〇〇	湖南—貴州、四川—廣西兩幹線その他の線の延長を目的とした一二〇、〇〇〇、〇〇〇元の鐵路改造借款の一部。一九三七年を始期として、年二、〇〇〇、〇〇〇元の抽籤償還、二十ヶ年期限債券は三二、〇〇〇、〇〇〇元の借款に對する證券。それは政府三銀行各八、〇〇〇、〇〇〇元及び四行聯合シンヂケートによる合計八、〇〇〇、〇〇〇元聯合貸付である。
一九三七年一月一日六分利南京江西鐵道建設借款	一四、〇〇〇、〇〇〇元	六月三〇日 一二月三〇日	一三、四四〇、〇〇〇元	元 二八〇、〇〇〇元 利 一、八〇三、七〇〇	宣城—績溪間建設費として支那銀行八行による貸付、償還期限十ヶ年。粤漢線鐵設借款辦濟に充當するため一九二七年—一九四六年間に支出される鐵道部の年經費六、二一〇、〇〇〇元、英支團匪賠償金への轉用により減債資金創設。その他に一九三九年—一九四六年間の本線段收入から毎年二、〇〇〇、〇〇〇元を保留。

鐵道前貸金（債券未發行分）

借款名	發行額	未濟額	延滯額	摘要
一九一三年度六分利浦信鐵路（註一）	ポンド 一九八、七二三	ポンド 一九八、七九三	利 二三八、二五〇ポンド 一九二四年一〇月一日以降	特定の擔保なし。延滯金に七分の利子徴收。債券を發行した場合、その借款資金から支拂はれる。
一九一六年度七分利浦信鐵路（註二）	ポンド 八、五四	八、四四六	利 一三、六[illegible]ポンド 一九二四年一一月一日以降	特定の擔保なし。延滯金は八分の利子徴收。債券を發行した場合、その借款資金から支拂はれる。

寧湘（南京—湖南）鐵路前貸金（註二）	三、六〇〇、〇〇〇元	三、六〇〇、〇〇〇元	—	此は同一名義の一九一四年度借款の一部を改訂せるもので、一九三七年五月に實施、一、〇〇〇、〇〇〇庫平兩、四八六、〇〇〇上海兩の前貸金プラス利子に代はるもの。將來の鐵道借款實施代金によつて、此の前貸金を清算させるために計畫されたもの。年利一分。
寧湘（南京—湖南）鐵路前貸金（註二）	二、五〇〇、〇〇〇元	二、四五〇、〇〇〇元	—	一部は一九三七年五月に改訂され、一九一四年度の寧湘鐵道借款一部に代るもの。償還は一九三七年七月に始まり、最初の五ヶ年間は年一二〇、〇〇〇元、次の五ヶ年間は年一五〇、〇〇〇元、その後は年二〇〇、〇〇〇元の割合、無利子、最初の償還は一九三七年七月。毎四半期毎に二五、〇〇〇元の割合。減債基金は、浙贛鐵路の一部たる萍鄉、衢州鐵路の收入より支出。
一九一三年度六分利同成（大同府—成都）鐵路（註一）	七七〇、二二七ポンド 三、九七一、五二一佛フラン	五七〇、一七六ポンド 四、二五一、六〇〇佛フラン	—	一九三五年改訂。利率輕減、別勘定となる。元本償還は期限約二十五年の半ヶ年賦。
一九一六年度六分利株欽鐵路（註四）	—	三、三三四、九九八米ドル	—	特定の擔保なし。利子も免除。
一九一八年八分利高徐鐵路（高密、徐州）、順德府、濟南府	—	二五、六〇〇、〇〇〇圓	—	特定の擔保なし。利子も免除。
一九三五年度の六分利南潯（九江—南昌）鐵路借款	一八、〇〇〇、〇〇〇圓	一八、〇〇〇、〇〇〇圓	—	一九三五年四月改訂の原借款一〇、〇〇〇、〇〇〇圓より生ず。利子八、〇〇〇、〇〇〇圓を含む。元本は日本興業銀行及び東亞興業銀行及び東亞興業會社。
一九三五年の南京—詔安鐵路年一割借款	一、六〇〇、〇〇〇元	一、六〇〇、〇〇〇元	—	交通銀行、中國銀行が江南鐵路公司に、南京—河溪線完成のため與へしもの。
一九三六年十二月の杭州—餘杭軌條取換借款	三、八〇〇、〇〇〇元	三、八〇〇、〇〇〇元	—	中國銀行一、八〇〇、〇〇〇元、中國農民銀行、浙江省立銀行、五〇〇、〇〇〇元、各年利一割、償還期限六ヶ年。
津浦鐵路前貸金	二、三〇〇、〇〇〇元	二、三〇〇、〇〇〇元	—	中國開發金融會社が與へたもの。償還期限三十ヶ年

一九三八年一月一日現在元金未償還額				
合計	二八、八二一、三九八ポンド	四九、〇〇〇、五六〇佛フラン	三七、七四三、〇〇〇白耳義フラン	三一、八六三、〇〇〇ギルダー
	三、三三四、五〇八米ドル	一六六、五三〇、〇〇〇支那元	九三、六〇〇、〇〇〇圓	

註一　中國鐵路ベルギト公司管理
註二　中英公司管理
註三　北京シンジケート管理
註四　アメリカ國際會社管理

鐵道建設に與へられたクレデイット

一九三四年玉山―南昌鐵路借款鐵道材料はケルンのオットー・ウォルフ並に建設費は中國銀行を筆頭とする支那銀行シンヂケート團による（註五）	一六、〇〇〇、〇〇〇元	債權者は擔保として、前揭の一二、〇〇〇、〇〇〇元の民國二十三年度六分利鐵路改造借款及び一二、〇〇〇、〇〇〇元の玉萍鐵路借款を保有す。
一九三六年南昌―萍鄕鐵路建設費は中國銀行を筆頭とする支那銀行シンヂケート團、材料供給はケルンのオットー・ウォルフによる（註五）	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	此のクレヂットの擔保は、一九三六年度第二期鐵道建設債券二七、〇〇〇、〇〇〇元。
杭州―玉山鐵道線の輕軌條取換を目的とす。一九三六年十一月オットコヴィッツ製鐵所の與へしクレヂット	二、三三二、〇〇〇海關金單位	償還期限七ヶ年、第一回分賦拂期日は一九三七年二月末、第二回は一九三七年十二月、その後は毎半期、支那銀行團より得たる二、八〇〇、〇〇〇元分前貸金と關係を有す。

寶成(四川省の寶鷄—成都)鐵路六〇〇粁、ベルギー鐵路電車公司による。一九三六年八月六分利	四五〇、〇〇〇、〇〇〇ベルギーフラン	償還期限七ヶ年以内。鐵道材料にのみ利用し得るクレヂット。鐵道部及び債權者の承認を得て重要な一銀行により保證。その上新設線純益並びに隴海、汴洛兩鐵路收入に對する第一次賦課金(ファスト・チャージ)現在の債券所有者の財產留置權に次ぐ。
湘黔鐵路即ち株州(湖南)—の貴陽(貴州)鐵路一、〇〇〇粁、フエロスタール、クルップ、スタール・ウニオン、オットー・ウオルフより成るドイツ・シンヂケート團による一九三六年十一月六分利	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	平漢鐵路減債基金により十ヶ年以内に償還。建設に三ヶ年を要する新設線は、南昌—萍鄉線を西方へ延長せるものにして、粤漢線と貴陽を聯絡させることになる。
黃河鐵橋(平漢線)借款。一九三六年十一月、同上ドイツ工業家團による。六分利。	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	平漢鐵路減債基金によつて十二ヶ年以內に償還。
成渝鐵路(成都—重慶)一九三六年十二月中法銀行を筆頭とするシンヂケート團による。七分利。	三四、五〇〇、〇〇〇元	建設開始一九三七年二月竣工一九三九年八月。本線は、資本金二〇、〇〇〇、〇〇〇元の「川黔鐵路公司(特許會社)」の手で建設されつつある。同公司資本金は鐵道部、四川省各四、五〇〇、〇〇〇元、中國開發金融公社一一、〇〇〇、〇〇〇元出資。フランス財團は、二七、五〇〇、〇〇〇元に相當する資材と現金で建設費として七、〇〇〇、〇〇〇元とを提供することになつてゐる。擔保—鐵道收入及び鐵道部保證、その他一二〇、〇〇〇、〇〇〇元の鐵路借款中の第三期鐵路建設債券一〇、〇〇〇、〇〇〇元。期間十五ヶ年。
南京—江西鐵路(一九三七年)宣城—績溪線	一四、〇〇〇、〇〇〇元	中國銀行借款團による。利率、年一割八厘。十ヶ年償還一九三七年開始にして、二十回の半期割賦拂(六月三十日及十二月三十一日)擔保—南京—江西建設債券一四、〇〇〇、〇〇〇元。

註五 此等の諸項は、一二、〇〇〇、〇〇〇元（六分利「鐵路」改造借款中民國二十三年度、第一回發行債）及び二七、〇〇〇、〇〇〇元（第二期の一九三六年度鐵路建設六分利債券）兩借款に相當するものであつて、別の契約ではない。單に記錄上こゝに掲げた過ぎない。

備考 大抵クレディットは大體の金額であつて、その等價は材料の形式で提供される。その外に隴海鐵路の擴張のため、マテリエール、テヒニークによつて與へられたクレディットがあるが、詳細不明。

第四部　支那における近代通貨の變遷

―一九〇一―一九三七年―

序論
第一章　發券銀行としての國立銀行
第二章　發券銀行としての中國銀行
第三章　發券銀行としての交通銀行
第四章　中央銀行の紙幣發行
第五章　發券銀行としての省市立銀行
第六章　發券銀行としての商業銀行
第七章　滿洲に於ける通貨事情
第八章　北支及び中支における紙幣
第九章　支那特殊地域の通貨事情
第十章　南支における紙幣流通事情
第十一章　幣制改革と通貨の統一

序論

支那歴代の王朝が紙幣の安定を保持する力をもたず、その結果は公然と支拂拒絕を行つたために、中世期支那の人民は、完全に銀行券に對する信賴の念を喪失してしまつた。明朝末期に至つて、もはや支那においては紙幣を發行することが不可能なほどに事情が惡化してゐたのである。

清朝が征服者として支那本土に乘込んだ際、民衆が紙幣を信用しないことは當然だと云ふことを充分諒解するに至つたので、再び銀行券を流通せしめようとはしなかつた。たゞ一八五二年に太平の亂が勃發した時、北京政府は戰費の一部を賄ふために紙幣の强制發行といふ手段に訴へざるを得なかつた。これは紙幣の發行を放棄するといふ從前の決定を覆した一つの例外ではあるが、不幸にして、これも亦慘膽たる失敗に終つたのである。

十九世紀の終り頃には、北京政府は銀行券の發行に關しては完全に無關心の態度を示してゐた。紙幣の流通は、支那において紙幣を流通させようと希望してゐる人々の手に放任されてゐた。時折北方の首都からは、紙幣の濫發、發行高に對する準備銀の不足、過剩に發行された紙幣を回收することの必要等に關して、甚だ氣の弱い警告が發せられた。しかし、清朝の全時期（清朝は一九一一年十月に崩壞したのだが）を通じて、銀行券の發行を近代的基礎にもとづいて調整したり、乃至は積極的に現在の發行規定に對する違反行爲を取締るために、斷乎たる手段、または建設的手段が講ぜられたことは一度もなかつた。

中華民國の誕生も、不換紙幣の放縱極まる發行と關聯した數々の缺陷を芟除することが出來なかつた。併し乍ら、新共和制の時代になつても依然として論理と法に對する侵害が行はれたことについては、新國家の存立の基礎を築き且つこれを育成することに關聯して、通貨問題以外の大切な事柄にまづ力を注がんとする傾向と相俟つて、國家建設に多大の資金を必要とした事實のうちに、或る種の理由を發見し得るのである。周知の如く、南京の國民政府は公認の金融機關によつて紙幣の發行を調節することを目的とする明確な法規を作成し、かつ各種銀行券の發行高に對する金屬及びその他の保證の一定比率を設定し、政府が定期的に監査を行ふことによつて、順次有效に取締を行つたのであつた。

以下に論評しようとする時期は、三十六年の長きに亙つてゐるが、それは大體變遷と改革の時代と考へてよいだらう。この特別の時期に亙つて行はれた變革は頗る數多く、しかも極端であり急激であつた。私は幸ひにもこの全期間を通じて、支那の各種の商業的中心地に住み常に活潑な銀行乃至金融業務にたづさはつて來たので、支那における各種の出來事を凝視し、主要な事件を胸中に記憶する機會を得たのであつた。だが、事件は餘りに數多く、しかも各方面に廣くまたがつてゐるので、近代支那における近代銀行券の發展に關し、完全無缺を誇稱し得る如き首尾一貫せる說明を展開することは不可能である。從つてわれ〳〵は完全な物語と云ふ點から見れば、肝腎な要素を缺いてはゐるが、しかも相當程度の確實性を保持してゐる斷片的證例をもつて一應滿足すべきであらう。

三十六年の期間中における發券元の數は非常に多數に上つてゐるので、これを誤りなく記錄することは不可能である。最初の主要な發券業者は錢莊で、かれ等は餘白のある印刷した紙幣に毛筆かペンで金額を書き込んで使用したの

である。かれ等の活動に對し競爭的立場にあつたのは多數の商社であつた。その中には、紙幣の流通高において最高の位置を占めたものもあつた。この二つの發券業者は、その發券業務に關して、何らの拘束的義務をも負はされてゐなかつたし、嘗つてその流通高を公表したこともなかつたのである。從つて、世の中の人々はこれらの特殊な紙幣發行高の限界とその結末について、何事も關知しないのである。かれ等がたゞ知つてゐることは、これらの非公式の發券業者がその後自動的に漸次設備の整つた金融機關にとつて代られたといふ事實である。

それらの金融機關とは(一)地方銀行(二)國立銀行(三)近代支那商業銀行(四)在支外國銀行のことである。

清朝の末期には利用し得る道路や鐵道が比較的少かつたと云ふ事實を、充分銘記しておかねばならない。即ちこれがため各省間の取引は非常に阻害せられ、それだけ支拂手段の必要額は輕減されてゐたのである。この事實は、ほゞ一九三〇年頃まで流通してゐた紙幣量が、比較的少かつた理由を説明してゐる。それ以來、國內の商取引高は、道路建設や鐵道敷設の急激な發展と相俟つて、かなり増大してきた。支那において銀本位制が廢止されたとき(一九三五年十一月三日)各種の銀行券が政府の手で回收された銀貨にとつて代り、かくして支那における銀行券の急激な膨脹が齎らされたのである。

第一章　發券銀行としての國立銀行

國立諸銀行が近代支那における銀行券流通高のうち、最大の割合を占めてゐる事實は疑ひのないところである。こ

の理由から、まづ各種の國立發券銀行の創立と、その歷史とを取扱ふのは、重要な仕事だと考へられる。

戶部銀行

一九〇〇年の拳匪の亂、むしろその決定的終焉によつて、北京政府は主として商業及び財政上の領域における改革が焦眉の急であることを痛感した。かゝる意圖は、一九〇二年に締結された英支通商條約（Mackay Treaty）のうちに明らかに縮約されてゐる（譯者註）。支那はその銀本位制を、金本位制に取換へることが必要であると考へた。一九〇四年、ジエンクス委員會（The Jenks Commission）の報告書が公けにされたが、この報告書は、金本位制を漸次的に採用すること、並びに幣制改革を支援するため支那各地に多數の支店を有する國立銀行を設置すべきことを勸告してゐる。

譯者註　マッケイ條約の通貨條款には次の如く述べられてゐる「支那は全國を通じ英國々民支那臣民の別なく總ての租稅その他の債務の支拂に法貨として使用せらるべき統一的貨幣を準備するために步を進むることを同意す」

財政部（戶部）及び財政評議會は、財務部直轄の下に帝國銀行を創設すべき旨の請願書を皇帝に捧呈した。請願書は一九〇四年三月十六日、直ちに裁可され、二三週間後には、新銀行の定款も認可された。だが、これらの新銀行設立に關する法規や定款のどの條項も、幣制改革には全く觸れてゐなかつたのである。戶部銀行は資本金四百萬兩をもつて設立されることとなり、株主は支那に國籍を有するものに限ると定められたのであるが、同行は政府の統制下に置かれることとなつた。

しかしこの銀行は民間株主の參加をうることが出來ず、と云つて政府にはこれへ支出すべき資金が一文もなかつた財政部がやつとの思ひで卅萬兩を調達したので、一九〇五年九月二十七日、漸く北京の本店は業務を開始し得る運びとなつた。三週間後に更に卅萬兩が拂込まれたが、翌年の一九〇六年中に更に五十萬兩が二度に分割して支拂はれることになつてゐた。併し政府が投資すべき豫定額のうち、未拂込の殘額は、結局一九〇八年の始めに漸く支拂はれたのであつた。

一九〇六年と一九〇八年との間に民間より二萬株が應募され、そして分轄して數次に拂込まれた。營業收益狀況は極めて良好であつたので、一九〇八年の夏には、一躍一千萬兩に增資された。同年末までに、支店は十八を數へるに至つた。

戶部銀行に關する法令は、紙幣發行の獨占權については、何ら規定を設けてゐなかつた。この事實は、恐らく過去の時代において一般民衆が政府紙幣に關して嘗めたところの幻滅的經驗の故に歸せられるやうである。戶部銀行法令に含まれてゐる次の數箇の條項は、紙幣の發行問題に關聯してゐるものである。

第廿條には庫平兩(クーピンテール)百、五十、十、五、及び一兩紙幣、並に右と同額面の元紙幣が印刷さるべき旨が記されてゐるしかし「他の各種の紙幣と同樣、百兩以上の紙幣も發行し得」。以上に見る如く、この條項は極めて漠然たるものである。

第廿一條には、本銀行及びその支店の發行にかゝはる紙幣は、公私何れを問はず、あらゆる勘定の支拂に有効である旨が規定されてゐる。卽ち現銀と同樣有効だと規定してゐるのである。各省當局は、この紙幣を以つて帝國

政府に對する稅收入の支拂ひを行ふ權限が付與されてゐる。この紙幣の承認を拒否し、または割引評價を企圖する者は、階級の如何を問はず、總て嚴重處罰される。

第廿二條には、財政部との取引に當り支拂が紙幣をもつて行ひ得る場合には、如何なる時といへども戸部銀行券のみが獨占的に使用さるべき旨を規定してゐる。(外國銀行券を市場から驅逐して、政府銀行券を以つてこれに代へんとする熱意が明らかに看取される)

ジュールス・ゴーリィ氏(Mr. Jules Gory)に依れば、戸部銀行は三種の紙幣を發行した。

一、銀紙幣(銀兩票)一兩から千兩に至る二十八名目の銀紙幣。

二、元紙幣(銀元票)僅か三種の名目の元紙幣、即ち一元、五元、十元。

三、厘紙幣(錢票)二、三、四、五、及び十の銅仙紙幣。

各紙幣は、北京、天津、漢口、濟南、奉天及び(恐らく)庫倫の各本支店から發行された。銀元票はかなりの流通高を示し、滿洲はもとより蒙古においてすら流通してゐた。各支店では呈示され次第、同行の他の支店によつて發行された紙幣を兌換した。概言すれば、戸部銀行によつて流通せしめられた紙幣は、一般の支拂手段として忽ち認められ、在北京の外國諸銀行も、兌換が容易に行はれ得ることを知悉してゐたので、何等の異議をも表明しなかつた。

大清銀行

戸部銀行が何時姿を消し、大清銀行が何時頃から現はれて來たかを述べるのは、容易ではない。後者は前者の後繼者であつた。而して、名稱上の變化は、徐々に、しかも何等の儀式も行はれずに生じたのであつた。大清銀行が營業を開始した時日を一九〇八年二月廿八日だと唱へる論者もある。即ちこの日に新法令、殊に一千萬兩への增資を規定した新法令が效力を發揮することとなつたからである。

嘗つての戸部銀行に對する極めて曖昧な監督に比較すると（即ち發券高の最高限度が定められてもゐなければ、準備銀に關する規定條項もなかつた等々）大清銀行條令は遙かに明瞭であり、またヨリ事務的であつた。廿四ヶ條全部が、特に大清銀行に關するものであつた。支那における銀行業務一般に關聯した條項は一つとして見當らなかつた。たゞ一項だけ銀行券に關する條項があつたのだが、これと雖その實施は延期されると云ふ始末であつた。右條項は左の如し。

第五條　本行は爾今、紙幣發行の獨占的權利を有するものとす。しかしかゝる紙幣の發行は、これに關する諸法規に基いて行はるべく、本行が紙幣を發行する以前に、追加諸法規が財政部によつて制定さるべきものとす。如上諸法規の制定以前には、臨時紙幣を發行するも差支へなし。

大清銀行創始の當初は、その基礎は非常に優秀であつたが、これは上海支店の幹部が取引上に堅實主義を以て臨んだことに負ふところが多かつた。業務開始の當時、一九〇八年二月に發行された戸部銀行の最後の貸借對照表に示されてゐる如く、總計二億九千六百十五萬二千四百十五兩（全支店を含む）の紙幣が發行されてゐた。

大清銀行は、一九一〇年の上海ゴム・ブームの慘憺たる結末を切抜けることには成功したが、一般的恐慌の間接的影

響をうけ、一九一一年十月十日、革命が勃發した頃には同行の地位は、可なり惡化してゐた。同行の全機構は直ちに解體された。銀行の資金は、相爭ふ政府各黨派のために沒收されるか、又は兵士の强奪するところとなり、預金者は機敏な行動をとつたにも拘らず、預金を回收することが出來なかつた。兌換準備のない銀行券が濫發された結果、事態は一段と惡化した。特に北支においては、かゝる銀行券の發行が極端に行はれたやうである。漢口支店は取付けに應ずることが出來なかつたので、遂に閉鎖するの止むなきに至つた。一九一一年十月、上海支店からの預金引出額は僅か三日間に、二百萬元に達した。その他の支店（長沙、庫倫）は、大清銀行本店から獨立した銀行である旨を聲明してその名稱を變更した。遂に同銀行は建直しのために全力を消盡して、全く營業不可能の狀態に陷り崩壞した。

大清銀行上海支店は、優秀な保護をうけてゐたので、恐慌の嵐に抗して營業を續けた。新しい銀行の創設に着手し且つその旨が一般に公表されたのは（一九一二年二月五日）この上海支店からであり、崩壞した北京本店からではなかつた。そこで、大清銀行の崩壞によつて蒙つた全損害は、舊淸朝政府の投資額を超過するやうなことはないだらうから、民間株主の投資は何等の被害も蒙ることなくそのまゝであらうと推定された。

一九〇六年四月に、商業印刷社（The Commercial Press）が大清銀行用の紙幣印刷を引受け、この仕事は十月までに北京で完成した。宣統帝の第一年度（一九〇八年）に、一、五、十、五十、百元名目の各種紙幣、額面價格一千萬元の紙幣印刷の注文を、アメリカ合衆國に發した。

既述した如く、大清銀行の基礎は概して良好であつた。だが、創業早々のある時期には、準備銀の保有が充分であつたかどうかを疑問視してゐる向きもあつた。一九〇八年春、二三の在上海銀行は大清銀行券の受納方を拒否した。

そこで、財政部は北京から段方總督に宛て電報を寄せ、支那商會（商業會議所）は報復手段をとるべきだと示唆した。同時に在北京外交團首席代表から公式照會があつたので、財政部は大清銀行の發行せる紙幣に關し保證人たる責任を擔當する旨確言したのである。

一九〇八年始め、農工商政部は上海支那商會に電報を寄せ、「要求があり次第、支拂を行ふと云ふ約束が、紙幣の價値を與へる所以であるから、遲滯なくあらゆる要求に應ずべき資金を調達せよ」と提案した。これと時を同じくして財政部は支那內部の總督全部に宛てゝ、開港場の外國租界外において、外國銀行劵の使用を禁止する旨の電命を發した。一九〇八年夏支那政府は次回のヘーグ會議に、外國貿易に解放された土地以外において、外國銀行が紙幣の流通を行ふことを禁ずべしとの趣旨の提案を提出する意向を定めた。

不安の念を惹起せしめた大清銀行劵の流通高はそれほど多くはなく、むしろ錢莊、兩替店、一般商人の發行した紙幣の方が遙かに多かつた。かゝる紙幣發行に關しては、何等の統制も行はれてゐなかつたし、その流通高についても政府及び一般民衆は何等知るところがなかつたから、この種の紙幣に對する警戒は絶對に必要であつた。次の勅令は一九〇八年四月三日の北京官報（Peking Gazette）に掲載されてゐるもので、當時、無統制下の民間紙幣發行に關し危惧の念が存在してゐたことを示してゐる。

「流通中の銅貨が頗る多量に達してゐることと、また民間紙幣の發行とにより、北京における銀の價格は依然として異常な高水準にある。銀相場が平常の狀態へ復歸するまで、各省における銅貨鑄造を一時停止すべき旨の法令は、既に發令されてゐる。兌換に應ずべき準備銀を有しない商社の私的貨幣指圖書が、今後も何らの拘束をうけずに流通を

許されるならば、金融市場は極度に逼迫して來るであらうし、銀價格は絶對に通常の水準に復歸しないであらう。故に、政府は北京總督に命じ民間紙幣の發行を禁ぜしむることとした。今後、貨幣指圖書の支拂を行ひ得ないにも拘らず、敢て貨幣の代りに指圖書を發行せんとする者は、嚴重處罰さるべし。但し、銀行はこの限りにあらず。內政部及び北京憲兵隊は一般市民の利益となるやう緊迫せる金融狀勢を緩和するために、あらゆる銀行より發行される一切の貨幣指圖書が、支拂要求に應じて支障なく支拂ひ得るよう、監督すべき旨の命令をうけた。」

支那年報（The China Year Book）によれば、一九一一年六月卅日現在の大淸銀行券發行高は、五億四千三百八十九萬一千七十五兩及び十二億四千五百九十九萬七百八十九元に達してゐた。

一九〇八年三月十一日、次の議案が皇帝の裁可を得たので、紙幣の流通を制限すべき消極的方策が講ぜられることとなつた。

一、銀行卽ち現銀所有の商社以外のものは、紙幣を發行するを得ず。

二、共同補償制度を制定し、この制度に基き現銀取引業者は四名をもつて一團とし、本團體所屬員は各々他の三名の行爲に關し責任を負擔すべきものとす。

三、紙幣發行高の九十パーセントに當る現銀は、常に兌換準備として保持すべし。八十パーセント以下の場合は、不足額の十倍に相當する罰金を課す。現銀を全然所有せざる發券業者は一般竊盜犯としての取扱ひを受くべし。

大淸銀行券の贋造が發覺して、贋造團一味は天津で逮捕された。その首領は同銀行の印章を模寫し、これを紙幣に

押印した廉を以つて有罪と認定されて絞殺の刑に、また二名の部下は無期刑に處せられた。

一九一一年、財政部は幣制改革に關し、皇帝に請願書を提出した。銀行券に關する提案の內容は左の通りである。「兌換紙幣の發行に關し、政府は紙幣發行及び兌換の全業務を大淸銀行の統制下に移すことに決定した。後者は紙幣發行全額の二分の一に相當する兌換準備を、他の二分の一は市場性ある有價證券を常に保持せねばならぬ。金融狀勢が逼迫した場合同行は右の兌換準備銀を超過せる紙幣を發行し得るも、その際財政部（Tuchipu）より特別許可を受けること、及び超過發行券に對し年六分の發行稅を納めることを條件とする。銀行券は、大淸銀行の本支店において、營業時間中は何時たりとも兌換し得るものとす。但し、多額の紙幣が兌換のため提出せられたる場合、現銀を輸送せねばならぬ距離に應じ、支拂時間の延長を行ひ得るものとす。總ての需要に應じ得るだけの充分の鑄貨が鑄造せられるまでは兌換の目的で提出せられた紙幣は、庫平一兩を一半の割合で計算し且つこの計算基礎に依つて流通してゐる元又は兩と交換するものとす。

各商社及び錢莊等より發行され現在流通中の紙幣に關しては、五ケ年內に完全に回收をなし得るよう每年總發行額の五分の一の割合に相當する額を回收すべき旨命ぜられるであらう。從來、紙幣を發行しなかつた商社は將來とも、紙幣の發行を禁ぜられる。」

この法令も、當時極めて豐富であつた他の「改革」に關する布告と運命を共にしたのであつた。この法令發布後、一年にして革命が支那に勃發し、淸朝と共和政體の交替を繞る騷ぎが絕頂に達した事實は、是非とも回想されねばた

らぬであらう。北京帝國政府が試驗的に準備した總ての計畫は自動的に廢棄せられることになつた。而して、かゝる狀勢の下において、如上の計畫は有耶無耶に葬り去られ、それと同時に、舊大清銀行も姿を消すに至つたのである。

銀行法規細目設定の嚆矢

支那において、紙幣の發行に關する最初の公式法令が公布されたのは、大清銀行が存在した、極めて短い歷史上の時期（一九〇九年）であつた。從つて、これらの諸法規を含む次の文書は、かなりの學術的興味を惹くのである。併し實際には新法規は無視されたので、萬事は舊來の無頓著な方法の下に處理された。

支那銀行劵發行統制に關し皇帝の裁可を經て財政部より發布された特別法規

（飜　譯）

一、本法規によつて取締を受ける紙幣は銀行劵で、印刷又は肉筆を問はず被支拂人の性名、支拂期日、乃至場所を記載してゐない整數額面の紙幣、即ち流通紙幣である。

二、端數額を含むか、或ひは被支拂人の性名、支拂期日及び場所を記載せる肉筆に依る紙幣、即ち小切手及び爲替手形は本法規の對象外に屬する。

三、銀行が通貨紙幣の發行につき政府の許可を得んとする場合には、如何なる損失が生じたる場合といへども、紙

幣價格を補償する用意ある五名の資力ある保證人を他の銀行より得なければならない。しかしながら正式に設定された銀行は、かゝる拘束を受けない。

四、他の種類の紙幣と共に、現銀手形を發行する家號所有の現銀取扱業者は、損失を受けた場合發行されてゐる紙幣價格の賠償を保證する五名の信頼すべき商社を保證人に立てることが出來る場合に限り、暫定的に從來と同樣紙幣發行の繼續を許可される。併し、かゝる現銀取扱業者は、紙幣發行に關する全事項につき、新法規の命ずるところに從はねばならぬ。

五、現在銀行券を發行し、しかも登錄未濟の銀行はすべて公電を受理した日より六ヶ月以内に、直ちに資本を集める措置を講じ、かつ財政部の登錄を受けるために地方政府に申請せねばならぬ。時日の期限が滿了したのち、上記の如く登錄を申請しなかつた諸銀行は、一定期間內に、該銀行券全部を流通過程より回收せねばならぬ。のみならず法規第十八條に基き、地方官憲により科料處分を受ける。

六、現在銀行券を發行してゐる銀行以外の商社はすべて、一九一〇年五月末までに、漸次、各自の發行紙幣を回收せねばならぬ。期限內に全紙幣を回收し得なかつた商社は各自業務と別個に銀行を設立し、かつ法規に基きかゝる銀行の登錄をすることが許可される。

七、本法發布以後に開設され、銀行業務を行ひつゝある銀行又は商社は、公私を問はず銀行券を發行するを得ず。

八、紙幣發行を許可された銀行は、本法發布以後、現在流通中の紙幣額を超過する紙幣の發行は許されない。

九、紙幣を發行してゐる銀行又は商社は、財政部の定めた書式に基き、目下流通中の紙幣數量を正確に報告せねば

ならぬ。右流通高は、本法發布以後の如何なる期日においてもあらゆる場所における流通最高限度として計量せられるのである。

十、すべての銀行は、公私を問はず發行券の全額に相當する兌換準備を保有せねばならぬ。かゝる兌換準備のうち、四十パーセントは現銀、六十パーセントは政府公債、信用ある株式、假株券又は預金證書を以て構成すべきものとす。監査を容易ならしめるため、この兌換準備は別々に金庫内に保管されねばならぬ。しかして同勘定は銀行の通常業務と切り離さねばならぬ。

十一、各行は明年即ち一九一一年より毎年各自發行の紙幣二十パーセントを流通過程より回收し、かくて明年以後五ヶ年間に全紙幣は回收されねばならぬ。

十二、もし定められた期限を待たず全紙幣を直ちに回收せんと欲する銀行は、確實なる證書を預け入れ、低利率で年賦を以て償還し得る金額の借入れに關して大淸銀行と取極めを行ひ得るものとす。

十三、新鑄貨が今後採用される地方において、もし補助鑄貨に有害な影響を及ぼす如き紙幣が發行されてゐる場合には（例へば各種の現銀券及び元仙紙幣の如き）實施期が到來すれば財政部はその問題處理のため、特別の手配を行ふであらう。

十四、次年度よりすべての銀行は、財政部の定めた書式に從ひ當該月に發行された紙幣額及び保有兌換準備額を、毎月財政部に報告せねばならぬ。

十五、財政部は時折檢査官を公立銀行に派遣し檢査せしめる。而して、該銀行の兌換準備が發券高に相應しない場合

又は、虚僞の報告を行ひ或ひは本法規を侵犯してゐた場合には、該銀行は財政部の處罰をうける。

十六、商業銀行は定期的に、地方官廳、商會代表者の檢査を受ける。もし準備銀が不十分であるとか、報告が不正確であるとか、又は惡習が發見された場合、事件の審議を仰ぐために財政部に報告される。

十七、定期的檢査に關する法規は、周到なる注意を以つて考慮され、あらゆる當事者輔導のため財政部の手によつて作成される。

十八、本法規の侵略行爲は程度の輕少を問はず、地方官廳により百元以上五百元以下の罰金刑に處せられる。特に重大なる犯罪行爲については、地方官廳は財政部に報告すべきものとする。

十九、本法規は硬貨の安定を保障し、商業上の利益を保護するを目的とする。もし本法規を歪曲して利用せんとするものがあれば、各銀行は直接財政部又は地方政府最高當局に申告し得るものとする。右申告を受けた各關係官廳は事件の愼重なる調査に基き、違犯者を嚴重處分せねばならぬ。諸銀行はまた、風說を流布し、事態を紛糾せしめんとする者に對して嚴重處罰するよう地方官廳に請願する自由を有する。

二十、本法規に何等かの修正を施し、または一時その效力を停止するか、或は廢棄せねばならぬ事態が生じた場合は財政部は愼重考慮の上問題の處理に當るものとす。

附　言

以上の法規は、程度の多少はともかく、芝罘、長沙、南京、廣東においても實施された。本法規は、牛莊、漢口、鎭口、及び福州においても發布されたが、實施には至らなかつた。一方、他の諸開港場においては、全く無視された

のであつた。

このほか、屢々各種の法規が發布されたが、その內容は上記の法規に酷似してゐる。「極東評論」(Far Eastern Review) 一九〇九年七月三日及び廿四日號、「北京新聞」(Peking Gazette) 一九一三年十一月十七日號、及び一九一四年八月四日號、一九一五年十月廿三日號、「北京日報」(Peking Daily News) 一九一二年三月九日、一九一四年三月三日及び一九一七年二月號を參照されたい。

第二章　發券銀行としての中國銀行

大淸銀行の灰燼の中から、直接の後繼者たる中國銀行が姿を現はした。一九一二年五月、陳金濤博士は北京共和政府より政府銀行を再組織すべき旨委任された。最初、政府より八百萬兩を出資して、これを資本とする意向であつたが、國庫が空虛だつたので、この計畫は實行に移すことが出來なかつた。かうした事情のため、陳博士の使命は成果を收め得なかつたが、彼は、政府が不換紙幣を市場に氾濫させるのを防止するため最善を盡した。中國銀行章程は一九一三年四月十五日、大總統令を以つて公布された。

一九一一年十月から一二年二月に至る混亂期においては、全國に亙る紊亂、恐慌、掠奪が當時の秩序に外ならなかつた。舊大淸銀行の株主は南京地方政府に請願して、支那國立乃至共和銀行の名稱を以つて、營業を繼續すべき許可を得た。(北支那ヘラルド、一九一二年二月十一日號參照)かくて、一九一二年二月五日、上海大淸銀行構內において新銀行の創立總會が正式に開催され、舊銀行の解散となつたのである。中國銀行北京本店は資金の缺如のため八月一日まで開業することが出來なかつた。

しかし正式の營業開始は更に延期された。その理由は、一九一二年十二月廿六日に至つて漸く發布された中國銀行創立に關する大總統令から判斷し得るであらう。その命令は左の如きものであつた。

「財政部長周學熙は、中央政府により設立さるべき中國銀行が現在既に組織され、各支店も引續き開設された旨報告

してゐる。しかして周部長は、紙幣取締法規の制定に先立ち、該銀行により發行された一覽拂手形は、政府勘定及び一般商取引における一切の支拂に際し受納さるべきものとして、全國民の間を流通し得る權能を附與せねばならないこと、他方この手形の現銀引換へに應ずべき準備銀を充分に保有せしめること、同手形の流通を容易ならしめるため、出來るだけ多くの交換事務所を設立せねばならぬこと、而して、紙幣取締法規が國務會議を通過し、正式に發布されると同時に、該法規は斷乎遵守されねばならぬこと等々を要請してゐる。

中國銀行の機能は全國民の金融市場を統整することにある。それは商業銀行の性質とは全く異つてゐる。前清朝の中央銀行は、無謀極まる紙幣の發行と擔保貸付を行ひ、一般民衆の信頼を失墜したその失敗は蔽ふべくもない。中國銀行が創設されたばかりの今日、列國中央銀行が充分に現金準備を用意し、あらゆる惡弊の發生を嚴重に防止しつゝある實狀に劣らぬやう努力することは、中國銀行の最も重要な義務である。その最初に採るべき主要なる措置は、一般社會の信頼を獲得することである。かゝる信頼が獲得されるならば、國家の生活力は莫大な利益を享受すると共に、金融市場の動搖を安定せしめるであらう。紙幣を大規模に流通せしめる計畫が未だ時期尚早である現在、上記の如き一覽拂手形をまづ使用することの焦眉の急を要することが、金融市場を調整し、劃一的統制の達成を促進せんとする見地から提唱されてゐる。斯るが故に、右手形が公私の支拂手段として認容さるべしとの要請が認可せられる。一般民衆の政府に對する信頼の念が幾分か强化された時には、商人及び一般民衆が該手形を好んで行使することは確かである。該手形の發行及び行使のために作成された臨時法規を各政府部門、各省政府當局、各行政官に送達して右の趣旨を知らしめ、しかしてこれに關する布告は該銀行の交換事務所が既に設置されたる場所において發表し、商人及び一

般民衆に本統令を遵守すべき旨を要望すべきである。」

中國銀行章程は、同銀行の資本金を六千萬元と定め、その半額は政府が出資するものと豫想されてゐた。しかし當時及び二、三年後において、政府及び民間側財源のうちから事實上利用し得る資本は一千萬元を超えなかつたのである。一九二八年十月においてすら同行の拂込濟資本金は一千九百七十六萬元を超えなかつた。同年末、資本金は二千四百七十一萬一千七百元に增額された。なほ、一九三五年三月卅日には新協定が締結され、この協定事項に基き中國銀行の新資本金は四千萬元拂込濟と定められ、その半額を政府が出資した。

僅少なる資本金（一九一三年）にも拘らず、同行の業務は著しく發展し、一九一五年末までに支店數は約百五十を數へるに至つた。一九一三年四月十五日、大總統令によつて認可された原章程は、卅ケ條より成つてをり、このうち第十四條のみが、以下の如く簡單に紙幣發行に關する事項を取扱つてゐる。

「中國銀行は國民政府のために、國幣を發行する責任を課せられてゐる。」

中國銀行令には銀行劵に關する限り、何等詳細なる規定が含まれてゐないが、一九一一年十二月の混亂期に發布された、財政部の臨時命令に記載せられてゐる。同命令は次の如き條項を含んでゐる。

「（一）銀行劵は中國銀行及び同行代理店によつて發行されるものとす。

（二）中國銀行發行の銀行劵は次の目的に使用し得

（イ）各省における一切の地租、釐金稅、及び關稅を支拂ふため

（ロ）汽車汽船切符又は郵便切手購入のため

（ハ）文武官吏の給料支拂のため

（ニ）政府の行政事務に關する一切の費用を支辨するため

（三）中國銀行發行の銀行券は同券に記載されてゐる如く、發行地の當該銀行において兌換し得るものとす。

（四）二個所の地名が記載されてゐる銀行券は、送金手數料を課することなく、兩者のうち何れの場所においても兌換し得るものとす。

（五）本銀行券の是認を拒否したるもの、又は、これを割引して賣買せんとしたるものは嚴重に處罰せらるべし。

一九一二年十二月二十五日に發せられた大總統令は、中國銀行の暫定條令を公布すると同時に、全國の金融市場を統制すべき立場にある同銀行は多額の兌換準備を保有すべきこと、また支那國內における金融上の緊急事態に處して適當の措置を講ずることはその義務である點を十分自覺すべきだと勸告してゐる。

創立當初の二、三年間は、中國銀行の紙幣流通高は比較的少量であつた。この事實は革命に引續き一般民衆の間に紙幣に對する不信の念が橫溢してゐたこと、民間發券業者の發行せるより多くの紙幣供給量があらゆる市場に存在してゐたこと、及びメキシコ銀元と各種の支那銀元との兌換に關して混亂が發生してゐたこと等の原因に基くものであつた。一九一四年十二月、袁世凱紙幣が發行されたことは、劃一的單位としての基礎を作り出すのに役立つた。一九一九年までにメキシコ銀元及び支那銀元との開きは既に上海市場においては消滅し、かくて、兌換のための適當な媒介

手段についての疑問も亦取り除かれたのである。

中國銀行は著しい發展を遂げたにも拘らず、幾多の試錬と艱難とに遭遇せねばならなかつたが、それは殆んど全部が、共和國成立の最初の廿五年間において著しく政局が不安定、且つ不透明であつたことに基因するのである。同銀行が嘗めた最悪の經驗の一として、一九一五—一六年に主として北京における不確實なる不換紙幣の强制發行が行はれたことが擧げられよう。同事件は、袁世凱が支那皇帝たらんとする策謀に失敗した結果、生じたものであつた。同行の一九二九年度株主總會において、總裁はかゝる不換紙幣の總額が六千萬元に達したと述べてゐる。一九一六年の支拂猶豫令に關する經緯は極めて重要であり、興味深いので、特に一章を設けて說明する。

こゝで、中國銀行券の流通高が如何に增大して來たかを示すことは、十分價値のあることだと考へる。更に、一九三六年末までに同行の地位は、非常に高められてゐたので、同銀行券が全國に亙つて好んで流通されるに至つてゐたことを附記しておかねばならない。

一九一二年	一、〇六一、六三六（單位元）
一九一三年	五、〇二〇、九九七
一九一四年	一六、三九八、一七八
一九一五年	三八、四四九、二二八
一九一六年	四六、四三七、二三四
一九一七年	七二、九八四、三〇七
一九一八年	五二、一七〇、二九九

一九一九年	六一、六八〇、〇八八（單位元）
一九二〇年	六六、八八四、一〇三
一九二一年	六二、四九三、三四〇
一九二二年	七七、七六六、〇二九
一九二三年	八〇、九八六、七一二
一九二四年	八九、九七八、五八二
一九二五年	一二七、〇九一、四六二

一九二六年……一三七、四二一、三四五（單位元）
一九二七年……一五九、〇〇一、一〇二
一九二八年……一七二、三〇四、〇二七
一九二九年……一九七、七二八、二八七
一九三〇年……二〇三、八四七、四四四
一九三一年……一九一、七四九、一三九

一九三二年……一八四、四二六、九三七（單位元）
一九三三年……一八三、七二六、九九七
一九三四年……二〇四、七一三、四六五
一九三五年……二八六、二四五、〇四一
一九三六年……四五九、三一〇、二四〇
一九三七年（六月）……五〇九、八六三、〇〇〇

中國銀行の紙幣一覽表

私は一九一二年から一九三六年に至る期間において中國銀行の發行した紙幣の各種の見本に目をとほしたことがあるので、簡單にこれを記録するのは十分興味のあることだと考へる。余が目をとほしたものは、全紙幣を蒐集したものだと云ふ話であつたが、或ひは一、二の紙幣を逸脱してゐるかも知れない。

發行場所	日付	額面	色（A）	製作者
全般（B）	一九〇九、一〇、	五元	藍及ビ黑	アメリカ銀行券會社
		一〇〃	スミレ及ビ黑	〃
南京	一九一二、二、一〇	一〃	青ミチを帶びたスミレ	商業印刷社
		五〃	青ミチを帶びたオレンヂ	〃
	一九一二、六、一	一〃	暗綠	アメリカ銀行券會社
		五〃	暗褐	〃
		一〇〃	暗藍	〃

	一九一八、九、	一〃	スミレ	〃
浙江	一九一二、六、一	一〃	暗緑	〃
		五〃	暗褐	〃
		一〇〃	暗藍	〃
	一九一八、九	一〃	暗緑	〃
		五〃	暗藍	〃
		一〇〃	淺褐	〃
安徽	一九一二、六、一	一〃	緑	〃
		五〃	黒褐	〃
		一〇〃	藍	〃
	一九一八、九、	一〃	赤	〃
		五〃	灰褐	〃
		一〇〃	緑	〃
江西	一九一二、六、一	一〃	緑	〃
		五（C）	暗褐	〃
		一〇（C）	藍	〃
	一九一八、九、	一元	オレンヂ	〃
		五〃	灰褐	〃
		一〇〃	藍	〃
福建	一九一二、六、一	一（D）	緑	〃
		五（D）	灰褐	〃

		五元		〃
		一〇〃	暗藍	〃
		一〇(D)	〃	〃
	一九一三、	一(E)	オレンヂ	〃
		五(E)	暗藍	〃
厦門．	一九三〇、一〇、	一元	暗綠	〃
		五〃	スミレ	〃
		一〇〃	オレンヂ	〃
上海	一九一八、九、	一(F)	藍	〃
	一九一八、九、	一(F)	灰藍	〃
		五元	綠	〃
		一〇〃	オレンヂ	〃
	一九二四、	一〇〃	暗褐	〃
	一九二六、	五〃	綠及びスミレ	〃
	一九三五、三、	五〃	綠及びオレンヂ	De La Rue and Co; London
		五(G)	綠及びオレンヂ	〃
	一九三六、五、	一元	暗藍	〃
天津	一九一八、九、	一〃	褐	アメリカ銀行劵會社
		五(H)	オレンヂ	〃
		五(H)	褐	〃
		一〇(H)	オリーヴ	〃

		一〇〃	灰緑	〃
	一九三一、一、	五〃	オレンヂ	〃
	一九三四、一〇、	一〇〃	緑	De La Rue and Co ; London
	一九三五、三、	一〃	褐藍	〃
	一九〇九、一〇、一	一(I)	オレンヂ及び黒	アメリカ銀行券會社
		一(J)	赤及び黒	〃
		五(I)	藍及び黒	〃
		一〇(I)	スミレ及び黒	〃
	一九一二、六、一	一〃	緑	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	藍	〃
	一九一七、五、一	一〃	藍	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	緑	〃
		一〇〇〃	スミレ	〃
	一九一八、九、	一(K)	緑	〃
山東	一九〇九、一〇、	一(I)	赤及び黒	〃
		五(I)	藍及び黒	〃
		一〇(I)	スミレ及び黒	〃
	一九一二、六、一	一〃	緑	〃
		一〇〃	藍	〃

	一九一三、六、	一〃	オレンヂ及び赤	〃
	一九三四、二、	一〃	オレンヂ	De La Rue and Co; London
		五〃	綠	〃
		一〇〃	褐赤	〃
	一九一八、九、	一〃	オレンヂ	アメリカ銀行券會社
		五〃	暗綠	〃
		一〇〃	褐	〃
芝罘	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
		五〃	褐	〃
河南	一九〇九、一〇、一	五(L)	藍及び黑	〃
		一〇(L)	スミレ及び黑	〃
	一九一二、六、一	一〃	赤及び黑	〃
山西	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	藍	〃
	一九一八、九、	一〃	スミレ	〃
		五〃	オレンヂ	〃
		一〇〃	綠	〃
歸綏	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	藍	〃

張家口	一九一八、九、一	一〃	綠	〃
		五〃	スミレ	〃
		一〇〃	オレンヂ	〃
四川	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	藍	〃
	一九一八、九、	一〃	オレンヂ	〃
		五〃	綠	〃
		一〇〃	褐	〃
漢口	一九〇九、一〇、一	五(L)	藍及び黑	〃
		一〇(L)	スミレ及び黑	〃
	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
	一九一八、九、	一〃	オレンヂ	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	スミレ	〃
廣東(M)	一九一三、六、一	一〃	オレンヂ	〃
		五〃	藍	〃
	一九一三、一、一	五(N)	綠	〃
	一九一八、六、一	一〇〃	藍	〃
滿洲(O)	一九一二、六、一	一〃	綠	〃
		五〃	褐	〃

		一〇〃	藍	〃
哈爾賓	一九一八、九、	一〃	オレンヂ	〃
		五〃	褐	〃
		一〇〃	オリーヴ	〃
北京	一九〇九、一〇、一	一、	赤及ビ黒	〃

以上の表に明示された元紙幣以外に、中國銀行は少額元紙幣、一元以下の小硬貨元紙幣及び錢票を發行した。

(a) 少額元紙幣

發行場所	日付	額面	色	製作者
上海	一九一二、六、一	一〇仙	藍	Waterlow and Sons, London
		二〇〃	褐	〃
		五〇〃	綠	〃
	日付なし	一〇(Q)	暗褐	アメリカ銀行券會社
		二〇(Q)	藍	〃
		二〇仙	藍	〃
哈爾賓	日付なし	一〇〃	暗褐	〃
		五〃	綠	〃
	一九一七、一〇、一	五〃	褐及び藍	〃
		一〇〃	赤	〃
		二〇〃	スミレ	〃
保定	一九一七、一〇、一	一〇〃	綠	〃

		二〇〃	オレンヂ	〃
		五〇〃	綠	〃
張家口	一九一七、一〇、	一〇〃	スミレ	〃
		二〇〃	褐	〃
		五〇〃	オレンヂ	〃
歸綏	一九一七、一〇、	一〇〃	綠	〃
		二〇〃	褐	〃
		五〇〃	藍	〃
山西	一九一七、一〇、	一〇〃	褐	〃
		二〇〃	綠	〃
		五〇〃	スミレ	〃
青島	一九一七、一〇、	一〇〃	褐	〃
		二〇〃	オレンヂ	〃
		五〇〃	褐	〃
清江浦	一九一七、一〇、一	一〇〃	赤	〃
		二〇〃	褐	〃
		五〇〃	綠	〃
江西	一九一七、一〇、	二〇〃	赤	彫刻及ビ印刷局北京
		五〇〃	スミレ	〃

（ト）一ドル以下の小硬貨紙幣

滿洲	一九一七、一〇、一	一〇〃	オレンヂ	アメリカ銀行券會社

	一九一四、一二、一	二〇〃	赤	〃
		五〇〃	藍	〃
	一九一七、一〇、一	五〇〃	褐	〃

（c）銅票

九江	一九一九、	一〇銅貨	赤及び藍	支那にて印刷
		五〇〃	褐	〃
		一〇〇〃	オレンヂ。	〃

備考　中國銀行は北京においても亦各名目の銅票を發行したのであるが、私はその見本をみてゐない。

（A）色合はイギリス字體の印刷されてゐる紙幣面の色を示す。
（B）この系統の紙幣は、大淸銀行券として發行され、中國銀行の名が刷込まれてゐる。
（C）「送金手形、銀に兌換し得ず」と記載されてゐる。
（D）下段の餘白に「一元に對し七錢三分」と記載されてゐる。
（E）下段の餘白に「平價卽ち一元に對し十仙貨幣の割合で、補助（銀）貨幣拂」と刷込まれてゐる。
（F）北京發行と刷込まれてゐる。
（G）「上海」と云ふ銘刻がない。
（H）北京紙幣に「天津」と刷込まれてゐる。
（I）大淸銀行券に、それぞれ「天津」及び「山東」と刷込まれてゐる。

（J）大清銀行劵に「直隷」と刷込まれてゐる。
（K）張家口紙幣に「天津」と刷込まれてゐる。
（L）大清銀行劵に刷込まれてゐる。
（M）「少額貨幣」元で。
（N）廣東省の省立銀行劵に刷込まれてゐる。
（O）「平價卽ち、元に對し十仙貨幣十個の割合で、補助　銀）貨に兌換し得」と餘白に刷込まれてゐる。
（P）北京發行の數と種類は、勿論非常に多く、若干天津發行のものに似てゐる。併し、私はその見本を見てゐない。
（Q）最初哈爾賓向けとして、一部はロシア文字で印刷されたが、上海において使用するため「上海」と刷込まれた。

第三章　發券銀行としての交通銀行

交通銀行が創立免許を得たのは一九〇七年十二月八日であつた。事實上、その創立は既存の政府銀行、卽ち戶部銀行に對して競爭者を作ると殆ど同樣の意義を有するものであつた。一般に發表された新設銀行の目的に關しては、皇帝に對する請願書から引用した次の一節が詳細に說明してゐる。

「陳郵政交通部總長及び各大臣は、交通銀行設立に關する御裁可を與へらるゝよう、請願書を闕下に捧呈する、同銀行は、各航路、鐵道、電信、及び郵信施設を統一結合する手段として役立つであらう。」

この請願書において、同行は幾多の有效な機能のうち特に鐵道建設のための借款を斡旋し、かつ外國爲替取引に關する錯綜せる多くの諸問題を管理することを目的とする旨が明記されてゐる。

交通銀行最初の資本金は一千萬庫平兩で、その半額は卽時拂込を行ふことになつた。政府は總株數の五分の二を引受け、民間には殘りの五分の三が提供された。民間株に對する應募申込は遙かに割當を突破した。一九一一年の革命は當然同行の收益力及び營業狀態に惡影響を及ぼした。併し、一九一四年及び一五年においては、非常に滿足すべき利益を收めた。

一九一四年、交通銀行は他の一聯の章程に對する大總統令による裁可を含めた新しい特許を確保した。同行が政爭の溫床であり、交通部閥の傀儡であつたことは、既に一般周知の事實であつた。この交通部閥の背後にあつて指揮し

てゐたのは梁士詒であつて、彼の事務所は一時、ある公文書の中において「銅山及び金鑛」に喩へられてゐたものである。

帝位に卽かうといふ野望をもつた袁世凱は、一九一五年と一六年とにわたつて、梁士詒から直接的支持と財政的援助とを仰いだ。彼は交通銀行の財源を袁世凱の自由意志に一任した。袁世凱の野望がみじめな終結を告げたことは、非常によく知られてゐる事實なので、こゝにその詳細を述べる必要はない。而してこの事件を契機として一九一六年の支拂猶豫令の發布となつたのであるが、これについては後述する豫定である。

交通銀行創立以來十年間における同銀行の政策は、創設當初に述べられた目的とは、凡そかけはなれたものであつた。況んや中國銀行との間には、公然たる對立があり、殊に政府資金の保管をめぐり猛烈な闘爭が行はれたのである。

一九一三年、一上院議員卽ち反對派國民黨の某代表者は、法律をもつて從來中國銀行に與へられて來た特權を交通銀行が强奪せんとしてゐる點に關し、憲法違反の名目で、敢然袁世凱政府彈劾の火蓋を切つたのであつた。同彈劾案は一九一三年七月三日の參議院第一讀會を通過したが、同年十一月まで同問題は殆んど立消の形となつてゐた。ところが、袁世凱は十一月に至り、突如國民黨所屬全議員を强制的に北京から退去せしめた結果、兩院の議員數は何れも法定數以下に減少したのである。

一九一六年の支拂猶豫令發布に對する抗議として、中國銀行員の辭職騷ぎや怠業等が惹起したが、交通銀行員は同一の行動をとらなかつた。

創立當時の拂込濟資本金五百萬庫平兩は一九一〇年に至つて、七百五十萬元に換算、變更された。一九二二年、整理が行はれ一千萬元に增資されたが、同年末、拂込濟資本金の總額は七百五十七萬八千九百五十元に達した。一九二八年十一月十七日に、交通銀行に對する新しい認可が下るまでは、資本金は同一水準にとゞまつてゐた。この年、資本金は一千萬元と定められ、そのうち二割は政府に割當てられ、殘餘の八割は、民間株主に割當てられた。一九三五年における事實上の拂込額は、八百七十一萬五千六百五十元であつた。

紙幣發行

一九一四年四月七日の同銀行第二回特許令には、銀行券發行の權限に關し、左の如き條項が含まれてゐる。

「第十三條、政府の特別許可を以て、交通銀行は銀行券を發行し得るものとす。銀行券の發行は財政部の決定せる銀行券取締法規に從つて行ふべきものとす。なほ、本行は銀行券の形式、數量、期限等を財政部に提示し、その承認を求むべし」

一九二二年、獨立的銀行券發行制度が始められた。發行地域は各地方に分割された。かくて紙幣發行は普通銀行業務から分離され、銀行券に對して保有されてゐる準備銀額は、爾後、定期的に發表されることとなつた。右の措置は交通銀行の發券業務に一新紀元を劃するものであつた。中國銀行と同樣、交通銀行の本店は一九二八年末上海に移轉した。

次に揭げる統計表は、共和國時代になつてからの交通銀行券の流通高に關する詳細な統計である。（年末の最高流

通高を示す）

一九一二年	七九三、五五八元
一九一三年	四、四九八、七六二〃
一九一四年	五、九五七、六二七〃
一九一五年	二四、八六三、一一〇〃
一九一六年	二一、二九七、八九一〃
一九一七年	二八、六〇三、八三六〃
一九一八年	三五、一八四、五六三〃
一九一九年	二九、二七二、六五三〃
一九二〇年	三九、一七〇、一九二〃
一九二一年	三〇、一四三、二三三〃
一九二二年	三二、五二三、八四〇〃
一九二三年	三八、五一七、六一三〃
一九二四年	四一、六一三、四一八〃
一九二五年	四八、三三七、一三三元
一九二六年	五七、一三六、四六六〃
一九二七年	六五、〇九六、八八九〃
一九二八年	六八、〇二六、一一四〃
一九二九年	六九、二二一、五一二〃
一九三〇年	八二、八九七、七八五〃
一九三一年	八一、〇九八、〇八〇〃
一九三二年	八二、四二四、六八三〃
一九三三年	八三、一一一、三六九〃
一九三四年	一〇三、二三四、八五〇〃
一九三五年	一七六、二四四、九五〇〃
一九三六年	二九五、〇四五、五二五〃
一九三七年…（七月）	三三五、九九九、四四〇〃

一九一一年の革命によつて交通銀行は大清銀行と共に莫大な損失を蒙り、これが回復には相當の歳月に亙る努力を要した。また、袁世凱の帝位獲得の野望が水泡に歸したため、業績挽回と圓滑な活動にまたしても大きな支障を來すこととなつた。數年間に亙り、交通銀行はその愚劣極まる失敗の尻ぬぐひのため、幾多の悪影響をうけ、適當な善後策を缺くと共に、一般からの信頼に缺如してゐたゝめ、同行の發展に重大蹉跌を來したのである。

支拂猶豫令

北京に本店を置く二つの政府銀行、即ち中國銀行と交通銀行は、一九一六年、支拂停止の止むなきに至つた。この支拂停止は通常銀行業務の操作が惡かつたために齎らされたのではなく、全く故袁世凱の統制下にあつた北京政府が無暴に尨大な資金を必要とした結果に外ならなかつた。袁世凱が清朝最後の宰相であつたこと、また革命直後躊躇するところなく共和國の主要後見人たる役割を擔當した事實は、是非とも想起せねばならぬ。彼は電光石火、自ら獨裁者の地位にのぼり、御手盛の憲法を書卸し、議會を解散して、彼の一味徒黨が選出される如き選擧法を制定した。彼は、結局皇帝と云ふ高位を衆望によつて「引受ける」(一九一五年十二月中に)ために、王道について討議しこれを宣傳すべき團體を組織した。

袁が裏切者であり、僞善者であることは、歳月の流れると共に一般民衆の知るところとなつた。從つて、徹底的に共和國讃美の諸省が彼に對する信頼の念を捨て、彼への支持の態度をひるがへしてきたのは當然であつた。彼が帝位を引受けるや、袁の支配に反對する革命が雲南に勃發した。これがため、南方諸省の主要なる財源を喪失したのみでなく、革命鎭壓のため國庫より莫大な費用を支出せねばならなかつた。ところが國庫は火の車の慘狀であつたので、月給百元以下の官吏は二割、月收五百元の官吏はその五割をもつて强制的に内國債を引受けさせられた。一九一五年及び一六年には、政府官吏の給料はしばしば數ヶ月に亙つて不拂となつた。袁世凱の皇帝即位の準備費は總額二千萬元を超過した。

財政部は思案に餘つて、國立博物館を抵當に五百萬元を借入れんとしたが、この交渉は結局失敗した。かくて、各銀行の現銀準備以外には全く收入の途が殘されてゐないものと考へられた。中國銀行は冷淡な態度を示してゐたが、梁士詒の支配下にあつた交通銀行は、資金の貸出しについては頗る寛大であつた。そこで、中國銀行の資金に對する統制を強化するため、一九一六年四月廿一日、袁世凱は閣僚の一人たる周自齋を中國銀行董事長に任命したのである。

それから三週間後に（一九一六年五月十二日）兩國立銀行の正貨支拂停止を告示した内閣の支拂猶豫令が發布された。この三週間に、中國銀行の保有銀が支拂停止を必要とする程涸渇して來たとも考へ得られるし、また一方、同行の内容はなほ比較的健全であつたが、梁士詒の勸告により窮境その極に達してゐた交通銀行と歩調を合せるために、支拂停止が行はれたと云ふこともあり得ることである。

支拂猶豫令にも拘らず、公式には兩銀行の北京支店が發行した紙幣は法幣たるの性質を有し、平價以下でこれを受取つたものは嚴重なる處罰に付された。一般民衆に對しては、造幣廠は銀貨及び銅貨を鑄造するために全能力をあげて作業を續けてゐると説明された。而して兩行は各自の地下室にある銀準備と、預金の一切に封印するやう命ぜられた。この最後の命令は、當時世界大戰に參加中の列國が公布した同樣な法規と軌を一にするものと考へられた。併しかうした考へは間違つてゐた。況んやこの命令は專ら兩國立銀行にのみ適用されたのであるから、なほ更間違つてゐたわけである。支拂猶豫令は銀票のみに適用されたのであるが、兩銀行は銅票も流通させて居り、これも亦兌換不能となつた。この事實は貧民階級に一層猛烈な苦惱を與へたのであつた。少額紙幣は兩行とも一九一五年に發行したのであるが、最初發行許可を得た總額は二百萬元であつた。

支拂猶豫令が發布されるや、直ちに銀の退藏が始まつた。これがため關稅、鹽稅、その他の租稅、及び鐵道賃銀等はすべて紙幣のみをもつて支拂はれた。かゝる稅收入を擔保とした公債は、外國通貨で元利拂をなし得なかつたから、列國の干涉を誘致する危險性があつた。卸賣商人は小賣商に對し紙幣と引換へに商品を卸すのは好まなかつた。かくて飢餓が漸く貧民階級の運命たらんとする惧れが生じ、全般的な混亂が勃發する氣配となつた。

まづ、抗議の火の手は、守舊的將軍たる張勳からあげられた。彼はかゝる狀勢下において軍隊の擧動に對して責任をとり得ないとして拒否したのである。馮國璋將軍も亦同じやうに自己の意見を披瀝した。「內閣命令」が公布されたとき、相談さへ受けなかつた財政部總長孫寶琦は、秘かに北京を脫出した。梁士詒は告發するぞと脅迫して首席監察官を辭職せしめた。中國銀行北京本店の首腦部は辭職した。

袁世凱の政策に不贊成だつた中國銀行の各支店は、支拂猶豫令を默殺した。これらの支店の中には、天津（併し、のちにこの態度を中止した）南京、漢口、武昌等が數へられた。上海支店は別個の方策を採用し外國人の評議員を任命した。「中立又は獨立」の諸省にある支店は、軍閥の背後にかくれ、自衞策を講じた。袁と梁は、事態を緩和する代りに交通銀行に燒判の新紙幣を發行せしめたが、そのうち、二、三の紙幣は袁世凱の死後數ヶ月を經てもなほ發行されたのである。會計檢査院長は外國人顧問及び財政部官吏を各二名づつ檢査委員に任命したが、彼等は兩銀行の會計帳簿に手をつけることを拒絕された。

兩政府銀行の實際の營業狀態が以上のやうだつたので、一般民衆はこれを利用することが出來なかつた。一九一六年六月三日の北京新聞によれば、交通銀行の紙幣發行高は一億五千九百萬元、中國銀行のそれは五千萬元に達したと

云ふ。支那側資料によればこれよりも遙かに少なく、即ち交通銀行は八千萬元、中國銀行は三千四百萬元とおさへてゐた。同日の北京新聞は「交通銀行の金庫がすつかり空虚になつてゐることは一般周知の事實となつてゐる」と報じてゐる。この報道は檢閲に引かゝらずに濟んだのだが。交通銀行の紙幣は北京で發行された中國銀行券に比し常に五分乃至一割五分見當の安値を示してゐた。現銀はすべて、首都北京の兩替店の店先から姿を消し、而も補助貨すら非常に拂底して來たので、紙幣の兩替を求める人があれば、兩替店では、銅票を渡すと云ふ始末であつた。

北京においては、若干の割引で紙幣を受取ることは禁ぜられてゐたが、インフレーションは急激に襲來した。と云ふのは、商人連はかくの如き事情の下では商品の値上をすることは止むを得なかつたからである。換言すれば、生計費は急騰を示したからである。貧民階級は文字通り參つてしまつた。何故と云ふに、物價騰貴に應じて賃銀が引上げられぬのに、食糧品が二割以上も急騰したことは彼等にとつて致命的打擊に外ならなかつたからである。北京商會は食糧暴動勃發の重大な危險性が存在する旨を指摘した次の如き陳情書を、政府に提出した。

「政府高官閣下、われわれ商人及びあらゆる階級の首都住民は、いまや、身動きもならず拱手傍觀して天命を待つのみである。かくの如く、外敵の攻擊を俟つ迄もなく、われわれは自滅するの止きなきに至つてゐる。擾亂運動を俟つ迄もなく、われわれは、自ら暴動の徒に墮せんとする破目におかれてゐる」

紙幣保有者のみならず、一般預金者も一樣に、支拂猶豫令の影響を蒙つた。彼等は減價(又は少くとも兌換し得ない)した通貨を以て、小切手を支拂ふことを餘儀なくされた。銀行はかうした小切手の提出に對して支拂ふため、支拂停止の期間中、更に紙幣を發行するの止むなき有樣であつた。

外國銀行は支拂猶豫令を全然默殺して、現銀又は自行發行の銀行券のみを受取つた。稅務署、鐵道その他に對し、支那銀行券を法貨として受取るよう命令し、以て支那銀行券を平價に釘付けせんとした努力も、僅か一、二週間效果を有したに過ぎなかつた。そこで支拂をうける際には紙幣をもつてし、自分が支拂ふ際には現銀をもつてせねばならぬと云ふ矛盾した問題は、到底克服し得ないものだと云ふことが明らかとなつた。交通部は間もなく鐵道運賃の一部を、或る種の等級を付して、現銀で受取るとの命令を出さゞるを得なくなつた。一時交通部は中國銀行券の受取を全然拒否したのだが、おそらくかうした措置は、交通銀行券の減價の程度を少くするためにとられたものであらう。一九一六年六月十二日、交通部は、一部所管鐵道の運賃は、交通銀行の特定の諸支店發行券をもつてのみ支拂はねばならぬと布告した。一九一六年五月卅一日、郵政部も交通部の先例にならひ、現銀及び紙幣をもつて支拂ふべき割合を指示せる細目を發表した。

支拂猶豫令をまつ先に默殺した人の中には、直隷省財政局長もゐたのだが、彼は部下に對して稅金の收納にあたり兩國立銀行券の受取を拒否せよと命じた。間もなく、海關局、鹽稅局もこの例にならひ殘餘の各官廳も間もなく支拂猶豫令を默殺した。一般商業界は支拂猶豫令發布後約三週間にして、この先例に從つたのである。兩替店は公然、紙幣に對し常に變動する相場をもつて臨んだが、勿論この相場はいつも平價以下であつた。

R・O・ハル氏は兩國立銀行の發行した北京紙幣の市場相場を次の如く示してゐる。

一九一六年六月二日	交通銀行券	八〇%
六月五日	交通、中國兩銀行券	七〇%

六月九日	交通、中國兩銀行銅票	七〇—八〇%
十二月廿二日	交通銀行券	八六%
	中國銀行券	九七%
一九一七年三月十五日	銅票	八五—九五%
三月廿七日	中國銀行券	九九%

兩國立銀行券の信用を保持するために、屢々部分的兌換が行はれた。まづ銅票の兌換が行はれ、その兌換所が北京に開設された（東單牌樓）。併し、僅か銅票百枚を交換する特權者となるためには、長い列をなして數時間も待たねばならなかつた。尤もこの時ですら、誰でも現銅三十仙と新銅票千二十枚を受取つたに過ぎなかつた。當時の國務總理段祺瑞は、元來軍事用として貯藏されてゐた尨大な倉庫米を流用し、これを銅票で支拂ひ得る如き適當な價格で賣拂つて狀勢の緩和をはかつたのである。政府當局は更に商業中心地外に交換事務所を開いて、兌換につとめた。このときは兩國立銀行の十元銀票に限り兌換することとし、うち半分は現銀、他の半分は紙幣を交附した。交換時間は短くひしめき合ふ人々の列は長かつた。その後ある場合には、中國銀行當局は無條件支拂の再開と云ふ思切つた措置を講じたのであつた。他方、交通銀行は支拂停止が繼續される方がいゝと云つた樣子であつた。

支拂猶豫令に關する說明は、一九二九年度貸借對照表の報告が行はれた中國銀行年次株主總會の席上で、株主に發表された。このとき、同銀行常任董事は次のやうな含蓄ある言葉で、過去の時代に言及したのである。

「中國の財政及び中國銀行の信用が極めて滿足すべき狀態にあつたとき、故袁世凱の皇帝擁立運動が起つたのであります。この事件を契機として南北間の軍事的抗爭の時代が始まつたのであります。恐らく株主各位は、一九一

六年五月に、紙幣の支拂を停止すべき旨の命令が發布されたことを想起されることと存じます。上海支店がまづこの命令に反する行爲をとるに至り、本銀行券を提出される向に對して通常の如く兌換を行つたのであります。かくて本行の信用は昻められ、今日見らるゝ如き本銀行券の廣汎なる流通の基礎がこのとき既に築かれたのであります。併し、政治上の壓力を受けることの多かつた北支におきましては、一時支拂を停止するの止むなきに至つたのであります。從つて、當時の政府が强制的に借入金を調達し、而も銀行に對する壓迫が餘りに甚しかつたために、本銀行も止むなく政府の訓令に基いて營業を行はざるを得なかつたのであります。一九一六年十月までに、本銀行券の流通高は六千萬元に達しました。かゝる多額の不換紙幣を整理する爲めに、一つには政府の公債發行の手段により吸收し、又一つは本行自身でもある特別基金を設定して目的達成に努めたのであります。本行はこの尨大な金額を清算して了ふ爲めに、約十年間に亙り、最善の努力をつくして來たのであります。中國及び本行の蒙つた損失は莫大でありました。かうした事實は、中國の通貨問題が盛んに論議されてゐる今日、回想すべき十分の價値ありと愚考するのであります。」

以上掲げた如き支拂猶豫令の說明は、單に概略だけを述べたに過ぎぬのだが、それにしても、その淸算問題にふれなければ、完全だとは云はれない。その後四年間に、强制的に兩國立銀行から發行された莫大な紙幣は、それぞれ元の古巣へ回收されて行つた。併し、この特別發行の銀行券は常に割引を付して取扱はれた。一九二〇年九月に政府當局は、當時なほ現銀に兌換し得なかつた銀行券を、多數の所持者に對し公正なる何等かの方法で回收することに決定した。

結局、總額六千萬元、關税收入擔保六分利付內國債の發行が決定された。このうち三千六百萬元は、一九一五—一七年に北京の兩國立銀行から發行され、一九二〇年九月迄になほ流通中の殘餘金額を回收するために利用されることとなつた。殘額は各種少額公債の償却に充當されることとなつた。右公債の募集は一九二一年一月までに完了し、その後は最早減價された元紙幣が流通場裡にとゞまることは許されなくなつた。紙幣の所持者はこれを平價で公債に換へるか、又は兩銀行のいづれかへ年六分の利子で預金するか、とにかく適當に處置し得ることとなつた。この預金は民國九年度國債が完全に償却されたのちは、現銀で支拂をうけることとなつた。同國債の償還は一九二六年十二月まで每半期每に合計十二回の抽籤をもつて行はれる筈であつた。併し、この豫定は若干遲れて、最後の償還分は一九二八年十二月に拂戻された。

かういふ風に、減價せる北京紙幣は全部、十年ばかりは遲れたが、結局平價又は現銀に兌換された。財政部はその擔保として關税收入からの剩餘金を指定した。同國債は取引市場に上場され、政局の變動に伴ひ、最低四四・三パーセント（一九二二年）最高九八・五パーセント（一九二六年）の相場をつけたのである。

これが一般無辜の民衆の大部分に多くの不幸を齎らし、誰一人これが賠償をうけたことのなかつた尨大且つ不確實な紙幣發行の不名譽な結末であつた。

支拂猶豫令

（「北京新聞」一九一六五月十三日所載）

國務院令

ヨーロッパ戰爭の勃發以來、金市場は不振に陷り、その結果商業も亦衰退の一路を辿り來れり。わが中國においては、國內紛爭のため人民の生計手段は從前に比し遙かに制限されるの狀態となれり。熟々現在に思ひをいたせば、吾人の胸中は悲しみをもつて滿さる。國家財政危急の際、國立銀行券の兌換を一時停止すると共に、治安を維持し正貨を保管するため、預金の引出しを禁ずるは、海外諸國においては屢々見うけらるるを常とす。廣汎なる利益を齎すべきかゝる卓越せる方策は、速かに中國の以て範とすべきものなり。

財政部及び交通部は、卽時、中國銀行及び交通銀行に對し、本令發布の日より、銀行券の兌換、又は兩國立銀行に預入れの資金を見返りとする小切手の兌換たるとを問はず、一切の現銀支拂を停止すべき旨を訓令す。本令は卽時實施せられ、一般狀勢がより安定する時期まで、繼續さるべし。兩行は一切の銀準備及び現在金庫に保管中の預金に封印を施し、これに關し今後責任を負ふべきものとす。

當該銀行支店の存する各省及び特別行政區內の各地に關しては、各總督は、當該銀行各支店が秘かに紙幣を兌換し又は預金者に貨幣を支拂ひ、もつて本法に違反することなきやう、各關係地方官憲に對し、各銀行支店に軍隊及び警官を駐在せしむべき旨命令すべし。また一般民衆の動搖を防止するため、取締を行ふべし。

官吏、商人、兵士又は一般市民たるを問はず、當該銀行券の收得を拒みたる者、又は額面價格以下の割合をもつて同紙幣を處理したる者は、貨幣法第九條に依り卽時處罰さるべし。

同時に、協力一致の實力を維持する見地より、各商會の協力を確保すべきものとす。兩行は本令に遵ひ直ちに財政

部に對し、兩銀行紙幣の超過發行を防止するため、既に流通中の紙幣一切の數量及び價格を明示せる詳細なる報告書を提出すべし。國民は須く本令の命ずるところに嚴重服すべし。

民國五年五月十二日

國務總理　段　祺　瑞（署名）

支拂猶豫令に關する第二次告示

（一九一六年六月二日、國務院）

過般、非常時財政の緊迫により、國務院は中國及び交通銀行券に對する現銀支拂を一切停止すべき旨の命令を發せり。かくの如きは明らかに臨時的措置にして、不換紙幣の發行とは趣を異にするものなり。然れども、往々商人及び一般人民の疑念より、この點に關し或る種の犯罪が起れるは遺憾に堪えざるところにして、民國將來の財政に影響を及ぼすところ少からずと思惟さる。國務院は市場の維持に關し何等かの善後策を講ずべき旨訓令を受けたり。兩銀行券は、全國の信用がよつてもつて依存すべき要素なり。斯るが故に、兩銀行券は現銀と同樣の效力を有し、且つ、政府の無限保證を受け居るものなり。金融市場が改善されると共に、右紙幣は直ちに額面價格をもつて現銀に兌換さるべきは、政府自ら保證するところとす。從つて商人及び一般人民は疑念を捨てゝ、爾後同紙幣を使用し、同紙幣が流通を繼續すると共に國幣として尊重さるゝやう、協力すべし。國民總てが一齊に本趣旨を遵守すべく指令を授與する目的を以つて茲に各種公共機關を設立するものなり。――「北京新聞」一九一六年六月二日號。

第四章　中央銀行の紙幣發行

前章では支那の政治的並に經濟的事情によつて生じた狀態を簡單に回顧して置いた。卽ち官立銀行に對してかゝる狀態が重大な影響を及ぼしたからである。併し、各地方銀行及び商業銀行の紙幣又は民間の紙幣流通については、今までに一言も觸れなかつた。たとへこれらの紙幣が流通してゐなかつたとしても、事態は長い年月を通じて危機に曝され、屢々大混亂に近い場合があつた。各種各樣の紙幣が發行されてゐたと云ふことは地方分權を意味することが明白である以上、多數の商業銀行が紙幣の發行をうまく調整してゐたとは文句なしに稱し難いのであつた。中央銀行が一九二八年十一月に創設されたとき、その創立目的の一は中國幣制の統一、從つて紙幣發行の中央集權化であつた。

この方面における中央銀行の努力を紹介する前に、中央銀行の創設を促した諸事情につき、簡單に回顧するのが得策だと思ふ。故袁世凱大總統によつて育成された「帝國的」諸傾向に對して南支、特に長らくの開本據を廣東においてゐた共和主義を奉ずる國民黨員の間に、隱然たる反對熱が釀成されてゐたことを、是非想起すべきである。袁の薨去は、嫉妬深い軍閥共が相剋を始めることの信號に過ぎなかつた。而して、その後十年間に亙つて、喰ふか喰はれるかの鬪爭が當時の支那における秩序に外ならなかつたのである。

かゝる狀勢下において、進取的な國民黨は北上して、全中國を掌中に收めて、全被壓迫民衆の福祉のためにこれを統治すべきことを決定したのである。この運動は一九二六年に表面化し、兵を北方に進めて幾何もなく、蔣介石將軍

統率下の國民黨首腦部は揚子江を渡り、漢口をその本營に定めたのである。數ヶ月間、大軍を保持するには莫大な費用が必要であつた。その資金は主として廣東中央銀行から紙幣を發行する方法で賄はねばならなかつた。漢口に到着するや、資力を既に極度に使用し盡した一省のみからの信用には限界があることが判つた。征服者達に殘された唯一の打開策は、從つて、地方紙幣の發行であつた。この目的から、交通銀行はもとより中國銀行の保管してゐた無署名銀行券のストックが「借上げ」られた、と云ふよりむしろ徴發されたのであつた。併し、これは兩銀行の名目の下に軍當局が流通させた多額の紙幣に對し、兩銀行は何等義務を負擔せぬとの條件で行はれたのだ。にも拘らず、兩銀行は非常な迷惑を蒙つた。蓋し、正規に發行した一定額の銀行券流通高に就いては――その番號に依つて――兩銀行の行員には區別がついたが、併し一般民衆にはさつぱり區別がつかなかつたからである。南方軍が漢口で發行した紙幣總額はいろいろと推算されてゐるが、最高限度は七千萬元とみられてゐた。尤も、時折は、大きな割引歩合をもつて兌換が行はれた。後になると、同紙幣の所持者は、これを九十パーセントの割引歩合を以つて正貨と交換しようといふ政府の申出に滿足するに至つた。だが、こんな無理をしてすらも金屬準備の缺乏のため、長續きはしなかつた。結局、莫大な紙幣が未決濟の儘となり、事實上紙屑同樣となつた。

一九二八年春には交通銀行漢口支店から「借上」げられた「元」紙幣の兩替相場は銀元に對し三・八五元であつた。中國銀行（漢口）紙幣はその頃、現銀に對し六・七元唱への相場であつた。然るに、中央銀行（廣東）紙幣は銀元に對し廿四元を唱へてゐた。この比率ですら次第に低落して遂に同紙幣の市場價値は喪失して了つた。

一九三七年十月廿二日發行「支那經濟報告」第三百四十八號に掲載された、當時の狀勢に關する簡單な叙述によつ

て、その頃の一般的狀態につき、一つの側面觀が與へられてゐる。

「武漢における財政委員會は、各收稅吏に對し、稅金の徵收に際しては半額を現銀で、他の半額は中國、交通、中央各銀行の減價された紙幣で受取るよう訓令した。この下落した紙幣の兩替率は額面の二十パーセントと公定された。三銀行が下落した紙幣を公定相場で現銀と引換へるために、共同して二百萬元の現銀を調達すべしと云ふ銀行家協會の提案は、中國銀行及びその他の銀行當局の承認を得たのである。この對策は、準備資金が利用し得るやうになれば直ちに實行に移されるであらう。約二百三十萬元の現銀が最近上海から漢口に送られたが、金融市場救濟のため、將來も更に現送が行はれるものと見られてゐる。

財政委員會は低落せる國庫證券を回收するため、武漢三鎭において、二ヶ月分の家屋稅は現銀〇・一元に對し紙幣一元の割合で國庫證券を以て納入さるべき旨を聲明した。」

宋子文は國民黨財政部長として活動してゐたが、當時の最も困難なる條件下において、殆んど神業とも稱すべき仕事を達成したのである。一九二八年、財政部長の職を退いたが、數ヶ月もたゝぬうちに再び呼び返された。彼は再任後直ちに、漢口紙幣を所持してゐる不幸な人々に對し、充分に賠償すべき案を作成したのである。その案と云ふのは不換紙幣と引換へに、二分半利付政府內國債（一九三四年から五三年の間に每半期百十一萬五千元宛抽籤により償還）を交附すると云ふのである。この取極は、關稅剩餘金を擔保としてゐるので、現在正確に履行されてゐる。

更にもう一つ國民政府の保證した紙幣が發行されてゐる。南京から北方に向け、浦口鐵道に沿つて最後の進擊を續けてゐたとき、革命軍は小額元紙幣（廣東中央銀行の名が印刷されてゐる）によつて、軍費の大部分を賄つたので

ある。このうち八百七十萬元が實際上發行された。十仙紙幣十二枚をもつて一「大」元に相當するものと計算されてゐたから、その發行額は七百二十五萬元に相當してゐたわけである。この紙幣は南京と徐州との間に居住する土民に支拂はれた。

何等明確な取極めもなかつたし、特に回收の責任を有する機關もなかつたので、やがてこの紙幣の價値が低落し始めた。一九二八年十一月一日、上海の中央銀行の開業にあたり、宋子文は今後政府が右紙幣の始末をつける旨聲明したが、僅々一ヶ月内に、この聲明は實行に移されることとなつたのである。政府は平價で同紙幣の兌換を引受けた。卽ち同紙幣二・二元は、一九二八年十二月七日以後一銀元と引換へられたのである。

兵士と云ふ媒介者により（第四軍は一九二八年六月北京に到着した）これらの少額紙幣は北京においても流通し始めた。北京商會（商業會議所）と第四軍々司令との間に行はれた交渉の結果、後者は一萬元を提供し、これを以て前記少額十仙紙幣十二枚を一元の比率で兌換することになつた。

蔣介石將軍は少額紙幣一・二元對一銀元の交換比率は維持されねばならぬとの布告を發した。更に、一人當り五元以上は交換し得ない旨も布告された。同布告は北京と天津に適用され、兌換事務所も天津に開設された。

直隷省保定の人民がこの紙幣を受取るのを拒み、同地の貨幣兩替商も一元に付き十仙紙幣十六枚でなければ兩替に應じなかつたので、一九二八年七月、保定に兌換事務所が開設された。

北支の狀勢はこの特別紙幣に關する不安のために、險惡となつて來た。北京商會と革命軍本部との間に久しく折衝が重ねられた結果、一つの協定が成立した。これによれば、北京において每月一千萬元宛の少額紙幣の償却を行ひ、

一人あて五元の制限は依然繼續すると云ふのであつた。

一九二八年十一月一日、中央銀行上海本店が開業するまでには、財政部はかうしたこみいつた問題の解決に當らねばならなかつた。併し、これ以後今日に至る、國民政府の銀行券政策は最も優秀且有效なものであつた。最初から、中央銀行は上海に中心を置き、その兌換場所は、あらゆる紙幣に印刷された。一年後には同銀行支店においても適當額の紙幣は現銀に兌換するが、輸出港においては兌換紙幣の金額の多寡を問はず、上海一覽拂手形の申出に對しては手數料なしで之に應ずることに決定した。

中央銀行の兌換券章程

一九二八年十月六日に公布された中央銀行の免許狀によれば、同銀行の資本金は二千萬元で、政府の全額拂込と規定されてゐる。そのうち、銀行券に關するものは二個條である。卽ち――

第五條　國民政府ハ紙幣法ニ基キ中央銀行ニ紙幣發行權ヲ附與ス

第十三條　中央銀行ニ銀行業務局、發券局ノ二局ヲ置ク　兩局ニハ總裁ノ推薦ニヨリ中華民國政府ノ任命スル總經理各一名ヲ置ク。

中央銀行の兌換券發行に關する章程細目は、一九二八年十月廿五日、國民政府によつて公布された。支那原文からの非公式飜譯は次の通りである。

一、中央銀行條例第五條第一項及び第十三項に基き、中央銀行發券局は法貨に兌換し得る銀行券を發行するため設

けられるものとす。

二、中央銀行兌換券は百パーセントの兌換準備によつて保證せられ、兌換準備のうち六十パーセントは現銀、四十パーセントは有價證券を以て充當さるべきものとす。銀塊、金塊、及び現銀は、正貨準備として使用し得、他方、財政部が發行又は保證せる市場性ある政府公債、及び市場において直ちに處分し得る商業手形は保證準備に充當し得。

三、本行發行兌換券の額面は、一元、五元、十元、五十元及び百元の五種とす。市場がそれを要求する場合は、補助紙幣を發行し得。

四、中央銀行兌換券は、租税、一般債務、商取引の支拂において、授受さるべし。

五、中央銀行兌換券の大きさ、型式、及び圖案はすべて國民政府の許可を要し、兌換券が流通する以前に、政府は正式にこれを發表す。

六、中央銀行兌換券に對し保有される準備金については、十分公衆に知悉せしむべきものとす。而して、流通中の兌換券及び保有兌換準備數量は、十日目毎に、詳細を公表すべし。

七、中央銀行兌換券が毀損したる場合は、新券に任意に兌換し得。

八、兌換券の贋造及び兌換券の信用を失墜せしめんとする如き行爲は、法令に基き、嚴罰に處せらるべし。

九、本章程は國民政府の認可を求むるため、中央銀行總裁はこれを政府に提出すべし。

十、本章程は國民政府の認可を俟つて效力を發揮するものとす。

海關金單位銀行劵

一九三五年十一月三日までに現銀に兌換し得た元及び補助紙幣とは別個に、中央銀行は海關金單位C・G・U銀行劵を發行した。右銀行劵發行の目的は主として、海關税の支拂、特に、同行が支店を常設せず、從つて一般民衆に海關金單位を賣り得ない場所における支拂のためであつた。この新銀行劵は一九三一年五月一日に始めて發行された。而して、本銀行劵は百パーセントに、金によつて保證されてゐるのだが、一般に普及したとは斷言出來ないのである。事實上、その發行高は創始以來殆んど增加してゐない。

海關金單位銀行劵の發行に關する布告は次の如し。

「海關告示第一二〇九號

總税務司を通じて財政部の發せる訓令に基いて、一九三一年五月一日より、中央銀行は額面海關金單位十、五、一、及廿仙、十仙の各海關金單位銀行劵を申込に基き中央銀行の確定せる比率をもつて賣却すべき用意を有することを公示す。

右銀行劵の發行は政府の命令により中央銀行に限るものにして、輸入税その他海關金單位をもつて支拂ふべき各種税金の支拂に際し、右銀行劵はその額に制限なく收納さるゝものとす。

W・R・マイアス

上海海關、一九三一年四月廿四日

一九三一年に創始されて以來の毎年末における發行現在高は、次の如く報告されてゐる。

年末	關金兌換券	指數	年末	關金兌換券	指數
一九三一年	二五〇、〇〇〇	一〇〇	一九三四年	三七三、三二五	一四九
一九三二年	四二五、〇〇〇	一七〇	一九三五年	三七三、三二五	一四九
一九三三年	四一六、七一五	一六七	一九三六年	四〇九、六三〇	一六四

中央銀行兌換券の流通高統計

次の統計表は、中央銀行兌換券（銀元票及び補助紙幣）の流通高に關する細目を明示してゐる。この兌換券の中には「四川」と云ふマークの入つた三千萬元が含まれて居り、C・G・U兌換券は除かれてゐる。指數一〇〇＝一九三一年平均

兌換券發行高（單位 支那標準元）

年	銀元票	補助紙幣	總額	指數
一九二八年	五、二三七、八一一	六、四五八、九五一	一一、六九六、七六二	三五・八〇
一九二九年	一三、五三三、五八一	一、八四六、二八一	一五、三七九、八六二	四七・〇七
一九三〇年	二一、七八一、八二八	八八七、四〇〇	二二、六六九、二二八	六九・三八
一九三一年	二二、〇九九、〇八二	二、六七四、二六七	二四、七七三、三四九	七五・八二
一九三二年	三五、三五三、七一一	三、七九一、六四九	三九、一四五、三六〇	一一九・八一
一九三三年	六四、二八二、五八三	五、九八八、九五九	七〇、二七一、五四二	二一五・〇八

一九三四年	七九、一二八、二三六	六、二一一、〇六四	八五、三三九、三〇〇	二六一・二〇
一九三五年	一五九、一三八、六三九	一六、九二六、七三〇	一七六、〇六五、三六九	五三八・八九
一九三六年	二八六、一四〇、九五二	三九、四五一、五一七	三二五、五九二、四六九	六二一・五九

兌換準備（單位　支那標準元）

	現銀	有價證券	總額	正貨準備比率%
一九二八年	八、二一六、七六二	三、四八〇、〇〇〇	一一、六九六、七六二	七〇・二五
一九二九年	九、六七六、八五七	五、七〇三、〇〇五	一五、三七九、八六二	六九・九二
一九三〇年	一九、四七五、二二八	三、一九四、〇〇〇	二二、六六九、二二八	八五・九一
一九三一年	一八、三九五、三四九	六、三七八、〇〇〇	二四、七七三、三四九	七四・二五
一九三二年	三一、八三六、三六〇	七、三〇九、〇〇〇	三九、一四五、三六〇	八一・三三
一九三三年	五七、四二一、五四二	一二、八五〇、〇〇〇	七〇、二七一、五四二	八一・七一
一九三四年	六六、九〇一、三〇〇	一八、四三八、〇〇〇	八五、三三九、三〇〇	七八・三九
一九三五年	一一六、四六三、三六九	五九、六〇二、〇〇〇	一七六、〇六五、三六九	六六・一五
一九三六年	二一二、二三八、七六九	一一三、三五三、七〇〇	三二五、五九二、四六九	六五・一八

中央銀行の發行兌換券記錄

次表は中央銀行が創立以來一九三七年春までに發行した兌換券の簡單な系統圖である。一九二八年十一月にやつと營業を開始したばかりであるが、同行は一九二六年の日付の付いた或る種の紙幣に對して兌換義務を履行した。既に說明した如く、これらの紙幣は北伐當時廣東軍が使用したものである。中央銀行はこの種の補助紙幣の兌換について

も完全に義務を履行した。

發行年度	額面	英字印刷面の色	製作者	備考
	十仙	薄紫	アメリカ銀行券會社	北伐軍が發行せるもの「一元地方通貨。當地北伐軍事務所にて支拂ふべし」「重慶」と記載されてゐる。
	廿仙	薄紫及緑	〃	
一九二六	一元	暗褐	〃	
〃	五元	緑がかつた色	〃	
〃	十元	藍	〃	

（以上の紙幣は一九三六年末には既に回收された）

全支に對し全般的に發行されしもの。

發行年度	額面	英字印刷面の色	製作者	備考
	十仙	綠及び薄紫	中華書局	
	廿仙	藍及び薄紫	〃	
	廿五仙	灰藍	〃	
	五十仙	薄紫	〃	

以下の紙幣には全部「上海」と記載されてゐる。

發行年度	額面	英字印刷面の色	製作者	備考
一九二八	一元	褐	アメリカ銀行券會社	この系統のうち五元紙幣の發行は一九三二年贋造貨幣が現れたため停止された。
	五元	赤	〃	
	十元	綠	〃	
	五十元	灰色	〃	
	百元	薄紫	〃	
一九三〇	五元	綠	〃	一九二八年の發行券の代りに。
一九三六	一元	薄紫褐	ウオーターロ父子商會	スカシ入り。

	五元	綠がかつた色	〃	孫文。
	十元	藍がかつた色	〃	
一九三六	一元	薄紫褐	DE LA RUE CO.	スカシ入り。
	五元	綠がかつた色	〃	孫文。
	十元	藍がかつた色	〃	
一九三六	一元	褐	中華書局	僅か廿萬元發行されたのみ。贋造紙幣出現のため。
一九三六	一元	褐	〃	裏面二色。

海關金單位兌換券

一九三〇	十仙	薄紫	アメリカ銀行券會社
	廿仙	綠	〃
	一C.G.U.	褐	〃
	五C.G.U.	灰色	〃
	一〇C.G.U.	灰色	〃

「四川」と記入されてゐる紙幣

一九三五	十仙	薄紫	北京印刷及び印書局	
	廿仙	褐	〃	一九三六年秋回收、一般發行紙幣と代へらる
	一元	綠	中華書局	
	五元	藍	北京印刷及び印書局	
	十元	紫	〃	

紙幣面に「最初中國農工銀行用として印刷さる」と記入されてゐるもの。（「中央銀行」に變更さる）

一九三四	一元	赤	ウオーターロ父子商會	發行總額三百六十萬元。一九三六年末には普通紙幣と交換されて了つたもの。

一九三六年から、全兌換券は標準型によつて發行さるべき旨命ぜられた。即ち次の如し。

十　仙……58×116耗
廿　仙……62×124
廿五仙……66×132
五十仙……70×140
一　元……74×148
五　元……78×156
十　元……82×164

主要各銀行の兌換券流通高

主要銀行の兌換券發行高に關する細目は次の二統計表に示されてゐる。（a）比較表は中央銀行、中國銀行、交通銀行及び中國農民銀行の一九三二年から一九三六年に至る發行券を取扱ひ、全發行高の指數及び比率を示してゐる。表は、中國銀行調査部の編纂したものである。（b）この表は上記三政府銀行、中國農民銀行、及び七商業銀行が一九二一年から一九三六年末までに發行せる銀行兌換券に關する細目を包含してゐる。多數の地方銀行發行の兌換券については、信賴し得る完全な報告を蒐集することが困難のため何等統計がとられてゐない。

（a）政府系銀行の兌換券發行高比較統計表

	中央銀行(1)			中國銀行(1)			交通銀行(1)		
	發行高	指數	總額に對する%	發行高	指數	總額に對する%	發行高	指數	總額に對する%
一九三二年	三九、一四五	二九・八三	一三・〇〇	一七九、六四八	九六・八四	五九・六四	八二、四三三	八〇・六四	二七・三六
一九三三年	七〇、三七二	五三・五四	二〇・一一	一八三、七二七	九九・〇四	五四・一八	八三、一一一	八一・三一	二四・五一
一九三四年	八五、三三九	六五・〇二	二一・五八	二〇一、二八〇	一〇八・五〇	五〇・八九	一〇三、二一五	一〇〇・九九	二六・一〇
一九三五年	一七六、〇六五	一三四・一五	二六・一六	二八六、二四五	一五四・三一	四二・五三	一八〇、八二六	一七六・八〇	二六・八七
一九三六年　一月	二二〇、六四一	一六八・一一	二九・四五	三〇八、一一八	一六六・〇九	四一・一二	一九〇、八二〇	一八六・六七	二五・四六
二月	二二四、三二四	一七〇・九一	三〇・七四	二九三、八三八	一五八・四〇	四〇・三七	一八一、八八四	一七七・九四	二四・九三
三月	二五一、五〇三	一九一・六三	三二・一三	三一〇、一五一	一六七・一九	三九・六〇	一八六、六九八	一八二・六八	二三・八四
四月	二六二、二四七	一九九・八一	三二・五〇	三二三、二八三	一七四・二七	三六・八三	一九六、〇六六	一九一・八一	二三・五五
五月	二七七、七七五	二一一・六四	三一・四〇	三四三、一五五	一八四・九九	三八・七〇	二〇一、四〇二	一九七・〇三	二三・七一
六月	二九九、二六三	二二八・〇一	三一・五七	三五一、七七三	一八九・六三	三七・一一	二〇四、九一二	二〇〇・四六	二二・六一
七月	三〇〇、八七二	二二九・二四	三一・一一	三六五、六七四	一九七・一二	三七・九三	二一〇、四一〇	二〇五・八四	二一・八二
八月	三〇五、九五五	二三三・一一	三一・三五	三六七、四二六	一九八・〇七	三七・六四	二一六、四七六	二一一・九九	二一・一五
九月	三一三、四三五	二三八・八一	三〇・八八	三七七、七六八	二〇三・六四	三七・一五	二一七、一一〇	二一二・四〇	二一・三五
一〇月	三〇五、八三四	二三三・〇二	二七・九七	四一一、〇七四	二二一・六〇	三七・六〇	二四四、六二一	二三九・三一	二三・二七
一一月	三一二、九四一	二三八・四四	二六・八〇	四三九、八九五	二三七・一四	三七・六七	二七二、八四五	二六六・九二	二二・三六
一二月	三二五、五九二	二四八・〇八	二六・六四	四五九、三一〇	二四七・六〇	三七・五九	二九五、〇四六	二八八・六四	二四・一四

中國農民銀行（2）

	中國農民銀行 發行高	指數	總額に對する％	總計 發行高	指數	％
一九三二年	—	—	—	三〇一、二二八	五三・二八	一〇〇
一九三三年	二、〇〇八	一一・三九	〇・五九	三三九、一一八	五九・九九	一〇〇
一九三四年	五、六六三	三二・一三	一・四三	三九五、五一七	六九・六九	一〇〇
一九三五年	二九、八四七	一六九・三一	四・四四	六七二、九八三	一一九・〇五	一〇〇
一九三六年 一月	二九、七七一	一六八・八八	三・九七	七四九、三四〇	一三二・五五	一〇〇
二月	二九、五九〇	一六七・八五	四・〇六	七二九、六三六	一二九・〇七	一〇〇
三月	三四、七七七	一九七・二八	四・四四	七八三、一三九	一三八・五三	一〇〇
四月	五一、〇一七	二八九・四〇	六・一三	八三二、六一三	一四七・二八	一〇〇
五月	六四、三七二	三六五・一六	七・二六	八八六、七〇四	一五六・八五	一〇〇
六月	九二、〇三五	五二二・〇八	九・七一	九四七、九七三	一六七・六九	一〇〇
七月	八七、二〇三	四九四・六七	九・〇四	九六四、一五九	一七〇・五五	一〇〇
八月	九六、二七七	五四六・一五	九・八六	九七六、一三四	一七二・六七	一〇〇
九月	一〇八、五〇三	六一五・五〇	一〇・六七	一、〇一六、八一六	一七九・八六	一〇〇
一〇月	一三一、九一〇	七四八・三八	一二・〇六	一、〇九三、四三九	一九三・四三	一〇〇
一一月	一四二、一二二	八〇六・二二	一二・一七	一、一六七、八〇三	二〇六・五八	一〇〇
一二月	一四二、一二三	八〇六・二二	一一・六三	一、二二三、〇七〇	二一六・三八	一〇〇

備考　單位千元（1）一九三五年一二月以後は發行準備管理委員會の報告による。

（2）中國農民銀行報告。

指數　一九三五年一〇月末＝一〇〇

上記の數字と各銀行の貸借對照表との間には時々若干の相違がある。本表は當該年度の十二月下旬、銀行檢査の行はれた當日（最後の土曜日）の狀態を示してゐる。一方、貸借對照表は十二月卅一日現在の數字を掲げてゐるのでここに若干の相違が生ずる理由があるわけである。

（b）上海に本店を置く主要銀行の一九二一―三六年の各年末における兌換券發行高統計表

左記の統計表は、上海に本店を有する十一銀行によつて發行された兌換券の總額を示してゐる。（一九二一―三六年に至る十六年間の各年末現在）三政府銀行、半官半民の農民銀行及び七商業銀行の流通兌換券が考慮に入れられてゐるわけである。後者は一九三五年十一月四日發券業務を停止し、その兌換準備は三政府銀行に引繼いだ。これらの政府銀行はまた、七商業銀行の發行した兌換券の回收については義務を負擔してゐるわけである。一九三六年末までに七商業銀行の發行した總額八千九百萬元の兌換券は未だ回收されてゐない。尤もこれは次表には示されてゐない。總流通高を見る場合には、從つてこの八千九百萬元を本表の總額に加へねばならぬ。

	交通銀行	中國通商銀行	浙江興業銀行	中國農民銀行	中央銀行	中國銀行
一九二一年…………	三〇、一四三	一、四七九				六二、四九三
一九二二年…………	三二、五二四	一、七五八	九〇〇			七七、七六六
一九二三年…………	三八、五一八	一、六〇六	一、一〇〇			八〇、九八七
一九二四年…………	四一、六一三	一、八〇八	一六七			八九、九七九
一九二五年…………	四八、三三七	二、三〇七	三、八一四			一二七、〇九一
一九二六年…………	五七、一三六	二、七九〇	三、七四九			一三七、四二一

一九二七年	六五、〇九七	一、八四三	三、五七三			一五九、〇〇一
一九二八年	六八、〇二六	二、一五五	四、三〇八		一一、七一三	一七一、三〇四
一九二九年	六九、二二二	三、八三九	三、九六四		一五、三八〇	一九七、七二八
一九三〇年	八二、八九四	四、八三二	七、二九九		二二、六六九	二〇三、八四七
一九三一年	八一、〇九八	九、九九七	七、三三二		二五、一七三	一九一、七四九
一九三二年	九四、五〇一	一一、二七七	七、〇八九		三九、九九五	一八四、四二七
一九三三年	九三、〇〇五	二五、〇九一	八、一八七	二、〇〇八	七一、〇六三	一八三、七二七
一九三　年	一一二、五一二	四四、九八二	九、二一五	五、六六三	八六、〇四九	二〇四、七一三
一九三五年	一八〇、八二五	二六、六一七	九、四四九	二九、八四七	一七七、九一二	二八六、二四五
一九三六年	二九五、〇四六	—	—	一四二、一二二	三五五、五九二	四五九、三一〇

	四明商業儲蓄銀行	中國農工銀行	中國實業銀行	中國墾業銀行	四行準備庫	總計
一九二一年	一、六九七		一一〇			九五、九三一
一九二二年	一、七一七		三〇七			一一四、九七二
一九二三年	三、六〇四		六〇二		一四、〇七二	一四〇、四八八
一九二四年	四、六一八		五四一		一二、七四四	一五一、四七〇
一九二五年	五、四四二		三、五〇〇		一四、五一四	二〇五、〇〇五
一九　六年	五、一一〇		七、三三五		一五、四二一	二二八、九六二
一九二七年	七、四六三	二九一	七、五六五		一七、三三〇	二六二、五六四
一九二八年	三、九九三	四二六	一一、二四七		二九、六四六	三〇八、八一八
一九二九年	九、六一〇	三三七	一七、〇三六		三三、一二〇	三五〇、二三六

一九三〇年	一一、二八七	八四七	二八、三〇八	一、八〇〇	四九、一八五	四一二、九六九
一九三一年	一一、七五二	一、八七三	二四、三五〇	四、二二九	三五、八一四	三九三、三六八
一九三二年	一五、〇九五	四、七一〇	三五、八六〇	五、二二一	三二、三〇八	四三〇、四八三
一九三三年	一九、四九八	一〇、二二五	四〇、〇〇一	六、四四五	三六、八七二	四九六、一二一
一九三四年	一八、三一〇	一二、二二六	四三、五〇一	七、〇九五	四〇、二五四	五八四、五二一
一九三五年	一九、二二一	八、三四四	四四、四六三	七、四九六	七二、二八二	八六一、七〇二
一九三六年	—	—	—	—	—	一、二二二、〇七〇

備考・單位千元

第五章　發券銀行としての省市立銀行

支那には省立銀行をもたぬ省は殆んど存在せず、しかもこれらの省立銀行は殆んど全部が銀行券を發行して來たのであつた。更に、これら紙幣配給者の大部分は、自行の發行した銀行券の兌換を行ふべき重大義務を、直接的にも間接的にも履行することに失敗した。特に重大な失敗を演じた銀行としては、直隷省銀行（現在河北省銀行）、湖北省銀行、湖南省銀行、滿洲各省銀行、陝西省銀行等が擧げられる。而して第二の範疇に入れらるべきものは、その銀行券が全然流通を拒否されたのではないが、極端に減價されて流通した諸銀行である。各省立銀行券の所持者には種々の災難が齎らされたが、たゞ一つ幸ひだつたことには、その流通總額が如何なる時でも、それほど大きくなかつたことである――尤もそれは貧困階級に打撃を與へ、零落せしめるほど重大ではあつたのだが。幣制改革（一九三五年十一月）が斷行されたのちでも、多くの省立銀行は依然各自の銀行券を流通せしめて居り、かくて支那通貨制度の統一は妨げられてゐるのである。

この題目の下に、數字が利用され得る範圍内で省立銀行の發券高に關する記錄をごく大ざつぱに紹介するに止めるが、列擧された地方における流通に關して論究する場合には、この點に關する詳細な說明を改めて附け加へる積りである。

山西省銀行

一九一九年に業務を開始した。一九三六年には、資本金は百二十萬元拂込濟となつた。銀行券は、十元、五元、一元、及び五十仙、廿仙、十仙の各名目で發行された。發行高は何時も尨大だと云ふ程ではなかつたが、兌換は時折停止されざるを得なかつた。山西軍閥が張作霖と戈を交へ、さうして一九一九年初夏、北京に入城した際、同軍閥の首領は山西省銀行券を現銀化する取極めを行ふよう北京商會（商業會議所）に要求した。

この山西軍の首領は北京の市民に對しこの銀行券の現銀引換へによつて何等の損失をも與へないと保證した。當時同銀行券の發行高は、僅か二十萬元見當だと推定されてゐた。

次の數字は一九三二年以來、山西省銀行によつて流通せしめられた銀行券總額を示してゐる。

一九三二年末	二、一七五、七三四元
一九三三年末	四、六四四、〇八四〃
一九三四年末	六、一二五、四五二〃
一九三五年（十月）	六、一二五、四五二〃

陝西省銀行

本銀行は、一九二〇年西安府において創立された。一九三五年、拂込濟資本金は百二十五萬元であつた。一九三二

年以降の銀行券發行高は次の如し

一九三二年末	一、三九八、一四四元
一九三三年末	一、八四一、一三六
一九三四年末	二、六一二、八九三
一九三五年（十月）	四、八三三、八一九

四川地方銀行

本銀行券發行高は一九二七年末において、總額二千六百七十萬元に達した。その銀行券發行權は一九三五年に取消され、中央銀行が四川に支店を開設し、他の一切の銀行券を回收して中央銀行券を流通せしめることになつた。

江南農工銀行

一九二八年開封に創立された本銀行は、一九三五年における拂込濟資本金は百二十五萬元であつた。本行はずつと前から存在してゐたのであるが、銀行券の兌換不能に陷つたため閉鎖され、一九二八年に再組織されたものである。一九二五年、省政府當局は江南農工銀行券の現銀引換へに關する支拂猶豫令を發布した。同年末までに、舊銀行券と引換へに新しく印刷した銀行券を交付する準備が整つた。その時までに同行が發行してゐた銀行券總額は五百萬元と推定されたが、この銀行券は二十パーセント割引されて流通してゐたものである。この銀行券は、名目上は現銀に引換へ得るとされてゐた新發行の銀行券と交換の形で回收されることになつた。

明かにこの變革は、文字通り紙上の計畫に過ぎなかつた。と云ふのは、一九二六年二月に、同行への取付騷ぎが起り、同銀行券は更に一段と減價した。一九二六年夏「元」名目の銀行券が三種・流通してゐた。卽ち（一）「省」と云ふ文字が赤色で刷込んであるもの。（二）「省」と云ふ文字が刷込んでない、同行發行のもの。（三）豫泉官錢局發行のもの。

右紙幣のうち、十元、五元、一元名目紙幣の總額は一千三百萬元に達した。當時全國に擴まつてゐた內亂、省政府新財政局が租稅の支拂に際して本銀行券を受取るのを拒否してゐたこと等の原因で、この銀行券は本來の銀價格に對して八十パーセント程度を減價した。かうした莫大な損失による苦痛を緩和するために、財政局長と本銀行の常務董事は、これらの減價せる銀行券の回收を目的とする公債の發行を提議した。右の公債は酒稅、煙草稅、釐金稅及び鹽稅を加重し、これを擔保として發行しやうと云ふのであつた。

本行は再組織された後、再び銀行券を發行し始めた。一九三〇年の發行額は僅か十四萬元ばかりであつたが、一九三二年末までに、全發行額は百四十二萬六千六百三十八元に達した。ところが一九三三年末には銀行券發行高は僅々廿一萬一千四百十四元に過ぎぬことが公けにされた。そして、一年後には、總額は廿三萬九千四百四元程度となつたが、その後、江南農工銀行は銀行券發行を廢止したやうである。

新富滇銀行

これは雲南省立銀行の名稱である。同行は當時富滇銀行と云ふ名稱の下に遂行して來た營業を中止せねばならなか

つたからである。雲南省立銀行は一九一二年に創立され、一般民衆の間に非常に信用ある銀行券を發行し、又この銀行券は容易に現銀に兌換し得たので、長年月に亙つて、額面價格を維持したのであつた。當時發行されてゐた銀行券の名目は、百元、五十元、十元、五元、一元、及び五十仙と廿仙であつた。

一九二一年、同銀行券ははじめて減價し始めた。尤もその變動は百分の一にも達せぬものではあつたが、翌年になると、百分の二の割引率を付される場合が時折現はれた。一九二六年末減價の程度は百分の六十となり、一九三一年には更に百分の八十に擴大した。

新富滇銀行は一九三二年に開設され、一九三六年當時の資本金は三百三十萬元拂込濟であつた。一九三二年以來の發券高は次の如く報告されてゐる。（何れも年末の數字を示す）

一九三二年	二、九八二、〇〇〇元
一九三三年	一三、〇三六、一〇〇〃
一九三四年	一五、五七五、〇〇〇〃
一九三五年	一七、八一五、〇〇〇〃

湖南省銀行

本銀行は資本金二百萬元（うち百五十萬元は一九三六年までに拂ひ込まれた）を以て一九二九年一月一日、再建された。湖南省は、兌換が出來ず、しかも屢〻無價値となつた省政府發行の紙幣によつて、莫大な損害を蒙つた。一九

一五年、交通銀行が長沙に支店を開設したとき、商業界は非常に歡迎の意を表したのだが、それは、交通銀行券が現銀に兌換され、從つてそれが發行價格を維持したからである。

一九三六年五月十六日、湖南省銀行は、額面廿仙及び五十仙の補助紙幣總額六十萬元を、舊補助紙幣の代りに發行した。

一九三二年以來の各年末における銀行券總流通高は次の如く報告されてゐる。

一九三二年	一、五一〇、四〇〇元
一九三三年	三、二七六、五一七〃
一九三四年	六、一九七、二〇〇〃
一九三五年	六、五二四、一〇〇〃

湖北省銀行

本行は廿世紀の始め頃には既に營業を行つてゐたが、遂に尨大な不換紙幣の始末もつけずに閉鎖するの止むなきに至つた。

一九二八年、湖北省銀行は漢口に本店を設置し再興されることになつた。一九三六年には、拂込濟資本金は三百萬元に達した。

廿世紀の始め張之洞が武漢總督であつたとき、彼は鑄造廠に對し、二萬一千元の費用をもつて額面總額一百萬元の

紙幣を日本へ注文する權限を付與した。これは總督として元紙幣の流通を始めんとする最初の試みであつた。日本ノ注文を發する前に、支那の彫刻師に一應試作させたのであるが、出來上つた紙幣は、容易に贋造し得るやうな稚拙なものであつたので、彼を滿足せしめ得なかつたのである。

一九二九年二月一日、再興の湖北省銀行は十仙及び廿仙額面の小額銀行券を總額廿萬元發行した。その後、政府から、兌換に必要なだけの兌換準備を常に保有する條件付きで、總額一千萬元の補助銀行券發行の權限が與へられた。

一九二九年より一九三六年に至る毎年半期末における最高發行高は次の如し

一九二九年前半期	一八四、二〇〇元
一九二九年後半期	三六三、四〇〇
一九三〇年前半期	四九一、七〇〇
一九三〇年後半期	八一六、二〇〇
一九三一年前半期	一、二〇二、〇〇〇
一九三一年後半期	一、二二四、四〇〇
一九三二年前半期	一、二八五、一〇〇
一九三二年後半期	二、九〇〇、五〇〇
一九三三年前半期	二、三二四、四〇〇
一九三三年後半期	四、一一一、四〇〇
一九三四年前半期	三、〇一五、九五〇
一九三四年後半期	六、〇七五、〇五〇
一九三五年前半期	三、八三〇、〇〇〇
一九三五年後半期	七、八四七、八〇〇
一九三六年前半期	一〇、三六九、一〇〇

一九三六年六月末にも同銀行券が依然流通を續けてゐた事實は、同行が一九三五年十一月の幣制改革に從つて、自行の銀行券を回收しなかつた——と云ふよりも回收するやう強制されなかつた——證據である。

河北省銀行

本行は一九〇六年に、直隷省銀行なる名稱の下に創立された。その認可資本金は二百萬元で、うち百九十萬六百五十五元は一九二六年末までに拂込まれた。一九二七年、直隷省銀行券の流通高は八百萬元に達した。而して同年末本銀行券は兌換不能に陥つた。急落しつゝあつた本銀行券の價値を引き上げるために一九二七年中に色々な手段が講ぜられ、同年五月、直隷省の財政委員會及び鹽務委員會は、右の目的のために、天津の支那諸銀行と百廿萬元の借款契約を締結した。同樣の目的から天津商人は一九二七年十二月に省當局に對し、各種租税の支拂に際してはその金額の二割を額面通り本銀行券をもつて受納すべく徴税官に命令され度しと要求した。卽ちかくして收納した銀行券はこれを燒却すべしと云ふのであつた。その當時、直隷省銀行券は額面價格の三五パーセントの相場であつた。この要求は許容された。しかし同行がその支拂に關してモラトリアムを宣言してからは、各鐵路當局は同銀行券の受納を拒否したのであつた。一九二八年一月、直隷省財政委員會は、京奉鐵路及び津浦鐵路當局に對し、運賃並に貸銀の三〇パーセントは、減價せる直隷省銀行券で受取るべく訓令するよう、政府當局に要求したのである。

軍事行動のため緊急に必要な資金を調達するため、直隷省當局は一九二六年三月、「流通券」(Liu-tung-chuan)と稱する特殊紙幣を發行したことがある。最初の發行高は、六十萬元に上つたが、これは津浦鐵路沿線で流通せしめられた。第二回目の發行は、五元、一元、及び廿仙、十仙名目の各種紙幣で、その金額は二百萬元乃至三百萬元程度に達した。これらの紙幣は間もなく額面價格の二〇―三〇パーセントに減價した。上記の百廿萬元の借款は、この特殊紙幣の償却を目的として起債されたのである。

直隷省銀行の後繼者として、天津に本店を置く河北省銀行が一九二九年に設立された。一九三六年當時における拂

込濟資本金は百四十四萬八千六百元であつた。一九三二年以來の同銀行券流通高は次の如し——

一九三二年末	二、七八七、五〇三元
一九三三年末	二、九六三、八四九
一九三四年末	四、七九九、四五二
一九三五年末	三、三〇一、四〇六

特別な事情に基いて、一九三五年、北支に冀察政務委員會が創設されたことは、是非とも記憶に留めておかねばならない。このことは、北支が半獨立的通貨政策を採りつゝあることを意味してゐたのである。例へば、北支の諸銀行は幣制改革が公布されたとき（一九三五年十一月三日）法幣と交換するために自行の銀準備を上海の中央銀行に現送することは絶對に許可されなかつた。かうした事情のために、河北省銀行は一九三六年五月廿五日、新銀行券を發行し始め、これらの銀行券は、河北及び察哈爾兩省内における法幣として取扱はれた。發行年月は一九三四年となつてゐて、その印刷は北京印刷局で行はれてゐたのであるが、一九三六年までその發行は差控へられてゐた。當時、政務委員會は二政府銀行の發行した銀行券の北支における流通を禁じてはゐなかつた。たゞ、河北省銀行券以外の銀行券は增發を禁ぜられてゐた事實だけを述べておかう。

河北省銀行が北支において銀行券を流通せしめる新しい權限を「善用」したとは云ひ難い。一九三七年二月下旬、或る確實なる筋からの情報によれば、當時同行の銀行券發行高は約六千萬元、又はそれ以上であつたと見積られてゐる。同行は定期的に銀行券發行高を公表出來なかつたばかりでなく、貸借對照表すら發表しなかつた。銀行券發行に

對する銀準備は最高五百萬元に達してゐたものと推定されてゐるが、事實は恐らくもつと少なかつたのではないかと考へられる。

重大危機を伴つたこの狀勢は稍〻特殊的なものである。南京政府の命令によれば、紙幣は金屬貨幣には兌換し得ないのであるが、その代り外國通貨は要求次第入手し得るのである。河北省銀行は外國貨幣を取扱つてゐないし、また同銀行券を現銀に兌換し得ないし、更に兌換しやうにも到底不可能な事情にあるので、同銀行券は事實上不換紙幣なのである。同銀行に參與する民間出身者は、かうしたやり方によつて生ずる危險を十分に認識してゐるのだが、しかし軍人が銀行經營に對する主要發言者である以上、事態は容易に惡化する惧れがある。

・浙江省銀行

拂込濟資本金七十一萬三百元、省政府及び民間側の折半出資と云ふ形式で、一九〇九年に創設された浙江銀行(創立當初の名稱)は、省政府の國庫金を取扱ふ特權と發券權とを付與されてゐた。一九一一年の革命後、同行の名稱は、「中華民國浙江銀行」と變更された。本店が杭州から上海に移轉し、且つ、增資が行はれて後のことだが、省政府當局と民間株主との間に意見の對立が生じ、遂に分裂するに至つた。上海においては、民間株主を中心に浙江實業銀行が設立され、杭州においては、浙江省銀行が官立銀行として、資本金百萬元をもつて設立された。それは一九二三年のことであつたが、一九三六年には、既に同行の資本金は三百萬元に增大してゐた。

同行の發券高は堅實な足どりを示し、一九三三年に發行を始めて以來、流通高は次のやうな推移を示してゐる。

一九三三年末……………一、三五二、四五八元
一九三四年……………三、四七三、三一三
一九三五年……………三、四九三、八二二

一九三五年秋以來、同行は銀行券流通の停止を命じた新通貨法の拘束を受けるに至つた。併し一九三六年十月には國民政府は浙江省銀行に對して、次の諸條件で、三百萬元を限度として補助紙幣の發行を特別に許可した。卽ち紙幣發行額の八〇パーセントを現銀及び有價證券を以て中央銀行に預金し、殘額の二〇パーセントは兌換準備として同じく現銀及び有價證券を保有しておくこと、これであつた。これらの條件に關する報道は、中央通訊社が一九三六年十月十二日付で南京から發電したのだが、しかし同銀行券は現銀乃至は有價證券に對して兌換されなかつたから、右の條件なるものは可なり曖昧だと云はねばならない。右紙幣は十仙、廿仙、五十仙の名目で、一九三七年三月一日から發行されることになつてゐた。

廣西省銀行

本行は二十世紀の十年代に營業を開始した。一九一五年までに、本銀行券の發行高は三百萬元に達した。のち發行高が增大すると共に、兌換不能と云ふ事實が現はれて來た。本行は相當窮境に陷り、紙幣所有者も甚大な損失を蒙つた。一九三二年、本行は再編成を行ひ、南寧に本店を置いて更生の緒に就いた。一九三六年、その資本金は四百萬元

拂込濟となつた。而して紙幣發行高は左の如く報告されてゐる。

一九三二年末	四、四三七、八七一元
一九三三年	五、五四六、七六一
一九三四年	五、二四四、四一九
一九三五年	一六、七七六、四一二

一九三六年夏、廣西省は反國民政府叛亂の渦中に捲込まれたが、併しこれは二三週間内に鎭まつた。その結果、廣西省當局は今後南京政府の命令に從つて行動すること、就中、廣西省通貨制度を從來の小鑄貨本位から法幣元本位に改訂することを承諾したのである。この改訂は一九三七年二月末には技術上の諸理由のため未だ完成してゐなかつたが、廣西側の誠意は、同省政府當局が通貨統一のため、一九三七年七月一日以降の租稅徵收は法幣をもつてせねばならぬ旨の命令を公布した事實から見て明瞭である。

貴州省銀行

本行は一九一二年以前から紙幣を發行してゐたが、同年には紙幣は既に減價してゐた。時日の經過するに從ひ、事態は次第に惡化してきた。市場價格は大きく變動し、官印が押されてゐるかどうかで價格の開きがあつた。同行への取付騷ぎは常例のことであつたが、極く最近の取付としては一九三四年の騷ぎが擧げられよう。併し同行當局者は、その紙幣流通高がどの位あるかに就いては依然として口を開かない。

廣東省銀行

本銀行は「廣東省地方銀行」と云ふ形式の下に廿世紀の十年代を通じて存在して來た。一九一五年度の營業報告は廣東における紙幣流通高が約三千二百萬元に達し、當時既に發行價格が四〇パーセントの割引相場を示してゐたと述べてゐる。私はその五元紙幣を所有してゐるが、その表面は英字で紫色に印刷されて居り、裏面は全部支那文字で濃いオレンヂ色に印刷されてゐる(アメリカ銀行券印刷會社製)。同行は幾多の困難な問題に惱んでゐたもの丶如く、遂に全紙幣の兌換不能を宣言せざるを得ぬ破目になつたのである。

同行を後繼したのは中央銀行(廣東、一九二四年)であつた。開設は一九二四年八月十五日、資本金は即金一千萬元であつた。併しこれに必要な資金が廣東の一般社會においては求め得なかつたので、公債の發行が行はれたのである。同行は宋子文の經營下にあつたが、彼は甚大な重荷に抗して、奇蹟を成し遂げたのであつた。政情が長期に亘つて不安定だつたため、經濟事情の圓滑な發展は幾多の障碍のために常に阻止された。過去十二年を通じて多くの困難に遭遇したが、併しどうにかこうにか、解決の方法がみつかつたのである。

上海に中央銀行が國立銀行として開設されるや(一九二八年十一月一日)廣東銀行は「廣東中央銀行」と名稱を變更し、一九二九年三月に新しい特許を得た。最初の資本金は、香港において外國債を起債することによつて求められた。資本金は即金千三百萬元に增資され、一九三六年末には即金千五百萬元となつた。

南支における紙幣發行の歷史は、相當古いものであるが、それは、本稿の後半で南支の狀勢を取扱ふ際に論評した

いと考へる。一九三七年三月初め、廣東省内における紙幣の發行高は、概算二億七千萬元（小洋單位）と推定されてゐたが、大體準備金で充分カバーされてゐた。

安徽地方銀行

本行は「安徽地方銀行」（Anhwei Regional Bank）の名稱で、一九三六年に設立された。元來安徽省では、省紙幣は發行されなかつたが、軍票には相當惱まされたものであつた。（安徽省の大部分の軍票は一九一四年中國銀行が償却した）その一例として Pai Wen-yu 債があるが、その總發行高のうち百萬元以上は一九一二―一三年に發行された。

既に光緒三十三年（一九〇二年）には、安徽に軍票が流通してゐたが、かゝる軍票の或るものには、安徽帝國銀行の名が書かれてあつた。表面には、明るい藍色でかゝれた龍の飾り枠の中に、實物大の安徽銀元が描かれ（兩面）漢字で「一元」と書かれてゐる。向つて右方には、本票はあらゆる租稅支拂に使用し得、と書かれてあり、左方には、日付（光緒三十三年第十一月）及び、本票を贋造する者は處罰せらるべし、と書かれてある。裏面には、褐色の枠内に漢字で長々と次の如く記されてゐる。

「本票は、一般民衆の便宜のため安徽帝國銀行の發行に係る。本省内においては、市場に流通中の舊銅票と同樣一切の租稅支拂に使用し得。本票は現銀と同樣有効にして、割引さるゝことなし。本票の受納を拒みたるものは處罰さるべし。如何なる官廳も本令に準據すべく（？）且つ一般人民も遵守すべし。

（署名）安　徽　省　總　司　令

一九三七年六月一日、安徽地方銀行（Anhwei Regional Bank）は、十、廿、五十仙等各名目の補助紙幣をば財政部の許可を得て發行した。本紙幣に對する法定準備金は保管のため中央銀行に引渡されてゐる。

寧夏地方銀行

本行については殆んど知られてゐない。一九三六年一―二月中國銀行報告によれば、同行發行の紙幣は一九三三年末において、總額八十五萬元、一九三四年末には、九十六萬二千五百三十五元、一九三五年末には二百四十五萬元に達してゐた。

山東省銀行

本行は一九二五年九月五日、濟南府に創立された。最初、一元、五元、十元各名目の紙幣總額三百萬元を發行する計畫であつた。創立後三ケ月も經たぬうちに、當時全國的に擴大した內亂のため、同紙幣の兌換を一人當り百元に制限しなければならぬ破目に陷つた。

政局不安のため、山東省銀行の紙幣發行高は過剩となつた。一九二六年一月、青島にはこの種の紙幣が三十萬元もあつた。それは海軍の支拂のために持ち込まれたもので、轉じて町の一般商人の手に渡らざるを得なかつた。郵政局も、外國銀行も、この紙幣の受理を拒否した。一般商店主が受理を拒むと、直ちに軍司令部に送致の上處罰された。青島商人の蒙つた損害は恐ろしく莫大であつたにも拘らず、青島商會（商業會議所）は抗議することを惧れた。商店の

中にはそれ以上の損失を避けるため店を閉ぢるものもあつた。

一九二五年秋以來、山東省銀行の發行した紙幣は揚子江流域に迄戰火を擴大した張宗昌將軍の戰費を賄ふのに使用されたのである。從つてこの紙幣は殆んど發行當初から不換紙幣となつた。これは文字通り軍票と呼ばるべきものであり、性質上から云へば、直隷省の「流通劵」と同樣のものであつた。發行總額は、七百四十萬九千元に達した。直隷山東兩聯合軍が天津及び北京を占領したとき、山東軍票は兩都市に流れ込んだ。北京付近の治安が恢復した後、山東省當局は既に相當の流通高に達してゐた山東軍票回收のため、二千萬元の復興公債を發行せんと計畫した。ある程度の軍票はこれによつて回收され、北京及び濟南において燒却された。一九二六年七月、北京で燒却された金額は百五十萬元であつた。

一九二七年、省當局は順次に且つ割引して該軍票を現銀と引換へるべく努力したのであるが、提議された方法の大部分は、どちらかと云へば幼稚なものであつた。併し、現銀と引換へるために必要な資金は、當時は入手し得なかつたものと考へざるを得ない。

抽籤の方法で該軍票の償還を行ふことに決定した。第九回目の抽籤は一九二七年九月廿五日に行はれ、二十萬元が償還された。この時までに既に、發行番號により額面總額百四萬千四百十五元の軍票が抽籤で償還されてゐたのである。一九二七年十一月廿一日、濟南商會は省銀行劵の相場を名目價格の五十パーセントと定め、爾後十日目每に十パーセントを上げ、結局平價に引戻さうとしたのであつた。これには租稅の支拂を減價した紙幣をもつて行ふも差支へなしと云ふ點に關し、當局者の同意を得ねばならなかつた。當時まだ流通過程に殘されてゐた紙幣額は五百萬乃至六

百萬元程度であつた。第十回抽籤は一九二七年十月廿五日、第十一回は同十一月廿五日に行はれ、各々同紙幣廿萬元宛が償還された。

一九二八年一月、山東省財政委員會は資金缺乏のため、一九二七年十二月卅一日償還豫定の省庫證劵（一九二七年六月一日發行）を一九二八年六月一日償還に延期する旨を公表せねばならなかつた。

山東省民生銀行

本銀行は一九三二年、資本金六百萬元（うち三百二十萬元は一九三六年に拂ひ込まれた）を以て設立された。嚴密に云へば、民生銀行は山東省銀行（Shantung Provincial Bank）の後繼者である。山東省銀行は未回收紙幣の殘額を整理することが出來ず、從つてまた恐らくはその他の債務をも辨濟することが出來なかつたので、閉鎖の止むなきに至つたものである。ところで、民生銀行の資本金は、全省内の地租引上げによつて捻出したもので、これは山東省當局が唯一の株主であることを見ても明かである。民生銀行は、山東省銀行の後繼者ではあるが、併しその債務までも引受けはしなかつた。民生銀行劵の發行高は次の如し――

一九三三年末	一、七一三、〇〇〇元
一九三四年末	二、〇六〇、〇〇〇
一九三五年末	二、三八〇、〇〇〇

一九三五年以後は國民政府の幣制改革令に基いて、民生銀行は最早紙幣の發行は中止したものと考へられてゐるが

併し一九三六年には一元、五元、十元の所謂省庫證券が發行された。これは名稱はともかく、事實上紙幣と同じものであつた。稅務司は租稅の支拂に當り「省庫證券」の受納を拒否した。一九三七年の始め、民生銀行は三百萬元を限度として十仙、廿仙、五十仙の補助紙幣を發行して差支へないと云ふ國民政府の許可を得たのであつた。

江西祐民銀行

本省立銀行は一九二七年に創立され、一九三五年末現在の資本金は二百萬元であつた。その紙幣發行高は次の如し——

一九三二年末	三九七、八五七元
一九三三年末	四二六、五六八
一九三四年末	六三四、八六五
一九三五年末	七八八、三七〇

南昌市民銀行

本銀行は一九二八年南昌に設立され、一九三六年における拂込資本金は五十萬元であつた。その紙幣發行高は次の如く比較的僅かなものである。

一九三二年末	三三五、六〇六元
一九三三年末	二六三、二七五

一九三四年末……………二九八、一三一
一九三五年末……………四五九、一六〇

青島市農工銀行

一九三三年、資本金十萬元をもつて營業を開始したのであるが、一九三五年末現在の紙幣發行高は十三萬四千四百元、一九三四年末は十五萬二千百九十四元、一九三五年末現在は七萬八千六百八十一元であつた。

廣州市立銀行

本行は一九二七年に創立された。小洋元紙幣を發行したが、この紙幣は廣東省銀行劵と同樣に、その價値が變動した。一九三五年末現在の發行高は五百九十二萬五千四百七十二元、一九三七年六月の總發行高は八百六十六萬元。併し當時同行はすでに銀行劵の發行を停止したものと考へられてゐた。一九三六年における資本金は卽金百萬元。

察哈爾興業銀行

本銀行は張家口に本店を置く半官半民の銀行である。一九二八年三月財政部より「地方金融市場救濟のため」廿萬元の新銀行劵發行に關する許可を得たのである。本銀行劵の總發行高は簡單には調査し得ない。

綏遠特別行政區

本行政區當局は一九二八年の始め「流通劵」と稱する流通證劵五十萬元の發行を企てた。發行の目的は「内亂のため極度に破壞された金融市場を救濟するために」と云ふのであつた。本紙幣は「軍事善後流通劵」(Military Rehabilitation Circulating Notes) として一般に知られてゐた。

祐商並びに祐民官設銀行

これら半官半民の兩行は、錢莊の形態で廿世紀初期の十年間、關稅取扱銀行として營業してゐた。上海に創立されたもので、上海近郊には支店を有してゐた。ゴム景氣とその崩壞の結果、殆んど全部の錢莊に取付騷ぎが起つたが、上海當局は一九一〇年七月、この兩銀行發行の紙幣を保證すること、從つて從來と同樣、同紙幣を信用するよう訓示せる布告を發した。而して流言蜚語を飛ばすものは處罰せられる旨も布告された。

一九一二年、南京において共和制が創始されたとき、北京にはなほこれと對立する政府が殘存して國家收入の財布尻を押へてゐたのである。そこで南京政府は、概して「軍票」と云ふ形式の紙幣を發行して、政務費や軍費を賄はねばならなかつた。一九一二年南京臨時政府の收入細目の中には「軍票の發行四百九十九萬元」と云ふ項目が記されてゐる。

浙江省も亦「軍票」を發行せざるを得なかつた。これは一九一四年、中國銀行によつて回收された。

第六章　發券銀行としての商業銀行

前章において述べた如く、從來正式の免許なくして各銀行に許されてゐた銀行券の發行權を取消し、更には何ら許可を求めずして紙幣の發行を續けて來た金融機關や商社が今後紙幣發行を繼續せんとするのを禁止するための措置は、これまでも何回となく講ぜられた。併しかうした企ては何れも眞劍味を缺いてゐたので、結局結實するに至らなかつた。一九二五年、もう一つの大總統令が發布された。その要旨は、從來財政部から紙幣發行權を許されて來た或る種の所謂「特殊銀行」、及び新布告の發布前に紙幣を發行してゐた一部の商業銀行は別として、一切の非發券銀行は今後發行權の附與を認めないと云ふのである。同時に、紙幣發行の特權を有する銀行も、その發行高に一定の限度を設定され、右限度以上の紙幣は直ちに回收せねばならなくなつた。

一、特殊銀行

中華民國成立の當初から、次に掲ぐる「特殊銀行」は、紙幣發行權を付與されてゐたものである。

(一) 地方企業銀行

財政部は、本行が保有すべき兌換準備のうち百分の四十は現銀(中國銀行券を含む)、百分の六十は有價證券によつて構成さるべき旨を明示した。一九一六年、地方企業銀行上海支店は支拂を停止し、相當額の紙幣が支拂未濟の狀態

におかれることとなつた。姉妹支店は上海支店救濟に乘出すことを拒否した。

(二) 邊業銀行

本行は邊疆諸省に設置され、主として政治的目的に深い關係を有してゐるものであつた。一九二五年十一月廿七日同行天津紙幣の支拂を停止した。

邊業銀行(天津)は、その後外觀上は紙幣の發行を再開した。何故なら次表は明瞭に發行殘高を示してゐるからである。

	元	指數
一九三二年末	一、一三五、五〇〇	一〇〇
一九三三年末	九六五、〇〇〇	八五
一九三四年末	四八八、一〇〇	四三
一九三五年末	二七〇、四〇〇	二四

(三) 農商銀行

本行は一九二〇年、資本金一千萬元をもつて北京に設立された。資本金のうち百七十三萬元は一九二六年に、三百萬元は一九三六年に拂ひ込まれた。一九二三年末にその紙幣發行高は八十九萬五千四百二十元であつた。一九二四年七月、舊紙幣を新しい意匠の紙幣と取り換へた。一九二八年四月、政府の許可を得て、一元、五元、十元の名目の新紙幣を發行した。

一九三四年、本行は上海で紙幣を流通せしめ始めた。この時本店も上海に移されたのである。一九三四年末の本行

發券高の總額は百八十一萬三千元であつた。それが一九三五年十月末には（この時をもつて紙幣發行を停止せざるを得なくなつたのだが）二百三十一萬三千元に增加してゐた。

（四）蒙古及び西藏銀行

（五）支那工業企業銀行

開設、一九二〇年。支店は北支のみに設置された。一九二五年九月十二日、小額紙幣三十萬元の發行を正式に許可された。

二、商業銀行

銀行券の發行に關し政府の許可を得た商業銀行は次の如くである。

（一）浙江興業銀行

一九〇七年、百萬元の資本金をもつて設立さる。資本金の四分の一は拂込濟。本店は漢口。同年、本行は紙幣發行權を得た。一九一四年、本店は上海に移された。一年後、同行は紙幣の發行をやめて、中國銀行券を代用することとなつた。併し、一九二〇年代には再び銀行券發行權の許可を申請し、これを許可された。爾後同銀行券は市場においで常に非常な信用をうけてゐたのである。

一九二一—三五年の各年末における同銀行券の發行高は次表によつて參照されたい。

		指數
一九二一年末	—	—
一九二二年末	九〇〇、〇〇〇	一〇〇
一九二三年末	一、一〇〇、〇〇〇	一二二
一九二四年末	一六七、一四〇	一九
一九二五年末	三、八一三、七三〇	四二四
一九二六年末	三、七四八、七〇九	四一七
一九二七年末	三、五七二、八六八	三九七
一九二八年末	四、三〇七、八五〇	四七九
一九二九年末	三、九六四、二二二	四四〇
一九三〇年末	七、二九九　〇五七	八一一
一九三一年末	七、三三一、七〇三	八一五
一九三二年末	七、〇八八、九一七	七八八
一九三三年末	八、一八六、八七一	九一〇
一九三四年末	九、二一四、七七三	一〇二四
一九三五年	九、四四九、〇〇〇	一〇五〇

備考・一九三五年の數字は同年十一月初めのもの、この時、幣制改革のため、同銀行の紙幣發行は停止さる。

(二) 中南銀行

一九二一年創立、本店を上海に定めた。一九二四年には、拂込濟資本金は七百五十萬元であつた。一九三七年初めの資本金も同樣であつた。紙幣發行權を特許されてゐた同行は、紙幣の發行及び必要な兌換準備の保持に關し金城銀

行、鹽業銀行、及び大陸銀行と提携した。上海及びその支店地域において流通してゐた右銀行券の發行高は、各年末において次の如き數字を示してゐる――

		指數
一九二三年末	一四、〇七一、五四〇元	一〇〇
一九二四年末	一二、七四三、八五〇	九一
一九二五年末	一四、五一四、〇五七	一〇三
一九二六年末	一五、四二〇、七六二	一一〇
一九二七年末	一七、三三〇、三七九	一二三
一九二八年末	二九、六四五、九〇五	二一一
一九二九年末	三三、一二〇、三三六	二三五
一九三〇年末	四九、一八四、六五六	三五〇
一九三一年末	三五、八一三、七五二	二五五
一九三二年末	三二、三〇七、八五七	二三〇
一九三三年末	三六、八七一、八三七	二六二
一九三四年末	四〇、二五四、三〇〇	二八六
一九三五年末	七二、二八二、〇〇〇	五一四

備考・一九三五年十一月三日以後同銀行券の發行は停止さる。

右銀行券の發行は四銀行シンヂケートの共同勘定並に保證の下に行はれてゐたのだが、發券銀行として銀行券に記錄されてゐたのは、中南銀行のみであつた。

(三) 華美商業銀行

米支合辦の銀行で資本金五百萬元。一九二三年まで、本行は發行權を行使しなかつたが、同年末に、總額廿五萬四千四十元の紙幣を發行した。その後發行高がこの數字を上廻ることはなかつた。一九二七年、同行は破産したが、その清算に當り、未濟紙幣をまづ償却すべく、苦心が拂はれた。

(四) 支那爲替銀行

これも外支合辦銀行であり、一九二三年末には總額三十五萬二千六百三十九元の紙幣を發行してゐた。一九二八年五月、本行は主として北京又び天津において、一元、五元、五十元、百元名目の各紙幣を發行する旨公表した。同時にアメリカ銀行劵印刷會社の印刷になる十仙、廿仙少額紙幣も發行することとなつた。併し本行は一九二九年に破産するに至つた。

支那爲替銀行（日支合辦）の發劵高は、同銀行の貸借對照表にのせられてゐる數字から判斷するならば、決して過度の發行を行つてゐたとは云ひ得ない。

一九二五年末	三二六、一三八圓
一九二七年末	一六、四二三
一九二七年末	七、二二三

備考・本行紙幣は地方的な元通貨で支那においてのみ發行された。

(五) 中國通商銀行

一八九七年「淸帝國銀行」と云ふ名稱で創立、一九一二年までこの名稱の下に營業を繼續した。本行は近代銀行の

原則に基いて業務を營んだ最初の支那銀行であつた。而して、兩及び元をもつて表示された銀行劵を發行した最初の支那銀行でもあつた。一九二一年より一九三五年に至る各年末の本銀行劵流通高は次の如し——

		指數
一九二一年末	一、〇七一、二五〇元	一〇〇
一九二二年末	一、二六五、九七七	一〇九
一九二三年末	一、一五六、五一〇	一〇八
一九二四年末	一、三〇一、八六二	一二二
一九二五年末	一、六六〇、七六二	一五五
一九二六年末	二、〇〇八、八八九	一八八
一九二七年末	一、三二六、八九五	一二四
一九二八年末	一、五五一、九〇一	一四五
一九二九年末	二、七六三、九四一	二五八
一九三〇年末	三、四七九、〇一四	三二五
一九三一年末	七、一九八、〇三五	六七二
一九三二年末	一一、二七六、八七三	一、〇五四
一九三三年末	二五、〇九一、四〇〇	二三四五
一九三四年末	四四、九八一、九〇〇	四二〇一
一九三五年末	二六、六一七、〇〇〇	二四八八

備考・本銀行劵の發行は一九三五年十一月停止さる。

（六）四明商業儲蓄銀行

一九〇八年、資本金百五十萬元をもつて設立。一九三一年、二百二十五萬元に增資、一九三四年には更に五百萬元に再增資。本店は上海。寧波、漢口、南京にそれぞれ支店を置く。一九二一年より一九三五年に至る紙幣發行高は次の如し――（一九三五年十一月、紙幣發行を停止）

		指數
一九二一年末	一、六九六、七〇三元	一〇〇
一九二二年末	一、七一六、九八一	一〇一
一九二三年末	三、六〇四、一六七	二一二
一九二四年末	四、六一七、七一七	二七二
一九二五年末	五 四四二、一四七	三二一
一九二六年末	五、一〇九、五九二	三〇一
一九二七年末	七、四六三、一〇六	四四〇
一九二八年末	八、九九二、七三一	五三〇
一九二九年末	九、六〇九、七一七	五六六
一九三〇年末	一一、二八六、六一九	六六五
一九三一年末	一一、七五二、四六〇	六九三
一九三二年末	一五、〇九四、六〇〇	八九〇
一九三三年末	一九、四九七、六〇〇	一一四九
一九三四年末	一八、三一〇、三〇〇	一〇七九
一九三五年末	一九、二二一、〇〇〇	一一三三

（七）浙江實業銀行

「浙江銀行」なる名義を以て、一九〇八年に設立。最初資本金は七十一萬三百元で、浙江省政府及び民間の共同出資に成る。浙江省の國庫金取扱銀行に指定されたので、銀行券の發行權を得た。一九一一年の革命後、本行は「中華民國浙江銀行」と名義を變更した。一九一四年、本行の改組が行はれ、政府銀行としての機能を喪失したが、その代り商業的企業の助成に全力を注ぐこととなつた。一九二二年、百萬元の增資を行つたが、新株式に對する應募は短時日のうちに規定數を超過した。翌年、政府はその持株を手放すこととなつたが、これは直ちに民間側に肩替りされた。その後、民間銀行としての本行は全力を商工業方面に傾注した。一九三一年、二百萬元に增資。本店は一九一四年以來上海に置かれてゐた。支店は抗州及び漢口。

浙江銀行が政府銀行であつた間はその紙幣發行高は適度の水準を保持した。一九一四年上海に本店が移されたとき流通中の全銀行券を回收するに決定した。

浙江實業銀行の發行した銀行券の量は、次表に示されてゐる如く決して大きくはなかつた。

一九〇七年末	三、三〇〇元	一九一二年末	六四一、一八〇元
一九〇八年末	二四八、六二九	一九一三年末	九三七、二〇〇
一九〇九年末	七二〇、〇〇〇	一九一四年末	九二五、〇〇〇
一九一〇年末	七二八、一〇〇	一九一五年末	四九七、七〇〇
一九一一年末	一九七、三一八	一九一六年末	五〇、五〇〇

(八) 江蘇銀行

一九一二年、公稱資本金百萬元、うち六十萬元拂込をもつて設立。全株式は江蘇省政府の引受けと云ふ形を採つた。

一九三二年拂込資本金は八十萬元に增加され、一九三五年には百萬元全額拂込となつた。創立當初から、本行は二百萬元を限度とする銀行券發行權を有してゐた。併しこの權利は僅かの限度しか行使されなかつた。而して一九二〇年前には既發行紙幣を回收し未署名紙幣は破棄することに決定した。本店は現在上海に置かれてゐる。一九二一年以後は、極少額の紙幣がなほ流通してゐた。即ち次の如し――

		指數
一九二一年末	一七、六七〇元	一〇〇
一九二二年末	三、三七〇	一九
一九二三年末	八八七	五
一九二四年末	六五七	四
一九二五年末	六一六	三
一九二六年末	六一六	三
一九二七年末	四三六	二
一九二八年末	四一二	二
一九二九年末	四一二	二
一九三〇年末	―	―

（九）中國農工銀行

一九一八年、資本金廿萬元政府全額出資をもつて北京に設立。當時政府が慢性的資金缺乏症に陷つてゐたため、右の資本金は支出されなかつたので、一九二〇年に全株式は一般に公募された。その後、一九二六年には百萬元に增資

され、一九三一年までに數度の增資によつて資本金は三百十九萬元となつた。而して一九三五年現在の資本金は五百萬元であつた。

一九二七年、本行は紙幣發行權を得た。一九二八年、財政部は名目三十五萬元を限度として十仙、廿仙補幣を發行する權利を、本行天津支店に付與した。一九三一年に本店は上海に移つた。銀行券發行高次の如し――

		指數
一九二七年末	二八一、二九三元	一〇〇
一九二八年末	四二五、九五五	一四六
一九二九年末	三三七、一〇〇	一一六
一九三〇年末	八四七、四〇〇	二九一
一九三一年末	一、八七二、九〇〇	六四三
一九三二年末	四、七〇九、六〇〇	一六一七
一九三三年末	一〇、二二四、七六七	三五一〇
一九三四年末	一二、二二五、五四七	四一九七
一九三五年末	八、三四四、〇〇〇	二九六六

備考・他の商業銀行券と同樣に本行は一九三五年十一月四日以後新券の發行を停止した。

(十) 中國實業銀行

本行の設立は一九一五年大總統令によつて認可されたのだが、一九一九年四月に至つて始めて業務を開始し本店を天津に置いた。一九二二年本店は上海に移つた。一九二一年末には、拂込資本金は二百二十九萬五百五十元。一九三

五年には四百萬元に增資された。大部分の株式は政府の保有するところであつた。設立當初から、同銀行は紙幣發行權を免許された。紙幣發行高は次表の如し――

		指數
一九二一年末	一一〇、一七一元	一〇〇
一九二二年末	三〇六、九一四	二七九
一九二三年末	六〇一、八六五	五四六
一九二四年末	五四一、三六八	四九一
一九二五年末	三、五〇〇、二六七	三一七七
一九二六年末	七、三三四、五四九	六六五七
一九二七年末	七、五六五、四二七	六八六七
一九二八年末	一一、二四七、〇一六	一〇二〇九
一九二九年末	一七、〇三六、二四二	一五四六三
一九三〇年末	二八、三〇八、四三六	二五六九五
一九三一年末	二四、三五〇、二一六	二二一〇二
一九三二年末	三五、八六〇、四八五	三二五五〇
一九三三年末	四〇、〇〇〇、六八〇	三六三〇三
一九三四年末	四三、五〇〇、八一八	三九四八五
一九三五年末	四四、四六三、四二一	四〇三八四

備考・一九三五年十一月幣制改革と共に本銀行は銀行權の發行を停止す。

(十一) 中國墾業銀行

天津に開設。のち本店を上海に移し、更めて資本金を二百五十萬元と定めた。次表は本行の銀行券發行高を示す。

		指數
一九三〇年末	一、八〇〇、〇〇〇元	一〇〇
一九三一年末	四、二二九、〇〇〇	二三五
一九三二年末	五、二二一、〇〇〇	二九〇
一九三三年末	六、四四五、〇〇〇	三五八
一九三四年末	七、〇九五、〇〇〇	三九四
一九三五年末	七、四九六、〇〇〇	四一七

備考・本銀行の銀行券發行は他の商業銀行と同樣一九三五年十一月を以て停止す。

(十二) 農工銀行

北京及び天津に事務所を置き、一九二八年には、十仙及び廿仙補助紙幣を發行す。同年六月、天津商會(商業會議所)に對し、北京及び天津において流通せしむべき一元、五元、十元名目の元紙幣の追加發行に關して屆出を行つた。

(十三) 中國農民銀行

一九三三年、半官半民の銀行として「河南、湖北、安徽、江蘇四省農業銀行」なる名義をもつて設立され、本店を漢口に置いた。最初拂込資本金は三百萬元であつたが、一九三五年には一千萬元に增資された。一九三五年十一月三日の幣制改革により、當時發行總額二千九百八十四萬七千元に達してゐた本銀行券は發行停止となつた。

併し一九三六年二月には、中國農民銀行は最高一億元を限度とする銀行券を再發行すべき免許を得た。本銀行券は中央銀行支店の存在しない邊鄙な地方に流通せしめる計畫であつた。就中、各農村に金融的援助を與へ、共產軍より

奪回した地方の復興を計るのが、その目標であつた。中央銀行代辯者は中國農民銀行の使命につき國民通信社記者に對し次の如く説明してゐる――

「中國農民銀行は、その銀行券發行高に關し、以前は何等の制限をも受けてゐなかつたにも拘らず、現在は一億元に限定されてゐる。同銀行券の發行高は從來大體四千乃至五千萬元が最高であつた。これを一億元に增加して發行すべき權限を與へられたのは三政府銀行に代つて地方諸銀行の紙幣を引繼ぎ乃至回收せんとする目的からであつた。中國農民銀行の紙幣發行に對する兌換準備は發行準備管理委員會の管理の下に中央銀行に預入れることになつてゐる。

中國農民銀行の銀行券は一九三五年十一月三日の法令に遵ひ、今後二ヶ年内に中央銀行券と取換へられることとならう。」

中國農民銀行の使命は、右に大體の輪廓を示したやうな機能を果すことを目的としたことは明かであるが、そのうちに基本的原則を變更せねばならぬやうな事態が起つて來たやうに見える。卽ち一九三七年三月までには、次のやうに狀勢は非常に變つて來た。

（イ）一億元の發行限度は、少くとも五〇パーセントだけ限外發行を示現してきてゐた。

（ロ）中國農民銀行券は自由に流通はするが、法幣とは考へられなかつた。

（ハ）發行準備管理委員會は中國農民銀行の銀行券政策を管理してゐるやうには見えなかつた。

一九三六年九月まで本行は每月末規定通り發券高を公表した。當時までに一億元の發行限度は約八百萬元の超過と

なつてゐたが、これは總額三千萬元の補助紙幣の發行が認可されてゐたからだと説明された。

一九三六年十一月末の中國農民銀行券の發行高は次の如し――

		指數
一九三三年末	二、〇〇八、〇〇〇元	一〇〇
一九三四年末	五、六六三、〇〇〇	二八二
一九三五年	二九、八四七、〇〇〇	一四八六
一九三六年	一六二、〇一四、〇〇〇	八〇六八
一九三七年（七月）	二〇八、四三六、〇〇〇	九六三三

本銀行券の發行狀態がかくの如き發展を示すに至つたことは、明かに中央政府に不滿を與へた。それは本行の紙幣發行をより嚴重に統制することを目的とした特別規則が一九三七年二月末に公布された事實から見ても明らかであらう。それ以來、本行の一擧一動はすべて發行準備管理委員會の統制下に置かれることとなつた。新取締規則は次の如くである。

一、中國農民銀行は發行權を有するをもつて、所要兌換準備は發行準備管理委員會に移管すべきものとす。發行準備管理委員會は紙幣發行總額及び兌換準備額を毎月報告すべし。

二、中國農民銀行の銀行券發行は發行準備管理委員會章程に基き管理さるべし。

三、兌換準備中外國通貨の管理は中央銀行と協議のうへ指示さるべきものとす。

四、中國農民銀行は地方及び中國邊疆における自行銀行券の流通に關して充分なる注意を傾注すべし。

五、財政部の發令にかゝる取締規則に基き、本行は各地方において不動産貸付を行ふべし。

第四項は、三政府銀行が十分市場の需要に應じ得るところの上海及びその他の商業中心地において、中國農民銀行券の流通が比較的巨額に達してゐる事實に關聯してゐることは明かである。本行に發行權を付與するに至つた主要目的は、どの政府銀行も支店を出してゐないやうな邊鄙な地方の發展に寄與せしめんがためであつた。

（十四）北洋保商銀行

一九一〇年、單に名目上の資本金と、地方的發展に貢獻するのだと云ふ目論見の下に設立されたのだが、資金缺乏のため數年間に亙つて足踏みせねばならなかつた。本店は天津、設立後約十年目に北京支店が開設された。一九三五年、本銀行拂込資本金は百十二萬九千五百元であつた。

北洋保商銀行券の流通高は次の如くである――

		指數
一九三二年末	一、四三七、六〇〇元	一〇〇
一九三三年	一、四八四、四〇〇	一〇三
一九三四年	二、〇一三、六〇〇	一四〇
一九三五年	三、四三一、三〇〇	二三九

備考・少くとも一九三七年春までは、北支の金融事項は冀察政務委員會の監督下にあつたので、一九三五年以後の流通高に關する數字は上海では入手し得なかつた。

（十五）四川美豐銀行

本行は最初上海美國東洋銀行の支店として一九二三年に開設されたのだが、一九三二年、支那人關係者がこれを買收し、一九三六年に資本金を百二十萬元と定めた。本行が正式に發行權を申請してこれを付與されたものか、或ひはアメリカの法律に基いて營業を行つてゐた美國東洋銀行の業務をそのまゝ繼續したのかは明らかでない。紙幣流通高は次の如し——

		指數
一九三二年	六三〇、七九二元	一〇〇
一九三三年	一、〇四五、六九一	一六六
一九三四年	五三七、四九一	八五
一九三五年	五、〇四二	八

備考・發券高の急速なる減少から見て、美豐銀行は既に幣制改革以前から、全發行券の回收を行つてゐたのに相違ない。

（十六）江蘇省農民銀行

一九二八年設立。本店は鎭江。上海に支店。一九三六年には拂込資本金は二百二十萬元であつた。一九三六年十一月三百萬元を限度とする十仙、廿仙、五十仙少額紙幣の發行權を得た。

一九三六年秋、九江商會（商業會議所）が政府の免許を得ずに補助紙幣を發行した事實を、こゝに付記しておかう。政府當局は九江商會に對し嚴重なる懲戒を加へ、直ちに非免許發行券を回收し、これを破棄すべき旨命じた。

（十七）陝北地方實業銀行

一九三〇年、拂込資本金十二萬五千元をもつて設立。本店は楡林。本行が中央政府から發行權を得たのか、どうか

疑問だが、とにかく銀行劵を發行してゐた。一九三三年末本銀行劵の流通高は八十五萬元、一九三四年末には九十六萬二千三百十元に達した。その後の貸借對照表は公表されてゐない。

（十八）江西建設銀行

一九三〇年、南昌において資本金五十萬元をもつて設立。一九三三年末十三萬四千四百元、一九三四年末十五萬二千百九十四元の紙幣流通高を有してゐた。その後の流通高は入手し得ない。

（十九）福建南東銀行

一九二八年設立。本店所在地福州。資本金百萬元うち廿萬元拂込。本行は一九三五年末、紙幣の一部を兌換未濟のまゝ解散した。銀行劵發行高は大きくなかつた。卽ち次表の如し――

		指數
一九三二年末	六五六、〇〇〇元	一〇〇
一九三三年	二五五、〇〇〇	三九
一九三四年	三五二、五七〇	五四

（二十）山東商業銀行

一九一三年濟南に設立。一九二六年における拂込資本金は百五十五萬九千二百元。本行は一九二六―七年の內亂中に破産した。一九二九年、濟南商會（商業會議所）は本行の再興を聲明し、本銀行劵の所持者に對し、商會において登記せられたき旨要請した。

（二十一）山西清沈銀行

一九二七年晩秋、張作霖と馮玉祥間の戰爭により解散。莫大な紙幣の償却はその儘に放つて置かれ、金融恐慌發生の原因となつた。

（二十二）南京商業儲蓄銀行

一九二一年、香港に設立。支店は上海、漢口及び廣東に設置された。資本金一千萬元、うち二百五十七萬四千百元は一九三五年に拂ひ込まれた。同年、本行は支拂を停止したが、一九三六年、營業を再開した。一九二六年夏、本行は上海において、一元、五元、十元、五十元及び百元名目の紙幣を發行した。併し、その後數年間に亙つて右紙幣は漸次回收された。

一九三四年には發行高は、僅か一萬四千二百八十五元に過ぎなかつた。

（二十三）大中銀行

天津。中國銀行金融商業月報によれば本行は紙幣を發行してゐたが、各年末における發行總額は次の如くである。

一九三三年	二一七、〇六二元
一九三四年	四六六、九三六
一九三五年	一、七一二、五二一

（二十四）中國勸業銀行

一九二〇年設立。本店は北京。一九三六年拂込資本金は二百三十九萬一千百七十五元であつた。一九二五年九月、總額三十萬元の補助紙幣發行に關する本行の申請は、政府の認可するところとなつた。本銀行紙幣は北京印刷彫刻局

の印刷にかゝはるものである。

（二十五）西北銀行

一九二五年、當時張家口に駐屯中の馮玉祥將軍によつて設立された。本行は全然資本金を持たなかつたが、これを入手するため、北京政府の同意を得て、簡單に印刷された紙幣を發行した。馮將軍は張家口の他の銀行及び金融業者に對し、額面通りに本紙幣を他の銀行券と交換するやう强制した。各銀行業者がかゝる取扱に反對を唱へたのは當然のことであつたが、當時の軍閥のみが行使することの出來た壓迫に服するの止むなきに至つた。更に、馮玉祥將軍は銅票をも流通せしめたが、本行は、その發行にかゝはる最低名目の紙幣の現銀引換に對してすらも應ずる意向を示さなかつた。

一九二八年、本銀行は更に、一元、五元、十元名目の不換紙幣を發行した。その後間もなく本行は解散することとなつた。

三、錢莊その他

以上に列擧した諸銀行のみならず、この他にも、紙幣の發行を企てた錢莊は、全國に亙り相當の數に上つてゐる。かくの如き錢莊の發行した紙幣の種類及び量については、何等信頼し得る資料もなく、たとへあるにしても、いまここに利用し得ない狀態である。多くの場合において、發券業者の破産は、彼等によつて發行された紙幣總額の損失に相當するとも云ふべきであつた。併し不換紙幣の發行に當つてゐたものとしては、銀行のみでなく、兩替商、一般商

人、慈善事業團體等も擧げられる。最後の範疇に屬するものゝ一例として慈善堂及び孤兒院を指摘すれば足りよう。一九二五年におけるこれら兩院の紙幣發行額は約四萬元であつた。かうした紙幣發行の目的（これらは市場において可なりの信用をうけた）は、極貧階級に對する施し物や小額貸付（小額紙幣による）を容易ならしめることであつた。

支那商業銀行中の一部、特に上海において營業を行ひ、發行權を有せる商業銀行は、銀行券を發行してゐる銀行との間に特別の取極めを行ひ、相互に同意せる條件に基き、前者が後者の銀行券を流通せしめると云ふ方法を取つたのである。どの場合においても、前者はその借入れた銀行券の總額の六〇パーセントに相當する現金と四〇パーセントの有價證券とを後者に預け入れねばならなかつた。この方法は發行權を有せざる銀行に對し左の三つの利益を獲らした。即ち以上の如く預け入れられた有價證券の利息を受取り得ること、紙幣印刷の費用負擔を免かれうること、及び發券銀行に取付け騷ぎが起つた場合でも何等その影響を受けないであらうこと、これであつた。

第七章　滿洲における通貨事情

北滿における元紙幣

中華民國の初期の時代から、滿洲には補助銀貨への兌換を請求し得たところの小洋票と云ふ名で知られてゐた銀行券が流通してゐた。過度の發行とそれに引續いて本紙幣の現銀兌換を行ひ得なくなつた結果、滿洲に支店を有する六大銀行は協定を結び、この協定の條件に從ひ當時存在してゐた一切の小額紙幣は、大洋票と呼ばれてゐた銀元紙幣に遲滯なく兌換されることとなつた。交換比率は十二對十と定められた。この改革の音頭をとつたのは奉天政府であつた。右の協定は一九一七年八月に實施されることとなつたが、その內容は左の如くである――

「政府及び一般民衆は今後大洋錢標準通貨制度に從ふべし。目下會議中の各銀行は本協定施行の時より小洋錢紙幣（小洋票）の發行を停止し、既に發行されたる小洋票を大洋錢紙幣（大洋票）と交換に回收し、これを破棄すべし

但し小錢として利用さるべき十角以下の紙幣は例外とす。

小洋錢紙幣の大洋錢紙幣に對する交換比率は十二對十とす。

本協定實施後一年半以內に制限兌換が承認さるゝことを條件として大洋錢紙幣の正貨兌換は無制限となるべし」

本紙幣は持參人の要求に應じ現銀に兌換し得ると云ふ名目にはなつてゐたが、事實上は最初から兌換し得ない狀態

であつた。一般民衆が小洋票とその發行者に對しあらゆる信頼の念を失つてゐたので、この紙幣を快く新しい「大洋票」と交換した。現銀兌換を無制限に行ふ旨確約されてゐるのを理由として、彼等は一瞬の休みもないほど現銀兌換を續けさまに要求せんと企てた。併し、財源は見る見るうちに涸渇し、新紙幣も亦兌換不能に陷つた。それにも拘らず、新紙幣は小洋票や銅票などよりは遙かに惠まれた運命を有してゐた。この新紙幣には各地方毎の特殊事情に應じて種々の癖があつたのだが、いまその推移を簡單に論評したいと思ふ。

哈 爾 賓

哈爾賓は商業上の中心都市として、その通貨が少しでも減價するのを放置しておくことが出來なかつた。新「大洋票」の發行は四銀行に限定された。即ち、中國銀行（本行の支店は哈爾賓、吉林、齊齊哈爾、大黑河、臨江、綏化、海倫等に設置されてゐた）交通銀行（本行の支店は哈爾賓、齊齊哈爾、大黑河に設置されてゐた）東三省官銀號（哈爾賓、吉林、齊齊哈爾、大黑河等に本支店を有してゐた）黑龍江省官銀號。かくの如くこれらの銀行の紙幣は單に東支鐵道地帶内において使用されたのみならず、北滿の奥地においてすら流通したのであつた。紙幣の名目は、一元、五元、十元、及び百元の四種であつた。中國銀行、交通銀行及び東三省官銀號（滿洲中央銀行と自稱してゐた）の各紙幣は、アメリカ銀行券會社の製造にかゝはり、漢字、英字、露字が印刷されてゐた。一方黑龍江省官銀號の紙幣は地元で印刷に付したもので、粗末な用紙に不明瞭な印刷が施されてゐた。

一九三二年末までに、哈爾賓「大洋票」の發行高概算は次の如くであつた。中國銀行、五仙から百元に至る諸名目紙幣の發行高約二百萬元。交通銀行、右と同一名目紙幣の發行高約五百萬元。東三省官銀號、五仙、十仙、廿仙、一

元、五元、十元、百元名目の各紙幣總發行高六百萬元。黑龍江省官銀號の發行高は凡そ二百萬元。どの紙幣にも、大體發行場所が印刷されてあつた。正貨準備も紙幣の發行場所に保管されてゐたのだが、その額は明かに不十分であつた。金屬準備が幾分か存在してゐたことと、發券銀行が何時でも哈爾賓大洋票を上海、天津その他の都市宛の振替爲替と取換へる用意を有してゐた結果、これらの紙幣は比較的安定し、過度に減價するやうなことは防止された。東支鐵道は運賃の支拂には本紙幣を受取つてゐた。

南滿洲鐵道株式會社調査局の調査によれば、哈爾賓大洋票の流通高は次の如くであつた——

一九二一年一二月	二一、五〇〇、〇〇〇元
一九二二年一〇月	一二、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年	二七、五〇〇、〇〇〇
一九二七年一二月	三八、〇〇〇、〇〇〇
一九二九年九月	三八、六〇〇、〇〇〇

一九三〇年二月、哈爾賓における總發行高は三千七百三十萬元、その各銀行別内譯は次の如し——

東三省官銀號	一四、〇〇〇、〇〇〇元
交通銀行	九、〇〇〇、〇〇〇
中國銀行	三、五〇〇、〇〇〇
吉林永衡官銀錢號	二、一〇〇、〇〇〇
邊業銀行	八、七〇〇、〇〇〇

計	三七、三〇〇、〇〇〇

一九二九年の後半期において、哈爾賓紙幣の總發行高は約五千萬元に達した。その頃には、吉林永衡官銀錢號及び邊業銀行も、紙幣の流通に一役買つてゐたのであつた。當時哈爾賓において一布告が發布され、一九二九年十二月廿日を期限として全紙幣を行政長官張景惠將軍の署名を有する新銀行券と交換すべき旨が命ぜられた。張景惠將軍が占めてゐた地位は財政部長を兼ねたやうな役柄であつた。十二月廿日以後は、署名なしの紙幣の流通は禁止されることとなつた。哈爾賓大洋票の總發行高は五千百九十一萬四千元見當である。

滿州が支那から分離されたとき（一九三一年九月）滿洲中央銀行は東三省に流通してゐた全紙幣の面倒を見ねばならなくなり、金屬準備及び有價證券準備を引繼いでからは、一定の比率で右紙幣の償却も行はねばならなくなつた。このやうにして滿洲に流通してゐた「大洋票」が全部姿を消したあとへ、新しい統一的な圓紙幣が登場することとなつた。北滿發行の大洋票に對して定められた價格は、一圓に對し一・二五「大洋票」元と云ふことであつた。この交換は二ヶ年内に行はねばならなかつたが、後には更にこの期限が切れてもなほ若干の猶豫が與へられた。

政府發表の資料によれば、償却すべき筈の「大洋票」の總額は次の如くであつた。

哈爾賓大洋票	三九、一九二、三六九・一一元
吉林大洋票	九、〇六五、四八八・七四
齊齊哈爾大洋票	一六、六八〇、四八五・七〇

右のうち一九三五年三月末までに新圓紙幣との交換によつて償却を終へたのは約九十五パーセントに達した。

北滿の紙幣流通に關して述べる際、同地方において通常滙兌票として知られてゐた一種の紙幣を忘れてはなるまい。これは振替爲替手形より成るもので、他の紙幣と相並んで流通してゐたものである。併しこの種の紙幣は最初から現銀に兌換し得るなどと云ふ見せかけは示してゐなかつた。これらの手形は豫め列擧された諸地點に轉送する手段として考案されたものであつた。振出先の場所で支拂はれる金額（兩又は元）をインクでこの手形に表示すると云ふのが普通のやり方であつた。最初、この種の紙幣は東三省官銀號が發行したのであるが、後にはこの特權は他の發券銀行にも及ぼされた。

この手形は滙兌莊とも呼ばれてゐたが、東三省官銀號發行のものには次の様な文句が記入されてゐた。

「本票は上海塊元兩の等價物に對する送金の支拂に際し、天津又は北京において受取らるべきものとす」

本爲替手形は時折、北支にある當該銀行の支店にあてゝ發行された。かくの如くにして、この手形は事實上銀に兌換された。

北滿にも亦小洋票が流通してゐた。併し既に指摘した如く、それらの紙幣は一九一七年に大洋票と交換された。哈爾賓大洋票は、滿洲國中央銀行が一・二五元に對し新國紙幣一圓の割で兌換した。この點に關しては、東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行の各銀行劵のところを參照されたい。

吉　林

吉林永衡官銀錢號は「大洋票」を發行してゐた。これは一九三二年後、一圓に對し一・三元の割合で兌換された。

吉林省當局も小洋票を發行してゐた。一九一七年の各銀行協定成立後も、十角名目の紙幣が依然流通してゐた。甚

しい濫發が行はれたことは明かであつた。と云ふのは、一九三二年にこの紙幣の回收が行はれることになつたとき、滿洲中央銀行は一圓に對し小洋票五十元の交換比率を定めたからである。

黑　龍　江

北部地方に流通してゐた「大洋票」は、黑龍江省官銀號の發行したものであつた。一九三二年回收されたとき、交換比率は、一圓に對し一・四元と定められた。

南滿における元紙幣

奉天省は東三省のうちで最も富裕な省であり、土地は肥沃で、人口密度も亦大きい。奉天省の一般人民も善政の下にあるならば、恐らく立派な生活を營み得たであらうが、絶え間のない軍備、反亂、戰爭等々のため、民衆は何時までも赤貧の狀態に彷徨するやう宣告を下されたと同然であつた。財政々策――もしさう呼び得るものがあつたとすれば――は同省の經濟的發展にとつて最も有害なものに外ならなかつたし、その效能と云へばそれはたゞ災害を齎らすに過ぎなかつた。

奉天における紙幣發行の物語は、非常にみじめな結末をもつた小說にたとへられやう。紙幣の濫發は紙幣價値の低落を齎らし、紙幣價値の低落は更に紙幣の濫發を齎らすと云ふ、いはゞ循環動力によつて紙幣の減價を絶えず增大しつゝあつたのである。

奉大洋票

一九一四年四月末までに東三省官銀號の發行した大洋票は兩紙幣をも含めて八百七十萬元に達した。その大部分を占めてゐたのは大龍元票と小洋票とであつた。一九一七年後、同銀號券の發行高は一千萬元を越え、小洋票は急激に減價せんとする傾向を示し始めた。同銀號はこの事態を匡正するために、兌滙券として知られてゐる大洋票を發行した。この滙兌券は間もなく、その後數年間に亙る奉天大洋票となつた。發行當初は、兌換し得たが、一九一七年以來總發行高が非常に激增したので、一九二五年末には總額は五億一千五百萬元に達したと見積られた。

一九一七年に初めて發行されたものは「一二大洋券」として知られてゐた。それは公定交換比率が大洋票一元に對し「小洋票」一・二元であつたからである。併し、尨大な發行高に比して金屬正貨準備が云ふに足りぬ程の少額だつたので、間もなく支拂猶豫令を公布せざるを得なくなつたのである。奉大洋票は兌換不能に陷つたので、一九二七年五月北京市場において現銀に對し約十一元の相場を付せられたのであつた。

奉天日本商業會議所は奉大洋票の發行高を左の如く推定した――

一九一六年	一五、八〇〇、〇〇〇元
一九一七年	一六、九三五、〇〇〇
一九二二年	三六、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年三月	五一、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年一一月	二二三、二八四、〇〇〇

一九二五年一一月……………………五一一、七二五、〇〇〇

だが奉天省當局は、一九二六年末の總發行高が僅々一億九千萬元に達したに過ぎぬから、以上の推定は全く根據のない數字だと聲明した。一つには紙幣發行高と同額の兌換準備が缺如してゐた事實と關聯せる紙幣の濫發、もう一つには奉天爲替市場における猛烈な思惑のために、奉大洋票の價格は急激に減價して行つた。一九二六年の最高比率は百奉大洋票に對し六・二二銀元、最低相場は四・七七銀元であつた。急激な減價に驚愕した奉天省當局は、一九二六年、六分利付公債五千萬元の發行を決定した。奉大洋票二元に對し公債一元の割合で一億元の奉大洋票を償却するのが目的であつた。だがこの計畫は結局實現不可能に陷つた。奉大洋票の價格に挺入れを行はんとする對策が種々講ぜられたのであるが、そのうち、次の計畫を引用してみたいと思ふ。尤もこれも他の幾多の計畫と同樣具體的結果に到達し得なかつたところの、いはゞ單なる試案の域を出なかつたものである。通貨改善計畫に關する規定は、單に公債が發行される際の方法を取扱つてあるのみで、公債の期限、擔保、利率の如き最も大切な細目については、何等言及してゐない。本計畫に關する公告は次の如くであつた。

「奉大洋票の減價によつて攪覺されて來た南滿の金融市場を再調整するため、奉天省當局は三千萬元の公債を發行することに決定した。通貨改善計畫に關する規定にも述べられてゐる如く、本公債は『奉天整理金融公債』と稱し、官公吏及び財力豐かなるものはすべて應募すべきものとす。耕地五十畝の所有者は最少限五元、同百畝の所有者は十元、百五十畝の場合は十五元を公債の應募に充てねばならぬ。地方長官は各地主に對しその應募額を割當てねばならぬ。三百元以上の運轉資本を有する商人及び貿易業者は、十五元の公債に應募せねばならぬ。以上百

元を増す毎に應募額は五元を增加すべきものとす。特に富裕な商人はより以上應募せねばならぬ。本規定は各銀行及び儲蓄公會にも適用するが、奉天にあるその本店が既に規定額を全部應募したる場合は、他の都市における支店は應募を免除される。年三百元(メキシコ弗)の家賃收入を有する家主は最少限十五元を公債の應募に充てるべきであり、以上百元を増す毎に應募額は五元を增さねばならぬ。

本公債の應募を開始するに先立ち、地方商會及び地方警察は、應募能力あるものゝ總數、及びこれらの所有せる財産額につき、充分なる調査を行はねばならぬ。右の細目は公債の發行前に、奉天省財政廳に提出せねばならぬ。本公債の發行を引受けた政府官廳及び公共團體は、各種の募債經費を支拂ふため、手取金の一パーセントを留保し得るものとす。一般大衆に模範を示すため、官吏、地方の有力者、富裕なる商人は、經濟能力の許す限り公債の應募額を增加せしめねばならない。」

一九二二年、奉直戰爭が勃發したとき、奉大洋票の發行高は三億元に增大された。一九二五年郭松齢が張作霖に對し叛旗を飜したとき、その流通高は更に四億九千萬奉大洋票に膨脹した。南支と北支との間の内亂(一九二六―八年)を通じて、奉天紙幣は、更に濫發され、一九二八年末には十三億奉大洋票に達した。黑龍江省においてソヴェト・ロシアと戈を交へた期間には、奉天紙幣は更に、約三十億奉大洋票程度に激增した。一九二九年六月末、奉天政府當局の公定した奉大洋票の交換比率は、現銀に對し六十奉大洋票と云ふことであつたが、一九三〇年には更に一段と安値に陷沒したのである。

かうした短期間にかくも尨大な紙幣が發行された理由を考究して見るに、奉天政府の組織が甚だ惡かつたこと、こ

れが紙幣發行高の增大を齎らした原因であつたことが明かとならう。奉天政府は、その尨大な軍備計畫を遂行するには金又は現銀で支拂ひを行はねばならなかつた。これらの貴金屬を得るために、幾多の場所に設立されてゐた奉天政府直轄の諸銀行各支店に對して、大豆及びその他の穀類を購入すること、その代金は奉大洋票を以て支拂ふべきこと等の命令を下したのである。大豆及び各種の穀物は、金又は現銀と交換するために大連へ送られた。かくして手に入れた金銀をもつて兵器廠への支拂や、軍需品及び武器の支拂に充てたのである。かう云ふ具合に、價値あるものはすべて奉天省から積出され、紙屑同樣の紙幣が刻苦努力した民衆に供給されたのであつた。

奉大洋票が急激に減價した根本的理由は何人にも明らかであつたのだが、滿洲の金支配權を握つてゐた張作霖將軍は、それは思惑筋の策動によるものだと想像した。そこで將軍は數名の爲替仲買商を召喚して銃殺の刑に處してしまつたのである。同じやうな實驗が一九二八年一月にも繰返され、そしてそれは表面上は一應成功したかの如き成果を收めた。卽ち八名の仲買商が銃殺されるや、相場は現銀に對して四四から二八へと恢復したからである。だが、生命に危害を加へることによつて齎らされた相場の變動が長續きする筈はなく、奉大洋票は再び減價の度を强め、一九二九年には銀元に對し六〇の新安値をつけた。滿洲の獨立が宣言されたとき、奉大洋票の總發行高は九億四千九百六十七萬三千百三十五・五に達してゐることが判明した。これは後になつて、卽ち一九三二年から三五年にかけて新滿洲國紙幣一圓に對し奉大洋票五〇の比率で交換された。

次表は一九二一－八年間における奉大洋票の現銀に對する平均相場の變動を示してゐる。（一九二九年四月廿日發行「中國經濟報告」第十六號參照）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月
一九二一年……	一・四八二	一・四一八	一・四七七	一・四八三	一・五一〇	一・五〇二	一・四八二	一・四六三	一・三二〇	一・四三五	一・三〇三	一・三九一
一九二二年……	一・四五六	一・四一五	一・四七二	一・五九三	一・五七〇	一・六〇〇	一・五五四	一・五九〇	一・五一一	一・五三三	一・五〇五	一・四九〇
一九二三年……	一・五三九	一・四九三	一・五三〇	一・五三六	一・五八〇	一・四九五	一・四九八	一・五一〇	一・五一二	一・五三五	一・九〇八	一・五三五
一九二四年……	一・五六〇	一・五七六	一・五六八	一・五九〇	一・五九〇	一・六〇〇	一・五七二	一・五七五	二・一五八	一・九一〇	一・九二四	一・九五六
一九二五年……	一・九九〇	二・〇二七	二・一七二	二・一六七	二・一九九	二・一九四	二・二五〇	二・三二七	二・三二九	二・三三三	二・〇〇〇	二・〇〇〇
一九二六年……	二・六三〇	二・八九一	二・八七七	三・〇三〇	三・四八〇	四・三二〇	五・七七〇	五・七二〇	三・〇七〇	三・九八〇	四・二五〇	三・九三〇
一九二七年……	五・三六〇	五・九五〇	七・四八七	六・一三〇	一〇・四一〇	一〇・七三〇	九・八七七	九・九四七	一〇・一六〇	一〇・九九〇	一〇・三二〇	一三・四四〇
一九二八年……	一一・三〇〇	二四・一〇〇	二四・七五〇	二五・五八〇	二七・一〇〇	二三・一五〇	二一・三四〇	二三・五〇〇	二六・一九〇	二五・一三〇	二七・五〇〇	二八・五五〇

奉大洋票の減價を下支へるために講ぜられるた各種の對策のうちで、次に述べる如き方策は、引用するだけの價値があらう。次の一文は一九二八年七月廿八日發行「中國經濟報告」第四號に記載されてゐたものである。

「こゝ數年間、滿洲における貨幣市場、特に奉天省の市場は「奉大洋票」紙幣の濫發によつて甚しく攪亂されて來た。現在流通中の總額は奉大洋票十億元を超えるものと推定されてゐる。この事態を匡救するために奉天政府當局は次の對策を採用した。(一)現在滿洲において發行されてゐる一千萬元公債の手取金を、「奉大洋票」紙幣回收のための減債基金として使用すること。(二)滿洲官立銀行を改組して三省中央銀行となし、これに通貨統一の任務を負はしめること。(三)現在流通中の各種の紙幣を回收し、その代りに新元紙幣を發行すること。(四)張作霖將軍の殘して行つた資金のうち、五百萬元を「奉大洋票」紙幣の回收のために充當すること。(五)「奉大洋票」紙幣を整理し、滿洲官立銀行の業務を檢査し、これを決算するために委員會を組織すること。(六)軍事費を縮少するため最少限十萬

の軍隊を解散すること。（七）奉天から發行さるべき新紙幣は公私一切の取引における法貨となすこと。
（一）（四）（五）及び（七）項に述べられた諸方策は直ちに實施されることとなり、その他の對策は七月末に開催される財政委員會の討議に付されることとなつた。この報道が公けにされるや「奉大洋票」の交換比率は急反撥を演じた。

現大洋票

「奉大洋票」が通貨たる任務を果し得ない事實を見て、四銀行は金屬兌換を基礎として新紙幣を發行し、その價格を維持するため、共同兌換準備委員會を組織した。この四銀行とは東三省官銀號、中國銀行、交通銀行、及び邊業銀行であつた。一九二九年現大洋票を發行するに至つたのは、一部は、滿洲における通貨と金融の領域に渾沌たる狀態が存在してゐたためであり、一部は、通貨の統一を要求してゐた新南京政府の仕事を阻止せんがためであつた。
新紙幣は一元、五元、及び十元の三名目をもつて發行された。兌換準備のうち百分の七十は現銀、兩及び銀塊等より成り、殘りの百分の三十は有價證券が充てられた。正貨への兌換は法律上は無制限に要求し得ることとなつてゐたが、當時現銀百元以上を奉天市外へ持出すことが禁ぜられてゐたので、無制限兌換の法規も結局空證文に過ぎなかつた。一九三一年末に至り、本紙幣の流通高は四千九十萬二千元に及ぶものと推定された。新政府の兌換は平價で行はれた。なほ奉天政府は「兵士の便宜のため」と云ふ名目で「兵站庫劵」と呼ぶ一聯の紙幣を發行した。一九二七年末までに發行された兵站庫劵は十四萬三千元であつた。

第八章　北支及び中支における紙幣

河北

一九一六年の袁世凱の支拂猶豫令宣言に引續き、當時首都であつた北京に現出せる銀行劵の狀態については、既に詳細に說明した。天津が、この混亂の影響をうけたことは勿論であるが、中國銀行及交通銀行の二政府銀行の天津支店が、支拂猶豫令を默殺して營業を續けることに決定したので、これら兩銀行劵は間もなく平價に戻つたのである。

その後、銀行劵の兌換に關聯した恐慌が、再び天津を襲つた。この事件は一九二一年秋に起つたのだが、天津の銀行劵流通高はこの頃までに、各銀行の保有してゐた兌換準備を遙かに超過してゐたのである。兌換を請求せる者一名に對し僅か紙幣十元の兌換を行ふことに決定したが、かゝる措置は却つて事態を惡化さるのみであつた だが政府當局が稅務司及び各鐵道當局に對し、在天津政府銀行の發行した紙幣を何等區別するところなく受納すべき旨訓令した結果、間もなく一般の信用が恢復するに至つた。同年七月、中國實業銀行（フランス系）が破産したので、組織されたばかりの天津銀行公會（支那銀行の）は、紙幣一般に對する信用の失墜を回避するため、破産した外國銀行の發行せる紙幣を全部回收するに決定した。

廿世紀の十年代のうちに、直隷省銀行に對する取付け騷ぎが屢ゝ起つた。同銀行は遂に支拂を停止し約一千六百萬元の同銀行劵は兌換未濟の狀態となつた。同銀行劵の所持者の大部分は、十仙乃至廿仙紙幣を所持する貧民階級の人

々から成つてゐた。主として、支那における絶え間なき內亂のために――かうした內亂の時期は殆んど十年近く續いたのだが――天津に支店を有する他の幾多の銀行も、紙幣の正貨への兌換を停止したのであつた。この範疇にあげられるものには、山東省銀行、江南農工銀行、大西北銀行、中國實業建設銀行、絲茶實業銀行、支那スカンヂナヴィア銀行、中國爲替銀行、華美商業銀行等があつた。

山西省銀行天津支店が、一九三〇年に天津から引上げたとき、唯一枚の紙幣をも兌券未濟のまゝに放置して行かなかつたことは、こゝに特記すべき價値があるだらう。それは額面價格六千三百萬元に達してゐたと稱されたほど同銀行が紙幣の濫發を行つた結果、山西省內に金融恐慌が起つたときのことであつた。兌換準備が缺乏してゐた結果、同銀行券は一元に付銀元〇・二の低落を示すに至つたのである。一九三一年、二千四百萬元の財政復興公債を發行せんとする提案が現はれた。卽ちこの公債發行により、減價した紙幣を額面價格の一五パーセントで回收すると云ふのであつた。

山　東

山東省の首都濟南における一般的狀態については、既に詳述した通りである。芝罘には元紙幣が多量に流通してゐたわけでは決してない。しかもその一部分は外國銀行の發行にかゝるものであつた。大戰中ロシアが崩壞するまでは芝罘に流通してゐた諸銀行券のうちで王座を占めてゐたのはルーブル紙幣であつた。このルーブル紙幣はロシアから歸還した殆んど無數の支那人勞働者が、身につけて持つて歸つたものである。

一九二九年、芝罘支那商會は錢莊に對し、十仙名目の紙幣二萬元の發行權を附與した。右の許可に基いて發行され

た紙幣は、一〇パーセントの割引を付してゐた他の補助紙幣とは異なり、非常に一般の信用を得てゐた。

北山東の龍口と呼ぶ小港には極少量の紙幣しか流通してゐなかつた。一九三〇年、同地にあつた唯一の銀行たる交通銀行の發行した十元、一元、十仙、廿仙各名目の紙幣總額は六萬元であつた。

膠州がドイツの植民地であつた時代は、獨亞銀行が紙幣の需要を引受けてこれが供給を行つた。日本軍が一九一五年青島港を占領したとき、日本は同地において銀圓紙幣を流通せしめ始めた。ひと頃その流通總額は一千萬圓に達したと推定してゐる者もあるが、日本が山東の行政權を支那に還附するや、中國銀行は自己の銀行券と日本紙幣とを取り換へ、交通銀行もこの例に倣つた。

青島海關の概算によれば、一九三一年における中國銀行青島支店發行の紙幣流通高は五百萬元、交通銀行券は三百萬元、中國實業銀行のそれは五十萬元に達してゐたと云ふ。各政府銀行券は青島のヒンターランドにおいても相當の流通高を示してゐた。また右海關當局の推定によれば、一九三一年現在、山東省内において行使されてゐた紙幣は、濟南一千一百萬元、青島八百萬元、芝罘、龍口、威海衞は各六百萬元であると見積られてゐる。同時に、これ以外各山東省内に流通してゐた紙幣は三百萬元であつたと見られてゐる。その大部分は中央銀行の發行した紙幣であつた。

江蘇

上海における銀行券の狀態は、同地に諸發券銀行の本店の大部分が設置されてゐる關係上、各種の發券銀行を取扱つた際に詳細に述べておいた。その他の小都會、例へば、鎭江の如きは、同地に流通してゐる紙幣について云へば、

何等の特徴をも示してゐないと云へる。何故ならば、この港は單に上海または南京の從屬的都市に過ぎないからである。

南京が新首都として著しく重要性を付與されて以來、同地における銀行業務は大きな割合を占めるに至つた。一九三七年、同地に流通してゐた紙幣は少くとも二千五百萬元に達してゐたと推定されてゐる。その大部分は中央銀行を始めとする三政府銀行の供給せるものであつた。なほ右の數字には十仙、五十仙の補助紙幣も含まれてゐる。

蘇州においては、蘇蘇官立銀行が一九〇二年に銀行券を發行したが、これは約十年間流通したのち漸次回收されて行つた。もう一つの官立銀行(Sze Yü Ning)も亦紙幣を發行してゐたが、一九一一年革命が勃發するや、不換紙幣化し、同行は閉店の止むなきに至つた。一九一二年、江蘇銀行が蘇州において營業を開始し、その發行額は知れたものではあつたが、とにかく銀行券を發行した。同行は省金庫の取扱銀行に指定されてゐたので全支店において二百萬元を限度として、紙幣を發行する免許を得てゐたが、間もなく董事會は全紙幣の回收を決定した。一九二一年までになほ流通過程に殘されてゐた同行券は全部で僅か一萬七千元餘であつた。一九三〇年には、總ての紙幣が回收され、且つ燒却されて了つた。一九三五年末、本銀行は江蘇省内において二百萬元を限度として補助紙幣を發行すべき政府の免許を得た。一九一三年、中國銀行は蘇州に支店を開設、一九一四年には交通銀行もこの例に倣つた。兩銀行支店は何れも元紙幣を發行したが一九二五年には更に十仙、廿仙の補助紙幣を發行した。

浙江

浙江省内の小港溫州には一九一〇年に設立された四明銀行と一九一四年に開設された中國銀行支店とがあつた。兩

行とも銀行券を發行した。これより先、同地には一元紙幣（額面價格）及び地方の錢莊の發行した塊洋票が行使されてゐた。併し革命後、以上の各紙幣は全部姿を消した。一九二四年、四明銀行は閉鎖せねばならぬ狀態となつた。一九二七年、甌海實業銀行が銀行券を發行した。その總額は一九二九年當時十三萬元に達したが、同年、政府の命令により回收せねばならなくなつた。なほ錢莊の發行した五十元乃至同額以上の名目の一種の約束手形が、數十年に亙り溫洲において流通してゐた。

廿世紀の初期、大淸銀行は抗州において紙幣を發行したが、革命勃發のため同行は閉鎖するの止むなきに至つたので、抗州は一時恐慌狀態に陷つた。併し、右紙幣は結局全部回收されたのである。同じやうな說明は鐵道銀行についても云はれよう。即ち同銀行券も革命後には回收されたのであつた。一九一二年の始め、革命政府は所謂「軍票」を五十萬元ほど發行した。官吏の俸給もこの軍票で支拂はれたが、二、三ケ月中に回收される筈であつた。ところが、この約束は文字通りに解すべきではなかつた。と云ふのは一九一二年に第二回の軍票が發行されたからである。しかしこれらの軍票は、租稅支拂の際に受理されたし、誕生間もない新政府にとつて相當の支援的役割を果したのであつた。これは一九一五年に至つて回收された。

一九一五年には、紙幣發行の免許は二政府銀行のみに付與されると云ふ法律が施行された。その結果鐵道銀行券は遂に回收されると云ふことになつたのである。

四　川

四川省內に流通してゐた銀行券の減價と云ふ事實は、いはゞ慢性病狀とも云ふべきものであつた。一九一五年七月

額面價格の四分の三で紙幣の兌換を行ふ旨の布告が發せられた。この報道は當時、紙幣價値を絶えず下落せしめてゐた思惑筋に對し、適當な對策を講ぜよと云ふ一般民衆の政府に對する要求に應じて、政府側の與へた素晴らしい回答だと考へられた。殊に當時流通中の元紙幣の市場價格は思惑筋の操作によつて、額面價格の僅か半分に過ぎぬ狀態であつた。

一九二五年から一九三五年に至る期間において、四川省內で銀行券を發行してゐた銀行は次の通りである。卽ち中國銀行、交通銀行、四川省銀行、四川美豐銀行、重慶市民銀行、川康殖業銀行、及びこの外に、同省內に在籍せる錢莊。屢〻軍閥當局も百元、十元、五元、及び一元名目の所謂稅票を發行した。もう一つの元紙幣は四川稅務總司の發行せるものであつた。中國農民銀行も亦四川省內で同銀行券を流通せしめた。

一九三五年八月、國民政府は久しく四川省內に現出してゐた通貨の混亂狀態を一掃することを決意した。流通中の全紙幣を回收し、中央銀行券の統一的發行をもつてこれに代置することとなつた。中央銀行は同銀行券三千萬元を重慶に急送し、こゝに中央銀行支店を開設したのであつた。右の紙幣には「四川」と記入されてゐる。その後間もなく中國農民銀行は中央及び西部支那方面の全支店に亙つて、一億元を限度とする紙幣の發行權を得たが、これに基いて發行された紙幣も二年後には回收せねばならぬ事態が生じたのである。ところで同行はこの期間內に、發券限度擴張の免許を得ることに成功した。一九三六年末、同銀行券は一億六千萬元を超えてゐた。而してその一部は四川省內に流通してゐたのであつた。同銀行券は法貨たる資格は有してゐないが(註)、四川省內においては法貨として授受さるべき旨の訓令が與へられてゐた。

註・一九三七年以後、中國農民銀行券は法貨たる資格を享受してゐる。

四川省内における各種各様の紙幣と中央銀行券との兌換に關する布告は、軍事委員長蔣介石將軍の署名になるものであつた。右の布告は一九三五年九月十五日より十一月廿日に至る期間内に、舊四川紙幣十元に對し新中央銀行券八元の割合で、舊紙幣全部を回收すべき旨を命令したものであつた。

一九三五年、四川に派遣された特使の報告によれば、四川における紙幣の總發行高は三千三百七十萬元、兌換準備は三百六十萬元以下と云ふことであつた。そこで、前段において概述した如き徹底的改革案が考慮されたと云ふわけである。

一九三七年二月、以前に四川省銀行が發行しその後回收された紙幣七百六十六萬三千九百二十八元が成都運動場で公衆の面前において燒却された旨發表された。

過去數十年間に亙り、四川省はその銀行券の狀態が頗る不安定だと云ふので有名であつた。一九一四年、軍事紙幣は最早流通し得ない程減價してしまつた。省政府當局はそこで減價せる紙幣を回收するため二百元名目の銅貨を鑄造し、更に銀元の純分量を低下するに決定した。四川省内における政權と軍事的支配權の地方分權化によつて、紙幣の減價は一九二六年においては一段とその度を加へた。

一九一六年の北京支拂猶豫令以來、四川の民衆は一般的に銀行券と云ふものに對する信賴の念を失つてゐたのである。四川の聚興誠銀行は預金受取證書の名前で、紙幣を發行した。併し、幾多の贋造紙幣が市場に現はれたため、同行はその紙幣全部を回收せねばならなかつた。

一九三〇年、川康殖業銀行は一元、五元、十元名目の各紙幣總額百萬元餘を發行した。第廿一軍財政部は「地租證明書」なる名稱の下に紙幣を發行した。一九三一年には全發行額百五十萬元を兌換するに足るだけの正貨準備が保有されてゐたものと推定されてゐる。重慶市民銀行は十仙及び五十仙名目の補助紙幣を發行した。アメリカ東洋銀行は一九二二年重慶に支店を開設し、同地において紙幣を發行した。同銀行はその後數年間營業を繼續したが、結局支那人株主に全營業權を讓渡した。支那人株主は漸次同銀行券を回收した。

揚子江上流地方の万縣において、重慶市民銀行は一九二九年以後紙幣を流通させてゐた。これらは五元、十元、及び千元等の名目であつた。

一九三五年中央政府と四川省當局との間に一協定が成立した。卽ちこの協定により四川省當局は速かに各種の紙幣全部を回收し、これに代ふるに中央銀行券のみを統一的に流通せしめると云ふことが決定されたのであつた。右計畫は急速に實現し、その後の經過も申分のない狀態であつた。從つて一九三五年秋以來、四川省は支那の法幣をその貨幣單位に定めてゐるわけである。

湖　北

宜昌、沙市兩地においては、元票及び銅票が流通してゐた。發券者は湖北省幣制局であつた。だが一九一一年の革命により、紙幣の圓滑なる流通は妨害された。特に一九一一年十月十七日に發券銀行が閉鎖するに至つたため、その流通は殆んど不可能となつた。

二年後中國銀行が沙市に支店を開設し、その後間もなく交通銀行がこの例に倣つた。一九一六年、兩政府銀行が紙

幣兌換を停止するや、沙市は（一九一七年）獨立を宣言し、これに基き兩銀行の金庫は兵士のために空虚の狀態となつた。軍閥は商人に對する「借用證書」の名稱で紙幣を發行せんと苦心慘憺したのだが、結局成功しなかつた。

湖北省財政局は、一九〇二年以後、巨額の元紙幣を發行した。この他一八九六年以來元紙幣も流通してゐたのであつた。これらの紙幣は完全に民衆の信賴をうけてゐたと云ふわけでは決してなかつたが、一九一一年の革命當時まで額面通り流通してゐた。右に擧げた紙幣以外に、民間の金融業者や錢莊などの發行した尨大な紙幣が、湖北省内の市場において流通してゐた。かくの如く、無數の紙幣が亂れ合つて流通してゐた結果、湖北省金融界の混亂は愈〻その度を深めつゝあつたのである。

内亂が數年間も續いた結果、漢口においては銀が次第に缺乏するに至り、この傾向は一九二四年に極度に强まつて來た。一九二六年初め湖北官錢莊發行の紙幣が突如平價に對し七〇パーセントまで減價した。一九二七年一月一日、中央銀行（廣東）は漢口支店を開設し、同地の市場に同銀行券を流通せしめんとした。一般民衆の信賴が容易に得られぬことがわかつたので、省政府當局は漢口からの現銀輸出を禁止することに決定した。同時に、中國銀行券及び交通銀行券を法貨となす旨公告したのである。右兩行以外の銀行から發行された紙幣は全部回收すべき旨命令された。

一九二七年七月、アメリカに注文した新紙幣の大きな委託貨物が、南京政府と武漢政府との抗爭のために、上海において抑留された。その結果、軍隊に支拂ひをなすためには、手許の資金が不十分だと云ふことが明らかとなつたので地元で九百萬元の紙幣を印刷すると共に、一般民衆に對しては、該紙幣の受理を拒むものは、死刑に相當する罪を犯したものと見做される旨布令したのである。かうした措置は金融界の混亂を一段と激化させた。外國銀行は營業を停

止し、支拂を行ふことが全然不可能となつた。

一九二七―八年の困難な時期における漢口銀行券の狀態は、既に概述したところであるから、こゝに繰返す必要はないであらう。一九二九年以後、事態は比較的平穩となり、上海各銀行の發行した紙幣も當時漢口において流通してゐると云ふ具合であつた。

湖南

湖南省首都長沙には、一九〇〇―一〇年代に既に多量の紙幣が流通してゐた。併しその金屬準備は極めて不十分であつた。この紙幣は屢ゝ銀錠に對し七パーセント見當の割引が付せられたのであるが、市場に金融恐慌が勃發するなどと云ふことは一度もなかつた。一九一〇―二〇年にも、事態は殆んど同樣であつた。省政府が當時赤字續きの有樣だつたので、紙幣の濫發が重大な財政危機を齎らしはしないかと危惧された。湖北省と隣接してゐる關係から、長沙には一九二七年漢口において擴大した銀行券恐慌によつて甚しい影響を受けた。なほ右の銀行券恐慌により湖北省内において流通してゐた漢口紙幣は全部兌換不能に陷り、事實上無價値となつて數年間もそのまゝ放置されてゐたのである。湖南省の一都市たる岳州においては、一九一一年の革命當時まで、湖南、湖北兩省官立銀行の發行した紙幣が行使されてゐた。當時市場に供給されてゐた紙幣には、湖南元票、兩票等があつた。後者には一兩、二兩、三兩、五兩等の各名目の紙幣があつた。一般民衆は湖北省元票を相當信用してゐた。それは湖北省元票が、湖南省元票に對し二パーセントの打歩を付せられてゐたと云ふ事實から見ても明らかである。

江西

一九〇八年十月、大淸銀行は九江に支店を開設した。三年後、卽ち一九一一年に勃發した革命のため、同支店は閉鎖の止むなきに至つた。同銀行券の所持者は當時これを兌換し得なかつた。無價値になるのではないかとの危惧の念も見うけられた。

一九一〇年代になると、中國銀行及び民間金融業者の發行した紙幣の正貨引換へ取消しと云ふ事態も現はれた。後者の紙幣發行は、その後三名の金融業者による保證を必要とするに至つた。一九三五年までは主として中央銀行が九江金融市場に對し紙幣を供給してゐた。他方、中國銀行及び交通銀行も紙幣を發行したが、その量はそれほど大きくはなかつた。

第九章　支那特殊地域の通貨事情

邊疆地方における銀行券

蒙古の人口が極めて稀薄なこと、道路に缺けてゐること、商取引高が左程大きくないこと、かうした一聯の事情により蒙古にあつては、紙幣は殆んどその必要がなかつた。主として馬蹄形の現銀が支拂手段として使用されてゐたが、最近には元銀貨も使用されるに至つた。物々交換も亦蒙古においては常に大きな役割を演じたのである。

新疆省の貨幣は元來金屬貨幣を原則としてゐた。同地方が支那本土から非常に離れてゐるので（中部支那から新疆省の首都までは四乃至六週間を要した）その行政事務を監督することが甚だしく困難で、むしろ不可能であつた。新疆が外部の世界から孤立してゐること、資源が未だ開發されてゐないこと、好戰的種族より成る種々雜多の省民、が居住してゐること、かうした一切の要素は新疆省の發展に、いはゞ退歩的影響を與へたのであつた。かゝる條件の下において、新疆省の蒙昧なる民衆が、紙幣なるものを全然知らなかつたといふよりも、むしろ理解し得なかつたことは、十分讀者の諒解し得るところであらう。民衆はあくまでも銀條、乃至銀塊及び鑄造された兩(テール)貨幣を固執した。

財力の貧弱な省政府、頻々たる内亂、凶作等々のため、數年間に亙り多量の銀が新疆から流出して行つた。これがため銅貨のみが殘ると云ふ慘状となつた。結局、紙幣が發行されることゝなつたが、紙幣の流通が増大すればするほ

ど、その價格は低落して行つた。金屬備が缺如してゐるために生ずる紙幣の減價が始まり、それは次第に擴大していつた。

一九三五年における新疆省内の金融狀勢については、次の詳細なる記事が相當興味を惹くものと思はれる（一九三五年五月、“Chinese Economic Journal” 所載 M. M. Feldman; “More on Sinkiang.” 參照）

省財政部は三種の紙幣を發行してゐた。即ち、烏魯木齊、喀什噶爾、及び伊犁の三個所において發行せるものである。これらは全部不換紙幣であつた。烏魯木齊紙幣の最高名目は一兩、その他に二十五分票、十分票等があつたが、何れも支那油布に印刷されてゐた。

喀什噶爾紙幣の最高名目は一兩であつた。この紙幣が比較的相場を維持したのは、一部は、若干の銀貨が存在してゐたこと、及び主として同地方の貿易尻が良好であつたからである。

新疆においては、銀行預金なるものは知られてゐなかつたし、比較的富裕なる階級は紙幣の退藏を好まなかつたので、紙幣の流通は頻繁であつた。省財政部が官吏の俸給及びその他の費用の支拂に右紙幣を行使したので、交換手段として役立つやうになり、遂には租稅及びその他の省政府に對する支拂にも使用されて財政部に還流する狀態となつた。かくして、新疆省は「管理」通貨制度——申分なく機能を發揮したと云ふわけではないが——を有してゐたのである。一九三五—六年には同省の殆んど全域に亙つて五十兩名目の兩紙幣、喀什噶爾には五兩紙幣が流通してゐた。

以上各紙幣の減價について云へば、月額紙幣五千兩の高給をうけてゐた新疆在住の官吏たちが猶政府に對し財政上の援助を要求してゐたと云ふ一九三四年六月の新聞報道をみても明かである。新疆の銀行券は、同紙幣百兩が一支那

元にしか相當しないと云ふ程度に、價値の暴落を來してゐたのであつた。

非認可發行の通貨

一九三五年、河北省の北東部に「冀東自治政府」と名付けられた政府が出現した。首都は通州と定められたが、秦皇島、北戴河、唐山等もこの地域に包含された。

一九三七年三月以來、冀東自治政府の命令により銀行券が發行されてゐる。

同年五月末には、流通高も未だ非常に少く、約二萬元と推定された。横濱正金銀行が同紙幣を保證し、何時でも北京でこれが兌換を行ふと云はれてゐた。

同紙幣の名目は大體次の通りであつた。

十元　通州にある孔子廟が描いてある。

一元　萬里の長城が印刷されてゐる。

半元　山海關附近における長城某門の挿畫がある。鑄貨について云へば、いままでのところ發行されてゐるのは通州塔の描かれてゐる十仙ニッケル貨である。

右紙幣以外にもう一つ、中央政府の認可をうけない紙幣が發行された。それは支那各地において中國紅軍の創始した紙幣であつた。この紙幣は將來、歴史的意義を有するものと誇稱されるに至るであらう。銀行券以外に、事實上銀元及銀と銅との補助貨が發行された。紅軍は、發券銀行を有してゐたやうである。この銀行は銀行券と公債とを發行

し、銀元と補助貨とを鑄造する造幣廠を監督した。これらの紙幣を印刷し、硬貨を鑄造する際に如何なる方法が用ひられたかと云ふことについては、今日までのところ殆んど適當な情報がない。と云ふのは、普通の支那人は共産黨員の方法や手段についての知識を洩さぬやう用心してゐるからである。次表は紅軍の硬貨及紙幣の發行を年代順に記錄したものである(註)。

註　一九三七年三月 "The China Journal" 所載 Mr. G. Duncan Raeburn; "Chinese Soviet Coins and Notes" の興味ある論文を參照されたし。

(a) 湖南省ソヴエト政府
(b) 鄂贛皖省(湖北、江西、安徽)ソヴエト政府
(c) 江西ソヴエト政府
(d) 閩浙贛(福建、浙江、江蘇)ソヴエト政府
(e) 川陝省(四川、陝西)ソヴエト政府

支軍紅軍の最初の銀行券は、一九三二年江西省に現はれた。表面は赤色で淡綠色の背景を有してゐる。同紙幣に印刷されてゐる支那文によれば、これは一九三二年、中華ソヴエト共和國國立銀行の發行にかゝはるもので、一元に相當すると云ふのである。

一九三三年、川陝省ソヴエト政府の發行した銀行券には、興味ある嶄新味が見うけられるであらう。同銀行券はやゝ白味がかつた淡藍色か、又は濃藍色の綿布に黒インクで印刷されたもので、表面の中央には、鎌とハンマーの

組合はせた圖の上に大きな星が畫かれて居り、この星の中に握り拳が上に向つて突き出されてゐる。右の如き畫の直下には「参串」(三千錢)なる文字が印刷されてゐる。また紙幣の最上部には支那文で「全世界のプロレタリアートよ起つて團結せよ!」と書かれてあり、その下に「川陝省蘇維埃政府」と孤形に印刷され、二行下には「工農銀行」と記されてゐる。最下部には「一九三三年」と明記されてゐる。

この外に中華ソヴェト政府の發行した紙幣としては五、六種擧げられるが、次はその主なるものである。

一串紙幣　藍及赤色、一九三四年發行。

三串紙幣　藍、綠及び赤色、一九三四年發行。

一元紙幣　綠色、一九三三年發行。

一元紙幣　布に綠色に印刷されたもの、一九三三年發行。

一元紙幣　赤及び藍、一九三四年發行。

外國銀行の發行せる銀行券

支那における銀行券發達史は、外國銀行の發行せる紙幣の流通についての説明を缺くならば、不完全だとの誹を免かれぬであらう。ひと頃、外國銀行券は支那において發行される紙幣の大部分を占めてゐたものである。この狀勢は略一九二五年頃まで繼續した。それ以後、外國銀行券は支那銀行の發行せる紙幣に席を讓り量的に減少した。かうした變化が生じたのは、次の二理由に基くものであつた。第一は、支那銀行制度の發展と强化、第二に、支那銀行が紙幣

持參人の請求に基き、直ちに兌換を行ふ如き代理店を奥地に開設したと云ふ事實によるものである。第二に示された如き措置は、外國銀行の到底踏襲し得ざる底のものであつた。更に、支那の發券銀行は何れも他の支那銀行と契約による取極めを結んだ。支那銀行（發行權を享受しなかつたもの）は右契約に基き、金錢支拂の場合にのみ前記支那發券銀行の紙幣を使用することとなつた。この方法はその後數年に亙つて實施され——一九三七年六月に至つてもなほ實行されてゐた——事實上支那銀行券の全國に亙る普及に寄與したのであつた。

次に示すものは、支那において銀行券を發行した主要外國銀行である。

イギリス——滙豐銀行（Hongkong and Shanghai Banking Corporation）、麥加利銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）、有利銀行（Mercantile Bank of India）

アメリカ——國際銀行（花旗銀行に合併）、花旗銀行（National City Bank of New York）。

ドイツ——德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）

オランダ——和蘭銀行（Netherlands Trading Society）

日本——横濱正金銀行、臺灣銀行。

ロシア——露華銀行（消滅）

フランス——東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）

中國實業銀行（Banque Industrielle de Chine 消滅）

ベルギー——華比銀行（Sino-Belgian Bank 後に Banque Belge pour l'Etranger と改稱）

支那人民のボイコット運動と關聯する取付け騒ぎが起つた結果、横濱正金銀行及び臺灣銀行は一九二五年に、それまで支那本部において發行されてゐた兩行の銀行劵を全部回收することに決定した。德華銀行は、一九一四年世界大戰が勃發するや、紙幣の發行を停止し以後再發行はしなかつた。東方滙理銀行は印度支那において發行權を有してゐた唯一の銀行であつたが、既に十數年前に支那における紙幣の發行を放棄したのであつた。

イギリス系の三銀行はドイツ銀行と同樣、支那において銀行劵を發行する場合には、特に兌換準備に關して本國の法律に從はねばならなかつた。その他の諸銀行は、自ら善しと信じた行動をとり得たのみならず、支那政府當局又は本國政府より何等の掣肘をも受けなかつたのである。明かに支那通貨市場を對象として發行された紙幣はもちろん、外國銀行が支那以外の土地を對象として發行した紙幣の大部分も、支那において廣汎たる流通を示したのである。かくの如き事實は特に香港の各銀行劵發行について見得るところである。卽ち香港の各銀行劵は南支、特に廣東において廣汎に流通し退藏されると云ふ始末であつた。かうした慣習は今日に至るまで依然として流行してゐる。それから、雲南省や貴州省では印度支那において發行された東方滙理銀行劵にしばしば出くわすことがある。横濱正金銀行の銀圓紙幣、特に關東州を對象として發行された紙幣は一時全滿洲に亙つて流通し、一九一五―二三年の間には、山東省內においても流通した。

一九三五年十一月、支那の幣制改革が宣言されたとき、上海における外國銀行劵の流通高は僅か三百萬元に激減した。（總紙幣發行額の一パーセント以下）他方、在天津外國銀行の發劵高は百九十萬元以下、卽ち總流通高の一・五パーセントであつた。外國銀行は主として元紙幣を發行したが、中には兩紙幣を發行したものもあつた。たゞ補助紙幣

を發行した銀行は一つとしてなかつた。一九三七年六月までに、外國銀行券は全部市場から姿を消した。

一九三七年八月、第二次上海事變勃發後、支拂手段の不足は深刻となつた。そこで、滙豐銀行、麥加利銀行、和蘭銀行等は以前回收した銀行券を再發行したが、その量は過度には渉らなかつた。併し、これは單に一時的措置に過ぎなかつた。支那商會（商業會議所）は直ちにかゝる法貨とは稱し得ない紙幣の發行に關して抗議すると共に、この種の紙幣を受納又は流通せしめたる支那人は、嚴重に處罰さるべき旨警告したのであつた。

第十章　南支における紙幣流通情況

廣東省

廣東において始めて近代的銀行券を發行したのは戸部銀行の後繼者たる大清銀行であつた。同行は一九〇九年、廣東支店を開設したが、最初に發行したのは、一元、五元及び十元紙幣であつた。その後五十元及び百元紙幣が追加發行された。市場において贋造紙幣が發見されたので、十元紙幣は回收された。

元紙幣以外に、大清銀行は兩(テール)紙幣も發行したが、その金額は極く僅かであつた。同行章程によれば、紙幣發行高の百分の五十は現銀又は金を正貨準備として、他の百分の五十は市場性ある有價證券を保證準備として保有せねばならぬことになつてゐた。一九一一年十月、革命が勃發した結果、帝制が崩壞して共和制が出現した。大清銀行は全支に亙つてその營業を停止せざるを得なくなつた。

大清銀行の後繼者は中國銀行であつて、同行は廣東に支店を開設した。さうして全支に亙つて流通してゐた銀行券の回收を行ひ得るよう、三千萬元の公債發行に關する政府の許可をえた。ところで、右の公債は所有者の請求があれば同銀行券と交換されることとなつてゐた。また、中國銀行は同公債を擔保として額面の五〇パーセントを限度とする貸付を行つた。從つて中國銀行は新たな「大」元紙幣を發行したのと同然であつた。

該銀行は、一九一二年十二月廿五日、同行に對する政府の免許に基き、銀行券を發行する旨發表した。而して、こ

れらの紙幣は全部現銀に兌換し得ることとなつてゐた。新紙幣は、租税及びその他の税の支拂、鐵道切符及び郵券の購入、軍人及び官吏に對する俸給、その他一般の商取引に際し授受さるべきものとされた。當時、左の如き三種の紙幣が發行された。(一)特殊紙幣、うち五元名目の紙幣のみが存在した。(二)一元、五元、及び九元の大洋票。(三)一元及び五元の小洋票。

總額三千百六十四萬五千五百四元に達してゐた舊廣東紙幣を兌換する目的で、中國銀行は一九一三年整理公債の手取金のうち、百萬元を鹽務部から得たのであつた。右の舊廣東紙幣は〇・四五九の交換比率で兌換され、その代りに中國銀行は、百パーセントの兌換準備の下に總額一千四百三十九萬八千七百十元の新紙幣を發行した。

一九一六年、皇帝たらんとした袁世凱の野望をめぐつて、南北兩支那の間に戰亂が勃發したので、中國銀行廣東支店は重大な取付け騷ぎに直面せねばならなかつた。最初は同行も紙幣の兌換に應じたが、四月十二日には遂に營業停止の止むなきに至つた。當時、發行されてゐた銀行券の總額はそれほど大きくはなかつたが、それでも市場で著しく減價したことは勿論のことであつた。政府は赤字で極度に困窮してゐたので、中國銀行廣東支店の救濟に赴くことが出來なかつた。悲慘な事件の原因は、中國銀行の責任と云はんより、むしろ北京政府の負ふべき責任であつたのだ。

廣東支店の營業は約一年間中絶の形となつてゐたが、中國銀行は特別預金と外國銀行からの借入とによつて約二百二十萬元を調達し、營業を再開した。併し、一九一八年五月十二日、又もや休業せざるを得なくなつた。一九一七年末、中國銀行廣東支店の發行した紙幣總額は、四百九十八萬元、一九一八年末は四百三十四萬元、一九一九年は五百七十萬一千元、一九二〇年末は五百三十三萬元であつた。

上述の狀勢を反映して、廣東における中國銀行券は、大きな割引率を付與されるに至り、一時は額面の七〇パーセントとなつた。一九二〇年、廣東省財政部は省立銀行の設立を提案した。而して右銀行に對し將來發行權を付與せんとする計畫であつた。一九二四年五月十九日、中國銀行は、政府の責任による以外の同銀行債務を分割支拂する用意ある旨を公告した。紙幣の所有者は、右紙幣と引換へに預金證書を受取るため、登錄することを要求せられた。この預金證書に基き、一年後には全額の二割、三年後に四割、五年後に四割を償還すると云ふ規定であつた。

交通銀行も廣東において紙幣を發行したが、それは一九一一年の革命直前であつた。而して廣東における發行高は大きくはなく、表面上は兌換されることになつてゐた。一九一一年末、同銀行廣東支店は閉鎖された。

一九二四年八月十五日、中央銀行が一千萬元の資本金（借入れたもの）をもつて廣東に設立された。その常務董事は宋子文氏であつた。一九二八年北伐軍が南京に到達したとき、上海に本店を置く支那の「中央銀行」を設立することが決定された。そこで、廣東の中央銀行の名稱は「廣東中央銀行」に變更せねばならなくなつた。同時に、本行の資本金は小洋千三百萬元と定められた。かくてそれは事實上一つの省立銀行となつたのである。孫文の肖像畫を印刷した一元、五元、十元、五十元、及び百元名目の各紙幣が發行された。

一九二六年末、中央銀行券の總發行高は小洋二千萬元であつたが、その流通狀態は決して圓滑ではなかつた。何故なれば、屢々多量の本銀行券が兌換請求の形式で持ち込まれたし、また市場において僅少の割引を付されたことも少くはなかつたからである。

一九二七年、總額一千萬元、年利一〇パーセント付省政府公債が廣東の一般市民に對して賣出された。積極的に應

募するものがなかつたので、商人その他の市民は應募を强制されると云ふ有様であつた。併し、この方法によつても僅か六百萬元しか得られなかつた。一九二七年九月、又もや取付騷ぎが起つたとき、直ちに紙幣の兌換に關し制限が置かれた。

正貨引換への最高額は、一人當り一回に付き百元に限定された。

一九二七年冬、廣東に共産主義者が蜂起し、このとき中央銀行の建物は灰燼に歸したが、十二月十九日に至り營業は再開された。併し、事實上不換紙幣たる尨大な地方銀行劵が市場に氾濫した結果、十二月廿九日には再び閉鎖の止むなきに至つたのである。これがため財政部は、一九二八年一月廿六日以降租税その他の税金は百分の八十を現銀、殘餘の百分の廿は紙幣をもつて支拂ふべき旨聲明せざるを得なかつた。かうした經路で流入して來た銀行劵はそのまゝ財政部の手に保留され、流通過程から回收されることとなつた。

一九二八年始め、廣東政府は中央銀行劵を平價で受取るべき旨一般人民に命令した。一九二七年十二月廿一日以來同行は再び紙幣の兌換を始めたものと考へられてゐたからである。廣東コムミユーン事件以前に廣東の諸銀行へ預け入れてゐた預金者は、金融市場の安定を支援するため、改めて政府の通告あるまで、各自の預金總額の一〇パーセント以上は引出してならないと命令された。

中央銀行は通常の營業を繼續し得なかつたので、事實上同行の債務履行に關する支拂猶豫令に相當する聲明を公告せねばならなくなつた。さらに政府は納税者に對して次年度分の租税その他の税金を前納するやうに要求したのである。而してその支拂は一九二八年六月以前に、中央銀行劵をもつて行ふべしと規定された。また預金者の拂戻しは八

月に二〇パーセント、九月に二〇パーセント、十、十一兩月に各三〇パーセントづゝを限度として行はれることとなつた。

一九二八年六月までに流通過程から回收された銀行券は千二百萬元に達した。この頃になると、廣東市場における同銀行券の相場は相當見直し、割引歩合も僅か一〇パーセントに縮少するに至つた。常態への回復を圖るため、中央銀行券には「廣東中央銀行」なる文字が印刷され、かうした署名の銀行券は現銀に兌換し得ることとし、その手初めにまづ少額名目の紙幣より着手することになつたが、十元以上の紙幣の兌換は當分延期する旨の布告が發せられた。一九二八年十月末に至るや、一切の廣東銀行券は再び正貨兌換が可能となつた。

一九二九年三月、中央銀行が「廣東中央銀行」と名稱の變更を行つた直後、同銀行券の兌換に關聯して又もや取付けが起つた。尤もその程度はさして大きくはなかつた。

一九二九年に至り、政局は再び不安となり、銀行券の狀態にも有害なる影響を及ぼした。取付け騷ぎが餘り頻繁に行はれるやうになつたので、廣東政府當局は紙幣兌換の制限と新しい緩和手段の實行を決定した。商人特に爲替業者が紙幣の兌換を求める場合、その內容を記錄した特別書類を提出せねばならなくなつた。紙幣所持者でこれに對する信賴の念を失つた人々は、紙幣と交換に定期預金證書の交付を申請し得ることとなつた。當時の騷ぎを利用して利益を收めんとする黑惑筋は嚴重處罰される旨布令された。

財政部は商會（商業會議所）の代表をも加へた會議を招集した。この會議において、銀行及び商人は、何れも自己資本の三パーセント、小企業者は同じく一パーセントを紙幣をもつて寄附すべき旨決定された。かくの如くにして寄

附された資金は封印を施され、市場から引揚げられることとなつた。他方、預金者は拂戻しをうけるには數ヶ月待たねばならなくなつたが、但しその期間中は、年六パーセントの割合で利子を受取り得たのである。右の方法で得た資金は總額五百二十七萬一千三百八十七元に達した。

一九二九年五月に發布された法律により、租稅その他の稅金は飢饉救濟稅をも含めて、全額の八〇パーセントを現銀、殘り二〇パーセントは紙幣をもつて收めることとなつた。七月十日、新意匠の銀行券——支那印をもつて署名された一元、五元、及び十元名目の紙幣——が發行された。この新券は完全に法貨たる性質を有する旨政府當局より指示すると共に、漸次回收されることになつてゐた從來のあらゆる紙幣と交換する意向であつた。再び制限兌換を行ふ旨公布された。卽ち最初は兌換の最少額のみを決定し、次第に最高額の決定に及ぼさんとする方針であつた。かうしたすぐれた意圖の實行も政局不安のために又もや阻止される結果となつた。新紙幣は間もなく兌換不能に陷り、三〇乃至四〇パーセント程度、額面を下廻るに至つたのである。政府當局は再び租稅及びその他の稅金の支拂における現銀と紙幣の割合を定めねばならなかつた。今度の場合は現銀六〇パーセント、紙幣四〇パーセントの割合であつた。

殆んど慢性的となつた財政危機を打開すべき適當な方法がなかつたので、一九三〇年度分の租稅を前徵すると共に稅率一パーセントの引上げが決定され、又紙幣による預金に關する舊來の姑息手段が再び採用された。一九三〇年三月十五日、現銀による紙幣の兌換が再開された。だが、一九三一年に至り、紙幣の自由なる兌換が又もや停止されたので、廣東紙幣の價格には再び割引が付され、その相場は大幅の變動を示すやうになつたのである。これが救濟のため、以前の陳腐な諸方策が再び採用された。卽ち租稅の前徵、增稅、商業關係者よりの强制寄附、舊紙幣を新意匠

の紙幣と取換へること等々がこれであつた。如上の諸々の救濟策はこれまでも度々試みられ、何等の成果をも收め得なかつたにも拘らず、再び採用されることとなつたわけである。恐らくこれ以外には適當な手段がないものと考へられたからであらう。かくて一九三一年末に至り、とにかく廣東紙幣は五元、十元兩紙幣を除き、全部兌換が可能となつた。ところでこの當時には、既に同行には廣東省銀行の名稱が冠せられてゐたのである。

一九三二年一月、省政府當局は額面五元、總額一百萬元の富籤債券を發行し、その純手取金は發行されてゐる紙幣の回收に充てる意向であつた。富籤債券の方は約半額ばかり賣捌いたが、政局不安が再び擡頭したので、紙幣價格を安定せしめんとする計畫は遂に畫餅に歸し、その結果、紙幣相場は急奔落を演じた。廣東省銀行券の回收に要する費用をより以上獲得するために省公債三千萬元を發行することになり、それは中央政府の認可を得た。それ以後、舊中央銀行券は次第に回收された。

廣東省銀行のみならず、廣東市政府自身も、尤もその時期は可なり以後のことであつたが、紙幣の發行機關として現はれてきた。廣東市政府の發行した紙幣額は比較的少額ではあつたが、その安全性は廣東省銀行のそれと同樣貧弱であり、或ひはむしろより劣惡であつた。

かうした不安定な且つ極めて不滿足な事態は、廣東廣西兩省民の香港銀行券に對する需要が甚しく多額に達してゐたことに基くのである。一般省民は現銀よりも遙かに香港銀行券を好んだが、これは後者が前者よりもかさばらず、隱匿乃至持運びに容易だつたからである。南支における一般人民の香港紙幣に對する需要が强烈だつた直接の結果よして、香港銀行券の現銀に對する打歩は、過去十年間において平均一〇パーセントに及んでゐた。

以上の外、一九二七年、廣東から武漢への進撃に際し、國民黨を代表する軍隊及び官吏の使用に供された特別發行の廣東紙幣がある。所謂漢口において發行された紙幣と共に、われわれはこれを他の個所で取扱つてゐる。併し、漢口から北方徐州府に向つて進軍した際、北伐軍が使用した約八百七十萬元の小洋票が特別に發行されてゐる。この紙幣は上海に中央銀行が設立されると殆んど同時に、一銀元に對し小洋票一・二元の割合で全部償却された。この交換は一九二八年十二月七日に完了することが出來た。廣東省銀行の發行した紙幣總額が（前述の特別軍票を除いて）一九二八年末には三千十二萬二千三百七十八元に達してゐた事實を、こゝに記錄しておくことも興味がある。

廣東紙幣發行の經過を更に辿つて行くと、一元及び五元紙幣が一九三四年七月には額面を維持してゐたことを見出すのである。これは、當時右紙幣を現銀に交換しやうと思へば何時でも交換し得たからであつた。併し十元紙幣は、なほ兌換し得なかつたので、現銀に對して八・五元唱への相場であつた。これらの紙幣が兌換し得られる時期に就いては屢々變更されて來たが、當時は名目上は八月一日と「定められて」ゐた。當時、中央銀行の發行に係る五十元及び百元名目の紙幣が依然流通してゐた。一九三四年夏、これらの紙幣は額面價格の三〇パーセント程度で入手し得る有樣であつた。省政府は右の紙幣の所持者に對して、所持金額を記錄してこれを省銀行に登錄するやう訓令した。每月抽籤が行はれ、僅か少數の幸運なる當選者は平價でこれを現銀に兌換し得ることが出來た。市政府紙幣は一九三四年夏に至り現銀に兌換されることとなつたが、それでも少くとも兩替商では約三パーセントの割引を付されてゐた。恐らくその手數料は、兩替商がこれを手持して越日する危險に對する保險料であつたやうである。

廣東元紙幣とは別個に、省銀行及び市政府の發行した少額紙幣も流通してゐた。一九三六年十二月、十仙紙幣（表

面は赤、裏面は緑色）總額十萬元の新發行が許可され、そしてその流通區域は全省内に限るといふ條件であつた。同時に五十仙紙幣の發行も準備されてゐたが、省政府當局はまづ十仙紙幣の流通狀況を見た上で決定しやうと考へた。五十仙紙幣の總額は十萬元であつた。一九三五年、更に十仙、廿仙、五十仙の小額紙幣、總額二百萬元を印刷すべき旨の注文がアメリカ銀行券印刷會社に打電された。

支那幣制改革（一九三五年十一月）の實施後一元、五元、十元の廣東紙幣には、今後該紙幣は省紙幣として流通すべき旨を指示した「マーク」が付されるに至つた。

新券の印刷費が非常に高かつたので、當局は以前に回收し「封印」してあつた巨額の舊中央銀行券を再發行するに決定した。舊十元紙幣は當時——一九三五年十一月——現銀に對して三・二元の相場であつた。併し、右の決定が發表されるや一躍六元に昂騰した。

廣東銀行券を繞る紛擾は、明かに恒久的且つ漫性的性質のものであつた。と云ふのは、一九三六年は又もや間斷なき危機連續の年であつたからである。五月十九日、香港十元紙幣（廣東における貨幣價値の基準）は廣東において、小洋票一五・七元と云ふ相場であつた。五月卅一日には更に一六・五二元に奔落し、六月五日には、事態は一段と惡化の氣配を示し、市場價格は一九・八四元にまで暴落した。その後六月十日には一八・〇一元と若干反撥した。

その當時までに、廣西省は既に南京政府から獨立する旨を宣言してゐた。廣東省も隣省に味方するものと見られたが實際は中立を維持する方針であること、及び中央政府との和解に努力中である旨の聲明書を發表した。右の聲明書には、和協方針堅持の證左として、廣東省當局は法幣元を單位とする一般的支那通貨制度を採用する意向を有すると

述べられてゐる。事實、廣東省銀行は現銀準備（補助銀貨七千八百五十萬元、大洋銀一千九百五十萬元に達してゐたと云はれてゐた）を發行準備管理委員會に引渡したのである。この銀準備の一部をもつて、中央政府から「大洋」票三千萬元を購入する意向であつたと想像された。同時に、南京は廣東に對して、右の變更によつて生じた各種の經費を支辨するため、法幣一千萬元の特別支出方を許可したのである。かくて廣東省内においては、依然として省補助紙幣の發行を繼續するとしても、一般的には中央政府の法幣のみを使用すると云ふ方策が計畫された。

一方、廣東當局は現銀一元に對し新法幣一・二元を提供することを條件として一般民衆から現銀をかき集めることに努力した。この目的のため、新紙幣の印刷をアメリカに注文した。新紙幣の一部は一九三六年七月には既に流通過程に投ぜられてゐた。この當時、廣西は廣東に對して、兩者の通貨を統一すべき旨提議した。右の報道をいれて廣東通貨の價格は千香港弗に對し、千九百三十五元と更に急落を演じた。一九三六年七月廿二日、中央通信社の廣東通信は、發行準備管理委員會廣東支部の調査によれば、流通中の省紙幣二億四千百元に對して廣東小洋八千三十九萬元、大洋一千九百五十五萬元（共に明かに現銀で）が保有されてゐる旨を報道してゐる。如上の紙幣中八千萬元は、兩廣分離運動の開始に引續き、六月及び七月に發行されたものであつた。陳濟棠督軍の逃亡後、一億七百萬元の小洋銀が發見されたが、これは四十三パーセントの金屬保證準備に相當するものである。この外、額面價格八千二百萬元の省政府公債及び財政部證券があつたけれども、その價格は殆んど擧げるに足りなかつた。八月廿日、財政部長は聲明書を出して、現銀準備における不足額は小洋四千萬元以上であり、保證準備の不足は一億元以上に達してゐると發表した。當時の廣東省銀行及び廣州市立銀行の發券總額は二億四千九百五十八萬元に達してゐた。

廣東と爾餘の支那との統一が行はれると同時に小洋元から法幣元への變革につき意見の一致を見たのであるが、この變革は、まづ鞏固な基礎を確立する必要があつたので、直ちに實行に移すことは不可能であつた。まづ第一に中央政府は廣東省財政を整理するため、一億二千萬元の公債を發行せねばならなかつた。小洋票を法幣に兌換する際の比率は、暫定的に一・五對一と定められたが、大體自然の動きに放任された。但しその比率が行き過ぎることは禁ぜられた。廣東銀行公會は、小洋一・三元對法幣一元の比率が承認されるよう政府當局に申請したこともあつた。

廣東通貨の復興について南京政府が採用した方策としては、前段に述べた諸點を別にすれば、廣東省銀行を中央銀行廣東支店に編成替した事實が擧げられよう。

若干の省内における獨立通貨としての小洋元ははつきりと廢止されることに決定したが、しかし廣東、廣西兩省の通貨制度をしかく簡單に中央政府の幣制に統一することは出來なかつた。その理由は南支諸省の豫算狀態について見れば明かであらう。廣東省當局が逃亡したとき、彼等は金融界を混亂のまゝに放任して行つたのみならず、省金庫をすつかり空にして逃げたのであつた。その結果、一九三六―七年度豫算は一千萬元の赤字となつた。五千四百三十萬元の豫算收入中、三千百萬元以上が非合法的課税により收奪されたものだと云ふことであつた。阿片吸飲税及び賭博税を廢止した結果、省政府は已むを得ずその必要な資金を何らかの方法で調達しなければならなかつた。行政整理が行はれ、贅職が廢止されたので相當額の節約が行はれた。軍事費は以前は總支出の五〇パーセントを占めてゐたのだが、これも相當削減されたのである。

一九三七年六月廿一日、廣東元は法幣一元に對し一・四四元に定められる旨公示された。廣東紙幣は全部、一九三七

年十二月卅一日以前に、如上の比率で交換されることとなつた。一九三八年一月一日以降は、法貨たる法幣のみを流通せしめることになつてゐるので、これによつて支那の幣制統一は促進されるであらうと期待される。

廣東省内にある汕頭には廣東發行の小洋元票が流通してゐた。併しその外に、恐らく「大洋」に相當するものと想像される特別銀行券が一九三六―三七年には流通してゐた。尤もこの銀行券は事實上法幣に對し二〇パーセントの割引が付されてゐたのである。一九三七年六月廿一日にはこの特別紙幣の廢止も法令によつて命ぜられ、その交換比率は一・二元と定められた。この法令によれば、一九三七年末までに、汕頭においては法幣元のみが流通すべきだと云ふのであつた。

廣東省銀行の發券高（單位小洋元）

年度末	兌換紙幣	不換紙幣	計
一九二四年　八月	五、一七五		五、一七五
一二月	一三五、八五三		一三五、八五三
一九二七年　六月	三〇〇、〇〇〇		三〇〇、〇〇〇
一二月	四、七五〇、〇〇〇		四、七五〇、〇〇〇
一九二六年　六月	一一、〇八〇、〇〇〇		一一、〇八〇、〇〇〇
一二月	二二、〇七〇、〇〇〇		二二、〇七〇、〇〇〇
一十二七年　六月	二九、二六〇、〇〇〇		二九、二六〇、〇〇〇
一二月	三一、一二〇、〇〇〇		三一、一二〇、〇〇〇
一九二八年　六月		二七、九七〇、〇〇〇	二七、九七〇、〇〇〇

一二月	三〇、五四〇、〇〇〇		三〇、五四〇、〇〇〇
一九二九年　六月		三六、〇六〇、〇〇〇	三六、〇六〇、〇〇〇
一二月		二九、四四〇、〇〇〇	二九、四四〇、〇〇〇
一九三〇年　六月	三、〇八〇、〇〇〇	二二、五八〇、〇〇〇	二五、六六〇、〇〇〇
一二月	一六、七〇〇、〇〇〇	一四、一五〇、〇〇〇	三〇、八五〇、〇〇〇
一九三一年　六月		三一、五五〇、〇〇〇	三一、五五〇、〇〇〇
一二月	一六、四一〇、〇〇〇	二〇、九一〇、〇〇〇	三七、三三〇、〇〇〇
一九三二年　六月	九、六七〇、〇〇〇	二二、三二〇、〇〇〇	三一、九九〇、〇〇〇
一二月	二〇、三八〇、〇〇〇	二二、六〇〇、〇〇〇	四二、九八〇、〇〇〇
一九三三年　六月	二五、八六〇、〇〇〇	一三、二四〇、〇〇〇	三九、一〇〇、〇〇〇
一二月	一八、七三〇、〇〇〇	二一、九一〇、〇〇〇	四〇、六四〇、〇〇〇
一九三四年　六月	二一、六〇〇、〇〇〇	一九、八五〇、〇〇〇	四一、四五〇、〇〇〇
一二月	二一、七九〇、〇〇〇	一九、八三〇、〇〇〇	四一、六二〇、〇〇〇
一九三五年　六月	三〇、七九〇、〇〇〇	一二、三三〇、〇〇〇	四三、一二〇、〇〇〇
一二月	八一、〇八〇、〇〇〇		*八一、〇八〇、〇〇〇
一九三六年　六月	二四一、〇八〇、〇〇〇		二四一、〇八〇、〇〇〇
一二月	二六一、七八〇、〇〇〇		二六一、七八〇、〇〇〇
一九三七年　六月	三三七、八五〇、〇〇〇		▲三三七、八五〇、〇〇〇

備考　前揭表中、一九三六年までの數字は廣東省銀行の年次報告からとつたもの。なほ右報告書には每月の數字が揭げられてゐる。「不換紙幣」の項目にある紙幣は或る種の名目、大體十元及びそれ以上の名目紙幣を指してゐる。

幣制改革が實施されたとき（一九三五年十一月）總發行高は五千萬元に僅かばかり足りぬ程度であつた。そのうち約四分

(ロ)一は不換紙幣であつた。

＊讀者の見らるゝ通り、幣制改革後は、紙幣流通高は激増した。

▲一九三七年六月二十日、今後廣東省は小洋元を廢棄し、その代り一・四四對一の比率で法幣元を採用する旨公表した。當時の發行高三億三千七百八十五萬元の中に含まれてゐる廣州市立銀行券の割合は比較的少ない。六月の最後の週間に財政部當局は、廣東において小洋票と交換するため、上海から廣東へ法幣六千萬元を現送する取極めを行つた。小洋票は以後流通過程から回收されることになつた。

次表は一九三二―七年の右と同樣の細目を包含してゐるが、その角度は異つてゐる。

廣東省銀行の發行せる銀行券發行高と兌換準備の狀態（單位廣東元）

	發行高	保證準備	%	現銀準備	%
一九三二年	四二、九八〇、〇〇〇	三四、一四〇、〇〇〇	七九・四三	八、八四〇、〇〇〇	二〇・五七
一九三三年	四〇、六四〇、〇〇〇	三九、〇七〇、〇〇〇	九六・一四	一、五七〇、〇〇〇	三・八六
一九三四年	四一、六二〇、〇〇〇	三八、七四〇、〇〇〇	九三・〇八	二、八八〇、〇〇〇	六・九二
一九三五年	八一、〇八〇、〇〇〇	二三、〇四〇、〇〇〇	二八・四二	五八、〇四〇、〇〇〇	七一・五八
一九三六年　一月	一〇一、四六〇、〇〇〇	四〇、三六〇、〇〇〇	三九・七八	六一、一〇〇、〇〇〇	六〇・二二
二月	一二八、三九〇、〇〇〇	五二、八一〇、〇〇〇	四八・九四	七五、五八〇、〇〇〇	五一・〇六
三月	一五三、八一〇、〇〇〇	六九、五七〇、〇〇〇	四五・二三	八四、二四〇、〇〇〇	五四・七七
四月	二二六、八〇〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	五一・三五	一一〇、三四〇、〇〇〇	四八・六五
五月	二三八、四四〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・八四	一二一、九八〇、〇〇〇	五一・一六
六月	二四一、〇八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・三一	一二四、六二〇、〇〇〇	五一・六九
七月	二四一、〇八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・三一	一二四、六二〇、〇〇〇	五一・六九

八月	二四一、〇八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・三一	一二四、六二〇、〇〇〇	五一・六九
九月	二四一、〇八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・三一	一二四、六二〇、〇〇〇	五一・六九
一〇月	二四一、〇八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四八・三一	一二四、六二〇、〇〇〇	五一・六九
一一月	二五一、五八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四六・二九	一三五、一二〇、〇〇〇	五三・七一
一二月	二六一、七八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四四・二六	一四五、三二〇、〇〇〇	五五・七一
一九三七年					
一月	二六六、一八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四三・七五	一四九、七二〇、〇〇〇	五六・二五
二月	二八二、一四〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	四一・二八	一六五、六八〇、〇〇〇	五八・七二
三月	二九三、一八〇、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	三九・七二	一七六、七二〇、〇〇〇	六〇・二八
四月	三〇八、一五九、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	三七・七九	一九一、六九九、〇〇〇	六二・二一
五月	三一四、一八九、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	三七・〇七	一九七、七二九、〇〇〇	六二・九三
六月	三二九、一八九、〇〇〇	一一六、四六〇、〇〇〇	三五・三八	二一二、七二九、〇〇〇	六四・六二

備考　本表の資料は廣東省銀行發券局の作成にかゝるもの。廣州市立銀行の發行した紙幣總額は八百六十六萬元、その保證準備は四百三十四萬元、現銀準備は四百三十二萬元、後者は發行券總額の百分の五十に相當してゐる。廣東省銀行の發行せる紙幣は、一九三七年六月二十一日、中央政府に引渡された。これらの紙幣は本年末までに、中央銀行、中國銀行、交通銀行、廣東省銀行の手により一・四四の比率で標準元をもつて兌換される豫定である。

共和制確立後廣東で發行された銀行券の種類

次表は一九一二年より一九三二年に至る期間の廣東における紙幣發行に關しての細目である。

（一）五　元　中國銀行の發行。年代、一九一二年。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（二）一　　元　中國銀行發行。一九一三年。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（三）十　　元　中國銀行。一九一四年八月。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（四）小洋一元　一九一四年八月發行。最初は廣東省銀行のため印刷されたものであるが「中國銀行」と刷込まれてゐる。

（五）小洋五元　一九一三年。廣東省銀行による發行のため印刷されたものであるが、のち「中國銀行」と刷込まれたもの。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（六）小洋五十仙　一九一二年。陳軍事總督の發行。同人の肖像が表面を飾り、裏面には漢文で現銀に兌換し得る旨明記してある。（註）一元及五元紙幣も同時に發行されたがその流通は上海地方のみに限られてゐた。

（六）イ小洋二元　（六）と同樣）

（七）小洋十元　廣東實業銀行の發行。一九一六年十一月八日。

（八）小洋五十元　（七と同樣）

（九）小洋五元　廣東實業銀行の發行。印刷文は漢字と英字。一九一九年。

（十）五　　元　廣東造幣廠の發行。地元で印刷。表面に銀（兩面）の寫眞と龍とが、印刷されてゐる。裏面の文字は漢字。

（十一）小洋一元　一九一八年一月廣東省銀行發行。表面には塔の全景が刷込まれてゐる。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（十二）小洋五十仙　一九二二年、廣東省銀行發行。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（十三）小洋廿仙（前記と同樣）

（十四）小洋五元　一九一八年一月一日、廣東省發行。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（十五）小洋十元（前記と同樣）

（十六）小洋五十元（前記と同樣）

（十七）小洋百元（前記と同樣）

（十八）小洋一元　一九二三年、中央銀行（廣東）發行。孫文の肖像が印刷されてゐる。綠色。アメリカ銀行券印刷會社印刷。

（十九）小洋五元（前記と同樣）赤色。

（廿）小洋廿五仙　一九二五年、中央銀行（廣東）發行。印刷文は漢字のみ。地元で印刷。

（廿一）小洋十仙（前記と同樣）

（廿二）小洋十元　一九二三年（第十八號として）綠色。

（廿三）小洋五十元（前同）赤色。

（廿四）小洋百元（前同）暗褐色。

（廿五）小洋一元　一九二九年。黃及灰色。

（廿六）小洋五元　一九二九年。黃。

(廿七)小洋十元　一九二九年。代赭色及び灰色。
(廿九)小洋百元　一九二九年。綠及び赤色。
(卅)小洋一元　一九三二年一月一日。
(卅一)小洋五元　(前同)
(卅二)小洋十元　(前同)
(卅三)小洋五十元　(前同)
(卅四)小洋百元　(前同)
(卅五)小洋十仙　一九三二年。
(卅六)小洋廿仙　一九三二年。
(卅七)小洋五十仙。一九三二年。
この外、廣州市立銀行は、五十元、十元、五元、一元及び廿仙、十仙名目の各銀行劵を發行した。

廣東における銀行劵に就いての海關報告

一九〇四年、廣東省造幣廠の鑄造した廿仙貨の出來上りが不滿足だつたので、一年後廣東省銀行が設立され、省財政部の供給せる預金を見返りとして一元紙幣百萬元が發行された。同紙幣は小額貨幣、卽ち十及び廿仙銀貨にのみ兌換し得るものであつた。この紙幣は濫發の結果減價し、一九一〇年には香港通貨と比較して六乃至十パーセントの割

引を付された。一九〇八年には更に各種名目の紙幣、即ち一元、五元及び十元紙幣、その總額十萬元が發行された。併しこれらの紙幣の價値も減價したので、結局回收されたと云はれてゐる。

前節は一九〇二―一一年に至る十年間報告において廣東駐在海關長が述べてゐる報告である。次の一節も右の報告から引用して來たものであるが、その期間は一九二一年に終る十年間である――

「一九一四年に開設された中國銀行廣東支店の歴史は、まさしく不幸の連續であつた。政府の干渉により、同行の營業は屢々繼續不可能の狀態に陷り、同行發行の一元紙幣は、一九二一年における前述の原因によつて、三十仙の相場を唱へてゐた。香港通貨は一九一四年の二三・五パーセントの打歩から一九一九年には八パーセントの割引率に低下したが、併し一九二一年には再び一五パーセントの打歩付きにまで昂騰した。」

一九二二―三一年に至る十年間海關報告には、更に廣東省内の銀行券に關し、次の如き報告が揭げられてゐる。

「一九二五年、廣東中央銀行は始めて總額一千萬元の地方補助貨の紙幣を發行した。同紙幣に對し一般民衆の信用があつたので、增加する需要に應ずるため、その發行額は翌年内に二千七百萬元に增大した。しかしこれらの紙幣の相場は後になつて、非常な變動を示すに至り、平時においては三パーセント見當の打歩を付せられたが、政局混亂の時期にはしばしば八〇パーセントに達する割引を付せられた。かうした相場の變動は再三金融市場に重大なる事態を惹き起し、貿易の上に慘憺たる影響を及ぼした。政府當局は種々の救濟策を講じたが、特に卓越せる方策としては通貨安定化のための減債基金を確立するための短期國庫證券の發行、一般公債の募集などを行つたこと等であつた。かゝる手段が減價せる紙幣の急速なる額面價格への回復を齎してゐる間に、他方では、政局の變動が紙幣の流通に逆効果を

與へて、本十年間の終頃には、廣東中央銀行劵は五パーセント見當の割引が付されてゐた。廣州市立銀行の發行した紙幣は常に強靱で、政治上の騷亂によつて何等かの重大影響を蒙るやうなことは絕對になかつた。本報告起草の當時廣東省財政部が大洋票千萬元の發行を劃策してゐるとの報道が傳へられてゐる。」

汕　頭

一九〇二―一一年間の海關十年間報告は、汕頭における金融市場の狀態を取扱つてゐるが、その中で、汕頭には約廿の銀行が開設されてゐること、その大部分は大淸銀行、交通銀行の各支店を除けば、錢莊的存在であること等が記されてゐる。すべての地方銀行は、一元から百元に至る各種の銀行劵を發行した。その標準價値は一元に對し七仙であつた。一九一一年、汕頭において流通してゐた如上の紙幣は總額二百廿五萬元に達してゐるものと推定されてゐた。たゞどの發劵銀行も適當な現銀準備を保有してゐなかつたし、銀行の破產は殆んど日常茶飯事の如き有樣であつた。かうした事實がなかつたならば、汕頭における銀行劵は頗る便宜な存在であつたらうと思はれる。

次の一節は汕頭に關する一九一二―二一年の十年間報告（海關長提出）から引用したものである。

「革命の初期に廣東政府は財政的危機に遭遇した。多數の兵士に對する支拂のため、應急措置として政府紙幣が發行されたり、課稅、公債の强制引受――軍事的支配下において――等が行はれたが、かやうにしてかき集めた資金は急速に軍隊の金庫に吸込まれて行つた。

地方銀行數は一九一一年の廿から、一九二一年の卅五へと激增した。加之、この外多數の兩替商があり、そのうち紙幣を發行してゐたのは廿八を數へた。比較的大きい銀行は地方的區分に從つて二つのグループに分けられる。從來

このグループの間には屢々摩擦が起つたのであつた。また流通中の紙幣も二種類に分けられる。卽ち 補助貨幣と一元につき重量七錢の貨幣T・P（市平）とがこれである。以上は汕頭における主要な交換手段である。尤もこれらの紙幣の流通は適當な兌換準備が缺如してゐることと、最近數年間銀行の破産が屢々起つてゐること等のために、汕頭附近における流通には若干限界があるやうである。中國銀行券は暫く流通してゐたのち回收された。一時信用を博してゐた臺灣銀行券は、日貨不買運動を契機として姿を消すに至つた。各種の地方的紙幣は交戰中の軍隊が近づくと、これが軍隊の手に入ることを防ぐために、しばしば破棄された」

それから十年後の汕頭における狀勢について、海關報告は次の如く敍述してゐる――

「一九二五年六月一日、市平（兩）標準を廢止し、その代りに現銀を使用することが決定された。その他、市平兩による舊負債は、銀一元に對し市平兩〇・七の割合で、六月一日又はそれ以後に、現銀をもつて辨濟さるべきこと、また、市平兩紙幣には元紙幣たる捺印を施したのち、當分の間元紙幣として行使すること等が決定された。この決定は六月一日から事實上効力を發揮するに至つたが、貨幣單位の變更により重大な影響を蒙つた錢莊筋から猛烈な反對が試みられたのは勿論のことである。何れにせよ、それ以後は元紙幣が流通して居り、現在その流通額は九百萬元に達してゐる。」

一九三五年、汕頭の銀行券の發行狀態は、極めて惡化してゐた。地方の商會が發行した紙幣は八百萬元と推定されてゐたが、錢莊の發行せるものは、これ以外に四百五十萬元を數へた。かうした厖大な紙幣の發行は、適當な兌換準備を缺いてゐたので、その結果として紙幣は約七〇パーセントの割引が付されると云ふ狀態であつた。

拱北

一九〇二―一一年の海關十年間報告は拱北の狀勢につき次の如く述べてゐる――

「一九〇五年一月、當時の廣東總督は一元、五元、及び十元の紙幣を發行した。これらの紙幣は、その額面價格が一般の交換手段であつた補助貨の額面と同樣だつたので、人氣を得たのであつた。ところが、廣東における政權の交替後この紙幣は一時市場において流通しなくなつた。その後、廣東商會の裏書を有する紙幣は全部地方政府の正式認可を得たので、以來當地において再び流通することとなつた。當地方においては、現銀及び銅錢は殆んど姿を見せてゐないが、後者は廣東省造幣廠において鑄造された銅仙貨と取換へられて了つたものである。」

一九二二―三一年の同報告は次の如く述べてゐる。――

「政治上の變動によつて齎らされた省銀行券の絶えざる減價のため、一般民衆はずつと以前から、交換手段として香港銀行券を使用する慣習であつた。香港銀行券は、誰でもこれを受取るに躊躇しない。」

江門

次の一節は一九〇二―一一年間の海關十年間報告に含まれてゐる江門の狀勢についての說明である――

「省銀行券は或程度まで地方的通貨にとつて代つた。現在行使されてゐる通貨のうち二〇乃至三〇パーセントが紙幣であり、殘餘が主として小洋であるところから見て農民階級の紙幣に對する偏見は、可なり減少したやうに見える。卽ちこれらの省銀行券は光緖三十一年(一九〇五年)に始めて現はれ、約二年後、市場に確乎たる地盤を有するに至つた。その全體的な價値は現在、地方的通貨のそれよりも高い。しかしてそれは現銀に基礎を置いてゐるものではなく

小銀鑄貨に基礎を置いてゐる。一九一二年の冬、廣東において正貨と引換へるか、又は革命政府の印を押すために、これらの紙幣は一部分この地方から回收された。何故なら、からした捺印をもつてゐない紙幣は一定期間の後には、政府の公認を得ることが不可能だからである。

本地方における香港銀行劵の流通區域は頗る廣汎である。以前は割引を付されてゐたが、江門が香港と直接の貿易關係を結んで開港して以後は、プレミアム付で引取られると云つた狀態であつた。革命の勃發により、省紙幣及び當時漸く人氣の出て來た帝國銀行劵の價値は一段と暴落するに至つた。」

次の十年間、江門における紙幣には、殆んど問題となるやうな事件が起らなかつたやうに見える。と云ふのは、一九一五年中國銀行が支店を開設したが、一九一六年、江門が攻撃されるだらうと危惧された時、これを閉鎖したからであつた。この時期の終りに、廣東銀行の支店が開設された。同支店發行の紙幣は次第に流通高が增加した。一九二二年から一九三一年に至る期間内の動向については次の如く述べられてゐる――

「本期間の大部分は、香港の一仙及び廿仙貨並びに香港銀行劵の全盛期で、これらが一般に流通してゐた。併し、一九二九年、省政府當局は外國貨幣の使用を禁止し、一九三〇年には、中央政府は外國銀貨の輸入を禁止した。さきの十年間の終頃に當地に開設された廣東銀行支店は、全然大洋票の兌換を行ふことが出來なかつた。遂に一九二六年には閉鎖の止むなきに至つたのであるが、これがため相當の悲慘事が齎らされた。一九二四年、中央銀行(廣東)は江門に支店を開設した。これは現在も營業を繼續してゐる。」

三　水

三水については、一九一二―二一年の海關十年間報告から引用した次の如き詳細な叙述がある――

「一九一二年四月、廣東督軍は廣東金融市場の逼迫した狀勢を緩和するために、確實なる銀塊準備なしに新銀行券を流通せしめやうと大いに努力したのである。一般民衆は快くこの計畫を支持しなかつたと云ふのがその慘めな結果であつた。如上の紙幣は發行後二、三日にして一五パーセントの割引相場を示した。而して支那銀行は進んでこれらの紙幣を流通せしめたのだが、外國銀行はこれが受理を拒否したのである。同年九月、督軍は今後省政府紙幣は平價で授受さるべき旨命令したのであるが、補助貨に對する割引は直ちに通常の四乃至六パーセントから約二〇パーセントに引上げられた。紙幣を廣東港において兌換することは不可能だつたから、この地の商人は不平を喞ち、通常の元通貨を購入するため、補助貨を香港に送るべき許可を與へられるよう要請した。併し、現銀の海外輸出は禁止されてゐたので、彼等の要請は到底容れらるべくもなかつた。

一九一四年の始め、省紙幣は額面の六〇パーセントで授受された。六月には、一元紙幣が現銀に對して〇・三七元にしか値しないと云ふ程度まで低落した。政府は、事態は放任を許さゞるものがあると見てとつたので、これらの紙幣を凡て回收することに決定し、省紙幣一元に對して中國銀行券〇・四五元の割合で兌換した。同年末、これらの銀行券は外國銀行券に對しては一〇パーセント、中國銀行券に對しては五パーセントの打步付きで交換された。銀行券はその量が制限されてゐたので間もなく相場は昂騰した。次の二年間における平均交換率は、香港銀行券一元＝省紙幣一・一元又は支那銅仙百二十七枚、又は廿仙貨銀貨で一・一八元（廿仙銀貨五枚、純銅貨八百八十枚）。香港政廳が大戰勃發以來、銀の輸出禁止方針を堅持して來たので、一九一九年には現銀が非常に欠乏を來し、かくて紙幣の減價が招

來されることゝなつたのである。現銀に對する需要は非常に大きかつた。商人は硬貨で支拂をなすことが以前に比して遙かに困難となつた事實に氣が付いた。併し、右の輸出禁止令は一九二〇年に至り廢止され、現銀は再び自由に流通することゝなつた。小洋に比較すると、香港百元（紙幣）は次第に昂騰し、小洋百十三元の相場を現出した。一九二〇年の第四四半期に、陳炯明將軍が廣西軍との一戰に餘裕綽々と勝利を收め、さうして廣東省の督軍となるや、中國銀行券はもはや法貨として流通しなくなつた。同行は廣東一派が既に袂を分つてゐた北京政府の直轄銀行であつたからである。一九二〇年末、省政府高官筋の後援を得て廣東銀行が設立され、中國銀行券にとつて代るべき新銀行券を發行し、それを流通せしめることゝなつた。この十年間の最後の年（一九二一年）には、金融市場においては相場上に何等激しい變動は記錄されなかつた。廣東銀行券は多量に流通し額面通りに授受された。

一九三一年に終る海關十年間報告には、更に次の如き報告が揭げられてゐる――

「一九二〇年、中國銀行券と置換へるために發行された廣東銀行の小洋元票は、一九二二年、當地において流通してゐた唯一の省紙幣であつた。省政府内の政治的變革に基き非常に減價したので、これらの紙幣は一九二三年の始め、流通市場から回收された。一九二四年八月、中央銀行（廣東）が設立され、そして政府當局より小洋元票の發行權を得た。同行の發行した紙幣は爾來今日まで流通して居り、一般省民は、平常時においては硬貨に對して平價で授受してゐる。但し一九二七年十二月、廣東コムミーン勃發の際は、硬貨に比較して、額面價格の二五乃至三〇パーセントの價格にしか相當しなくなつた。省の首都に政治上の紛爭が生じた際は何時でも、これらの紙幣の相場は大幅の變動を示した。一九二八年、稅務司がこの紙幣の收納を拒否したので、商人層の間に恐慌を惹き起した。併し、二、三

ヶ月後、當局が金融界の調整工作を遂行しようとする決意を示すため、約一千萬元のこれら紙幣を封印した結果、額面價格の九〇パーセント以上を以て流通するに至つた。一九三一年四月廿九日、政治的動亂が勃發した結果、中央銀行（廣東）に取付けが起り、右紙幣は大きな割引を付されて受理された。その後の二、三ヶ月のうちに、廣東當局が南京政府との關係を斷絶する意向だとの報道がこの港に達した際、この地の商人たちはこれらの紙幣の授受を拒否したのである。十一月、省政府の努力によつて一般民衆の本紙幣に對する信用が恢復した。即ち省政府當局は再び各銀行及び商館手持の紙幣に封印を施す處置に出たからである。一九三二年一月一日には中央銀行が廣東省銀行に再組織され、さうしてその新省立銀行の銀行劵が當時流通してゐた中央銀行劵と漸次取換へられるであらうと云ふ報道が權威筋から傳へられた。

「一九二三年、廣東銀行劵を流通市場から回收した結果、廣東に中央銀行が開設された一九二四年八月まで一般民衆は紙幣を使用することが出來なかつた。(註)右の如き紙幣が全然回收されてゐた間は、當時一般に普及してゐた廿仙銀貨が本港における小額取引の交換手段として重要な役割を果した。一時的にせよ、紙幣が全然市場に流通してゐなかつたため、一般民衆は贋造貨幣の流通によつて多大の不便を味つた。更に、貨幣を奧地に送る際、彼等は硬貨の輸送に伴ふ危險をおかさねばならなかつた。中央銀行劵（廣東）は發行當初は一般の信用を博するに至らなかつた。紙幣の手持が相當の額に達すると、何時でもこれを硬貨と交換すると云ふのが、地方商人の慣習であつた。勿論、右の如き事態は過渡的現象に過ぎなかつた。といふのは、間もなく中央銀行劵の流通は常態を確保するやうになつたからである。一九二九年三月、中央銀行は各種名目の新小洋紙幣を發行した。これは現在もなほ流通してゐる。發行總額

は二千九百萬元（小洋）に達したものと傳へられてゐる。」

註　一九二八年十一月に始めて上海に設立された中央銀行と混同せぬやう注意されたい。

北　海

北海について云へば、一九〇〇—一〇年間には、銀補助貨に兌換し得る紙幣が流通してゐた。而して同紙幣は、通例平價に對して五パーセントの割引が付されてゐた。一九二一年に終る期間を取扱つた海關報告のうち北海に關するものは次の通りである——

「本地方の通貨問題については、當時流通してゐた極く少量の廣東紙幣を除けば、殆んどこれと云つた變化は何等記錄されてゐない。北海港において、この十年間の大部分を通じて、右の紙幣は殆んど市場に流通してゐなかつた。同港の主要通貨は依然として廿仙銀貨——十仙銀貨は稀である——及び銅仙又は厘錢である。

當時、省紙幣の市場價格が平價に比し三〇乃至四〇パーセント程度下値であつたにも拘らず、ひと頃は（一九一三—一四年）釐金税徴收司及び關所ではこれをその額面價格で受納してゐた。相當額の東方滙理銀行券（印度支那銀行券）が通常北海において見受けられるのであるが、これらの紙幣は東京（トンキン）との取極めが行はれてゐる時か、又は多額の現金預金が海關事務所において必要である時にのみ需要があつたのである。香港における外國諸銀行の紙幣は、この十年間を通じて時折かなりの割引相場を示現し、或る時期には、香港元百に對し、地方元八十三（商標入り元）の割合でのみ入手し得たのである。」

次に掲げる評論は一九二二—三一年に至る時期に言及してゐるが、これも北海の海關委員會によつて提供されたも

のである。

海南島瓊州

一九二二年に、廣東において流通してゐた通貨――それはたとへ減價してゐたとはいへ――をこの地域へ移入せんとする企圖が試みられた。併しこれらの通貨は商人筋の猛烈な反對に遭遇した。商人達は抗議の意志を表示するため、七月卅一日に營業を停止し、同年九月五日まで再開しなかつた。さうして商人達が地方守備隊兵士への支拂のため、軍隊によつて受取られた紙幣の委託證書の一部を購入するに同意した際、この試みは放棄されたのである。」

交通銀行は瓊州（海南島）に、海關銀行としての任務を果すべき支店を開設したが、一九一一年に至つて、これを閉鎖した。同行は海關官吏に對する俸給の一部を本銀行劵によつて支拂ひ、租稅の支拂に際しては本銀行劵を法貨となすことによつて、自行紙幣を流通市場へ投じようと試みた。併しこの試みは何等成功をもつて酬ひられなかつた。

一九一二―二一年の期間に對する海關十年間報告には次の如く詳細な事情が述べられてゐる――

「一九一三年に、多量の廣東紙幣が海南島における兵士の支拂に充當するため、地方財政廳の手によつて移入された。紙幣が嘗つて取引上重大な障碍となつたことを記憶してゐる商人達は、右の廣東紙幣に多くの信用を置かず依然として現銀に對して彼等の好愛の氣持を示したのである。一九一四年十一月に、海口に中國銀行支店が設立され、開業早々の頃はかなり良好な營業を行つたが、一九一八年十一月には、國內政局の混亂のため閉鎖され、如何なる有價證劵に對しても資金の前貸しを行ふことを拒否したが、丁度その頃は香港銀行劵の割引率が九パ

ーセントに達してゐたときである。同支店は一九一九年に再開され、一ヶ年營業を續けたのち、一九二〇年九月には、又もや政治的動亂によつて閉鎖された。紙幣の減價が非常に猛烈に進行して來たので、本報告を起草してゐる現在、同行は未だ營業を再開する運びに至つてゐない。廣東省銀行は一九二一年十二月海口に支店を開設した。」

一九三一年に終る十年間の瓊州における狀態に關して、海關長は次の如く報告した。

「銀行券に關して述べれば、中國銀行海口支店はこの十年間に先立つ數年前に兌紙幣を發行したが、その後間もなく右紙幣は回收された。南廣東實業銀行は一九二五年に創立され、一九二六年に閉鎖された。この間に銀行券が發行されたが、市場においては授受されなかつた。一九二八年六月に、中央銀行（廣東銀行の謂である）が海口に支店を開設した。同行の各種名目の銀行券は市場において歡迎されたが、その發行總額は三十萬元であつた。一九三〇年一月に、この地方に發生した不安のため、中央銀行に對する一般的取付けが起つた。それ以後銀行券は本港においては流通しなかつた。」

一九一二年に廣東においては地方銀行券の發行が目論まれたが、當時の廣東を支配してゐた狀態を明かにすれば次の如くであつた。即ち「ノース・チャイナ・デーリー・ニュース」紙の廣東通信員は、九月卅日付の通信の中で、省當局は非常に資金に窮してゐるから、彼等には紙幣を發行する以外に殘された手段はないと述べてゐること、これである。紙幣は大幅に變動し、屢々二〇パーセント見當まで減價したのである。遂に地方財務廳は同地商會の指導的議員の會議を召集した。同會議において省當局の要求に從ひ、右紙幣を平價で授受することに

決定した。彼等は更に當時の事態を認識しようとせぬ人々からは商會議員としての特權を剝奪する旨の決議を可決した。

如何なる人も、小店主や行商人をしてこの紙幣を受取らしめることが出來なかつたのは、當然であつた。また當時官吏達が躍起となつて事態の重大性を說明し、廣東の一般民衆が快く新銀行券を受取ることを承諾するよう指示したにも拘らず、省民は新銀行券で取引をしようとはしなかつた。

一九一三年十二月二十二日付の同上通信は、政府紙幣が額面の六五パーセント及びそれ以下に低落したと報道した。李總督は右紙幣を額面價格の七五パーセント以下で行使せんとした者は戒嚴令に基き死刑に處せらるべき旨の布告を發した。かくの如き警告にも拘らず、多くの人々は極秘裡にこの紙幣を七五パーセント以下の水準に割引してゐたのである。」

廣西省

廣西省では銀行券は一九〇九年に龍州に始めて現はれた。この銀行券は市平兩に代つて流通せしむべく、省總督の命令によつて發行されたものであつた。發券銀行は桂林にあつた廣西省銀行で、その名目價格は、一兩及び十兩（盛平兩）であつた。だが右銀行券は龍州においては流通しなかつたので「市平兩に兌換し得る」旨の支那文字を同地において刷りこんだのである。かくて、この紙幣も一般の信用を博することゝなつたわけである。

悟州、南寧の如き比較的大きな都市においても、一九〇〇―一〇年の期間には、銀行券は流通してゐなかつた。

廣西における銀行券流通の狀態は、廣東省内におけるよりも遙かに混亂してゐた。それは廣西が廣東よりも貧困化してゐたからであり、省の財政が屢々巨額の赤字を示してゐたからである。十年に一度公表される海關報告を除けば廣西省に於ける紙幣の來歷について利用し得る材料は甚だ貧弱なものである。發券機關、卽ち廣西省銀行は再三再四困難な事態に捲き込まれ、その度に破產の苦境を經ねばならなかつた。

一九三六年末まで廣西省内において流通してゐた銀行券は小洋を基礎としてゐた。同年末に至り始めて省通貨を法幣元と取換へ、以て支那の他の各省との統一を達成しようと決定したのであつた。一九一五年四月、廣西省の財政部から發行された五十仙紙幣は市場から回收された。恐らく贋造紙幣が市場に現はれたからであらうと思はれる。この時流通市場に殘されたのは、僅かに十仙及び一元紙幣のみであつた。而してこれらの紙幣は平價を保持した。

一九三六年六月十二日付のルーターの廣東通信は、廣東廣西の兩隣接省の財政廳長の間に、兩地方の紙幣を同一基準の上におくと云ふ條件をもつて協定が成立した旨を報じてゐる。右協定成立の結果、兩省の紙幣は各々相手の省内においても租稅及びその他の支拂に際しても受納されることゝなつた。更に、兩省財政を監督すべき聯合統制局の如きものが設置されることゝなつた。その後間もなく、南京政府から分離せんとする企てが試みられ、結局これが失敗した結果、この計畫は實現しなかつた。

一九三六年十二月には、小洋約六千萬元が廣西省内において流通してゐたものと推定せられた。一九三七年一月一日より右の紙幣を回收し、統一された法貨をそれに換へようとする試みが、當時行はれた。併し乍ら、この計畫は明らかに鞏固な基礎に基いてはゐなかつた。と云ふのは西安府（陝西省）における革命が始まつた十二月十四日には、

既に廣西省内の民衆は恐慌氣分となり、省紙幣二千元と香港紙幣一千元の比率で、同紙幣を交換しようと試みたからである。僅か一日前の價格は一千七百八十元であつた。

廣西省は未發達な省であつたので、常に豫算上の困難に遭遇した。一九三七年四月、廣西の小洋元紙幣は、標準元の四五パーセントにまで低落し、その後一ケ月にして、右紙幣は法幣元の三〇パーセント以下の相場で取引された。

廣西紙幣に關する事情は悟州から提出せられた一九二一年に終る時期の海關報告の中から蒐集し得るであらう。

「廣西紙幣が最初流通せられた際は、補助貨と共に平價で流通した。併し銀の大量需要と一九一七年以後の金融市場の逼迫とにより、廣西紙幣一元は廿仙銅貨五枚と等價となり、廣西紙幣は次第に價値において低落し——一九一八年には補助貨に對し二〇パーセントの割引相場を示した——そして廣東軍の到着（一九二一年六月廿八日）後は、廣西紙幣は流通しなくなつたのである。廣東の銀行券がこのとき持ち込まれ、現在これらの紙幣は補助貨に對し二分の一パーセントから一パーセントの割引相場を示してゐる。」

悟州

悟州の海關委員は同地から報告を寄せ、十年間報告の中で（一九二二―一九三一年）次の如く述べてゐる——

「この十年間における省銀行券の流通は、混亂狀態にあつた。一九二二年には、廣西及び廣東兩省の銀行券が流通してゐたが、額面價格の僅か五〇パーセント見當の價値しかなかつたのである。黄紹雄將軍がこの省を統治してゐた間（一九二六―二九年）に、廣東通貨で約一千六百萬元と推定されるかなり多額の銀行券が發行され、最初は平價で受取られた。これより以前に發行されたあらゆる紙幣は當時殆んど無價値となつてゐた。だが、廣東と

この省との間に衝突が起つたので、これらの新紙幣は額面價格の二〇パーセント以下に減價し、その後再び恢復することがなかつた。尤も紙幣總額の約半分、即ち八百萬元は政府の手により回收されたと傳へられてゐる。未回收の減價せる紙幣はいまは最早流通してゐない。たゞ割合冒險的な思惑筋の間で、額面價格の約一〇乃至二〇パーセントの割引相場で賣買されてゐる。一九三一年十一月頃、即ち廣西省を占領してゐた廣東軍が同地から引揚げたのち、廣西省政府は十元及び五元名目の省庫證劵總額二百萬元を發行した。この證劵は現在（一九三二年）流通して居り、何等減價の徵候を示してゐない。

南　寧

一九二一年に終る十年間の狀態につき、南寧から報告を寄せて、同地の海關委員は次の如く述べてゐる――

「本十年間の終りに至り、全省には紙幣――廣西銀行劵の形において――の氾濫狀態が現出した。この紙幣は陸榮廷政權の倒壞と共に、近い將來には殆んど紙屑同樣になるものと見られる。一九一五年までは、主として政府の財政を處理するために設立された廣西銀行の紙幣發行は、可なり健全なる制限内に保たれてゐたやうに見へる。併し、最近二、三年間に、本紙幣の價値は、主として全く無用な軍事的冒險の費用を支拂ふために行はれた頻繁なる新規發行のために、次第に減價して行くやうに見えた。陸榮廷の沒落によつて、これらの紙幣に對する相場は殆んどたゞぬことになつた。而して現在は一元に對し小洋銀約四十仙（ノミナル）の相場がつけられてゐる。」

一九三一年に終る期間に關する南寧よりの海關十年間報告は、銀行劵について左の如く報告してゐる――

「當地における通貨及び金融の狀態は極めて混亂してをり、特にそれは、いま檢討を行はんとしてゐる時期の大部

分を通じて一層顯著であつた。その唯一の原因は再三再四繰返される省內及び各省間の政治的鬪爭と戰鬪行爲である。故陸榮廷元帥が權力を掌握してゐた頃、適當な正貨準備を基礎として廣西銀行が發行した小洋元票は本期間の始め頃には銀貨と平價を保つか、若干の打步すら付せられてゐたのである。一九二一年の終頃、陸元帥が龍州に隱退すると、直ちにこれらの紙幣は一元が僅か六十仙小銀貨に相當する程度に減價した。陸元帥が一九二三年、南寧において再び權力を握るや、更に多量の紙幣が發行された。その結果五〇パーセントに達する割引相場を付されるに至り、その後間もなくこの割引率は八〇パーセントに達し、遂には最初の價格の十五分の一以下に減價した。一九二四年に陸政權が倒壞したので完全に紙屑同樣となつた。一九二五年に廣西銀行が再興され、一元及び五元名目で總額百十萬元に達すると云はれた新紙幣が發行された。併し、同省は依然雲南及び廣東兩省軍と交戰狀態にあつたばかりでなく、しばしば主權者が變つてゐたので、これらの軍事的及び政治的操作は事實上省金庫を蕩盡させた。かくて一九二九年に廣西銀行は再び破産したのである。それ以來、南寧には官立乃至政府銀行と稱すべきものは存在しなかつた。尤も一九三〇年の始めに或る一つの錢莊が開設され（半官半民機關）これが政府資金を取扱つて居る。而して五元、十元、及び百元（小洋）名目の約束手形を發行する權限を付與されてゐる。かゝる手形は一般民衆によつて圓滑に授受されて居り、現在までのところ相當の流通高を有してゐる。

龍　州

一九一二—二一年間に關する龍州からの海關十年間報告には、當時同地に流通してゐた紙幣について次の如き報告が掲載されてゐる。——

「この土地には從來獨自の通貨と云ふものがなかつた。本期の最後の二、三年を通じて東京(トンキン)のピアスター(安南弗)が龍州において流通するやうになり、非常に優勢なる地位を占むるに至つた。勿論、廣西紙幣も相當多量に持ち込まれたが、東京弗と交換する場合には二〇乃至三〇パーセントの割引率を付されてゐたので、依然として市場を支配してゐたのは東京銀行券であつて、それは自己の等價物、即ちピアスター銀弗に對しても屢々打歩を付せられてゐた。しかし陸榮廷元帥の治政に對する民衆の信頼の念こそが、廣西紙幣を殆んど平價に近いところで維持し來つた要因であつた。新廣西銀行も開設されてゐたが、一九二一年の九月に南方軍が到着した際、閉行せざるを得なくなつた。」

龍州駐在の海關委員は一九二二―三一年間の主要事件を記録せる報告書の中で次の如く述べてゐる――

「本期間を通じて廣西には減價せる銀行券が氾濫してゐた。一九二一年に先立ち、適當な正貨準備を有しない銀行券が約四千萬元以上發行されてゐたが、これに加ふるに、一九二二年には廣西銀貨三百萬元に相當する新紙幣が市場に放出された。一方、黃紹雄將軍政權の財政上の窮迫により、建設事業及び行政費の財源として、過度の銀行券の發行が行はれた。一九二五年以來、廣西通貨で一千萬元以上の價格に相當する紙幣が正貨準備なくして流通市場に放置されたので、その結果、次第に減價するに至り、遂に一九二九年には額面價格の二〇パーセントに達したのである。併しながら一九三一年には――李宗仁將軍及び白崇禧將軍が再び政權を掌握した後――二百萬元の價格に相當する銀行券が、省庫證券の名稱の下に本省內において流通せしめられた。しかしてこれらの紙幣は、適當な正貨準備をもつてゐたので、商人と同樣一般民衆の人氣をも博して居り、打歩を附せられる場合すら

ある。」

雲南省

雲南は支那の最も南西部にある省であつて、直接海洋に接してゐない。最近まで交通機關は無視されてゐたし、本省の經濟的狀態は、むしろ低水準に止まつてゐた。雲南省は錫鑛が豐富で、歐洲大戰中は、香港でこれを賣捌き相當額の資金を得たのであつた。併し大戰の終結と共に、需要がかなり減退したので、錫價格は低落した。一九一八―九年、雲南省では金貨を流通せしめんと試みたが、一九二一年に銀價格が低落したとき、これらの金貨は忽ち溶解せられてしまつた。

その頃までは、銀行劵の流通高は比較的少く、その相場もよく維持されてゐた。併し省内の商工業が依然として貧弱であつたこと、かてゝ加へて莫大な軍費の支出のために、銀行劵の發行高は次第に增加し、その價値は市場において低落を告げるに至つた。結局、同省の金庫たる富滇銀行は支拂を中止せねばならなくなつたのである。一九二八年末までに、富滇銀行の發劵高は五億元(小洋)に達し、うち金屬準備の割合は一〇パーセント程度であつたと推定された。當時、同銀行劵は額面の八〇パーセント近くに低落してゐたのである。

一九二五年、雲南には二つの發劵銀行があつた。卽ち富滇銀行と地方開發銀行とがこれである。前者は九種の名目の紙幣を發行してゐた。卽ち千元、百元、五十元、十元、五元、一元、及び五十仙と廿仙とである。後者の發行してゐた紙幣は百元、十元、五元及び一元であつた。

一九二〇年以後、雲南造幣廠は最早現銀の鑄造を行はなかつたが、その代り、半元鑄貨の鑄造のみを行ひ、その純銀含有量は遂に千分の五百以下に引下げられた。だが、一九二一—二四年間に鑄造されたこれらの半元鑄貨の大部分は阿片と軍費の支拂のために流出して行つた。一九二五年、品位の低下した半元鑄貨が時折、しかもその一部は紙幣回收のために放出された。一九二一年、次の如き布告が正式に發せられた。「……最近數年間に富滇銀行より發行せる紙幣は地方政府の全面的保證を享受するものにして、何等割引を付さるゝことなくして、その名目價格をもつて拂戻しを受くべし」同紙幣の價値は謂はゞ擬制的であつたにも拘らず、それ程急速に減價しなかつた。一九一九年一月雲南元九十五元半に對し香港弗百弗と云ふ相場であつた。ところが、一九二〇年六月には、この比率は百九元に對し百弗に昂騰し、そしてそれは一年後には百二十三元に上つた。しかして一九二二年六月は、百二十四雲南元に對し百香港弗、一九二三年六月は香港弗百弗に對し百三十一元半雲南元、更に一九二四年六月には、この割合は百五十三元にまで上昇した。然るに一九二五年四月には遂に香港弗百に對し二百雲南元に飛躍したのである。しかし一般的に云つて、この紙幣は右期間中雲南省内において不人氣だつたとは云ひ得ないのである。

蒙自

蒙自においては一九〇九年頃、銀塊が姿を消すと期を同じくして始めて紙幣が導入された。當時、大清銀行は地方銀行券を發行してゐたが、これは一九一一年の革命勃發當時まで平價で流通してゐた。

一九一二年より同二一年に至る海關十年間報告によれば、蒙自における狀態は、紙幣に關する限り、相當滿足し得るものであつた。

「過去十年間の特徴は、一九一二年に政府の省立銀行が開設されたことで、同省内における重要中心地には概ね同行の支店が設置された。當初、同行は保守的政策を採り、その發行高は兌換準備を超過することはなかつた。この政策は銀問題が重大化するまで繼續せられたが、この時に初めて多量の紙幣が發行されたのである。これらの紙幣は百元、五十元、十元、五元、一元、五十仙及び廿仙の名目で、極めて貧弱な用紙に印刷された――用紙が貧弱だつたので、それは間もなく汚損して了つたが――。併し他の諸省における同樣の機關が發行した紙幣とは反對に、富滇銀行券は雲南省の最も邊避な地方においても喜んで平價で授受せられてゐたので、決して減價する如き事態は生じなかつた。一九二〇年、同行はアメリカに紙幣製造の注文を發し、そのうちの數種、即ち一元、五十仙、廿仙名目の各紙幣は既に市場に流通してゐる。その意匠は頗る美麗であり、支那政府銀行の使用しつゝある紙幣と同樣、良質の用紙に印刷されてゐる。

この十年間に同省内に出現した他の支那銀行は Chih Pien 銀行である。同行の開設は一九一五年で、同じく銀行券を發行して居り、一般に流通してゐる。

雲南元は香港爲替市場において、本期の最初の七年間は、一乃至一〇パーセントの打歩が付されてゐたのであるが、いまや完全にその位置が變り、一九一九年末に至ると、香港弗百弗を購入するには雲南元百四十元を必要とするに至つた。併し、一九一九、二〇、二一年の三年間において、雲南元に對する平均割引歩合は約二七パーセントであつた。」

一九二二年より三一年に至る十年間報告において、蒙自海關委員は次の如く述べてゐる――

「本期の始めにおいて、雲南の半元鑄貨は姿を消し始め、紙幣が多量に發行された。一九二四年中に流通場市場へ投ぜられた紙幣は千二百萬元以上に及んでゐる。一九二三年、稅關は租稅の支拂に際し本紙幣を受理した。一九二六年、政府は通貨改革に着手し、一九二六、二七の兩年に、額面價格約六百六十九萬五千元の紙幣を公衆の面前で燒却した。併し爲替相場は一向改善されず、以上の紙幣中約七千萬元が現在も流通してゐる。政府とは別に二つの會社、卽ち個舊錫貿易會社と高陂鐵道會社が兌換券を發行してゐたが、何れも富滇銀行券の代用紙幣としての資格をもつてゐた。前者は一九二八年に二百五十萬元の紙幣を發行し、このうち百五十萬元を回收した。後者は一九一八年に二百萬元を發行してゐた。双方とも政府から各紙幣を回收するよう要求せられてゐる。」

思　茅

一九一二年より二一年に至る十年間における思茅の通貨狀態は、同じ頃の龍州における狀態と同樣であつた。邊鄙な地方では、土民達は未だ紙幣の便利なことを知つてゐなかつたので、銀貨や銅貨以外のものは受取ることを拒むと云つた傾向があつた。

一九三一年までの十年間における思茅海關委員の報告によれば次の如くであつた――

「一九一二年、富滇銀行の發行した銀行券が思茅市場に現はれた。一般人民は心からこの紙幣の發行を歡迎し、打步付きでこれを買入れんとする氣構へすら示した。併し、過度に發行したため、間もなく平價で流通するに至り後になると、極めて急速に減價し、遂に一九三〇年に至つて、交換比率は紙幣一元に對し、現銀〇・一九元に低落した。現在、同紙幣はもはや思茅及びその地域付近においては流通してゐない。富裕階級は銀貨（半元）を、

貧民階級は銅錢を所持して歩く方がいゝとしてゐる。かうした鑄貨は目方も重く、勘定も仲々面倒ではあるが。」

騰　越

騰越（雲南とビルマとの國境）における紙幣の發行に關しては、海關委員の提出せる一九二二—三一年の十年間報告の中に、詳細な事實が述べられてゐる——

「革命直後、富滇銀行支店が省政府の手で騰越に設立され、一九三〇年まで營業を續けた。同銀行券の額面價格は百元、五十元、十元、五元、一元、五十仙及び廿仙であつた。これらの紙幣は最初は額面通り流通したが、次第に減價した。かくて、一九二二年には、紙幣百元に對し現銀九十八元、一九二三—六年には現銀四十元、一九二七—九年には、現銀三十五元、一九三〇—三一年には現銀廿元の相場であつた。省政府は屢々これらの紙幣を回收するために何等かの措置を講ずる旨聲明したが、雲南東部の諸都市においては、今日もなほこの紙幣が慣用されてゐる。尤も騰越では殆んど使用されてゐない。」

雲南における銀行券の狀態は第二十三會計年度の郵政事務に關する報告書（一九三五年六月卅日を以て終る）の中に含まれてゐる公式聲明によつて、若干その特徴が示されてゐる。右の報告書は次の如く述べてゐる。即ち地方通貨が減價するに至つたため、雲南省内においては、一九三〇年以來、各切手類は百仙につき雲南紙幣五元、一九三四年の初め以來は九元乃至それ以上に賣られてゐる、と。その當時までに郵政局は莫大な損害を蒙つたので、一九三四年十二月以來は、政得銀行券を基準としてゞなければ、販賣を繼續し得なくなつた。

一九一二年、貴州省銀行は元紙幣を發行した。かうした冒險的措置は一般民衆の歡迎するところではなかつた。彼等は以前流通してゐた兩（テール）紙幣よりもそれ以上に新紙幣を嫌つたのである。元名目の新紙幣は地方的に印刷されたものであつて、その裏面には、袁世凱大總統より百萬元の紙幣發行權を得てゐる旨を記述した唐長官の布告が印刷されてゐる。一般商店は商品代價の支拂に際して本紙幣で受取らねばならなかつたし、一切の租税はこの新紙幣で支拂ひ得ることゝなつてゐた。紙幣の表面には英字及び漢字で、貴州銀行と云ふ文字が印刷されてゐた。

一般民衆が本紙幣の使用を拒否したのは、いろいろな理由に基いてゐたのだが、第一に本紙幣は貴州省內にのみ流通してゐたことであり、第二には、紙幣に印刷されてゐる布告は、何時轉任になるか、また何時死ぬかもわからぬ唐長官の署名になるもので、從つて彼の後繼者が果して前任者の布告を認めるか否かは、全く不確實であつたからであり、最後に現銀の準備額がたとへ若干存在してゐるにしても、發行されてゐる百萬元の紙幣と比較すれば全然お話にならぬ程度であらうと云ふ信念が一般民衆の間に強まつてゐたこと等がその理由である。

かうした不信の念が高まると共に、新紙幣の市場價格は漸次低落を始めた。「ノース・チャイナ・デーリー・ニュース」紙の通信員は、一九一三年三月廿五日付貴陽發の通信の中で、右の狀態を次の如く述べてゐる――

「本月二十二日、內務財政委員會の名において、元紙幣を七十二兩仙（額面價格）以下に兩替することを禁ずると共に、かゝる兩替の現行犯に對しては嚴罰に處すべき旨を闡明せる布告が發せられた。二十四日、財政委員會の發布

した他の布告では、貴州銀行が四月一日より額面價格を以て銀と引換へに紙幣の受取りを始める旨公約した。或る番號が記載されてゐる紙幣のみを或る一定期間中に兩替し、その他の番號のものは同期間中に兩替出來ないことになつてゐる。

これらの布告が發布されたことは市場に相當重大な影響を與へ、元紙幣は三十六兩仙から五十乃至六十仙見當に昂騰し、今日では買入が全く困難となつてゐる。當局がから云ふ措置をとるとの情報を豫め入手してゐた富裕な商人達は、安値で大々的に買入れ、可なりの鞘稼ぎを行つた。いまなほ手放さぬ向もあるが、彼等は同紙幣が七十二兩仙、即ち額面價格まで續騰するのを待つて賣放ち、更に大利益を收めやうと希望してゐる。記者の確かめ得たところによれば、同行は紙幣の現銀引換へのため一萬兩乃至二萬兩の銀を所有してゐる。これだけあれば約一ヶ月の役には立つわけである。もし一般の信用がこの間に恢復するならば、紙幣價値は高水準にとゞまるであらう。併し今後も引續き現はれて來る需要に應ずるため、更に多額の銀の供給がなければ、再び銀行の取付が行はれるし、その場合に、紙幣價値は一段と低落する危險があるわけである。」

一九一三年四月一日、貴州銀行はその元紙幣の現銀引換へを開始した。併し各名目紙幣毎に限られた數量以上は兌換されなかつたので、紙幣の價値は又もや一元に對し四仙方低落するに至つたのである。多くの人々は、紙幣の價格がもう一度騰貴するものと期待し、いまなほこれを退藏してゐる。兩紙幣は現銀と引換へることは出來なかつたのだが、元名目の紙幣とは兩替することが出來た。

一九一三年九月末に至り、同紙幣一元に付き卅一兩仙にまで相場は戻して來た。當時、商會（商業會議所）は四十

兩仙を下らざる程度に元相場の位置を高め、これを維持すべき方策はないものかと努力してゐた。このため鹽商及び布商等に對し十萬元乃至廿萬元程度の紙幣を、市場から買付けるよう勸說することゝなつた。

一九三四年六月、貴州省銀行に取付けが起つた。省政府署名入りの一元紙幣の價格は額面の八十五パーセントに低落し、無署名の紙幣は、額面の僅か二十五パーセントの相場をつけた。

福建省

福建省の三都澳においては、一九二七年まで紙幣の使用と云ふことは事實上知られてゐなかつた。その當時ですら同地には銀行なるものは全然營業してゐなかつた。流通してゐた紙幣も――特に補助紙幣――福州銀行及び寧德銀行の發行にかゝはるものであつた。海關の推定によれば、一九三一年までに三都澳に流通してゐた紙幣は約三百元、うち六十萬元は中國銀行の名稱を付した紙幣であつたと云ふ。

數十年間、福州及びその附近地方における主要通貨は大富元であつた。名目上、Hsin-i-pin 兩に基いたこの通貨は、事實上は現銅のみの相場を付されてゐた。

福建省内に銀通貨制を確立する目的から、大富元は一九二八年七月 Hsin-i-pin 兩と共に廢止された。その代りに、錢莊は大洋元紙幣を發行する許可を得たのだが、その流通はこの地の支那人商社に限られた。この紙幣は海關銀行も郵政局もこれが受納を拒否した。銀行が取扱ふ場合は、特別の取極めに基き、また特別の交換比率によつて、始めて受理すると云つた狀態であつた。一九三一年、大洋紙幣を發行する錢莊は約二十軒を數へた。一九二九年、中央銀行

は福州に支店を開設し、それ以來、中央銀行の兌換券は全省を通じて、好んで流通せしめられることになつた。中國銀行も福州に支店を開設し、同地における兌換券發行の責に任じてゐる。

厦　門

厦門には大淸銀行及び交通銀行が設立せられたが、後者の創設は一九一〇年頃であつた。一時、臺灣銀行券が厦門地方において自由に流通してゐたが、一九一九年に猛烈なボイコット運動が行はれて以來は、一九二一年頃まで中國銀行及び福建銀行（一九一八年設立）の兩兌換券のみが流通してゐた。その後十年間は、中南銀行——本店を上海に置く、厦門資本家達の手によつて設立さる——の發行せる兌換券が一般に流通するやうになつた。邊鄙な地方においては、紙幣の方が却つて硬貨に對して打歩を付せられる場合が少くなかつた。これは容易に匪賊の眼を欺き得たからである。

一九二〇年に襲來した不景氣のために、福州にある多くの銀行が營業を停止した結果、約百萬元ばかりの紙幣が兌換不能に陷つた。かゝる事態を匡救するため、當時既に銀行券を發行してゐた四十五の錢莊が、福州金融維持公會を組織し、各々三千大富元を醵出したのである。公會は通常の銀行業務を營む傍、銀行券をも發行した。その目的は前福建銀行の發行せる紙幣を買戻すと共に金融市場を安定せんとするにあつた。併し、この計畫は成功しなかつた。有諸錢莊の大部分が、營業を停止せざるを得なくなつたか、又は兩替商に轉業したので、一九二八年四月には、紙幣を發行する錢莊は僅か二十八を殘すのみとなつてゐた。

この頃、福州において銀行公會が組織されたので、金融維持公會は無用な存在となつた。

一九三七年春、在上海福建商業組合は、福建省銀行が補助紙幣の形で發行する權限を與へられてゐる紙幣は僅か二百萬元に過ぎないに拘らず、事實上流通してゐる紙幣額は一千萬元以上に及んでゐること、更に紙幣の發行には何等統制の手が加へられてゐないこと、發行高も公表されねば兌換準備の額及びその種類も公表されてゐないこと等を指摘し、福建省當局に對して善處方を要望をした。

ところが、福建省當局からは何等滿足すべき回答が得られなかつたので、福建商業組合は南京政府に對し、遺憾の意を表明し、資本金僅か百萬元の福建省銀行が過剩の紙幣を發行して、市場を氾濫狀態に陷らしめるが如き措置をとるべきではないとの意見を具陳したのであつた。また百萬元と云ふ資本金も、省當局が幾度か財政的に窮迫した際、いづれかの機會に引揚げてしまつて、現在は既に存在してゐないのではないかと云ふ意見すら一部には唱へられてゐた。

第十一章　幣制改革と通貨の統一

支那に於ける銀行券發行取締規則

清朝の治世時を通じて、銀行券の發行取締規則はしばしば公布されたが、しかしこれらは嘗つて殆んど實行されたことがなかつた。發行高及びこれに必要な金屬その他の兌換準備の保有高等についても、何等の取締條令もなかつた。かうした事實から考へると、一九二〇年前の事柄を取扱つてみても興味を惹くものが少い。

その當時、財政部のうちに特別通貨局なるものが、北京に開設されたがその任務は次の如く規定された――

(一) 銀行の監督
(二) 銀行券發行の取締
(三) 銀行券兌換準備の檢査
(四) その他通貨及び銀行業々務に關する事項

一九二三年、通貨部の廢止と共に、特別通貨局の任務は、左の點にまで擴充された――

(一) 銀行券發行權の認可
(二) 發行された銀行券の監督

(三) 銀行券の構圖及び印刷の認可

(四) 中外における銀行券發行高に關する統計の調査と編纂

(五) 銀行券發行に關する各種の事項

銀行券に關する最初の詳細なる取締規則は一九〇九年に公布された。これは前後二十條から成つてゐる。併しこの取締規則は殆ど常に默殺された。國民黨が政權を掌握してからは、事態は根本的に變化を遂げた。國民黨の最初の方針が、新政府の基礎を固めるべき努力に集中されたのは、理の當然であつた。だが國民政府は割合に早く全支の通貨問題を改善するため適當な方策の實施に乘出したのであつた。かうした仕事が如何に困難なものであつたかは、さきにその概略を示した如く、過去數世紀を通じて一般に擴まつてゐた狀態を詳細に叙述すれば、理解し得るであらう。

だが政府當局は、混迷の中から秩序を創り出さんとする努力をあくまでも捨てなかつた。而して目覺しい程度の成功をかち得たのであつた。一九三七年夏までに狀勢は著しく改善され、紙幣の發行は明快な線に沿つて進みつゝあつたのみならず、以前に存在してゐた缺點が急激に除去されつゝあつたことは、明瞭に觀取し得るであらう。僅々十年にも足りぬ短時日の間に、完全なる秩序が恢復されるだらうなどとは、到底期待し得ないのが當然であるが、この發展の跡を調べてみれば、かうした事態の改善が眞實であり、遠大なものであることは率直に承認されねばなるまい。

商業銀行、商社、商會の紙幣發行は完全に停止され、政府銀行の紙幣發行がこれに代つたのである。現在までのところ、地方銀行をして全然その銀行券の發行を廢止せしめることには困難な事情が見出されるのであるが、この點に關してすら、比較的短日月のうちに全廢し得る見込があり、事實上既に大なる改善が達成されて來た。ところでもう

一つ政府當局の目的とするところは、究極において中央銀行を中央準備銀行に改組したのち、中國銀行、交通銀行、中國農民銀行による銀行券をば中央銀行の統一的銀行券と取替へることにあるのである。

銀行券印刷及び運送管理規則

一九二九年三月、財政部は銀行券の印製及び運送を管理する取締規則を左の如く公布した――

第一條　本取締規則は、中央銀行を除き、銀行券の印製及び運送に從事する凡ゆる銀行業務機關に適用さるべきものとす。

第二條　凡そ銀行は銀行券の印刷前に、新券印刷の諸理由に關する完全なる說明を次に掲ぐる細目を添へ財政部に提出すべし。

（一）新券の形狀
（二）新券の種類及び數量
（三）印刷に付すべき場所
（四）印刷に要する期間

第三條　本取締規則に基く申請が財政部の認可を得たる後と雖も、外國において印刷に付されたる紙幣は、荷受銀行が免許を得るまでは、船舶よりの荷揚げを行ふを得ず。かゝる免許は申請人が左の如き明細書を財政部に提出するを俟て發行されるものとす。

（二）新券の認可を受けたる種類及び數量
（三）印刷の認可日付
（三）現在船積中の銀行券の種類及び數量（若し該銀行券が分割して船積さるゝ如き場合は、各一回分を別個に記入すべし）
（四）荷揚さるべき場所
（五）該銀行券を詰込みたる箱の數量
（六）該銀行券を搭載せる船舶の名稱

第四條　銀行がそれらの銀行券を支那本土の他の場所に積出さんとする場合は、上記明細書を財政部に提出して、まづ別個の免許を受くべし。必要なるこれ等の免許を豫め受けたる場合と雖も、これ等の免許は上記明細表と共に、使用する毎に、記錄としてこれを財政部に提出すべし。

第五條　第二、三、四各條は各種銀行本店及び總營業部にのみ適用さるゝものとす。

第六條　第二及び第四各條の條項に基いて事務を遂行せざる銀行は、該銀行券の沒收及び破棄、發行權の取消等の處分を受くべし。

第七條　第四條の條項に基いて事務を遂行せざる銀行は、該銀行券の沒收及び破棄、三千元以上五千元以下の罰金に處せらるべし。

第八條　本規則は公布の日より施行す。

銀行券發行税

一九三一年に始めて銀行券發行に對する課税に關し一つの法令が公布された。同法令は一九三一年七月廿五日に開催された第百五十二立法院會議において採擇された。同法は九ヶ條より成り支那原文からの非公式譯文は次の如し。

第一條　國民政府より兌換券發行の特許を受けたる銀行は本法に從つて、銀行券發行税を完納すべし。

第二條　發券銀行は全額の準備金を具へ、その百分の六十を正貨準備とし、百分の四十を有價證券準備とすべし。

第三條　發券銀行は左記事項を財政部に提出すべし。

一、銀行の名稱及び所在地

二、發行せる兌換券の種類（元紙幣、補助紙幣等々）

三、準備金の種類及びその詳細の金額

四、最近一ヶ年における發行總額

財政部は以上の細目の調査が完了したる場合、（當該銀行に對し）「發行税調査證」を交付すべし。右調査證は、毎年一同新證と引換ふべく、但し證費を徴收せず。

第四條　銀行券發行税の税率は有價證券準備額に對してのみ百分の二・五を課す。正貨準備の部分は發行税を免除す。

第五條　銀行券發行税は毎會計年度開始期に之を徴收す。

第六條　本法第三條に基き、銀行の提出せる細目が不確實なりと認めたる場合、財政部はこれを審査するため、臨時調査委員會を組織す。右委員會は、財政部、會計檢査院、銀行公會、商會の代表者各一名及び財政部の指定せる特許會計士を以て構成さるゝものとす。

第七條　財政部は、銀行が銀行劵發行税を完納せざる時は、その發行特許權を停止せしむべし。

第八條　凡そ銀行劵を發行する銀行は、各支店の發行する兌換劵についても發行税を納付するものとす。但し各本店は當該銀行支店より之を回收するを得。

第九條　本法は公布の日より施行す

税率に關して發劵銀行側では餘りに高率にすぎるとの見解に一致したので、支那財界の狀態が經濟恐慌、揚子江の洪水、及び上海事變（第一次）のため極度に惡化しつゝある旨を指摘し、國民政府に對して税率の緩和を請願したのであつた。そこで行政院は一九三二年九月廿三日の會議において、立法院の正式承認に基き、一九三三年始めから施行さるべき新法規を採擇した。この改正の要目は、有價證劵準備に對する税率を原案の半分、即ち僅か百分の一・二五と決定したことである。改正法の特に目立つた特徵は次の如し――

（一）一切の發劵銀行は規定された兌換劵發行税を支拂はねばならぬ。

（二）發劵銀行は發行兌換劵と同額の準備金を保有せねばならぬ。右のうち百分の六十は正貨準備とし、他の百分の四十は財政部の承認せる市場性ある有價證劵をもつてこれに充てねばならぬ。

（三）兌換券發行税率は、有價證券準備額の百分の一・二五と定める。正貨準備については發行税の徴收を免除す。
（四）兌換券發行税は毎會計年度開始時に徴收す。
（五）財政部は銀行の報告せる發券高が不確實と認めたるときは、本問題處理のため特別調査委員會を組織する。同委員會は財政部、會計檢査院、銀行公會、商會の代表者各一名及び財政部の指定せる特許會計士をもつて構成さる。
（六）銀行にして本法によらず兌換券發行税を完納せざる時は、財政部はその特許せる發行權を取消す。

幣制改革後における銀行券の狀態

一九三五年十一月三日、一般的には支那の通貨、特殊的には銀行券に關して新しい基礎が創設されたとき、全體の情勢に重大な變化が起つた。銀行券は唯一の法貨と公表され、これによつて全く新しい地位を獲得したのであつた。政府發行及び政府統制の紙幣が今後演ずべき新しい役割に關する規定は、まさしく歴史的價値を有するものと云つてよく、こゝに逐語的に引用する所以である。

政府は國家の發行準備を保存し、通貨並に金融上に確乎たる改革を斷行し、財政的破局を未然に防止すべく、茲に各國の先例を參照して左の如く布告す――

一、本年十一月四日より、中央、中國、交通三銀行の發行する紙幣を法貨となす。凡ゆる租税の納付及び一切の公私の金額上の收支は一切法貨のみを以てし、現銀を行使するを得ず。違反者はその所持する全現銀を沒收し、以て銀の密輸出を防止す。若し故意に隱匿し、或ひは密輸出を意圖したるものは、危害民國緊急治罪法に照して之を處罰す

二、中央、中國、交通三銀行以外の銀行の現在發行せる銀行紙幣の流通は許可するも、十一月三日現在の流通總額を以て限度となし、以後增發するを得ず。財政部は期限を採定して逐次中央銀行の紙幣をもつて兌換し、且つ流通總額の法定準備金、既に印刷せるも未發行の新紙幣及び既發行にして回收せる舊紙幣も共に悉く發行準備管理委員會に交付して保管す。許可印刷中の新紙幣も印刷完了の時を俟つて全部同委員會に移管す。

三、發行準備管理委員會は、法貨の發行、回收を統制し、法定準備金の保管を辦理するを目的とす。該委員會章程は別に公布す。

四、銀行、商社及びその他の公私機關、又は個人所有の銀本位貨幣、或はその他一切の銀貨、地銀は十一月四日より發行準備管理委員會、或はその指定の銀行に交付して法貨に兌換すべし。銀本位貨幣並に從前の政府の貨幣法に適ふ銀貨はその額面通り、その他の銀類は各々實際の銀含有分量に應じて法貨に兌換す。

五、從前の銀本位單位を以て締結せる契約は各原定の金額に基き、滿期と共に法幣をもつて決濟すべし。

六、法貨の對外爲替價値を現在の價格通り安定せしむる目的を以て、中央、中國、交通三銀行は無制限に外國爲替を賣買すべし。

以上の辦法は經濟復興の意圖の下に作成せられたるものなり。卽ち中央銀行の組織も亦將來改善を加へ、銀行の銀行たる職能を遂行せしめ、一般銀行制度は更に健全なる改革を斷行し、穩當なる條件の下に商業銀行に流動性を增加し、その資金を充分餘裕あらしめたる後、正當なる貿易產業の需要に應ずるを得、且つ將來不動產擔保貸付銀行を增加し、不動產擔保法令を修正し、不動產の擔保能力の强化を計るを要すべく、不日施行せらるべし。

財政の再調整計畫は國家收支の均衡を期し樹立されたるものなり。亦紙幣發行の中央集權化、法貨に對應せる準備金の保持、及び峻嚴なる監督制度の確立により、貨幣信用は更に增大するであらう。國家的繁榮の促進を主旨とする政府の施設に對しては、全國民の愛國的支持を得ることを確信す。政府は物價を不當に吊上げんとする投機、乃至策動及び本布告の實行を妨碍せんとする行動に對しては、聊も假借を許さず、徹底的措置を講ぜんとするものなり。

發行準備管理委員會章程（一九三五年十一月三日公布）

第一條　財政部は發行を統一し、法貨の信用を鞏固ならしむる見地より、特に發行準備管理委員會を設く。同委員會において適宜各商業中心地に分會を設置するものとす。

第二條　發行準備管理委員會は政府の法令に則りて法貨準備金を保管し、且つ法貨の發行並びに回收を辨理す。

第三條　發行準備管理委員會は左記委員を以て之を組織す。

一、財政部代表者五名

二、中央、中國、交通三銀行の代表各二名

三、銀行業同業公會代表二名

四、錢業同業公會代表二名

五、商會代表二名

六、各發行銀行につき財政部長が指名せる代表五名

第四條　發行準備管理委員會は中央銀行總裁を以て主席となし、且つ委員が五名乃至七名の常務委員を互選して日常事務を執行す。

第五條　發行準備管理委員會は中外の金融界有力者を聘請して顧問となすことを得。

第六條　法貨準備金については、發行準備管理委員會が指定する中央、中國、交通三銀行の庫房を準備庫とする。其の各庫の準備金の割合は發行準備管理委員會が決定し、且つ財政部へ報告登錄を要す。

第七條　發行準備管理委員會は每月一回準備庫を檢査し、且つ法貨の發行高及び準備金の種類、金額を別々に公告し財政部に報告登錄を要す。

第八條　發行準備管理委員會は人員を選用し課を分ちて事務を處理することを得。

第九條　發行準備管理委員會は財政部の許可を得、辦事規則を議定し得。

第十條　本章程は公布の日より施行す。

發行準備管理委員會分會章程（一九三五年十一月二十八日公布）

第一條　發行準備管理委員會分會は、發行準備管理委員會章程第一條の規定により、發行準備管理委員會の勸告に從ひ、しかして財政部の認可を得て、商業中心地に之を設立す。

第二條　發行準備管理委員會分會は發行準備管理委員會より、分會所在地の法貨準備金に關する保管檢査の事務辦理を委託さる。

第三條　發行準備管理委員會分會委員は、發行準備管理委員會の勸告に基き財政部これを選任す。財政部は委員中より一名を指定して主席とす。

第四條　發行準備管理委員會分會は常務委員三名乃至七名を互選して日常の事務を執行すべし。常務委員の氏名は發行準備管理委員會の承認を得て財政部へ報告すべし。

第五條　發行準備管理委員會分會は人員を適宜任用して會務を辦理することを得。

第六條　發行準備管理委員會分會は辦事規則を起草し、發行準備管理委員會は右の報告に基き財政部に轉報登錄す。

第七條　本章程は公布の日より施行す。

發行準備管理委員會檢査規則（一九三五年十二月廿三日公布）

第一條　本規則は發行準備管理委員會章程第七條の規定により之を制定す。

第二條　法貨發行の總額及び準備金の種類、總額は必らず毎月一回檢査をなすこととす。

第三條　發行準備管理委員會は、夫々正貨準備、及び保證準備の兩項目につき之を檢査すべし。

第四條　法貨の發行は須く發行總額の全額につき準備すべし。正貨準備は百分の六十とし、金、銀、或は外國爲替を以て之を充て、保證準備は百分の四十とし、國民政府發行或は保證の有價證券及び財政部が確實なりと認めたる其他資産、或は短期の確實なる商業手形を以てこれに充つ。

第五條　正貨準備の檢査は、金庫內の銀、金、或は現銀に區別して點檢すべし。若し分會に寄存し、或は外國銀行に

預け入れしものにかかる場合には、當該分會、預け入れ銀行の契約書を檢査して之を證明すべし。

第六條　保證準備の檢査は、もし金庫の證劵、或はその他の資產にかかる時には、區別して點檢すべし、もし分會に寄存し、或は外國銀行に寄存せるものにかかる時には、當該分會、或は寄存銀行の契約書を檢査して之を證明すべし。

第七條　凡そ發行準備管理委員會分會の設置されてゐる地方においては、その法貨發行總額及び準備金の種類、總額は分會が之を檢査せる後、發行準備管理委員會に轉報し、纒めて處理す。分會なき地方においては、その中央、中國、交通三銀行が發行及び準備總額を書入れて、當該本店に報じ、發行準備管理委員會に轉報して纒めて處理す。

第八條　發行準備管理委員會は、檢査毎に發行總額の準備の種類、總額を區別して公告し、且つ財政部へ上陳報告登錄すべし。

第九條　本規則は公布の日より施行す。

（金融商業報、一九三七、八、四——一一、一七日號に據る）

戰時下支那の貿易・金融

昭和十三年十二月五日印刷納本
昭和十三年十二月九日發　　行

譯　者　　森　澤　昌　輝
發行者　東京市芝區三田四國町五番地　岩　崎　徹　太
印刷者　東京市小石川區林町四三番地　中　村　榊

發行所　東京市芝區三田四國町五地番
慶　應　書　房
電話三田（45）一二九二番　振替東京七〇四五八番
發賣所　東京市神田區神保町一丁目　上　田　屋　書　店

定價四圓八十錢

ラピドス著　橋本弘毅譯
新經濟學入門（上）
菊判　六〇〇
定價三、二〇
送料　一八

ヴァルガ著　永住道雄譯
世界經濟恐慌史　第一巻第一部
菊判　二五〇
定價二、五〇
送料　一四

ヨールソン著　永住道雄譯
資本主義貨幣制度論
菊判　二七〇
定價一、九〇
送料　一八

エルマース著　多田潔譯
ナチス政治經濟讀本
―政黨崩壞からナチス政權成立まで―
四六判　三三〇
定價　九〇
送料　一三

ワインツワイグ著　永住道雄譯
日本コンツェルン發達史
菊判　三三〇
定價一、五〇
送料　一三

ザー・リーサー著　石井忠譯
國家財政の戰備と作戰
四六判　二七〇
定價一、五〇
送料　一四

プロトニコフ著　橋本弘毅著
重商主義論叢
菊判　三六〇
定價三、〇〇
送料　一三

日本興業銀行　岡庭博著
戰時下の中小商工業金融論
四六判　三五〇
定價一、八〇
送料　一四

ベルリン景氣研究所著　宮西義男譯
戰爭と經濟總動員
四六判　三〇〇
定價一、〇〇
送料　一二

廣島德四郎譯（全三巻完譯）
ホーマー　イリアド
四六判　三〇〇
定價一、五〇
送料　一三

ヴァルガ著　永住道雄譯

世界經濟恐慌史（第二部 歷史篇）

―重要資本主義國別・循環別恐慌史―

第一章　一八五七年の恐慌
第二章　一八六六年の恐慌
第三章　一八七三年の恐慌
第四章　一八八二年の恐慌
第五章　一八九〇年の恐慌
第六章　一九〇〇年の恐慌
第七章　一九〇七年の恐慌
第八章　一九〇七年から世界大戰まで
第九章　世界大戰から一九二九年の恐慌
第十章　一九二九年の恐慌
第十一章　第二部の譯解と資料出所

菊判上製函入定價　圓五拾錢
總頁約六〇〇頁送料貳拾貳錢

慶應大學教授
經濟學博士　加田哲二著

日本國家主義の發展

現時日本の政治的動向は、國家主義の指導下にあると云つても過言でない。民主主義的政治機構は二・二六事件を轉換期として急速に亡びつつある時、本著書の如く科學的客觀主義の立場をとりつゝ日本國家主義の發展過程を論究し、將來日本の行衛を豫見してあるは必ず讀書子を啓發するであらう。

四六判四〇〇頁　上製函入
定價壹圓八拾錢（送料十八錢）

慶應大學教授
經濟學博士　加田哲二著

人種・民族・戰爭

目捷に迫り來る世界大戰の原因は、各國の經濟的危機の內在のためか、または各民族の血の興敗のためか、これは吾人にとつて餘りに深い謎である。本書は民族學者として世界的令名ある著者が、學者的良心と情熱とをもつて、この未開の學問の道を步一步切り拓いた、わが國で初めての理論的展開をなせる貴重な文獻である。

菊版上製函入定價參圓五拾錢
總頁約四五〇頁送料貳拾貳錢

近刊豫告

慶應大學教授 經濟學博士 加田哲二著

時局と植民政策

國領芳文著

日本科學工業の經濟技術的發達

アーサ・アーノルド著
石川英夫譯

ソヴエト・ロシアに於ける

銀行・信用・貨幣

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

purchased from the
MELLON FOUNDATION GRANT

for

EAST ASIAN STUDIES

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03070 1312